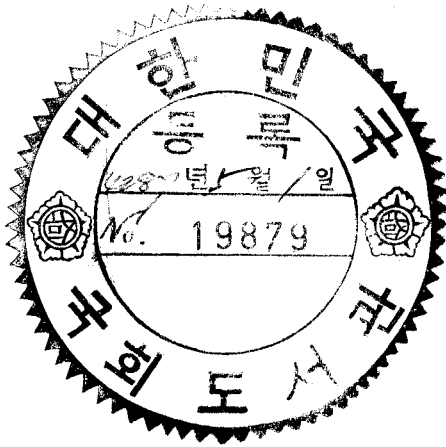


中 華 人

卷 二 第

篇 治 政 華 人

版局賣專府督總鮮朝



序言と凡例

- 人蔘史第二回の刊行として本篇成る。本卷は緒言にある如く人蔘と政治の關係を敘述したるものなり。
- 人蔘政治の中主として經濟に關係あるものは、第三卷に記述せり。
- 本卷は人蔘史八卷中最難解の文字多し。是其史料中に吏文、漢文、特殊の術語等甚多きに由る。故に力めて了解し易く記述し、且欄外に注釋せり。
- 文體に付ては大に考慮を拂ひたり。其故は従前學者のものしたる論文著書の如きに倣へば、餘りに専門的となりて讀者の範圍を極めて狭少にし、本書出版の目的に副はず。さりとて是を通俗的として大衆に了解し得る如くせば、俗書となつて學問的價値を喪失すべく。此理由により、管に本卷のみならず、全卷皆智識階級の讀書家以上を目標として執筆せり。
- 本卷に引用せる史籍文書の原文は前項の理由により可成原文を存したれど難解の部分は原文の意を失はざらん程度に於て、意譯を施したり。
- 史料は力めて多く収録したり、是學者が檢索の便利を考へしによる。然りと雖清

朝李朝の史料は餘りに多きに過ぎ悉く之を編入せば却つて一層の繁雜を來すを考へ。主要なるものゝみ採用せり。

○字側に傍訓あるは皆著者の施したるものなり。原文に假名ありしものは假名の上。を付して區別せり。

○字側に・・を付したるは欄外に解釋補記あるを示す。

○李朝純宗後純祖と追改前李王の廟號は後の純宗殿下と紛れ易きにより原文をも皆純祖と訂記せり。

○蔘、蔘、蔘等の字皆原文に隨へり。原文以外は便宜によれり。

昭和十年七月 日

著者

朝鮮總督府
專賣局

今村

鞆識

人蔘史
第二卷
人蔘政治篇目錄

緒言

上編 國際關係に於ける人蔘

第一章 貢物としての人蔘……………三頁

第一節 總説貢物の意義……………三

第二節 百濟より梁への貢獻……………四

第三節 高句麗より北魏竝隋唐等へ……………五

第四節 新羅より唐へ……………六

第五節 黑水靺鞨の酋長より唐へ……………八

第六節 渤海より後唐へ……………八

第七節 契丹より後晋へ……………八

第八節 女真より契丹宋金明へ……………九

第九節 高麗より後唐後晋契丹宋元明へ……………一〇

第十節 李朝より明清へ……………一四

第二章 對等國家間の禮物としての人蔘……………一六

第一節	北魏より齊或は梁に	三六
第二節	渤海より日本へ	三六
第三節	高麗より日本へ	三六
第四節	李朝より琉球へ	三三
第五節	李朝より足利政府へ	三三
第六節	李朝より豊臣秀吉並徳川政府へ	三三
第一項	李朝より豊臣秀吉へ	三三
第二項	李朝より徳川政府へ	三三
第七節	清より朝鮮へ	三三
第八節	清朝より西洋及東印度へ	三三
第三章	國と國との贈品以外國交に使用されたる人蔘	三〇
第一節	高麗と後唐後晉契丹宋明等の使者との關係	三〇
第二節	李朝と明清の使者との關係及朝鮮の使者と明の大官との關係	三〇
第三節	李朝と足利時代の大官大小名其他の日本人との關係	三〇
第四節	日本信使の行に於ける人蔘の禮物使用	三〇
第一項	總説	三〇
第二項	信蔘の準備調達荷造運搬	三〇
第三項	人蔘の贈先	三〇
第四項	信蔘雜記	三〇
第五節	朝鮮より對馬に給したる單蔘	三〇

第一項	總說竝單蔘の性質……………	一八〇
第二項	對馬の歲遣船と單蔘の由來……………	一八三
第三項	單蔘の給與に對する紛訶……………	一九〇

第四章 支那朝鮮相互の國境侵犯問題と人蔘…………… 一〇七

第一節	前說國境の沿革……………	一〇七
第二節	李朝と女真人との關係……………	一一一
第三節	本說人蔘と國境問題……………	一二三
第一項	總說……………	一二三
第二項	清朝勃興以降に於ける越犯探蔘の重大性……………	一二六
第三項	越犯に對する清朝の處置……………	一二〇
第四項	越犯に對する朝鮮の措置……………	一三三
第五項	支那領より朝鮮への越犯に對する兩國の措置……………	一三七
附錄	越犯探蔘の史實……………	一三〇

第五章 明と女眞間に於ける人蔘を問題とせる政治關係…………… 一六二

第一節	總說……………	一六二
第二節	明が女眞の地に於ける人蔘採取……………	一六四
第三節	明と女真人との人蔘紛訶……………	一六六
第一項	越犯の問題……………	一六六
第二項	貿易に關する明の官吏の横暴竝商人の狡計……………	一七二

下編 人蔘と内政

第一章	總説	一五
第二章	隋以前に於ける支那の人蔘行政	一七
第一節	晋の人蔘徵收(？)	一七
第二節	魏の人蔘贗品檢察(？)	一七
第三節	隋の人蔘徵收	一八
第三章	唐の人蔘行政	一八
第四章	宋の人蔘行政	一八
第一節	宋の人蔘徵收	一八
第二節	人蔘贗品の取締	一八
第三節	人蔘に關する官吏の不正行爲	一八
第五章	明の人蔘行政	一七
第一節	人蔘徵收の行政	一七
第二節	人蔘貿易監視並徵稅の事務及人蔘に關係ある官吏の不正行爲	一七
第六章	清朝の人蔘行政	一九
第一節	總説、人蔘官營の目的	一九

第二節	人參採取官營の地域	一三三
第三節	人參官營の機關	一〇一
第四節	官參採取の方法	一〇五
第一項	國初の採取方法	一〇五
第二項	康熙年代の採取と證票の發行	一〇六
第三項	乾隆以後の採取と信票の發行	一〇六
第四項	嘉慶年代以後の參票處理と人參官採の停廢	一〇九
第五節	人參關係の證票並其取扱及人參の徵收	一三四
第六節	人參の徵收	一三六
第七節	人參の處置	一四〇
第八節	皇族の人參採取	一四四
第九節	人參に關する違法行爲と其處分。附人參處務關係功勞者の賞典	一三六
第十節	人參に關する法制	一三五
第七章	高麗以前に於ける人參行政	一三六
第一節	三國時代の人參行政	一三六
第二節	高麗朝の人參行政	一三七
第八章	李朝の人參行政總說	一〇〇
第九章	李朝前期の人參行政	一〇三
第一節	總說	一〇三

第二節	人蔘の徵收並其他の調辦手段	三〇三
第一項	一般的普通の貢課	三〇三
第二項	特別の貢課	三〇八
第三項	人蔘の卜定	三〇九
第四項	人蔘の實物徵收	三一〇
第五項	質蔘即人蔘買上方法の實行	三三三
第六項	人蔘の貢に大同法の施行	三四四
第三節	蔘商の擡頭	三四四
第四節	潛商の禁併せて人蔘輸出の禁把蔘製造の禁	三五六
第五節	人蔘の惡政と官吏の貪墨非行	三三九
第十章	李朝中期の人蔘行政	三四四
第一節	總說	三四四
第二節	人蔘の徵收	三五五
第三節	人蔘の缺乏	三五六
第四節	不正人蔘の發現と其禁令	三三九
第五節	蔘禁の嚴明	三三三
第六節	人蔘の惡政と官吏の非行	三四六
第七節	効能微弱なる惡政の緩和策	三六二
第十一章	李朝後期の人蔘政治	三六四

第一節	總說	三六四
第二節	人蔘及其代納品徵收の地域	三六五
第三節	人蔘及其代納物の徵收	三六七
第四節	貢納負擔地に於ける人蔘の調辨	三六八
第五節	人蔘の惡政並是に隨伴せる官吏の虐民行爲	三七〇
附錄	人蔘惡政資料	三七一
第六節	紅蔘	三九四
第一項	紅蔘の緣起	三九四
第二項	紅蔘と人蔘栽培の發達其賣行の激増と銀の輸入増加	三九六
第三項	紅蔘と政治	四〇一
第一目	總說	四〇一
第二目	包蔘の設定と其増減	四〇二
第三目	利益の爭奪と蒸包所の移轉	四〇五
第四目	紅蔘の密造並密貿易と其禁制	四〇七
第五目	日本居留民の紅蔘製造並其密輸出及人蔘盜難	四一六
第六目	紅蔘の宮内府經營次で官營	四二〇
第七目	紅蔘官營の廢止と其後の蔘政	四四四
第十二章	日本の人蔘行政	四四九
第一節	古代法制並典例中の人蔘	四四九
第二節	徳川政府の人蔘行政	四五二

第一項	總說	四五一
第二項	對馬の輸入人蔘に對する德川政府の保護と節制	四五四
第一目	總說	四五五
第二目	對馬の人蔘事務處理	四五五
第三項	幕府より對馬に對して施行せる人蔘の行政	四六六
第四項	支那より輸入する人蔘に對する幕府の行政措置	四六三
第五項	アメリカ人蔘に對する幕府の措置	四九六
第六項	竹節人蔘竝擬似人蔘に對する幕府の措置	四九九
第七項	不正人蔘に關する幕府の取締	五〇三
第一目	德川幕府の人蔘官營	五〇五
第二目	總說	五〇六
第三目	人蔘栽培の行政	五〇九
第四目	官營人蔘の販賣	五一六
第五目	幕府の參政雜項	五二七
第三節	諸侯の人蔘經營	五四〇
第四節	明治維新以後の人蔘行政	五四四

人蔘史 第二卷 人蔘政治篇

緒言

本卷に於ては人蔘が政治に交渉を有せし部面に就て其關係を細説せんとす。凡そ政治は人の團體生活を主權の發動によつて紀律統制するものなれば、宇宙百般の事、政治と直接間接に關係有らざるは無く。地上の一植物として最高靈藥と貴ばれし人蔘も亦是と無關係ならざりしは勿論なりと雖も。支那、朝鮮、日本、の昔時に在つては、現代人の推察以上に、二者の間に深き交渉を有せし時代ありき。

其國際的なるは

明朝と北方女眞族との紛訖。朝鮮と明清間に於ける鴨綠江、豆滿江を中心とする相互の領土越犯問題の如きは、其原因種々ありと雖も、人蔘採掘に端を發

したること頗多し。また國交間の貢獻竝に禮物の一種としての人蔘は最感覺的効果ある主要なる物品たりし事等を擧げざるべからず。

其國內的なるは

國家巨室の財政に至大の關係ありたること、及支那に於ては産地の採取官營が罪人を多からしめ、朝鮮に在ては其誅求苛斂が甚しき虐政となつて現はれ。日本に於ては醫藥行政上よりせる栽培施設が濟世救民に多大の効果ありし事等を其主要なるものとす。

上編 國際關係に於ける人蔘

第一章 貢物としての人蔘

第一節 總說貢物の意義

貢なる文字の意義と用例には、大様左の如き三種の別あり。

- (一) 地方の行政區域より其地に産する物品を、中央政府或は其帝王に納付するものにして、多くは法制の上に其負擔の義務額と納付の時期を規定せらる。是を今日の觀念を以てすれば、租税の實物徵收と見做すべきものなり。『書經』夏書禹貢に……禹九州を別ち山に隨ひ川を濬し、土に任じて貢を作る……傳に……其地有つ所に任じ、其貢賦の差を定む……『周禮』天官に、大宰……九貢を以て邦國の用を致す……とある如きものは是なり。
- (二) 帝王に對し國內の儀禮上より物品を進獻するもの……『禮記』曲禮に……五官貢を致す、亨と曰ふ……『廣雅』に貢、上る也……とある如きものは是也。

(三) 屬國附庸國が絶對服從の意志表示たる公式要件として其上國に對し。土産の某る物品の定められたる數額を、定められたる時季に於て貢納するもの。及小國が大國に對し屬國附庸國に準じて服從恭順の意志を默示表現して其土産を進獻するもの是也。

本章に於ては右の(三)に關するものに付て、其歴史と國交上に寄與せる點に付て記述すべく。(一)と(二)に付ては下編中に於て説く所あるべし。

第二節 百濟より梁への貢獻

百濟と梁の交通は武寧王十二年より聖王二十七年迄三十七年間に六回朝貢又は方物を貢す等の記載「三國史記」及「梁書」に出づ。二書其品目の記載無きも其中に人蔘ありし事は『名醫別錄』人蔘の項に、……陶隱居云ふ……乃ち百濟の者の形細ふして堅白なるを重んず、氣味上黨より薄し。次に高麗を用ゆ、高麗は即ち是遼東、形大にして虚軟百濟に及ばず。百濟は今高麗に臣屬す、獻ずる所兼て兩種あり、止だ之を擇び取る應し爾。實用竝びに上黨の者に及ばず……云々とあり。名醫別錄の著者梁の陶弘景は、宋の文帝の元嘉二十九年に、今の江蘇省江寧府の附近なる丹陽に於て生れ。齊の高帝に仕へ、永明十年祿を辭

○西紀五二一—五四九年。

○名醫別錄ハ亡ビテ傳ヘラズ。下記ハ宋ノ經史證類備急本草ニ唐本ヲ引用セルモノニ據ル
○上黨ハ山西省潞安府太行山脈ヨリ産スル人蔘ヲ指ス
紫團參、黨參ノ項ヲ見ルベシ。

○西紀四五二年。

○西紀四八四年。

して句容の山中に隱遯して、大同二年八十五歳を以て卒去せり。本書の著述は其隱居中に成りたるものなれば。前掲百濟の貢獻とあるは、「三國史記」に、武寧王十二年と同一十一年に朝貢せりとあるものに其年次該當す。また或は東城王六年竝八年に南齊に朝貢せしこと同書に出づ。此時代は陶弘景が齊へ任官中に當る。此齊への貢獻及史に洩れたる右二國への數次の貢獻を併せて記せりとも考へらる。

百濟は右の外歷代宋・陳・魏・晉・宋・北齊・周・隋等へも時に遣使朝貢せり。此時各其方物中にも、時には必然人參ありと考へらるゝも、史上に其明據を缺げり。

第三節 高句麗より北魏竝隋、唐等へ

本項は史に記載無し惟だ推定による、高句麗の人參の世に知られたる時代は相當に古し。前節陶弘景の『名醫別錄』中の記事竝同書に、高句麗人の作りたりと謂ふ「三極五葉、背陽向陰、欲來求我、椶樹相尋」の詩あり。また『翰苑』殘帙中に引ける高麗記に馬多山に人參を多く産せることを記せり。猶古きは、沙門灌頂纂『國清百錄』卷一に、永陽王手自書として……弟子陳伯智、和南、高麗、昆布人參等送去……云々とあり。時は陳の大建中に當る『魏書』には、高句麗が

○隋ノ楊帝時代ト推定ス。

○蓋馬大山ナルベシ。

○西紀五六九年—五八二年。

○西紀四三五年—
同五四三年。

大延元年より武定七年迄。百十餘年間に九十二回の遣使朝貢の記事出づ其外晋、宋、南北齊、梁、隋、唐の各史書にも數回入貢の記事あり、各其方物中に時に人參のありし事蓋し推定に誤無かるべし。

第四節 新羅より唐へ

本項に關して史書に左の記載あり。

(1) 唐高祖武德十年、新羅王使を遣はして人參他の物品省略を獻せしこと『冊府元龜』

に出づ。「三國史記」には此時の事を、眞平王四十九年六月と同十一月に使を大唐に遣し朝貢とあれど物品の記載なし。

(2) 聖德王二十二年夏四月使を遣はして入唐。果下馬、牛黃、美髯等等と共に人參を貢獻せり。其上表に……臣の郷は海曲の地遐陬に處り。元と泉客の珍無く、本と竇人の貨に乏し。敢て方産の物を將ひて天官を塵瀆す。驚塞の才龍旣を滓穢す。竊かに燕豕に方る。敢て楚難に類す。深く頤顏彌よ増し、戰汗地の震ふを覺ゆ……云々とあり。此の「三國史記」の記事は是れを朝鮮の文獻に出でたる人參記事の最初のものとする。

(3) 同三十三年謝恩の爲王姪金志廉を遣はし人參二百斤他の物品は省略す以下同じを獻す。

○西紀七三四年。

○西紀七三三年。

○西紀六二七年。

○西紀七九九年。

○西紀八六九年。

○隋及其前後漢、晉梁北齊ニモ新羅ヨリ遣使入貢セシコトアルモ、人參ハ進獻セザリシト推定ス。

○肅宗西紀七五六年—七六二年。

○此書亡帙下記『本草綱目』引用ニヨル。

○九尺ハ唐尺常用尺八尺八寸三分。委尺七尺七寸二分九分トナル。根ノ最下部ヨリ葉ノ頂上迄計測スルモ如斯人參ハ世ニ無シ。

「三國史記」

(4) 昭聖王元年秋十月、九尺の人參を得、甚だ之を異とし、使を遣はし唐に如き進奉す。德宗謂へらく人參に非ずとして受けず。「同上」

(5) 景文王九年、王子蘇判金胤を遣はし、入唐人參一百斤を獻ず。「同上」

「三國史記」及「唐書」によれば、唐への遣使は、眞平王以降、其末葉迄頻々として八十餘回に及べり。前記五項の外は、貢獻品目の記載を省略しあれど、各其方物中に屢人參の加へられしものありしこと蓋し疑無き所なり。此時代唐に於ては、本草醫藥の學大に進歩し、人參を最高藥品として認識需用せしに考ふべし。而して新羅の人參は、高句麗、百濟に比して、支那の醫藥書には遙かに後れて現はる。唐の肅宗の時の人李珣の『海藥本草』に：：新羅國貢する所の者、手腳の狀人の如きあり。長さ尺餘。杉木を以て夾定し、紅絲之を纏筋す：：とあるを最初のものとする。畢竟するに、驪濟二國に比して文化遅れ。支那本草醫藥の學問も亦後れて傳はり。従つて自國に豊富に産せし人參を本草學上の醫藥として認識せし事も、亦他に比して後れたりと解すべく。九尺の人參として他の植物を貢獻せし如きは、其本草知識の不充分を立證するものと謂ふべし。

第五節 黒水靺鞨の酋長より唐へ

唐の玄宗天寶七載正月。靺鞨の諸室韋より使を遣はして他の物品と共に人蔘を獻ず『冊府元龜』。當時黒水靺鞨の占居せし。後の黒龍江省附近の土地は。古來より人蔘の産地にして、現在も猶少量の天然品を出せり。

第六節 渤海より後唐へ

(1) 後唐莊宗同光三年二月王大諲譔。臣膠斐等を使はし人蔘、松子等等を貢す。

『冊府元龜』

(2) 同天成元四年四月。王大諲譔、大陳林等一百一十六人を遣はし朝貢人蔘、昆布等等を獻ず。『同上』

渤海約二百年の領土中には、人蔘主産地たる今の滿洲、一圓と朝鮮の北部を包有せり。日本へも奈良朝時代人蔘を獻せしこと、第二章に記す如し。前記の外後梁、唐へも貢獻したることあるべく、史に漏れたりと考へらる。

第七節 契丹より後晋へ

後晋高祖天福二年四月、契丹の使夷離畢は馬二百匹、人蔘、貂皮等を進めしこと『冊府元龜』に出づ。

○西紀七四六年。
○室韋ハ部族名ナ
リ附書ニ出ヅ。

○西紀九二五年。

○西紀九二六年。

○西紀九三七年。

第八節 女眞より契丹、宋、金、明へ

『契丹國志』女眞の條の土産を記せる中に人參あり。また別の條に……東南熟女眞に至つては契丹に屬せず……契丹と爭戰せず。或は居民等自意相率ひ賣らすに金帛布黃臘・天南星・人參・白附子・松子蜜等の諸物を以てし入貢……云々とあり。金に對しては其貢獻を推定すべき資料として『大金國史』『金史』の各女眞の部に土産人參とあり。宋に對しては『三朝北盟會篇』政和八年十二月の條に……生女眞・熟女眞等三人國書竝に北珠・生金・貂皮・人參・松子等を賣し朝覲せる記事あり。明との關係に付ては明の太祖卽位の初に。東夷を撫安制馭するの方策を立て力めて之を招撫し。北方要地に遼東都司・朵顏衛・廣寧衛等を設け。太宗北平に遷都後は更に北方夷族撫馭の必要を深めしにより、其政策に數歩を進めたり。『撫安東夷記』に……既にして又開原東北松花江海西一帶、今の野人の女眞を以て分つて二百七十餘個所となし、皆印を錫ひ官を置く。官の多寡一ならずと雖も、皆其酋長族目を選び授くるに指揮千百戸を以てす。間々亦野人の向正する者を以て指揮都督と爲し、之を統べ我が藩屏と爲す。而して松花江東北一月の程、黑龍江の地は則ち又奴兒干都司を立て、時に使を遣はして往

て諸夷を招く。中國に降るを願ふ者あり、開原に安樂州を設け遼陽に自在州を設け、之に居らしむ。皆授くるに官を以てし其耕獵に任かす、歲の給俸は其官の如し。當時各衛の夷人毎に入貢。賚賜殊に厚し云々。『大明一統志』にも大抵同一の記事あり。

『明史』食貨志にも……明初東に馬市あり西に茶市あり、皆邊省を馭して守費を成す。海外諸國入貢。附載方物中國と貿易を許す……とあり。

『皇明實錄』にも……祖宗の朝建州海西の諸夷世々旣馭を受く。故に進貢。一年一次を許す、每次貢夷の數は千名を踰ゆ。天順成化間其供費浩繁裁減を議す、嗣後仍復し加へて一千五百名に至る。其夷の入京の多きを禁せず……とあり。其間の貢數の多かりしを知るべく。而して此貢と稱するものは、明の招撫に乗じたる實は一種の最も夷人に有利なる貿易に外ならざるものなれば——縱令明が國初より建州老營の地に官を派して人參を採りたりとするも——其貢物中には時に人參ありしこと無論にして、猶右の貢市の外に實際明廷への貢獻中に人參ありしと推定すべし。

第九節 高麗より後唐、後晉、契丹、宋、元、明へ

○西紀九二九年高麗太祖十二年。

○西紀九四四年。

○西紀一〇一九年高麗顯宗十一年。

○西紀一〇三〇年高麗顯宗二十一年。

○西紀一〇七二年。

○西紀一〇八〇年。

○西紀一一三二年高麗仁宗十年。

其貢獻の史書に出たるもの左記の如し。

(1) 後唐莊宗天成四年八月、高麗國王王建は使廣平侍郎張芬等五十三人を遣はし來朝。人參他の物品は省略す以下同を貢す。『冊府元龜』

(2) 高麗惠宗元年、廣評侍郎韓玄珪、禮賓卿金廉を遣はし後晋に如き、契丹を破りしを賀し人參五十斤を獻す。『高麗史』

(3) 宋眞宗天禧三年九月、高麗禮賓卿崔元信を遣はして人參を貢す。船漂失貢物を失す、此歲人參を貢す。『冊府元龜』『宋史』

(4) 宋仁宗天聖八年、詢復た御事民官侍郎元穎等二百九十三人を遣はし奉表。入つて長春殿に見ゆ人參を貢す。『宋史』

(5) 高麗文宗二十五年三月、金梯を宋に遣はす。奉表人參一千斤を獻す。『高麗史』『宋史』

(6) 同三十四年七月、柳洪等を宋に遣はし人參一千斤を松子二千二百斤等等と共に獻す。『高麗史』『宋史』

(7) 宋高宗紹興二年閏四月、樞其の禮部員外郎惟清、閤門祇候沈起を遣はし人貢金百兩、銀千兩、綾羅一百疋、人參五百觔、惟清の獻する所亦三分の一。『宋史』

○西紀一二七九年。

○西紀一三〇〇年。

○西紀一二九七年。

○西紀一三九二年。

○火者ハ去勢セザル青年宦官ノ候補者。

- (8) 高麗忠烈王五年十月、中郎將鄭福均を遣はし。元に如き人蔘を獻す。「高麗史」
- (9) 同二十三年十一月、上將軍金延壽を遣はし。元に如き人蔘及耽羅酥酒を獻す。
- 「同上」

(10) 同二十五年十二月、將軍李白超を遣はし元に如き人蔘鵝肉を獻す。「同上」

(11) 同二十六年十一月、大將軍李白超を遣はし元に如き人蔘牛肉を獻す。「同上」

(12) 同二十七年十二月、上護軍李白超を遣はし元に如き人蔘を進む。「同上」

(13) 同恭愍王七年十二月、判太常寺事洪淳を遣し元に如き人蔘を獻す。「同上」

(14) 同恭讓王四年二月、永福君鬲贊成事權仲和を遣はし京師に如き謝恩。……仍

ほ火者五人、豹皮十領、人蔘六十觔等々を獻す。「同上」

以上十四項の外、史に脱漏せる人蔘の貢獻は下記より推して、猶甚多かりしなるべし。

契丹との關係に付ては、其具體的記事無しと雖も、『契丹國志』『續文獻通考』

に……新羅國貢進物件、腦先茶十斤、成形人蔘不定數。年歲を論せず、惟だ八節を以て貢獻……とあり。茲に新羅とあるは、當時契丹に於て高麗を指したる稱號にして、新羅朝を指したるに非ず。高麗が契丹に服事したる長き期間に於て、上

○西紀一二七七

○曹允通ハ基ト玄
鶴琴ヲ能クス。元
ノ世祖之ヲ召シテ
南支那ノ基手ト對
肩セシメ、之ニ勝
チシニヨリ、乘傳
ヲ許シテ元高麗間
ヲ隨意ニ往來セシ
ム。帝問テ曰ク人
參ハ汝ノ國ニ產ス
ル者寡シト。允通
媚ゾテ臣ヲシテ其
事ヲ管セシムレバ
歲ニ數百斤ヲ得ベ
シト。帝傳ヲ賜ヒ
是ヨリ允通該ニ州
郡ヲ巡リ民ヲ發シ
テ之ヲ採以テ私利
ヲ營ミ民甚之ヲ苦
ム。高麗史列傳。
○明ノ太祖洪武二
年。

記節貢は勿論、其他にも人參を貢獻したる度数も量目も多かりしなるべし。

宋との關係に於ても數十回の遣使に人參を貢獻したること前記六回には止まらざりしは。此時代宋に於ては醫藥本草の學大に進み、高麗人參の價值頓に揚り、其需用も多かりし事等より考ふべく兩國の史に漏れたるもの多きを推定せらる。

元より高麗に對して其貢納を命せしことも前記四項に止まらざりしは。「高麗史」に忠烈王三年四月、將軍張舜龍を遣はし元に如きし時の上表に……又今年四月小邦の砮手曹允通は聖旨を奉じ人參を採掘す。切照す人參は唯東北界に産す、其餘の地面には罕に之れ有り。允通擅まゝに各道州縣に令し、産處に就て採掘輸納せしむ。臣請ふ、所産の處に隨ひ時を趁ふて採納すべし。乞ふ允通をして擅便作耗せしむる勿れ……とあり。同年七月の條に密直副使朴恒を遣はし元に如き聖節を賀せし時、中書省に上書したる中に……又馬郎中兵の糧給耽羅合浦等の屯守軍を請ひ。鑄劍採金貢參を罷めんことを請ふ……とある如きにより。其貢納の苛重なりし事の一端を示すものと謂ふべし。

高麗と明との關係に付ては「高麗史」恭愍王十八年四月に、明の太祖が符寶

郎僕斯を遣はし即位を告げ。王に物品と璽書を賜ひ。同年五月に恭愍王は元の至正年號を廢し、禮部尙書洪尙載等を金陵に遣はし登極を賀し謝恩の表文を上り、臣事することを表示し。爾來二十餘年間國の滅亡に至るまで屢使を遣はせり。其中に人蔘記事あるは前掲(14)一項のみなるも、猶他にも貢獻したりと推定せらる。

第十節 李朝より明清へ

李朝立國の當初尊明事大を以て國是の第一とし。明の滅亡まで、歷代最も忠實に明廷より諸夷の中最恭順なりと言はるゝ程に精神的に仕事し是を尊奉して違はざりき。其事大の禮としては、定められたる歲貢の外に。下に記せる機會に於て使節を派して奏文表箋を上つり。各其事に恭敬の意を表し、併せて土産の物品を貢獻したり。

『大明會典』朝貢の部に、洪武二十五年李成桂王氏に代る。國號を更むるを請ふ、詔して更めて朝鮮と號す。永樂の初め印誥を賜ふ、自後每歲聖節、正旦、皇太子千秋節皆使を遣はし奉表朝賀方物を貢す。其他慶慰、謝恩、常期無し、若し朝廷に大事あらば則ち使を遣はし詔を其國に頒つ。國王封請亦使を遣はし行禮、其歲

時の朝貢諸國を視るに最も恭順と爲す。

貢物

金銀器皿 螺鈿梳函 白綿紬 各色苧布 龍文簾席 各色細花席 豹皮
獺皮 黃毛筆 白綿紙 人參。種馬三年五十匹。

とあり、右は朝鮮側と明の禮部とが内議協定し貢物の品目と數量を確定して公に取極めたる時の記事と見るべく。其前十數年間既に貢獻せしと考すべし。蓋し朝鮮の生産品として人參は最も貢物に最適品なればなり。此の時代に於て支那に在ては、貴重藥品たる人參の需用は主として女眞と朝鮮に仰げり、就中朝鮮の産を以て最良佳品とせられたり。右の情勢の下に於て朝鮮の貢物中人參は事大の誠意を表現し皇帝の感覺を動すべく適當品たりしなり。

其貢獻用の人參は良品中の最良品を撰擇したり。其事務は濟用監に於て掌り、人參は產地より貢納せしめ觀察使看品監封し其年内に於て上納を畢るべしとの條文「經國大典」東典及戶典の部に出づ。されど後には商人より購入の方法をも執りたり。「世宗實錄」三年三月の條に：進獻人參此の前平安道に命じ備辦せしむ：後平安觀察使上啓進獻の物外方をして封裏せしむ：甚だ便ならずと爲す。今後設くるに用賀を以てし人參進獻は政府六曹司憲府眼同封裏のこととすべし。王は之に従ふ：とあり。同年九月の條に：

○京畿外ノ各道。

○升ハ布ノキデノ
度合標準即チタテ
糸ノ數ニヨル品
等、五升布ハ國用
貸布ノ標準布。

○光海君ノ時、女
眞ノ勃興ニヨリ、
遼東ノ陸路塞リ。
北京ヘノ朝貢路ハ
講フテ海路ヲ取
ル。即平壤ノ石多
山ヨリ旅順口ニヨ
リ登萊州ニ下陸
ス。後皆陸地ヲ牽
還術ニ更ユ。

：：禮曹は啓す進獻人蔘或は布帛を以て遠路輸轉以て破碎す。今後櫃子に盛り且表箋の外裏紅色の袱五升布を以て之を造る未だ便ならず今後は正五升布を以て之を作らん之に従ふ：：とあり。

其人蔘の品種に付ては、當時栽培の方法未だ行はれず、皆自然生の人蔘の其儘乾燥したる、今日の皮附白蔘に類するものを用ひ。次て下項にある如く宣祖の代には草人蔘と稱し、今日の水蔘と稱する者に相當する生まの者を用ひ。後に至り煮製したる把蔘と稱する者を用ひられたり。「燃藜室記述」別集に：：光海庚戌年例進獻の人蔘常に生蔘を用ゆ、貢路遼遠未だ透濕を免れず。差賀至使俞大禎陳奏請ふて把蔘を以て代獻す。禮部聖旨を奉じて是を許す：：とあり。國庫の人蔘が李朝の初期に於て豊富なりしことは、「世宗實錄」九年四月に、方物の數を議政府、六曹に於て議して王に聞したる條に、戶曹の倉庫に現在品一千餘斤ありしこと出で。又同書十五年十二月に、千秋使朴安臣北京より歸還し勅書の寫二通を費し來りし中に。明の宣宗が王の敬天事大の心至誠に出たるを嘉し進來の人蔘亦可なり、人に命じて採來らしめ進來すべし云々の條あり。王は政府六曹を召して本件を議し、其人蔘は千斤を下らざる程度として獻する如何、僉曰く可也：：とある等により推察すべし。

○防納ノ蔘トハ御
明商人ノ蔘ノコ
ト。

○木ハ木綿。
○鍾樓ハ今ノ鍾
路、當時御用商人
ノ店舖アリシ處。

○明ノ使節。

如斯潤澤なりし國庫の入蔘も世祖時代に至つては既に衰兆を顯はし。明廷の貢獻も規定の外は其數を減少し其調辨に苦みし記事多く。宣祖の時代に至つて其調辨一層甚しく困難となれり。「宣祖實錄」に以下の如き記事あり。

宣祖三十六年五月、參贊官鄭欵進んで曰く、臣出納の地に在り進獻の一事を見るに、平時に倍すること大儀の如きあり。貢馬嶺南の畫席支へ難きの勢あり、而して人蔘の貢又甚しき有り焉。戶曹一郡に三斤を卜定す、三斤の蔘小と雖も百姓介介として採取するも自納する能はず。已むを得ず防納の蔘を用ゆ、一斤の蔘木三十餘匹に當るに至る。故に俗に言ふ、鍾樓の蔘以て進獻すべく、山に採るの蔘以て進獻すべからずと。蓋し深く嫉むの辭也。此れを以て蔘を産するの郡民は皆産を破り流亡殆んど盡く。若し把蔘を以て進獻すれば則外方の民一分の恵を蒙るに庶く而して或は支ふべし矣、云々。

〔此把蔘なる者は「宣祖實錄」三十五年四月の條……傳して曰く我國古より曾て把蔘の名無し。近年以來牟利狡詐の輩別に新様の蔘を作り、中國に僭竄す。此れに因り華人の我國に出来る者誅求督納民生を剝削す國支ふる能はず……云々とあり。支那の製法に倣ひ煮熟したる、今日の紅蔘の如き者なりしなり。〕

同月夕講に御す、特進官成泳啓して曰く、戶曹は財用の府也。亂後私私俱に竭

○羊角蔘ニ付テハ
第七卷其項ヲ見ル
ベシ。

き。軍卒の賞格、進獻の方物以て辨給する無し云々。

又曰く……且進獻人蔘羊角の如き者極めて得難く、一斤三十餘匹に當るに至る而して亦買ふを得ず。云々……江邊の民採蔘極めて苦しむ、羊角蔘尤も繼ぐべきの路無し。把蔘の如きは則ち中原の人之を好む。之を以て進獻するとせば我國の民利を蒙らん云々。本件王命により、大臣に於て議したる結果は。

行中樞府事李元翼、鰲城府院君李恒福の意見は貢蔘只羊角を取る、十に一二を抽取するを得ず。把蔘は大小長短を俱に收めて團湊して把と爲す。可否を論せずして採つて輒く用に中つれば其便利と爲つて宜しき萬倍なり矣。昔未だ解せず今乃ち學び得る、則ち禮部に咨稟する辭無きを患へず。第だ今の人心巧僞なり、前日單呈の羊角蔘は瑕痕露はれ易く以て巧を施し難し。今日團湊把を成す、脈節俱に隠る、以て僞を着け易し。萬一有司未だ察せず煎斫に至るに及び、脱し巧僞あらば、國體を虧ぐを致す、此れ慮からざるべからざる也。尤も嚴察すべし。左議政尹承勳の意見は人蔘の弊たる今日に至つて益甚し。蔘は是土産一斤の多き數掬に満たず。而して綿布三十匹に至る亦之を得ず。此れ他無し大なる者小なる者皆把蔘に歸して弊此に至るなり。臣前日獻議の時請ふ蔘を

○明ノ皇室ニテ使
用ノ時ノコトヲ云
フ。

○民幣即人民負擔
ノ痛苦。

○此時綿布ハ貨幣
也。世宗時代ハ一
斤二匹也。

○把蔘ノ支那ヘノ
密貿易行ハルヘナ
リ。

○根大二分岐多キ
生マノ人蔘。

○産地貢納ノ人民
多クハ賈ツテ納ム
ル爲ナリ。

○一本ダチ。

用ゆる勿れとは此れが爲也。頃年進獻の白蔘易ゆるに草蔘を以てす禮部の意に出づ。故に本國移咨して換封す。今は中朝の人草蔘を求めず而して最も把蔘を要す。事知の譯官をして禮部の意を詳探せしめ、若し禮部之を許さば把蔘を以て獻に充つる恐らく妨ぐ所無けん。右議政柳永慶の意見は……目今蔘價踊貴し羊角進獻に合する者、重價を以てすと雖も未だ覓め得るに易からず。謀利の徒時に乘じて其價を十倍に牙踏し、此を以て民其害を被むる、怨苦日に甚し。若し移咨把蔘を以て封進せば則生民の恵を蒙る必ず多からん矣。但我國の人心本來巧詐、亂後尤も甚し。羊角は單體にして偽を着け難きに似たり、而も頃年鐵尖を以て其中に容れ發覺せし者あり。況んや此把蔘は大小長短を合して渾湊して體を成す者をや。今端無く咨請し換ゆるに把蔘を以て封進し天廷驗納の際、萬一にも此の如き巧偽の事あらば則ち大に國體を損ずるを恐るゝ也。傳して曰く、方物輕しく變ずる難しとす……との王意により此議は止みたり。此の人蔘品種變更の事も畢竟人蔘の調辨困難に基くものたり。前記李恒福の意見は其文集たる「白沙集」に左の如く記されあり。

改貢把蔘議

○把參ニ易ユルノ
議アルヲ人民聞知
シテ其苦痛ヨリ免
ルハヲ期待センナ
リ。

○平安威鏡人蔘貢
納地ヨリノ使。

○冬至ニハ節使ト
稱シ曆ヲ改クベク
且間安ノ爲使ヲ派
ス。

臣嘗て淆雜の患あり貢を把參に改むるの議有り未だ敢て遽かに以て可と爲すべからざるを慮る。但だ我國の蔘貢に困む矣。一朝是議有るを聞き中外の民情流合を忖めざる莫く今中寢に難し。中朝我國の之を行ふを准許し弊無くば則ち貢に便にして民に利にして亦一大幸也。姑く且つ之を試み妨げ無し伏して上裁をまつ。

「宣祖實錄」同年六月の條戶曹の啓に、……謝恩使の行僅かに二旬を隔つ。他方の物幾んど盡く措備す、但人蔘九十斤の内二十五斤は時に未だ捧けず。兩界の人蔘差使員入京已に久し、本曹日々催促督納、而して各邑の貢使多くは價の布を賣して來る。市上進獻に合すべきの蔘極めて稀に貴しとなす、頃日已むを得ず其中に就き擇捧の事入啓し允を蒙る。之を捧るの際納むる所の蔘は前日の如く大ならず。而して亦得難しと爲す。我國の大事は唯進獻の一節に在り、而して窘迫此に至り手を束ねて措を罔ふ。大抵謝恩使の行、十分に力を竭し箇々に擇納猶敷を充し封進すべし。冬至に至つては封に當るの敷多く百餘斤に至る、而して一兩の入手無し。行期已に迫る、必ず大事を生せん。臣等徒らに自から煎悶取考。當初各道に分定して其納未納の敷を覈すれば、則平安道尤甚しく不納、威鏡、江原兩道亦多く納めず。請ふ三道監司を推考し此悶迫の意を將つて三道に下書し。上項未收の數列邑に督催し、之をして星火上送せしむ如何。

○人蔘什一ノ膏物
税。

○證明書の許可
認。

○通行許可證。

○此税蔘ヲ以テ貢
獻ニ充テシ也。

○把蔘ノ禁斷ハ密
輸出ノ際ヲ防グト
一ハ爲メニ進獻ニ
支障ヲ生スルニヨ
ル。
○一罪ハ死刑以下
同ジ。

○防納トハ纏テ上
納貢物及租税ニ付
キ中間ニテ情弊ア
ルヲ云フ。

傳して口く允す。……とあり、其調辨に困惑焦慮の状賭るが如し。

同三十九年六月戸曹の啓に、蔘商人等の處本曹より路引を成給し。一は以て收税進獻の用と爲し、一は以て奸細私探の路を禁す。行狀無くして往來し採買する人一切禁斷。現露の物件は官に没し、重きに從ひ科罪。當初啓下の事目嚴明ならざるに非ず。而して近來產蔘の各道各官等は朝廷立法の意を體せず、許多の蔘商人等に路引無しと雖も盡く私探を許し、或は官中より税を捧く。一人の犯禁捉はれし者無し。此を以て今年路引を願出する者絶無なり。各官の行ひ私に法を蔑にし、進獻の重事をして手を束ねて策無く奸騙興利の徒意に任せて行略、畏れ憚らざるの状極めて駭愕と爲す。

把蔘は一切禁斷し禁を犯す者論ずるに一罪を以てするの事は啓下せり。把蔘造作の人及路引無き蔘商人等一々摘發し嚴に囚禁を加へ、所持の物件は官没し啓聞治罪の事前の事目を相考し各別申明舉行、八道觀察使、開城留守の處行移する如何。啓に依つて允す。

史臣が曰く、進獻の人蔘今日第一の痼弊と爲る。各道山郡の民甚しきは肉を剝るあり。戸曹は徒らに私探の禁すべきを知つて、本司防納情を用ゆるの弊を

知らず。一を知つて二を知らずと謂ふべき也……とあり。以上「宣祖實錄」以上の如く人蔘の貢獻に困難を感ぜしにより、遂に之を把蔘に代ゆることゝなれり。此の奏請は前に述べし「燃藜室記述」の記事にある如く光海君二年に於て實行せられたり。其時の奏文は「文苑黼黻」に左の如く出づ。

貢獻人蔘乞用把蔘奏 光海庚戌

謹みて奏す、進獻の事たる戸曹判書黃愼等の狀啓に據る。節該□□國の年例貢獻の人蔘常に生蔘を用ゆ、乍ち蠶濕を経ば則ち色□□變じて藥用に適せず。千里の貢路時を経て乃ち達す、十襲の包裹と雖も透顯損傷の慮り有り。窃かに聞く天朝の人専ら把蔘を用ひ生蔘を用ひずと。其必ず此を以て也。我國の人初め把造の法を解せず、頃ろ東征大軍出來る時分に蔘商に學び得。今は則蔘商家法の如く把造し皆行用す、天朝の人見て稱賞す。生蔘の變じ易き既に彼の如し、天朝の尙ふ所又此の如く備ふる無くして合す。天朝に奏して把造の蔘を將ひて以て貢獻に充つ。允に兩便と爲す□具啓に因る、此に據て臣竊かに照す、小邦山谷の間に介し産蔘の□と稱す、來歲より恆貢あり。従前把造の法を解せず、惟だ生蔘を擇んで筐籠の獻に備ふ。而して生蔘は久しきに耐ゆる能はず性味

○秀吉軍ノ侵入ニ
對スル明ノ應援軍
此時滿將商賈ヲ隨
從シ來ル。

變じ易し。貢路遙遠多く潦暑を經る十襲の包護と雖も未だ透濕を免れず。今や則ち其法を解し把造行用す。天朝の藥用□□□□□□□□□□物原と實用の爲にす苟くも不適□□□□□□□□□□該部小邦歲貢人蔘許令以□□□□□□壤奠の禮を失はず。而して天朝も亦有實用□□□□□□事理此の如し。謹んで具へて奏聞す。大提學李廷龜製

此奏請は許されて爾來把造を以て貢獻を續けたり。

明時代に於ける朝鮮貢獻人蔘の量目は何程なりしかを攷究するに大凡そ左の如し。

△期日の定まれる貢獻^{他の物品と共に}

- | | | | | |
|----------|------------|---------|------|---|
| (1) 正朝 | 正旦の賀 | 皇帝へ五〇〇斤 | △二〇斤 | 世宗十二年に金銀の歲貢を免ぜられし時其代用物件中人蔘を△符の如く増加す「世宗實錄」 |
| (2) 節日 | 冬至の間安及曆を受く | 東宮へ五〇〇斤 | △二〇斤 | |
| (3) 聖節 | 皇帝誕辰 | 東宮へ五〇〇斤 | △二〇斤 | |
| (4) 千秋 | 皇太子誕辰 | 皇帝へ五〇〇斤 | △二〇斤 | |
| (5) 歲貢方物 | | 皇帝へ五〇斤 | | |

(5)は他の時に併せて貢進す。後に(1)(3)は(2)の時併せ行ふ。之を併せ行ひし年代は「通

○清ノ年號ヲ配セ
ルモ本項明ニ關ス
ルモノ也。

文館志」には順治以後とあり。「萬機要覽」には仁祖十五年とあり。『明史』には嘉靖十年外夷の正朝に貢するもの但だ冬至に改むとあり、皆一致せず。また千秋のこと記載無し。

△臨時の貢獻他の物品と共に

其機會に付ては、皇帝登極の賀、皇后、皇太子冊立の賀、宮殿新建の賀、反亂平定の賀、叛逆伏誅の賀、皇后、皇太后薨去陳慰の典物。謝恩としては、王王妃、主世子冊封誥命、前王への賜諡、被擄人女眞發還、漂流人發還、對女眞との關係に於て有利なる處置に對し。賜物に對し、また單にある事件を奏請する時に以上皆表箋を上り皇帝、皇太子稀には皇后にもに貢獻せり。其量は一回多きは二百斤より少きは五十斤にして、世宗時代迄は最も多く以上の機會には大抵人蔘は其品目中に加へられしが。世祖以降より人蔘減産の爲め漸次其品目中に是を加へざることゝなれり。

以上により達觀推算せば、其總斤量は皇帝の特旨勅命のものを除き大體左の如し。

李朝初期 一年 五六百斤内外
世宗時代 一年 一千斤内外

○清ノ年號ヲ使用
セルモ事ハ明廷ト
ノ關係ナリ。

文宗以後 一年 五六百斤より三四百斤内外

仁祖の代に至つては人蔘の缺乏甚しく、到底其貢獻不能となり。遂に奏請し許しを得て白綿紙を以て之に代ゆることゝなれり。其年次は「通文館志」には亂後とし「萬機要覽」には崇徳年間とあり確たる年月不明なり。

明亡んで清朝と代るや、其主愛親覺羅氏は人蔘産地たる滿洲に發祥し。其隆興も單に武力のみならず、人蔘の經濟的利益に負ふ所多大なりしにより。開國の後故地の富源たる人蔘採挖を官營とし、内庫常に人蔘に充實せしより。復明朝の如く是を朝鮮の貢獻に求むるの要無く其貢進の苦痛なかりき。

『大清會典則例』朝貢の部には：：雍正元年朝鮮國に諭す。我朝に歸順してより藩職に恪供す、列聖以來屢次恩を施して貢物を減免す。今貢する所尙は減すべき者あらば確議を著し具奏此を欽め：：とあり。次に：：朝鮮の貢物明の時に金銀器、馬、人蔘、馬匹、亭布、粉納等數十種あり。我太宗、文皇帝、崇徳二年、本年常貢の半を減ず。世祖章皇帝の時、凡そ金銀器、其人蔘、馬匹概して停免を與ふ：：とあれど。

『清三朝實錄採要』には：：天聰六年十一月、巴部禮察哈利董納密を遣はし朝鮮に往き歲貢額を定む：：とある中には金百兩、銀千兩等々の品目ありて人蔘無し。崇徳二年春正月、朝鮮の貢物を年貢一次と定めたる中にも金一百兩、銀一千兩等々にして人蔘の品目無し。また同八年九月、大行皇帝の遺詔にも人蔘無し。前記『大清會典則例』に人蔘ありし如く記せるは誤なるべし。

○仁祖十年。

○仁祖が清ニ降リシ後。

○清ノ太宗。

第二章 對等國家間の禮物としての人蔘

本章に於ては、對等國家間に於ける贈答としての人蔘に付て記載すべし。

第一節 北魏より齊或は梁に

本項は單に推定に止まる。『名醫別錄』人蔘の條に、陶隱居云ふ上黨郡は冀州の西南、今魏國獻ずる所、卽是形長ふして黃狀、防風の如し、潤實にして甘し、俗用にして服に入らず……云々とあり。陶弘景は前章に於て述べたる如く、齊と梁とに關係あり。此魏國の相手方は右の二國の中、何れかならざるべからず、また獻ずとあれど、魏とは對等國たれば、國交の禮物として贈りたるものなるべし。因みに記す、晋の張華の『博物志』に、魏の文帝の記す所、諸物相似て亂る者……の中に……齊、荊人蔘を亂る……とあれば、此時代にも人蔘は一般に廣く認識せられたるを知るべし。

第二節 渤海より日本へ

『續日本紀』に、聖武天皇天平十一年七月癸卯、渤海國文王の使己珍蒙が到着し、同年十月丙戌に入京し、其時に奉呈したる國書の別幅品目中、人蔘三十斤あり。

此國使の用件は文王の即位を報じ、前の如く隣好を修むることを請ふと共に、併せて日本の遣唐使平群朝臣多治比廣成が、唐より歸朝の途中難船に遭ひ、渤海の海岸に漂着せしを救助して日本に送還する爲の使命なりし。而して此一行は途上日本海にて颶風に遭ひ、正使若忽州都督胥要徳の乗れる一船は沈没し、乗組の人々皆溺死したるも、幸に副使己珍蒙と廣成の乗れる船は辛くも到着せり。

人參てふ文字が日本の史上に現はれ、且其實物の入りしは、此時を以て始とす。其國書の本文左の如し。

欽武啓。山河杳絶、國土夙遙、仰望風猷、唯願傾仰。伏惟天皇聖勅、至德遐暢、奕葉重光、澤流萬姓。欽武忝繼祖業、濫摠如始、義洽情深、每修隣好。今彼國使朝臣廣業等風潮失便、漂落投此、每加優賞。欲待來春放廻、使等貪前苦請、及年歸去。訴詞至重、隣義非輕、因備行資、卽爲發遣。仍差若忽州都督胥要徳等、充使領廣業等、令送彼國。并附大蟲皮、羆皮各七張、豹皮六張、人參三十斤、蜜三斛、進上。至彼請檢領。

渤海と日本との交通は、此歲より十二年前の神龜四年に始まり、其國の滅亡する迄約二百年間に於て三十有餘回使を派し來り。方物を貢し、且貿易を行へ

り。日本に於ても特に渤海航行の大船を造り、或は渤海語を習はしめ。又時々使を派し、或は入唐の途を借る等相當に親密なる關係を保持せり。彼の領土は今の滿洲を包容し、人參も其國産の一なりしかば。吾國史には前の一回のみ別幅品目の記載ありて、其中に人參あり。其他は品目の記載無しと雖も、事實に於ては猶數回人參を獻進したりと推定すべきなり。

此奈良朝以降の時代は唐との頻繁なる交通により、其醫方も醫書も傳來せり。尙此前文武天皇の大寶令醫疾令の中に、醫事教育の制度も藥園の制度もあり。醫生には新修本草等の書を講讀せしめれば、人參の必要藥品なることも十分知了せしにより。此渤海の禮物は貴珍として受取られ、皇室の御用に供せられたるものなるべし。

第三節 高麗より日本へ

高麗朝と日本政府との交通は、朱雀天皇承平七年(太祖二十年)使を大宰府に送り牒狀互市を請ひしに始まり。爾來時々牒狀を大宰府に送り互に交通を續けしが、特に使を中央に遣し來りしは日本に在つては北條時宗の執權時代、高麗に於ては元宗より忠烈王の時代。所謂元寇の前より始まり、或は高麗獨自に或は

○辛禰王二年、日
本足利義滿。
○目錄。

元使と共に數回使を大宰府或は鎌倉に派したり。此時迄の國交禮物のこと、永祥元年の時の外は不明なり。元寇の後一時兩國の交通絶えしも、爾後漂民送還並倭寇の制壓を請ふべく使を派するに至れり其中禮物に人參を使用し、また使用したりと推定せらるゝもの左の如し。

(1) 辛禰王元年二月判典客寺事羅興儒を遣はし日本に聘す……と「高麗史」辛禰傳に出で。同書羅興儒の傳に……辛禰の初判典客寺事書を上つて日本に行成を請ふ、遂に通信使を以て之を遣はす。辛巳東征の後より日本我と交好を絶つ、興儒の初めて至るや諜者たる疑ひ之を囚ふ。良柔なる者あり本と我國の僧也、興儒を見て遂に之を釋すを請ふ……とありて。禮物の記事無けれども。日本の文獻文書には之有り、即ち。

『愚管記』に……永和二年五月三日丙辰、倭任爲勅使來。高麗國牒狀約皮五領人參二十斤目、并武家執達之申詞等如此。何様可有沙汰乎者、余申云、此事國家重事、六相副之、候、輒難計申候。被行殿上定可被決群議乎。牒狀之趣海賊可被禁制之旨也。大概同貞治之牒狀。但今度高麗一國之牒狀也。とあり『東寺文書』には

高麗使者羅興儒以下同進物等被_レ召上之由事。去月六日御教書并同月十九日施行案如此。早任被_レ仰渡之旨用意人夫傳馬雜事以下致警固可被_レ勘造之由也。仍執達如件。

永和元年十二月九日

備中守 在判

赤穂郡寺社本所地頭御家人御中

高麗使者羅興儒以下同進物等被_レ召上由事。今月六日所被_レ成御教書也。早任被_レ仰下旨用意人夫傳馬可被_レ致分郡警固狀如件。

永和元年十一月十九日

右近將監

守野備前權守殿

此時本人は間諜の嫌疑により九州に於て一旦囚禁せられしも。後之を國使と認めて待遇し其人蔘も足利義滿の手に納められしことは次項記す如く其返禮品を贈れるにより推定せらる。

(2) 辛禰二年十月羅興儒日本より還る。日本僧良柔報聘彩段畫屏長劔鍍金龍頭

○此行任復一箇年九箇月ヲ要セリ興儒囚禁ノ長キヲ知ル。

酒器等の物を獻す。「高麗史」辛禍傳。

(3) 辛禍三年五月判典客寺事安吉祥を日本に遣はし禁賊を請ふ。「同上」

(4) 辛禍三年九月大司成鄭夢周を遣はし日本に報聘す且禁賊を請ふ。此報聘とあるは安吉祥の日本に赴きに對し、此年八月に日本國僧信弘來り報聘すとあるものに對するものなるべし。「同上」

(5) 辛禍四年十月版圖判書李子庸、前司宰令韓國柱を遣はし日本に如き禁賊を請ふ。九州節度使源了浚に金銀酒器人參、席子虎豹皮等の物を遣る。「同上」

右(3)と(4)は九州に赴きしものなれど、其國書は今川了俊に迄差出し京都足利將軍に取次を請ひしものなれば。禮物の別幅もあり、(1)の時と同様其品目中人參のありしことを推定す。

第四節 李朝より琉球へ

琉球より李朝への交通は太祖元年八月中山王が使を遣はし來りしに始まり、其中世宣祖王の時代迄三十餘回の使者派遣あり。李朝より直接使臣を遣はしたるは、太宗十六年に倭寇が轉賣したる被擄者たる朝鮮人を得べく、護軍李藝を使はしたることの唯一回のみなれど。九州より來る使に託して信を通せしこ

と屢あり。而して右三十餘回の使者の中には、眞實の琉球國使の外に九州の貿易商人が琉球の國書を受け來り、國交に名を假り貿易の仲介を爲したりと觀るべきものあり。又對馬に於て假作したる者もありたり。

「世祖實錄」十三年八月の條に琉球の使僧同昭、東渾等の來れる際大司憲梁誠之の上書に……臣聞く、今木綿一萬匹、綿紬五千匹を以て琉球國に送らんとすと。臣竊かに以爲らく、未だ可ならず琉球國は本と小國也、遠國也。隔海萬里、風馬牛相及ばず、緩急ありと雖も相救ふ能はず。……琉球は本と行販の國也、今其利を重くせば、後來も來ること是の如し。日本は隣國也、大國也、若し之をもて例として請はゞ辭なし……中國之を聞かば不可と爲さん。彼の使は本と九州の人眞假未だ知れず。今司贍濟用兩司に儲ふる所の綿布は則ち二十餘萬匹、綿紬は只二千匹、古へより千萬匹を以て琉球に贈る未だ嘗てあらず。請ふ綿布一千匹、綿紬五百匹を以て其の使者に付せん……とある如き。其貿易の巨額なりしを知るべく。また「世宗實錄」十九年十一月の條には、禮曹より……琉球國往々來聘す、我國其文を譯して通解する者無し。倭譯中其文を解する者を訓導とし、倭學生に教習せしめん、王は之に従ふ……ある如きは其交通を政治上重んぜし

を見るべし。

總じて琉球との通好は——間々中には大藏經を請ふ如き用件と貿易とを併せて來りし者もありしかど——國交を名とする貿易たりしなり。其中李朝各王の實錄に出でたる人蔘記事あるもの左の如し。

世宗十三年十二月

琉球國王へ

一〇〇斤

其國の使臣夏禮父、普結制に他品と共に授く、回禮

端宗元年六月

右同

二〇斤

使者道安右同。道安にも二斤下賜

世祖八年正月

右同

一五〇斤

右同普須古に右同

世祖十三年八月

右同

一五〇斤

右同、同昭東渾右同。右二人にも各十斤を下賜

成宗二年十二月

右同

一〇〇斤

使僧敬宗に他品と共に授く

成宗八年七月

右同

五〇斤

使臣内原里主に他品と共に授く

成宗十年七月

右同

一〇〇斤

右同新時羅に右同

成宗十一年七月

右同

二〇斤

使僧敬宗に右同

成宗二十三年十二月

右同

四〇斤

使臣也次郎に右同

宣祖三十九年八月

右同

一〇斤

琉球漂入北京へ轉送の時琉球王への國書別幅禮物中の一品として「光海君日記」に出づ

以上の外の使節記事には回禮の品目の記載無き者多く人蔘を賣らしたるは猶他にもありしと推定す。

第五節 李朝より足利政府へ

李朝の太祖李成桂は高麗の武將として、其末期に於て最も猖獗を極めし倭寇の討伐に當り。其武力の侮るべからざるを體驗し、東方の患憂が國礎を搖動する事を覺りしが故に。一面には大に海軍を整備して之を擊破するの策を立つると共に、一面には外交工作を以て其襲來を緩和せんとし。高麗末期に於て鄭夢周を九州探題今川了俊の許に遣はせし如き姑息の方策より更に數歩を進め、日本との國交を渥ふし、足利政府、其配下九州の澁川長門の大内對馬の宗等等大小名の手により海賊を討伐せしめ。且つ對馬を以て其國交の仲繼者併せて情報機關とするの經綸國策を實行し。爾來歷代其方針の下に彼我の交通行はれたり。此等李朝と足利政府との交通は變態の貿易とも觀るべき一面ありと雖も、是れは寧ろ附隨として觀るべく。其本體は純然たる國交なりし事は、双方の國書の文によく表現せるに考すべし。特に足利政府に於ては、崇佛の關係より朝鮮に大藏經并其經板諸經佛書佛具等を得んとせし事を交通の主要なる目的とせし事もありし。故に李朝唯一の佛敎王たりし世祖と足利八代義政との間の如き、法域共生の情脈相通せることよく國書の上に表現せり。世宗十一年十二月に前年、日本に赴きし通信使朴瑞生は、よく四國・中國・九州等海賊の系統と往

○對馬ニ於テハ信
使護送ノ爲此時特
ニ北海行ノ船ヲ新
造シ敦賀ヘ航路ヲ
取ラントセルモ、
朝鮮ニテハ其使行
ヲ中止セリ。

還の事情を探り來り。此等の首領には足利の權威少しも及ばず、是と交通聘禮するも海賊の扣制には何等の効無きを啓せしにも不拘、爾來交通を續け、成宗王の時代、日本に於ては應仁の亂後猶細川、山名等相確執し亂兆の歴々たる、其情報の到達せる後に於ても。王は數回の聘禮に回答せざるは國交の禮に缺くるありとして、同王十年日本へ使を派し。瀬戸内海の航路危險なるより已を得ず對馬より歸還せし事實あり。足利よりは吉凶共慶弔の禮を完全には盡さざりしにも關せず。又ある時は其使者を冷遇せしにも不拘之を咎め乍らも猶交通を續けて其禮を全ふせることもありたり。足利の末期に至りては其通交の數大に減少せるも猶時々使を派したり。

以上記せる交聘の彼我禮物には、互に十分の意を用ゐて品目を精選し。日本よりは甲胃、刀、劍、漆器、扇、屏風、ネリヤ金銀鍍金の食器等、室町時代の巨匠の手に成れりと想はるゝ物を以てし。朝鮮よりは虎豹皮、花席(莞草即ワソグルにて織成せし席)、清蜜、貂皮、綿布、麻布、マツノ柏子、人蔘等の上好品を以てしたり。

其中の人蔘に關する記録は下表の如し。而して其禮物の人蔘が上流社會の醫藥の料となりしことは第五卷人蔘醫藥編中に記せる如し。

李朝より日本國王(足利將軍)へ人蔘贈進表 (他の物品は省く)

年 代	斤 數	贈 先	使 其 他
日宗元年八月	不明	足利義持か同義満かは不明	戸曹典書崔云嗣を遣はす、海賊討伐の謝意
太宗二年五月	五〇斤	足利義満へ	回禮足利の使者に授く
太宗六年二月	一〇〇斤	足利義持へ	工曹參議尹銘を遣はし報聘途中船覆没して達せず
太宗十年二月	五〇斤	右同	前海州牧使梁需を遣はし報聘併せて義満の薨を弔す
太宗十二年閏正月	五〇斤	右同	仁寧府少尹宋希環を遣はし報聘
日本應永三十七年	一〇〇斤	足利義量へ	判繕工監事朴安臣を遣はし回禮
日本應永三十二年	一〇〇斤	足利義持へ	回禮日本の使僧梵歸に授く
日本應永三十二年	二〇〇斤	新立の賀足利義教へ	大司成朴瑞生を遣はし新立の賀と前主の薨を弔す
日本永享二年	一〇〇斤	右同	使者宗金、道性に授く
日本永享三年	五〇斤	右同	回禮足利の使者舍温に授く
日本永享四年	一〇〇斤	右同	回禮上護軍李藝を遣はす
日本嘉吉三年	一〇〇斤	足利義勝へ	回禮通信使僉知中樞院事下孝文を遣はす

世宗二十六年正月 日本文安元年	一〇〇斤	足利義政へ	回禮日本の使者光嚴に授く
世宗三十年八月 日本文安五年	一〇〇斤	右同	回禮日本の使者正祐に授く
文宗即位年五月 日本寶徳二年	一〇〇斤	右同	回禮日本の使者景樗に授く
世祖二年七月 日本康正二年	一〇〇斤	右同	回禮日本の使者承傳に授く
世祖三年五月 日本長祿元年	一〇〇斤	右同	回禮日本の使者全密に授く
世祖五年六月 日本長祿三年	一〇〇斤	右同	回禮日本の使者秀彌に授く
同年八月	一〇〇斤	右同	通信使僉知中樞院事宋處儉を遣はす途中船覆没達せず
世祖八年十二月 日本寛正三年	一〇〇斤	右同	回禮日本の使僧順惠に授く
成宗二年十二月 日本文明三年	一〇〇斤	右同	回禮日本の使者光以藏主に授く
成宗五年十二月 日本文明六年	一〇〇斤	足利義尙へ	回禮日本の使僧正球に授く
成宗十三年五月 日本文明十四年	一〇〇斤	右同	回禮日本の使僧榮弘に授く
成宗二十五年六月 日本明應三年	一〇〇斤	足利義種へ	回禮日本の使者元菊に授く

右太祖より成宗迄の實録の記載なり。其中に誤謬と脱漏あることは、『善隣國寶記』には寛正二年に朝鮮國王より人參一百觔を進めし記事あり。「世祖實録」寛正二年に該る年に日本使者の來りし記載無し右二年は三年の誤なるべし。また『善隣國寶外記』には成

化二十三年七月日本長亨元年朝鮮國王李嫫より人蔘一百觔を他の物品と共に進めし記事あり。「成宗實錄」には十八年四月日本國王源義政使僧等堅を遣はし來聘とあり同年七月等堅は王に辭見せる記事あるも回贈物品の記載無し。右善隣國寶外記の日付と實錄の記載と一致す、蓋し此使僧に託せしものなるべく。右の類他にもあるべし而して又燕山君以降の日記實錄には日鮮國交贈答の品目を省略せるを以て、上表の外に人蔘の日本に入れるもの猶多かるべし。

第六節 李朝より豊臣秀吉竝徳川政府へ

第一項 李朝より豊臣秀吉へ

朝鮮に於ては東隣日本に大英雄出でて、六十餘州を統一し。霸業成つて其國勢に一大變化を來したることの真相を十分に覺知せざるの時。宣祖王二十年八月對馬島より新王の使來る旨の通報あり、茲に於て王は、其國王を廢放したる纂弒の國は接待すべからず。其の來使當さに大義を以て開諭入送せしむべからずとなし。此議を秘密に従二品以上に議せしめしに。皆曰く、化外の國は禮儀を以て責むべからず、使臣來らば接待すべしとなし、遂に入京せしめたり。此秀吉の旨を受けたる對馬守宗義智の派遣せる其老臣柚川康廣は、朝鮮より日本へ通信使を派遣すべく交渉せしも、要領を得ずして歸還せり。次で秀吉は宣祖

二十二年の春再び宗義智を遣はせり。一國の領主が日本の國使として來鮮せしは空前絶後なり。義智は通信使派遣の事を督促せしも、荏苒其議決せず、言を左右にして之を避けんとせしも強硬なる談判により。遂に同二十三年三月通信使、實は内情探問として正使黄允吉、副使金誠一を派遣することとなり。義智と共に京城を出發し、同年七月京都に到着せり。此時の禮物として他品と共に人蔘を賣らし秀吉に贈進せり。其斤量は『續善隣國寶記』に壹百觔と記され。「春官志」にも、備邊司にありし「倭情備覽」と云ふ一書昔年史世用の持する所にして。其中に此時の人蔘百斤とありし……云々と出づ。

而して事は尊俎折衝に圓滿なる解決を見るを得ずして、遂に前後の大兵を動かすに至りしなり。

第二項 李朝より徳川政府へ

李朝と徳川政府との交通は日本慶長十二年朝鮮宣祖四十年に始まる。是より前秀吉の文祿慶長役後兩國の國交は斷絶せり。家康が覇府を江戸に開き征夷大將軍の職に就くや、國交の回復を欲して對馬の島守宗義智に内意を傳へ朝鮮に居中交渉を試ましめしも。朝鮮に於ては家康の誠意を疑ひ、また一面には

猶大坂城には秀頼の儼存するあり。若し家康と交通せば秀吉派遣類の怨を買はんかとの疑惑もあり。且つ王は日本には怨恨骨髓に徹せしことなれば是と國交を欲せざりしも、對馬の理義利害より説ける切なる勸告もあり。若し之を拒むに於ては後害の測るべからざる事をも深慮し、遂に明廷に媾和の承認を受け。宣祖三十八年先づ僧惟政即ち松雲大師と孫文或を日本に遣はして事情を探問し。次で正式に使節を派遣すること、なり、爾來幕府の末期迄平和の國交を繼續したり。其禮物は日本よりは甲冑・刀劍・屏風・漆器・金銀器等々にして朝鮮よりは、虎豹皮・貂皮・緞子・麻布・花席・蜂蜜・栢子・麝・人蔘等々を以てしたり。其年次と人蔘の斤量左の如し。

李朝より徳川氏に人蔘贈進表

番號	次	年	人蔘斤量	用件	使節其他
1	宣祖三十七年七月 日本慶長十年	人蔘 五〇斤	事情探問	僧惟政及孫文或を遣はず。	
2	宣祖四十年正月 日本慶長十二年	人蔘 二〇〇斤	平和克復修好徳川秀忠へ	正使呂祐吉、副使慶通を遣はず。	
3	光海君九年五月 日本元和三年	人蔘 二〇〇斤	海内統一を賀する爲め	徳川秀忠へ正使吳允謙、副使朴椿を遣はず。	

○徳川ノ贈品ニハ
總テ四ノ數ヲ用キ
又日本ニ於テ之ヲ
屈ムニ由ル。

13	12	11	10	9	8	7	6	5	4
日本文化 十一年八月	英宗三十九年 八月	日本延享四年 十一月	英宗二十三年 十一月	日本享保四年 十月	肅宗四十五年 五月	肅宗三十七年 五月	肅宗八年 五月	日本天和二年 五月	肅宗六年 十月
人蔘 三〇觔	人蔘 五〇觔	同人蔘 三〇觔	同人蔘 三〇觔	同人蔘 五〇觔	人蔘 五〇觔	人蔘 三〇觔	人蔘 五〇觔	同人蔘 三〇觔	人蔘 五〇觔
家齊の同上	家治の同上	家重の同上	家重の同上	吉宗の同上	家宣の同上	綱吉の同上	家綱の襲職を賀する 爲め	賀する爲	世子竹千代の誕生を 賀する爲
正使金履喬、副使李勉求を對馬へ遣はす。	正使趙曦、副使李仁培を遣はす。	正使洪啓禧、副使南泰耆を遣はす。	正使洪啓禧、副使南泰耆を遣はす。	正使洪致中、副使黃璿を遣はす。	正使趙泰億、副使任守幹を遣はす。	正使尹趾完、副使李彥綱を遣はす。	正使趙珩、副使俞瑒を遣はす、此時日光の廟に奠香す。	正使尹順之、副使趙綱を遣はす。	正使任統、副使金世濂を遣はす。

以上の年月は朝鮮國書の日付に依る。上記人蔘の斤量は「通文館志」「同文彙考」「春官志」「續善隣國寶記」「朝鮮往來」「外蕃通書」「異國日記」「續視聽草」「義演准后日記」「大猷院殿御實記」「常憲院殿御實記」「朝鮮信使登營式同一行座目」等に據れり。其中考説すべき點あり左の如し。

△「通文館志」には概括的に日本への贈進人蔘を國王への別幅人蔘五十斤：：若君の前別幅三十斤と記せるも各使行皆然りしには非ず。唯書式の一例を示したるものと解

すべし。

△(2)の二百斤は元と朝鮮の國書には五十斤なりしを改竄せしこと『方長老朝鮮物語』：
 ：に十二年丁未朝鮮の三使呂祐吉慶通丁好寬來朝す。先づ對馬に逗留し御禮の義
 式を相談す。進物の品々松雲の時の例にて輕微なりければ對馬にて各相談し：：此
 度は御上意にて秀忠公御家督御喜の信使なれば餘り輕くては如何あるべし。且つは
 朝鮮の外聞なればとて三使と談合し進物を調へ別幅を書改めけるとなん：：とあり。
 『外蕃通書』には、方長老口上覺書林春繁朝鮮物語に載すを引きて右と同様のことを考證しあり。此
 記事の正しきは慶七松の「海槎錄」に此時の信行國書別幅の人蔘を五十斤と記し。

「春官志」にも同様に記せるにより立證せらるべし。

△(3)の二百斤も蓋(2)の時と同じく改竄せられしものなるべし。此時代は朝鮮に於て人蔘
 の尤も缺乏し價の暴騰せる時代なれば初め其量を少くせしと推定す。

△(6)の三十斤は嚴有公に奉りしものなりとの『外蕃通書』の考證あり。

△(8)の中三十斤は德松君に奉りしとの同上考證あり。「東槎日錄」に此三十斤を若君の前
 と記せるに適合す。

△(11)の三十斤は大御所西城に各獻ぜしものなりとの同上考證あり。「梅槎日記」に：：戊
 辰は則ち太大臣若君あり：：今番は既に太大臣無し、又若君に封ぜず：：云々と。人
 蔘の割充に付て記せるに適合す

△(7)の斤數は「扶桑錄」に(10)は「海遊錄」に(12)は「海槎日記」の記載と相違無し。大體
 に書物奉行たりし外蕃通書の著者近藤守重の記述の正確さを認めらる。

○嚴有公ハ家嗣ノ
 時號嚴有院ノコト
 當時隱居ノ將軍ト
 シテ生存ス。
 ○德松ハ綱吉ノ長
 子。
 ○西城即チ西ノ丸
 或廣ハ此信使ノ江
 戸ニ到着シタル年
 ノ干支。
 ○叢筈物ノ誤ナル
 ベシ。

△(7)の時信使が日光に赴き家康家光の廟に奠香せし際幣帛として進めし品目中に各人蔘十五斤ありしこと「春官志」に出づ。(5)に付ては「通文館志」に崇禎丙子の信使任統は兩國の和成りしは家康の功なりとし其廟權現堂に焚香を家光より強ひられ已むを得ず赴きしことを記し、奠物品目の記載なし。家光の廟大猷院に付ては乙未信行の時致祭せしを記せるも奠物の記載無し。

徳川七代家繼襲職の時の信使無きは、在職三年餘にして薨じ是を遣すに違無かりしによる。純祖以降は日鮮共に此信使派遣の爲兩國互に國帑を消耗する事尠なからず。人民賦役の負擔の苦痛日本に於て受命諸侯の負擔も亦多大なるにより、雙方協定の上、對馬に於て互に信使を交換することゝし。徳川十一代家齊が將軍襲職の時より實行せり。此前年の「純祖實條」十一月の條に……禮曹と通信裁

○日本文化八年、朝鮮純祖十一年五月。
○裁判ハ對馬ノ外交係主任。

判の差倭。講定節目(對馬と打合覽書)及通信應行事を以て奏啓す……とある中に……公禮單大君の前人蔘三十斤……虎皮七張、豹皮十張……儲君の前人蔘三斤……とあり。總て國交禮物の品目を従前より減縮したり。而して對馬に於ける兩國使臣會合の事は、此時の一回のみを以て、爾後信使の交換は止みたり。對馬が特に徳川將軍の爲めに朝鮮に人蔘を要求したる事は唯左の二例ありしのみ也。

○日本貞享四年。

○日本元祿五年。

○肅宗十一年。

肅宗十三年二月對馬の使が將軍獻上用として特に人蔘を買することを請へり。「春官志」に……丁卯二月差倭人蔘五十斤を買せんことを請ふ將に以て江戸に進封すと云ふ。而して朝廷參禁申嚴の故を以て許さず……とあり。又同書に……壬申九月差倭來り乞ふて曰く、日本人蔘を得れば生き得ざれば則ち死す。島守の江戸に封進する者蔘を以て主と爲す、而して左右執事の求むる所も亦人蔘に非ざるは莫し。人蔘若し或は封を闕がば則ち島守は太守の職を保つ能はずと懇乞して已ます。備局啓す、乙丑より以後邊民を嚴禁して採り用ゆるを許さず西北蔘禁の令甲極めて嚴解弛するを得ずと雖も而も商賈に至つては則ち其の得る所に隨ひ以て之を通ずるの意を以て萊館に分付す……とあり。右備邊司の意見により東萊府使をして釜山對馬屋敷の代官に書面を以て通知せしめたる趣旨は。人蔘は國禁なるにより公然官より公貿易を爲すを得ざれども。商人より買取することは默認せんとの意を婉曲に示したるものなれば。此時の人蔘は蓋し買ひ得たるものならん。

次に『朝鮮通交大全』に……正徳五年己未此年有章君不例の事有しにより。我州特に書を萊府にいたし、揀蔘を彼國に求められし、其書略に。

○徳川七代家綱ノ
廟號。

○對馬。

圖版第一 朝鮮信使行列繪卷物(京城本町進辰馬氏藏)

の一部

此圖は朝鮮信使の一行が其宿所たる江戸淺草本誓寺より登城の時の行列を描けるものにして、總人員一一九人内、朝鮮人二〇三人、他は護衛の徒士與丁馬夫等の日本人なり。筆者は信行の一員たる圖書署畫員の手に成れるもの。時代は其人數等より觀て四一頁中の11か12に當るものと推定す。

極品の揀蔘、叁拾斤賣し來り以て上用に副ふ。今懇求する所例外に出ると雖も、貴府幸に此意を體し。速かに賜はつて數の如く應付せらる、曷そ感激に堪へん。

とありしに、彼其事を果さず。後享保三年戊戌に至り、斤數を減じ且是を質蔘とし、東萊府使をして書を復して。

求むる所の揀蔘、事規外に出づ、數亦過多。而して是緊要の藥用に係る、未だ淮じ副はず。特に質を許し貳拾斤を送る。隣好の誼然らざるを得ず。而して貿易の時に至つては、書契従前元と此事無し。來後は則ち一に舊式に遵ず是れ望む所也。

といひし故、我州は其求請を改めて貿易とし、且斤數を減じ、またことさらに延行して其期を失せし事、誠信の道に在てかくの如くなるべからずとて。姑く其書を受て人蔘を還されしに、譯官等累りに此事を哀訴しやまざりし故。やむ事なく、代官をして其價によりてこれを買せしめられたり……とあり。

本件は七代將軍家繼の病により、對馬をして特に最良の人蔘を朝鮮に求めしめしものなるも。釜山對馬屋敷の代官が東萊府使への交渉要領を得ず。また

東萊府使の中央政府への啓本事實を盡さざりし爲め。廟議に於ては從來より對馬の執拗なる種々の要求に累せられし經驗により。是が後日の慣例となるを恐れ荏苒回答を與へず使は三年滯留せしも。遂に家繼の病の急に應ずるを得ず、其薨去してより三年目に至つて結末を告げしなり。

本件「肅宗實錄」四十一年十月の條にも左の記事あり。

大臣及備局の有司堂上を引見す。領議政徐宗泰言ふ、對馬島主好品の入蔘を得んことを請ふ、此れは乃ち後弊に關す、諸臣に下詢して可也。左議政金昌集、判尹閔鎮厚、禮曹判書趙泰考、戶曹判書李健命、兵曹參判李光佐、皆曰く後弊に關するあり、宜し防塞すべし、上曰く科外の別求は必ず後弊を貽す防塞する可也。

同四十四年三月の條に……東萊府使趙榮福は、入蔘求買の差倭が書契を以てせるも、是が回答を許さず爲めに留館去らざることを上言せり。本件に付ての左議政趙泰采の意見としては、遠人を綏するの道として、姑く答送を許すも妨げなかるべし……。王は曰く三年館に留つて去らず其習誠に惡むべし、而して病を以て藥を求むるは他と異なるあり。書契に答へ入蔘も亦改品して以て送るべし……とあり。

○此ノ三年留館トアルハ家齋義去ノ年ヨリ其前々年迄ヲ指セルモノニシテ所謂ツメ催促ヲ爲セルモノナルベシ。

以上は徳川時代に於ける、朝鮮人參渡來史中、國と國との通交上の人參全部の記述也。徳川の初期に於ては高貴藥としての入參の使用漸く弘布せんとし。四代將軍の頃以降に於ては其靈藥尊重心一層昂騰せしにより、李朝よりの贈物としての入參は、他の虎豹皮、鷹等と共に將軍の心を喜ばしめ。國交贈品たるの使命を完ふしたるものと謂ふべし。

猶此人參の調辦竝輸送等に關しては、第三章第二節に於て併せて記す所あるべし。

第七節 清より朝鮮へ

仁祖九年三月四日、清が國號を金と稱せし時代に……平安道に於て金人勾管の官より仁祖に啓したる中に……早朝譯官張世完をして金差に入見せしむ、汗の書を見ることを要む出送を肯せず。……汗の書は則ち凡そ二套、一套は則ち人參十斤、單子八盛、一套は則ち八盛三單。而して一は則ち國書答ふる所、金國の汗朝鮮國王に奉答す。春使遠く到る始めて貴王の起居を知る……云々……以て土宜を付す……云々。「亂中雜錄」續。

此時の入參は必ず京城に到着せしものなるべし。

○前記ハ朝鮮が清

ノ太宗ノ第一回討

伐ヲ謀リシヨリ五

年目。本項ハ同七

年目ニ當ル年ニシ

テ朝鮮ト金トハ兄

弟ノ説ヲ以テ對等

ノ交際ヲ續ケン時

也。

○中江ノ貿易市被

ノ講求ニヨリ開キ

シモノ。

此記事は『清三朝實錄探要』に……天聰五年春正月上は英俄爾岱に命じて朝鮮國王に人蔘を賜ふと……あるに符合す。

次に仁祖十一年崇禎六年十一月の條に……戊午金差龍骨太(英俄爾岱と同じ)平壤に到る。先づ汗の書を送る、書に曰く金國の汗書を朝鮮國王に致す。來書を見れば市の事既に絶ゆるを言ふ。而して兩國の和好相通市せざるは理宜しからず故に茲に价を遣はし意を達す。諸凡の言語盡く差人の口頭に在り……云々……。又曰く、向きに遠く購を承く未だ謝を致すに遑あらず。今薄物を備へて聊微誠を表す、黑貂十張、人蔘十觔謹んで具へ送上す幸に惟れ昭領せよ。」「仁祖實錄」

産蔘の郷たる朝鮮が、他國より國交上の禮物として人蔘を受けたるは、前後此時の二回のみ也。尤も此時代には朝鮮に於ても人蔘の甚しく缺乏して藥用人蔘を北京より買來りし時なりし。

第八節 清朝より西洋及東印度へ

(1) 清の世宗より羅馬法王ヘネザクト十三世へ

此時代時々羅馬法皇より使を派し來れり。雍正三年の條に……又西洋國教

○西紀一七二五

年。

○雍正三年ノ記事

ニハ王名無シ別項
ニ西洋伊達里亞國
教化王伯納虎多ト
アリ。

○歐洲へ人參ノ入
リシハ十六世紀ノ
末ナルベシ。鳥五
卷ヲ見ルベシ。

○安南。

化王入貢奉勅以下清朝より羅馬法王への國書の一部覽王奏並佳方物具悃誠。

我聖祖仁皇帝怙冒萬方無遠弗届。龍升遐中外臣民悲思永慕。朕繼承大統勉思
紹述前徽。教化王遠行陳奏咸先帝之垂恩。朕躬躬之衍慶周詳懇至辭意虔恭。

披閱之下朕心嘉慰使臣遠來。朕已加禮優待。至於西洋寓居中國之人朕以萬邦
一體爲懷。時教其謹飭安靜果能慎守法度行止無愆。自推恩撫卹。茲因使臣歸
國特頒斯勅並賜糲段錦段大段六十疋次段四十疋。王其受領悉朕惓惓之意。

特賜國王貂皮人參各色糲段錦段大段次段洋漆器瓷器芽茶紙墨絹扇等物。『大
清會典則例』

(2) 清の世宗よりホルトガル王ジオアン五世へ

雍正五年の條に、西洋博爾都噶爾國王入貢……國王に大蟒段糲段倭段……等
等を賜ふ。……特賜人參、內庫段瓷器漆器荔枝酒芽茶紙墨鏡扇香囊等の物とあ
り。『同上』

(3) 同上より南掌國王に

雍正七年の條に、人參六斤他の物品と共に特賜せし記事あり。『同上』安南に
人參を賜與せしは此時一回のみなり。

第三章 國と國との禮物以外、外交上に

使用されたる人蔘

本章に於ては外國の使に對し國王より人蔘の賜與。及朝鮮の國使が外國に於て國交上人蔘を使用したる事實に付て説明せんとす。

第一節 高麗と後唐後晋契丹宋・明等の

使者との關係

本項に付ては明との外は史に記載を缺げり。其中契丹宋・元の使節は屢高麗に入來れり、此等に對し王より國交上種々の物品を贈り其中に人蔘ありしことを推定すべし。恭愍王十八年四月に明の太祖は楔斯を遣はし來り、其中國に主となりしを告げたり、此時宰樞より人蔘藥物を贈りし記事「高麗史」にあるのみなり。

第二節 李朝と明清の使者との關係及朝鮮の

使者と明の大官との關係

朝鮮と上國支那との關係は李朝に至つて一層緊密不離の度を加え、藩屏附庸

○火者、舊旨ノ候
補者。

○天朝ノ使ノ意。

○初メ迎詔門ト稱
ス。

の實全く成り事大奉仕は立國の一要義たるに至れり。故に明廷に對しては誠意之に仕事唯及ばざらんことを是恐れたり。清朝の明に代るや、胡人として侮蔑せる觀念と討伐を蒙りし深怨とは牢乎として抜けず、之に仕ふるを難んせしも。保國上臣禮を餘義なくせり。斯くて國初より日清戰爭迄約五百年明清の控制を受けたり。其間政治上、國の使節を迎ふるの機會多く、王、王妃、王世子の冊封使を其主なるものとし。皇帝より諸般の詔を頒ち、勅を降す、詔勅使、後宮に要する處女、火者を徵發するの使、軍用の牛馬を徵發する等々の使節多きは一年三四回、少きは四五年に一回、數百人の一行、威風堂々として入國せり。朝鮮に於ては明代に於ては或は是を天使と稱し、清代に至つては初め胡使、金使、汗の使、虜使、後には清使等と稱せしも。其尊ぶと、貶するとに論無く、是が送迎接待の如何は延ひて國交に及ばし、國脉に至大の影響あるが故に。上下違々として國を傾けて奔競盡瘁し、其一顰一笑をも忽かせに見ず、禮遇到らざる無かりき。其使節の一行、鴨綠江を渡りて足一度鮮地に入るや、王は重臣を派して之を迎へ、優遇是努め、使節の一舉一動一言一語は直ちに京城に馳報され。其着京するに及んで王は出でて敦義門外の迎恩門に迎へ、其宿泊の爲め特設せる大平館に入らし

め……優厚禮接、或は重臣を派して問安し、或は親ら館所に訪問し、燕樂を設け、妓生を侍宿せしめ、物品を贈り、其歡心を買ふに汲々たりし。歸還の時亦上に同じかりき。

明代に於て國王よりの——上王ありし時は上王よりも——贈品中人蔘は主要なる者なりし。而して國初より宣祖王の前期迄に來りし使節は比較的貪慾ならず。國王より贈る人蔘は正使副使に對して一人各三十斤餘を事例とし、其外に求請ありしとするも。世宗十二年七月に來りし尹鳳の四兩を最小量とし、成宗十一年六月に來りし鄭同の二百斤を最大量とせし如きに過ぎず。贈品の外使節が自己の携帶物品と人蔘とを交易するの事例も間々ありて。世宗五年八月に來りし海壽の平壤に於て絹と交易せし人蔘二百斤ありしを最大量とせり。中には最清廉なるは中宗三十二年三月に來りし龔用卿の如きは固辭せしを王が強ひて湯茶の蔘なりと曰ひて受けしめし如き。宣祖二十八年九月に來り豐臣秀吉冊封の爲め日本に赴く李宗城の如きは、一切の贈品を斥け人蔘のみは海外に赴く藥用に切なりしとし之を受けし如き。以上何れも人蔘を自家の使用品とする意志以上に出ず、亦後段の如く人蔘を貴重貨物とし取得して是に

より大利を得んとする考慮無かりしにより。人蔘、銀、其他の爲めに國家の財政に動搖を來し、延ひては當該民衆をして誅求に膏血を搾取せらるゝ如き事無かりしを幸とせり。以上「各代王の實錄」

國初に於ては人蔘豊富なりしにより、明使の道筋に當る平安、黃海、京畿の地方官よりの私禮物品中に人蔘あり。世宗五年六月に是を三劾に制限せしこと其實錄に出づ。

然るに明末に至りては、其使節の貪慾甚しく、宣祖三十五年に來りし顧天竣の如きは、誅求掠奪の甚しきものあり。爾後の使節此例多く、國庫の乏缺を來し、其調辦の經理に苦心慘憺たるものあり。延ひて人民の負擔となり、其塗炭の痛苦に泣きしこと名狀すべからざるに至れり。支那使節の討索は人民には二重の搾取にして、特に明末、明清竝立し、双方の使節を迎へし時の如きは、三重の重壓を受けたり。使節一過、兵亂を経たる跡の如く、滿目簫條、元來貧弱なる朝鮮をして一層荒涼ならしめたり。

使節が人蔘に着目せし所以は、朝鮮には貨幣制度無く、國內に流通せる銀は僅少にして、其誅求に對する提供には國庫の底を拂ふも既に限り有り。然るに人蔘は此時代其量目に於ても銀より遙かに貴く、携帶にも至便にして、事實一種の

貨幣たりしによる。又一方より觀察すれば彼等が朝鮮に使節として來るには、其大利を目的とし、多額の贈賄を行ひて其使節たるの役目を買得したるものなれば。心に寸毫の情理有る無く、其投じたる資本を回収して猶多額の利を獲んとする慾心の熾烈なりしに基くものたりしなり。

其誅求の具體的事例竝如何に朝鮮が苦しみしかの實情を以下に列敘す。

△明使顧天竣の暴戻

「宣祖實錄」三十五年三月の條に。

史臣が曰く。義州より京城に至る幾千里、而して天竣の狼貪慾意を蔘銀寶貝の恟掠に縱まゝにして鑠銖を遣さず。朝鮮の一域兵火を經たるが如し。此れ必ず天汚吏を生じ民生を重く困ましむ。國運の不幸言ふに忍びんや。其家丁董忠亦詩あり。

來ること獵狗の如く、去ること風の如し。朝鮮を收拾して一に罄きて空し。

惟だ青山あり移して動かずを得ず。將に來つて描いて畫圖の中に入れんとす。

徒らに天地間の鱷戾鄙陋の氣鍾つて此の如き別様の人を做すか、抑も亦中朝の紀綱板蕩し廉耻滅絶し風聲氣習以て之を致す有るに非ざるか。歎ずるに勝ゆべけん哉、…とあり。

同年四月の條王の言にも。

傳して曰く、我國古より曾て把蔘の名無し。近年以來牟利狡詐の輩別に新様の蔘を作り、儻かに中國に賣る。此れに困り華人の我國に出來る者誅求督納、民生を剝割す。國支

○顯天塚ノコト。

○平素ニ於テ度支ノ官就地方官等ガ私田ヲ營ミ事アル時ニ國ニ餘給無キヲ云フ。

ふる能はず、一條の尤物以て生靈の巨害となる。極めて痛甚と爲す……云々。
宣祖三十九年正月の條にも。

史臣が曰く、壬寅華使の來るや、一國の民力を竭して以て凡百の器物を辨ず。而して官に人を擇ぼず、慢りに職事を棄て、請托公行、出納惟意のまゝにして、以て國に一物の儲無きを致す。而して民に再辨の怨あり。則ち紀綱の墮廢、百隸の怠官、此に到つて極まれり矣。
△光海君即位の年六月に來りし差官。

此差官は遼東都司嚴一魁と自在州知府萬愛民の二人にして。其使命は光海が宣祖の後を繼げる事に付て臨海君を措きしは正當なるや否や、奏文の如く長子たる臨海君肆が果して病あるや否や。を調査すべく皇帝の命により來りしもの也。

此時に於ける人蔘の額は不明なるも、「光海君日記」即位の年六月の條、戶曹の啓に：
：：差官近日來着せんとす、其接待に用ゆる銀と人蔘は國庫に儲へ無し。現在に於て嘗て米布等を以て民間に貿易せし銀五千兩と人蔘三百五十斤のみなり。其他に米布の儲へあれど、時日切迫し是を銀、人蔘に易ふるに邊無し。止むを得ざる方法なれど、宗親文武官及士族、三醫司及京城市民に對し、夫々等級を別ち銀を徵收し。以て急救の手段と爲さん、王は之に従ふことあり。相當に多く人蔘も賣らされしものなるべし。

△光海君元年四月に宣祖に賜祭の爲來りし詔使熊化。

「光海君日記」六年九月の條、戶曹の啓に、己酉の年熊天使の出來りし時の文籍を調査すれば、王は民力を傷るを恐れて、宮闕造營の時の經費の殘餘米一萬八千餘石、木綿四百同を流用して其費用に充てしめ。是を以て需用物件と貿易して其用を辨じたること出

○一同ハ五十四匹
百同ハ即一萬匹。

づ。蓋し多數の人參を誅求獲取せしものなるべし。

△光海君元年六月に王の冊封の爲め來りし大監劉用冉登兩使。

此使節の開城に到着せし時、詔書開讀禮の前に贈品を提供せしむるの新例を開き、銀三千兩把參二百斤を贈りしも猶平かならず。繼で王京に到らば更に銀二千兩把參二百斤を増加する事を迎接使に於て申入前後銀五千兩把參四百斤他物は略之を受け、猶飽きたらず。領議政李德馨は誅求厭く無きの人其れ放過せんかと絶望的の言を發し、司諫院は啓して曰く今此冊封の天使の時銀を用ゆるの弊紀極ある罔し。應酬の艱み天に梯するが如きあり。銀子は元我國行用の物に非ず拮据湊合して得る所零星。詔使需索の煩一國の力を竭すと雖も決して辨出すべからず。況んや冊命の降るや實に皇恩に出づ而して詔書開讀憑藉して言あるに非ざるをや。先に三千兩の銀子と二百斤の把參を送るは何の名日ぞ：云々最初力争せずして國事を誤るに至りしは罪譯官に在りとし拿鞠して定罪すべく。今後詔使求むる所の銀子極力争辨一切許す勿れ：云々。以上「光海君日記」

「光海君日記」六年九月の條には劉冉兩使の來りし時は其費用の數際限なく狼藉を極めしも。熊天使の時の殘額ありて苦まざりしこと出づ。また同六年九月の條に此時の銀は二萬七千兩なりしこと出づ。

△光海君六年十二月王妃冊封の爲に來りし詔史

姓名光海君日記に無し。

此時の銀參も亦史に明記無し。「光海君日記」同年九月の條戸曹の啓に前二回に比し其決定額浩大なり。此れ一天使の必用量に過ぎず。今後續いて一二の天使來るが如き

事あらば其場合に何の方法を以て是を辨出せんやとあり。又同別項に册使接待の需用辨出し難し銀蔘は軍資倉の稅米三千石を先づ銀に買へ其代りは江華の米を以て充當せんとあり。此時も亦多額の銀蔘を賣らせしものなるべし。

△光海君十三年四月に明の熹宗の即位の詔を頒つべく來りし劉鴻訓楊道寅此二人は前後に無き誅求を敢てし人蔘は千斤を要奪せり。「光海君日記」同年五月の條に。

詔使鴻訓楊道寅西に歸る。王は慕華館に餓す仍て慶德宮を過ぐ申時乃ち還る。鴻訓は濟南の人道寅は嶺南の人貪墨比無く總て朝鮮側より接待上支給する物品贈與する物品を皆人蔘と銀に換貨して受取りたるもの甚多く。猶地方官に請求して自己の私事として銀を出して人蔘を強買したる量は約一千斤に及び。現品を受取たる後に至り口實を設けて其代銀を悉く回收したり。義州平壤開城京城の當該商人は意外の損耗に悲んで號泣する聲天に徹する程なりし。總て兩詔使が右の都會地より收めたる銀は七八萬兩に及び。朝鮮の財力は殆んど盡きたり。

古來詔使の我國に來る者張寧許國の如き清廉にして志操峻絶の者は甚だ鮮しと雖も而も皆學士大夫の風あり。人蔘銀を討求し支待の食料品を銀に換算して領收したるは顧天峻に始まり。今回の劉楊兩使に至つて尤甚し焉。

此翌年四月戸曹の啓に：：前年詔使の來りし時使用したる銀の額は七萬餘兩に達せしが。其時には本曹に於て二萬餘兩の銀を措備し。之れに皇帝より下賜の銀一萬兩を加へ計三萬兩を充て不足の額は、——其時に於て戰亂の爲朝鮮より北京に入る遼東の路斷絶せしにより。此れより前に於て朝鮮使臣の北京行を當込買占し人蔘甚多かりしが。

それ等牟利の者は値下りを見越し争ふて人參を出貨せしもの四千餘斤に及びしにより、幸に之を收用して——人參を以て充て、其價は國庫の物品を以て徐々に支拂ひ全く償還を了せり。：云々とあり。

△仁祖三年六月に王の冊封の爲來りし詔使王敏政、胡良輔。

此詔使の來るべき前二月以降の「仁祖實錄」に以下數節の如き記事あり。

二月、平安道の人參賣買を禁止す。時に詔使國境に近づくの報あらば人參の價暴騰して商賈は深く藏して之を市らず、後高價を求めて之を賣る。又一方に濳かに根島の毛文龍に質賣す。戸曹は平安監司をして法を設け之を禁せんことを請ひ、王は之を允す。

諸道に令し詔使接待費用の布を徴す時に明廷の禮官寺の手にあり。魏忠賢の黨太監王敏政、胡良輔奉詔東來す、其意専ら銀蔘にあり。先聲纒かに到り擧國色を失ふ。

同月、王は曰く昨日戸曹に於て取極めし詔使接待條目を見るに、人參の額甚だ多く民力の到底堪ゆる能はざるを恐る。知事李廷龜は曰く、天使を接待するの規準は古今同じからず。古は唯宿舎食料等の支供に過ぎざりしが今は銀蔘の弊害ありて、朝鮮の如き小國の財力を以てしては支當し難し。光海の朝に來りし劉揚兩天使は其身分學士なりと曰ふと雖も其時用ひし銀は七萬兩に達せり。況んや今回來る詔使は宦官出身の者なるに於ておや。聞く所によれば、此二大監は銀數萬兩を魏忠賢に贈賄し。危險ある海路を取ることをも懼らず、萬里波瀾を跋渉して來る、其意の在る所蓋し測るべし。昨日決定せし數量にては、必ず彼の要求との隔ありて不足を生ずべし。國を辱しむるの患は深く慮るべき也。王は曰く既に民力竭く矣、十分思量し惟だ人民の負擔を省くことを以て事と爲

○明末ノ奸臣魏忠賢、同ジク宦官出身也。
○此時陸路杜絶シ彼我回使ノ交通海路ヲトル。

○毛文龍ハ明末根島ニ據リ清ニ對抗セシ島雄。此人ノ人參商賣ノコト第三卷ニ詳記ス。

すべし。

三月戸曹の啓に、天使將に來るべく其時の所用の銀約十萬兩を要すべし。國庫の布を以て民間の銀に買へんとすれば、此令一たび下らば銀の價暴騰して倍となる。一に市價によつて買せば價の布の不足する患あり。有り丈の布を以て銀に買ゆれば銀少なくて必らず窘辱を致すべく。百方思慮したるに當面の急に應ずべく唯一計あり、其計たるや他にあらず、今蝦島に據れる毛都督に借るにあり。都督は久しく我國の疆内に在り事は一家に同じ。今若し專使を遣はし善辭を以て開陳して曰く、從前冊封使の時需用の物は必ず民に賦課せり。然るに今や我國兵火飢饉の餘り疲弊猶恢復せずして公私殆んど赤立。願くは老爺の軍需中より三四萬兩の銀子を借り以て詔使の用と爲さん、後日の償還は米と人蔘を以てせん。と如此言はゞ必ず許さざるの理無し、我國の貧乏の狀は都督之を知れり、亦妨ぐる所なかるべし。事は閑迫に係る此れ已を得ざるの計に出づ、請ふ大臣と議して之に處せん。

本件大臣と議し皆以て便と爲し。王は之を許し遂に便を派して毛文龍より人蔘と米にて償還する事として銀の借入を了せり。

四月、王は資政殿に御し、左議政尹昉、右議政申欽、館伴李廷龜、戸曹判書沈悅を引見す：王は曰く、王人の人を待つのは其國力の及ぶ所を觀て當つべく、豈必ず彼等が溪壑の慾を充すべけんや。戸曹は既に十萬兩の銀を備ゆ、而して又都督の銀を貸ゆ、則ち約十三萬兩に至るべし。悅曰く、今日は専ら人蔘と銀との事を決定せんとするに在り、然るに未だ明白に處置あらず。今國庫に在る布全部を盡して銀蔘に買へ。然して後以て用ひ、餘は

○館伴ハ詔使接待
係ナリ。

○外方。京畿外ノ
各道。

督府貸す所を以てする可なり。王は之に従ふ。

五月、戸曹の啓に、詔使來京途中に於ける徵索の醜狀は、已に接待の臣より前後の狀啓により悉くせり。現に貯へある銀蔘にては必ず彼等の請求に應ずる能はざるべし。請ふ百官の品階に應じ銀を取り、且つ城内坊民に一戸當りの銀を課し。又都城の富民に令し豫め銀貨を備へ置かしめ、以て命を待たしめ、萬一の急に應ずることゝせん。王は此議に従ひしも、富民の處に銀を儲ゆるを許さず。又百官より提出せしめし品銀は、是を用ゆるに及ばざりしにより、後に至りて各本人に還付せり。

六月、詔使は途中討案の限りを盡し、此時入京せり。戸曹接待の官と相讒し、慢に銀蔘等の物を備へ之を名けて別禮單と稱して詔使に呈せり。詔使猶快よく怒を解かず。相臣以下の當該官は朝暮相次で其宿所たる大平館門に踵を接するも、暑病と稱して一も面會せず。且詔使の家丁等は雜物を徵索すること紀極あるなし。詔使は毎に其禮物を送りし後、其返禮品を督促し、必ず其倍額の物を請求し、商賈の利を争ふ者と少しも異ならず。而して接待都監の策應給せずして上下違々焉たり。

兩詔使は贈物の薄略なるを怒つて將に出發歸還せんとす。また別禮單の銀子一萬七千兩を兩詔使に送る、他の物も之に稱ふ。詔使猶怒りを解かずして出發に要する牌文を出さんことを促す。王は知事金盡國を遣はして詔使の留まらんことを請ふ。詔使對へて曰く、國王の厚意を謝す、但だ皇帝の定められたる日限已に切迫し遲悞するを得ず。未だ王の教書を領するを得ず云々。(是れ暗に銀蔘を提供せよの意を仄めかせし也) 詔使の處回禮の銀蔘等の物勝て數ふべからず。且毎日銀子一萬兩、人蔘二百斤を勒して受く。堂至孝の受くる所亦兩使に亞

○馬牌ト公文。馬牌ハ細地ニ文字ト馬ノ畫ヲ刺織シタルモノ。

○朝鮮ニハ此時未
ダ人蔘ヲ栽培セ
ズ、開城ニ資本家
タル人蔘商多カリ
シナリ、人蔘商ニ
非ザル民戸ニモ亦
人蔘ヲ採シ何レモ
買ツテ納メシ也。

く、至孝は即ち家丁の用事者也。

詔使在京の時、銀子五千兩を出し、以て人蔘五百斤に買へんと欲す。戸曹判書沈悅請ふて開城府をし覽して給せしむ。開城留守閔聖徵は計の出づる所無く。遂に戸を逐ふて勒收す。出さざる者は囚へて獄に繋ぐ、囚獄に滿ち怨聲天に徹す。詔使秤量して人蔘五百斤を受取りたる後に至り、譯官張禮忠を招き之に語つて曰く、前日王京に在りし時、凡て買取したる物の原價の銀は悉く還付せられたり、國王の客を敬するの意を見るべし。今此所には原銀を還付するの意無きが如し、原銀を還付せざるは是れ天使を以て商人と見做す者也。遂に原銀を還せり。一府の人道上に號哭して曰く、豈意はんや中原に此の大賊あらんとは。

「靈永篇」には此時の事件に付て：：京中用ゆる所の銀十萬七千餘兩、人蔘二千一百斤、豹皮二百四張、大鹿皮二百餘張、白紙一萬六千餘卷、其餘虎皮、扇子、油、菴、雪花紙、細苧等の物類推すべし：：と記せり。

△仁祖四年六月に來し詔使。姜曰廣、王蔘尹。

「仁祖實錄」同六月の條に：：今番の詔使は清簡なること前回に來りし王、胡とは異なりと雖も、使用したる人蔘は五百一斤の量に上れり。其買人の價に費したる布三百三十三同、三十餘匹にして。餘り無し：：云々。

此詔使は朝鮮が數回の兵亂を経て滿目荒墟となりし實情を觀て同情し。従前の使節の如く誅求せざりしにより。平安、黃海兩道の人民は爭ふて碑を建て、京城の人民は一萬五六千人集合し其德を頌したり。

△仁祖十二年六月に來りし詔使盧維寧。

「仁祖實錄」同年四月の條に：：今回の詔使の所要經費に付ては、戸曹の經用蕩竭の餘りに出づると雖も、現在の布にては銀五百兩を買入するに過ぎず。人蔘其他の雜物を辨出するに路無し、誠に慮るべしと爲す：：云々。

同上六月の條に：：詔使接待の爲西路に派遣せられたる、遠接使金盡國の途中よりの馳啓に曰く。開讀禮の時に詔使に贈る物品に付ては前例を記録により考するに。再登の時には銀七千兩、人蔘三百斤を用ひたり。今回の詔使に對し開讀禮の時の事に關し、彼が意中を探るも、口を緘して一言も語らず。彼の大怒は王、胡兩天使の時の所給の數を併せて取らんとするが如し。已むを得ざれば更に銀二千兩、人蔘一百斤を増加するを可とする如し、王之に従ふ。

勅使碧蹄館に到着す。贈る所の銀と人蔘が、前の王、胡の時の例に准せざるにより、二日間同處に滞留し、仍ほ前進入京の意無し。京畿監司李聖求は遠接使と協議して、開讀禮の時銀一萬兩、人蔘三百斤を贈る事と。外に銀二千兩、人蔘二十斤を豫定の額より増加する事とし、其趣を内通し始めて入京したり。

此詔使の出發後七月に於て、戸曹より、人蔘買入に要したる布八百五十八疋四匹なりと王に啓せり。

「晝永篇」には。此時の事に付て：：崇禎甲戌太監盧維寧の來るや、所用の銀四萬九千八百兩、各宴を銀に換算したるもの五六萬兩に下らず。頭日の發賣六萬一千八百兩、夫れ國の將に亡びんとするや、廉耻先づ喪はる。故に明末の貪風此の如きに至れり：：云々

○開讀禮、詔書ヲ讀ム時ノ儀式。

○四萬二千九百四匹。

○頭目ハ使節ノ伴ト來ル支那商人最モ有利ニ貿易ヲ爲シタリ。

と記せり。「晚雲日録」……「國朝彙言」には、此時の人參總額を一千四百斤白金二萬兩と記せり。

◇ ◇ ◇

以上明朝の使節に對し、國初より明の滅亡に至る迄の間に於て、國交の爲に人參を使用せる事實の總記なり。其最も甚しく人參と共に銀其他の物品を誅求強奪したるは、光海君仁祖の兩代に至つて極まれり矣。此二代の王は其王位に上りし事に付云爲すべき點あり。即光海は明朝の囑望せし長子たる臨海君を越えて次を以て位に即き。仁祖の卽位は黨争より出でたる黨人の擁立に因る篡奪にして。共に弱點ありて詔使が是に乗じて梟慾を逞ふすべき餘地ありしこと。第二には明末官場の腐敗甚しく。朝鮮への使節を以て利窶と爲したること。第三には此時代明清の争亂に因て、従前滿洲より支那中南に供給せられし人參の商路斷絶して其價甚しく暴騰し。是を朝鮮より携へ行くに巨利ありし事等に原くものなりとすべし。

輒曰、光仁二王が自己の尊榮維持の上より、また當時に於ける國家の境遇より。彼の詔使輩の巨盜豪賊に等しき暴虐横恣に對して、忍従の止むなかりし事情に

諒すべきものありしとするも。猶樗狙折衝の妙味により、將また大義氣節を以てする對抗による、硬軟兩様の手段を以て彼等鴟梟の慾を或程度に迄制限し得べかりしに。滿廷人無く事茲に出でず、王を初めとし其尊を以て國使とは言へ、彼等斗屑宦官輩の膝下に匍匐し叩頭百遍只旁其歡心を失はざらん事に是努め、爲めに益々彼等の鴟慾を肋長、國庫を空虛に歸せしめ、大亂後疲弊其極に達せる黎民を更に塗炭に苦しめて省みず。其間に於ては平素針小の些事すら、猶堂々たる文辭を以て所見を儒教的大義より棒大に上啓披瀝する、臣僚儒家幼學輩の、唯一人として事の重大なる本件に關して上言疏論したる者あるを見ず。唯僅かに光海君二年に司諫院が正々堂々是を論じたるのみ。舉國遑々として爲すが儘に彼等鬼畜の蹉躓に任したるは浩歎すべしと爲す焉。此事實を史眼を以て照見すれば、貨幣制度の無き、經濟生活の發達せざる、財政貧弱其基礎確立せざるの國家。主權の最も脆弱なる國家が一朝大事に臨んでの現實暴露の一場面と觀るを得べし矣。

清朝の確立以後に於ても、明と同様各代其使節を迎へたりしも、銀蔘の誅求よりは免れたり。蓋し清朝の初より滿洲の人蔘採取を國營とし豊富に採取せし

が故に、復明末の如く朝鮮の人蔘を寶貨とせざりしこと、官規の振張に由るものとすべし。

朝鮮の使者が明に赴きし時先方の大官に人蔘を贈ることは必ず行はれたりと考ふるも、史には記載無し。唯「同文彙考」に萬曆年代海路を取りし時、寧遠の鎮撫大監高起潜に人蔘を例により贈りしも受けざりしこと、記されあるのみ也。

第三節 李朝と足利時代の大臣大小名及

其他の日本人との關係

本節に關する朝鮮と日本側の交通は第二章第五節に述べたる如く。李朝太祖が肇業立國の後に於て、前朝の末期に於ける倭寇の慘害に鑑み。力めて東邊との平和を保持する事が保國の要諦たるを曉り。其方針の下に當時朝鮮に於て日本國王と稱せし足利當主と通好を開始し互に信使を交換し。一面には九州中國邊の大小名豪族に對して招撫の策を執りしより。高麗朝に比して其形勢一變して交通甚しく頻繁となり。爲めに倭寇の控制と其被害の減少に付ては確かに豫期の目的を奏効せり。而して其交通たるや、今日の國際法學の上より觀れば頗變態のものなりき即ち。一國の主權者たる足利政府を措きて其承

認を経たりとするも。其大臣たる崑山・山名・細川の如き徒及其承認を経ざる中國九州の大小名が。隨意に外國に對して國交主體たるが如き形式を以て通好したること。日本國の大小名豪族であり乍ら、朝鮮の官職の辭令を受け——今日の勳章を外國より受くる如きに相當すれど——稀薄なる臣屬關係の如き態度を執り。又は朝鮮政府より圖書(印章)を受けたる者も中にはありしこと等なり。

其獻上の品目に對し、回賜の名の下に於てする物貨の贈答は。其實質貿易なれど未だ全部を然りと言ふを得ざるは。其物品の賜與には一方的にして純然たる國交禮品たるものもあり。また其貿易と見るべきものも、朝鮮の外務省たる禮曹と大藏省たる戶曹が之に干りて、大抵其獻品の値踏を爲して其に相當する價の物品を以て酬ゆるとは言へ。朝鮮側よりは貿易よりは寧ろ政治的に其撫接が目的なりしを以て、其交貿の品は百を以て百に易ゆるに非ず。常に數割の多きを以て酬る且不必用なる品目をも受領を餘儀なくしたるのみならず。其接遇の形式は純然たる國貨を以てし、爲めに其支持給與に多額の國帑を消費し。計算的には貿易とは見られざるものあり、また日本より來る者は大部分は、

○印章ヲ受ケルハ
服屬ヲ意味ス。

（朝鮮在留者ニ面
會及朝鮮ニテ死
者ノ墓參、祭祀等。

貿易的利益を主としたる者多かりしも。中には大藏經其他の佛經佛書梵鐘・佛具を得るを主要なる目的とし。また大名心理より出づる虎豹皮虎肉・人蔘等々の如き、朝鮮に非されば得られざる珍稀の品を併せて得んとする欲求よりせし者もありしこと等其特異なる色彩あるを見るべし。

太祖・定宗の初期に於ては右の目的を以て出で來る朝鮮側より見て所謂來朝者は其數多からざりしも。朝鮮の優遇傳はると共に、太宗時代より漸々其數を増加し世宗時代には一層増加し。其中對馬最多く、「世宗實錄」二十一年十一月の條に……足下の祖父（貞茂の）より以來使者の船には則ち糧料・魚・鹽・雜物を給し、和賣船は自から備へて食ふ、曾て定むる所也。近年商船口料を要して受く、波羅求請の如き十二の行各船の格人多きは七八十名に至り、其他或は經文・鐘磬・席子・人蔘・木綿皮物等多般に求請。或は族親の見を請ひ或は族親墳廟祭典等緊ならざる事に憑依して出來る者殆んど萬人に近し……云々と禮曹より島守宗貞盛に書を發せり。

爾來成宗時代に至るまで依然減少せず、釜山邊より京城に往復する人員一年六千餘人に上りし事あり。其接待の爲めに慶尙道の租稅たる米の半を宛て、

○慶尚沿岸三ヶ浦ノ對馬ノ居留民叛亂ヲ起シ東萊其他諸城ヲ陷ル。

○大内ハ百濟瑠璣太子ノ後ト稱ス。

猶國庫に影響を及ぼすに至りしより。種々の制限を加へ對馬の紹介無き者は接待を許さず。或は圖書所有者、受職者以外を拒み。又成宗十年には足利に驗符を送り、此符を受け來らざる者は入れざる等の手段を取りしも、嚴格には行はれざりき。燕山君以後は日本の國情變化と朝鮮の制限により漸く其數を減じ。特に中宗時代の三浦の亂以降著しく減少し。明宗一代二十一年間には足利の使を除き、唯島山の使が七十年目に二回來りしと。唐津の大守源勝、左武衛源義清、疏黃島大守則忠と稱する者の使が來りし等五六回に過ぎず。宣祖の時代に至つては一層減少して、遂に文祿慶長の役となり國交の斷絶となれり。其間始終一貫して交通したるは對馬のみなりし。

以上の來朝者に對する朝鮮の待遇は、夫々差等ありて一樣ならざりし。例之は巨酋と認めたる大内、嶋津、畠山等等の如き者の使には國王足利當主の使に次ぐの待遇を與へ。中にも大内の如きは其先我國に出で、義弘以來我國に誠輸する者とし特別の優遇を與へ。小貳の如きは漂落對馬に身を寓せし後迄も誠輸交通するものとして之を待ち。また階級低き者も倭寇の被擄朝鮮人及漂流者を送還したる者、或は高等情報を齎らした者の如きは大に之を優遇したり。對馬に

對しては宗貞茂は海賊の控制統禦に大功あり。誠意奉仕する者として多大の信頼を受けしも。其後代に至つては三浦居留民の繁衍と言ひ。又常に朝鮮の弱點を知るに過ぎて機に臨み時に應じ或は媚び或は背き或は威嚇し或は拗撥し腹心なる如く仇敵なる如くして、只管生存上の利得を謀りしより是を嫌惡せしと雖も。日本との總ての仲介取次の府としても情報機關としても到底此と離るゝ事を得ざりし惡因縁により時には憎み乍らも特別の待遇を施したり。

右に述べたる待遇上より、其回賜特賜等の物品は種目の撰擇、其數量の參酌亦考定せられたり。就中虎豹皮と人蔘は最貴重なるものとして國王足利以外には餘りに多く使用せられざりし。文宗元年正月薩摩の島津忠國が是を要求したる時、人蔘は稀貴の物なりとして謝絶したる如き。下に掲出したる表を見るも約百八十年間に於ける千數回の交接に於て。人蔘を使用したる事の僅少なりしこと、其給與が何れも特殊の優遇より出でたる事を覺るべし。

其の人蔘の給與を李朝歷代實錄より摘記せしもの左表の如し。

足利時代李朝より日本へ人蔘給與表

歷代王の實錄に據る他の物品は省略す

年 號	人蔘斤數	受けたる人	理 由 其 他
日宗元年七月 日本應永六年	斤數不明	大内義弘へ	朝鮮の爲め海賊を討伐せし謝意、大内の使者に授く
定宗二年七月 太宗二年六月	各五〇斤	日本大相國へ	特賜其使人に授く（本件足利將軍なれど朝鮮に於て主權者と認めざりしにより茲に掲ぐ）
太宗二年五月 日本應永九年	二〇斤	對馬宗貞茂へ	特賜其使人に授く
太宗十三年六月 日本應永二十年	斤數不明	志佐殿へ（壹岐の小名）	特賜、前萬戸朴礎を遣はす
太宗十七年十一月 日本應永二十四年	斤數不明	日本能州大守源昌濟へ	獻物への回賜使人に授く
世宗五年三月 日本應永三十七年	斤數不明	日向大守源久豊へ	特賜其使に授く
世宗六年正月 日本應永三十一年	三斤	日本國王使僧圭壽へ	特賜
世宗七年正月 日本應永三十九年	五〇斤	九州前總管源道鎮へ	獻物への回賜使人に授く
世宗八年二月 日本應永三十三年	二〇斤	日本石見州長濱因幡守へ	對馬への使者大護軍李藝に賣らさしめ對馬より轉送せしむ漂流者送還の謝意特賜
同 年 十 一 月	五〇斤	九州前總管源道鎮へ（澁川滿頼）	獻物への回賜、求請による
同 年 十 一 月	二〇斤	石見周布因幡刺史藤觀心へ	使を遣はし前々關賜物の謝と獻物其回賜
世宗十年六月 日本長元二年	三〇斤	宗貞澄へ	日本國王の喪を報告、謝意と回賜其使人左衛門太郎に授く
世宗十三年二月 日本永享三年	五〇斤 三〇斤	博多の貿易商宗金へ 日本國王の使僧道性へ	禮賣より贈品の回賜 王より獻物への回賜 使人に授く

同 年 六 月	各一〇斤	左武衛斯波義淳へ 右使者の上官副官 へ	王より回賜 使者に授く 同上
世宗十四年五月	五斤	日本國王使送副官人而羅 へ	特賜
世宗十五年八月	二〇斤	宗貞茂へ	特賜日本への回禮使護送の謝意
世宗十八年四月	斤數不明	日本源昌清へ壹岐の小名	獻物への回賜使人に授く
世宗二十年四月	五〇斤	對馬島宗貞盛へ	特賜大護軍李藝を遣はし太宗對馬征討の時の捕 擄返還請求
世宗二十五年六月	五〇斤	大内殿へ(教弘?)	下孝文を日本へ遣はす途次大内義弘を祭る、特 賜
世宗二十六年正月	五〇斤	大内教弘へ	回賜使者徳模に授く
日本文安元年 年 時	一〇斤	右使者徳模へ	特賜
世宗二十八年三月	斤數不明	宗貞茂へ	特賜使人に授く他の藥材と共に請求により
日本文安三年 年 月	三〇斤	大内教弘へ	回賜、使者徳模に授く
同 年 六 月	斤數不明	宗貞盛へ	特賜使人に授く請求により
世宗三十年七月	一〇斤	五島宇久大和守源勝へ	使者延都に授く獻物回賜并前年漂流者送還の謝 意
日本文安五年 年 月	五〇斤	大内多々良公へ	特賜日本通信使の行に托す船覆沒達せず
日本寶徳四年 年 月	三〇斤	對馬宗成職へ	右同
世宗五年八月 年 時	二〇斤	右同	特賜上護軍皮尙宜を遣はす際息を通ぜし謝意
同 年 七 月	一〇斤	對馬宗貞國へ	特賜僧崇悅に授く
世祖七年四月 年 時			
日本寬正二年 年 月			
睿宗元年六月 年 月			

成宗即位の年十一月 日本文明元年	五斤	對馬宗貞國へ	特賜使皮古孔羅(彦五郎)に授く
成宗文明九年九月 日本文明二年	二〇斤	右同	特賜、宣慰官司譯院兼正田養民を遣はす
同	二〇斤	小貳頼忠へ	右の便を以て特賜
成宗元年九月 日本文明三年	斤數不明	宗貞國へ	求請により特賜使僧に授く
同	一〇斤	山名教豐へ	伯耆萬福寺修撰(足利義政の命によると稱す)の
成宗三年正月 日本文明四年	五斤	左武衛源義廉(斯波)	寄附を仰く、使僧一庵に授く(五〇〇斤を請求せり)
成宗四年九月 日本文明五年	一〇斤	大内政弘へ	東光寺修葺の寄附を仰く、使西華西堂に授く
同	三斤	畠山義勝へ	回賜其使源周徳に授く
成宗五年二月 日文明本六年	三斤	宗貞國へ	回賜其使照隣に授く
同	五斤	畠山義就へ	特賜漂流人送還謝意使者要温而老に授く
同	一〇斤	大内政弘へ	回賜使者宗祥に授く
成宗六年正月 日本文明七年	五斤	五島宇久源勝へ	回賜使都普非多に授く
成宗十年八月 日本文明十一年	三五斤	大内政弘へ	特賜漂流人送還の謝意使僧雲書記に授く
成宗十一年八月 日本文明十二年	三斤	源義勝へ	回賜使僧瑞興に授く
成宗十四年十月 日本文明十五年	三五斤	大内政弘へ	回賜其使治部に授く
成宗十八年八月 日本長享元年	三五斤	右同	回賜使清鑑に授く
			回賜使僧鎮牛に授く

成宗二十一年十月
日本延徳二年

二〇斤 大内政弘へ

回賜使僧慶影座主に授く

成宗の次代燕山君の日記は、略。其次代中宗王よりは實錄に賜與品目の記載省略されたるもの多きにより、以上の外に猶人蔘の賜與ありしを推定す。上表の外に對馬に對する單參なるものあり別に節を設けて説明す。

『釋天荆朝鮮渡海記』には、天正五年十月に使僧釋天荆が同六年二月二十四日禮曹に呈したる書に、

○後漢書崔列傳ニ、靈帝ノ時、鴻都門ヲ閉キ楮シテ

○後漢書崔列傳ニ、靈帝ノ時、鴻都門ヲ閉キ楮シテ官爵ヲ賣ル公卿以下皆差アリ、烈錢五百萬ヲ入レテ司徒トナル……其子約三公ニ居ル講者ニ於テ如何ト問ヒ其答ヘニ論者其銅臭を嫌フ……とアル古事。
○蘭若ハ西域語ノ寺「觀音」ニ出ツ。

右武衛大將軍差來の上官釋天荆謹みて書を禮曹大人閣下にする。侍奉多福伏て白す。左武衛大將軍之次子彈正大弼源義堯頃年勅を奉じ九州を總管す。九州貴國に近し、故に日々に隣好を修めんとす。……中略銅鎖沈香は山僧の貨財必ず崔氏銅臭の嘲を得て汗顔矣。

然りと雖も吾京城の西一里、僕の舊山あり、山を正法と曰ひ、寺を妙心と曰ふ。花園太上法皇の離宮也、先師之に贈つて蘭若を開く、常に七百の衆を養ふ矣。僕歸山の日七百衆悉く貴國の珍産を望む、故に今之を求む。人蔘牛黃は僕平生多病、況んや萬里鯨波の勞倦、尋常和藥を調へんと欲す、只此兩種を缺ぐのみ。故に今之を求む。緒餘求請品日一一恩容あらば多幸なり。……云々とあり、蓋し賜を受けしならん。此時足利既に亡び、右武衛將軍なる者無し。蓋し織田信長の内諾を得て、足利政府が猶存在する如く、裝ひ交通貿易の利を得たるものならん……との説あり。

第四節 日本信使の行に於ける人蔘の禮物使用

第一項 總 說

本節に於ては朝鮮より日本に赴きし信使、並其一行中の者が職務上人蔘を私贈せし所謂私禮單と稱せしもの。及朝鮮政府より禮曹判書、同參議、同參判等の名を以て、信行に關係ある日本の有司に人蔘を贈りし事項に付て詳述すべし。而して足利時代の事文獻上には不明なり。蓋し右の如き物品の贈答は少なかりしは前後國交の情愴に著しき冷熱ありしに由るべく。また人蔘の使用少なかりしは、日本に於ける人蔘の貴重心の薄厚の差にもよるものなるべし。本節に於ては専ら徳川時代の事項に付て記す所あるべし。

第二項 信蔘の準備調達、荷造運搬

徳川時代に於ける朝鮮の信使が其國交の行途に要する諸品目の中の人蔘は、大體左の如し。

△朝鮮國王より徳川氏に贈進する國交品。

△禮曹より其名を以て對馬島守、江戸老中等に贈るもの。

△信使・首譯が關係有司に贈るもの。

△信使が盤纏として携帶するもの。

△醫員が醫療用として備携するもの。

○信使一行

△正使一員堂上

文官

△副使一員堂下

文官

△從事官一員右

同

以上ヲ三使ニ稱
ス。

△譯官三員堂上

官

以下總員五百人

乃至三百餘人。

右ノ中事件折衝及

物品贈答ノ主體ト

ナリシハ三使及首

席譯官一人也。

△蔘茶として來客に出す原料。

以上六項の人蔘を總括して信蔘と稱せり。此信蔘は毎信使の派遣決定したる時、其出發期日の前々年乃至五六月前に産蔘の處に卜定せり。其數量は其時々必要數を審査して決定するを以て毎回不同なれども大抵體蔘二百四十五斤内外英宗三十九年以後は尾蔘四五十斤を加ふを使用したり。

上記信蔘の卜定は主として江界府に向つて行はれたれど。時には平安道の他の產地及咸鏡道と江原道の一部にも分定したり。

信蔘の卜定は無償徵發に非ずして其代價を下渡するものなれど。實價の半にも達せざるものにして、且つ種々の惡弊の附隨するありて、後段第二編第十一章中に詳説せる如く、產地人民の苛重なる負擔たりしに因り江界の人民は一旦信蔘卜定の報傳はるや其苦痛より免るべく逃亡相踵ぎ。爲めに其調辨に多大の困難を伴ひたり。

信蔘は卜定の地方より割充數量を戶曹に納入せしめたり。戶曹は其中より最良品を撰定して信使に交付せり。肅宗四十五年の信行の時に其副使黃嶺の啓に……交隣の道は誠信を以て貴しと爲す、禮單の雜物は精擇して送らざるべ

○體蔘トハ上品の人蔘ヲ云フ此人蔘何レモ自然生ラモノ也。體蔘、尾蔘ニ付テハ第七卷其項ニ詳細ス。

○卜定トハ強制制の割充ヲ云フ。

○辛卯客京二年ニ當ル、同六年ニ信使ヲ遣ハセリ此時決定センモノナラシム。
○次律ハ死刑ノ次。

からず。曾て乙未の信行に於て禮單贈遺の物巨細と無く孝廟自から御覽す……先朝誠信待隣の道を盡せりと謂ふべし矣。今番の信使禮單は各別に精選すべき旨を戸曹に分付せり。而して其中人蔘は尤も倭人の重んずる所也。近來人心巧詐にして蔘品極めて偽惡蔘を以て衣とし、中に雜物を充たし、甚しきは鉛を挿入して斤量を増すものあり。此等の偽詐を異國に於て摘見せらるれば、國體を損傷すること甚し矣。辛卯使行の時使臣曾て此事を以て陳達し、人蔘捧上の際戸曹禮曹の郎官をして眼同看審し。もし不正品を發見することあらば斷ずるに次律を以てす。今回も亦此例を用ひては如何。王之に従ふ……とあり。以上「増補文獻備考」

如上嚴重に看審せしも時に不正品ありしは。英祖三十九年八月の信使の行を叙したる其時の正使趙暉の原著「海槎日記」十二月二十四日（江戸淺草本誓寺に滯在中）の記に……公私禮單に論母く戸曹より來る所の人蔘間々蜜汁に浸漬せし者あり、其斤量を増す爲也。余東萊府使の時多く日本人との取引の商品人蔘を見るに未だ此の如き蜜漬の者あらず。五六年來人心益射利に巧みにして、此習倭館に漸長すと云ふ、甚だ駭き惡むべし。此に來つて後醫官の言を聞くに。日本の

醫師以爲らく朝鮮人蔘蜜漬の者あり、必ず是製法の一、願くは其方を示せと言ふと。薬用は貴賤を論せず、人を欺いて貨を取るは己に事理の爲すべき所に非ず。況んや此れは兩國交幣の需也、又豈蜜漬を以て斤量を増すに忍びんや。此れ誠に隣國に聞かすべからざる也……とあり。

信參は戸曹より禮曹に交付し、禮曹に於て夫々區分し。國書竝禮曹の書の別幅として徳川竝老中等に贈るものは包装封印し。其他は當該者に交付して東萊府に駄送し。間に合はざる時は産地より東萊に急送せしめ、他の賣し去る物件と共に荷造して點檢し各標書し。且使臣が花押を以て封印し、釜山の永嘉臺に於て海神に利涉を祈つて出船する時其六船中に分載し。押送官に於て監督し、信使に於て途中總ての荷物と共に不時に點檢し。大阪木津川沖に着するや、使行と共に淀船にて京都に着し。茲に於て荷物全部を日本側の接待係に交付して江戸に送付せり。

此事に付ては、英祖三十九年信行の時正使趙曦の著たる「海槎日記」十二月二十四日の記に……丙子晴、大坂城に留まる、公私禮單用ゆる所五十餘隻を磨練し。或は長櫓に入れ、或は草席に裹み出して彼國人に付す。別に禁徒を定めて、

江戸に先送す、此は是例也。其中人蔘錦緞の屬の如き重貨と謂ふべし、而して以前より彼の人少しも疏虚の慮り無きこと。殆も燕行ペキヤの卜馱フタを義州より柵門に先送する慮り無きが如し、此等の事我國奸民輩の遠く及ぶ能はざるところ也……とあり。

第三項 人蔘の贈先

人蔘の贈先に付ては、相手の身分により禮曹判書、同參議、同參判等の名により書契を以てするもの、三使共同にてする所謂私禮單と稱するものとの區別あり。秀忠、家光、家綱等の時代は私禮單なるもの甚少く、漸次代を重ねるに至りて増加せり。特に人蔘の贈先は日本に於て人蔘熱の最も高かりし綱吉時代に於て最増加せるは、之を欲求する感情に相ひ應ぜるものと認められ。其容易に得られざる珍貴なる贈物が先方の歡心を充たし延ひて、國好上に寄與したる事を想像し得べし。

其贈先は毎信使の行に於て多少の差異あり。左に掲げたる表中にある、各書の記載により其大體を會得すべし。

●禮曹判書、禮曹參議、禮曹參判等の名を以てする贈物を公禮單と稱し、三使即正使副使從事官が連名にて贈るものを私禮單と稱す。
●本表人蔘以外の品目を省く。
●公禮單は特に記す他は皆私禮單。

春官志の記載

李朝官撰英祖年代迄の
記事を收む

●仁祖二十一年(日本寛永二十年)の時

△執政四人 一私禮單品目中人蔘無し

△奉行六人

△對馬島守 五斤

△威徳院(宗義成母) 三斤

△召長老 三斤(對馬に外交の爲交代
勤務する京都の僧侶)

此時東萊に於て對馬の係より三僧遞代し洪
長老段長老稻西堂新に來る召長老代ると雖會
へは禮單無かるべからずとし人蔘三斤不足し
東萊商人に借る。

此時は大抵仁祖十四年(日本寛永十五年)の
例に依る。

●孝宗六年(日本明曆元年)の時
前例による

此時權現堂(日光家康廟)並大猷院(同家光
廟)に三使臣より各十五斤

●其後(年代を示さず)別單増加し

△國王へ 一〇斤

△執政より中納言に至る計 二十一斤

△奉行八人計 八斤

△對馬島守 五斤

△長老一人 三斤

異國日記の記載

●元和三年八月(朝鮮光海君九年)の時

△日本國執政大人へ 十斤 禮曹參判より

朝鮮信使登營式、同通信使一行座目
の記載

新井白石撰

●寶曆十三年(朝鮮英祖三十九年)の時

△將軍へ三使獻上 三斤

右と國王よりの五十斤を合せ、其中より將
軍より禁裏へ一〇斤親王へ五斤を獻上す。

方策新篇の記載

●天和二年(朝鮮英宗十八年)の時

△水戸公閣下 一斤 通信使

純祖實錄の記載

●純祖十一年五月(日本文化八年)對馬にて日
鮮使節交換會合の時

△日本兩使臣各三斤(小笠原國光・脇坂安
董)

△對馬太守 二斤

△江戸より來りし接待員二員 二斤

通信館志の記載

正祖の朝官撰

●年代の記載無し

△對馬太守 三斤

△護行長老二人 各一斤

△奉行六人 各八兩

△裁判二人 各八兩

別に

△對馬島守 二斤

△右同妻 二斤

△右同子 二斤

△奉行二人 各八兩

(以上對馬)

△國王前 十斤

△若君前 十斤

△權現堂 十五斤

△執政一人 二斤

△執事三人 各一斤

△近侍一人 一斤

△館所淺草本誓寺主僧一人 一斤

(以上江戸)

△大阪城及倭京支待官二人 各一斤

△西京尹一斤(京所司代)

●禮曹より公禮單

△對馬島主 五斤

△護行長老 三斤

●肅宗八年(日本天和二年)

△江戸四宰相 各一斤

△倭京三納言 各一斤

南壺扶桑錄の記載

●孝宗六年(日本明曆元年)の時

△對馬島守 書契別幅五斤(公禮單)

△達長老 書契 五斤

扶桑錄 李景樞撰

●右同上、右に同じ

金譯士東槎日錄の記載

●肅宗八年(日本天和二年)の時

△對馬島守 五斤 禮曹參議より

(右公禮單)

洪譯士東槎錄の記載

●右と同じ

對馬島守へ禮曹參議より三〇斤とあり

朝鮮往來の記載

●孝宗六年(日本明曆元年)の時

△日光門跡親王へ 二斤 三使より

△同毘沙門堂門跡大僧正へ 一斤

朝鮮聘禮事の記載

新井白石撰

●日本正徳元年(朝鮮肅宗二十七年)の時信行

三使中より獻上物

△將軍へ 十斤

三使中より香物

△尾張中納言 一斤

△水戸中納言 一斤 總ての香物に對し

△紀伊中納言 一斤 白銀二百枚を酬ゆ

右持參朝鮮人上々官三人下官三人小通事三
人小童三人使員六人。

右に相附對馬家老平田隼人裁判役寺田市郎
右衛門留守居三浦貞右衛門徒士四人、通詞二
人、弓四人。

△井伊掃部頭 二斤

△松平肥後守 一斤

△土屋相摸守 一斤

△秋元但馬守 一斤

△大久保加賀守 一斤

△井上河内守 一斤

△間部越前守 一斤

△阿部豐後守 一斤

△本多中務大輔 一斤

△久世大和守 一斤

△加藤越中守 一斤

△鳥居伊賀守 一斤

△大久保長門守 一斤

以上持參の朝鮮人上々官三人小通事三人小
遣三人使員六人。

右に附添對馬家老大浦忠左衛門留守居鈴木
左次右衛門徒士八人、通詞二人、弓四人。

致事新書の記載

徐命膺著

●年代の記載無し英宗以後の大體記ならん

公禮單

△對馬島守 五斤

△護行長老 三斤

三使私禮單

△奉行六人 各八兩

△護行長老二人 各一斤

△奉行六人 各八兩

△裁判二人 各八兩

△國王前 十斤

△執政一人 二斤

△執事三人 一斤

△近侍、西京尹 各一斤

△馬島主 二斤

△島主子 二斤

△同妻 二斤

△馬島奉行 八兩

△本誓寺主僧一人一斤

海槎日記の記載

時の正使趙曠原著

●英祖四十年(日本明和元年)の時信行

禮單

△對馬太守 五斤 禮曹參議より

△萬年山相國寺維天瞻長老 三斤 禮曹佐郎より

私禮單 三使より

△關白源家治 一〇斤

執政四人

△酒井左衛門尉源忠寄 一斤

△松平左近將監源武光 一斤

△秋元但馬守藤涼朝 一斤

△松平右京大夫源輝高 一斤

△京尹阿部伊豫守藤正右 一斤

△相國寺維天瞻長老 一斤

世臣二人

△松平肥後守源容毅 一斤

△井伊掃部頭藤臣英 一斤

執事六人の中三人

△板倉佐渡守源勝清 一斤

△水野一岐守源忠見 一斤

△鳥居伊賀守源忠孝 一斤

宗室六人

△尾張中納言源宗睦 一斤

△紀伊中納言源宗將 一斤

△水戸宰相源宗翰 一斤

△德川刑部卿源宗尹 一斤

△德川右衛門督源宗武 一斤

△德川宮内卿源重好 一斤

△寺社奉行松平泉守藤垂祐 一斤

江戸館伴二人

△加藤遠江守藤泰武 一斤

△毛利能登守大江匡滿 一斤

大守(對馬の)近族十二人の中一人

△藤堂和泉守藤高豊 一斤

在江戸馬島奉行一人

△古河大炊平如恒 半斤

△對馬太守平義暢 三斤

△前太守平義蕃 半斤

△以阿庵僧龍 一斤

對馬奉行五人

△平田將監平誠泰 半斤

△多田監物平如敏 半斤

△藤如卿 半斤

△杉村采女平善祐 半斤

△小野典膳源如長 半斤

裁判二人

△吉村橋左衛門橋如林 半斤

△平田所左衛門平如任 半斤

第四項 信蔘雜記

○隱避ノ島守。

○朝鮮ノ國書ヲ將軍ニ呈スルコト。
○德川將軍ヘノ朝鮮國書ノ宛名ハ最初日本國王トシ後大君トス。家宣ノ時白石ノ實見ニヨリ國王トセシメ後復々大君トス。太
大君ハ隱居ノ將軍。

總て信使の行に於て、所謂私禮單の配贈、割充、品目、數量等に就ては、每行相當に迂餘曲折あり。英祖四十年の行の「海槎日記」十一月九日の條に、前島守に贈る人蔘は半斤とせしを。對馬側は、英祖二十四年の例を引き、對馬の記錄に二斤とある例によらんとし。信使側は其携帶せし舊曆錄には半斤とあるを主張し、遂に半斤とせしこと出で。又十二月二十四日江戸に滯留中の日記に、此行の決定せし三年前に、信使の節目を議定する時、徳川の執政竝宗室の贈物に關し、議論二派に分れて決せず、遂に王の裁定を受けそれにより準備し來りしに。海を渡つてより以來、對馬側に於て連りに本件に付て爭難し來りしが、今や傳命の期迫り早く決定せざるべからず。英祖二十年の行の時は、日本に於て太・大・君・あり若君ありしも、今日は此れ無し、朝鮮の取極めたる執政四人の外に何故に二人を加ふるの必要ありやと、朝鮮首席譯官に於て主張し。對馬側に於ては六人の執政の中一人は罪により遞はり未だ後任無し。五執政の中一人は關白の子也、今若し此を抜かば他の執政は必ず禮單を受けざるべしと主張し。遂に前回の信使の時秋元但馬守涼朝を江戸にて別に加ふるに當り公禮單を給せず、唯私禮

單を贈りし例により、執政一人を加ふることに協定し。宗室一人を加ふる事に付ては、前回の時は三歳の小兒なりしも、今回は既に長成せることなれば、對馬の主張を理ありとして之に給する事とし。其不足の人蔘二斤半、豹皮七八張等々は携へ來れる豫備の中より充當せしこと出づ。

又同書には、朝鮮戶曹の天秤は日本の藥（ハカ）の稱（ハカ）に比し、一斤に四錢少きことを記し。且人蔘は時に隨ひ輕重あるにより、豫じめ其目減りを見込み、一斤餘を多く携へ來りしことを記せり。

第五節 朝鮮より對馬に給したる單蔘

第一項 總説竝單蔘の性質

對馬と慶尙の沿岸とは水を距て、山影相應じ最相邇（近い）きが故に古代より彼我密接の交渉あり。宗氏が是を領有するに至りし經過は。王朝の時在廳と稱し、島主四年の任期を以て遞代赴任せしが。王朝衰へて武家の政治となるや、島司は殺せらるゝも任に赴かず。故を以て首吏島改を掌れり。此時大宰府より給する四萬石の年粮絶えて一島大に困み、島民上下と無く西方に向つて貿易に従事し時に海賊と爲る。寛元四年大宰府の命に従はざるより、大宰大監宗重尙を遣

はし、在應阿比留平太郎を伐つて之を平げ、爾來宗氏之を領有す。正平二十三年宗經茂は佐々木五郎兵衛と宗彥七を遣はして高麗に土宜を獻じ。恭愍王は講究使李夏を遣はし米一千石を送りて修好せり。高麗亡びて李朝となるや、太宗二年五月に宗貞茂は人を遣はし土物を獻じたることに交通を始め。爾來李朝の海賊控制の爲めの招撫方針と對馬の生存上よりする寄生政策と相融合して、遂に離るべからざる關係を生じ。對馬は朝鮮の物資―特に米―に倚るに非ざれば一島の生活を保持するを得ず。朝鮮は是を嫌惡し乍らも東邊の平和保持の上より度外するを得ざるに至り。其後對馬は頻繁に使船を送り物資を質し。一方慶南海邊の三浦釜山齊浦鹽浦に居留民を占居せしめ、常に朝鮮の憂となれり。世宗以後種々之が制限を試みしも猶禍根を杜ぐに至らず、遂に中宗五年三浦の亂となり一時交通杜絶せしが。六年足利政府より遣はしたる使僧彌中の調停により、七年に和議成りて其歲遣船の數を減じ給與物品を減額せり。此後も交通を續けて文祿の役前に及べり。

此時代に於ては本章第三節に記したる如く、對馬に對して他の物品と共に人蔘の賜與ありしも未だ單蔘なる固有名詞無かりき。此名稱を用ひしは徳川時代に於て始まりしも初は悉くは單蔘とは稱せず例之ば孝宗六年に對馬に硫黃の多量を求め之を賚せしに對し、人

蔘七十斤を虎豹皮等と共に回賜したる如きは單蔘とは稱せざりしが。後に至りては對馬に給する人蔘は悉く單蔘と稱するに至れり。此字義に付ては、紙箋に字を書したるものを單子と稱することに由來せり。例之人民より戶籍の式年に提出する書付を單子と稱し禮物を記したる紙片を禮單と稱する如し。日本流に言へば目録又は書き付けに相當す。其目録即ち單子に書きたる物品を指して後には總括的に禮單、私禮單と稱せり。されど紙虎豹皮等の如きは、單紙、單虎皮等とは稱せざりしも、人蔘に限りて單蔘なる名稱を用ゆるに至れり。而して其單蔘なる名稱は、支那並日本一對馬以外の一の贈物に對する者にも間々用ひられたるも。後には單蔘と云へば對馬に給する人蔘に限り用ひらる事に用字固定せり。

此の單蔘の性質を検討するに二様の區別あり。一は對馬宗家の吉凶・嗣位・退隱・祭典並東萊府下に在る對馬屋敷に來る奉行の交代、對馬宗家の宗親の來鮮及總て對馬の功績、漂流人送還等、等に對し。慶弔問慰、禮物賞賜等の意味に因つて給するものにして片務的のもの也。二は對馬より歲遣船により獻上する物品に對し、回賜として代償するものにして双務的のもの也。此の第二の物は國交の形式を以てすれども、其實質は貿易と觀るべきが如きも。仔細に攷究すれば未だ全然然りと謂ふを得ざるものあり。何となれば元來貿易は有無相通じ大抵同價値の物品を交換する經濟的見地に立つものにして。常に初めより損失

○此ノ單蔘ノ名稱ハ德川ノ中期ニ至リ日本ニ傳ハリ、一種ノ人蔘品種名トシテ異ナル意味ニ用トラレ。其語原ニ付テ學者ガ種々臆説ヲ述ベタル事等、單蔘ニ關スル考證ハ第七卷ニ詳説セリ其單蔘ノ項参照スベシ。

を覺悟して永く取引を續くるもの有らざればなり。縱令朝鮮より給する米・豆・織物類と對馬より持來る銅染料・藥劑類の交換が互に絶對必要品なりしとするも。其五〇に對し一〇〇を償ひたる。其一〇〇の中の五〇だけは貿易の性質を含み。残りの五〇は他の性質を帯びたるものとすべく。總て朝鮮より對馬に給したる物品には、政治上左記の如き意味を有てるものありし。

△海賊所謂倭寇の控禦に對する報酬。

△海賊を働かしめざる爲の所謂捨扶持。

以上二は後期宣祖・仁祖の頃以降海賊の減少と共に意義稀薄となる。

△朝鮮東門戸の取次役、番人、紹介、等に關する手當。

△日本へ派遣する信使の往復海上の護衛、幕府との中間に於ける仲介等に對する報酬。

△日本の情報通知に對する報酬。

右五項の感情は足利時代に於て最も濃厚なりしが、徳川時代に至るに及び漸次稀薄となりしと雖も、猶其傳統觀念相互に残存せり。

第二項 對馬の歲遣船と單蔘の由來

對馬よりの歲遣船は最初二十五隻なりしを後に漸々増加し朝鮮に於て其支待に困み、世宗二十五年に約定して總數五十隻に制限し特送船を許さずとせしも其後種々の名目を付し特送船を送れり。中宗五年三浦の亂後同王二十三年

○日本慶長十四年。

に二十五隻に制限せり。此時代各船に給する物品獻上に對する回賜實は米・大豆は貿易及其他の貿易布帛等を主なるものとし、對馬より南洋産藥材染料及銅等等を齎せり。此時代朝鮮の給與品に未だ人蔘あらず、文祿慶長の役後國交恢復し、光海君元年に至り各地大小名の使船は悉く之を革罷し、唯對馬のみ送使を許し、其歲遣船の數と給與の物品と其數量を定めたり。其物品中に人蔘あり、茲に到つて始めて單蔘の名稱起れり。此時の條約を朝鮮に於て己酉約條と稱せり。

仁祖の代に至つては、清と事と構へ、軍國多事なりしも、此際日本との平和交通の持續は國策上最も必要なりしにより、同王五年に來りし對馬の使に對しては、其接待官より馳啓し、王は新來の倭使は便に隨ひ善待すべし、布は亂後清太宗の討伐落莫に至らざる慶尙道に收拾し、人蔘、鷹馬等は京城より送付し、事を生ずるの患なかしめよと命じたり。「仁祖實錄」

其對馬より送る船數及獻上に對する回賜品の別幅中にある人蔘及給與の人蔘は左の如し。

第一 年例送使船

(求は求請の人蔘。(禮)は禮曹の名を以てする回賜回贈品中の人蔘。(宴)は宴享其時給する人蔘。以下同じ。)

△第一 使送船

(求)一斤十兩。(宴)三度各正官一斤都船主十兩。(禮)三斤

△第二 以下十七迄の使送船

第二、第三船宴三度人蔘第一船に同じ。第十一船以下は後に(宴)を罷む。

△第一 特送使船

(求)二斤四兩。(宴)三度人蔘第一船に同じ。

○人蔘外ノ虎豹皮・布帛・米・豆等等ノ物品ハ各船差異アリ。
○各船ニハ皆圖書即チ銅印ヲ給シテ書ニ之ヲ用ヒテ證トセリ。

第二、第三特送使船

(求) (宴右に同じ。)

以上二十隻已酉約條にて定む。

△副特送使船

(禮)三斤。(求)三斤十四兩。正官一斤、副官一斤、都船主十兩、留船主十兩。

(流芳院送使)

慶長十四年、對馬より特に柳川調信の功を言ひ、且同人父景直の時にも使船ありしを主張して始む。柳川送使と稱するものは是れなり。柳川の死後流芳院送使船と改む。寛永十四年罷む。

△萬松院送使船

(禮)二斤。(求)一斤十兩。正官一斤、都船主十兩。

此寺宗家の菩提寺にして宗義智の死後、朝鮮特に其功により此一船を許し祭祀の料とせしむ。慶長十九年朝鮮より銅印を與へ寛永二年より始む。

△以酌庵送使船

(禮)二斤。(求)一斤十兩。

此寺玄蘇の住寺也、慶長十四年、玄蘇の兩國々交に盡したる功により之を許し、寛永十二年より始め、同十七年此名稱とす。

△平彦三送使船

(禮)一斤。(求)十兩。

(兒名送使船)

彦三は宗義成の幼名、副特送船と同時に始め、其死後明暦三年罷む。但爾後島守の子息ある時には兒名送使船の名を以て繼續す。

△平義眞送使船

(禮)二斤。(求)一斤十兩。

義眞は義成の子、元和十七年に始め元祿十五年に罷む。

以上の中柳川調興は罪により寛永十二年十月津輕に流され、玄蘇亦之に坐し南部に配せらる。此二船は對馬より其趣を以て銅印を返還せしが。柳川の船は宗氏に以て酌庵の船は依然本庵に付し送使せしむ。

以上の中第二船より第十七船迄は送使の正官は歩行士格の役人。其他は馬廻り格の役人を派遣す。

寛永十二年對馬と朝鮮と協定し、第一、第二、第三特送使船の使者は一人にて兼ね。第四使送より第十七使送迄の使者も亦一人にて兼ねることに改む。

第二 不定時の使送船

△徳川將軍の告討

△同上承襲告慶

△島主承襲告慶

△圖書改請

銅印を改むべく來る使。

△通信使請來

△通信使護行

△同上護還

此等の船も亦進獻を爲し回賜を受け、且貿易を爲せり。

(禮)二斤。(宴)三度各正官、都船主に一斤。接慰官私禮、單中人蔘三斤十二兩、但堂上差備官を派遣の時は同五斤

(禮)無し他は上に同じ。

右に同じ。此時隱居の島主なるときは禮、十七斤十二兩。

告慶に同じ。

右同じ。

右同じ。但堂上差備官より五斤。

通信使請來に同じ。

○接慰官ハ京城ヨリ釜山ニ派遣スルヲ接得ル旨

以上を大差倭と稱す。

△漂流人領來

(禮)一斤。他は第一船に同じ但(宴)二度人蔘無し。

△島主告討

(禮)五十斤。(宴)右に同じ。

△島主告還(江戸より)

(宴)一度正官に一斤。

島主江戸より還りたるを報知に來る使。

△朝鮮王室弔慰

(禮)三斤。(宴)右に同じ。

△同上陳賀

(禮)十斤。(宴)右に同じ。

△問慰官護行

(宴)右に同じ。

△裁判差倭

(禮)一斤。(宴)三度正官一斤。

慶安四年より初む。裁判は對馬の外交主任也。

△館守倭

(禮)二斤。

釜山對馬屋敷の長として新任し來りしもの。

以上「世宗實錄」「中宗實錄」「宣祖實錄」「光海君日記」「仁祖實錄」「孝宗實錄」「萬機要覽」「春官志」「通文館志」「同文彙考」「攷事撮要」「兩足院朝鮮紀錄」「朝鮮交隣抄錄」「對馬文書」等に據る。

文化年代の使送船及其單蔘の數量等は上記と多少の相違あり。下項に出づ參照すべし。右各船の賣し來る物品には進上と公貿易の二様あり。

(一) 進上

進上は對馬より禮曹宛の公文を添へ献上するものにして。其物品は胡椒、白攀丹、木朱、紅硯、銅匣、銅盤、金屏、銅の屬、別幅に進上物件とし列書す。之に對して禮曹より人蔘、虎豹皮、白黑細布、麀席、筆墨の屬を以て答禮す。其物の包裝の兩端には禮曹の封印を施す。而して猶右回禮の外に進上物件に就き一々値踏みを爲し、之に相當する綿布を給し、之を進上價と稱したり。寛永九年島主宗義成は進上の文字を封進と改め、方物は書契中に録入せず、作つて別幅として以て之を送れり。蓋し進上を避けて禮曹と贈答の禮とせんとするなり。朝鮮其改號を許し、其酬賜は則ち前に依る……。

(二) 公貿易

公貿易は銅鑲^{へん}、丹木、水牛角等にして、献上の意味を以てすれど、其價を受くるに、より公貿易と稱せり。其價は初め綿布を以て給せしも、繼ぎ難く後に三分の一は米を以て給せり。又後には其木綿の中幾分を人蔘を以て給し、最後には人蔘其他の物を幾分銀と錢に代ゆることも行はれたり。以上『對馬文書』『春官志』『通文館志』『萬機要覽』による。

○三萬六千匹。

○第七卷被執參ノ
項ヲ見ルベシ

○錢兩。

○慶尙道租米ノ半
符費用ニ費シタル
ハ世宗以降成宗迄
ノ間ニシテ、德川
時代ニハ如此事無
シ。

此の對馬への給與に付ては朝鮮の財政に影響を及ぼすに至りしこと朝鮮の文獻に記載多し。其中英祖三十九年に日本へ出發したる通信正使趙嘏の著にして、其行の日記たる「海槎日記」の記載最要を得たり左に録す。

十月二十八日辛亥晴東北風、西山寺に留る。……馬島の地方東西三百里、南北八十里分つて八郡八十二浦と爲す。而して土地瘠薄、生穀甚だ少し、居民の生活専ら漁採を以てす、苟くも我國の公米、公木モツに非ざれば何ぞ以て生を聊せん。曾て萊府に在るの時東萊府使、毎年對馬に給する財産を考算すれば。則ち公作米一萬六千石、兼帶米二千餘石、料米二千餘石と爲す。此外種々の名目を以てする米豆亦千餘石に過ぐ、合計米二萬數千餘石、公木モツ七百二十餘同と爲す。而して木は則衆譯輩過半は蔘に換へて給す、此れ所謂被執條手標也。對馬より送船の使例一年禮單蔘三十餘斤餘、紬苧、麻布及虎豹皮雜物名色甚多し、是則ち入送使に毎年給與すべき物也。其外別送使に至つては歲に五六次ありて、其接待する所亦各例あり。一年を通じて給する所竝に換算すれば三十餘萬兩に過ぐ。人恒に言ふ嶺南慶尙半道の財産租稅の盡く倭に給すと。此れ則ち未だ必ずしも然らず。而して厥の數誠に夥然と爲す矣。彼人の納むる所の者を以て之を言へば、

則ち黒角四百桶、銅二萬七千九百斤、胡椒四千餘斤、白礬一千四百餘斤、丹木五千六百餘斤、鑿スズ價銀一千五百餘兩及雜種の物件を換算せば三萬餘兩に過ぎず。其納むる所を我國の給する所に較ぶれば十の一と謂ふ可し。我が鮮乏の財を耗し此の忘れ難きの讎に餉る。事理を以て揆すれば誠に有るべからざるの事たり。而して惟列聖の朝深く憂ひ遠く慮かる、適かに尋常萬々に出づ。朱夫子忍痛含冤の心を以て已むを得ず、戎に和するの下策を用ゆ矣、夫れ豈に樂しからん哉。曾て聞く公米、公木、單蔘、幾んど島主の囊橐に盡き、江戸に歸する者絶少なりと。此を以て之を言へば一島の生活は専ら我國に靠る也矣……。

右對馬よりする物品の換算は過少に見積りたる嫌あるも、著者趙曠は曾て東萊府使の職に任じ、實際其事務に當れるものなれば、總て其記述要を得たりと謂ふべし。

第三項 單蔘の給與に對する紛訖

單蔘は前に述べたる如く元來國王より恩賜の物品なり、是が品質の善惡に付ては受領者に於て決して云爲すべき性質のものに非ず。されど永年の慣行により遂に對馬側の權利化したるのみならず。此人蔘は他の貿易の人蔘等と共に

○對馬島守ヨリ東
來府ノ通譯等二一
年銀千兩ヲ贈ル權
例アリシコト第三
卷ニ出ゾ。

○本項ニ付テハ
第二篇第十章第四
節ト參照スベシ。

に、其巨利により對馬一藩の財政の數割を賄へるものなれば、宗家の死活に關するものにして。其品の善惡は忽ち延ひて一年の歲計に影響し、且つは又江戸に於て對馬が賣下ぐる人蔘の業務に付ては、幕府の嚴重なる監督を受け居るものなれば。其受授に關して紛争を生じ對馬が強硬なりしも理無きに非ず。されど其強硬の態度にも程度なかるべからず、其所以は對馬側に於ては昔より東萊府の譯官通事を買收して自己の走狗と爲し。是れにより不當の便宜を得て利する所巨大なるが故に強ひて事を荒立て得ざる弱點あるのみならず。往昔宗貞茂、同貞盛等が、儼然として暗に朝鮮を威嚇したる如き背後の兵力を有せず。其主張に恐れて朝鮮を忍從せしむるに足るの權威無く、以て其爭議を數年に持越すの餘義無きに至れり。

單蔘は最初は倭館に於てする日鮮貿易の人蔘に對し、朝鮮政府に於て十一の實物税を課し、其徵稅品を以て充てしより。最良品なりしも後には人蔘の需用の増加に反比例し、濫獲と山地の開墾により其の産額減少して總じて人蔘の品質不良となり。傍ら狡猾の徒が種々不正の手段を弄して、鉛を中に入れ或は蜜に漬けて斤量を増すもの。人蔘を衣とし中に桔梗等を充填するもの。折れた

るを接着して一根とし、小を併せて大とするもの。縦に半截して其半面は小根を集めて膠着せるもの。等等を流布せり。對馬が之を争ひしこと當然なりと謂ふべし。

其受授に關する紛争は屢繰返され、英宗二十九年に於て、草梁對馬の館守より數年分の人蔘を京城に返送せし事件あり。同年朝鮮當局者は別に契を作らしめ、此商人組合に於て他の貢物を貢納するの例により處理せしめしも。其品質は豫期の如く革まらず、一層粗惡不良となり。其六年後の英宗三十四年に至り、對馬は憤を發し示威的に其年一箇年給與の單蔘全部を對馬屋敷の門外に於て燒却せり。茲に於て當局者は考ふる所あり、此人蔘に關する事務の全部を東萊府通譯に一任し、責任として處理せしめ、一方是により利益を得ることをも公認せり。然るに此以後に於ても亦豫期の如く一も廓清を見ざるのみならず、却て通譯等は中央より支給する單蔘買入資金を着腹費消し、其單蔘の支給連年延滞するの弊を加ふるに至れり。其不正人蔘の事實は李朝の文獻中に以下數項に列示せし如き記載あり。

(1) 不正人蔘に關し紛訟を生じたる事例一

○日本寶曆三年。

英宗二十九年に是より數年前より單蔘は不良品のみを給し對馬は之を受取らず。荏苒數歳を過ごし東萊府使との談判進捗せざるより。草梁對馬屋敷の役人は已むを得ず最後の手段を撰び、數年分の單蔘全部を京城に上送せり。本件廟堂の大問題となり、大藏大臣たる戶曹判書の罷職より當該大小官吏の懲罰處刑となり。遂に其人蔘は良品と取換へて數年分を給せられし事件ありたり。事の委曲は左の記事に明かなり。

「英宗實錄」二十九年三月の條に：：命じて左議政李天輔に入侍せしむ：：王は曰く、予は猶邊境の事を忘れず故に卿を召す矣。李天輔曰く、戶曹判書東萊府使俱に過失あり矣。王曰く萊伯の朝命を待たずして上送せしめしこと極めて非なり矣。命じ書し傳教して曰く、頃ごろ禮單蔘の事に付て訓戒せるは乃ち交隣の道を重んずる所以なり。而して紀綱解弛し猶弄奸不正人蔘の事あり。彼人をして此に因つて藉重し竝に訓戒前の人蔘とを併せて受けず。訓戒の令は國中の事也其令自から倭館に飛び到らんや。任譯の輩密かに其條文を謄して彼人に示し此に至らしむる也、此皆任譯輩の爲す所。頃ごろ彼等の不良者に對し決棍を加へたり、其後一分にても國法を畏るゝの心あらば、彼人を教誘し萊伯を瞞き禮單の蔘を重んずる莫く、朝令を待たずして上送せんめんや。當該訓導別差は統制使をして軍威を張り三たび引廻しの上決棍五十度の後海島に配流すべし矣。噫萊伯の伯の字豈偶然ならんや、之を待つに一府の伯を以てす。么麼此等の事理に據つて固く執つて争はず登聞を爲す、此れ朝廷の命官たるの資格無き也。東萊府使申暉、前府使趙載敏は南海縣に投界し、不正人蔘造作の人は嚴刑一次遠地に流配し、戶曹の係官は義禁府に下して推考せしめ。長湍府使李彝章を東萊府使に任命すべし：：。

○此上送ノ文字人
ヲ送リシカ人蔘ノ
ミヲ送リシカハ明
カナラズ。
○府使ノ敬稱東萊
府ノミハ特ニ觀察
使並ニ敬稱ヲ使用
ス。其任日本ニ關
シテ重ケレバ也。
○投界ハ南方ニ配
流ノ意。書經ニ出
ヅ。
○因ヘテ尋問。

其後に至り副修撰洪重孝も亦上書せり。同四月の條に。

上書の略に曰く、禮單蔘の事は任譯輩の不善の周旋により反つて事を誘引するに非ざるなし。今決棍配流の處分は實に生を好むの盛徳に出づ。而して第だ統制使の營は東萊を去る事遠く、倭人安くんぞ其處刑の狀を知り得んや。臣意ふに釜山僉使をして威を張り決棍せしめ、彼人をして目前に朝廷の處分を見せしむれば、則ち必ず嚴畏の心を生ぜん。術策を弄するの罪を論ずれば、任譯よりは小通事の輩甚し、此際其中最無狀なる者一兩人を查出して梟首して、他を警しむること已むべからざる如し。戸曹判書は本件に坐して譴責を蒙り、既に罷職となれり。此事に付ては、臣は恐る、彼人之を聞けば益增長して、此後單蔘を黜退すること必ず限り無けん細憂に非ざる也：：云々。

(2) 不良人蔘に關し紛訟を起せし事例二

英宗三十四年に對馬は怒つて一年分の單蔘を東萊倭館の門前に焼却せしことあり。本件の由來に付ては「增補交隣志」に左の記事あり。

英宗二十九年癸酉接慰官沈鏞の下往するや、倭人單蔘を以て尾執の頃に付し屢次黜退す。故に多般責諭遂に定例を爲す。而して別に契人を定め貢物の例に依り舉行す、契人の奸弊漸く生ず、蔘品専ら様を爲さず。三十四年戊寅に至るに及び一年給する所の單蔘全く倭館守門外に燒火するの擧有るに至る。該府使趙瞻の狀啓に困り戸曹判書李宗白啓し請ふて倭譯に移給し、利害禍福之をして專管せしめ。別に勾管を定め以て其事に任せしむ。而して戸曹の上下は則契人舉行の時の例を以て磨練す：：云々。

○日本寶曆八年。

○被執人蔘ノ品位ト比較ノ意。

○下ガ渡スコト。

○此書面ヲ受取レ
バ府使ハ責任ヲ負
ハザルベカラズ故
ニ呈出ト曰ハズ故
ラニ出ホトセリ。

(3) 不正人蔘に關し紛訟を起し及給與延滞したる事例

「純祖實錄」三年二月の條に：東萊府使徐有鍊の啓本により備邊司は啓す。東萊倭館新舊館守(交代の時也)一書を出し示す。書中に曰く貴國の人蔘十年前後より皆假蔘を以て割付造作品劣り效無し還退甚多く秤り不足七十斤に近し。竝びに以上即速入送せよ云々。今簿冊を調査すれば前々よりの不足積り／＼て六十九斤六兩となれり。倭人に給する單蔘は首譯金健瑞の管掌に屬せり如何なる品質の人蔘を給したるか此倭人の冤を稱す一々按査すべく不足量の人蔘は數の如く徵給し。取扱者は後より法に依り勘斷して以て懲勵の地と爲すべし：(中略)。毎年對馬に贈給する多量の人蔘に付ては自から恆式あり。安くんぞ彼が上品を受けんとするの新要求を許し其妄濫の習を恣にせしめんや。且禮單蔘は即ち是綏遠交隣の需なれば則ち通譯鞏固より當さに常法を守り欠缺する所無く舉行すべきに。而も負逋の數此の如く多く久しき前より流來せんとは。國に紀綱ありと謂はんや。邊情を重んじ後弊を杜絶するの道は宜しく大懲創の典を施すべし。

一、當該訓導別差は、府使をして大に威容を倭館の門外に張り、嚴棍の後死を滅じ遠地定配。

一、負逋の譯官は司譯院をして調査せしめ、東萊府の獄に嚴囚し。期日を定めて其負債の人蔘を上納せしめし上決楊。

一、今後復此等の罪を踵ぐ者。倭館門前に梟首の事、別に定式に加ふべし。

一、府使徐有鍊は拿問嚴勸のこと。

右の如く處分を請ひ王は之を允す。

(4) 不良人蔘に關し對馬より注意を促したる事例

○人工栽培人蔘。
○實

「増補交隣志」『交隣考略』に純祖三年閏六月二十八日奉行平眞幸、平成昌、橋眞重、平眞顯等より別單を呈したる條に(顯は)

一、近來人蔘悉く手製と爲る又粉飾を加ふること甚し是好からざる也。人蔘は家に貴州の名産藥種の上品なり、古來より我れ東都に獻ずるもの也。檢察を爲すべき事。

とありしに對し、東萊府使より(朴判事、下金知、朴發知の名を以て)

一、人蔘製造の弊貴州の通示を待たず、我國固より已に常に痛懲を加ふるもの。而して奸細の輩徒らに小利を貪り邦禁を犯す。今申筋すと雖更に此患無きを保ち難きを恐る。而

して亦當さに別に嚴禁を爲し以て宿弊を革めん。(日付癸亥九月一日)(宛奉行中)(以上括弧内は『交隣考略』の記載)

と答へたること出づ。されど此不良人蔘製造の張本人は其事を管掌せる通譯輩なれば到底之を革正するを得ざりし也。

(5) 不良人蔘に關し紛訟を起せし事例

○純祖九年。

文化六年に至り此事に關して又もや紛訟を生じ遂に對馬との條約を改定せり。此年より前七ヶ年間の單蔘を對馬が皆不良品なりとして受取らず。遂に廟堂の問題となり、畢竟通譯輩が對馬に内通して教唆する爲なりとし通譯に嚴刑を科したる事件あり。事の曲折は左の記事に明かなり。

「純祖實錄」九年五月の條に、左議政金載瓚の啓言として：：且つ單蔘は朝廷禮賜の物也。或は其品質劣れることありと雖も、之が賜を受くる者之を返却すべき性質の物に非ず。而して近來對馬側が點檢して此を返却する事殆んど限り無く。或は年を経て相持して其受授を争ひ、終に腐敗用ゆる無きに至るものあり。事體を以て論ずれば豈斯の如き道理あら

んや：：とあり。

同年對馬との釐弊約條を定め九月より奉行せり。

(6) 不良人參に關し紛訟を繼續せし事件

同二十三年十一月の條に備邊司の啓言として：：昨年東萊府使李德鉉は倭に單參を給する事を以て本司に論報せり。其文中館守倭の傳言を枚擧せり。單參の劣品に換ゆべき人參も亦様を成さずとして受授を了せざることを七年に及びりと云ふことを以て辭とせり。蓋し此の換品を始めしは純祖十年よりにして既に之を行ふこと十四年、今忽ち全部を返却すると云々するは。必ず是通譯輩が竊かに唱和し倭人に懲誅して朝廷を欺瞞するの致す所。本件は徹底的に査探して其奸惡の狀を擧破せんと欲す。京城よりは通譯官を送られ倭人を責め諭し、未だ給せざるの單參は給與して彼をして受取らしむべし矣。：：(中略)單參を彼等の返却により換品して與へし當初の利害得失に付ては今茲に論ぜず。既に覺書を作成して後に於て、中間に紛訟を生じ相讓らざる彼人の失信は姑く捨て論ぜず。東萊譯官輩の中間に在つて種々の術策を試み、自己の利益の爲めに變通を欲するものたるは、其内情火を賭るよりも明かなり。今に至り條約改正の一款を議すべきに非ず。惟だ換品の名目を以て其取扱を定め専ら東萊通譯に一任し。其利害禍福に委ね。之をして擔當せしむべきなり。：：竊・抹の初めに於ては、其時の事情上若干の人參買上費を増額せざるべからず。：：毎年錢四萬五千兩を事を管掌すべき倭譯に下付し。之をして施行すべき簡條を節目として制定し。之により該事務を執行せしむることすべし。斯く定めたる後に於て公務を奉行して弊ありや否やは渠の輩。鬼の頭に關する事たり。渠輩も亦人並の良心

○規定改正ト、通譯ノ寔落救濟。

あるべく、豈甘んじて國に負き自から死地に就かんや。玄義詢東萊府通譯の如く前後奸惡を敢てせる者は、死して猶餘罪ありと謂ふべく。而して事態此の如く紛訟を致せるは渠の爲にして赦す岡きの大罪案なり。之を前にしては人蔘を却けられて國を辱しめ、之を今にしては彼倭人より提出したる標書を受領せり。么麼微々たる一譯にして朝家の羞耻を此に至らしめんとは、其罪を容貸してそれ可ならんや。國に紀綱ありと曰はんや。東萊府便をして衆人を聚めたる前に於て嚴刑を施したる後。仍ほ捉へて京城の刑曹に押送し、彼が京城と地方とに於て公物を費消せるものは悉く辨償せしめ。全部完了の後法に依て處斷せん。王は之を允す。

單蔘が常に遅延したる事例に付ては

『對馬文書』弘化年代の綴冊を見れば、既に天保年代より數年の遲滯相重なり。其事を管掌せし東萊府判事廳の首席通事等が對馬屋敷に屢哀訴嘆願して其延納を請ひ、其約束の期日に至りても契約を實行せず。延期に次ぐに延期を以てし、嘆願に重ぬるに嘆願を以てせしこと出づ。畢竟單蔘は朝鮮政府より支給するもの也、如何に貧乏なりとは言へ苟くも一國の政府也、如此醜體あるべからざる道理なれど。東萊貿易衰減少し通譯輩の困迫甚しく遂に彼の政府より下付する人蔘代を費消するに至り、其辨償の途無かりしに由るもの也。

弘化三年丙午年

館守 古川 采女

三月二十九日

同訓導入館御代官中方に罷越今度勾管被申付候處。

東萊府判事廳の訓導榮哉(字)玄(姓)同知(職名)對馬屋敷に入り來り。其構内の館守古川采女の屋敷へ伺ひ、今回單參の係長を命ぜられたりと挨拶す。其後事務所に來り。

禮單參の儀近年之通致遲滯候而は決而難相動候間唯便之道を相圖度候處。

通譯等が對馬に交付すべき單參買入資金を消費し、爲めに數年分其支給延滞せり。右の如くでは職務勤り難く、出來るだけ便宜の途を講ずべきも。零落の判事廳中に候得者別段の御仁恕を不被爲候而は立行不申左之趣奉願候。

判事は今日の委任待遇の如きもの、東萊府は日本との外交を掌るる故特に判事廳を置く。茲に勤務する官吏は貿易に關係する故に役得甚多く大抵は富みしも。日本が支那貿易を告の如く釜山に於て朝鮮の手を遮じて行はず。別に長崎に貿易を開きしにより取引物品甚しく減少し。爲めに判事廳は甚しく衰微せり。

尤も館守へも願出候に付代官へも此書面差出吳候様申聞即座御代官中より相答候は。

禮單參の儀は壬辰御改約之譯も有之。

壬辰は日本天保三年朝鮮統祖三十二年、此改約と云ふは公の條約に非ず、譯官等と對馬屋敷の代官とが契約したるものなり後に出づ。

ケ様の書面差出候迎御取用可在之様も無之。萬一も取次者何様の御叱を可蒙も難計。

取次候儀は不相成趣相答候處。可成書面之意熟覽いたし吳候様相欲。押而相預出館せし免候趣申出。(下記は右の書面也)

覺

一僕有悶迫事情、冒瀆仰懇矣。大抵近來單參入送、每違定約、送使滯留甚至多月。此豈朝家設始之本意乎、莫非判事廳不善奉公之罪。且是近者銀貨間賣買絶貴、朝鮮には通用貨幣無し、銀を必要とする時は朝鮮の貨幣なる本銀、

米に之を質す。此時釜山貿易衰へて日本の銀貨朝鮮に入る量少なく銀の價暴騰す。他無拱手之策。故蒙貴國顧念、厚意種々潤狹、判事廳中尙今支保感荷無已。御力にて漸命脈を得たり感荷曰む無し。然而廳中則無非姑息之計、愈往愈甚、今則可謂強弩之末勢。強弩の末勢猶を穿つ能はた。其悚悶果何如哉。僕偶當此勾管之任、商量内外事勢、晝思夜度、罔知攸措。不得已仰

陳事情恕諒。此情勢今年爲始。元送使與別送使條無論、幾斤以銀折半。則以銀約定、後、銀則輸運之條空費亦多。且有遲滯之慮。以貴國緊要之藥材人蔘外藥材變通、明年四五月入送。限三年如是、則判事廳中爲可舒之望、公私萬幸何可盡。告限三年施行之後、依壬辰約條。送使日限前畢入給、少無如前遲滯之弊矣。特爲寬如周旋之地、千萬幸甚。

丙午三月 日

訓導 美哉 玄 同 知
別差 君章 李 主 簿

一代官尊公

三月晦日

右之書面同様館主へも差出、通詞も取次べき様も無之。押而相預置出館す。右大通詞格代官假役評議の末、抑單蔘之儀は壬辰年御改約以後、毫末も違背致間敷手堅き書面取替あるにも不拘、勝手ケ間敷願立のみならず。近來別之主句シムコトニ付端藥種類シムコトの蔘外買調に相成候ニ付。對馬屋敷にて別の藥種を買ひし事を言ふ。夫ニ附込重も成主單蔘も商賣同様の姿ニ申出候段。甚以等閑之心得ニ在之：云々(下略)右書面差戻事に決定す。

(四月六日、四月八日にも右之件に付て嘆願し更に書面差出す)

四月十三日

(右の要求を強て拒絶する時は、別の藥種の買上にも影響し——此藥は都中之手を通じて買上るものにして。對馬に於て之を買入るれば潜商の犯禁となる——且一方銅の貿易に對し返報的不便を蒙るべき掛念あり。斯くなれば對馬の財政にも影響するに付、本件對馬本國へ伺ふ事として書面を發す。)

五月四日

(對馬本國勘定奉行へ書面を發す)

其要領。去月二十二日代官方に兩譯相呼、兩別監以上東萊府役人通事新古二代官并御代官中出座兩譯對面の上、右の件に付一々論談す。最近十年漸應中困窮。實は廳中ニ而單參代一ヶ年分遣込相成居。朝廷より來年分を前年に願受變通致候をも遣込。只今にては如何共仕道無之。：：三ヶ年の間代錢單參の代りを錢にて受取る翌年正月、五月に入送仕候様被仰付候はば。其内主句、相立べく。右之始末朝廷に相響く時は、判事廳中命脉罪を問はれ死刑に處せらるるに相拘難澁：：若も單參代、年を持越候様に在之に於ては當今逼迫の御勝手向對察察家殊に爰元之儀：：云々。

(以後屢本件に付國元と往復せり)

閏五月十日

飛船渡海御國御左右在之。單參代兩譯より願立居候一件、願之通三ヶ年間變通被仰付有之御事、御支配方より館守へ御渡越ニ相成候事。

本件は右の如く通譯等に延納を許せしも、其期に至り到底入送するを得ず。又々歎願の書面を對馬屋敷に提出せしこと記しあり。

其壬辰歲日本天保三年に双方交換したりと云ふ覺書は左の如し。

覺

○此處書、原文ハ漢文也。茲ニハ譯シテ出ス。
○壬午ノ誤リ。
○上國ノ下賈易ノ二字歟？

○茶禮ハ簡單ナル宴享。

○年例使送船外不時ノ用件ニテ來ル送使船。
○朝鮮ノ定メタル滯留期間。
○朝鮮ノ定メタル期間内ハ其他ニ銀米ヲ給スルノ例也。從前其滯留ノ原因朝鮮例ニアルモ期限外ノ米ハ給セザリシニヨリ、此一條ニヨリ、其時ノ米ヲ得ントスル也。

- 一、禮單并求請蔘の一件、壬辰の年既に莫重の恩賜を蒙り五年之内を限り舉行を約定せり。限期已に過ぎ今將に數年ならんす。而して我國近來上國漸衰約の如く入送すること能はず、勢ひ已を得ず。今般又上銀を以て續送し難し。更に前約を改むるの事由を具し懇請すれば、則ち貴州顯護の厚重許諾を蒙る。恩徳山海前後相續ぐ、感激餘り有り。茲に朝廷の命を奉じ改約すること左の如し。毫も違誤の弊無く堅く守つて遵行する者也。
- 一、年條及不時の諸送使に入送する物品は例に依り入送一に遲滯の弊無き事。
- 一、年條九送使禮單并求請蔘禮單茶禮の日入送の事。
- 一、年條各送使禮單并求請蔘は江界の所産を以て極擇し入送の事。
- 一、年條各送使禮單并求請蔘は、毎年參拾貳斤捌兩、内拾壹斤現蔘、拾壹斤は上銀、拾斤捌兩は錢に代へ入送の事。
- 一、入送の蔘品藥用に中らざるを以て點退還出せば則改品し入送すること言を待たず焉。如し或は時を趁ふて改品入送する能はざれば、銀、錢の中にて期速入送し。送使をして滯留の弊なからしむる事。
- 一、不時の諸送使禮蔘亦當さに江界の好品を入送。而して蔘政衰微勢已を得ざれば錢に代へ變通約定の事。
- 一、不時の送使禮單蔘變通必ず當さに送使日限内銀錢の間を以て累計入送言を俟たず焉。倘し或は限を過ぎ滯碍すれば、則ち送使留滯し畢送を待つて而後歸州の事。
- 一、單蔘壹斤の價錢陸陌貳拾兩に約定の事。

一、上銀壹錢の重價錢肆錢に約定の事。

右項の條件改定約を成す。毫も違背の端無し故に是如く書呈の事。

壬辰正月 日

講定官 敬天 支 知 事

訓 導 惟清 朴 同 知

別 差 裨衍 金 主 簿

館司尊公

對馬より交付したる覺書

覺

○壬午、日本文政五年、朝鮮純祖二十二年。

貴國參勢衰微に付錢を以變通之儀去壬午年被相願、領諸之至候處。多數之儀運輸之費不輕廳中之難澁に付。上銀を以て入送之儀許諾在之居候處。今般又々銀勢も相衰候に付變通之儀朝廷の命を承り、被願出候に付。右之通改約に相成、無違背入送之段申組候事。

一、年條諸送使禮單并求請參一ヶ年分三十二斤半之内拾壹斤現參。十一斤は上銀。拾斤半は錢に而入送可在之。右現參之儀江界之所産を以入送勿論之事。

一、年條諸送使禮單物品、茶禮之日依例入送無遲滯事。

但參品藥用に難相成點退還出いたし候はば早速改品或は銀錢を以入送、送使滯留之弊有之間敷事。

一、不時送使禮單銀錢之間を以て變通いたし。送使日限内例に依而入送、送使滯留之弊無之。若限を過候はば送使滯留畢送を待つて後歸州之事。

- 一、禮單蔘價壹斤、錢六拾貳貫文に相極候事。
- 一、上銀量目壹匁價錢四拾文に相極候事。

右之通今度致改約少も無違背相守可遵行事。

壬辰正月 日

館

守

講定官 敬天 玄 知 事
 訓 導 維清 朴 同 知 僉公
 別 差 釋衍 金 主 簿

年條各送使禮單變通蔘銀分排記

- 一、單蔘貳拾五兩肆分陸里餘
- 一、上銀貳百肆拾貳兩陸錢參分肆里餘
- 一、文玖佰貳拾陸兩肆錢貳分餘
- 第一船送使禮單蔘柒拾肆兩分排
- 一、單蔘拾兩捌錢參分餘
- 一、上銀壹佰肆兩玖錢貳分參里餘
- 一、文肆佰兩陸錢壹分餘
- 以酩菴禮單蔘參拾貳兩扮排
- 一、單蔘柒拾肆兩肆錢陸分壹里餘
- 一、上銀柒佰貳拾壹兩參錢肆分陸里餘
- 一、文貳仟柒佰伍拾肆兩貳錢參分餘

○文卜ハ錢文の略也。

一、三、特送使禮單貳佰貳拾兩分排

一、單蔘捌兩捌錢

一、上銀捌拾伍兩貳錢伍分

一、文蔘佰貳拾伍兩伍錢

兒名使禮單參佰貳拾陸兩分排

一、單蔘拾玖兩陸錢參分餘

一、上銀壹佰玖拾兩壹錢柒分參厘餘

一、文柒佰貳拾陸兩壹錢壹分餘

萬松院禮單參伍拾捌兩分排

一、單蔘參拾柒兩貳錢參分餘

一、上銀參百陸拾兩陸錢肆分參厘餘

副特送使禮單參壹佰拾兩分排

合現蔘壹佰柒拾六兩

合單蔘拾壹斤變通上銀壹千柒佰伍兩

合單蔘拾斤捌兩變通錢陸仟伍佰拾兩

右年條各送使禮單并求請蔘拾貳觔捌兩變通蔘銀分排如是約定事

壬辰九月 日

訓	講定官	敬天	支	知
導	維清	朴	同	事
稗	衍	金	主	簿
別	差			

代官所 兪公

其後も單蔘給付遅延したる事實

『對馬文書』によれば、此以後も兎角單蔘の給付常に延滞せしことに付て左の

○憲宗八年。

如き記事あり。

天保十三年五月に單蔘總計三十七斤四兩と、單蔘換銀二百九十五兩の支拂に差支へ。爾後十箇年賦を以て支拂すべき書面を、都勾管述甫李僉知以下三人の名を以て釜山對馬屋敷の代官に差入れたり。

嘉永二年七月、前年の單蔘給付遲滯し、訓導聖始金僉知、別差下主簿より、館主に願ひて三年の延期を請ひ。幸ひ許施を蒙り、盛徳殊に再生の恩を荷ふ、廳中の感激年舊るも忘れず。云々と書面を差出せしこと出づ。

輒曰 地方の小吏なりとは言へ、苟くも一國の外交を司る身を以て國費を私し、爲めに隣交の圓滿を害して憚らず。外國派遣官の膝下に叩頭して其憐憫を請ひ。屢謝罪狀に等しき文書を納れ、恬として省みず。是が監督の任に在る東萊府使亦知つて尙禁するを得ざりしは。廉恥地を拂ひ、官場の腐敗亦甚しと謂ふべし矣。

單蔘給付廢止の確たる年月不明なり。蓋し嘉永年間に於て對馬の釜山貿易の廢止前より、通譯の凋落は其支給を不能ならしめ、自然消滅に歸したるものなるべし。

○憲宗十五年。

圖版第二 對馬文書中人參簿冊(朝鮮史編修會藏)

茲に對馬文書と稱するは、對馬宗家に保存せし朝鮮との外交に關係ある公文書を謂ふ。其牛棟巨多の冊中人參に關係あるもの四十餘冊を算し是亦貴重なる史料なり。本圖版は弘化三年より嘉永二年迄禮單人參掛合記録の一綴にして。一〇六頁に記せる天保三年正月東萊府通譯より釜山在館對馬の代官に差入れたる對馬書の一部なり。

覓

一 近來廳勢漸殘有難支保之道故雖不勝慚愧
 單募參拾玖介拾肆兩姑蒙 恩貸則廳中
 支保不可形言其至報納則壬辰為始限十年
 排年辛亥畢入送事

一 如是後諸送使單募參與代銀錢日限內極擇
 期於必入送勿諸送使滯留之弊事

右項事特蒙允諾則永戴 恩眷伏請枉

垂憫刀幸甚

第四章 支那・朝鮮相互の國境侵犯

問題と人蔘

第一節 前説、國境の沿革

本章主題に付て説かんとするには、先づ順序として朝鮮西北國境の沿革に關し略敘する所無かるべからず。

朝鮮の西北界に於ける其接壤地の住民部族、又は其支配國と朝鮮との勢力角逐は、南方沿海に於ける日本との接觸交衝と共に、古代より最近まで歴代國家の存立を脅すべき重大なる問題なりき。而して北方は現在の如く鴨豆二江を以て疆域の限界擄然とし成りたるは、餘りに古き時代よりには非ず。昔に於ては李朝後期に於ける如き國境觀念土地より見たる甚だ薄く唯其住民の服背如何に依つて勢力範圍の内外としたるに過ぎざりし。

是を遠く遡つて新羅の時代より説かんに其一統の業成りたる盛時に於ても、北は咸興草黃嶺以北に伸びず。西は大同江に迄進出したるに過ぎず。高麗に及んでも國初の疆土は新羅と大差無かりしが。睿宗の時に至り遼金の争に乗

じ、西は鴨綠の下流に延び。北は尹璵の女眞討伐によりて定州以北の地に達したるも、後復奪回せられたり。德宗の時義州より西龜城・雲山・熙川・寧遠・孟山等の地を曲折して、東定平の都連浦に至る間處々の險阻と繋ぎ土城を築きて一線の境界を作れり。爾來外來勢力の消長と女眞の反服により、時に領域に伸縮あり。元の盛時に於ては北西は殆んど全部其直轄地となり、領土大に縮少せしも。元末に至り忠烈王の時に、元より其占領せし東北諸城の還付を受け。恭愍王の時、東北西北共に兵力を以て女眞の占據より奪回せしと雖も、猶狄踰嶺の緯線以北に達せざりし。之を要するに新羅より僅に一歩を進めしに過ぎずして、歴代劃然たる境界を保持確立するを得ずして終れり。

李朝に至つては太祖李成桂が豆滿江外豪族の裔にして、咸興を中心として東北面は其勢力範圍たりし關係上。立國と共に其肱膀の女真人たる佟・豆蘭をして彼等を招安せしめ、孔州以北甲山に至る迄を支配下に置くを得たるも。太宗十年には女真人の侵入により其勢防ぎ難く、遂に豆滿江畔に在りし德安陵を咸州に移し、富寧以北の地を放棄せり。世宗の時會寧附近に占據せし、北邊の英雄童孟哥帖木兒が死去したるを機として。金宗瑞を咸吉道都節制使として之を

○德陵ハ太祖ノ高祖
 父穆祖ノ墓安陵
 ハ其配臣孝恭王后
 ノ墓。

治定せしめ、鐘城、會寧、慶源、慶興の四鎮を置き。次で穩城郡と富寧郡を置き、民を徙し地を拓きたり。西北面は太宗二年に昌城、碧潼、理山の三郡を置き、世宗二十五年には其の北に慈城、茂昌、虞芮、閔延の四郡を置き。茲に始めて漸く現在の國境界と相近く疆土を擴め得たるも。茂山地方には猶胡會老吐爾手が宣祖の代に至り其居城たる三峰坪茂山の北四里を撤退して其本窠に歸還する迄は占據し居たり。

顯宗十四年十二月に咸鏡監司南九萬が北道關防變通の事に付て上疏したるに對し。右議政金壽興は曰く、車踰嶺外は土地の肥饒果然たり矣。而して即ち古へ胡人入居の地也、郡を設くるの後若復た侵奪せらるれば事甚だ難處、然して彼の撤去してより幾んど五六十年に近し、今豈に還侵の理あらんや……と、南九萬の郡設置説を支持せしも。王は曰く、此れ本と我土地也、敵來れば則ち避け敵去れば則ち居ること固よりなり。彼既に江を以て限りと爲す、長城の外と雖も而も豆滿江内は則ち彼も亦其土に非ざるを知る。然して郡を設くるは則ち姑く徐ろに議すべく。宜しく茂山、梁永の萬戸をして時々巡視し、春、秋、の、蔘、節、毎に托するに禁探を以てし。常に江邊に留屯し以て彼の意を探り、數年の後仍ほ

○高麗朝ニ於テ築キタル土城ヲ指ス。

鎮を其地に設くれば則ち彼人の疑を起さず……云々其翌年に茂山僉使を三峰坪に移すに止めたり。如何に野人の威力を憚りしかを見るべし。

而して西北方面は古く端宗元年十一月には、檢討官梁誠之の啓により西鴨綠沿ひの閔延、茂昌、虞芮の三郡を撤し。次で世祖元年に慈城郡を廢し、以上皆其民を移し長く其地を空曠とせり、之を廢四郡の地と稱す。是前代世宗以來數回に渉る女真人の猛襲に對抗し得ざるに因るもの也。

此の廢四郡の地は、人蔘を豊富に産せし處なるに注意を要すべく、「世祖實錄」九年十月の條に：「平安道觀察使金謙光は、義州判官趙徽の呈により馳啓。唐人李林云ふ路に兀良哈十人に逢ふ。探る所の人蔘を掠めて去る：とあり。又「睿宗實錄」二年十一月の條に：「被擄逃來義州の人劉得吉來る、承政院に命じて其往來の本末を問ふ。得吉の條對に曰く、一、臣義州に居る去年己巳の年、建州衛野人李古赤等八十餘の兵に捨去せらる。十日方に愁々厚の住、修答馬赤の家に奴となるに到る。本年七月十八日、山人蔘を探る、間に因り逃れて遼東に往く：云々とあり。此時代に於ける野人も亦其生活と人蔘に無關係ならざりしを徵すべく。隨つて李朝初期に於ける野人が數十回の侵入も亦人蔘とは全く離して考ふべからざるに似たり。

肅宗九年に至り、兵曹判書南九萬は此の廢四郡の地へ四鎮を新設することを上疏せしも反對論者あり。王は命じて茂昌、慈城に二鎮を試験的に設置したる

も、後直ちに之を罷め。爾後純祖の代より李太王の代に至る迄の間に於て鎮又は郡を置き、漸く此等の地に行政を及ぼし得たるは近代の事に屬す。總じて國初より近代迄は西北國境には完全に統治の實力を及ぼし得ざる地方の存在せしなり。是畢竟對岸女真人の武力の勇猛なるに因り、是と事を構ゆるは。兵法の所謂勞して逸を待つ、の不利を實驗上體得せしに由らすんばあらず。

第二節 李朝と女真人との關係

女眞部族の北方に於ける存在は、高麗以來國家の憂患なりき。李朝に至つては太祖李成桂が豆滿江外の其雄族の裔にして父祖以來咸興附近に占據したりし緣由あり。且高麗末の武將として、西北方面は恭愍王十九年に北鄙を侵擾せし奇賽因帖木兒を本據東寧府に討伐し。東北方面は辛禡の時、東北面都揮使として其鎮壓撫禦に當り。屢小寇を討伐せし經驗ありて其對策の忽にすべからざるを十分に曉解せしを以て。立國以來邊境に鎮堡を設置して武備示威すると共に、懷柔羈縻の政策を以て臨み。官職物品を賜與し、域内の居住を許し、雜婚を默認し、貿易を行はしむる等の方針を執りたり。以上は東北部のことにして、西北部所謂建州衛の女真人に對しては、明朝を憚りて十分の交通を爲すを得ざ

りしも、猶出來得る丈の手段を用ゐる懐柔の手を捨てざりき。元來明朝に於ては建州衛の女眞と朝鮮との融和親近は最も好まざりし所なりしにより。其交通往來を禁じ、二者が兵力を使用して相戦ふ事あるも不關焉の態度を執り。心中密かに兩者の紛争を喜びたりし。但時には明朝が自己の北方制馭上より朝鮮と協同的に動作せし事もありたり。

李朝に於ては上述の如く國策として北西域外會族とは出來得る丈事端を惹起せざらん事に力めしも。彼等會族は祖先以來舊據を追はれ奪はれたる宿世の怨恨あり。或は又單に牛馬人口糧食掠奪の爲め、又は邊境朝鮮官吏の取扱の不滿等より、其侵襲の跡を絶たず。特に世宗十四年の閩延に李滿住配下四百騎の侵入。同十七年に兀良哈七千七百騎の侵入。同十八年の五百騎の趙明口侵入。世祖五年の會寧附近の兀良哈擾亂。宣祖十六年の慶源府の陷落等を其最大なるものとす。是れに對抗威壓の策として邊境の兵備を嚴にし且各其大侵襲を受けたる直後に於て大兵を用ゐて彼境に進出し、其策を衝きしこと四回に及びしも。其効果は僅かに彼が數部落を焼き、彼の數十を屠り、被擄の國人を奪還する等々に止まり。彼が進襲を杜絶すること能はざりき。其侵襲の小なる、

四五人より二三十人の團結を以てするものに至りては國初より宣祖時代迄に、前後數百を以て算すべく歴代西北の憂患にして、遂に其最も激しかりし四郡を廢して地を空曠にするの止むなき方策を執らざるべからざるに至れり。此の朝鮮の國患は清朝の立國後其力を以て豆江以北は瓦爾喀、虎爾喀の二酋族を征服し。鴨江以西は部族の統制により爲めに漸く輕減せられたり。

而して清朝に於ても、明と同様相互國人の越犯交通を禁じ。朝鮮に於ても一層其禁を嚴にし、兩國共に死刑を以て該犯に擬し其法禁を確保せり。然りと雖も此禁令は人文地理の自然を無視するものにして、到底完全に行はれ得べきに非ず。茲に於てか兩國間に越境侵犯の國際問題を頻繁に惹起するに至れり。

第三節 本説人蔘と國境問題

第一項 總説

『滿洲源流考』に……源流の湖江は既に奇を孕んで盤鬱、亦た秀を含んで隆崇なり。故に夫の四蹄、雙羽の族、長林、豐草の衆、博く其中に産せざる無し……と清朝發祥の靈地として長白山地帯を禮讚せる一齣あり。此文は朝鮮側にも亦通用すべし。豆滿、鴨綠の二大江の流に沿ひ河口より遡り、其盡くる處白頭山の定

○此獸ハ學名
Martes sibirica
Ihna L. クロテン
ト稱シムスリヤ滿
洲朝鮮北部ニ分布
ス其毛皮ハ最高價
也。

界碑にて繋げる鮮支の國境。其國境線の兩側に位置せる山嶽は古來より種々の物産に富めり。就中價の貴き人蔘と貂皮を以て其大宗とす。共に鬱鬱たる千古斧斤を入れざる密林の裡、一は樹陰に三椏五葉を抜き、一は溪澗に擊息跳梁せり。此二つは兩地の寶貨大幣とせられて營利上捕採の最大目的物となり、利の在る處冒險死を畏れずして業に従事する者の多數を生ずるに至れり。其中貂鼠に付ては暫く措き、人蔘に付てのみ説述せん。其採取を目的とする越犯の原因に付ては、必ずしも彼我各其本地に於ける産出の多寡によるものに非ず。蓋し下に列記する如き種々の事情に基くものたりしなり。

- 一、地理上の便宜竝に採取の難易によるもの。
- 二、勞少くして功多きを撰び行へるもの。
- 三、私採の禁の寬嚴と其取締を潜る仕事の便利の有無。
- 四、所獲品の處分の便否。
- 五、兩國に於て官採を行へる際は、其人民が負擔せる義務額の斤量を得られざる爲めに不得已侵犯せしこと。

六、最も斯道に熟練せる専門採取者は、鮮滿接壤地の産山を打して一園宇とし。

是れを自己の一漁區とせる如き觀念ありしこと。今に此觀念を傳統的に繼續せり。

七、此仕事は人煙隔絶せる深林幽谷を潜行するものなれば。容易に犯行を發見せられざる僥倖多きこと。

八、自から勞して艱苦採探を行ふより、他の採取者の物を掠奪することが端的に獲物多きこと。

猶一條の見道すべからざるは、朝鮮側國境沿の行政官軍官等が巨利に眩惑し部下の隊伍、民衆を利用して、或は共謀して侵越偷探を行ひし事件の多かりし事と。自から其主謀者、或は仲間とはならざるも、暗黙の裡に人民の犯越を承認したることなり。其默認には禁を寬にして土人を矜む意志もあり、又收賄の利に動きし者もありし如し。

以上は國境兩岸の土人が彼我互に採蔘の爲越犯するに至りし所以なりとす。玆に猶言を費すべきは彼我の犯越は必ずしも悉く人蔘採挖に因るものに非ず。李朝前期の如き單に暴力の侵襲あり、鼯鼠捕獵あり、伐木あり、其他の天產物採取あり、物々交買あり、罪犯の逃走徵稅の逋亡ありと雖も。要するに人蔘を原因と

する者最多く其十中八九に居りしは典籍の記載の證明する所なり。而して其時代に付ては李朝太祖より宣祖の前迄の間に於ては其記載甚少なきも人蔘採取を原因とする彼是の國境犯越も相當多く行はれたるを推定せらる。其史上に現はれざるは、鮮明の間に於ては鮮清の關係に於ける如く、此問題を重大視せざりしに由るものなるべし。

宣祖の末年以降に於て、此問題が俄然として増加したるは、文祿慶長の役を経て朝鮮の國力衰退清朝の勃興による國際情勢の大變化、仁祖以降は越犯の犯罪が重大性を加へたること、清朝の人蔘採取官營、人蔘の價值大暴騰、濫獲による人蔘の生産減少等に因るものなるべく、純祖以後より越犯採蔘の減少したるは、朝鮮に於ては釜山に於ける對馬貿易被執人蔘減退、禮單蔘、信蔘の甚しき減少——日本の人蔘人工栽培の發達に因る——支那に於ては亞米利加人蔘の大量輸入、次で日本人蔘の輸入、其他人蔘代用品の發達等に基因するものとすべし。

第二項 清朝勃興以降に於ける越犯

採蔘の重大性化

清朝の勃興後に於ては、國號を後金と稱し瀋陽に都せし以來朝鮮よりする邊

○被執人蔘、禮單蔘、信蔘等へ第七卷其項を見ルベシ。

民越江犯越は。常識より考ふれば一小事とすべき事態も遽然として國交上の重大問題と化するに至れり。其所以は第二編第一章に説ける如く、清朝の隆興は人蔘の利益に負ふ所多大なりしに因り此國益は極力保護せざるべからず。其侵害に對する排除は重要な國策の一なりしに基くものにして。清の太宗の天聰元年朝鮮の仁祖五年に討伐の軍を發して朝鮮を伐ち、遂に江都盟約に於て和を講じたる時に。其一ヶ條として互に領土を侵犯せざることを約したる事も故ありと謂ふべし。然るに其後朝鮮は此約を實行せず、本項第六目に掲げたる如く屢越犯の事實ありて其責問を蒙りしこと幾回に及べり。仁祖十四年に於ける清の太宗の第二回朝鮮討伐の前天を祭つて之を告げたる文中にも亦越犯探蔘のことあり。『國朝史料零拾』に記す所左の如し。

伐朝鮮告天文

(前略)……復彼地に容れ給するに糧餉を以てし、惟だ明朝を助け加害極り無し。丁卯の歲兵を遣はし往て征する者此の故を以て也。此兵進討の時臣と朝鮮と二回復相講和し、兄禮を以て臣に事へ。若信使あり彼に至らば敬待の禮一に明使の如くすること、當天盟誓至つて堅し。臣遂に先年陣俘の將を釋還す、

○獸獵。

茲より以後朝鮮盟を敗り他の百姓屢内地に來り探蔘打圍するを禁せず。此皆天の分限する所各地を有つを知らざる者也……云々。

此戰に敗れ仁祖は遂に南漢山城を下り太宗の前に降伏し、屬國として臣禮を取ることをなすも。其後依然越犯は止まざるのみならず、清に對しては國內に於て宋儒の思想に淵源せる大義名分よりする排清論盛にして。王は之に左右せられ而從服背虚偽不信の行爲多かりしにより、遂に彼の有名なる瀋獄事件を惹起すに至れり。仁祖十八年十月瀋陽へ質たりし世子の許に龍骨大等來り、朝鮮が信義違背の箇條十二を擧げて之を示し。同月清使英俄爾岱等中江に來り、京城より領議政洪瑞鳳以下排清の巨頭を呼寄せて一々詰問し遂に瀋陽に拉し去り獄に投じて其罪を斷じたり、前記十二ヶ條の中にも亦越境採蔘の人禁斷を加へざる事を擧げあり。「瀋陽日記」「仁祖實錄」

本件に關する『清三朝實錄採要』の記載は崇徳五年十一月の條に……十月岡山額眞、多羅額駙、英俄爾岱等を遣はし朝鮮義州に往き、國王李倬を會同して罪を議す。後内院君察不害、李棲宜等を遣はし勅を費し直ちに王京に赴く李倬に勅諭す。……云々其罪狀十二ヶ條を擧げある中に……俘獲の人送れて朝鮮を

○最初ノ計畫ハ仁祖ヲ會同セシムルコト、ナリ居リシナランカ或ハ朝鮮ヲ戰懼セシムベキ政略ナラン。

○明人。

過ぐ槩して査送せず罪一也……越境捕獵探蓼罪一也……等とあり。

以上清國の朝鮮に對して執りたる方策は、朝鮮の表裏反覆譎詐豹變極りなく之が爲大に禍せられし不信の行動に鑑み。其降服後は徹底的に懲膺を加へ名分を明にして權威を示し置くに非ざれば、面從腹刃の禍根を鋤去し得ず、隨つて明朝を斃し中原を定むべき大策に左顧の憂ありと爲したる政策の一端の現はれと觀るべきも。人蔘てふ事に付て國策上重大視したることをも亦認め得べし。朝鮮に於ては明朝に對して是を天朝と崇めて誠意藩屏の忠勤を勵みしとは事代はり。其後も清朝に對しては依然因襲觀念に囚はれて、これを自國より劣れる夷狄の巨酋と見做して唯威服したるのみ。毫も衷心より尊奉せざりしに拘らず、其皇帝の勅命には唯々惶々として惟れ違はざらんことを努むべく餘義なくされたり。特に越犯探蓼問題に付ては前に述べたる如き痛苦骨に徹するの懲膺を受けたる歴史あるにより、是を國家の命脈に關する大問題として取扱はざるを得ざる至れり。其事件の發生管轄地の觀察使よりの馳報到達するや、倉慌對策に苦慮焦心し。大臣を招集して討究反覆彼が嚴叱を恐れ只管責任の輕からんことを謀り。憫むべき越境の小民に極刑を施し、當該地方官軍官、之

を監督する觀察使節度使に至る迄其責任を問ひ。死刑、革職、流配等の重き處分を行ひて躊躇せざりき。

第三項 朝鮮よりする越犯に對する清朝の處置

清朝に於ては越犯を以て、特に朝鮮側よりする越犯を以て、國際重大問題とせしことに述べたるが如し。故に斯る事件の發生するや、北京禮部は皇帝の諭旨を奉じて咨を發送し。或は盛京禮部よりも咨文を發送せしこともあり 勅使即查問使を朝鮮の國都又は犯罪地所管の道に派遣して。

一、國王の責任に付て責諭し、併せて其職責上缺點なきや否。

二、當該地の地方官府使郡守等 軍官僉使萬戶等 竝之を監督せる當該觀察使、兵使が、各其職責を果せる否。

三、犯人の檢舉審問に付て遺漏なきや否。

等に付て審案すると共に。二、三項の審問に付ては國王大臣等と共同して行ひ。一方實情を得る事に力め、一方國王を除く外の擬律を協定して歸還し。當該官に於て議定して皇帝に稟奏して其裁可を得て禮部より朝鮮に咨報し、刑罰を執行せしめたり。

又或は朝鮮國王より先んじて事件を禮部に咨報したる特別に査問使を送らす。便宜國王より奏請したる案の如く、或は二三修正して處斷執行せしめしこともあり。また清國領に於て犯人を囚禁したる事件は、咨文と共に之を推送し、其處置を奏請せしめし事もありたり。朝鮮より其咨文を費す使には、事の重大なるものには常に王族又は國家の大臣を差遣せられたり。

朝鮮は昔より始終主權の完全ならざる國なれども。右の如く司法權の一部を奪はれ、一匹夫の處刑をも國王自から斷行するを得ざりし如き主權被奪の例無し。猶特記すべきは、昔は司法的處刑も行政的處罰も共に一の罪犯視したるものにして。國王も亦其事件一案中の罪人、今日の言葉にて言へば被告人として取扱ひ、北京の高等法院と謂ふべき議處に於て其罪を審査せられ。——多くは宥免せられしも——中には罰銀二萬兩を課科せられし事もありたり。

斯る峻嚴なる上國の處置に對し、唯々是を遵奉せざるべからざりし弱國の悲哀を歴史に残せる外。王以下臣僚儒林一人として降伏當時の如き慷慨悲憤の言辭を留めしもの無きを異とすべし矣。

第四項 朝鮮人の越犯に對する朝鮮の措置

本件に關する朝鮮の態度と處置に付ては、二に別ちて觀察すべく。一は當面の劃策措置にして、事件發生するや王命を以て近臣を當該地に急派し事件の真相を得るに力むると共に犯人の逮捕を督勵し。若し犯人の知れざる者ある時は不當格外の賞を懸けて之が捕獲を期し。全力を集注して事件の審了に急ぎ、總て事態を明瞭にし。査問使の來ると來らざるとに拘らず、清朝より指摘せらるゝ缺點無きことゝ。禮部に咨報するに必要なる資料の整備を期し。二は當該地方官軍官及是が監督の責任ある觀察使、節度使等以下地方官軍官を囚禁、審問し、徒流、絞斬、罷免等の處分の準備を爲し、國王としての清朝へ對する責任の輕減を計れり。大抵査問使の來鮮を豫防すべく機先を制して、速かに使を遣はし咨文を禮部に呈するを例とせり。其公文の文字は、禮部が皇帝の旨を奉じて咨文し來るものゝ電擊秋霜峻嚴を極めたるに對比し。最も周到なる用意を以て恭敬畏懼の心事と、外藩忠勤恪誠の實を表現。責任を輕からしむべく巧妙婉曲の措辭を用ひ撰文せられたり。而して其事件の完結したる後に於ては、國王より御禮言上とも謂ふべき奏文を上り。併せて皇帝皇后(存在せば皇太后、太皇太后へも)に方物を進めたり。

茲に哀をとどめしは當該管轄地の文武官なりとす。如何に檢防査察に力を用ゆるも越犯は到底完全に杜絶し得べきものに非ず。然るに一旦事の發生するや、革罷降級罰俸等は猶堪ゆべしとするも、縱令小國とは言へ其堂々たる地方官軍官竝大官が一朝にして榮枯地を易へ圜圜に囚禁の人となり。結局重きは絞斬輕きも徒流の重刑を受けざるべからず、中には死の免るべからざるを期して自殺せし者もありたり。

其處分の最峻烈を極めしは、仁祖十三年十一月渭原郡民越江採參の件に付て、渭原郡守許詳、僉使李顯基、萬戶金進等に對する措置なり。初め王は皆是を誅せんとせし時、義禁府判事崔鳴吉は本件は參禁事目を定めたる前の行爲なれば、法は事前に遡るべからず、寬典に處すべきを啓したるも聽かず。崔鳴吉を義禁より轉官せしめて後、悉く之を誅したり。僅かに邊氓の犯越の爲め地方官等を死に處したるは前後に三回のみなり。此時朝鮮は未だ金濟後のに臣事せしには非ざるも、此前年金は旅順を抜き中原の事將に定まらんとし、朝鮮に使を遣はし來り。從來の兄弟の國たる義を革めて君臣の禮と爲し、其使を待つこと天使の如くすべし、爾後歲幣を増し金萬兩白金萬兩等とすべし等の難題を提出せし翌

○明朝ノ朝鮮ニ來ル使ヲ朝鮮ニ於テ斯ク敬稱セリ。

々年に當る。仁祖が國難に當面して惑迷舉措を失したるか、或は英斷國を救ひたるか、其何れかは遽かに斷定を許さざるものあり。

次に事件の發生豫防と警戒に關する措置なりとす。本項に付ては屢地方官を戒飭する外、肅宗十二年正月には領議政金壽恒等の啓により採蔘を停止し、西北兩道に禁蔘の令を下し、巡營より節目を作りて下付し。座首中軍を以て禁蔘都監を兼ねしめ、各洞里に禁蔘監官を設けたり、されど永くは行はれざりし。また此時代に沿邊兵士の鳥銃を廢して收去藏置したり。畢竟沿邊の兵士が鳥銃の利器を携帶して先方に侵入し、人を殺し人蔘を採取又は掠奪せし事ありし弊に鑑みしによる。

肅宗十五年十月北方より歸りたる暗行御史李萬元が禁蔘の爲め鳥銃を廢するは非計也と啓し。又同二十八年閏六月北兵使李弘述が將に赴任せんとし王に辭見したる時に。鳥銃を廢して藏置し操練することを得ず、各軍卒は鳥銃の何物たるを知らず惜むべし……云々と述べ。傍に在りし承旨鄭滌の言に、砲手に非ざるも採蔘越境は頻數にあり何ぞ薙を吹かんや。鳥銃は禦敵の長技なり、況んや軍卒には五日に一點の規あり何ぞ越境の暇あらんやと述べたり。安ん

○奕ニ懲リテ
(アエモノ)ヲ吹
ク。楚辭ニ出ゾ。

ぞ知らん文祿役後日本より傳へたる護國の兵器却て國を害するの凶器とならんとは。

右の外清領より來る越犯防止と併せて先方への越犯豫防警戒の方法としては。最其進入の多き江界府に於ては、把守を嚴にして之を増員して防備したり。元來此把なるものは沿革古く始期明かならざるも、事實より見れば防守よりは寧ろ採蔘が主となれるものにして其始めは。

(1) 苗把 三月人蔘の苗始めて出つる時也 三月點檢入送五月還り點檢を受く

(2) 丹把 五月人蔘の實紅熟する時也 五月點檢入送七月還り點檢を受く

(3) 黃把 七月人蔘の葉黃凋する時也 七月點檢入送八九月還り點檢を受く

右何れも人蔘採取に付て識別し易く便なる時也

(1) 每把一將三卒分把八箇處 (2) 每把一將十卒分把三十箇處 (3) 上に同じ

右の如く定めて把守せしめしが、爾來侵入者多く漸次把守を多くしたり。英宗三十六年頃より先方よりの侵入者甚しく増加し、初めは朝に江を越え夕に先方に歸還せしも後次第に奥深く侵入するより。英宗の四十年に至り每把一將七卒とし、同四十七年に至り苦役に堪へず軍丁の逃亡者増加し其定數を充たす

を得ず、把數を減じ丹節八十二、黃節九十四となしたり。正宗二十年に至り侵入愈多く、防守々を失するより已むを得ず、採蔘を罷めて専ら防守に充てたり、而も猶逃走者已まず遂に廢止したり。以上「江界邑志」「仁祖實錄」「肅宗實錄」

越犯防止の方法として行ひたる最も愚なる所謂官僚式の方法は、沿江の兵卒並住民點檢の規なり。此沿江の兵卒は各鎮に常備せる徵發の卒は少數にして、多くは把守(後防守と改名)と稱し國境の要所に分置せるものにして。何れも其地方の住民が交代之に當り先方よりの侵入を防守する爲に設けられ。一里若くは一里半許の距離を置きて列布し、其中の數把、二三十把の中へ監督として萬戸を留防せしめたるものにて。是を江界府の例に示すも、禿魯鴨綠合流點より北三水府魚面鎮の界迄、約七十里の間に百箇所を置きたり。他は此例により類推すべし、此兵卒又は住民を某の一定の地點に集め、五日若くは十日毎に一點檢を行ひ、是により越江せざることを認識して其犯罪を豫防せしものなれど。是が實行に方り其點閱を受くる兵士又は住民は、遠きは十里七八里を往復せざるべからず、其徒勞に疲るゝこと大なるのみならず。爲めに憐むべき左なきだに生活困難なる北西寒荒の邊氓は、農を廢し業を捨て、一層の困阨に陥り冤聲道

途に充ちたりき。

以上數項の劃策措置も越犯防止には効力甚微弱なりしは。凡そ政治史上罪犯防止の法令取締の繰返して嚴格に發布施行せられたる時は、其是を防ぎ得ざる事を反證せるものにして。本件も亦到底防ぎ得ざる社會的要素を多分に存在せしに因るものありしとすべし。

第五項 支那領より朝鮮への越犯に對する

兩國の措置

明に於ては大明律に犯越を重刑に處するの規定あり。女真人が屢朝鮮に越犯せしこと曩に述べたる如く、大小數百回に涉りしと雖も域外羈縻の夷族の事なれば、是に對しては朝鮮女真二者間の問題として放任し何等干涉を加へず。唯朝鮮國王よりの奏文により遼東都指揮使に適當の措置を命ぜしことあるのみ也。朝鮮に於ては其侵入に對抗して屢懲膺的に大討伐を加へ、或は其侵入の煩に堪へず廢郡を行ひしこと前に述べたる如し。或は又朝鮮より建州衛女眞の酋長に交渉し被害の賠償を受けし事有しは後段に記すが如し。また明末に於て戰爭のため女真と支那本部との商路塞がり人蔘の價大暴騰せし時、山東人

等が人蔘採取の爲め朝鮮側に侵入せし者甚多く處として有らざる無く、特に江界一府弊を受くること甚しかりしも。當時明は清と對抗して戰爭中なるのみならず、流賊各地に起り天下麻の如く亂れし時なれば。是に對して、其取締を稟奏することを得ず又爲さざりし。仁祖四年七月當時平安道の椴島に據り清に對抗せし明末の梟雄毛文龍が。其以前より明朝の出張所たるが如き威壓を以て朝鮮に臨み、兵糧に名を假り朝鮮の官倉の米を徵求し。又人蔘の大量を要求せる等に付て、人を遣はし咨文を賈らし、約定を爲して之に制限を加へんとせし時。彼をして此採蔘人に禁斷を加へしむる事をも一條として交渉したること「仁祖實錄」に出づ。

清朝との關係に於ては、其國號を後金と稱せし時代より稀に越犯者無きに非ざるも。女真族の統制は甚だ嚴重なりしにより禁令よく行はれ越犯者少なりしは。後段史料中にある如く、金主の朝鮮國王へ我國は約束を守り一人の越犯者無し云々と、一再ならず其書を送れるに徴すべし。されど後世に至つては中央に主となりて漢化し、其發祥地たる滿洲舊族の統制弛緩し、時々越犯者を生じたり。此時に於て朝鮮國王より盛京禮部又は北京の禮部に咨文を發し清に

於て犯人を捕へて處刑を行ひしことを回咨せるものありと雖も又中には藩屏たる職責を盡さずとして却て叱斥せられしこともありたり。肅宗の代に於ては廢四郡の地山深く人無く利多きに因り移住部落を作り殆んど定著せし者多く。是に對し朝鮮側より盛京將軍に交渉して、共同に草幕を燒毀し撤退を命ぜしこと前項に述べたる如し。されど此令も十分に行はれざりしは後段に記せる「牧民心書」の記載により證するを得べく。此等の一部は風俗習慣を朝鮮化し遂に朝鮮住民となりし者も多く。現在にも國境沿江の地には其後裔たる者甚多かるべし。

【附記】

清律にも明律と同じく總て越犯者國境を越えて權を領外に出る者を重刑に處するの條文ありて國初よく勵行せられたり。『東三省政略』にも：：國初の時吉・韓の界禁極めて嚴なり、兩國の民私自圖們江を越ゆる者兩國官吏に於て死に處す。否らざれば格殺論する無し吉林外配源春例案に見ゆ。則ち惟だ韓民の越江を許さざるのみならず、華民の故無くして江を越る者勵禁を嚴にす：：云々。奉天省との境界も亦同様たりしなり。康熙十四年には：：旗下の民人越境探參已に得る者及其出財の主率領頭目を絞に處することを定めたること、『康熙會典』に出づ。

【附録】 越犯採蔘の史實

前數項に於ては兩國相互の越犯採蔘に付て總括して其要點を抽象して記述せり。更に其據典たる史料を朝鮮支那の文獻に漁り具體的に年代順により以下に列舉せり。前後相參照して玩味熟讀せば、總て越犯採蔘の真相燎然たるべし。而して以下に記せるものは其事實の一部分に過ぎざることは。

一、史書に掲載を略したるもの、及記載漏のものあること。

二、採蔘の仕事は人煙隔絶せる密林を潜行するものなれば、其犯行發覺せず、終りたる者も甚多きこと。

三、人民に於ては彼我共に事件を表沙汰とする時は、官憲の干涉となり、不利弊害を蒙ること甚多きを慮り、事件を塗抹し證據を湮滅したる者もありしこと。

四、官員に於ては(朝鮮側)事發覺せば當該地方官憲は其責任を問はれ、輕きは罷職重きは流竄の刑に處せらるを恐れて、官憲に於て出來得るものは隱掩して報告せず事件を抹殺したること。

等等により推定すべく、猶朝鮮の文獻には彼我の犯越を記せるもの甚多く、事は採蔘に關係ありと推定せらるゝものあれど、以下の列記は、明かに文中人蔘

の文字あるもの、みを撰み出し採録せるものなれば。實際に發生したる事實の何十分の一に該當することを曉るを要す。

(1) 太宗六年四月

王は命じて僧人の江を越えて興利する者を禁ず。西北面都巡問使は啓す。道内閑雜の僧徒草幕を營み構へ、願文を齎持して數多聚會す。人蔘を收蓄し、氷凍の時に及び或は越江入歸する者あり、或は彼土人を招引して回還し隱接する者あり。乞ふ江界泥城、義州、宣州、以北の草幕竝に破取せしめ、堅く僧人の依止を禁ぜん。王は之を許す、但草幕を毀つ勿らしむ。

「太宗實錄」

(2) 成宗十九年十二月

遼東都指揮司は、鳳凰城指揮使より報告に、緣り朝鮮側沿江州城の軍士が時ならず江を越えて採捕し。爲めに土人の生業と衝突し、且つ土人の物品を槍奪したる件に付て、明文禁約を乞ふ旨の移咨あり。「成宗實錄」

(3) 宣祖六年十月

輪對の時姜暹より鴨綠江邊の人多く人蔘を近き胡地に採るは。北京に赴くの使臣の一行が人蔘を齎し去ることに起因す。請ふ一路持去るを禁せんと啓せしに對し。禮曹判書鄭宗榮及禮曹參判柳希春等は、江邊の人が禁を冒して近き胡地に人蔘を採る事は、其管轄の觀察使をして禁斷せしむべく。赴京使臣の一路に人蔘を齎去るを禁ぜば、遠路の一行は輕き物資の齎すもの無きに至るべし：云々。「宣祖實錄」

○カリゴヤ。

○先方ノ住人トナ
ル。

○人蔘ト詔。

(4) 宣祖二十八年七月

平安兵使申礪の馳啓に：七月初五日建州衛の胡人九十餘名が滿浦に來り、宴享の際に潛かに書契を出したり。其眞意を付れば則ち我國の被擄人と掠奪せられたる物品を返還する等により、前後數回書契を齎らして來るは、朝鮮の領内に闖入して隨意に人蔘を採取せんとする計の如し。現在江邊の軍器は蕩失し、軍糧も耗盡し、陣堡も空虚にして將來事患の憂なしとせず。探蔘の一事も牢拒し、書契も受けず、宴享も設けずとせば、渠の輩憤を懷きて必ず禍を構ふるの端となるべく。又後日宴享の時に意外の變を惹起せずとも斷言するを得ず。よつて今助防將邊應奎をして滿浦に結陣せしめたり矣。

備邊司の意見は：西方の事極めて憂ふべきものあり。只南方の兵變は方に急なり。故に本件は速に措置するを得ず、滿浦の僉使をして宴享を設け厚く待遇し、賞物を贈り。其書契には答書して曰く、「我國と貴衛とは境土相近しと雖も天朝の法禁あるを以て互に相和して往來するを得ず、其由來は已に久し。今若し天朝の禁に違ひ新例を開き境を踰越して探蔘横行せば、兩處の民私自鬻を開き必ず好意を敗り而して天朝も亦必ず不可となすべし矣。」と。

開諭するを至當となす。其他の臨機の處置は江界府使をして稟報を待たず專行せしむることとして如何。王は之に従ふ。「宣祖實錄」

(5) 宣祖二十九年正月

此前年末胡人と交渉の要件を帶び胡地に入りたる南部主簿申忠一の啓あり。其要領は十二月廿二日滿浦より鴨綠江を氷渡して前進し、胡酋の家に向ひたる歷程の記事中に：

○此年文祿四年、
文祿ノ役了リ日本
ノ薩將嶺金山ニ登
リ、王ハ眞洞行宮
ニアリ。

渭原に越入して採蔘したる胡人等を、奴酋が其各部落に令して刷出し。每名或は牛一隻或は銀十八兩を徴收して其越江の罪を贖ひ。其中貧にして銀と牛とを措備する能はざる者は、竝に人口を拿去し使役せしと云々。云々。

又申忠一が酋長親自哈の家に滯留の時胡人四五人來到せしにより。通事に命じ伴つて醉睡の風を裝ひ彼等の談話を聽きしに。一胡は親自哈に問ふ、今此軍官は何の用務にて來りしか。答て曰く、兩國一國の如く兩家一家の如くすべく、且文書を以て渭原の兵官が胡人に對しての行爲の罪を治したるを告げ。此後各封疆を守り相侵犯せざるの意を以てしたるなりと。一胡曰く朝鮮は詐り多し、安くんぞ知らん解氷前は姑く信使の往來を爲し、吾が師を緩ふするに非ざらん乎。且朝鮮人は我國の地方に侵入し草を刈り木を伐り獵を爲し且掠奪を爲すに、何ぞ我々の採蔘を禁ぜんや。云々。「宣祖實錄」

(6) 宣祖三十二年七月

平安道兵使李慶濬の馳啓に：六月初三日都將上土の軍官辛慶男が體探し回還しての言に。採蔘の胡人十餘名鎖より一息程を距つる處の洞嶺上に造幕して、麻田嶺外の水倒里に向ひしとの情報あり。追跡せしも草樹茂密追窮し難く、威嚇的に多數銃を放つて鎖に還れり。採蔘とは言へ胡人の境内に横行するは極めて痛憤と爲す。同月二十九日軍官をして賊路を探索すれば、則ち梁哲金洞より胡人等無數に人蔘を採取して黃水總の處を指して向へり。如此群を成して肆まますに採取を行ふは極めて痛憤と爲す。云々。

此項に史臣の記あり。史臣が曰く北方は平時より胡人擄掠の思は歳として之無きは無く、而して採蔘に於て邊境に横行し人畜を掠む亂後甚だ滋し。若し大に兵威を張つて其侮

○一息ハ館里三十里。
○假す。

りの心を折らずんば、則ち燎原の火の如く終に撲滅すべからざらん……云々。

(7) 宣祖三十六年八月

王は別殿に周易を講ず：李德馨曰く、時事の艱危極まれり矣。南虜未だ弭まず北變亦作る、我在ては一恃むべき無く寒心すべし。大槩魚游淵、朱乙温の誘發者は採蔘の徒に過ぎず。鍾城の賊は則ち我虚實を覘はんと欲す：云々。「宣祖實錄」

(8) 宣祖三十九年

中國人朔州地方に殺到す、或は五十名或は三四十名。進山窎蔘し民財を捨奪す。遼東等の衙門に移咨し、撫按に轉報科條を申明せしむ。「增補文獻備考」

(9) 光海君元年

採蔘の華人四十餘名田子洞地方に攔入逃走す。權管洪仁成領軍追捕華人に打たれ死す軍兵者打傷せらる。鎮江衙門に移咨申明江禁以て弊害を絶たん：。「亂中雜錄」

(10) 光海君十二年十月

領議政朴承宗曰く、成鏡北兵使李宗一の狀啓、京居人高承吉越江採蔘の事。臣は越江採蔘を以て敢て潜商罪と爲し軍律に關し回啓判下す：云々。「光海君日記」

(11) 仁祖元年五月

畫講の時、特進官李廷臣が王に對しての進言に、蔘貢の弊勝て言ふべからず深山絕壑の産處多からず胡地に越入して多く回還するを得ず。而して邊將匿して以て聞せず、此に因り江邊の土兵十中八九は亡ぐ：云々。「仁祖實錄」

(12) 仁祖七年正月

○漢人。

○土兵ニ蔘貢ヲ強
ユル也。
○先方ニテ殺サル
ルヲ云フ。

○兩島毛文翰ノ部下ノモノナルベシ。

○清ハ建國ノ初國號ヲ後金ト稱シ。其主ヲ汗ト稱セリ。仁祖十六年ニ清ト改メタリ。
○龍骨大ト英俄爾伏伊愁ト宣蘇トハ同一人。

金使阿之好崇政殿に於て接見の時譯官を招て曰く。兩國既に和好せり而して貴國の人或は採蔘に因り、或は畋獵に因り殺害の事あるは何ぞや。都承旨口を塞ぎて復た言ふ勿らしむ。「仁祖實錄」

(13) 仁祖九年閏十一月

王は崇政殿に於て金使を招見、汗の國書に。今年五月内に貴國十人九馬我國のト兒哈屯の地方に至り行獵扎怒に捉住せらる、其四人九馬は放ち回す其六人は逃散。九月内に貴國の人灰扒地方に來り空參我人と對戰貴國の人殺さる。又九月内に貴國人同島人寬奠に來つて空參、我人一名捉へらる。我國は盟約以來會て一人の越界なきに貴國人屢々越界し事を生ず。我國會て一人の越界有りや否や誠を推し相告ぐ幸に王留意せよ：：云々。

勾管所宰臣及禁府堂上は金差骨者等と刑曹に會し採蔘の人安德幹、金太永を斬る。「仁祖實錄」

(14) 仁祖十一年九月

金使龍骨大伊愁、姜加太從胡九十三人驟一百七十餘匹を從へ滿浦採蔘人を押還すると稱し義州に來て回糧を索む。次で入京國書を呈す。「仁祖實錄」

『清三朝實錄探要』には此時の事を左の如く記せり。

天聰七年九月：：癸卯英俄爾岱、宜蓀を遣はし書を齎し朝鮮に往き互市す。又札爾達庫地方に獲る所の朝鮮盜蔘二人并に携へ往かしむ：：。

(15) 仁祖十三年十一月

是より先渭原の所屬楸仇非、碧團兩堡の人越江採蔘擄せらるゝ者三十六人、金人屢書を胎

つて之を責む。乃ち其郡守許詳、僉使李顯基、萬戶金進等を囚ふ。王は此三人を誅して後を懲さんとす。判義禁崔鳴吉は上疏して曰く、國家斷罪の律は一に非ず、而して越境の冒犯に至つては誅は犯人に止まり、其管轄地の官に及ばず其來るや久し矣。今江邊探蔘の事目に管轄地の官に責任を負はしむるの則を設けたり。而して彼等は其前の所犯なり、法は未犯の前に軽く律は既犯の後に重し。然らざれば人をして何をもつて畏れて避くる所を知らしめんや。：：と。王は悦ばず、遂に鳴吉の判義禁を遁へ、而して後詳等を皆誅す。「仁祖實錄」

(16) 仁祖十三年十二月

金使馬夫大來り國書を呈す、其中に：：兩國盟約以來貴國は任縱にして人民我境に入り人を害す我境の人民嘗て違ひし事無し：：云々。右答書中に：：唯是越境探蔘は乃ち我民大利の在る所、然して自今更に申筋を加へ必ず痛斷して乃ち已まむ、幸に姑く容恕せよ：。仍ほ馬夫大に賂ひ我民の探蔘被據者の送還を周旋せしむ。「仁祖實錄」

(17) 仁祖十三年

『清三朝事略探要』太宗天聰九年の條に：：七月量得貴を遣はし八家人を率ひ書二通を賫し朝鮮に往く：：(中略)：：又一書、王の邊人弊地に入り採取する者前已に兩次送還書を具えて相告ぐ。又曾て貴使に向つて之を言ふ、繼で慮る、明人或は潜入竊蔘者あらんと、遂に邊官に傳諭して搜殺し赦す無からしむ。時に邊官各々汛地に依り山林に沿ひ覆加搜捕す、意はざりき貴國の民我界に潜入し人蔘を採取せんとは。我が故居興京城を距つる五六十里、我國巡卒處々之に遇ふ、將に擒執せんと欲す。彼輒ち抵拒す。是を以て刀箭の下殺傷無

○朝鮮ニテハ此時
滿洲ヨリ人蔘ヲ買
入レ明ニ販賣シテ
大利ヲ得シナリ。

からずとせず、亦間々逃出者あり是れ王の人民法を亂る者多し。意ふに兩國和好の美事に非ざる也王宜しく之を禁ぜよ。且貴國動もすれば每方價を減ず、夫れ既に無用に屬せば復た死を捨て生を忘れ越境採取するは何故ぞや。如此擾亂す王豈に明かに知つて故らに之を縦にするの理あらんや：云々。

(18) 仁祖十六年正月

平安節度使の啓中に：正月初二日差使龍骨大城下に至る。檄文を指示諺寫す、大清國寬溫仁 皇帝朝鮮國に詔諭す：朕既に強大を惜んで毫も相犯さず。爾弱小の國を以て反つて我邊境に採蔘圍獵する者は何故ぞや。朕の邊民あらば爾輒ち納れて之を明朝に放つ：云々。「亂中雜錄」

(19) 仁祖十七年三月

咸鏡道の民越境採蔘の事覺はる、監司以て聞す。王は命じて杖を加へ遠道に配す。「仁祖實錄」

(20) 仁祖十七年

清の兵部皇帝の旨を奉じ朝鮮へ回咨。云ふ採蔘の人竟に此事無しと、若然らば是我國意有つて隙を尋ね故らに妄語を作すとす也。朝鮮の邊民私に我境に入り凡住歇採蔘の處明々之を見る、彼れ查出以て撻越者を懲さんと欲す：云々。兵を發して彼の處に到れば入境採蔘の人或は殺され或は捉はるゝ有り。彼れ誑を説くの罪固より免るゝ能はず更に一釵の罪を増す。彼れ時に又何を將ひて以て之に應ぜんとするや之を欽め。欽遵令行移咨す、貴國照檢施行せよ：云々。

本件は同年二月會寧滿浦等の民出邊數里、蔘を將ひて挖去盜蔘一夥の人犯は速かに差出
縛縛し來れと。兵部より同月知會し來りしに對し、同三月事實無しと回答せるにより更に
知會し來りしもの也。「通文館志」「同文彙考」

(21) 同年六月

渭原の民越境採蔘の事により、渭原郡守李球、高山里僉使李汝覺を義禁府に囚ふ。「仁祖實
錄」

(22) 仁祖十八年十月

瀋陽に質となれる王世子の前に、龍骨大等三人朝鮮の越犯二人を囚縛し。彼等言ふ採蔘
の事は前より嚴禁せるも今に至つて已まず、越境採蔘者百十其群捉はれし者特に此兩人の
みと。王世子宮官をして詳問せしめしに、清人越江捉へて皮船に載去る、彼等は其實未だ越
江せずと云ふ。世子又曰く、頑蠢の愚民法の畏るべきを知らず、前より採蔘の一事を以て邊
民の死に至る者も亦多し。而して今尙此の如し、誠に痛むべしと爲す、況んや南朝路絶ゆる
の後蔘は乃ち死貨而して猶採るを止めず、恠むべき也：云々。右犯人は朝鮮に拿送し究
治の上咨報せしむることす。「瀋陽日記」

(23) 仁祖二十年十月

北道の民李有先等六十五名、官採と稱し鎮の東雲龍より越江挖蔘先方に於て捕はれ。瀋
陽に質となれる王世子に引渡し世子陪從禁軍鄭之恭管して押送し來る。犯人四十五名は
他は死亡
逃走夫々擬罪、甲山吉州等の官及該鎮將は減等律に照し處分し刑部に咨報す。「同文彙考」

「通文館志」

○楨皮ヲ以テ作リ
シ小舟女眞人之ヲ
威嚇ト稱ス。

○王世子ニハ其質トシテ瀋陽ニ在ル間清ヨリ土地ヲ與ヘアリ、作農トハ其土地ノ耕作者ノ意、軍人夫ノコト。

(24) 仁祖二十一年九月

瀋陽に質となれる王世子賓客任統より馳啓あり。曰く、龍骨大及博氏等世子の前に來り曰ふ。江界の上土、外怪梨洞の三處より越境探蓼し、清人の爲めに獲らるゝ者多く四十餘人に至る。又五十餘人追到し圍匝し銃を放ち矢を發し、清人二名を殺傷し、三十六名は獲得せらる。其中の一人は江界府使の傳令牌を佩べり。龍骨大等は曰く、藁叢獨自の所爲に非ざるべしとて其牌を出して之を示せり、牌には江界府使の着押あり。而して兵器を持して相抗するの罪何を以て之に處せんやと詰る。世子は遜辭之に答ふ、翌日鄭譯等其三十六人を率ひ來つて曰く。此輩は皆是蠢々たる無智の者、自から主張する所もあり、故に死を滅じて館所に送り作農の軍たらしめん：云々。本件査問の勅使來り同十月右責任者江界府使、上土、滿浦、高山里の僉使。外怪梨洞の兩權管を囚ふ。「瀋陽日記」「仁祖實錄」

(25) 仁祖二十一年

戶部郎中大平古は皇帝の勅諭を捧げ到る。：云ふ近ごろ爾の國邊に出で、挖參し、瀆かに明朝と賣買す。僂人獨歩と名くる者をして書を通じて往返し之に遣るに銀參糧米を以てす。奸細出入し亂行絶えず、明朝の船至るあらば故らに縦つて禁ぜず：云々。「通文館志」

(26) 仁祖二十三年

丙翰林弘文院、大學士祁充格等、王世子を冊封するの勅語を捧げ到る。：又碧瀆犯探人十七名を帶す。丙品官梁繼賢、李大男を館所紅門外に於て斬、其餘決杖差あり。「通文館志」

(27) 仁祖二十三年二月

勅使平壤に至り江界府使李潛等を拿致し、之を詰問し仍ほ枷を着け拘留す。府民越境採蔘の故也。「仁祖實錄」

(28) 同年三月

領相金瑬、右相沈悅は六卿、禁府堂上、兩司長官を率ひ清使の館所に至り、拿來の罪人を會同究問す。且訓戎僉使宣涉、美錢僉使金鳴吉、前昌城府使權大德及穩城訓戎の士兵等を拿入す。枷杻を具へ階上に坐す。先づ士兵等に越境の曲折を問ふ、然して俊壽に命じて曰く、金鳴吉の罪は杖一百に當る宣涉、權大德は厥の罪極めて重し、須らく此意を以て急速啓知せよ：云々。承旨上教を傳へて曰く、越境採蔘嚴禁せざるに非ず、而して邊民の犯禁一再に非ず。

此れ法令の行はれざるに由る、殊に甚だ慙愧一に諸大人の處分に聽かん云々。三使曰く、此人等罪死に當ると雖も、而して皇帝天下を得て赦を頒つ、此輩亦當さに宥を蒙るべし、遂に之を釋す。「仁祖實錄」

(29) 同月

王世子が前に瀋陽に質として留まりし時に、清より給したる田と牛馬あり。此れを以て採蔘人五十餘名の贖罪に充つることを備邊局より啓し、王は之を允す。「仁祖實錄」

(30) 仁祖二十四年

淮戸部の咨：寧古塔所屬年木、年庫地方に貴國人越採十名：云々：。

右犯越の人申男等八名、年凶、缺食の爲、獸を霧中に逐ふて越境を覺らず、曾て挖蔘せずと咨復す。次で皇帝の旨を奉じ、戸部の咨文來る。曰く、國に疆界あり、豈私越を容さんや、申男等七名は明かに挖蔘即ち出で、獲たるものに係る。越境の罪も亦辭し難し：云々。

右首倡者申男を境上に梟示し、申得男等七名は絶島に定配の事同年四月戸部に咨復し。

八月戸部より擬奏の如くに處分すべき旨回咨あり。「同文彙考」「通文館志」

(31) 孝宗三年十一月

北京に赴く謝恩使李時白等義州に至り馳啓して曰く。碧潼探蔘の民彼國に囚はる者將に濟陽に囚繫せらる。本件査問の爲將に清使來らんとすと。

内院學士蘇納海等皇帝の勅諭を捧げて來る。勅諭の略大波兒の民劉春立等十名正白旗堡下産蔘の地方に到り人蔘五箇を採了せり、已に拿獲を經る。朕思ふに盜蔘は事小なれど、封疆は事大たり、若禁約せずんば後犯必ず多からん。今官を差はし犯人を帶びて王の前に至らしむ。即ち春立等は律に依り處斷し、權管尹以顯は身堡官を以て春立と異なる無し。

碧潼郡守朴培元は今在官せざるも地方官としての責免れ難し。監司兵使の任地は犯罪と寯遠にして調察し難しと雖も、亦筋戒不充分の過失あり。竝に罷職等具へて奏すべし：：。

右旨を奉じ首犯等を絞に處し其餘は一等を減ず。右處分結了、朴培元は罰俸一年、監兵使は罷免す。「通文館志」「同文彙考」「孝宗實錄」

(32) 顯宗元年

前年十二月平安觀察使金汝鉉同節度使金徽及江界府使成以性の馳啓、歲飢へて採蔘せざれば萬生くるの理なきにより我境に於て採蔘を許せしに。其中十四名は慈城より筏を作り上國に潜越し、二日程の處にて採蔘上國の人追ひ來り朴風等三人は殺さる：：。

元年正月に禮部より咨あり。本件官を遣はさず、朝鮮國王に於て詳審擬罪し具へ奏すべし：：云々。是により犯人十一人は各斬に擬す。慈城把守將金得鐵は過江を禁止する能

はず反つて隱匿告げず、絞に擬す。上土僉使林時憲、滿浦僉使韓休、江界府使成以性は職主鎮に係り覺察する能はず俱に革職徒配に擬すと回咨す。「同文彙考」「通文館志」

(33) 顯宗二年八月

禮部より知會三和の人劉貴生等三人彌串より越江挖參、鳳凰城の哨探兵丁に捕はれ拿送し來る一名逃走。禮部の咨には：朝鮮人屢次越江盜挖人蔘殊に違禁と爲す、該地方官嚴查を行はず以て放縱越江を致す。亦疎忽の咎を辭し難し。挖參の盜人、該地方官及逃走の人該國王併せて一に確審擬罪具題：云々とあり。同年十一月犯人は彌串に於て斬に處し。當該僉使白光祖は革職徒三年、龍川府使朴始漢は革職に擬し禮部に咨し皇旨により處斷す。「同文彙考」「通文館志」「顯宗改修實錄」

(34) 顯宗十一年九月

咸鏡道茂山鎮僉使朴弼星は鎮民李貴生に火藥を給し、江を渡り山行探捕せしめ、潛かに其利を分つことを圖る。觀察使以て聞し李貴生は境上斬。朴弼星は義禁府に囚へ累加刑罰せず、後職を削り放送す。北道の人憤惋せざる莫し。「顯宗實錄」

(35) 肅宗十一年十一月

邊將が隊を分ちて越境採參軍を作り船を給して先方に侵入せし大事件あり。當該地の僉使趙自環は、自から其罪の免れべからざるを覺り自刎、厚州鎮の軍官土兵連續自殺す。

咸鏡監司李秀彥啓して曰く、犯越人の事を以て辭通逮捕する者前後相續き。邊民驚擾し鳥鼠魚駭す。安集を開諭せざるべからず云々：。

本件に付て清國より査問の勅使來り。同月三公と更に犯越の人二十五名に對し、尋問す。

又威鏡監司李秀彥、南兵使尹時達、三水郡守李觀國を招入し、楸外に進伏せしめ。訊問項目を示し訊問す。「肅宗實錄」

本件に付ての「通文館志」の記載は左の如し。

十一年、禮部は皇帝の旨を奉じて咨報す、曰く鴨綠江三道溝の繕畫、輿圖、駐防協領、勅楚等は朝鮮人の放鎗を被り傷を致す。其犯人等は本件の爲めに派遣する大臣の到著の日迄に先づて拿獲し、以て審理を待つべく、遲延を致すべからず……。

王は即ち官を沿江に分遣し、嚴に查獲を行はしむ。

護軍統領修實等、皇帝の勅諭を奉じて來る、其略に曰く。朕東藩には德澤尤も厚くせり、今邊旨せよ。前に界内に詣つて、輿地山川を繪畫する人を爾の國人險要に潛伏し、鳥銃を放ち傷を致す。特に官を遣はし、前往し、前項の犯人と地方疎縱の官とを將ひて嚴察擬奏せしむ。其怠忽の愆亦貫し難し王に對し、即着せば修實と並びに擬して以て聞せよ……云々。

韓得完等六人は斬に擬し、妻子は奴と爲す。(斬)

金太成等二十一人は斬に擬す。(寬に従つて死を減ず)

厚州の兪使は流三千里に擬す。而して本人は罪を畏れて自刎せしにより更に議すべき無し。

三水郡守は流二千里に擬す。(擬の如く)

監兵使共に革職。(擬の如く)

犯人中に熙川、安州等の民あり、當該地方官は五級を降す。(擬の如く)

平安觀察使は二級を降す。(擬の如く)

○小銃ノコト。

○修實、十二年ニ來ル。

○前進ノ意即派遣ノコト。

右處分案を以て具へ奏す。右議政鄭載嵩等を北京に遣す。

禮部旨を奉じ、修贊等の議により肅宗に對し罰銀二萬兩を課するの咨あり。禮部別に咨を以て擬律は前記括弧内の如く裁處施行すべく、事理緊重稽報を容さず。

罰銀二萬兩は左議政南九萬を遣はして陳奏と共に提納す。

「同文彙考」には此犯罪の日時を康熙二十五年八月十七日とせり。

本件に關する清朝の處置は最も嚴峻を極めたり。

(36) 肅宗十二年正月

前項に關聯して捕へたる威鏡平安兩道の別の越犯人百數十人。

右に關しての備邊司の意見。

平安道の囚人は犯越の實狀は既に本人自白せり。威鏡道の囚ふる、時の罪人は一百三十九名の多きに至る、此皆唯隨從したる者と訊問の時に於て關係せしこと發覺せし者の類にして。之を今京城に囚へある罪人の南方に拏屬せる者とは差等無からず。本道をして取考查案せしむべく、其中越犯を自白せる者は。平安道罪人一名と共に奴と爲して茂山府に定屬せしむべく、其他皆放免せしむべし。王は之を可とす。「肅宗實錄」

同年二月冬至使兼陳奏使朗原君偁等北京より回る。先づ譯官を送り禮部の回咨を馳奏す。其咨中に朝鮮國人の禁に違ひ越江探蔘するは其國王の任意放縱なるによる特に官役を差はず放槍人を傷くるは法紀に關す、此を將つて國王に罰として銀二萬兩を課すべし：云々。

同年三月王は右件に付て大臣備邊局諸宰を引見す。領議政金壽恒は又もや越犯の件に

付て清使の來るは、辱を王の躬に及ぼすとして罪を引て辭職を乞ふて曰く。國家に事あるは責輔弼の相臣に在り、上君父を辱めて臣死の義を効す無く、下學國臣民の痛を慰する無しと。王は之を慰諭して許さず。

左議政南九萬は曰ふ、臣の意見により先朝に於て厚州を建置せり。今に及んで事を國家に生じ聖躬を辱しむるに至れるの罪は臣に在り：云々。肅宗實錄」

(37) 肅宗十六年八月

上國の人あり豆滿江岸に到り説稱すらく。俺等は北京の人を以て探參す、朝鮮の人あり、幕を守る一人を銃殺し、置く所の人蔘を全部偷み去ると。王は同知鄭忠源を差はし懸賞を以て犯人を捕ふ。由て禮部に本件を咨報す。

懸賞により捕へ獲たる犯人慶興府林仁等六名の供述は。飢寒に迫り俺等七人は慶興より馬槽に乘じ夜江を渡る望見すれば幕中只一人在り銃を放つて之を殺し其物件を取る。：云々右禮部に咨報す。

同年九月禮部の咨あり同十七年二月内閣學士兼禮部侍郎西安等は皇帝の勅諭を捧じ該事件審問の爲來り、四月に入京す。皇帝の勅に曰く、爾の國人林仁等禁に違ひ江を渡り探參人の人馬を將ひ、鳥銃を用ひ人蔘衣服等の物を掠去す。且爾の國より報ずる所の人數と、寧古塔將軍佟寶の報ずる人數と符合せず。事は人命に關す須らく詳核を加ふべし、茲に特に内閣學士兼禮部西安、一等侍衛羅科多を遣はし爾の國に前往す。爾前項不法の人を將ひ、其管轄地の各官の怠慢の罪情とを同じく究審し、罪を定め具奏すべし、特に諭す。

乙丑王は清使の館所に幸し、清使と勘罪のことを問議す。清使は曰く犯越の中三十人の

未だ捕へざる者は宜しく追捕すべし、劫掠したる清人の人蔘印票等の物は亦追還すべし。右文案結辭刪改を許さず。

本件同十八年皇帝の旨を奉じ禮部の咨あり、即ち其要領は。

林仁等は俱に斬に處す、劫す所の蔘衣銃傷の馬匹の追還を免ず。未だ捕へざる共犯人の追捕の令を解く。「肅宗實錄」「通文館志」「同文彙考」

(38) 肅宗二十年十二月

初め咸鏡道富寧鏡城の民人、清國に犯越して採蔘の事覺はる。經年究覈し、是に至つて觀察使權是經狀を具して以て聞し、犯人を罪の輕重により梟示、絶島定配、放免等夫々處刑す。

「肅宗實錄」

(39) 肅宗二十九年十二月

甲山饑饉甚し、李卯白等男女四人長山嶺に幕を結び、稻子を挿んで生と爲す。偶ま路傍に於て人蔘十莖を採得し、懷中に置く、偶ま人の發告する所となり。南兵使以て聞す、備邊司其情の衿むべきを以て其律を寬にせん事を請ふ。王は命じて首犯者を嚴刑の上放送、餘は皆全釋す。北民は國內の採蔘を禁じてより後、生理斷絶し、且つ點閱に疲れて農を爲すを得ず。怨咨日に深く散亡相續ぐ。「肅宗實錄」

(40) 肅宗三十年二月

禮部より慶源慶興鍾城の人江を越えて侵入し人四名を殺し人蔘緞布衣服等の物品を掠奪。本件犯人竝當該地方官を監囚し。掠むる所の物件は官に沒收し。及其斷罪は審問の上行ふべき事等司勇李俊勉を專使として北京に遣はし禮部に咨報す。同四月禮部より回

咨あり。本件の如き場合に大臣を遣はし、國王と共に罪犯の審問、並當該所管文武官の職責怠慢の罪を審査し。共に皇帝に案を具奏し其裁斷を仰ぐの例なれど。今回は朝鮮の敬愼の意彰はれしにより、皇帝の旨により、特に大臣を遣はさず國王をして審明擬律せしむ。其結果は具奏すべしとあり。

本件犯人を訊審す金禮進等四人の供述は、歲飢饉にして生を聊するを得ず。初め阿山より越去、再び阿吾の地より越去したりと言ふ。人を殺し物を掠むるは罪斬に該る、妻子は奴となす。(案の如く)

李友白等四人は或は誣援或は發疾あり。情恕すべき者あるも小邦の條例最も犯越に嚴たり、輕減すべからず斬に處す。(死を免ず)

阿山、阿吾の地の萬戶、慶源、慶興の府使は徒流二千里に處す但阿山、萬戶、趙汝興は罪人捕獲の功あり流を減じて革職、鐘城府使は五級を下す、監兵使は革職。(以上何れも革職に止む)右臨海君焜を遣はし奏進、竝に寬典の謝恩使となす。同三十一年本件皇帝の旨により○内の如く處斷すべく禮部より回答あり。「通文館志」「肅宗實錄」

(41) 肅宗三十三年六月

王は大臣備邊局諸臣を引見す。右議政李頤命言ふ、平安道に越邊侵入せし清人の事極めて驚駭すべしと爲す矣。頃る既に捉去す、把守今又捉去す。把守の卒略ほ魚鹽を給して放還すと、此れ實に前未だ有らざる事。兩國交隣の際齟齬を生じ易く憂ふべしと爲す矣。禮部へ移咨の擧は少しも緩ふすべからず。或は言ふ、此れ鳳凰城より遣はせし探蓼の人なりと。而して鳳凰城は我が使臣往來の路也、若し此れに先通せずして禮部に移咨せば則鳳城

の面目を失すべし。諸臣多く之に同す。王は曰く先鳳城に通じ而る後更に稟處する可也。

「肅宗實錄」

(42) 肅宗三十六年七月

右議政徐宗泰、右議政金昌集、兵曹判書閔鎭原等は、涇原の人犯越の事實を稟奏す。王は曰く、彼或は查問使を發せざる前に咨文を先送するを宜しと爲す。先づ御史一人を差送し、按覈せしむ。

是より前涇原の民李萬建等九人は夜に乗じて越境入採し。蔘幕中清人五名を撲殺し其蔘貨を掠む。清人一人偶ま脱去し、其同伴二十餘人と猝かに涇原北門外に至り犯人を出せと迫り凡そ九日間咆哮す。巡邏の將汝岡を執へて質と爲す、郡守李復說老悞爲す所を知らず。初は則ち城を閉ぢて拒塞し、後は乃ち日に酒肴を備へて迎饋す。

右の犯人捕獲を得ず、備邊司請ふて懸賞方法を定む。即ち罪人を捉去する者は、公賤私賤官の奴婢は則ち賤を免じ軍役に定めず。良人は直ちに堂上に陞す。出身は則ち通政に陞し賞職除拜の事乙丑の例に依る。(十一月)「肅宗實錄」「同文彙考」

本件「通文館志」には：肅宗三十六年 本件二人既に就捕三人は逃る、今方に別に近臣を遣はし按治せしめて囚ふるを待てり、捕へ得ば續で奏すべし。と禮部への咨報を齎らして司直金弘祉を北京へ遣はす。禮部の之に對する回答の要は。皇帝の旨を奉じ部内の賢能なる章京一員、盛京の章京一員、を鳳凰城に前往せしむ。朝鮮よりも官員一員を差はし、本件上國の境内に行はれしか、又朝鮮の境内に於て行はれしかを查明し具奏すべし：云々。嗣で烏刺摠管穆克登、兵部郎中常泰禮、禮部主事何順、盛京禮部侍郎蘇爾得副都統、托留等

を派し來り審す。

同三十七年現地へ王より別に遣はしたる鄭弒より馳報あり。李先儀等三人を懸賞により捕獲し前の囚へし李萬技と同訊するに、其供述は江邊に居住し上國人と與に結幕し共に探蓼す禁を冒して相通ず。其中負債を生じ上國人より來りて屢督促せらる、玆に於て其事情の發覺せんことを慮り、同僑八人と共に二人を誘致して之を殺して江に投じ、仍は其幕に至つて又三人を殺し人蔘靑布を掠取す。右觀察使以下該管の官及犯人聽候勘斷の際率旨の差官鳳凰城に來到し、別に差遣したる刑曹參議宋正明と同査したること。院正金慶門を遣はし禮部に啓報す。

右熱河の行在に奏し禮部は金慶門と共に禮部員外郎偏頭を差はし鳳凰城に來り、穆克登等の來着を待ち實地を檢證する事に決し。穆克登等は江の北岸より、宋正明は義州より涓原に至り殺人の地方を問審す。江を遡つて廢郡界に至る、朝鮮より兪集一を遣はし接伴せしむ。

穆克登は林土に在り、再び旨有り會査するを聞き南岸より鳳凰城に歸り。其諸査官を留め自から馳せて熱河に赴く。

査使は密旨を出示し水陸行を作り遼洞に至る。急流舟遡上するを得ず、江岸絶壁人足を着くるを得ざる處に迄至る。

王より別差したる參覈使の狀啓常泰等と鳳凰城に會し犯人を審するも別の供述無し、被殺人の姓名終に究むを得ずと。平安道の人言ふ。殺されたるは先方の欄頭等が密かに人を送り人蔘の偷採を爲さしめし者にして。發覺を恐れて多く周旋する所ありしによると。

○穆克登が來り北
道探蓼人ヲ道案内
トシテ。朝鮮ノ官
ト立會白頭山ニ上
リ定界碑ヲ建テタ
ルハ此事件ノアリ
シ翌年也此時既ニ
其用意アリシモノ
ナルベシ、而シテ
本件重大罪案ガ割
合ニ容易ク解決セ
ルコトモ亦清國側
ニ於テ定界ヲ有利
ナラシメン爲メナ
リト解スベキガ如
シ。

本件の處斷は犯人等は皆斬、妻子は孥と爲す。

地方官は流二千里、監兵使俱に革職。

右礪山君枋を等を遣はし具奏す。

(43) 肅宗三十七年八月

領議政徐宗泰、左議政金昌集等請を請ふ。宗泰曰く甲山犯越の人拘留せる者九人あり。

事は京城に押送せしめ審問の上禮部に移咨すべきものなり。而して今來れる清の查官等は以爲らく沿江一帶の地は荒絶犯越の患ありとし、地方を實地視察せんとし僅かに之を防げり。今若し北路犯越の事を以て移咨すれば、則ち彼必ず此を以て言と爲し、更に實地視察の要求を爲すべし。〔肅宗實錄〕

(44) 英宗三年四月

對岸の人郭連進等二十八人朝鮮に犯越し人蔘を偷採し朝鮮人を槍殺したる事件に付。

奉天府尹と將軍とは其未だ獲ざる餘犯を嚴に緝拿を行ひ疎縱法網を逃るゝこと無からしむると共に、禮部より其趣知照し來る。此の回咨の中に、兵部諭得云々：今内地盜竊の輩各處に緝捕甚だ嚴なり、藏匿するに慮無し。外國に潛逃して苟且生を偷む該國既に藩封に列す、當さに朝廷の爲に捕盜安民の職を盡すべきに、該國王能く遵奉する能はず。轉た内地犯法の人をして朝鮮を恃んで以て潛踪避罪の地と爲す、此風斷して長すべからず。嗣後倘し匪類犯越事を生ずるあり、朝鮮能く擒獲する能はず、以て漏網を致すあらば。伊の國防汛の員を將ひて題叅治罪、該國王一に議處に併せ以て藩王捕盜安民を遵奉する能はざるの戒と爲さん。朝鮮國王之を知れ云々：とあり。

此の咨文に對し翌年朝鮮よりは：：小邦此の明旨を得る感礪百倍邊倅を申束し益誠謹を彈さん：：と陳奏せり。

本件議政和碩親王よりの皇帝への奏文中には、三百餘人團結して先方に於て人蔘盜探を行ひしことゝ。雍正三年四年より屢朝鮮に越入探蔘せしこと：：朝鮮の地方官兵が緝拿せざることを述べあり。「同文彙考」「通文館志」

(45) 英宗七年

清人の人蔘盜探に朝鮮人の加はれる事件。

英祖七年庚寅副使として北京に赴きたる趙榮の聞見に。

臣關外に至る、一官罪人三十餘名を押し鎖柱京に赴く。罪人等以爲らく俺等は乃ち磔々磯の挖蔘人而して官兵搜討八百餘名を捕へ得たり。俺等は頭目の故を以て拿せらる、而して朝鮮人三名も亦夥中十カに入り、捉へられ囚はる：：云々。

磔々磯の地に付ては同年齊咨官李樞の手に。

磔々磯の地方八百里、南に大青島あり、北に小青島あり。四月開花八月降雪、東は朝鮮訓戎の界百餘里、海數十里を隔つ。船に非ざれば能く渡る莫し、但深淺等しからず、大船亦其中に行くを得ず。匪類等造る所の船を快馬と名く、小にして且つ輕し。數石と一二人を載するに過ぎず、棹轉甚だ捷し。秋成獲る所の糧半ば大青に入る、窺埋以て來春採蔘の資に備ふ。

西南船廠に至る八百里、貿易と蔘を賣る俱に船廠に來る。船廠より瀋陽に至る八百里：：云々。「五洲衍文長箋散稿」「同文彙考」

(46) 英宗九年六月

○吉林此地露國南下ノ警ニヨリ兵船ヲ造ル故ニ此名アリ。

○山海關。

渭原郡潛商人金尙萬、裴進萬等を讖捕し梟示す。後に上國の人十四名把守の所に潛越し守卒金以丁等三人を縛縛す。説稱すらく俺等曾て人蔘を尙萬等に給したる債あり、爾等を捉去つて質と爲す蔘價を捧けて後放送すべしと。

本件司直金是瑜を遣はし禮部に咨報す。「通文館志」

(47) 同年

平安道高山里の兵房軍官金昌溫は領將と蔘夫二十餘人を率ひ鳥銃を持して越江し、彼人の採る所の人蔘を掠奪したる事件。

本件平安監察使權以鎮の馳啓により禮部に咨報す。禮部の咨により主犯湯成は斬、以下輕重處斷す。朝鮮國王の咨に：：昭法勘斷森嚴を極め嗣後違禁越境の人有るを再慮し特に照令拿解を許す。此誠に邊禁を峻にし遠人を綏するの至意に出づ邊汛の官弁を申誠し益々凜遵を加へん：：云々。「通文館志」

(48) 英宗九年七月

平安監司權以鎮は江邊の事情を廉探し向岸土人の言を得。之により以爲らく、江界高山里鎮より越犯するには、彼地の細洞九郎哈洞、古道水洞の三洞あり。而して細洞は則ち理山の境、婆猪江の通路なり。北瀋陽を去る五日程、胡人家を造る十六七戸、常住三四百人、一家に我國人三四名を畜ふ。其主胡は山西の人李登四。渭原郡の下把守直洞堡の間に秋洞あり。今年夏初亦家を作り田を墾す。其下、契軒洞上は越邊の把守也、屯洞亦十四五胡人の家あり。唐貨の各種七間の庫舎に充積し我國に通商す。我國の物を以て又瀋陽等の處に通商す。二主有り、主胡は則ち瀋陽の人王三平。一は則ち唐姓或は湯姓と稱す。此三胡は皆萬金の

○税及夫役ヲ脱レ
タル者。

○高山里ハ軍政ヲ
布ケル鎮ノ配下ニ
在リ。

大賈を以て法を犯し業を敗り逃れて其中に在り。其我國に往來通貨する者は皆我國人の逃れて胡地に在る者、其中に阿耳鎮の官奴世必鎮、卒趙永望最も著し。其文書を管掌する者も亦我國の逃人自から金書房と稱す、而して容貌舉止甚だ亡命の賊鎮紀に似たり、鎮紀は曾て馬馬海の權管と爲る、故に土人多く其面を識ると云。此言未だ必ず然るを知らず、亦安んぞ其然らざるを知らんや。又其各洞の胡家勝て數ふべからず、伐登の越邊皇帝城坪あり。大野草豐かに常に胡馬數千匹を牧す、今年は則ち一匹無し、皆探蔘人の牽去る也。我國の奸民日日往來常に胡幕に常住す、稱するに假子を以てす、情は骨肉に過ぐ。我境に往來す晝夜常無し、江邊の民人皆彼中の事情公傳之を道ふ。其方略措置は臣必ず親しく其地に至り事に隨ひ啓聞せん。而して其小村落を聚めて大村を成し、其殘堡を聚めて大官府を成し、然る後方に一分の益あるへし。馳啓以て聞す、政院密封以て入る。「英宗實錄」

(49) 同年十月

晝講を行ふ時、咨を北京禮部に齎らす官の手本に言ふ。我國の人彼境に犯越し捉はる。知事尹遊曰く、江邊は奸民^{逋逃}の藪となる。蓋し人蔘多く廢四郡の地に産す故に彼我皆此地に採る。其時に當り彼人票文二千餘張を持して出来る、率ゆる所既に多し、而して糧を齎らさず。輕き貨物を持來り我國と穀に換ふ、此れ双方の大利と爲る終に禁斷し難し。

本件朝鮮より禮部への咨には、高山里の鎮民金世丁等越入：：別に近臣李詰輔を遣はし各別嚴訊查明を俟つて續いて崑奏すべし。而して驚惶の極み敢て究竟を待たず、該管の邊吏は先づ拿逮し聽候す、先づ咨報す：：云々。「英宗實錄」

英宗十年本件に關する盛京禮部の咨要領、朝鮮人に毆傷せられたる刨採人蔘の姜朝后等

の供述。寅夜二十餘人の朝鮮に毆死せらるゝ九人、兇犯未だ拿獲せず。次で拿獲せる朝鮮人、粟海常は犯人ならざるに似たりと同人を引渡せり。

右に對し上年九月貂鼠を捕ふ爲に同人は上國の地境に轉入、毫も他情なしと雖、據越封豸の罪赦すべき無く、最示せりと咨覆す。

北京禮部よりの咨、本件該國王を筋しめ、逃走犯人の捕獲と、既に囚へたる犯人の擬律は具奏せしむべく。また當該地方官の怠慢と、該國王の約束不嚴の點に付ては國王の查明到着の日を俟つて併せて議處すべし。右旨を奉し依議す：：云々。

右に對する朝鮮よりの回咨

奉旨を將ゆ惶凜容措する所、臆し。檢拿の各犯金世丁等二十八人、割着議政府、六卿、義禁府、刑曹、都承旨、兩司長官を會同し、嚴訊す。逃走の首犯金永昌は懸賞捕獲すべし：：云々。此原と朝廷の犯人に係る臣の敢て擅まゝに決する所に非ず、各犯及汛防各官の供辭を責得し別に監囚を加ふ、恭しく裁斷を稟す。左議政徐命均を遣はし、禮部に移咨す。

本件同十一年禮部に咨し、擬律皇帝の旨により左の如く處斷す。

主犯金世丁等三人、斬妻子を奴と爲す。從犯二十五名、斬。

平安節度使李遂、良革職、觀察使權以鎮、革職(已)に身故、施律せず。古山里僉使李泰祥、江界府使金浚は革職、流三千里。「通文館志」

(50) 英宗十六年九月

江界府八板洞の民犯越する者、男十八人、女三人、先方に於て甲軍、即ち清皇帝及諸王より送る所の探蔘軍の爲め捕へらる。

○或ハ字尙ニモ作
ル削木舟又樹皮
船。

○採ハ人參採挖獵
ハ貂獺。

本件平安道觀察使徐宗玉より疊に狀啓あり。其要は江界府上土鎮の女人太色は衆に隨ひ潜越旋つて即ち逃還りし時拿へらる。其供述は同府八板洞の居男女二十一人仲間を作り越去採蔘上國人に捉へらる云々。

王は命じて邊將守令竝に拿問せしめ且つ平安觀察使徐宗玉及兵使張泰紹の責任を問ひ罷職とす。右知中樞府事韓壽禧を遣はし禮部に咨す。「英宗實錄」「通文館志」

(51) 英宗二十年八月

前に對岸より馬尙に乗じ江界府管下に先方の人侵入す、採蔘の爲也。

王は大匠備邊局堂上を引見したる時。右議政趙顯命より、本件前に禮部に移咨すべき事を請ひしに聖上之を難んぜしも。其後詳聞する所に依れば、所謂皇標なるものは、康熙年代の時、邊民に給し、禁山に出入して採蔘納稅せしめし者にして。現今馬尙に乗じ來る者は皆山東より來る盜探の民にして官標を携帶せざる者也。此輩は採蔘の時の鹽醬糧米は必ず我國の奸民に賣り、兩國の交界無人の地に於て受授する者なり。此の如く彼我の奸民相往來交通せば、早晚何様の事變を生出するかも知れず慮るべく詰責を受くるの端となる：：云々、彼我を侮り、汎流往來市の如し：：云々と上言す。「英宗實錄」

(52) 英宗二十二年

上國採獵の人四百六十餘名、或は銃槍を持し馬尙四十五隻に分乘し江を派つて上去。緣つて盛京に移咨す、回咨奉天衙門業に已に鳳凰城守尉に牌勅し官兵を派發し搜緝す：：。

「通文館志」

(53) 英宗三十五年

清國內に於て私偷採蔘の人鮮内に逃入之を捕へたる事件。

禮部咨、盛京將軍清葆の咨に據る。

劉自成私に採蔘を行ふ已に憲典に干す。乃ち又獲を懼れ外國に往く尤も法紀無し矣。其鳳凰城に到着の日を俟つて正法に行ひ衆の戒と爲すべし。其失察の巡邏官兵、查明蔘處すべし：：云々。右に對し明諭を承り謹て事理を悉す：：云々と咨復。「通文館志」

(54) 純祖元年二月

犯越の罪人李顯宅を律に依り處斷す。

本人は慶尙道南海縣の居民なり零落流離咸鏡道茂山府に流入す。忽ち採蔘の計を生じ淺灘より深入。海卵の地より百餘里の處に於て彼國採蔘人十二名に逢ひ伴はれて採蔘に従事す。髮を剃つて彼等の給したる衣服を着彼國人の風裝と爲り、山中を巡行採蔘すると五箇月。九月に至り彼一行は一齊に下山し各其郷里に散す。彼は流落して依る處無く乞食して咸遠堡に至り捉はれ遼陽に捉送せられ鳳凰城に押送せられ義州に押付せらる。

「純祖實錄」

(55) 純祖十七年十一月

犯越の罪人徐鏡を梟首す。

本人は本と順川府の居生本名金致礪。此時より四年前甲戌の歲正月、江界の豆芝洞より氷上を渡り先方に留住採蔘。王催白の家奴徐之の養子となり、事覺はれ吉林將軍に捉へられ瀋陽より押送し來る。更に義州に押送、軍民を聚會せして境上に梟首す。「純祖實錄」

(56) 純祖三十二年

盛京禮部の咨吉林地方に在つて犯越の人張高麗等二名を拿獲す。供述探參捕牲に因り迷ふて路を失す山東の人于蒿の蒿棚に在り衣を換へ髮を薙ぎ旋ち緝獲せらると云。于蒿は罪流徒に擬す該犯二名は官兵を派して送つて境界に至らしむ知照：：云々。

北京禮部の咨上諭を奉じて犯越の張高麗等二名該國に交付し査定治罪せしむ：：云々。之れに對する國王の咨復併せて盛京禮部へも。

北陲の頑民啓て法を知らず、私意恣行深く禁境に入る。法意至嚴暫貸を容るゝ無し、張高麗、張丫頭は中山府に押送し梟首し衆を警む。當該觀察使節度使等罪疎防に在り、一に竝びに革職。「通文館志」

(57) 哲宗十一年

大江口の卡官驍騎校玉奎の配下の兵管轄内を巡察し、長甸城より老台溝に至る處に於て朝鮮人七八名を見て先頭の旗兵郭振奎が叱咤一聲の時該朝鮮人は前を擁し棍棒一打地に打倒し重傷を負はしめ、次で來りし玉奎にも又一撃を加へ輕傷を負はしめ、後より多數の兵喚來せし時、携帶物を放棄し密林に逃入其踪跡を失したり。其遺留品は水參九百二十五苗と衣類五點あり。

本件の犯人は義州府尹權應夔の手により捕獲し。龍川府使李社秀を參覈官とし、義州に馳行せしめ共に取調を爲し實を得たるにより。犯人明德成鄭允化等鎖紐監禁して勘斷を聽候す。逃亡せる共犯二名は緝捕を續行すべく、本件發生當時の責任者前觀察使徐戴淳、前節度使鄭源岐、前義州府尹李參鉉、清城僉使申奎洪并革職流二千里。と擬律し右盛京禮部に咨報す。

本件同十二年に至り盛京禮部よりの咨來る。要は本案審理の上皇帝に奏し。其硃批には該國をして自行嚴緝首犯定擬辦理せしむべしと。水蔘八百九十二苗壓碎水蔘計三十二苗 二共九百二十五苗と他の遺留品の衣類等を送附し來る。「通文館志」

以上は典籍に個々の事件を具體的に記せる中主なるものを列擧したるものなり。是を總括的に記せるものに左の如きものあり。

丁若鏞「牧民心書」工典山林の條に：：案するに閔延茂昌虞芮慈城今之を廢四郡と謂ふ。彼の人採蔘の者千百羣を爲し盧を結び幕を張り子を長じ孫を育つ四時長留遂に居民と作る。守土の臣或は弓を彎き砲を裝ひ以て驅遣を圖れば則ち彼の人亦弓を彎き砲を裝ひ以て接戰を擬す憚然として以て退き其の爲す所に任す。守令匿して以て報せず察司匿して以て聞せず。千里有指の彊を以て手を拱きて法を亂るの民に奉獻すること今且つ百年。世宗世祖六鎮を經營し穆陵の世新たに茂山を設く。昔や強に鄰るの地尙或は之を拓く今や祖宗の土故無く之を棄つ此何事ぞや。：：(中略)一朝大勢に變あらば則ち西北の二路復た我有たらず豈悲まざらん哉。牧宜しく此を念ひ凡そ犯越の禁宜しく恪遵を思ひ茲を以て事を生じ身流竄を被ると雖も何の恨む所ぞ：：とあり。同じく同人の著たる「經世遺表」にも廢四郡の地が國防の要地たる事を論ず

○銅。
○人形ヲ爲セル最
上ノ藝。

○鹿ノ生マ角。

る條に……鴨綠の防たるや大なり矣。今故なくして而して此を毀ち、朔野[○]奸細の民をして山林の中に潜處せしめ。其の妻子を挈げ託して巢屈と爲し、日に金銀銅鐵を採り鼓鑄して以て貨と爲し。孩兒[○]の蓼貂鼠の皮以て自から肥へ、弓矢戈鋌猛火の器を具へ以て自から衛るも。守土の臣匿して以て聞せず、廟堂の臣知りて而して言はず。亂の既に作る防何れにか在る……云々とあり。右二書は著者丁若鏞が康津に謫居十八年間の作にして。牧民心書稿本^寫には純祖二十一年の自序あるより觀れば前掲の事實は正祖の後期より純祖の初年に至るまでの實情なるべく。「五洲衍文長箋散稿」廢四郡辨證說にも……三水長柵の民亦入耕を願ふ、皆な邦禁を以て未だ果さず。空しく千里の幅員に近き者を棄つ惜まざるべけん哉。山林川沼の利は星羅して蒼望たり、山に蓼茸[○]、貂鼠饒かなり。而して彼我の挖蓼[○]、獵茸の輩は偷竊の藪と爲す、是何の故ぞや……とあり。「通文館志」憲宗十二年の條に……江界府左中右三寨及上土鎮の所管閭閻四把等の地に越境の上國人あり。聞々來接恰も四十餘處を爲し、舍を作り幕を結び木を伐り田を耕し多般に開諭するも撤還せず。盛京將軍及禮部は前禁を申明し、冀くは後弊を杜がんと。盛京禮部に移咨し、兩國の官立會の上緝拏平毀す

べき云々と咨復ありしこと出づ。以上大規模の進入の行はれしは主として人蔘の利に因るものと斷定すべし。

總じて人蔘採取の爲めの鮮滿相互の越江侵犯は。人文地理の上より觀るも、また社會事情問題^{即生活}より觀るも。法禁の力にては到底防止すること克はざりしを考察すべく。現に今猶毎年四月頃より支那採藥業者の數群が、約半箇年分の糧食に充つる費用を用意し。鴨綠江岸の山丘をたどり北へくと進行し、白

頭山の高原に向ひて其業に従事せり。其採取目的物は人蔘、芍藥、淫羊藿、玉竹、柴胡、威靈仙、萬病草等にして。晩秋の頃各其獲物を筏に積んで川流を下り安東縣の棧に於て賣却し。一人約二百餘圓の代金を得て山東其他の故郷へ歸還し毎年此行爲を繰返せり。白頭山に於ては兩國の境界は無視せられと謂ふよりも、本人等には其國境を判別し得る筈無く、また其觀念も無くて仕事に従事せり。

又其途中に於ても獲物の多き處は朝鮮側に立入ることも間々行はれつゝあり。朝鮮側よりする越江も、二三十年前迄は人蔘採取専門業者に於て行はれたることは。余の人蔘史料採訪の爲昭和七年江界郡に赴きし際、父祖より三代相繼て該業に従事せる同業者の大元老趙炳俊より親しく聞知する所なり。近來に

至り其の行はれざるは先方の山蔘盡きたるに由る。但だ白頭山方面に於ては今猶行はれ居れり、其業者の支那人に劣る所以は。彼に比して貧窮にして資本無きに因る。而して其國境無視のことは前に述べし支那人業者の觀念と全く同一なり。

歴史は繰返すものなりとの言は、茲にも亦適切なるものあるを覺ゆ。

第五章 明と女眞間に於ける人蔘を

問題とせる政治關係

第一節 總說

凡そ人蔘史中明と女眞族との關係に於ける程、此一藥草が重大なる政治上の要素を成せること他に類例あらじ。其要點は建州女眞の一部族たる清の太祖、奴兒哈赤が、其精銳なる武力を以て明朝に戰を挑み、二代太宗三代世祖に到り遂に是を平げて完全に四百餘州に君臨するに到りし經過に就ては。人蔘貿易により著積せる巨大の財力に負ふこと尠なからざること、一は明の官民の人蔘貿易並採取上に於ける擅恣不法の行爲が。彼等の富源を侵し其憤怒と深怨を

○人蔘ノ外ニ貂皮アリ。

○矢野博士ノ「近代支那史」中ニ「稻葉氏ノ指摘セラルル野山人蔘が當時ノ經濟社會ニトツテ果シテ如何程ノ價值ヲモツタカ」從ツテソレノ私掘が國家財政ニ致命的ノモノデアツタカ否ハ遂ニ決定シ得無イ課題デアラウ……云々トアレド、稻葉博士ノ説是ニシテ疑問ノ餘地無カルベシ。

○李東垣ハ東垣張潔古ノ弟子、金元間ノ人。
○朱震亨號丹溪、元至正十八年七十、八歳ニテ卒ス。

買ひ彌が上に敵愾心を激發したる二項に存す。此點に就て夙に史眼を走せたるは稻葉岩吉博士にして、其大正四年の著『滿洲發達史』に於て要領を得たる記述あり。本書の記事と參照すべし。

そも女真人が人蔘に由つて巨額の富を蓄へたることに付ては、事の發端に遡つて當時の醫藥上に於ける人蔘の價值と需用等に關して説かざるべからず。凡そ人蔘の需用増加は醫學の發達に基くものにして、其支那の醫學は李東垣に至つて一生面を開き。其師潔古の創説したる古今異軌の醫説を繼承し、更に『脾胃論』を著はし脾胃を以て主と爲し、補中益氣及升陽散火の法を用ひたり。其補中益氣と稱するは力めて溫補の劑を用ゆるものにして。此系統を汲めるものに朱丹溪出で、更に清滋、養陰の説を唱へたり。此等學説は一世を風靡し明代にも繼承祖述せられたり。隨つて人蔘を處方に使用する事も漸増加し、藥材上に於ける人蔘の地位も亦唐宋時代よりは一層貴重なるものとなれり。而して明初に於ては支那四百餘州に於て必要とする、其人蔘の本場たる山西太行山一帶の地に産せられし人蔘は『明史』貨殖史によれば明初太祖が民を勞する故を以て其貢を却くとあり。濫獲と開墾の爲め殆んど絶滅に瀕したるに由る。

依之其需用は遼東と朝鮮に仰がざるべからざることゝなれり。而して朝鮮は其産額多からず、明廷への貢獻用と、使節が燕京に赴く路資纏盤用と、日本への國交用及國內の需用に使用して餘り鮮なく。支那全土の需用十中八九は當時豊富なりし滿洲産を以て充てられ。其取引は明初に設けられたる開元廣寧等々の馬市に於て行はれたり。

以上は清が未だ立國せざる前の事なれど。其女眞各族との人參關係は明の萬曆四十四年太祖努兒哈赤が天命と建元し國號を後金と稱し自ら汗の尊號を以て稱したる前後に迄繼續せられたり。其人參の貿易額の巨大なりしは後段に説けるが如く、萬曆三十七年頃明の官吏が市易を停止したる爲めに、二年間の人參十餘萬斤。泥爛せしと言ひ。又同四十四年太宗が明と和を講せんとして、寧遠巡撫に提出したる條件中兩國の修貢物品を定めて其中人參千斤を送らん云々とあり。崇徳七年六月に明の議和使の歸る時に送りたる書にも同一の提議ありしに類推し得べく。女眞人が人參貿易に依つて如何に巨額の金銀物貨を得たるかを知るべし。

『黒龍江外記』に都下の諺に云、關東に三寶あり人參貂皮烏拉草と。『柳邊紀略』

○北京。
○此植物ハ編ミテ
防米用ノ香トス價
賤キモ滿洲人ニハ
實ニ必用物品ナリ
シ。

にも『卜魁城賦』にも土人の語に、右三箇の物品を三件の寶なりと云ふとあるも宜なりと謂ふべし。而して明と戰を交へし以後に於ても屢和を講せんとせしは、此の貂蔘の大利に執着ありしに因るものと觀察すべく。また止むを得ざる場合には、此大利をも猶放擲せんとの強き決心ありし事をも亦認め得べく。左の記事により這般裡の消息を捉知するを得べし。

天聰三年六月乙丑上は諸貝勒大臣と共に議す。略に曰く白喇嘛を差はして明に向ふ和を議す、明朝若し朕の言を以て是と爲さば兩相和好以て大利を享けん。則我國滿漢蒙古の人等當さに探蔘開礦之と交易せん。若し彼從はずんば則ち當さに力を耕織の事に竭さん、衣食既に足れば又何をか求めん乎。緞帛は粉飾の物也無しと雖も何ぞ我を傷らん。屢和を欲するも彼從はず……云々。

『清三朝實錄採要』

以上により考ふれば、此時に於て人蔘が重要な政治問題の渦中に存在せしこと故あるを知るべし。

第二節 明が女眞の地に於ける人蔘採取

明の帝室用の人蔘は、朝鮮の貢獻と遼東都司の貢賦を以て充てられたり。其

遼東の貢賦は遼東都司の職任に屬したるものにして、軍民を派して採辦したるものなり。『撫安東夷記』に……而して建州女真先に開原に處る者叛いて毛憐に入る、自相攻殺す、宣德間朝廷復た使を遣はして之を招降す。遼東の守臣遂に請ひて建州老營の地を以て之に居らしむ。老營は朝廷歲に人蔘、松子を取るの地也、東建州と名く……とあり。『建州私志』にも亦右と同一の記事あり。此採辦は何時に初りしかば不明なれど、多分國初太祖即位の後遼東都司を置きし以來よりなるべし。成化三年遂に此貢を停止したるは、建州女眞の反抗に因るものにして『皇明實錄』(稻葉博士滿洲發達史引用)に……古事に遼東都司歲に人蔘を貢す、每歲東寧衛の卒を役し境を出で、採辦す。時に建州女直頻歲入寇して人生を聊せず賦出づる所無し。巡撫都御史素愷以て言とし之を免せり……とあり。此帝室用の人蔘に付ては滿洲の豊富なる生産より見れば敢て多量にも非ざれば、之れが爲めに建州女眞との關係に於て紛訐の因子となるべき理由無きも、但だ其採辦の官と採參軍民の不法行爲即ち進獻用を名として明の官民が自己の利益の爲めに各地に侵入して巨額の採取徵收を爲したることが、遂に後段に記すが如き結んで解けざる紛訐を醸すに至りしものなり。

第三節 明と女眞人との人蔘紛訐

第一項 越犯の問題

人蔘と貂鼠とは女眞の生存に關係あるの重貨なり。之が採捕に付ては夫々勢力範圍即ち繩張なかるべからず、其侵犯に付ては同種の者と雖も血を以て争ひ毫も假借する所無かりし也。況んや漢人たる異種に於ておや。而して其紛争は明初に始まりしに非ず、『遼東志』兵食志邊略外禁の條に……遼邊の四壁は虜の境外に近し物産多く、貂皮人蔘材木魚鮮の類の如し、人其利を圖り往々境を踰えて之を取り多くは虜の害する所と爲る。我太祖高皇帝大明律を作り私に外境に出で又禁に違ひ下海の條を特書す、軍民の違犯及邊を守るの官故らに縱なる者皆重きに從つて治す……とあれど。太祖は總て國外に出づるを禁じたるものにして、女眞への人蔘越犯のみを顧慮して立法したるには非ず。其越境の初まりし時機竝原因に付ては、稻葉博士『滿洲發達史』に……明朝に入りてより遼東野生人蔘の聲價は一時に顯はれぬ。明は實に遼東都司に命じて採收の幾干を貢進せしめたり。採集地の範圍については詳かなるを知らざれども、蓋しそが始めに於ては大摩天嶺附近の森林に就て採取せしならん。かゝり

○明天順八年。

○漢人ヲ指ス。

しが採取の頻繁なるにつれ遼東の近地は漸く缺乏を告げ、都司が命令せし東寧衛の人民は深く太子河の上流より蘇子河の流域に互りて採取の手を伸べたり。こは定めて天順成化間の實狀なりしと覺ゆるが。此結果として明は採參上新たに重大なる爭端を構成しぬ。そは外ならず、正統中建州女眞の大集團の一是吉林方面より、他の一は豆滿江附近より今の佟家江の上流及蘇子河の谿谷に移住し來りしことこれなり。いふまでも無く此等の移住地は明廷の同意を得たるものなれど、そが地方の權利として彼等女眞人を以て主とすべきものなりしなれ、人參の明人に貴重されしは前に言ひ及べるが女眞人は實に又之を以て重要なる利源と解釋しぬ……とあり。

右の記述要正を得たりと謂ふべし。「世祖實錄」九年七月の條に……平安觀察使の啓本に曰く唐・人・金・長貴等十三人小船に乗じて理山婆豬江に到る。其所以を問へば答て曰く本と是れ遼東々寧衛夫乙厚里の人、進獻の人參を採り竝に獵獸を以て四月十二日に於て家を離れて入山す。糧絶えて飢困陸路に由る能はず水路を以て歸らんすと。政府に命じて之を議せしむ……とあり。『皇明實錄』成化元年の條に……此より先東寧衛等の軍民私に境外に出で、人參を採

取し建州女眞に傷けらる。自餘二十三人逃れて朝鮮の境に入る朝鮮國王咨して送來す……とあり。此後に於ても此種類の越犯行爲數多く繰返されたるものなり。

○明ノ萬曆四十六年此時清太祖天命ト建元ス。
○沙金。

○嘉靖十三年白馬ヲ刑シ明清相盟ヒ碑ヲ立テ界ヲ定メタルコトヲ指ス。

『清三朝實錄採要』太祖天命元年夏六月の條に付……是の時明の沿邊の民毎歲に其境を越えて我國の參礦を竊採し、以て樹木卉果蔬鹿獸之類に及ぶ。此の如き擾害已む無し、上は之を聞て達爾漢蝦に命じ、越邊竊採の人に遇へば輒ち之を殺す約五十餘人。適ま明の廣寧城新巡撫李維翰の至るを聞き、綱古里、方吉納の二人に命じ往て維翰に見えしむ。綱古里、方吉納竝に從者九人を執へ之を械繫す。使を遣はし來り曰く、吾が民邊に出づ爾宜しく解還すべし、何ぞ遽かに殺せるやと。上曰く昔石碑を建て既に盟詞あり、何ぞ前盟を顧みずして強て之が辭を爲すやと。使者聽かずして言ふ、首と爲つて我民を殺す者は達爾漢蝦也、執へて以て罪に抵さば則已まん否らざれば則茲より多事ならん矣と。復た此言を以て相要挾す上允さず。使者曰く此事已に上聞せり乃隱すを容さざる者、汝の國豈罪人無からんや何ぞ之を執へて以て衆に示さば此事遂に已まん。上は明の我國土人を釋して還すを欲し、即ち獄中に俘とする所の葉赫國十人を取つ

○此ノ七大恨ノ事ハ是ヨリ前太祖ガ撫順城ヲ陷シ漢字ヲ以テ檄ヲ清河ノ明將ニ傳ヘシ時ノ文中ニモ亦述ベラレアリ。

○此年ハ都ヲ審陽ニ建テシヨリ三年目。

て明の撫順關に至り之を殺す。乃ち綱古里方吉納等を歸す……云々とあり。

同書天命二年の條に……二月上は貝勒諸臣に諭して曰く朕明と釁を成す凡そ七大恨其餘の小忿は更に悉く舉げ難し宜しく往て之を征すべし……云々。

(中略)夏四月壬寅巳時上は步騎二萬を率ゐ明を征す。行に臨み七大恨を書し天に盟ふ。其書に曰く我之祖父未だ嘗て明の邊上一草寸土を損せざる也。明は端無く釁を邊陲に起し我の祖父を害す恨一也。……(中略)……明人清河以南江岸以北に於て每歲疆場を偷み其奪攘を肆にす。我は誓に遵つて誅を行ふ明は前盟に負き我が擅殺を責む……云々と。此明に對する七條の恨を述べ天を拜して後其書を焚き諸貝勒及總兵諸將を率ゐ鼓を鳴らし樂を奏し堂司に謁して行く……。

とあり猶此七大恨のことは同書太宗天聰元年春正月の條に……方吉納溫塔石等を遣はし書を明の寧遠巡撫崇煥に遺る。書の略に曰く吾が兩國兵を構ゆる所以の者は昔日爾遼東廣寧の守臣爾の皇帝を高視すること天上に在るが如くし自から其身を視ること天上の人の如くにす。天は諸國の君を生かしむ毫も自主する能はざらしめ欺藐凌轢以て容忍し難きに因る。爰に天に告げて師

を興す。又曰く約計すれば大恨七端あり、小恨に至つては何ぞ悉く數ふべけんや。此の如きの凌辱忍び難し、故に爾く師を興す。今爾若し我を以て是なりしと爲し、兩國の好みを修めんと欲せば、其和好の禮は、爾ちは金十萬兩、銀百萬兩、緞百萬匹、毛青梭布十萬匹を以て相餽れ。既に和するの後、兩國往來の禮は、每歲我國東珠十顆、貂皮千張、人蔘千觔を爾に送らん。爾の國金壹萬兩、銀壹萬兩、緞十萬匹、毛青梭布三十萬匹を以て我に報へ。兩國誠に約の如く餽遺し、以て盟好を修めん、則當さに諸を天地に誓ひ、永く和睦を固めん。爾遠く巡撫す、即ち此言を以て爾の皇帝に轉送せよ、然らざれば、是爾ち仍ほ刀兵の事を願ふ也……とある如くに宣戰の一理由と爲すに至れり。此後も漢人の越境採蔘砂金其他のより一層頻繁に行はれしは、明清の戰亂に因り、支那本部と滿洲との貿易全く杜絶し、其最必需せる藥材たる人蔘の價踴騰せしにより、巨利の爲に山東を主とし、其他の漢人が死を畏れずして、越犯侵入したるに因るものにして、彌が上にも清の怒を激發するに至りしもの也。

猶此時に於て朝鮮平安道の椴島に據り、清を牽制せし梟雄毛文龍も亦人を派して人蔘を採取したる事に付ては、前に述べたる外、本書太宗天聰三三年五月

の條にも左の如き記事あり。

……五月羅璧、折爾德、清善、雅賴は兵一千を率ゐて新城一帯に往く。毛文龍探參船四隻に遇ふ六十人を殺し六十人を毀く……云々。毛文龍に人蔘商法の一面ありて彼梟雄活動の資源となりしことは第三卷に詳説せり參照すべし。

第二項 女眞貿易に關する明の官吏の

横暴と狡計

漢人の越犯が女眞人の深怨を買ひしこと前項述ぶる所の如し。當に越犯のみならず、馬市に於ける明側の商人が夷族と侮り尊大倨傲の態度を以て之を壓し。其取引に於ても毫も商業德義を以てせず、狡計詐謀を以て臨み。其任地に在る明の官吏も亦是と共謀して其横暴を助け、或は自から不法の營利行爲を行へる事は。越犯と併せて女眞人が睚眦痛骨の大恨を積成せしものにして。其資料の二三を擧ぐれば。

『東夷考略』に……萬曆七年七月開市、是より先寛典の參將徐國輔、弟の國臣及蒼頭軍劉佐等價を減じて參の鬻を強ゆ。市夷を歐す幾んど斃れんとす、故を以て諸夷忿つて修鄰せんと欲す。巡撫御史周詠等請ふて國輔を按ずること法の

○此時代ノ馬市ハ
一△窟蘭一名南
關・開原ノ南哈達
河ノ上流△嶺北關
一名北關開原ノ東
北葉赫ノ南△撫順
關△清河城ノ互市
太子河ノ上流△豐
陽互市、豐陽湯門
附近△寬甸互市、
寬甸ノ五ヶ所ナ
リ。何レノ市ニモ
人蔘ハ取引セラレ
シモノナリ。

如くす。兀堂諸戢部に傳諭す、然して是より後諸夷は關市に跡を絶つ。明年二月連りに饜陽寬奠を犯す、已にして復た入つて永奠堡を犯す……。

○此時ノ人蔘取引ハ生ノ人蔘ヲ以テセシナリ。
○明萬曆三十二年朝鮮宣祖三十八年清ノ太祖努兒哈赤ガ未ダ建國セザル前ノ女眞酋長時代。
○此ノ人蔘製法ニ付テハ第七卷把蔘及紅蔘ノ項參照スベシ。

○此記事人蔘記録トシテ空前絶後ノ大業也。

『清三朝實錄採要』に……乙巳春三月上は命じて人蔘を煮製す。是より先我國明人と人蔘を以て交易す、水を用ひて之に漬く。明人佯つて市ふを欲せず、國人朽敗を恐れて急かに售る多く價を得ず。上は民用の充たざるを慮り煮て之を暴し以て售らんとす、諸貝勅大臣之を難んず。上は聽かずして法の如く製せしむ急に售らず、價を得る常に倍す民用以て利す……。

『武備志』……延礪乃ち西虜を欵し東北江夷を致して其黨を携ふ。時に貢を許さざるもの二年、其人蔘浞爛して十餘萬觔に至る。奴も亦窘めり乃ち聽勘して稍々故地を還す……。

右は萬曆三十七年中熊廷弼が遼東巡按御史の時の事也。

具體的記事以上の二三に過ぎざるも、以上に類する小行爲は殆んど例外なく各馬市に於て頻々として行はれしものなるべし。

要之に滿洲の人蔘は毫も明の國家の補劑とはならずして、却つて國を亡すの毒草となりしと謂つべし。

○題ハ題本ノ跡職
務上ノ意見上奏ヲ
云フ。
○巡撫ハ巡按御
史。

【參考】附錄三

『籌遼碩畫』按遼の條に

遼東巡撫熊廷弼題建夷の反側愈甚しと爲す邊吏の安緩慮ふべし。乞ふ事に當るの諸臣に勅し早く嚴防を備へ以て大患を弭めん。臣惟ふに建夷匪茹狡焉思逞去年より屢ば重兵を引て我靖按撫順の間を壓す。(中略)近年此の地界一事の爲に邊部を驚擾す蓄怨懷疑夷漢洶々たり且夕保ち難し。大に國家の福に非ず臣は實に之を危む且此地或は山麓に在り或は山腰に在り或は山頂に在り。崇林大樹山民斧斤を以て制する能はず。先づ樹皮を將ひて剥ぎ去り其枯死を聽き柴を聚めて焚き倒し木耳を生ぜしむ。木性已に盡き木耳生ぜざれば然る後曳開し地を作り耕種す其開墾の難き此の如きあり。人言の如く屯を置き以て種すべきに非ず山民の往くや人參、松子、木耳、蘑菇の利に在りて地に種ゆるに在らず。吳楚の戰は採桑に於て夷と利を争ふに起り終に必ず禍を惹けり。況んや離堡をや近きは數十里遠きは一二百里亦昭管し難しと爲す。題目は自から大に實用は自から虚なり。封疆の臣尺地寸土義敢て校せずとせず若し朝廷の規模度量を論せば。當さに夏を包み夷を孕み懷遠安邇此に屑々として以て禍亂を長ずるは宜しからざるに似たり：。(下略)

『籌遼碩畫』工科署科事給事中范濟世が清の太祖が天命三年撫順を陥れし直後に熹宗に奏したる其對策中に：：黠酋の謀たる尙測られず國家の計宜しく萬全なるべし敬つて末議を陳し以て聖裁の事を祈る。竊かに計るに建酋國家參養の恩を受くる二百餘年久しからずとせず。歲に國家に得る貂參の利は金錢幾萬多からずとせず。二十年來兵器を製し入馬を練り我中國亡命の人を招集し以て羽翼と爲す謀又深く且毒ならずとせず。前には

邊臣關を閉ぢて使を却け驛罪討を致さんと欲すれば、彼便ち惶懼哀みを乞ひ侵地を退き貢夷を減じ車價を革め惟我指揮のまゝなり。頃ごろ又子を質とし命を請ふ矣。則ち酋又其恭順を極むるに似て毫も敢て我に逆はず顔行す、故を以て人遂に謂へらく酋は止だ北關を伺ふも天威に憚つて尙敢て逞ふせざるのみと。今一旦我城堡を陥れ我大將を戮す、抑も何の忌憚無く此極みに至るや。此れに由て之を言へば則前の我に恭順なる者、皆我を愚にして我を誘ひ而して其志爲す有るを欲する也。夫れ謀を爲す二十餘年一旦にして發す。輕んじて二百年參養の恩に背き、歳に幾萬金貂參の利を擲ち我と難を爲す。而して今僅に撫順を據して歸る也：：云々。

『滿洲實錄』

太祖戊子歳の條：：太祖遂に各部の滿洲を環つて居る者を招徠し皆削平す國勢日に盛なり。明國と通好使を遣し往來、五百道の勅書を執り年例金幣を受く。本地産する所明珠、人參、黑狐、元狐、紅狐、貂鼠、猓、狸、獾、虎、豹、海獺、水獺、青鼠、黃鼠等の皮あり以て國用に備ふ。撫順、清河、寬甸、襄陽四處の關口に互市交易して以て商賈を通ず。此に因つて滿洲の民殷んに國富む。

下編 人蔘と内政

第一章 總説

上編に於ては外交上より觀たる人蔘に就ての關係事項を敍し終れり。茲に本篇には其國內の行政上より觀たる人蔘に就て、仔細に討究攷證して説明せんとするもの也。其綱領は國土の別と時代の相違によりて、各々事情を異にせるものありと雖も。是を總括し、國を合せ年代を通じて觀察すれば、其要項は以下列記の如く。是を現代語を以て表示すれば、内務行政中の醫藥、産業獎勵及國の財政に關する事務司法裁判等各般の方面に互りて廣く關係を有せるものあるを見る。

一、帝王の内用に供すべく、産地より徵收竝買上及産地以外よりの徵收又は買上。其目的には供御の藥用食用及祭祀用と臣下に頒賜用等の別あり。

二、國用に供すべく産地よりの徵收竝買上及産地以外よりの徵收買上。其目的

は、上編に述べたる國交用及國庫の資源即ち貨幣の代用としての貯蓄、是を他に賣拂ひて國用に資すること等に在り。

三、前項の目的を以て栽培並製造、販賣等の官營。

四、醫藥普及の目的よりする外國よりの公的輸入。

五、收利を目的とせず、醫藥行政の見地よりする栽培、製造、拂下等の官營。

六、醫藥普及の目的より、或は産業の奨勵よりする栽培、製造並移輸出に關する保

護奨勵。

七、採取耕作、製造、賣買に對する國家財政上よりする徵稅。

八、贗造不正品の禁止と取締並密賣買密輸出の取締。

九、事業を官營とする時、其官廳の組織編成官吏の配置。

十、以上數項に關聯したる法規の制定と其執行。

十一、當該關係官吏の戒飾、其違法怠慢の行爲に對する處分。人民の違犯者に對

する司法行政處分。

國家の人蔘政治は大抵以上各項の外に出でず、以下に時代と國を別ちて各敘説する所あるべし。

第二章 隋以前に於ける人參行政

第一節 晋の人參徵收(?)

人參に關する政治記事の史に出でたる、最も古きものは、『傅子』の記載なりとす。其全文左の如し。

先王之制、九州異賦。天生地不養、君子不以爲禮。若河內諸縣、去北山絕遠、而各出調御。上黨真人參上者十斤、下者五十斤、所調非所生、民以爲患。

著者傅玄は晋の武帝に仕へし、西紀二百六十年頃の人也。右の文章は帝王の治道上民を安んずべき意味を説けるものにして、即ち河内郡管下の諸縣が官より晋の政府を指し上黨人參を賦課せられ、其人參土地に産せず、其産地たる太行山附近とは甚遠く、其調辨に人民が困苦す。是れは先王の貢賦の制に合せずと云ふにあり。此記載を檢討するに、疑點多く未だ遽かに信すべからざるものあり、即ち。

(1) 此時代上黨郡の人參を貢の名に於て徵收したるや、また上黨人參の名稱存在せしや否に付、考据すべき資料と確證なし。

○先王之制トハ書經禹貢ノ定ヲ云フ。

○上黨人參第六卷其部ヲ見ルベシ。

○通カニ後代ノ南
宋ニ於テハ上黨ニ
一千斤ヲ課セルコ
ト後段ニ記セル如
シ。

○詩ノ全文第六卷
人參雜記篇中。人
參ト文藝ノ項ニ出
ヅ。

○宋ニ於テハ藥市
各地盛ニ行ハレ。
其中成都臨安梓州
等ハ最大ナルモノ
ナリシ。

(2) 若し有りと假定するも、此時代は産額甚豊富なりしと推定すべく、遠隔の地に賦課するの必要あらざるべし。また如此遠地の郡に賦課するとせば、獨り河内郡のみならず他にも賦課あるべく、猶本場産地にも多額の賦課あるべく。後世の如く人參の藥用と貴重心も薄き時代の事なれば、晋の帝室に斯く多額の人參を要したりと考へられず。

『傅子』は隋書經籍志並唐書藝文志に其卷數百四十とあり。宋に至り、崇文總目に僅かに二十三卷に減じたり、其大部分亡佚せしを見る。清の乾隆年代永樂大典に散見せる文を採録編卷し、別に他書に引用せる所の者を附録とせり。是今日傳はれるものにして、正確に原文を傳へたりとは證し難し。結局上掲人參記事は晋より遙かに後代某る國宋ならん?の事實が竄入せしと認むべきに似たり。

第二節 魏の人參贖品檢察

宋の宋祁の詩、「九日藥市作」中に、「葠薺交相假、曹植謹齋令、韓康無二價」の齠あり。之を解釋すれば。

(1) 宋祁が藥市を見て詠じたるものなり。其藥市は何れの地の事なるか、祁は中央政府の官又地方官として屢出入したる人なれば其地不明也。

(2) 蓂齊交相假とは、魏の文帝の記せる諸物相似たる物の中にある、蓂、葎人參を亂るとあるを引用せるものにして、當時宋の藥市に出たる人參に、眞偽相交れることを指せるものなるべし。

(3) 曹植謹齋令とは、當時宋に於て當該官吏が市に臨んで藥品の取締を行へる事を、曹植の古事に例へ充てたるものなるべく、曹植は曹操の子にして、陳王に封せらる。文帝其才能を思ひ、之を害せんとして七步を限りて詩を作らしむ。植聲に應じて、煮豆燃豆箕、豆在釜中泣、本是同根生、相煎何太急、と誦せしこと有名なり。文帝の命によつて藥品の取締を爲すが如き身分に非ず、或は歸國の後自から其封に於て行ひたるか。作者宋祁は、史館修選の職に在りて、歐陽脩と共に唐書を撰びしことある學者なれば、史に根據なき事項を採れりとは想はれず。特に此句の對を爲せる、韓康無二價とある句に付て觀るに、韓康は後漢の人藥を長安の市に賣る三十餘年口に二價せずと稱せられし確たる考据あるに於ておや。暫く疑を存して後の研究に待つ。然而して宋に於て偽贗藥の取締行はれ、人參の如き貴重藥は最偽贗多く、此が取締を醫藥行政上實行したる事は認め得らるべし。

第三節 隋の人參徵收

隋に至つては醫學も大に進歩せり。従つて人參の價値も認められ、之を使用する事も増加したりと推定すべく、之を産地より徵收する行政亦行はれりと考ふるも『隋書』其他の史書に、何等の記載を存せず。

【附記】 以上三節に記したる以外の五胡十六國に於て人參の行政ありしとは考へられず。また其前後漢以前に於ても無論同様たりと考ふべし。

第三章 唐の人參行政

唐に至つては、明かに其行政區域より人參を徵收する事務の行はれしこと、史書に明瞭なる記載あり。其目的は帝室の使用に在りしものなるべし。是を『通典』に見るに、貢物の條の中に左の如く記さる。而して此地名の記載は、唐代に於ける人參思想、即ち如何なる植物を人參として認めたるかに大なる關係あり。茲に特に詳しく検討すべし。

太原府

上黨郡 今潞州 人參一百斤 小兩

○通典二百卷ハ唐虞三代ヨリ唐ノ天寶年間ニ至ルマデ。歷代敎ノ記録ヲ部門ヲ別テ列載シタルモノニシテ唐ノ杜佑ノ撰也。杜佑ハ憲宗年代ノ人官司徒、太保等ニ歷任ス。○唐ノ小兩ハ一兩。日本ノ二兩ハ五分餘。大兩ハ同八分。共ニ八銖一三兩十六兩一斤。

樂平郡 今儀州 人參三十斤(以下小兩大兩何れなるか記)

高平郡 今澤州 人參三十斤

河南府

密雲郡 今檀州 人參五斤

安東都護府 人參五斤

右貢物の規定は玄宗時代なるべく、此記述の正確なるは。著者の閱歷と其記事が玄宗時代より七八十年を出でざる時代の筆に成れるものたると、且正確なる資料に據りたりと推定するによる。此地名を検するに、

△上黨郡 古冀州の地、春秋の初黎と稱し、後赤狄潞子の據る所となり、戰國の時晋に滅され其所屬となる。秦上黨郡を置く西漢之を襲ふ、其上黨と稱せしは山高く天に黨するより出たりとの説あり。東漢に至り并州下の上黨郡となる、晋北魏大抵上に同じ。隋、冀州の上黨郡となる、唐に至つて之を潞州とす。前記今潞州とあるは是を指す、今の用字例他の三郡亦同じ。

△太原府 隋の太原郡、唐府に改め郡に改む。現在の山西省長清縣の東北。

△樂平郡 東漢上黨郡を割き樂平郡を置く。唐初の州名或は遼州に徙す、或は樂平郡となす。後儀州に改む。

△高平郡 北魏高平郡、隋改めて平涼郡。唐復名、或は長平郡と稱す、後澤州に改む。

△密陽郡 漢及北魏の漁陽縣、唐安東郡後密雲郡、後檀州とす。古へより白檀を取るを以て名あり河北省内。

△安東都護府 唐の安東都護府は今の滿洲國內なり。時に位置に異動あり其位置不明。是を今の奉天ならんと説く學者あり。

『新唐書』地理志中の記載は左の如く、『通典』に比して其徵收地を増加せり蓋天寶以後に於て規定に追加せるものなるべし。

△河東道

太原府 太原府本と并州開元十一年府と爲す。土貢 人蔘。

遼州 樂平郡下、武德三年并州の樂平、遼山、平城、石艾を拆て置く、六年遼山の治に徙す。八年箕州と曰ふ、天元の年玄宗の名を避け儀州と曰ふ。中和三年復た遼州と曰ふ。土貢 人蔘。

潞州 上黨郡大都督府 土貢 人蔘。

澤州 高平郡上本と長平郡治護澤。武德八年端城に徙治す、貞觀元年晉城に徙治す。天寶元年郡名に改む。土貢 人蔘。

△河北道

幽州 范陽郡大都督府、本と琢都天寶元年名を更む。土貢 人蔘。

平州 北平郡下、初め臨渝の治、武德元年盧龍に徙治。土貢 人蔘。

檀州 密雲郡、本と安樂郡、天寶元年更名。土貢 人蔘。

△安東上都護府 總章元年、李勣高麗國を平ぐ、城を得る者百七十六。其地を分つて都督府と爲す。土貢 人蔘。

以上により考ふるに、唐代に於て人蔘と稱せし者には大別して二種あり。一は即山西太行山附近及安東都護府管下に自生する *Panax ginseng* L. 一は河南に産する別種の植物にして。之を帝室用として其產地より土貢の名に於て地方官の手により上納せしめ、之を大醫院に於て使用したることを知り得。而して大醫院に使用する者も全部皇室用とは限られず、蓋し内用には本場品たる潞州蔘を供用せしものなるべし。

右徴收事務の外に、人蔘に對する他の行政ありしや否は文献上には明かならず。

第四章 宋の人蔘行政

第一節 宋の人蔘徴收

宋も亦產地より人蔘を徴收せしこと唐制に同じ。『宋史』地理史に左の記載あり。

○唐時代ノ人蔘ニ付テハ。第一榮正會院御物人蔘ノ項ヲ見ルベシ。

大原府

太原郡 河東節度 貢人蔘。

上黨郡 昭義軍節度 貢人蔘。

平陽府

望平陽郡 建維軍節度 本晉州。

澤州上高平郡 貢人蔘。

遼州 貢人蔘。

右人蔘斤量の記載無し。

宋の王存『九域志』には。

潞州上黨郡貢 人蔘一千觔。

澤州貢 人蔘 十觔。

○澶州ハ宋ノ河東路今ノ山西遼縣。
○宋量。一兩日本ノ九匁五分餘。十六兩ヲ一觔トス。
○宋ノ紹興本草ノ圖ニハ威勝軍人蔘ナル藥科ノ植物ノ如キ圖出ヅ。威勝軍ニ人蔘ノ貢ヲ記サザルハ。是ヲ重ンゼザリシヲ知ル。威勝軍ハ宋ノ河東路銅鞮ノ治。今ノ山西沁縣。

とあり、王存は慶曆の進士、官戸部尙書、哲宗の朝吏部尙書に轉じたる經歷ある人なれば。此徵收記事は其頃の事なるべし。醫藥本草の學は宋に至つて一段と進歩し、今日より其典籍を見るも光彩陸離たるものあり。隨つて人蔘の需用も大に増加し、其本場たる潞州に向つて多額に徵求の行はれしものなるべく。總て一般の需用に不足を訴へしことは、宋代に至り其代用品たる、擬似人蔘の甚

しく發現せしと價の騰貴せしにより側證せらる。其價に付ては寇宗奭の『本草衍義』に上黨人參の佳品は銀と同じとあり。而して皇室用のものは主に高麗の貢獻と山西太行山に産する眞人參を使用せしものなるべし。前記の中遼州人參のみ別箇の植物なるや眞人參なるやに付て疑點あるも、他は總て眞人參なるべし。是を唐制と比較するに、貢物人參中より眞人參以外の人參の淘汰されしを見る。其眞人參太行山一帶の地の産額も、開墾と濫獲に因り大に減少したることは、後段記載の如し。故に民間の需用は高麗産に仰ぎ其貿易船により齎らされし者なるべし。「高麗史」によれば宋商の往來頻繁なる時代あり、蓋し人參松子の如き物も亦其貿易目的の主なるものなりしならん。「同書」列傳に……忠烈王の妃にして元の世祖皇帝の女たる、齊國大長公主が人參を宋に賣りし記事あり。即ち……公主嘗て松子、人參を以て江南に送り、厚利を獲る。後に宦官を分ちて之を求む、産せざるの地と雖も徵納せざる無し、民甚だ之を苦む……とあり王室と宋との商行爲も盛に行はれたるものなるべし。

女眞との人參關係に付ては、上編第一章八節に記せる外史に徵すべきものなきも、商人の手により轉じて宋の前期は多少輸入せられしものあらん。

第二節 人參賈品の取締

其資料の一は第二章魏の部に於て併せて述べたり。宋代に於ては國內各都市には藥市あり、中にも成都臨安梓州の如きは最大なる有名のものなりし。總て醫藥行政上藥品賈偽の取締は行はれ、特に人參の如き高貴藥に對しては其檢察行はれたるものなるべし。

第三節 人參に關する官吏の不正行爲

本項に該當する者は、支那に於ては明清以後朝鮮に於ては高麗以後に現はる。其中李朝に至て最甚しかりし事、後章朝鮮の部に記すが如し。而して意外にも宋に於ても猶斯る行爲ありしは、『潞安府志』に左の記事あるにより知らる。

…人參原と壺關の紫團山に出づ、舊と參園あり、今已に墾して田となる矣。

而して索る者猶未だ已まず。張翰林謂ふ、其巖を遍り藪を剔り根株獲る鮮なしと。而して人虛名を慕ふ寺實害に膺る、毎に參を易するに値へば僧は倍價を以て之を市ふ。逮繫旬に瀾る、吏縁つて奸を爲す、又司捕者巡察を以て參錢を横索す。山僧斂めて之を納む、衣鉢を嚮ぐに至ると。翰林名は釋、即ち其邑の人也…とあり。

○圖ハトメ山ノ
○對察ノ時僅カノ
名目代價ヲ與フ
ルナリ。
○逮繫ハ調進ノ出
來ザル時因察スル
也。
○司捕者ハ當時ノ
司法警察官ノ手下
タル刑事ノ如キ者
ガ、名巡察ニ托
シテ寺ニ宿泊シテ
且ツ其ノ旅費機密
費ノ如キモノヲ寺
ニ要求セシ也。
○斂ハ僧ガ諸方ニ
乞フテ錢ヲ集ルノ
意。
○張翰初メ漢（五
代十二國ノ晋ノ後
ニ代リシ後漢、一
年ニシテ亡ブ、西
紀九四七年）ヨリ
周（後周同上西紀
九五一年）九五六
年）ニ仕ヘ、後宋ニ
仕フ官京城内外都
巡察鄆州刺史ニ至
ル。

右の記事により推考すれば、當時中央政府より貢納の義務を負へる地方官は、更に之れを太行山中の某る寺院に調辨を受負はしめ、寺院は初め大に益する所ありしも、後人參の減少により損害を受くるに至りしものにして、此記事宋の立國後より餘り年を経る時代なりと察するより考せば、蓋し此事唐末よりの方法を襲倒したるものなるべし。

【附記】 一

人參の善政とも見るべきものに、蘇軾か瓊州に知たる時、羅浮に人參其他の藥用植物を栽培せる事跡あり。第四卷中に記す。

【附記】 二

遼、金、元等に於ても唐宋と同様、其行政區域より貢の名に於て人參を徵收するの行政存したるならんも、史書に明記なし。唯『遼史』『金史』地方の土産を記せる中に人參あるのみ也。

第五章 明の人參行政

第一節 人參徵收

明に至つては人參を靈藥とする思想も昂まり、亦之を使用することも増加し

たり。従つて人參は唐宋以上に皇室にも亦缺ぐるべからざる必需品となれり。此時に於て中國人參産地の本場とも謂ふべき山西太行山脈一帯の地は濫獲と森林開墾により産額頓減し、到底帝室の需用すら充すべからず。一方遼參漸く世に貴ばるゝ時なりしかば、太祖は國初より官を今の奉天省の管下建州老營の地に派して、官營採取したること前篇第六章に述べたる如し。

『明史』食貨志によれば、太祖洪武の初人參の貢を卻く、民を勞するを以ての故也……とあり。茲に貢とあるは潞州一帯の地よりの土貢なるべく。此記事により國初潞州より貢したる事を知り、それは元朝の慣例を襲ひしものなりと推定して誤無かるべし。また民を勞するとあるは人參の發生鮮く是が採取に甚しく困難なりしを察す。李時珍の『本草綱目』に……上黨は今の潞州なり、民人參を以て地方の害と爲す復た採取せず……とあるも、此時代稀には發見せられしも若しも之を採取せば官邊より誅求あるを恐れたるものと解すべし。

明廷需用の人參は専ら朝鮮よりの貢獻と。女眞の地に於ける官採による額とを併せて使用せしものにして、其女眞の人參數量の何程なりしかは『大明會典』の記載により明かなり。

○明ノ斤量。一斤
日本ノ百五十二
匁、兩九匁五分、
十六兩一斤。宋ト
同シ。

○議准ハ本件ニ付
テ所管ノ部ニ於テ
議定セシメ、之ヲ
裁可シタルモノヲ
謂フ。
○題減ハ明制臣下
ヨリ上ツル疏ニ題
本ト奏本トノ二別
アリ。公事ハ凡テ
題本ニヨル。本題
本ト奏ヲ批准シテ
減額シタルモノヲ
謂フ。

是に依れば、明の藥材徵收は、……凡そ天下歲辦の藥材、俱に出産地派納による
……とあり。凡て必要の藥材を、各其產地より歲額を定めて、地方官の手により
徵收して、中央に送納せしめたり。其額の總計は永樂以後五萬五千四百七十四
斤にして、成化以後に至り漸く其數増加し、嘉靖の初には通計二十六萬四千二百
二十七斤有零となれり。人參の斤量も此中に合算せるは無論なり。驚くべき
額と謂はざるべからず、世界の如何なる帝王又は大藥肆と雖も如斯多量の藥材
を歲々收貯消費したる者類例他に在ざるべし。明が如何に世界の大國なりし
とは云へ、内醫院の藥用としては此の大量は到底消費し得るものに非ず。知る
べし後宮其他宮廷に夤緣ある方面、大臣への賜與、醫藥恤政の施設の需用等種々
の方面に向つて使用に充て、時には拂下げて國庫の收入資源と爲したるものも
ありしことを。

嘉靖十三年の議准により右數量の中一分を銀に換算して送付し。其銀を貯
備して買收に充つること、し、殘九分は従前の如く現品納付せしめ、如何なる災
傷あるも換算を許さざることに改めたり。同十七年に至り右の内より一萬五
千五百四十一斤零を題減せられ、一切銀に換算を許さず、全部現品納付とせしめ

たり。此時金箔、硃砂、麝香等の如く、従前より貢納によらず買入に依りしもの、數量と合算して二十四萬九千五百八十一斤零となれり。此題減の時に減額を行はず従前の額によりしもの二ありて、一は浙江布政司所屬の府州縣より貢納する紫莞若干斤と、一は遼東都司より納付する人參等の藥八百斤なり。此等の字は助辭にして人參の全量は八百斤なりしとすべし、尤時により其額に多少の増減はありしなるべし。

第二節 人參貿易監視并徵稅の事務及人參に關

係する官吏の不正行爲

明初より女真人の撫綏懷柔政策の一として。今の奉天省内の要地に馬市を開き馬のみならず北人と南人と有無相通せしめたり。此馬市には明より派遣の官吏により其監督を行ひ、且徵稅したり。其要領は第三卷人參經濟篇に説敘せり。而して其事に當る官吏が、或は南人の利益の爲めに故らに曲庇し、或は收賄により事を曲げ。或は自から廉價に物品を強買する等の行爲あり爲めに女真人の憤怨を買ひ、或は出市を罷め、又は寇掠の原因となり。遂に明清の開戦となり其結果明の衰亡を早めしこと本卷第一編に述べたる如し。

第六章 清朝の人參行政

第一節 總説 人參官營の目的

清朝の太祖奴兒哈赤ヌルハチは建州女真中一雄族の家に生れ。其曾闕閱歷の背景と不世出英偉の資を以て巧みに機會に乘じ。渾身奮闘神算鬼謀他の部族を併せて積漸大を成し威を北方に張り、遂に明末衰頽の機運に乗じて滿洲に建國し、二代太宗に至り其雄圖を繼承して蒙古朝鮮を征服し三代世祖に至り大明を倒して中國に君臨せり。彼が力を蓄へ富彊を致せし原因としては、武力の優勢なりしことも確かに其一なれども人參貿易に因る巨大の利益も亦主要なるものにして、其隆興蓋し人參に負ふ所尠ならずと謂ふべく。此靈草より蒙りし經濟的溫補の偉効たる滋味は、四百餘州の主となりし後に於ても決して忘れ得るものに非ず。茲に於てか舊との勢力範圍たり發祥の地たる、滿洲諸山に發生する人參の自由採挖を嚴禁して此を官の事業として經營するに至れり。

其趣旨とする所は、無論是を以て帝室或は國庫の財源とするに在り。是れ女眞の酋長たりし父祖時代より傳統せる經濟政策を襲倒して猶一層擴張したる

もの也。而して其目的の九分は財政々策に在りしと雖も、猶其一分には左の如き必要を附隨したり。

一、皇室薬用の人參を得ざるべからざること、併せて其内庫の蓄へは臣下への恩賜其他頒與等に皇帝としての必要ありしこと。

二、懿親たる皇族の一部にも其採取權を與へて、優遇の一端として其利益に浴せしめ家計を助けしめしこと。

三、滿洲八旗中最も皇室と關係深き、恰も徳川と旗本に比すべき包衣に、積極的には優先採取權を與へ、消極的には其違犯行爲の責罰を軽くして保庇し。忠勤に對する優遇の意を示したること。

本項に付ては史に明かさまの記述なきも、後段第七節人參官營と法規の項中にある如く、地方官が旗民を責成して人參信票を割充てしこと及包門の家に引受信票の多くありし事實あり。是は嘉慶十年前後既に人參の發生が濫獲に因り減少し採取者の利益僅少となりし時代の事なれど、其前より傳統の名殘なるべく。其前康熙二十一年に人參採取人の携帶する傳票の規定に、上三旗、下五旗のみ掲記ある事等により國初より特別に取扱しと推攷すべき也。

○國初ヨリ順治五年迄ハ効力勤勞大臣ニモ亦壯丁ヲ選ハシ人參ヲ採取スルコトヲ許セリ。

○上三旗ハ内務府所屬。下五旗ハ王府ニ屬セシ包衣(旗下五旗)ノ區別。

圖版第三 百二老人語錄本寫(稻葉博士藏稀覯書)

の一部

蒙古瑪拉持氏松筠本文著銘安漢譯

著者は武英殿大學士、乾隆嘉慶より道光初年に至り、吉林盛京、蒙古伊犁等の都統將軍を歴任し、軍機大臣に至る。本書は乾隆中外蒙古庫倫(ウルガ)に在任中執筆せるを、滿洲人富倫泰之を叙列し、後に富俊の譯出せるものにして、滿洲開國及族務の大要、滿洲人の本務等を論述せり、其中に點々人參の記事あり。本史上編第六章中の記述は本書に資料を採れるもの多し。

即是劉夫已物

任其售賣

除應交官參二兩外有多得者

出銀七十兩交官

若到參不得

應交之參一兩

始回 每票一張 交官參二兩

各入深山挖到

九十月間

紅

往東千餘里

或數千里

夏季水陸兩路

處散民招募名曰劉夫故給張

諸山 出產人參 春季辦理參務 皆由各

盛朝開國肇基之靈脉

此山乃我

○補鑄ハ補附業者
タル資本家・搦頭
ハ官業受買人。後
段ニ詳解アリ。

猶以上の外に考ふべきは、如何に人參官營の利益が巨額なりとするも。康熙乾隆の盛時に於ては總て、國庫の收入は莫大の額に達し。人參の官營を罷むると雖も左程國家の財政には影響する所無かりしに不拘。益々禁法を嚴にし多數黎民の重輕犯人刑^特多^死を出しても、敢て仍ほ之を續けたるは。國初より傳統の因襲的觀念に囚はれしと、一には上は戸部内府の大官より下は倫卡の官兵地方の小吏に至るまで。事に關係せる者の裏面收益の巨額なりし一大情弊に因るものと觀察すべき也。

此重要なる清朝行政中葎政の一項も。國初より咸豐三年に官採を停止するまで約二百餘年間——而も其後半は純官營と觀るを得ざる。燒鍋攪頭の引受の如き實質上官業の一部を民業に委ねたりと觀るべきものあり——唯惡政の歴史を殘して遂に官業放棄の已む無きに至りしは、單に行政的方面にのみ力を注ぎ此官營に最必要なる科學的要素を缺如せしに職由するものならずんばあらず。以上の經緯内情は以下數節に分解詳説する所あるべし。

第二節 人參採取官營の地域

清朝に於ける人參官採の地域に付ては、時代に從つて多少の差異あり。同一

地點に於ても歲により採取の開停あり、また山林開墾に因る産山の減縮あり。此等に關する史上の記載は明確を缺げりと雖も。各種斷片の資料を綜合して判斷すれば、其大要を考定し得べし。即ち國初に於ては今の盛京省内の東部長白山脈系の諸山及今の吉林省と盛京省の境界線を中心とせる南北の諸山に採取せしも。多採の結果其收採減少し、順治の末より康熙の初期に及びては吉林の北方各山地に開採し、雍正、乾隆、嘉慶に及び、以上各地の外漸々今の盛京吉林兩省内の有ゆる産參の山地及當時吉林將軍の管下たりし今のニコリヌク(烏蘇里)の東部現在蘇領たる山地並黒龍江將軍の管下黒龍江興安嶺系山脈の一部に迄手を延ばすに至れり。凡そ滿洲に於ける人參の自然發生地は、約北緯四十八度より四十度迄の山地にして、標高には關係薄く白頭山の最高峰の如きは別とし、潤葉樹の密林中には殆んど悉く發生を見ざる無く。此等の中人參の品質粗惡ならず、勞力との關係に於て且投資とも謂ふべき食糧其他費用との關係に於て引合ふ場處は、大抵官採盜採の目的地となりし也。其人參採取地名を最多く掲載せるは『欽定戸部則例』なり、蓋し事は乾隆の中期以降より嘉慶年代の實際を記せるものなるべく。此記載の地名を根基として是に注考を加へて採取地域の大體を攷定

すべし。

一、盛京 哈爾敏、額爾敏。

則例に出でたる盛京管下は右二地名のみれど、其以外の長白山系諸山今吉林省

界伊爾哈雅範山今吉林省に採りしことは。同書嘉慶五年迄の定めに盛京の參票五千張

あり、哈爾敏、額爾敏は此中に含むとあるにより明かなり。また『盛京典制備

考』の記載によれば、咸豐年間同書乾隆三十二年の奏定に、採取を停止する迄奉天省内諸山より採りし

こと明かなり。同書乾隆三十二年の奏定に、創夫人參探取人夫は總て汪清門を出て

入山し。其入山の後に於て取締の官員兵士は哈嗎河地方に赴き、秋期創夫の

山より回還する迄駐屯し。人參の検査を行ひ之を收取するの定めあり。現

在の吉林省東南部の山及盛京省東部の山より採取せしめしこと明かなり。

『柳邊紀略』に……甲子乙丑康熙二十三年烏喇、寧古塔一帶已に盡く八旗の

分地徒に空名。官私山に走る者東行數千里、黑河阿機界中或は烏蘇江外に入

るに非ざれば得べからず……云々とあるは正確ならず。

哈爾敏、額爾敏の地點不明なれど『塞上雜記』には……鷹英同音、額爾口は盛

京の東三百里……とあり。其風水に關する無く毎年開採とあるより觀れば。

○汪清門へ通化老
城間ノ要地ノ邊
門。
○哈嗎河へ朝陽ヨ
リ權甸開泰天吉林
間道路ノ一地點吉
林省境ニアリ。

今の吉林省内敦化……の西南方哈爾巴嶺一帯より南の地なるべし。

二、吉林

『戸部則例』には小地名の記載無し。此吉林とあるは現在の吉林省の全域を指したるに非ず。今の吉林省の地域は一部は盛京將軍に於て管轄し、一部は甯古塔副都統に於て分管せし時あり。此の本文の吉林は敦化の西南南部新開嶺一帯の山地及吉林の東北北柁額嶺以東鏡泊湖以西一帯の山地を指せるものなるべし。而して總て滿洲の人蔘採取地は必ずしも各官の管轄とは劃然一致せず、互に梭槎交重せし部分ありしこと後段に述ぶるが如し。乾隆五十九年に吉林人蔘採取人夫の積年の怠納銀十六萬三千餘兩を皇帝より特に恩免したること『戸部則例』に出づ。

而して其開採の年月は康熙十五年に同地に副都統を置きてより後數年を出でざるべしと推定す。

三、寧古塔

下記四、五、六、七の地を除く外、寧古塔今の寧安、元東清の鐵道海林驛の南を中心としたる四方の諸山より採取せしものなるべし。而して其開採の年月は順治十年同地に昌邦章

○怠納銀、人蔘ヲ規定通りノ數量ヲ納メ得ザル時ニ其不足量ヲ銀ニ換昇シテ徴收スルモノ。及人夫ニ食糧其他ノ費用ヲ官ヨリ前貸セルモノ。

京後と改む將軍と副都統を置きし後よりなるべし。

四、烏蘇里

右烏蘇里とあるは、今の蘇領ニコリヌクに該當すれども。採取地としてはニコリヌクの西南南方蘇滿國境大麗嶺の内外の山地なるべく。其開採は『柳邊紀略』の記事に據り康熙の中期と推定す。

五、綏芬

綏芬は蘇領に接したる國境元東清鐵道滿洲最東端の驛ある地にして。其採取地は大綏芬河の水源老爺嶺及大麗嶺の二山一帯の山地なるべし。而して其開採は前項同様康熙の中期なるべし。

六、羅拉米瑪延山

羅拉米即拉哈密にして寧古塔の北方三姓の西南南方の地。採取地は螞蜒河の水源龍爪嶺一帯の山林なるべし。而して其開採は嘉慶年代よりなるべし。

七、英額嶺東山

英額嶺は長白山系北西部の一支脈にして其跨越甚だ廣大也。本文に示せるは今の吉林省の東南隅に方り、敦化の東方吉會線甕聲礮子驛の南方一帯の山

地なるべし。

八、阿勒楚喀アルチュク 一に阿爾楚嘎アルチュクに作る

此地今の吉林省ハルビンの東、元東清線の北、賓州の南西に接す。康熙二十四年總都統を置きたり、此時代よりの開採と推定す。雍正四年協領に改む、其地域は東方龍爪嶺に採りしものか。

九、伯都訥ペドナ

此地舊名扶餘、松花江東岸今の吉林省西北と黒龍江省とに界せる地方の東、肇州の南に接す。康熙十五年副都統を置く、開採は其時代よりなるべし。而して採取地は或は興安嶺山脈の一部なるべきか。

十、三姓

寧古塔の北、松花江の南岸、黒龍江との境界地。其採取地は吉林、黒龍江兩省最東部の諸山なるべし。康熙十五年副都統を置き、同五十三年協領に改む、開採年代は副都統を置きし後よりなるべし。

十一、黒龍江の蒙古魯山

此地名不明なるも多分呼蘭フワン附近なるべし。『黒龍江述略』に……諸貢の外采

辨を奉ずる者に、參あり珠あり長矛桿あり。參山珠地齊々哈爾呼蘭兩域の境
管皆之れあり、而して黒龍江城境を多しとなす、嘉慶年間均しく已に奉旨飭停
……云々又別項に……卷查呼蘭の參山乾隆五十四年より試采一次稍參苗を
見る、旋ち即ち停采……とあり。『黒龍江外記』には……相傳ふ齊々吟爾東北
山中亦人蓐を産す。路、紅眼哈罅を隔つるを以て人敢て過ぎず、紅眼哈罅は游
泥地也、人行けば輒ち陷る萬生くるの理無し、野鳥又敢て落す。昔年盜採者あ
り紅眼哈罅既に凍去還に化せんとすれば率ゆるに俄倫春を以て前導と爲す
……とあり。其採取の年代は上記により明かなり、其地域はハルピンの東北、
北緯四十八度内外の興安嶺支脈の山地なるべし。而して黒龍江の人參は其
品質佳良ならず、故に官營の目的地とならざりしものなり。
以上は官採地の大體なり、而して其採取地に付ては長白山の一定區域の如き、
清朝發祥の靈地として一切動植物の採捕を嚴禁し其尊嚴を保持せり。また地
相にも囚はれしことは、『戸部則例』中に哈爾賓、額爾賓の地は風水に關する無
く毎年開採云々とあり。『黒龍江述略』に著者徐宗亮が黒龍江の開墾を論ずる
條に……其封禁の所以を詳にせば約五端あり。地脈を論ずれば則ち參山珠河

○威衛清吏司ハ工部ノ分課山澤局トモ云フベキモノ。

○東珠ハ黑龍江支流ノ一部ニ産スル貝ヨリ採ル黑眞珠。

○貂皮ハ西比利亞滿洲ニ産スル黑貂ノ皮。

○卡倫ハ兵士ノ見張所。

○内務府ハ宮内省トモ謂フベキモノ。

る中に廢四郡の地人參を多く産す故に彼我皆此地に採る。其時に當つて彼の人票文二千張を持して出來る云々とあり。同二十年乾隆八月の條に清國の人參採取人が江界府下に侵入し來りし事件に付彼等が皇帝の票を所持せるとの事により王が本件を北京の禮部へ啓報するを躊躇せる：：云々の記事あり。本項に付ては仍ほ以下各節の記述及本章下項附録人參法令の項を參照すべし。

第三節 人參官營の機關

凡そ採捕の事務は國初工部虞衡清吏司の主管に屬す。其各種動植物の中東珠・貂皮・人參の三は最貴重品にして何れも滿洲に産せり。而して其中人參のみは後に工部の主管外に置き戸部と内務府の主管に屬せしめたり。

其人參の官採事業を運營すべく之に該りたる機關は下項に記せる如く。盛京・吉林・寧古塔に官葎局を特設したると其取締の爲めに卡倫を特設したる外は皆既設の機關の管掌内に包容せしめ其事務の處理に當らしめたり。それ等各機關の職能分掌等は下記の如し。

一、内務府・北京 是貢參の檢査收納並其保管支出を司どる。併せて貢參採取に關

○官參ト貢參ノ區別ニ付テハ第七卷其項ヲ見ルベシ。

する監督及貢參に關する事務を總轄す。但盛京内務府に其所管の一部を分掌せしむ。

採取權を有する各皇族の人參採取竝其人參の收支保管拂下に關する事務を掌る。

二、戸部北京

は官參に關する檢査收納竝拂下保管を司どる、併せて官參採取に關する監督及官參に關する事務を總轄す。但盛京戸部に其所管の一部を分掌せしむ。

人參信票の制を定めし後の年より官蔭局を設けし前年迄は、盛京の信票頒布の事務は戸部より委員を出口に派して處理せり。

大體内務府及戸部の人參所管は上記の如く職分に區別ありと雖も。國庫の收入資源となるべき官參も内府の御用ごようとなるべき貢參も、採取の時に於ては區別無き者なれば總て人參事務に付ては内務府も之に干與したり。また貢參と官參は包裝を別にして併せて内務府に送付せしむる等、實際に於ては職分の限界判然せざる場合と便宜に隨ひし場合ありたり。『會典則例』には康熙四十年の定めとして開採の參山を定め採取したる人參は、總て内務府に送付し其處理に任せしことを記せり。

三、盛京、吉林、黑龍江の各將軍、副都統。寧古塔の副都統、奉天府尹、其他地方の副都

○盛京ノ官葎局ハ
滿天門外ニ在リタ
リ。

統府尹協領等は各其管轄内に於ける人參の採取實行に付ての責任を負ひ。採取人を定めて法定量の人參を採取せしめ、内務府或は官葎局に送交し。且部下の文武官兵丁をして該事務を補助せしめ、併せて採取の監督取締及犯人の檢舉を行はしめたり。

四、官葎局　は盛京、吉林、寧古塔の三處に設置したり。官葎局は將軍に隸屬せず、北京戸部の出張所とも謂ふべき特設官廳にして、主として人參の検査收納と北京内務府への人參送付事務並信票記入等の事務を處理せり。吉林の官葎局は特に人參採取不正行爲の取締を行はしめたり。職員としては盛京は協領一員、佐領二員。吉林は幫辦協領一員、佐領二員を配置せり。寧古塔は不明也。

其開設の年代を考するに、乾隆二十九年に欽定編纂せられし『乾隆會典』には此官廳名無く。且人參採取の信票頒付に付て戸部より委員を出口に派遣すとあるにより、此時未だ設置せられざりしを知る。『盛京典制備考』乾隆三十三年の條に官葎局の名出づるより見れば此間の年代なるべし。吉林寧古塔の官葎局設置も右年代若くは其後數年の間なるべし。

咸豐三年に於て人參採取官營を廢止したる後に於ても、盛京の官棧局は依然存続したること。『光緒會典』光緒二年の條に出づ、其廢止の年代不明也。人參官採廢止後に於ても是を存続したる理由は、官採は廢止したるも猶人參採取人には許可制度を取り、銀兩を徴して證票を給する方法を行へるが故に、其事務を管掌せしめしに因る。

五、盛京六部の中よりの欽派侍郎 盛京六部の中特に皇帝より命せられし其六部の長たる侍郎一人は、奉天將軍副都統、奉天府尹、官棧局員と共に協議して其年に於ける人參官營の計畫を定めしめ、且其帶同附隨員をして人參收納検査に立會せしめたり。

以上の外

- (1) 信票を燒鍋に割付くるの方法を執りし後に於ては、遼州錦州寧邊金州復州岫巖義州興京鳳凰城牛莊鐵嶺蓋州開原承德廣寧等十五箇所の地方官は、其割充られたる信票を燒鍋に引受を爲さしめ處理するの責任を負擔せり。
- (2) 山海關其他各邊門に於ては人參密携の檢舉查察
- (3) 時により私參の大搜查を執行したる時に於て、山東の登州萊州莒州等の

地の地方官軍官をして之に當らしむ。

等等なり詳細は本章末附録人參法令の項に就て見るべし。

第四節 官參採取の方法

第一項 國初の採取方法

人參の採取は地理の熟知、搜採の智識、數月山中に露宿するの鍛鍊等の經驗を必要とす。故に官參の採取も右の素養ある者の手に依らざるべからず。國初に於ては女眞以來の傳統により、それ等經驗的業者に持分の區域を定め採取せしめしこと。「康熙會典」に……國初採參の人を定む、自己の界分を越え採取する者偷盜を以て論ず、參は原主に還す……とあるにより明かなり。此手段は太祖奴兒哈赤が未だ建國せざる前、酋長時代より行ひし方法の襲倒なるべく。國初は人參も豊富に發生し、また其徵收額も康熙以來乾隆時代に比しては其額多からず。且つ滿洲八旗の統制と紀律が嚴格に保持され、後代華風に染浸して其淳朴を失ひし如くならず。主として採控に該りたる旗人並旗下の人民が誠實に事に従ひしに因るものにして。後代の如く複雑なる手數と繁苛なる禁令の必要なかりしものなるべし。

○圖書集成引用以下同。

第二項 康熙年代の採取と票證の發行

康熙年代に入りては人蔘盜採に關する法令を頻々として發布し、漸次其刑罰を重くし、其主犯には旗人にも猶死刑を擬して其法令の施行を擔保するに至れり。蓋し女眞種族の淳朴の失はれたると、一は滿洲一圓が支那の商業區域に融合し、密採の私蔘が商品として法を潜りて廣く流通するに至りしにも由るものなるべし。茲に於て康熙二十一年には取締の方法として採蔘人に印票を給する規定を設けたり、『康熙會典』に

官蔘を採取するの人各印票を給す。上三旗の人に係れば戶部及内務部の印信を用ゆ、下五旗の人に係れば戶部の印信を用ゆ……。

とあり、此規定より觀れば此時代猶八旗中清室と最深き情義の關係ある包衣を官蔘採取に主として當らしめしを知るべく、而して其國初よりの定め、遂行維持の困難なるを語るものにして、遂に後に至り總て一般の民人をして採取に充つるの端緒を爲せるものたり。

第三項 乾隆以後の採取と信票の發行

人蔘採取人に信票を與へて、一般希望者を招募する方法、何時より行はれた

○茲ニ戶部云々ト
アルハ此信票ハ北
京ノ戶部ニ於テ發
行シ、之ヲ受ケ來
リ、上三旗ノ人ニ
ハ更ニ其信票ニ奉
天内務府ノ印信ヲ
押捺セシモノナ
リ。

るかば不明也。乾隆十二年に欽定編纂成りし『皇朝文獻通考』には……人參、戸部の委員信票を携へて出口、商を招き票を給し入山開採せしむ……とあり。乾隆二十九年に欽定編纂成りし『乾隆會典』にも同一の文あり。蓋し康熙の末年か或は乾隆の初期に於て此方法を創めしものならん。右商を招くとあるは、人參採取には團體的行動を必要とし、約四五箇月に渉る入山には食糧其他資財を必要とするが故に。山民の力之を辨ずるを得ず、茲に必要が資本主の介在を見るに至らしめしものならん。右は盛京將軍管下の事を指したるものなり。此時代に於ては吉林甯古塔にも亦官營採取の手を延したり。

元來此信票發行の方法は採取人志望者の數に應じて發行し、是を以て取締上の便宜を計らんとする趣旨のみより出たるものに非ず。抑其成り立ちには北京の主腦部に於て必要とする人參の斤量を確保せんとし。盛京吉林甯古塔等に各其票數を定めて否應なしに之を割充て、將軍副都統の職務上の義務として其處理を強ひたるもの也。一方採取人の方面より觀れば、此仕事に於て利益多ければ喜んで其勞役に樂從すべきも。採取人參の大部分は徵收せられ、自己の所得となるものは品質不良なる少量の人參に過ぎず。其人參の處分に於ても嚴

重なる取締を受け、山海關に於てのみ取引を許され、猶且其取引にも税として人蔘を徴收せられたり。已ならず資本主たる攬頭商人にも其所得を吸搾せらるゝものなれば。招募に應ずる者は割充票數を充たすに足らず、特に人蔘の多獲により次第に其生産減少し、遠距離の山林に需めざるべからざるに至りて一層招募者の數を減少するに至れり。乾隆五十五年に於て盛京の票數五千張中より二千張を減じ、吉林、寧古塔の票數四千張より一千張を減じたるも猶處理困難となれり。

吉林の蔘務は盛京に比し割合によく處理せられたり。畢竟其調辨負擔總額の少き割合に反比し、人蔘の發生猶多く採取者の利得も相應に多かりしに由るもの也。されど乾隆五十九年に至つては、採取者への前貸銀と、採取人一人當ての義務採取量不足の場合に銀を以て代納する其銀と、採取人が逃亡死去等の場合に於ける追徴不能の銀等の缺損。積りて銀十六萬三千餘兩の巨額に達し、遂に全部之を恩免せざるべからざるに立到れり。茲に於て同年採取人の所得となるべき人蔘の中より、上等一兩に付銀二十兩、中等同十六兩、下等十二兩を徴收し。此銀を豫備として積み置き、採取人の不納缺損に充當し。且調辨額を

○二五〇〇張ノ中
豫備ノ票アリ實數
一九四六張。一〇
〇〇張ノ中同上、
實數七五三張。

充す爲めに此銀の中より、人參一兩、銀一百四十兩の公定相場を以て買上る費用に充てたり。

總じて乾隆の末年に於ては、人參官業の破綻漸く露はれんとせり。畢竟するに官營の事業としては其手を及ぼす山林の面積と其搜探の仕事が廣漠に過ぎ所謂ツカマエ所無きと。一は採取人に對しては其勞力提供は、根本に於て公に對する義務なりとの觀念より出發し、徭役としては最も不適合なる仕事を、徭役に準じて取扱ひしに基くものならずんばあらず。

第四項 嘉慶年代以後の參票處理と

人參官採の停廢

嘉慶年代に至りては其官採事業が一層不振となり。同六年に盛京の信票三千張を二千五百張に減じ、吉林寧古塔の二千張を一千張に裁減し。同十六年には盛京の千九百四十六張を千七百五十二張に裁減せり。是れ濫獲による人參の減少と、延ひて採取者の利益減少したる爲、信票引受人の避役に因るもの也。

盛京に於ては苦慶の末、嘉慶五年に於て燒鍋に信票を割充つるの方法を執るに至れり。茲に燒鍋の事を一言せんに、燒鍋とは滿洲各地に於て高粱より燒酎

を釀造して是を賣捌く業者なり。價の廉なる酒は寒地に働く勞働者に最必要にして、燒鍋が滿洲開發に貢獻したること、恰も我國の海外發展と紅粉群との關係に同じ。清朝に於ては一時此燒鍋を禁止せんとの議ありしも、奉天省の該業者の多くは旗民が従事すること、一は其必要性を認めて黙認し。惟だ他省より入込來る者が燒鍋業を營むことを許さざる方針を取れり。而して該業者は其營業に對する何等公課の負擔無かりしより、茲に着目して縁もユカリも無き葎票引受けを義務として負擔せしむるに至れり。尤も是より前乾隆二十年頃に於て、吉林に於ては既に燒鍋が人參採挖に關係せりと雖も。是れは盛京とは事かはり官より強ひて頒票せしものに非ず。資力無き刨夫の身許保證人に立ち、其逃亡或は採取量不足の時之を抵辨するの義務を負擔せる代りに、官より保證料の銀兩を得たる所謂モトジメの如きものと。又或は營利的に葎票を引受け刨夫を雇ひて事に該りし者等にして、何れも吉林城内の燒鍋に限りたり。盛京の葎票を燒鍋に割充たるは吉林の例に倣ひたるものなるべく。其事を公然に將軍より奏請して准許を得たるは嘉慶五年にして。遼陽錦州寧邊金州復州岫巖義州開京興京鳳凰城牛莊廣寧鐵嶺蓋州承德等十五城の燒鍋に對して、黃酒

の麴モト五千塊毎に葎票一張を課したるもの也。是より前既に乾隆の末年より賀慶の初年に於て此事を行ひたり。此方法により盛京參票總數の大部分を燒鍋に負擔せしめ、残り幾分を旗民を責成し、地方官をして劊夫を招募せしむるものなれど。引受人無く將軍は處理窘迫の餘り、盛京管下海口より出港する商船に課せる、出港税一船銀二十兩の中より十七兩を引去り。其總額を以て此處理不能の參票に補助することを奏請して准許を得たり。此准許は一時限りの變通法として認めたるものなれば、爾後毎年奏請准許を受くべきものなれど。其後の將軍は其手續をとらず、此前例に據れり。其中將軍晉興は其廉により懲戒免官となり、次で就任したる將軍富俊は嘉慶十二年に奏請して、葎票の十分の七を燒鍋の引受とし、残り十分の三は採取人を招募する事とし、其補助として一張銀七十五兩を給し、其總額四萬四千三百七十兩は船税中より流用することとせり。此奏請に付て戸部の意見は、歴代の將軍の參務處理の成績不良と、濫りに船税を流用したる件に付ては、懲戒處分に該當すべきものとしたれども。遂に此變則的處理を認めざるを得ざるに至れり。嘉慶十六年に至りては年々船税流用の銀額増加を防ぐ爲めに、嘉慶十二年の額四萬四千餘兩を以て定額とし、それ以

上増額を奏請する者は責任を問ひ處分することに定めたり。

盛京將軍が自己の職務上負擔せる人蔘調辨額を確保すべく執りたる。此窮策たる燒鍋への割充と、應募者への補助の二方法は、一時の糊塗策に過ぎず。決して良好なる成績を擧げ得らるゝものに非ず。何となれば燒鍋は其本業あり、而も參山とは遠距離の城地に開業せる者大多分を占め、自から人蔘採挖に當るを得ず。一方刨夫に補助銀兩を給する方法に付て考ふるも。刨夫は大抵無資力の勞働者と山氓なり、此れに直接大枚七十五兩の銀兩を前渡として給するは甚しく危険なり。茲に於て資力ある者が纏めて此銀兩を受け、一種の受負事業の如くし。自からの仕事として刨夫を雇ひて採挖に當るか、又は吉林の如く刨夫の身許を保證せしめ其缺損の辨償を負擔せしむる代りに、保證料を給するかの二方法に依らざるべからざるにより。必然的にそれ等所謂攪頭なるものを發生せり。結局盛京の參務は左記の如き弊害と混亂を生ずるに至れり。

一、燒鍋の票は其本業に税課無き代りの義務として負擔するものなれば、補助銀兩無きを本則とす。然るに攪頭と燒鍋の票にも補助付きの票混入し燒鍋は之を資本として流用せしこと。

○攪頭トハ元來諸稅ヲ請負トシ金額ヲ納メ置キ自カガ徵收ニ當リ差益ヲ利スル者ノ稱也。後ニハ税ニ限ラズ類似ノ事ヲ行ハシムル者ニモ此名ヲ充ツ。

二、燒鍋營業は歲により盛衰あり、其座數各年一定せず。世間不景氣にして其麵數の減少したる歲は參票一戸充りの負擔多くなり、之を責成するを得ず。燒鍋は百方此負擔より免るゝの方策を講じ、其開廢業を詐り、或は參票割充前休業し割充終了後より開業する者を生じたること等。參票處理の基礎動搖せること。

三、攬頭自から採控に當るには力めて利益を多くすべく、爲めに高利貸的に劊夫より搾取せしこと。一方一人一票の參票は唯官邊への名義人のみを出し、實は少數人を以て採控し、或場合は買入れて數を充す事も行はれたり。

四、以上の原因により人參の品質低下せること。

道光十六年に至りては廣寧の燒鍋が半數以上休廢業せる事により、參務の進行に大頓挫を來し。同二十七年に盛京將軍より參票數の半減を奏請し、遂に戸部に於て詮義し一千七百五十二張より五百九十一張を裁減して一千一百六十一張と定めたり。之を康熙年代の五千張に比し約五分の一となれり。此時代既に人參官營の破綻積成して其遂行の不可能を暴露せるものなり。

咸豐二年に至り滿洲人參官採は遂に皇帝の旨により停止することゝなれり。

此時は南方に長髮賊蜂起し軍國多事の際なりしかば。滿洲の兵士も亦人參の監視等に充つるを得ざることも、停止の原因の一なれども。内情は既に縱令洪秀全の亂無きも、官營廢止の免れざる運命に逢會直面し居たりしなり。

官採停止後に於ても官棧局は猶存續し。人參は許可制として一人一票銀九十兩を徴して其票を携帶する者にのみ採取を許したり。此方法は光緒の初年迄は行はれしが、遂に何人にも隨意に人參採取を許すに至りしかの年代は不明なり。

第五節 人參關係の票證並其取扱及

人參の徵收量等

人參官採處理に關して官より下付する證票左の如し。

一、入山信票

此票は官の人參採取人たることを證するものにして、入山の時劊夫に給與携帶せしめ、回山の時人參と共に提出せしめ回收す。紙は山西の大毛頭紙半張を用ゐ、毎年木版六個により靛青を用ひ戸部に於て印刷す。吉林盛京の將軍は、毎年末御用納め迄に官員一人を北京に出張せしめ、翌年所用の票數を領受

し。併せて其年の回收したる信票並不用に歸したる信票の一角を截斷して返納し、戸部に於て之を焼却す。受領したる票は各其地に於て官葎局又は地方官に交付し、採取人入山の時、姓名年齢採取地其他必要事項を記入して本人に交付す。盛京の定めは一人一票吉林の定めは四人に一票とす。

二、回山照票

此票は刨夫が出山の後、出口に於て信票回收の時交付するものにして。此票内に姓名貫籍年齢人相及其所得となるべき人參、參鬚、參葉等を秤定し記入し、且官葎局迄到着の日子を定めて赴かしめ、人參を提納せしむ。其他の事項入山信票に同じ。但此票は山海關に於て其所得の人參を賣らしむる迄携帶せしむ。

三、引參護牌

此牌は御用人參の北京に迄の運送を證するものにして。途中の護衛、臺送、山海關の通過等々に役立てる目的のもの也。戸部に於て四個の木版を用ひ、三號高麗紙一張に靛青を以て印刷し各將軍に交付す。盛京は四張即四回發送の分、吉林は十二張嘉慶六年減じ八張とすとす。

○濠ハ鄂ト同一ノ
モノ北邊ニノミ設
置ス。

四、腰牌

此木牌は盛京に於て劄夫一人に炊爨人として事實は人參を採取す 四人の附従するを許し。其證として佩帶せしむるものにして盛京將軍より下給す。

五、餘夫の印照

吉林に於て毎四人に信票一張とし、五六名の炊爨人の附従を許し。猶其他に餘夫の携帶を許し、其餘夫は信票欄外に姓名を記し、其外將軍より各人一枚の印照を給す。

六、以上の外皇族の人參採取證票

本項の票は下節に記す如き皇族の一部に採取權を與へ其派遣する人の携帶するものなり、其票制不明也。

第六節 人參の徵收

劄夫が人參採取の仕事を了り出山したる後に於て。官に人參を收去する方法、其數量等に付ての總ての取扱振のこと史上に明かなる記載無し。以下に記す所は嘉慶以後に係る、蓋し乾隆年代よりの仕來りなるべく。國初は人參も豊富に産せられしにより簡單なる手續により取扱はれ、其收去量も後代よりは多

○票制ニ付テハ「探齋燕行錄」ニ其製制ヲ問ヘバ其四邊書ク所定ムルニ等級アリ。皇票ハ則チ五ノ龍ヲ書キ册關ノ朱ヲ以テス。諸王ハ則チ四爪龍ヲ書ク内ニシテハ九脚外ニシテハ提督將軍及布政司ハ雲氣ヲ書キ印スルニ紫ヲ以テス。督撫以下驍虎ヲ書キ印スルニ朱紅ヲ以テス。トアレド、皇帝ノ票ナルモノ無ク又皇族外ニ人參採取權ヲ許シタルハ國初効力勳務大臣ニ對シテノミナリ。著者金昌業ノ北京ニ於テノ諜聞ナルベシ。或ハ又法令外

ニ如斯モノヲ作り
行ヒシモノナルベ
シ。

○蒸製スルニ非ザ
レバ數箇月保タザ
ルト。一ハ此時代
ノ清人ナベテ蒸製
ヲ好ミタルニヨ
ル。

○窩棚ハ山中ノ假
造ノコヤ。
○山頭ハ採取者圍
ノ頭目。

○實錄ハ皇清實錄
ノコト、此記事ハ
清ノ本願分明人が
人參ノ値段ヲタタ
キ添ス爲メニ不買
同盟ヲ行ヒシニ對
シ蒸製セシメテ
指ス、大清三朝奉
略ニモ此事出ツ第
七卷紅參ノ項ヲ見
ルベシ。

○成トハ種分ノ奉
シテ即チ人參ノ
上等ノ者ヲ成ト謂
ヒ、下等ノ者ヲ泡
又ハ渣泡ト稱ス。
泡ノコトハ第七卷
泡ノ部ニ詳記ス。

量なりしを推測せらる。順治以降康熙を経て漸次其徵收量を減じたるものなるべし。

人參の品質に付ては、總て蒸製したる者にして今日の紅參に相當す。其蒸製は採取人が採取後山中に於て行ふもの也。『柳邊紀略』に吉林の人參採取を敘する條に……日暮れて窩棚に歸る、各得る所を出して山頭は乃ち洗剔して煮る。〔「實錄」を按ずるに云、「先づ水を以て參を漬す、明人市ふを欲せざるを伴はる、邊人朽敗を恐れて急に售る多く價を得ず。太祖は乃ち命じて蒸て之を售る、羹參此に始まる」又近ごろ羹れば則ち味薄きを以て改めて蒸と爲す矣。〕貫くに縷を以てし木に懸て之を日に乾かす……とあるは。康熙年代の實況にして、官參は總て如此に製造して納付せられたり。又其品質等級に付ては嘉慶十五年に於て六成を以て合格の最低度として。それ以上七八九成等の品質の者を上納せる當該官には賞として昇官階其他の詮義あることを定め。其後人參七成渣泡三成と定め。道光二十六年人參の採取總數量を減額する時に人參八成渣泡二成と改定せり。其數量割合等を詳解せば左の如し。

(1) 國初より康熙年代に至る。

人參收去の量不明。

(2) 乾隆年代の定め

盛京參票

初十五年 五〇〇〇張 (此票數の中實際に頒布せ) 票一張より人參五錢を收む。
三〇〇〇張に減ず (ざる準備票若干を含む)
五十五年 四〇〇〇張に減ず (右)

吉林寧古塔等參票

初十五年 三〇〇〇張に減ず (右) 同 同

○清ノ一兩八十錢
一錢ハ日本ノ一匁
〇五。斤ハ盧ニヨ
リ差アリ寧古塔十
八兩一斤、奉天十
九兩一斤、北京以
南二十兩一斤。

盛京に於ては右の人參總額の中より六分の一を一兩銀五兩に見積りて換算し。盛京官
蒞局の經費に充て、其銀は海口船稅中より立替流用す。此の六分の一の人參を公用蒞と稱
す、但其人參は官參と合一して北京內務府に送附す。

從前凡て官に徵收する人參は官參と稱したれど、茲に至つて官參、公用參、貢參の三名稱見
はる。官參は即國庫に入る人參にして戶部の主管に屬す、貢參は皇室用のものにして內務
府の主管に屬す。

右參票の割充は

盛京

採取人一名一票、炊藥人として一票四名の附隨を
許す。炊藥人よりは人參を徵收せず、次項同じ。

吉林寧古塔

採取人一名一票、外に炊藥人四、五名、其外に除夫として若干名の
附從を許す。除夫よりは採取人と同じく一人人參五錢を徵收す。

(3) 嘉慶年代の定め

盛京參票

初年 三〇〇〇張 (前二同ジ)
六年 二五〇〇張 實頒布額
後又減じて一七五二張

吉林寧古塔等

初年 三〇〇〇張 (前項に同じ)
六年 八九六張に減ず (實數)

嘉慶の初め人參の品等を六成とす、十六年に入參七成渣泡三成とす。

票一張より人參五錢を徵收す
炊藥人等の定め前項に同じ。

此定めによる人參の區別左の如し。

盛 參票 1752張 此れは五錢を乗じたる人參總額 876兩
内 七成の上人參 613兩2錢-96兩參=517兩2錢 (官參)
三成の渣泡 262兩8錢 (官參)

京 867兩入參總額、此の六分の一 146兩公用參 (但名義次にて實は官參の中に入る)

吉 參票 896張 此れは五錢を乗じたる人參總額 448兩十(外に餘夫より徴收する人參額不明)
内 七成の上人參 313兩6錢 此外餘夫の人參額不明を加ふ (官參、貢參の區別不明)

林 三成の渣泡 134兩4錢
448兩十餘夫より徴收する人參額不明=x 此の六分の一公用參(但名義次同上)

(4) 道光年代の定め

盛京參票 初 一七五二張 徵收人參及人夫の定め等前に同じ。
二 一七五二張

吉林寧古塔等 不明 此時に既に停採したるものと推定す。

盛京人參の計算(3)項により類推すべし。

二十七年に品等を入參八成渣泡二成に改む。

(5) 咸豐年代の定め

初年 參票 一六二張 徵收人參等々(4)に同じ
三年 停採

停採後は許可制を取り票數一千一百六十一張は其儘存し置き、一票銀九十兩を徴し此銀十萬四千四百九十兩は兵糧の費用に充つ。

此許可制は光緒の初年迄續きしが爾後は不明、蓋し永續せざりしものと考ふ。

以上の外の徴收としては

△一斤に付銀四兩、採取人の所得となるべき人參を封裝して山海關に送付し、同所にて賣拂はしむる時の税銀。此内三〇四七八を山海關の費用に充て、〇九五二二を官蓆局の經費に充つ。

△一斤に付銀四兩より二兩迄、前項人參を官參と共に山海關に送付する時、遠近に應じ徴し運送料に充つ。

△一票銀四兩、劊夫の身元保證人は、劊夫が逃亡死去其他規定量の採取量を得られざる時、辨賠するの義務を負ふ。其代りに一票より銀四兩を徴して之を保證人に給す、以上吉林寧古塔の例。盛京は額爾敏、哈爾敏の採取人へのみ此法を行ひ一票銀六兩を徴す。

△餘參より徴する銀兩

吉林寧古塔等處に於ては、乾隆五十九年より採取人の所得となるべき人參上等參一斤銀二十兩、中等參一斤銀十六兩、下等參一斤銀十二兩を徴收し、欠損填補に充つべく、積み置き、且凡て義務額の人參を得られざる時、買入の資に充つ。

第七節 人參の處置

立夏の時候に入山したる劊夫は、秋後採挖の人參を携帶して出山し、定められたる經路により出口の卡倫に其人參全部を提出し、封印の上全部取纏めて官蓆局に送付し、官蓆局に於て關係官員立會揀選し、秤量して收受を終り、官參、貢參、公用蓆、劊夫の所得參等を區別し、嚴重に包裝し、封印し、番號を付して其採取

○犯罪關係押收ノ
人參ハ戸部ニ送付
ス。

地と攪頭名を記したる木札を付して人參庫に一時貯藏し。一方精細に簿冊に記載し、其總量の出揃を俟ちて、其人參全量を護衛兵護衛の下に局員一人附添ひ山海關に押送し。同所に於て劊夫の所得參を交付して賣買せしめ、他は兵士護送の下に局員一人附添北京に押送し内務府に交付す。

内務府に於ては戸部の官員立會の上、更に開封検査揀選。若し不良品、不合成數の人參ある時は規程の定むる所により追徴を命ず。斯くして國庫の收入となるべき官參は戸部に引取倉庫に貯藏し。内務府の所管たるべき貢參は廣儲司の茶庫に貯藏保管す。

其使用消費に付ては、皇室御用ゴヨウの外凡そ藥房に於て投藥する患者には、必要により使用する時奏請せり。『乾隆會典』藥房の記述に……

御藥。藥房醫官に由り太醫院醫官を會同し敬謹監視。

凡そ藥料太醫院醫官の詳驗に由り、其佳なる者を選んで藥房に送り備貯す。

凡そ奏銷、每歲、伏暑暑湯を設く。除夕蒼朮を進む。及隨時用ゆる所の藥味、均三箇月一次具奏す。人參定額無し、每次斤兩を酌量し用に備ふ。用畢へて某人某月日某症を患ふを以て服參若干、繕冊進呈前の如く奏請す……とあり。

内用の人蔘は右の薬用の外に、臣下に下賜用、稀に國交用とする一種の必要品たりしなり。

〔圖考ノ著者吳其濬ハ嘉慶年間ノ進士。〕
○此句詩經ニアリ。

『植物名實圖考』に……謹で按ずるに我朝長白山に發祥す周原・廩・廩たり董・茶飴の如し……固より天地の奥區九州の上腹也、長林豊草中夜光燭あり厥れ惟だ人蔘。定制私創する者其物を舉げて其人を罰す、官商引を給して卡を出で、分採得る所の上なる者を官に歸す。官其蔘の多寡を見て納課す課畢つて内府に獻す。府は第だ其上になる者を御に備ふ、其次々を班賞と爲す。凡そ文武二品以上及侍直の者皆預る。臣の父、臣の兄、員に卿に備はる、二歳恩賚を蒙る、臣南齋に供奉する時疊ねて優錫を蒙る。其私販關を越えて公に入る者も亦分賞を蒙る、維れより臣の家俱に仙藥に飲く長生の術無きを愧づ……云々とあり。御用の斤量よりは賜與に使用の方面多かりしなるべし。

戸部の主管たる官蔘は、官より各省に配付して拂下げ、或は戸部より御用商人に拂下げて銀に替へ國用に資したるものなるべし。

「正宗實錄」に、朝鮮より北京に赴きたる進賀使の一人書狀官柳畊の聞見を正宗王に進めし中に……關東貢蔘一年總六百斤と爲す。而して乾隆の時毎年

○沒收品。

○正宗二十四年七月。
○關東ハ今ノ滿洲ノコト。
○此斤數誤リ也。

○正統二十四年、
清肅慶五年。

○人參攷ノ著者ハ
唐秉鈞其經歷不明
今此書亡佚ス文政
庚寅ニ江戸ニ於テ
刊行ス、本書ノ著
作年代不明記事ヨ
リ推定シテ嘉慶ノ
終カ道光初年ノ著
ナルベシ。
○庫貨ハ官庫ノ人
參、客貨ハ民間賣
買ノ人參。

の秋貯ふる所に随ひ、鹽商王十萬をして私自販賣せしめ其原價を收む。今年は軍需の敷かざるを以て先づ斯に發賣す、而して鹽商をして販賣せしめず。特に貝勒侍衛中親倅なる者一百六人を揀び、三等に分定して之を時價により發賣せしむ。而して蔘商の蔘を買する者先づ貝勒侍衛の票紙を得、然る後内庫に入り買取するを許す。故に一等標紙の價銀八百兩と爲る……云々とあり。唐秉鈞の『人參攷』に……人參年に貴きこと一年、日に低き品質人參のこと一日。此れ皆採取之れ勤めて其をして年久しく滋養長大ならしめざるのみ。昔の庫貨は貯庫の年遠きに因て發出に至るに及びて故に蟲蛀あり。近年皇上聖明臣民の氣體孱弱生齒日に繁く參を需ること日々に衆きを鑿惜し、随つて收め隨つて發す。臣工に賜ひ而して天下に散ず、故に庫貨と客貨と一様に新鮮なり……とあり。『盛京典制備考』に……道光二十六年盛京將軍より奏したる參票減額の件に付、皇命により會議したる時。戶部の意見中に……臣等前きに蔘斤を減せんことを擬す、其故は近年到着する官蔘は枝身瘦弱成色足らず。之を各省に發するも價を得る能はず、是を以て蔘斤を減じ留めて培養を待つ……云々とあり。時に應じ拂下に付ては種々の方法を執りたるものなるべし。

第八節 皇族の人參採取

國初より宗室優遇の趣旨より皇族中一定の人を限り人參採取權を與へ人を派して採取せしめたり。此事正史並法典類には精細なる記載なし『居易錄』に新定創參の例として出でたるものによれば。

○居易錄ノ著者王士禛ハ康熙五十年ニ卒ス、此記載同三、四十年頃ノコトナルベシ。

△親王一百四十名 <small>(人夫以下同)</small>	人參	七十觔	△鎮國公四十五名	人參	二十二觔半
△世子一百二十名	同	六十觔	△輔國公三十五名	同	十七觔半
△郡王一百名	同	五十觔	△護國將軍二十五名	同	十二觔半
△長子九十名	同	四十五觔	△輔國將軍二十名	同	十觔
△貝勒八十名	同	四十觔	△奉國將軍十八名	同	九觔
△貝子六十名	同	三十觔	△奉恩將軍十五名	同	七觔半

以上關稅を免す、餘參每觔稅六錢(人參量目)を納む……とあり。『柳邊紀略』にも右と同一の記事但人夫の數無しの出づ。

『康熙會典』には順治六年の題准に……王、貝勒、貝勒子、公等官參を採取するに、各派定人員に照して發往すべし。例に違ひ差遣する者革去。一切賞賚給を止む、現に獲たる人參と差去の人官に入る。其屬下の人員差遣を奉せず私自人を遣はし偷探する者、本犯は官に入る。其主治するに重罪を以てす……とあり。

○奉法ハ採取權ノ取消。
○人官ハ官沒。

○清聖祖康熙五十二年。

本件に關し惡弊の行はれしを知るべし。

皇太子が人參に關係ありし件に付ては

李朝肅宗三十九年謝恩使の副使權尙淑の王に進めたる別單に……臣等入來の時東關驛に至る、二の罪人を拿來する者あるを見る……德琳なる者あり太子に幸せらる、死罪を犯す。皇帝其父をして之を殺さしむ其父、德琳をして詐り死し逃れしむ、德琳逃れて蒙古に至り不軌を爲さんことを謀る、蒙古應せず又山東に逃る。今此拿去する者、德琳の黨なり……麻具張哥は則德琳に於て渠の親屬となす、太子宮の銀貨を受出して人參を私買すること十餘車、瀋陽の章京等偷採摘奸の時發覺報聞將に一罪を以て勘斷せんとす。朴得仁以爲らく德琳が皇太子の爲に人參を私買するは徒に今日のみならず、四五年前私自買取す、或は數十車の多きに至る、德琳の奴此を以て誅せらる、者五六人に至る。今年は則德琳始めて捉へらるに及び皇帝之を誅せんと欲す。其父が吳三桂攻滅の時に於て多く戰功あり便ち其子を誅するに忍びず、僞死捕はる、の後に於て方に法に伏せんとす。而して辭太子に連なるの故を以て皇帝激怒す、今年内太子復位し難きに似たり……云々。とあり。「同文彙考」

○康熙五十一年ニ於テ皇太子允禩廢祭セララル。

第九節 人參に關する違法行爲と其處分。

附人參處務關係功勞者の賞典

清朝の人參に關する法規令達等には、今日の觀念と用語を以てすれば、刑事に關する犯罪、行政法規に違反する行爲、官吏法に違反する行爲等を同一に犯罪視し、併せて規程に入れ同一視して處理せり。故に茲にはそれ等を總括し大體の要領を説明すべし。

一、人民の犯罪行爲並行政法違反行爲

- (1) 割充られたる自己の持分を越え、他人の區域に侵入し人參を採取したる者。本項は窃盜を以て論ず、此犯行は國初採取人に割充地域制を取りし時代に限らる。

(2) 人參を盜採したる者

本項の中には、普通の盜採と。官の採取人たる劊夫が指定區域外に入り採取せる者。官の蜂蜜松子採取人が其地域に採取したる者。禁山に入り採取したる者。官採と詐稱して採取したる者。越境して朝鮮の地に入り採取したる者。皇族の採取人と詐稱して採取したる者等の別あり。また人數より見

○李朝英宗二十年(清乾隆十年)ニ盛々礦地方(豆滿江下流ノ小島訓戎ヨリ東十里)ヲ人參偷採者ノ集合地點トシ。秋獲ノ後數ヲ拂ヘ同島ニ入り管藏シ採參ノ食料トシテ期ヲ待テ爾數千人ノ一團。内務府護軍統領ニ拿獲セラレシコト。書狀官李日躋ノ日記ニ錄サレ、英宗二十二年北京ニ赴ク副使趙榮國ノ聞見ニ、山海關外ニテ三十餘ノ罪人押送ニ遇ヒ。彼等曰フ俺等經々礦地方ニテ官兵ノ爲メ搜討セラレ、八百名ヲ獲アル云々。……トアリ。

○馬賊ハ水行ニハ小舟シ糧米等數ヲ定メテ携帶ヲ許シ、鳥銃、銅火、織物種子等ノ携帶ヲ禁ズ。

て、百人以上の團體を以てしたる者と、二三十以下の少數との分ちあり。自から當らず奴僕をして盜採せしめたる者。資財を供給して盜採せしめし者等の種別あり。本項の犯罪は各項中の主位を占め、當該取締兵士の爲めに數百人一時に拿獲せられしこと珍しからず。康熙乾隆の年代人參の多産せられし時には、一年萬に近き犯人を出せりと推考せらる。其他法網に洩れたる犯人も亦頗多數なるべく。此等私參の山海關を潛り或は盛京の各海口より山東に向つて密輸出せられし額も亦多大なりしは。嘉慶年代には時に盛京の侍郎を欽派して盛京海口の大搜索を行ひ、山東の道臺下登、萊、菁州等の鎮の總兵をして。同じく大搜索を行はしめによるも其間の消息を知るに足る。

(3) 人參官採劄夫の犯行

定數以上の人畜を帶同したる者。法定以外の物品を携帶する者。採取せる人參の總量を提出せず幾分を隱匿する者。多採の者が少採の者と共謀按排して提出する者。好良なる人參を隠し不良なる人參を提出する者。人參納額の缺通ある劄夫が缺通無き劄夫と通謀按排して提出する者。秧參を混入して提出する者。官票を他人に賣つて逃亡する者。採取人參を挾帶して逃

○黑龍江人參ハ品質下等也。

亡する者。出山の時自己所屬の卡倫に提出せず迂回して他の卡倫に人參を提出する者。黑龍江土人を仲間とし其採取したる黑龍江人參と混交して提出する者。許可を受けずして山中に越冬し或は播種農事を行ふ者。人參栽培を爲す者。(以上五は吉林に限り行はれたり)

(4) 人參の密藏、密賣買

人參を密かに藏置し又は携帶する者。人參を密賣買する者劊夫の所得となるに於て賣買する。人參を他の貨物中に藏匿し山海關を通過する者。其關の官吏に贈賄し其通過を謀る者。

(5) 人參の盜採並密賣買に便宜を興へたる者

人參盜採者並密賣買者に宿泊を提供し所謂窩主となりし者。盜採者に資財を供與したる者。其犯人たる事を知り乍ら官に申告せざる者。

(6) 雜項

山海關通過の時人參の脱税を謀りたる者。包衣大、五家の長、十家の長にして其配下より人參盜採者を出したる者盛京に限る。奴僕より人參盜採者を出したる者以上二項何れも。人參の種を山中に蒔き、或は秧參を移植成育する者。

二、官員吏員將校兵丁等の犯罪行爲

(1) 功を邀へ或は賞を得んが爲めに或は私怨の爲め、無辜の人民を盜採者なりと誣ひ拿致したる者。賄賂を得又は私情に徇じ、人參盜採其他人參關係の犯罪者を釋放し或は不問に付したる者。參票を割充つる時に請託を容れ不公平なる頒付を爲したる者。人參を刨夫より收納する時故意に秤量を加減する者。緝捕に當る吏員兵丁が其押收の人參を藏匿したる者。人參工人刨夫より受取りたる人參に手が人參を盜みたる者。山海關及邊門看守の任に在る者賄賂を受けて人參夾帶者を通過せしめし者。山海關の稅吏が既に課稅濟の人參に重ねて課稅したる者。

三、以上の行爲に對する刑罰的處分

(1) 絞

人參盜採者の刑を重くし、康熙二年に始めて首犯を死刑とし、次で同五年に出資者をも死刑とし。同十五年に朝鮮に越境採參せる者の頭目及出資者を死刑とし、同十七年には官採に托言し界外に出で盜採したる者をも死刑とせり。其他徒流に該る者にてても情重き者は加重して死刑とせり。官員にして本項

○柳邊紀略ニハ
山海關ヲ絞スル條
ニ人參ハ惟朝
廷及子、公ノ歲額
入ルヲ得。餘ハ皆
入ルヲ得ズ。入ル
者死ス。云々。
康熙己巳庚午間天
子屢守關ノ吏ヲ資
ム或ハ死或ハ徒
ニ云々トアレド典
籍ニハ其事ノ記載
無シ。

○監候ノ直子ニ死
刑ヲ執行セズ、秋
審ヲ待ツナリ。秋
審ニハ一等ヲ減ゼ
ラル、ヲ例トス。

に擬せられしは乾隆三十五年に賄を受けて盜探犯人を放ちし廉により吉林
佐領額爾圖、驍騎校孟斌二人が處刑せられしのみ也。

而して本項の絞に處せられし者の十中八九は監候に付せられ。秋審の結果
一等を減せられ徒流に處せらるゝを例とせり。

(2) 流徒

流徒の刑は主として人蔘盜探の從犯に科し。また死刑を秋審により減等し
たる者に科し、或はまた官員にして革職せられたる者にも時には併科せり。

乾隆六十年に從來黑龍江に差遣せしを改め、滿洲蒙古人は江寧、荊州、漢人は廣
東、廣西、雲南、貴州等烟瘴の地に流配發遣する事に改め。嘉慶十一年に於て仁
宗が其地方の風土病に感染し死亡する者あるを憐み、改めて饒平、欽州等に流
配することに改めしも。此等の地も亦風土宜しからざるより、遂に邊地に配
して軍役に充つることとせり。

(3) 刺字

此刑は(2)の附加刑として執行するものにして、乾隆二十八年に探參工人の人
蔘竊盜犯に對して加へ。同四十一年に旗下の奴の盜探犯人に對して執行せ

り。其法は面部に竊盜の二字を刺するものなり。

(4) 切斷懶筋

此刑も亦(2)の附加刑として執行するものにして。康熙五十三年に於て従前再犯者多きに鑑み、首犯は左右雙方の懶筋を、従犯者は一方の懶筋を斷つことに改定せり。即ちヒヂの神經を斷ち、手先の行動不隨意となり、再び人參探挖を不能ならしむる趣旨に出でたるものなり。

(5) 枷號

此刑は獨立刑にして罪狀輕き者に科せり。枷號とは首カセを爲し衆人に觀せしむるの刑にして、號は旗營所屬の軍隊は號旗と稱し旗により區別す。即其所屬の軍隊に於て枷を執行するを謂ふ。此刑は三箇月を最高とせり。

(6) 責

責は竹片にて作りたる罪人を叩く刑具にして鞭より重し。大抵(5)と併科せり、其最高四十板なり。此刑は旗人外の人民に科せり。

(7) 杖(鞭)

此刑は(2)(5)と併科し、或は輕き者に獨立刑として科せり、其最高は一百也。

(8) 旗檔の削去

旗人にして盜探の罪を犯し絞に擬せられ、秋審により一等を減せられし者流に處せらるゝ時、旗檔を削ること乾隆六十年に定めらる。檔は戶籍の義にして旗人の籍を削り其榮譽と特權を剝奪するなり。

(9) 官沒

人蔘 盜探、夾帶密賣、其他犯罪關係の人蔘は總て官に沒收す。

携帶品 盜探の時携帶したる牛馬其他の物品は全部官沒す。また規定以外の物品家畜を携帶したる時は皆之を官沒す。

本人及家人 人の官沒は奴となし邊境の城守の兵丁、其他の役に使用す。此刑順治十五年に初まり、康熙年代には其適用を廣め從犯には皆之を適用せり。

家産の官沒 犯人の家産たる牛馬布帛の官沒、此刑康熙年代に初まる。

四、官吏軍人等の職務上の過失、怠慢に

對する處分

(1) 革職

今日の懲戒免官に相當す。但異なるは革留と稱し革職の後も猶其官に留まることもありし點にあり。猶革職提問と稱し革職の上其罪狀を審問に付せらるゝ場合もありたり。

○一項ニ付テノ例
ハ嘉慶十一年ニ盛
京將軍普福が信票
配在盛滯ノ爲メ船
税ヲ抵テ、補償セ
シ件ニヨリ革職セ
ラレシ一例ノミ
也。

(2) 議處 其案件を具し吏部に交付し、處分を審案せしむるを云ふ。

(3) 降級 一等二等或は三等其官階を降下す。

(4) 罰俸 現今の法制と同じく一箇月より數箇月の俸給を停止す。

(5) 革去 現在の判任級、下士級に相當する者の懲戒免職を云ふ。

(6) 賠償 不良人參を領收したる時に、其損害の填補として現物或は銀を懲罰的に納付せしむ。

上は將軍副都統より以下の官員吏員將校兵丁に至るまで、夫々其人參關係事務の處理を誤りたる者、監督不行届の者、查察不充分の時には、夫々輕重に應じて前記各項の懲罰處分を行へり。尤も官員には革職の上併せて徒流の刑に處し、また下士相當の軍人以下には、枷號鞭等の刑罰をも執行せり。本項に該當する職務怠慢行爲の中、最も嚴重に責任を問ひしは左の三項に關するもの也。

一、人參信票處理に付て、其負擔額總數の頒配を完了し得ざるもの。

二、北京に送付せられし人參中、秧參其他の不良人參を發見したる時及成數不足の時。此際には收納検査に方りたる官員に連帶責任を問ひ、納付者の追徴不能の時に換銀辨償せしめたり。

三、秧參を密かに栽植する者ありし時

秧參と稱するは人參の四五年根以下のワカキ小なるものにして、此に對し嚴重の取締を施行せし主旨は。一は折角成育すべき者を中途に採取するを惜みたるによる。(人參漸減少せし時、官に於て山林に種を撒布して繁殖を計りし如し?)一は嘉慶年間に至り、人民に於て山中より秧參を採り來り移植育成し、或は山中の一區に種を蒔きて其栽培を試むるの風行はれたり。之を認容放置する時は將來人工栽培の人參増加して、官營採取せる自然人參の價格に變動を來すこと、人參の密賣一層盛に行はれ官業の妨害となることを恐れたるに因る。

五、官吏人民に對する行賞

凡て刑罰懲戒の甚重きに過ぎし一方に於ては、賞典も亦破格過當に行はれたり。其要領を記せば。

- (1) 賞給 押收の人參は其半額を當該吏兵丁に現物或は銀に換算して給與し。其檢舉發見を奨勵したり、犯人の携帶したる牛馬等は亦同じく全部を賞給したり。本項は下級者に對してのみ行ひたり、人民に對しては密告者に給與せり。

(2) 議敍

議叙とは議處と全反對のものにして、官員の功勞ある者に對し吏部に案件を交付し。功勞の大小を酌議して上奏せしむるを謂ふ。大抵昇給又は昇階するを常とす。議叙に由らずして昇階するの道も亦行はれたり。

(3) 昇級

兵士に付ては今日の下士級のものを士官級に拔擢昇給せり。

(4) 記録 一次、二次或は三次

記録とは履歷書官員の考課書類に其功績を記入する者にして、其回數により昇叙等の資料と爲す。人參功勞者には其功勞に應じ一次より三次即ち一回分より三回分迄を記録されたり。

右(2)(3)(4)に付ては人參信票の割充の處理宜しきを得、其總票を年内に完了したる者。收納人參の揀驗宜しきを得、不良人參無く成數規程に適合せるもの。規程以上の成數あるもの。盜探犯人の拿獲多數に上りしもの。秧參栽植犯人の大仕掛のものを檢舉せし時等に對して行はれたり。

第十節 人參に關する法制

本節に於ては、清朝の人參政治に關する法規令達並其取扱例の文獻に載記せるものを拾輯し、注釋を附して集録せり。是を通覽考察するに、國初に於て此等法規類の甚だ鮮きは、文籍に逸したるものあるべきも。一には國初滿洲旗下の

人心豪健淳樸を失はず、紀律統制克く保持せられたると。二には人參の産出も亦饒多なりしにより、建州女眞以來の傳統に依る採營方法を以て其事業能く運任せられしものならん。康熙年代に入り其偷採の罰令頻々として發布せられ、雍正以降に至つて其事務處理の法詳密を極め、甚しく官僚式の複雑なる事務的のものとなり。且猶偷採と密賣買の取締檢舉の法一層嚴重となるに至れり。此等の點に付ては種々の原因あるべきも要するに。

△人參の産額減少と其藥用の普及増加に因る價格の漸々騰貴。

△人參を官營品とすると雖も、一方に於て是を商品化せざれば止まざる經濟的
要約と大勢は滔々として發展し到底之を防ぐを得ず。官營人參に對抗する
商品人參の力は如何ともするを得ざりしこと。

△滿洲の地域が全支那の經濟組織に融合し、關門の設置も其商品進出の自然の
大勢には沮止の力薄かりしこと。加之官場の腐敗は其密輸出を一層助長し
たること。

事等を其主要なるものとして算ふべく。又一面、康熙以後に於ける滿洲は、滿
洲人の滿洲たらしむべく。漢人の侵入を抑壓せる政策の影響を受けて、其法制

を嚴にせし點も有之しなるべし。而して是を法規制定の經過より實質的に觀察せば。此官營事業の遂行に對しては障礙たるべき種々の事情蹣るあり。種々の妨害の常に加はり來つて、是に對して法制は常に受身の地位に立ちし事を認識し得べし。故に斯る情勢の下に在ては、其法規は唯一部の効力を表面的に保ちしに過ぎず。實際は法令としての威力使命を果し得ず、従つて該事業の完全なる運用を遂げ得ざりし、一面ありしことは見道すべからざるなり。

されど人參史上より觀れば、此等の文獻は重要なる資料にして。本章前數節の記述は主として是を典據とせり。是れ其本文には多く出所の記載を省略したる所以なり。

【附 錄】

人參に關する清代の法規令達

清代の人參法規甚多し其中より參考となるべきものを以下に古典より拔萃し其要領を列録せり。但甲と乙と相重複せるもの及參考とすべく價值薄きものは省略す。

第一 大清會典、同則例、皇朝文獻通考、盛京典

制備考、盛京通鑑等の記載以下年代順に列示せり

「一」 國初ノ規定

工部 虞衡清吏司 採捕

採捕定額

一國初定 王以下公以上許遣壯丁。於烏喇地方採捕東珠、貂鼠、人參等物。効力勤勞大臣許遣壯丁採取人參。『大清會典則例』(譯略ス)

一工部 虞衡清吏司 掌採捕之事。凡採捕禁令。國初定採參之人。越自己界分採取者。

以偷盜論。參還原主。越禁偷採者。參與人畜俱入官。其主劄責有差。不知情者免擬。

率領頭目鞭一百。餘俱准盜盜論。參入官。『康熙會典』(圖書集成引用、以下同)

(1) 總テ動植物ニシテ、官用ニ供スル物ヲ採取捕獲スル事項ハ、工部虞衡清吏司ノ所管ニ屬ス。

(2) 人參ニ付テハ一定ノ人ヲ指定シテ之ヲ採取セシム。

(3) 官ノ命ニヨリ人參ヲ採取スル者、其割充ラレタル自己ノ持分ヲ越エ他人ノ區域ニ侵入シ採取シタル者ハ、窃盜ヲ以テ其罪ヲ論ズ。其採取シタル人參ハ持分ノ主ニ交付ス。

(4) 人參産出山林ノ中、一切採取ヲ禁止シアル場所ニ立入採參シタル者ハ、本人、其引連レタル

牛馬、採取ノ人參ハ俱ニ官沒ス。

(5) 犯人ニシテ主人アル者、其主情ヲ知レル者ハ、輕重ニヨリ其罪ヲ論ズ、情ヲ知ラザル者ハ免

○工部ハ六部ノ一。
○虞衡ハ山澤ヲ司ドル官。此名周禮ニアリ。清吏司ハ工部ノ分屬。山澤局トモ稱スベキモノ。
○採捕ハ、必要ナル動植物ヲ捕獲採取スルコト。
○其主トアルハ、奴隸ノ主人並配屬者ノ主ヲ謂フ。

○題准トハ關係官
廳ヨリ其政務ニ關
シ上奏シタルト
キ。皇帝ガ之ニ裁
可ヲ與ヘタルヲ謂
フ。

○王以下公盜ハ皇
族即皇室ノ内一定
ノ爵ヲ有スルモノ
ヲハ親親王、睿親
王、濼親王、肅親
王、顯親王、莊親
王、順承郡王、克
勤親王、林親王ノ
九トス。國初功勳
アリシ勳親ノ世襲
爵名、貝勒ハ滿洲
拉薩古出身者ノ爵
號、貝子モ同ト。
本條文ノ貝勒、貝
子ハ宗室ノモノニ
限ル。公ハ領國公。
輔國公ノ體各ヲ受
ケタル皇族。以上
ノ者ニハ宗室條符
保護ノ上ヨリ特ニ
人參探取權ヲ與ヘ
アリシナリ。
○議准トハ某ル案
件ニ付、皇帝ニリ
命ジテ關係官廳ニ
議定セシメ、其案
ヲ裁可シタルモノ
ヲ謂フ。
○旗下ハ八旗。八

ジテ罪ニ擬セズ。

(6) 率領ノ頭目ハ監督不行屈ノ責ヲ負ハシメ鞭一百ニ處ス。

(7) 56ノ外4ニ關係セル者皆律ノ竊盜ニ准ジ其罪ヲ論ジ得タル人參ハ官ニ沒ス。

〔二〕 順治五年ノ定メ停止大臣採參。

(本文竝譯略ス)『大清會典則例』

〔三〕 順治六年題准 皇族人參採取ニ關スル件

一 王貝勒貝勒子公等採取官參。各照派定人數發往。違例差遣者革去。一切賞賚止給。與現獲人參差去之人入官。其屬下人員不奉差遣。私自遣人偷採者。本犯入官。其主治以重罪。『康熙會典』

(1) 王貝勒貝勒子公等ノ皇族人參ヲ採取スルニ方リテハ法規ニ於テ定メラレタル人數ヲ派遣スベシ。

人數其他例規ニ違ヒ派遣スル者ハ其採取權ヲ取消シ且本件ニ關シ支給セル費用其他ノ給與ヲ停止ス。

其採取シタル人參ト差遣シタル人員ハ之ヲ官沒ス。

(2) 前項皇族ノ屬下ノ人員ニシテ公定ニヨラズ自カラ私ニ人ヲ遣ハシ人參ヲ盜採スル者ハ其採取ニ從事セシ者ハ官沒シ。差遣者ハ治スルニ重罪ヲ以テス。

〔四〕 順治十五年議准 人參盜採者ニ關スル件

一 旗下人偷採人參者。枷號一箇月鞭一百。牲畜及所得之參一併入官。其官民家下人有犯。本主知情者。本犯枷號一箇月鞭一百。參與人畜俱入官。本主間偷盜之罪。不知情者免

旗ハ滿、蒙、漢ノ三種族人ヲ以テ組織セル軍隊。旗色ニヨリ之ヲ正黃、紅黃、正白、鑲白、正紅、鑲紅、正藍、鑲藍ノ八ニ區別ス。

○柳號。ハ首カセヲ爲シ衆人ニ觀セシメサラス刑。號ハ八旗所屬軍隊ノコト。號旗ト稱シ、旗ニヨリ區別ス、即其犯人所屬ノ旗營ニテ柳刑ヲ執行スルコトヲ指ス。

○黃ハ竹片ニ作りタル人ヲ毆ツ刑具。鞭ヨリ重シ。

○奉天等處トハ今ノ奉天トハ異ナリ區域甚廣シ。

○理藩院ハ蒙古其他外藩(朝鮮ヲ除キ)關係事項ヲ管掌總轄セル官廳。○順治四年ノ定メ刑ノ種別。

- (1) 答(旗人ハ鞭ヲ以テス)
- 十 竹板 四板
- 二十 同 八板
- 三十 同 十二板
- 四十 同 十六板
- 五十 同 二十板

罪。本犯柳號兩箇月鞭一百。牲畜財物入官。本主知情誑騙不知者。加等治罪。家人入官。其奉天等處人民有犯者。柳號一箇月賣四十板。人畜財物入官。其蒙古、席北、瓜兒岔等處人有犯者。交理藩院議處。『康熙會典』

(1) 八旗ノ下ニ屬スル人民ニシテ、人參ヲ盜採シタル者ハ、柳號一箇月鞭一百ニ處シ得タル人參及其飼畜ヲ官沒ス。

(2) 八旗官民ノ家ノ下人ニシテ前號ノ犯行アル者ハ、本主情ヲ知レルトキハ偷盜ノ罪ニ問ヒ、下人ハ柳號一箇月鞭一百ニ處ス。

本主其情ヲ知ラザル者ハ罪ヲ問ハズ、其下人ハ柳號二箇月鞭一百ニ處ス。

以上皆家畜其他ノ財物ヲ悉ク官沒ス。

本主其情ヲ知リナガラ、知ラズト詐稱シタル者ハ、本項(1)ノ刑ヲ加重シ、其家人ヲ官沒ス。

(3) 奉天ノ地ノ八旗外ノ人民ニシテ、本件ノ罪ヲ犯シタル者ハ、柳號一箇月賣四十板ニ處ス、本人並其飼畜其他ノ財物ハ官沒ス。

蒙古、席化、瓜兒岔等ノ人民ニシテ、本件ノ罪ヲ犯シタル者ハ理藩院ニ交付シテ罪ヲ審理セシム。

(2) 杖

- 六十 大竹板 二十四板
- 七十 同 二十八板
- 八十 同 三十二板
- 九十 同 三十六板
- 百 同 四十板

(3) 徒、其犯人ノ本省ノ驛

- 一年 附加杖 六十
- 二年 同 七十
- 三年 同 八十
- 四年 同 九十

(4) 流(終身刑)

- 二千里
 - 二千五百里
 - 三千里
- 附加杖 一百

(5) 遷徙充軍

- 附近 二千里
 - 邊衛 二千五百里
 - 邊遠 三千里
 - 邊遠 四千里
 - 極邊 四千里外
- 附加杖 一百
- 坐シタル者ハ杖無シ

(6) 死刑

- 斬
- 絞
- 立決ト監候ト別アリ、監候ハ秋審ヲ候シテ刑ヲ執行ス大抵一等ヲ減セラ

(杖ニハ必ス柳號ヲ附加ス)

○印信ハ一品ヨリ
 九品ニ至ルマデノ
 文武衙門ノ用ユル
 方印ニシテ民間ニ
 發行スル文書ニハ
 署名押捺シテ威卜
 信ヲ示ス。
 ○滿洲八旗中ノ包
 衣ヲ上三旗下五旗
 ニ別テ前者ハ內務
 部ニ屬シ後者ハ王
 府ニ屬ス。
 ○大抵一票ニ付附
 隨者三四人ト定ム
 ○照律、清律中偷
 竊罪。
 ○紀錄ハ官員ノ功
 績ヲ記シ、職員錄
 ニ存シ、後日議叙
 ノ時ノ資料トス。
 ○准ハ皇帝ノ裁
 可。
 ○讓敘、官員ノ功
 績顯著ナルモノヲ
 吏部ニ交シ遷シセ
 シメ、皇帝ニ上奏
 シテ特ニ賞賜スヲ
 云フ。
 ○議罪ハ刑部ニ於
 テ審定シテ皇帝ニ
 奏シ其罪ヲ定ム。
 ○邊疆ハ山海關ヨ
 リ北上。塞天ヲ中
 心トシテ迂回風窟
 城迄、繼曲シ樞機
 フ構ヘ、所々ニ出
 入ノ門アリ。之ヲ
 謂フ。

「五」康熙二十一年議准探參人ニ印票ヲ給スル等ノ件

凡探取官參之人各給印票。係上三旗人用戶部及內務府印信。係下五旗人用戶部印信。該管主編號。給發以便稽查。如無信票私自行走。或有信票越界行走。併不照票內定數。多帶人畜者。巡察官吏即拏送部治罪。徇情縱放者。官員革職。撥什庫枷號一箇月鞭一百。兵鞭一百。其得財縱放及收人參隱匿入己。不全送官者。官員革職。兵丁串通者一併交刑部。計贖照律治罪。有能出首者。財物一半給賞一半入官。官員一年內拏獲一百名以上者。紀錄一次。二百名以上者紀錄二次。三百名以上者紀錄三次。四百名以上者准加一級。多者按數議叙。拏獲馬匹一半入官一半給賞。拏獲人參盡行入官。如誣拏無辜之人者。官員革職。兵丁枷號兩箇月鞭一百。奪取財物者。官員革職交刑部議罪。兵枷號三箇月鞭一百。如拏獲之人捏情告審虛者。照誣告重律治罪。若毀壞盛京鳳凰城等處邊欄私自出入。官員撥什庫兵丁看門馬法筆帖式不行查拏。及通同受賄者。照巡察官兵例治罪。『康熙會典』

(1) 凡テ官參採取ニ從事スル者ニハ、其證トシテ印票ヲ給シ、之ヲ携帶セシメ取締ニ便ニス。
 上三旗ノ人ノ用ユル印票ニハ、戶部及內務府ノ印章ヲ用ヒ、下五旗ノ人ノ用ユル印票ニハ
 戶部ノ印章ヲ用ユ、各其主管ニ於テ臺帳ヲ作成シ番號ヲ附シテ給與ス。

(2) 巡察ノ官兵ニ於テ、印票ヲ携帶セズシテ參山ヲ徘徊スル者、印票ヲ有スト雖モ、其所定區域
 外ニ出テ徘徊スル者、票內ニ記セル定數以上ニ人畜ヲ付從スル者等ヲ發見シタルトキハ、
 直チニ逮捕シ刑部ニ送り其罪ヲ治ス。

(3) 情實ニヨリ、縱ニ其犯人ヲ釋放シタル官員ハ懲戒免官トス、同上ノ撥什庫ハ枷號一箇月鞭
 一百ニ處ス。

- (4) 賄賂ヲ受ケテ該犯人ヲ放遣シタル者、及差押ヘタル人蔘全部ヲ藏匿シ、或ハ一部ヲ藏匿シ、其全量ヲ官ニ送ラザル者ハ、官員ハ懲戒免官トス。
兵丁ニシテ上級者ト通謀シテ、本號ノ犯行アル者ハ、皆刑部ニ送リ、人蔘ノ數量ヲ計算シ、其贓物ノ多少ニヨリ、律ニ照シテ治罪ス。
- (5) 前數項ノ吏員ニシテ押收ノ財物ヲ毫モ藏匿セズ、且能ク檢舉シテ官ニ沒收シ得タル者ニハ、其財物ノ一半ヲ官沒シ、殘リノ一半ヲ賞給ス。
- (6) 當該官員ニシテ一年內ニ當該犯人ノ捕獲、一百名ニ達シタル者ハ、紀錄一次ノ功績トス、其二百名ニ達シタル者ニハ、紀錄二次ノ功績ニ準シ、其四百名ニ達シタル者ニハ、皇帝ノ裁可ヲ經テ官階一等ヲ陞ス、其以上數ノ多キ者ハ、特ニ議敘ス。
- (7) 人蔘盜探者ノ用ヒタル馬匹ヲ拏獲シタルモノハ、一半ヲ官沒シ、一半ヲ拏獲者ニ賞給ス。差押ヘタル人蔘ハ、盡ク官沒ス。
- (8) 人蔘盜探者ナリト誣ヒ、無辜ノ人ヲ捕ヘタル者ハ、官員ハ懲戒免官、兵丁ハ、枷號二箇月、鞭一百ニ處ス。
- (9) 人蔘盜探者ノ檢舉ニ當リ、人ノ財物ヲ奪取シタル者ハ、官員ハ懲戒免官ノ上、刑部ニ交付シ、議罪セシム、兵ハ、枷號三箇月、鞭一百ニ處ス。
- (10) 事實ヲ捏造シ、人蔘盜探者ナリト誣ヒ、捕獲シ、審理ノ結果、其虛偽ナルコト判明シタルトキハ、律ノ誣告ノ條ニ照シ、治罪ス。
- (11) 盛京、鳳凰城等ノ邊欄及門ヲ越エ、或ハ柵ヲ破リテ出入シタル者アリタルトキハ、監守ノ任ニアル當該官員、撥什庫、兵丁、看門、馬法、筆帖式ハ、查察不十分ノ責任ヲ問ヒ、巡察官ノ例ニ照

シテ處斷ス。

〔六〕 康熙四十年ノ定メ本文略

開採ノ參山ヲ定メ採取シタル人參ハ自今總テ內務府ニ送付シ其辨理ニ任ゼシム。『大清會典則例』

〔七〕 康熙四十年議准本文略

私怨ヲ報ユル爲ニ無關係ノ者ヲ人參盜探者トシテ拏獲シタル者ノ罪ヲ定ム。『同上』

〔八〕 康熙五十年上諭ニヨリ人參盜探犯人特別減刑ノ件本文略

人參盜探犯人ノ中從犯ハ、例ニ照シテ事件完結スレドモ、首犯ハ律ニ照シテ絞罪ニ處セラレ秋審ヲ待ツテ一等ヲ減ゼラルルノ取扱例ナルニヨリ、其等未ダ終結セザル犯人ハ獄ニ滿テリ、時將ニ炎暑ノ候ニシテ病ニ罹リ死亡スル者多シ、自後特ニ刑部ニ於テ秋審ヲ俟タズ、適當ニ減刑シテ事件ヲ終結セシムベシ。『皇朝文獻通考』

〔九〕 雍正二年人參盜探犯人判決改正ノ件本文略

人參盜探犯人ノ審理ニ付テハ、從來其既ニ人參ヲ獲タルト得ザルトヲ論ゼズ北京刑部ニ押送セシメシガ、康熙五十年ニ於テ毎年北京ヨリ盛京ニ、大理寺竝刑部ノ堂上官ヲ派遣シ、盛京將軍、奉天府尹ト會同シテ事理ヲ終審スルコトトセリ、然ルニ該犯人等ハ窮民ノ利ヲ圖ルニ出テ、春夏ノ候ニ捕獲セラルル者多ク、判決九十月ノ頃迄ニ遷延シ爲メニ獄中ニ於テ寒暑ノ病ヲ得、死亡スル者多シ、玆ニ於テ上諭憫ム可シト爲シ右取扱方ヲ改正シ。

寧古塔ハ同將軍、都察院御史ノ職務ヲ代理シ、盛京ハ同將軍ト、盛京刑部ノ侍郎ガ副都御史ヲ兼務セルニヨリ、今後右地方捕獲ノ該犯人ハ直チニ審理ヲ行ヒ判決シ、年末ニ於テ纏メテ上奏スルコトトシ、部院ヨリ堂上官ヲ派遣スルコトヲ停止ス。『皇朝文獻通考』

〔十〕 乾隆三年刑部題

人參盜採犯人ヲ北京刑部ニ押送スルノ例ヲ改ム

本文略

人參盜採犯人逮捕ノ後管轄ノ將軍ニ於テ既ニ審理シ明カニ罪ヲ定メシ後刑部ニ轉送スル例ナリ、徒ラニ往復日數ト費用ヲ重ヌルノミナラズ、其犯人ハ前發シ續イテ年少ナル犯人ノ妻ガ後ヲ追ウテ出發スルヲ例トス、實ニ不便ニ屬ス、今後寧古塔等ノ處ニ於テ該犯人ヲ拿獲セバ一ニ審理シテ罪ヲ定メ、犯人ノ原籍ニ送リ其地ノ都督巡撫等ヲシテ追放ニ當ル者ハ追放セシメ、杖徒ニ當ル者ハ例ニ照シテ杖徒ニ充テ、其刑部ニ押送スルコトヲ免セバ、庶クハ轉々押送ノ苦無ク、其妻モ亦長途ヲ單身旅行スルノ累ナケン、之ニ從ウ。『皇朝文獻通考』

〔十一〕 乾隆四年定皇室用人參數量等ノ件

本文略

皇室用ノ人參ハ一箇月四等參十斤五等參四十斤ト定ム。

〔十二〕 乾隆五十九年皇帝ノ旨ヲ奉ジ吉林人參採取人ノ怠納全部ヲ蠲免ス

一 蠲卹。 恩免積欠。

乾隆五十九年奉旨。吉林創挖人參。向來創夫等出山時。於定例交官之外。所得餘參准其自行變賣。俾資餬口是該夫丁等可藉沾餘潤。何至動輒需借通負纍々。本應按數著追。第念此事究由該將軍等辦理不善所致。且歷年既久其中逃亡事故者不少。而該夫丁等本係遊民。所欠銀數過多。力難完交。所有五十八年以前夫欠銀拾陸萬參千餘兩。著加恩

○蠲ハノゾク、蠲ハアハレム。
○積賦ハ數年糶積セル欠ケン即納付不足。
○變賣ハ變通賣ルヲ許ス。變通ハ特別取扱上ノ變例。
○按數著追ハ其額全部ノ追徵。
○事故ハ身故シタル事即死亡者。
○所有ハスベテ有ニル乾隆五十八年以前ノ事。
○遊民、土著シタル農業者ニ非ズ流浪スル者。

○密宛ハ皇帝ヒロキ呈テ御覧シニナルノ意。
○遺、夢山ヘノ遺遠キコト。
○遺梅官項ハ、官ノ定メタル納付ノ義務ヲ拖鉄即チ怒リ延バスコト。
○疲玩ハ罷玩ニ同ジ。公務懈怠ヲ云フ。
○生手ハ未ダ經驗ナキ事務ニ當ルコト。
○事宜ハ事件。

普行豁免。並著該將軍等曉諭各夫丁。此係格外恩施。伊等雖屬小民。亦當具有天良。倍加感奮。嗣後進山務宜盡力刨挖。毋得藉詞憚遠拖延官項。如敢仍前疲玩。必當從重治罪。該將軍等仍宜隨時稽查分別勸懲。母任再有拖欠致滋弊端。至該處參務廢弛已久。經此番查辦之後。亟須實力整頓妥協辦理。新任將軍寶琳人尙老成。向來辦事亦屬認真。但於參務究係生手。秀林曾任吏部司員。擢任副都統。尙能辦事。現在查辦此案。一切利弊又所深悉。將來參務事宜著責成。秀林會同妥辦。以期日有起色。不得仍似從前觀望因循以副委任。餘依議。欽此。『戶部則例』

吉林省內ノ人參採取ニ付テハ、採取人夫ガ其役ヲ了リテ山ヨリ出來ル時採取セル人參ハ官ニ納付スベキ法定ノ斤量ノ外ハ、彼等ノ所得トシ、特別取扱ヲ以テ、賣却ヲ許シ、生活ニ資セシム、彼等ハ此ノ收入ニ藉テ餘潤ニ沾フベキニ、何ゾヤ勸モスレバ意納ノ額彙々トセルハ、本來彼等ハ專心其意納ノ事ヲ念ヒ、完納ニ努ムベキモノタリ、而シテ此事ハ管ニ人夫ノ怠慢ノミナラズ、其局ニ該レル該將軍等ノ參務處理不善ノ致ス所タリ、且年ヲ經ルコト既ニ久シク、其意納者ノ中ニハ逃亡所在不明ノ者死亡シタル者アリ、且彼等ハ本ト遊民ニ係リ、其意納セル欠銀數ハ餘リニ過多ニシテ到底辨納ノ力無キニヨリ、乾隆五十八年以前ノ有ユル夫欠銀拾六萬三千兩ハ恩ヲ加ヘテ全部納付ノ義務ヲ免除ス。

當該將軍等ハ本件ヲ各夫丁ニ曉諭シ、此レ格外ノ恩典ナルコトヲ知ラシムベシ、彼等小民ナリトハ謂ヘ亦天賦ノ良心アルベク、此ノ恩命ニ感奮シテ自後ハ進ンデ入山シ力ヲ盡シテ人參採取ニ努ムベク、其產參ノ山林ガ遠隔ノ地ナルコトニ藉口シテ官命ノ期ヲ延引シ、前ノ如ク懈怠ノ行爲アラバ必ズ重キニ從テ治罪スベシ。

該將軍等ハ宜シク時ニ隨ヒ、彼等夫丁ノ勤勉怠慢ヲ稽查分別シテ勸獎懲罰ヲ明カニシ、再ビ意納ノ弊端ヲ滋クスルコト無ク、亟カニ須ラク採取能力ヲ充實整頓シテ妥協辦理スベシ。

新任將軍寶琳ハ老成ノ人タルヲ尙ベリ、今後該事務ハ完全ニ遂行セラルベシ、但參務ハ未ダ經驗無シ、秀林ハ曾テ吏部ノ司員タリ、今回拔擢シテ副都統ニ任ゼリ、其達能ノ人タルヲ尙ベリ、現在此案ヲ查辨スルニ一切ノ利弊又深ク知悉スル所ナリ、將來ノ參務ハ進捗スベシ、秀林ト協議責任ヲ以テ措辦着々革正ノ日アルヲ期スベシ、仍ホ從前ノ如ク觀望因循ヲ得ズ、以テ委任ニ副ヘ、餘ハ申請ノ如クスベシ、此ヲ欽メ。

〔十三〕 嘉慶五年、欽差戶部尙書傅等會同奏准 參票發行ニ關スル件

一盛京各海口商船載糧出口。每船徵銀二十兩。內以十七兩津貼、蔘票。以三兩給海口書役。作紙筆飯食之費。所徵銀兩除津貼蔘票及各項差徭外。盡數解交盛京戶部。金銀庫收儲。

『盛京通鑑』『盛京典制備考』

(1) 盛京將軍管下ノ各海港ニ於テ、商船ガ糧ヲ載セテ出帆スル時、一船ニ付銀二十兩ノ出港稅ヲ從前ヨリ徵收セリ、右出港稅ノ二十分ノ十七ヲ以テ、引受人處理未完ノ蔘票補助ニ充當シ、二十分ノ三ヲ以テ海口ノ書役ニ給シ、筆紙飯食ノ費用ニ充テシム。

(2) 前項ノ如ク定ムト雖モ右二項目ノ經費ニ充當シテ猶餘リアルベク、其剩餘銀ハ盛京戶部ノ金銀庫ニ儲藏ス。

〔十四〕 嘉慶五年前任將軍晉奏准

○津貼ハ不足ヲ補充スルノ義。人蔘票ノ處理數豫定ニ違セザル時ハ、北京ニ送付スベキ貢蔘官蔘ノ定量ニ不足ヲ生ジ。且又官蔘間ノ經費ニ充ツル公用糧ニモ不足ヲ生ズルニ至ル。此時ニ於テ人蔘減少シテ採取ノ利益タラントシテ志望スル者減少シ。爲メニ豫定ノ蔘票ヲ處分シ盡スニ至ラス。已ムヲ得ズ一策ヲ考按シテ、其不足數ガケ一粟銀何程ト補助ヲ與ヘコノ請負人ノ如キ者ニ引受シメタルナリ。其人蔘ニ縁モユカリモ無キ糖錫ニ引受ケシメタル理由ハ、糖錫ニハ公理無カリシコトト彼等資木ヲ有スル爲也。

○黃酒ハ高梁酒即
タカキビヨリ採ル
燻酎。之ヲ製造ス
ル家ヲ燻酎ト稱
ス。北支那地方ニ
限リ存在ス。

○動用ハ金銀康ヨ
リ流用支給。

○船規銀ハ船舶出
港稅銀。

○抵辨。抵ハ其代
リ。辨ハ處理。補
助ノ意味。

○體恤商民。體ハ
皇帝ノ民ヲ恤ムノ
意ヲ體シテノ意。

商民ハ燻酎ノコト
人參產額減少シ採
取ニ困難シ。歲額
ノ量ヲ得ラレザル
ニ至リ。其採取ヲ
燻酎ニ仰セ付ケシ
ガ。後ニ至リ燻酎
モ亦損失アルニヨ
リ。船稅收入ヨリ
一粟何程ト補助ス

○議覆ハ上奏シタ
ルモノヲ皇帝ノユ
ルシタルモノ。

○章程ハ定メ。一
摺ハ一折リ。一冊
ニ同ジ。

○按成ハ人參ノ品
質標準タル純分ヲ
検査シノ意味。

○復ハ中途ニテ補
助銀支給ヲ停止シ
タルモ。又元ニ復
シノ意。

○等語ハ(何々)ノ
件。

一盛京奉省造賣黃酒之商民。題造准麵每五千塊。散給票一張。『盛京典制備考』『盛京通鑑』
盛京疏奉天省管下ニ於テ、燒酎ヲ製造スル商人ニ對シ、各稜票ヲ割充テ之ヲ引受シム。
其引受數ハ麵五千塊每ニ一票ト定ム。

〔十五〕嘉慶十二年六月奉旨 船稅ヨリ人參信票ニ補助等ノ件

一每年動用船規銀四萬四千三百七十二兩零一分。抵辨稜票。以示體恤商民。按票每張發
給。銀七十五兩。共該票五百九十一張六分二厘六毫八絲。『盛京通鑑』『盛京典制備考』

(以下略之)

每年船稅銀ヨリ稜票引受者ニ補助スル銀額ハ總計四萬四千三百七十二兩ニシテ、以テ燒
鍋ヲ恤ムノ意ヲ體セリ、本項補助銀ヲ一票ニ對シ七十五兩ニ增額ス是レヲ稜票ニ割付ケ
計算スレバ五百九十一張六分二厘六毫八糸ノ計算ニ當ル。

〔十六〕嘉慶十二年六月旨ヲ奉シ戶部奏シテ議覆稜票ニ船稅ヨリ補助ノ件

盛京辦理稜票章程 一摺

一盛京辦理稜票。原應責成旗民。地方官招募創夫。實力散放按成交官。乃近年來辦理不
善。既派燒鍋領辦。復海口船規銀兩抵辨稜票。因循遷就已非一日。歷任將軍並未奏明
請旨。即富俊到任後亦未查明據實奏聞。輒行通融辦理。均有應得之咎。着交部一併議處。
現在船規銀兩業已歸公。部臣自己不能議准。將此項抵辨稜票。但據富俊奏稱。近年創
採路遠工價較貴。除設實局商保領各票外。其餘未領之票。全仗船規幫貼。方無虧額。
若責令商民追繳。恐不免藉口苦累。且已行之七年。輒難更換等語。所奏亦係實在情形。

○嚴參ハ嚴重ニ參奏スルノ意。參奏ハ上奏文内ニ官員ノアル非行ヲ指摘上奏スルヲ云フ。

○成數トハ十分ノ内良好ナル人參七劣等品三ノ割合ヲ以テ納付スル嘉慶十六年ノ定メアリ、此十二年ノ時ノ定メノ割合ハ不明也。

即此時駁令另行調劑。仍不過曉曉責請。別無善策。姑念相沿陋例。着加恩。准其將船規銀兩抵辨葎票。以示體卹商民至意。惟海口船規究係歸公之款。此時以之抵辨葎票。亦當酌定限制。以杜冒混着。即將來年支用幫貼銀數作爲定額。實用實銷報部稽核。此後若再託言虧缺。奏請增添。即着戶部嚴參。必當重一治其罪。餘依議。欽之。『盛京通鑑』『盛京典制備考』

盛京將軍富俊ヨリ參務處理ニ關スル件ニ付テ意見ヲ具奏シ、戶部ニ於テ意見ヲ付シ、皇帝ガ准許シタルモノ。

盛京ニ於テ從前葎票ヲ發行スルニ當テハ、八旗ノ人民ヲ督勵シテ地方官ガ採取人夫ヲ募集シ、定員ヲ充タシテ人參生產ノ山林ニ放遣シ、其採取シタル人參ハ成數ヲ檢査シテ收受シ、北京ニ送付スルノ例ナリ、然ルニ近年ニ至リ該事務ノ處理不良ニシテ、人參採取人ノ應募者少ナク豫定ノ葎票ヲ處理シ盡スヲ得ズ、既ニ前ヨリ燒酎釀造業者ニ人參信票ヲ割充義務トシテ處辨セシメ來レリ、其以外ノ處理澁滯ノ葎票ニハ盛京省海港ノ船舶出港稅銀ノ中ヨリ補助銀トシテ幾分ヲ給與スル等姑息ノ方法ヲ執リ來レルコト今日ニ始マリシニ非ズ、歷代ノ盛京將軍ニシテ其實情ヲ明カニシテ奏シ、斷然革正ノ策ヲ立テシ者一人モアラズ、今其任ニ在ル富俊モ亦其舊習ニ依レリ、何レモ皆職務上怠慢ノ罪ヲ問ヒ議處スベキモノニ當ル、而シテ現在海口船稅ハ其性質已ニ國庫ノ收入ニ歸セリ、戶部トシテノ臣等ハ此ノ款項ヲ以テ參票補助ニ充ツルコトヲ議准スル能ハズ、但富俊ノ奏文中ニハ近年人參ノ產額減少シテ遠距離ノ山林ニ趨クニ非ザレバ採取シ得ズ、爲メニ其採取ノ費用モ從前ニ比シ多キヲ要シ、資力アル商人ガ引受クル票數外ノ未頒ノ票ハ、全ク海口船稅ノ補助

ニ依ルノ外全數ノ票ヲ處理シ盡スル得ズ若燒鍋ヲ督責シテ更ニ其票ヲ多ク割充ツルトセバ恐ラク彼等ハ其苦痛ヲ訴ヘテ之ニ應ゼザルベク且海口船稅銀中ヨリ補助スルノ方法ハ之ヲ行フコト已ニ七年ニ及ビ今輒ク改革シ難シ：トアル件ニ付テハ富俊ノ奏スル所實際ノ情形ナリ本件ニ付テ其奏狀ニ付テ駁シ別途ノ方法ヲ案ジ更ニ奏請ヲ命ズルモ別ニ良法アラザルベク徒ラニ奏請ヲ潰ガスニ過ギズ故ニ已ヲ得ズ姑ク舊ニ依ル陋例ヲ認メ今回奏請セル船稅ヲ以テ襍票未頒ノ分ニ補助スルコトハ商民ヲ撫恤スルノ至意タルヲ示シテ之ヲ許スベシ惟ダ船稅ハ國庫歲入ノ一款ナレバ之レヲ襍票ニ補助スルトスルモ其補給ノ額ニ制限ヲ加エ置クニ非ザレバ將來濫用ノ弊アルベク則チ本年ノ補助額ヲ定額トシ爾後此額以上ニ支出セザルコトトシ及毎年實際ノ收支ヲ明記シタル決算報告ヲ提出セシムベシ。

若シ今後再ビ襍票處理困難ニ託言シ其補給額ノ増加ヲ奏請スル如キコトアラバ戶部ニ於テ參奏シテ重キニ當テ其ノ罪ヲ治スルコトトスベシ其餘ノ事項ハ將軍ノ意見ニ依ルベシ 皇帝ノ批准之ヲ欽メ。

〔十七〕 嘉慶十六年正月准 戶部咨開襍票補助船稅ノ件

一 歷年盛京襍票。放不足額。以海口船規銀兩抵辦。前奉諭旨。着以十二年幫貼銀數作爲定額。寔用寔銷不得再請加增。嗣因十二年所用銀數較多。節次行查。茲據咨覆。

津貼銀兩全以燒鍋准餉之多寡爲率。是年比十一年雖多用銀三千餘兩。較之六七八等年並不見多。十三年所用銀數亦與十二年相同。以後雖實用實銷。遇燒鍋豐盛之年。即可節省幫貼銀兩。如遇遞少之年。亦不准與定額之外。又議津貼等語。自係核實辦理。但

○寔ハ實ト同シ。

○核ハ取調ベ。

未便據齊核准。仍令該將軍自行奏明辦理。

再。

向來燒鍋所領票及船規津貼銀兩。皆係該攬頭等一手經理。該將軍節次所奏。燒鍋領票自覓劊夫。其餘剩票張。責成旗民地方官。招募散放之處。與現在辦理情形不符。且前次所送冊內。劊夫一名有領票自五六張至八九張之多。與一票一人携帶炊爨人四名之案亦屬不符。應令一併奏明辦理。等因。行知前來奴才等覆查。

盛京行放葎票。從前原係賣成旗民。地方官招募劊夫實力散放。後因山場日遠。需費繁多。劊夫無利可圖。遂至領票之人行放不能足額。殊與葎課有礙。不得不責令設實燒鍋。舖商作保承領。以期設法散放票張。該燒鍋等均因座舖生理。不能各處招劊夫。遂承領葎票交與包門人等。代覓劊夫。每年包門人等每家承領燒鍋葎票。自數張至數十張不等。攬頭得葎票。即各帶劊夫出邊採挖。是以每人名下有自領票五六張至八九張不等。動用船規銀兩至有領銀五六百兩之多。核辦票張。除將現在燒鍋准應領外。所餘剩票若干。再行核給。帮貼銀數總以一票一人繳銷。一切用項其所帶炊爨人數仍按票四名。發給腰牌。以爲邊卡查驗之據。

再

每年動用船規銀兩。總視燒鍋准餉之多寡。自嘉慶六年至八年用銀。自五萬餘兩至五萬三百餘兩不等。減票之後自九年至十一年。用銀自四萬餘兩至四萬二千兩不等。每年帮貼銀兩。總以剩票之多寡爲率。前奉諭旨。以十二年支用銀數作爲定額。奴才等檢查底冊。實係按是年實剩票張。其需用津貼四萬四千三百七十二兩零一分。委無虛捏情弊。

○邊卡ハ邊門附近
ニアル兵士ノ駐屯
見張番所トモ云フ
ベキモノ。

○再ハ追申、附記
或ハ撥入ノ意、
○向來ハ從前、モ
トヨリ。

○硃批皇帝カ奏本
ノ欄外ニ朱書ニテ
記入裁可スルヲ云
フ。
○儘ハ盡ト同ジ。

應請卽以此數爲每年津貼定數額所有查明參務寔在情形。併額定幫貼銀數緣由。理合據寔奏明。伏祈皇上睿鑒。勅部查核施行。爲此謹奏。請旨等因准。奉到。

硃批。戶部議奏。欽之。

嗣後經戶部議覆。臣等查該處。每年行放棧票一千七百五十二張。既據該將軍等奏明。先儘燒鍋等承領之外。餘剩若干每張津貼總七十五兩。每年動用船規銀總以剩票之多寡爲率。自係該處寔在情形。應該將軍所奏。卽以嘉慶十二年分津貼銀兩四萬四千三百七十二兩一分之數。作爲定額。仍令該將軍。

按照前咨。嗣後遇燒鍋准麵豐盛之年。應將幫貼銀兩節用。如遇遞少之年。亦不准於定額之外。再議津貼該將軍卽。將十二年起至十六年止。每年燒鍋等應領棧票若干。餘贖票張若干。動用船規銀兩若干。彙造清冊。送部核銷。並令。嗣後將每年各海口徵收船規銀兩。並各城開設燒鍋座數。及准麵數目。先行造冊送部。以憑稽核。至奏稱。燒鍋領票不能自創夫。將承領票張。交與各攬頭。覓夫採挖。每人名下領票自五六張至八九張不等。其幫貼銀數定仍一人一票核銷之處。核與棧務章程亦屬相符。毋庸另議等。因遵辦在案。『盛京典制備考』『盛京通鑑』

盛京將軍ヨリ官營人參處務方法ニ付戶部ヘノ咨ト上奏アリ本件皇帝ヨリ戶部ニ命ジ審查セシメ、戶部ヨリ開陳セル意見。

毎年盛京ニ於テ取扱フ棧票中ノ處理不能ノ票數ニ對シテハ、海港出船稅銀ヲ流用補助シテ燒鍋業者ニ引受ヲ爲サシメツツアリ、前ニ諭旨ヲ奉ジ嘉慶十二ノ補助額ヲ以テ其補助ノ定額ト定メ、是ニヨリ經理シ再ビ右ノ額以上ニ増加ヲ請フコトヲ得ザラシメタリ、次デ

十二年所用ノ銀ハ較ヤ多シ將軍ノ咨文ヲ一々調査シテ意見ヲ開陳ス。

補助銀兩ノ多寡ハ一ニ燒鍋ノ麩數ヲ基準トス嘉慶十一年ハ同十二年ニ比スレバ其銀額二千餘兩多シト雖モ之ヲ同六七八年ニ比スレバ多カラズ同十三年所用ノ銀額ハ十二年ト相同ジク以後ノ經理ヲ見ルニ燒鍋ノ業務繁盛ノ歲ハ補助ノ銀兩ヲ節約シ得ベシト雖其不振ノ歲ニハ前ニ定メタル定額ニテハ不足ヲ生ズ其理由ハ麩數多ケレバ燒鍋ノ引受クル票數多ク燒鍋ノ票ニハ補助銀無キヲ本則トス補助銀ヲ要スル處理困難ノ票數減少シ麩數少ナケレバ之ニ反スルヲ以テナリ。

故ニ燒鍋不振ノ時ニハ補助銀増加ヲ云々スルニ至ルナリ本件盛京將軍ノ確實處理スベキ筋合ノモノニシテ咨文ノ如ク取計ヲ准スベキニ非ズ仍ツテ該將軍ヲシテ補助ニ依ラズシテ自力施行セシメ奏明辦理セシムベシ。

再

従前燒鍋ノ引受クル稜票竝補助船稅銀付キノ票共引受人自カラ之ヲ處理スルモノニ非ズ其内情ハ二者共ニ攬頭ノ一手經理ニ屬スルモノナリ該將軍奏文中ニ：：燒鍋ガ稜票ヲ引受ケ自カラ採取人ヲ募集シテ之ニ當リ其餘ノ剩票ハ旗民ヲ督責シ地方官ガ採取人夫ヲ招募シ之ヲ人參產山ニ分散放遣ス：：トアルニ符合セズ。

且該將軍ヨリ戶部ニ送付シ來レル前年ノ人參關係ノ簿冊書類ヲ檢閱スルニ人參採取人同一人名ノ票五六張七八張ヲ領票セル者アリ是レ一票一人附隨炊爨人四名ノ規定ト合ハズ是亦前項ト共ニ奏明辦理セシムベシ

右ノ件ニ付前ニ照會シタル回答等ニヨリ更ニ調査スルニ盛京ニ於テ稜票ヲ頒付シ之ヲ

探參ノ爲メ發遣セシムルコトニ付テハ、從前ハ旗民ヲ督勵シ地方官ガ採取人夫ヲ募集シ、數ヲ充タシテ後ニ參山ニ散放セリ、後ニ至リテ人參ノ產額減少シ近山ニテハ採取スルヲ得ズ、次第ニ遠隔ノ山ヲ搜索セザルベカラザルコトトナリ、從テ經費ヲ多ク要シ採取人ノ利益減少シテ應募者頓減シ、遂ニ其全部ハ人夫ヲ招募シテ之ヲ發遣スルコト不能トナリ、爲メニ北京戶部ニ送付スル人參ノ定額ヲ得ルコトニ礙アルヨリ、己ムヲ得ズ、稜票ヲ燒鍋ニ割充テ義務トシテ人參採取ヲ引受ケシムル方法ヲ執レリ、而シテ稜票ヲ引受ケタル燒鍋等ハ組合ヲ作り其稜票ヲ採取人夫ニ割充テ、參山ニ放遣センコトヲ期セリ、然ルニ該燒鍋等ハ何レモ店舖ヲ有シ營業セルニヨリ、自カラ人參採取事業ニ當ルヲ得ズ、遂ニ其引受ケタル票ヲ八旗中ノ包衣門下ノ人ニ託シテ代ツテ人夫ヲ募集セシメタリ、故ニ包門ノ人ノ家ニハ每戶數張或ハ數十張ノ稜票ヲ有セザル無キニ至レリ、而シテ一方補助銀付ノ票ヲ一手ニ受タル攬頭ハ補助銀アルノ利益ヲ目的ニ各採取人ヲ連行シテ參山ニ赴キ採取スルモノナレバ、實際ニ於テ其票數ニ合スル人員ヲ使役スルモノニ非ズ、是レ同一人名ノ稜票五六張乃至八九張アル所以ナリ、而シテ攬頭一人ニシテ補助船稅銀一人五六百兩ノ多額ヲ受クル者アル實情也。

右ハ票張ノ處理ヲ正確ニシ、現在燒鍋ノ總數ニ割充タルモノヲ除キ、其殘餘ノ票幾張アルカヲ調査シ補助ヲ給シアルモノハ一旦取消シ總テ必ズ一人一票タルコトニ整頓シ、其附隨スル炊爨人數ハ一票ニ四名トシ、腰牌ヲ給シ且邊卡巡察兵ガ檢査ヲ行フ時ノ證票トスベシ。

再

毎年蔘票ノ補助トシテ流用スル船税ノ銀兩ハ、燒鍋ノ麩數ニ割付クル蔘票以外ノ票ニ給スルモノナレバ、麩數ノ多寡ニヨリ年々不同アリ、嘉慶六年ヨリ八年ニ至ル三年間ハ、大抵一年五萬餘兩ヨリ五萬三百餘兩ヲ算セリ、同九年ニ於テ蔘票ノ總數ヲ減額シタルニヨリ、九年ヨリ十一年ニ至ル四年間ハ四萬餘兩乃至四萬二千兩トナレリ、毎年補助スル銀兩ハ處理困難ノ票數ヲ以テ率トナシ、其殘票ノ數ニ規定一票ノ補助銀額ヲ乘ジタルモノヲ總額トナスモノナレドモ、十二年ノ支出額ヲ以テ定額トナスコト前ニ諭旨ヲ奉シテ決定シタリ、奴才等此年度ノ帳簿ヲ檢査シテ對照シタルニ、補助銀兩計四萬四千三百七十二兩零一分ト補助附票數ト符合シ、其間ニ虛構ノ事實無シ、將軍ノ奏請ヲ准シテ此數ヲ以テ毎年補助ノ定額トスベシ。

總テ盛京ノ參務ヲ調査シタル實情ト補助銀額ノ理由ヲ、實際ニヨリ玆ニ奏明シ伏テ裁可ヲ仰グ、戶部ニ勅シ議奏セシメラレンコトヲ謹ミ奏シテ旨ヲ請フ。

硃批。戶部議奏欽之。

其後戶部ノ議覆ヲ經タリシガ、臣等本件ヲ調査スルニ、盛京ニ於ケル毎年ノ頒布蔘票ハ一千七百五十二張ナルコト、既ニ該將軍ノ奏明スル所ナリ、先ヅ處理ヲ了シタル燒鍋引受票數外ノ處理困難ノ剩票數若干ニ對シ、一票補助銀七十兩、此ノ銀兩ノ總額ハ毎年船稅銀ヨリ流用支出シ、其剩票ノ多寡ヲ以テ率トセリ、此レ該處ニ於ケル參票處理ノ實情ニシテ應サニ該將軍ノ奏スル所ノ如シ、即チ嘉慶十二年ノ補助總額銀四萬四千三百七十二兩一分ヲ毎年ノ定額ト定メ、仍ホ此事該將軍ニ令スベシ。

前齊ヲ按照スルニ其後燒鍋ノ營業繁盛ニシテ其製造麩數多キ年ハ補助銀ヲ節約スルコ

○遵照辦理ハ法ノ定ムル所ニ據リ取
 級フコト。
 ○此ノ折銀トアルハ事實人參ヲ銀ニ換算スルニ非ズ、換算シタルコト、シテ帳面ヅラヲ合セ、人參ハ北京内務府ニ送付スルナリ。
 ○船規下領取動用ハ海口船稅銀ヨリ徵收シアルモノヲ流用スル也。即人參ト銀トヲ爲替決済スル也。
 ○填註以下ハ、各人別々ニ交付スル山ヨリ歸リタルコトヲ證スル票ニ。其劄夫ノ所得人參量目ヲ記入スル也。
 ○驗稱ハ詳シク検査スルコト。
 ○關ハ山海關。
 ○飯銀ハ清朝官吏俸給ノ一種。衰老銀ノ性質ヲ有ス。
 ○火耗銀ハ銀貨ハ流通スル中ニ次第ニ量目ヲ削減ス、故ニ稅銀ヲ徵收スルトキニ、一兩ニ付此目ベリヲ見込ミ、二三分ヲ加徵スルモノヲ謂フ。

トヲ得、反之營業不振ノ年ハ其總數減少スルカ故ニ、定額ノ補助銀ニテハ不足スルニ至リ、其補助銀額ノ増加ヲ要請スルニ至レリ。盛京將軍ハ嘉慶十二年ヨリ同十六年ニ至ル迄ノ、毎年燒鍋等ノ引受稜票數其以外ノ剩票數並流用ノ船稅補助銀額等實際ノ收支ヲ精細ニ記載セル會計簿冊ヲ作り戶部ニ送付シ決算ノ上責任解除ヲ受クルコトトスヘシ。今後盛京將軍ハ毎年各海口ニ於テ徵收スベキ出船稅銀兩並ニ各城ニ開設セル燒鍋ノ店舖數、其製造總數等ヲ見積リ之ヲ詳細ニ記載セル帳簿ヲ作り、毎年戶部ニ先送シテ監督上ノ參考ニ資スベシ。

右ノ如クセバ弊害ヲ防ギ、處理不能ノ票數ト補助銀額ト符合シ、更ニ補助ヲ奏稱スルコト無ク、又燒鍋ガ引受ノ票ヲ攬頭ニ與ヘ攬頭ガ自カラ採取人ヲ募集シテ之ニ當リ、一人ノ名ニテ數票ヲ有スルガ如キコト無ク、一人一票ノ實ヲ擧ゲ稜務章程ノ規定通り行ハルルニ至ルベク、以上ノ外別議ヲ庸^テユル勿カラムルベシ。
 本件違辨ニ因ラシムベシ。

〔十八〕道光十二年ノ奏定 參務改定ノ件

一 改銀十兩。毎年共應抽公用稜一百四十六兩。折銀一千四百六十兩。盛京戶部銀庫存貯。
 由船規下領取動用。按年造册報銷。其稜仍歸併官稜。送交內務府。
 一 劄夫所得稜內。除交官稜外。餘剩若干。填註部頒回山照票。准其原劄夫領出自賣。俟交官稜完畢後。驗稱裝箱。派官押送進關。任其自行貿易。
 一 買賣餘稜。每斤收稅銀四兩。內交山海關稅務飯銀。火耗銀九錢五分二厘二毫外。下剩銀三兩零四分七厘八毫。作爲稜局公用。

○汪清門ハ舊興京ヨリ通化ニ通ズル邊門。
 ○押票ハ取縮ノ意票裏トハ關係ナシト。

○烙馬印ハ入山探蔘者ノ馬ニ烙印スルコト。
 ○哈嗎河ハ松花江支流ノ上流今ノ吉林省界。朝陽鎮ノ北。

○安營ハ一時ノ駐屯。
 ○連皮ハ採取地方別。稱驗ハ稱量シテ検査スルコト。

○封貼印花ハ花押ノ封印。
 ○臺ハ今日ノ郵便ノ如キモノ。清代東北兩路ニ設置ス。

○進留掛號ハ官儀局ニ送り届ケ、番號ヲ付スルコト。
 ○官參ノ區分。

○採取人採取人參内

(1) 槍票一張人參六分ノ五
 五錢 六分ノ一 貢參
 公用參

(2) 官儀内六分ノ一公用參

(3) 前二項餘參本人所得

一 毎年派官二員兵二十名。於立夏前赴汪清門。押票監烙馬印。劄夫出邊後。押票官亦出邊。在哈嗎河地方安營。秋後劄夫回山。各按所得蔘包。連皮秤驗。封貼印花。按臺押送。進局掛號儲庫。『盛京通鑑』『盛京典制備考』

本件ハ乾隆三十二年ノ奏定ニテハ、官儀局ノ經費不足ナルニヨリ、盛京將軍ヨリ奏シ戶部ノ議覆シタルモノ也。

(1) 前ニ定メタル人參換算率ヲ人參量目一兩ニ付銀十兩ニ改ム。之ニヨリ公用蔘ノ一箇年ノ總量目ハ一百四十六兩之レヲ換算シテ銀一千四百六十兩トス。
 (2) 右ノ全額ハ盛京戶部ノ銀庫ニ貯藏シアル船稅總額ノ中ヨリ流用ス。
 此ノ會計ハ年次ヲ逐フテ簿冊ヲ作り、正確ニ記帳シ、毎年決算報告ヲ提出スベシ。

(3) 公用蔘ハ官蔘ト合一シ北京內務府ニ送付スベシ。
 (4) 採取人ガ採取シタル人參ノ中官へ收納スル定量ヲ引去リタル殘餘ハ、本人ノ所得トシ、出山ノ後ニ交付スル同山照票ノ欄外ニ其量目ヲ記入ス。

(5) 前項採取者ノ所得參ハ、官蔘受渡濟ノ後ニ於テ一定ノ箱ニ納メシメ、之ヲ検査シタル後官員ヲ派シテ山海關ニ押送シ、同所ニ於テ本人ノ貿易ニ任カス。

(6) 毎年立夏前ニ於テ官二員ト兵二十名ヲ汪清邊門ニ派シテ、人參採取ニ關スル取締ニ從事セシメ、且採取人用ノ馬匹ニ烙印セシム。

(7) 採取人ガ邊門ヲ出デテ入山ノ後ニ於テ、前項取締官兵モ亦邊門ヲ出デ、哈嗎河地方ニ駐在シテ取締ニ從事シ、秋後ニ至リ採取人ガ出山歸還ノ時各其獲ル所ノ人參ヲ検査秤量シ、地方別ニ區分シ花押封印シ、臺ヲ追フテ奉天官儀局ニ發送スベシ。

方別ニ區分シ花押封印シ、臺ヲ追フテ奉天官儀局ニ發送スベシ。

此内賣買一斤ニ
付四兩ノ微稅

其内

四分ノ三

○電火ノ公用參

四分ノ一

○五三三 山海關

費用

公用參ハ官參局

ノ經費ニ充ツ買

參ハ皇室用

○座數ハ店舖數。

○關閉ハ開店、閉
店、閉ハ休業ト廢

業。

(8) 官棧局ニ於テハ該人參ニ一々番號ヲ付シ倉庫ニ儲藏スベシ。

〔十九〕道光十六年廣寧所屬ノ燒鍋ガ過半休業セルニ因リ。該城ノ棧票處理不能トナル。此レヲ機トシ北京戶部ヨリ奏シテ部議ヲ上ル。此前ヨリモ各城共棧票處理竭蹶ノモノアリタリ。

一 按照各城燒鍋座數増減。均勻節發分額。本所酌定。

一 因各城自均票後。燒鍋商人多有規避票張。關閉無常。恐地方官查辦不實經各堂憲擬以燒鍋於七月初一日以前報開者。納本年票張。十月初一日以後概不准報開。如有誑報除治該商之罪外。地方官不但不准議叙。仍飭取職名送部查議之處咨報戶部。備案以照核實。

(以下略)

(1) 從來各城管下ノ燒鍋ニ按排シテ引受ヲ爲サシメツアル棧票ト該營業者店舖ノ増減及其數ヲ調査シテ其配付ガ適當ナリシヤ否ヲ證議シ之ヲ適當ニ按排スベシ、

(2) 七月一日以前ニ休業廢業スル者ハ其年配付ヲ受ケタル棧票ノ返納ヲ許スト雖モ十月一日以降ノ休業業者ハ其返納ヲ許サズ。

若シ廢休業ヲ虛報スル者ハ其罪ヲ治シ所管地方ノ當該官職者ノ官職人名ト其事由ヲ北京戶部ニ報告セシメ戶部ニ於テ審查ノ上吏部ニ報ジ吏部ニ於テハ之ヲ案ニ記錄ス。

〔二十〕道光二十七年戶部議覆 人參票處理改定ノ件

道光二十六年十一月十八日。由內閣批出。盛京將軍奕湘等奏。變通棧票章程一摺。奉

硃批。該部會同內務府。議奏。

欽之。欽遵。臣等伏查該將軍原奏。內開。

盛京地方每年放葎票一千七百五十二張。每票收葎五分。其收葎八百七十六兩。今擬減半。撤票八百七十六張內。除船規津貼票五百九十一張。外尙有應減之票二百八十五張。

毋庸燒鍋領辦。應否令其按票補繳稅課。查明具奏辦理。調查。奉省燒鍋向無繳納稅課例案。從前其有燒鍋四百餘座。保領葎票二張有零。尙覺易於從事。迄今十數年來。燒鍋減至一百五十餘座。其津貼票張。原係另覓創夫採辦。因燒鍋領票苦累。將津貼之票。統歸燒鍋承辦。其津貼銀兩亦歸燒鍋。均勻分領藉抒商力。今將津貼票張全行減去。是各燒鍋遽無津貼銀兩無項接濟辦。理已形竭蹶。若再將減去之票二百八十五張。責令燒鍋補納稅課。勢力難支持。請將現擬覆。減一半之票內除船規津貼之票五百九十一張。下餘額票二百八十五張。免其繳納稅課。以示體卹等因。內務府查。戶部則例內載盛京每年應放葎票。除燒鍋人等保領之票。毋庸津貼外。其餘放不足額之票。別覓創夫採辦。每票一張幫貼銀七十五兩。盛京等處由燒鍋人等保領之票。向無幫貼銀兩。臣等前議覆減葎斤擬請將放之票毋庸燒鍋人等採辦。應否令其按票補納稅課之處。交將軍等查明具奏辦理。今經該請將軍等查明。覈減葎票二百八十五張。既難責令燒鍋人等補納稅課。自應另行籌辦。臣等公同酌議。所有盛京每年放葎票一千七百五十二張內。除津貼票五百九十一張。毋庸採辦外。其餘額票一千一百六十一張。仍請節下該將軍等。照舊採辦葎斤。以歸覈實。

又查該將軍原奏內。稱每年共放葎票一千七百五十二張。應交貢葎九十六兩。官葎七百八十兩。今擬減半。放票八百七十六張。按票覈計。應交貢葎四十八兩。官葎三百九十兩。

應否照舊按票覈計分晰徵解之處。應請由內務府覆議。咨覆遵辦等因內務府查。臣等前請撥減稜斤。原因近年解到官稜。枝身瘦弱。成色不足。發之各省不能得價。是以覈減稜斤。留待培養。且盛京每年額交稜八百七十六兩。以稜七成泡丁三成爲准。內應交貢稜九十六兩。官稜五百十七兩二分。渣泡二百六十二兩二分。今將津貼票五百九十一張。全行裁減。下餘稜票一千一百九十一張。僅止交稜五百八十兩五錢。因思產稜之山不能因覈減而產稜。且刨夫入山更可揀好稜而加數採取。若仍以人稜七成泡丁三成爲准。誠恐該刨夫等隱優交劣。臣等悉心商確擬請。

嗣後盛京應交稜五百八十兩五錢。內改以人稜八成泡丁二成爲准。其人稜八成內。仍令揀選貢稜九十六兩。官稜三百六十八兩四錢。二成渣泡一百六十一兩一錢。如此酌改成數。庶免刨夫入等隱匿情弊。並請飾下該將軍等。務當嚴飭刨夫採取肥壯充足上等山稜。勿以秧稜籽稜充數。其瘦弱小稜泡暫免刨挖。俟數年後自必肥壯充足。更覺易於辦理。倘解到官稜不及成數。臣等查照向例。將承辦人員議處。並將揀出不及成數之稜。仍令原解官資回。按照例價勒限如數追繳。戶部查稜務章程。前於嘉慶十七年奏准。不足額之稜票五百九十一張別覓刨夫採辦。每張幫貼銀七十五兩。共用銀四萬四千三百七十二兩。於船規項下動支。今既將前項票張停止。自毋庸再行津貼。所有船規銀兩。應令於每年請頒俸餉案內悉數列抵以裕餉需。至該處稜局辦公經費。向係動用稜折銀兩。官稜六兩抽公用稜一兩折銀十兩。惟現在稜票既議減放。則官稜比前較少。應照交稜五百八十兩五錢覈算。此後抽公用稜九十六兩零計得折價銀九百六十餘兩。稜局用項更應力加撙節方不致有不敷。應由該將軍詳查各款逐一釐剔。除刷票工價製牌工料。送稜車脚等項。均應按票酌減。開銷

外其餘有可節省之款。即行覈定銀數報部存案。所有葎局積欠銀六千餘兩。仍准循照舊章。將餘葎稅銀繳。盛京戶部銀庫歸完原款。並每年收稅若干報部查覈。

再

所稱該商等影射關閉。希圖規避葎票查出。照影射稅課例。加倍折罰一節。查該處燒鍋本未定有稅則。所請加倍折罰之處。從何加算。且燒鍋人等承領葎票。係只保僱刨夫入山採辦。究意因何負累致有影射關閉情事。原奏並未明晰聲叙。應仍由該將軍該處實在情形詳加查察。據實聲覆。再行覆議。至現議裁減票五百九十一張。計每年各城應仍放票一千一百六十一張。並令該將軍等查明各葎山處所按照現定票數均勻分派。造冊報部以憑填註地方山名。按年給發等因議奏。

奉旨。依議欽之。各行遵辦。『盛京典制備考』

道光二十六年盛京將軍奕湘ヨリ人參事務ノ規程ノ變更ニ付テ奏シ、皇帝ガ本件ニ付テハ戶部ト内務府ト議定スヘキコトヲ命ジ、是ニヨリ同二十七年十一月關係官ヲ内務府ニ會同シ議定シタルモノヲ大學士管理戶部事務潘世恩ヨリ奏上ス。

臣等伏シテ該將軍ノ奏文ヲ調查意見ヲ左ニ開陳ス。

盛京地方ニ於テ毎年割充テ頒付スル葎票ハ從前一千七百五十二張ニシテ、其採取人夫ガ採取シタル人參ノ中ヨリ官葎ト貢葎ノ定量ヲ收納スル外ニ、一票ニ付テ量目五分ノ公用葎ヲ徵收シ之ヲ官葎局ノ經費ニ充當シ來レリ、其收葎ノ總計八百七十六兩ナリ、今ハ葎票ヲ半數八百七十六張ニ減ゼントス、之ヲ減ズルコトトシ此票數中ヨリ燒鍋ニ引受ヲ爲サシメ、補助銀ヲ支給セル五百九十一張ヲ引去レバ、殘リ二百八十五張ノ票アリ、此票ハ燒鍋ニ引受ヲ

○影射關閉ハ開廢
藥ヲ鑄ルコト。影
射ハ元左傳ノ語ヨ
リ出ヅ。課稅ヲ逃
ルベク人ヲ欺クノ
意。清律戶律内ニ
モ此用字アリ。

爲サシムルノ方法ヲ執ラズシテ、如何ニセバ之レヲ按排シテ其人參ノ數量ヲ完ブシ得ルカニ付テ、調査シ其處理方法ヲ具奏ス。

遡ツテ調査スルニ、奉天省内ノ燒鍋營業者ハ別ニ納税ノ義務ヲ負擔セズ、元ト燒鍋店舖ノ數ハ四百餘坐アリ之ニ割充テ義務トシテ引受ヲ爲サシメタル葎票ハ、一坐平均二張有零ニ當リ其負擔ニ付テハ苦痛無ク易々事ニ從ヘリ、然ルニ今日迄十數年間ニ燒鍋ノ坐數ハ減少シテ一百五十餘ニ至レリ、原ト燒鍋ノ票ニハ補助銀無ク補助銀ノ附隨セル葎票ハ別ニ採取人ヲ覓メテ採辦シタリ、燒鍋一坐當リノ負擔票數増加シテ後右補助銀付ノ葎票ハ一纏トシテ全部燒鍋ニ交付シ、其補助銀モ亦全額ヲ一纏トシテ燒鍋ニ下渡シ燒鍋ハ之ヲ各其製造麴數ニヨリ配分シ是ヲ以テ商業資本ニ利用シ來レリ、今彼等ノ引受數ノ葎票中ヨリ補助銀付ノ票ヲ減却セバ彼等ノ資本流用ニ支障ヲ生ズベク、且前ニ述ベタル處理困難ノ補助銀無キ殘票二百八十五張ヲモ燒鍋ニ引受シメテ、人參ノ納付ヲ督責スルトセバ到底負擔ニ堪ヘザルベシ。

請フ議覆ノ如ク葎票ハ總數ヨリ之ヲ半減シ、其中補助銀兩附ノ票五百九十一張外ノ餘票二百八十五張ハ、貢參官參ノ外ノ人參賦課ヲ免シ體恤ヲ示スベシ。

右ニ付テ内務府ノ調査シタル意見。

欽定戸部則例内ニ盛京ニ於テ毎年發行頒付スル葎票中、燒鍋ノ人等ニ引受ヲ爲サシムル票ハ船稅補助銀兩ヲ庸ユル勿レ、其餘頒付未濟處理不能ノ票ハ別ニ採取人夫ヲ覓メ採辦スベク、每票一張ニ銀七十五兩ヲ補助ストアリ。

燒鍋引受ノ葎票ニハ前ニ補助銀兩ナシ、臣等前ニ議覆シテ葎斤ヲ減ジ、五百九十一張外ノ

二百八十五張ノ票ヲ燒鍋ニ割充ルノ方法ヲ執ラズシテ如何ニシテ之ヲ按排セバ、其人蔘ノ數量ノ收納ヲ完フシ得ルカニ付テ、該將軍ニ交シ查明具奏ニヨリ辨理スベキコトヲ請ヘリ、今該將軍等ノ查明ヲ經テ蔘票ヲ減ゼントス、而シテ其中處理困難二百八十五張ノ票ハ既ニ燒鍋ノ人等ニ引受ケシメ、之レニヨリ人蔘ヲ納メシメ難シ、別ノ方法ニヨリ計畫ヲ立テ處置セザルベカラズ。臣等公同酌議スルニ、盛京毎年ノ蔘票一千七百五十二張内補助銀兩アル五百九十一張(官ニ於テ人夫ヲ招募シテ採辦セザル票)ヲ除キ、其殘餘ノ一千一百六十一張ハ仍ホ該將軍ヲ飾メ、舊ニヨリ官ノ手ニヨリ人夫ヲ招募シ採辦以テ確實ナラシメンコトヲ請フ。(以上内務府ノ意見以下戶部ノ意見)

又該將軍ノ奏文ヲ查閱スルニ其文中ニ、毎年頒布スル蔘票一千七百五十二張ヨリ得ル所ノ人蔘ハ、貢蔘九十六兩官蔘七百八十兩、今其票ヲ半減シテ八百七十六張トセントス、依テ此人蔘貢蔘四十八兩官蔘三百九十兩トナル、舊例ニ照シテ蔘票ヲ如何ニ按排スルカニ付テハ内務府ノ覆議ニ由リ咨覆遵辦セシメンコトヲ請フ。

臣等前ニ人蔘ノ斤量ヲ減ゼンコトヲ請ヒシ理由ハ、近年北京ニ到着スル人蔘ハ、枝身瘦弱ニシテ規定ノ成數ニ合セズ、此レヲ各省ニ發送スルモ品質不良ナル爲元ノ如ク價ヲ得ル能ハズ、是ヲ以テ人蔘ノ總斤量ヲ減ジ、濫獲セシメズ暫ク其生長ヲ待タントスルニヨル。

且盛京ヨリ毎年北京戶部ニ送納スル人蔘ハ總額八百七十六兩ニシテ、其品質ニ付テハ人蔘七成泡丁三成ヲ以テ標準ト爲セリ、其内貢蔘九十六兩官蔘八人蔘五百十七兩渣泡二百六十二兩二分ノ定メナリ、今總票數ヲ半減セバ八百七十六張トナル、此中ヨリ補助銀兩付ノ票五百九十一張ヲ引去レバ殘二百八十五張トナル、之レニ右半減ノ數ヲ加フレバ一千一百六

○稜襖ハ若キ人參
又苗ヲ山ヨリ持來
リ裁付タルモノ
襖
籽ハ實時仕立ノ
モノ。

十一張トナリ之レヨリ得ベキ官襖貢襖ハ僅カニ總計五百八十兩五錢トナルト雖モ產參ノ山林ノ將來ノコトヲ思ヘバ減額ニ因ルニ非ザレバ參校ノ採取ヲ續ケ難シ且ツ採取人夫ガ入山シテ從前ヨリハ好良ナル人參ヲ揀ンデ採取スベシ若シ元ノ標準人襖七成泡丁三成ヲ以テスレバ恐ラク採取人ガ優良ナルモノヲ隱匿シ劣品ヲ官ニ差出スニ至ルベシ臣等考慮ヲ盡シテ研究協議シタル結果ハ左ノ如ク定メンコトヲ請フ。

今後盛京ヨリ北京へ送納スル人參ハ總額五百八十兩五錢トシ品質標準人襖七成泡丁三成ノ從來ノ規定ヲ改メ人襖八成泡丁二成トシ其人襖ノ中ヨリ貢襖九十六兩官襖三百六十八兩四錢ニ充テ渣泡一百六十一兩一錢トス右ノ如クセバ人參採取人ガ良好參ヲ隱匿スルガ如キ弊弊ヲ防グコトヲ得ン。

並盛京將軍ヲ飾メ人參事務處辨ニ付テハ嚴重ニ人參採取人ヲ戒メ肥壯充足セル上等ノ山襖ヲ採取シ秋襖籽襖等ヲ以テ其數ヲ充ス勿ク其等瘦弱ノ小サキ人參ハ暫ク採取セズニ置キ數年ノ後生長シテ肥壯充足スルヲ俟テ採取スベキコトヲ以テスベキコト斯クスレバ人參事務處理上ニ於テモ便利ナルベシ。

若シ北京ニ到着シタル人參成數標準ヨリ劣リタルトキハ臣等ハ向キノ例ニ照シ其當該官員ヲ議處シテ懲戒處分ニ付シ並ニ其成數不足ノ人參ハ送付シ來リシ官員ニ責シ回ラシメ其價ヲ追徴シテ戶部ニ送納セシムルコトトスベシ。

襖務章程ヲ查閱スルニ前嘉慶十七年ニ於テ奏請ニヨリ定メタル所ハ頒下不能ノ襖票五百九十一張ハ別ニ採取人ヲ覓メテ採辦セシメ一張ニ對シ七十五兩ノ補助銀ヲ交付シ其總計銀四萬四千三百七十二兩ハ船稅ヨリ流用シタリ今既ニ前項ノ票張ハ停止シ再ビ補助銀

ヲ庸ユル勿ラシメ、從前補助ニ使用セシ船稅銀兩ハ、全額ヲ毎年ノ軍費ニ編入シ兵士ノ糧食ヲ裕ニスルコトトセリ。而シテ盛京官蔘局ノ經費ハ一票官蔘六兩ノ中ヨリ人蔘一兩ヲ抽キ、之レヲ銀十兩ニ換算シテ之レニ充ツルコトトシ、其人蔘ハ北京戶部ニ送付セシメ、銀ハ船稅ノ中ヨリ支出セシメ、所謂爲替ノ方法ヲ執レリ、現在蔘票ノ總數ヲ減ジタル上ハ今後官蔘五百八十兩五錢トナリ、其レヨリ六分ノ一ヲ抽出スル公用蔘ハ九十六兩零トナル、之ヲ銀ニ換算セバ九百六十餘兩トナル、今後官蔘局ノ經費ハ力メテ節約ヲ加エテ支出ノ款項ヲ整理減額スルニ非ザレバ不足ヲ免レズ、該將軍ヲシテ逐一審査冗費ヲ除キ節約ヲ加エシムベク其中減額又ハ削除スベキモノハ。

發行人蔘票ノ工賃

腰牌ノ工賃

人蔘ヲ送付スルトキノ運賃ノ減額

等ニシテ猶他ニモ省約ノ餘地アルベク、調査ヲ行ヒ經費ノ款項ト其銀數ヲ定メテ、戶部ニ報告セシムベシ。

官蔘局ニ於テ年々經費不足ノ爲メ缺陷トナレル、總テノ銀六千餘兩ハ仍ホ舊規程ニヨリ支辨スルコトトシ、餘蔘ノ稅銀ヨリ流用、盛京戶部ノ銀庫ヨリ支出シ完結セシムベシ。

毎年官蔘局ノ費用トシテ收稅スルコトハ、戶部ニ報告シテ査定ヲ受ケシムベシ。

再

該將軍奏文中ニ：：燒鍋等ガ蔘票ノ引受ヲ忌避シテ其營業ノ開廢ヲ詐ル事情アリ、之ヲ查出シ律ノ射影課稅ノ例ニ照シ、加倍折罰云々ノ一節アリ、之ヲ查スルニ同處ノ燒鍋ハ本ト

未ダ税則ニヨリ税ヲ課セシコトアラズ。加倍折罰ハ何ヲ基準ニ加算スルカ、且燒鍋ノ人等ガ稜票ヲ引受ケタル後ハ、只人參採取人ヲ僱ヒ山ニ入ラシメ採辦セシムルノミニシテ、究竟何等累ヲ負フコト無シ何ニヨツテ其營業ノ開廢ヲ詐ハル事情アルカ、原奏文此點ニ於テ未ダ明晰ニ叙述シアラズ、仍ホ該將軍ハ同處ノ實情ヲ詳カニ查察シ、實際ニヨツテ更ニ奏聞セシムルヲ要ス。

現奏文ニ付テハ

一、稜票總額一千七百五十二張ヨリ五百九十一張ヲ裁減スルコト。
一、爾後毎年盛京將軍管下各城ニ割充ツル稜票一千一百六十一張ハ、該將軍等各稜山ノ事情ヲ調査シ適當ニ按排シ、ヨク票數ノ平均ヲ保タシメ採取人ヲ分派スルコト。

一、右ハ簿冊ニ作リ戸部ニ報告地方ノ山名ヲ填註シ之レニ憑リ毎年給發スルコト。
以上議奏ス。

奉旨。議ニ依ル之ヲ欽メ。咨行違辨。

〔二十一〕 咸豐三年奉旨人參ノ採取宮營ヲ停止ス

一、毎年内外各城共應放額票一千一百六十一張。於咸豐三年奉旨稜劬停採。奏奉部議准。每票一張改徵銀九十兩。一年徵銀十萬零四千四百九十兩。解部抵充兵餉。俟軍務告竣。再行隨時奏請開採。

一、稜劬停採。按票改徵銀兩。定限本年内徵解全完者。照依放票章程。給與議叙。若遲至次年三月初一日以前完交者。免其議處。其逾限不能完解者。即按經徵銀數。作爲十分。該計分別議處。

○軍務告竣、此時
長髮賊洪秀全ノ亂
アリ軍事ニ多忙ナ
リシ。

一、官葎局辦理一切事件。應需辦公銀八百六十二兩。向由牛莊岫巖等處海口徵收船規銀內提解動用。年終造冊報部核銷。

(1) 従前盛京内外ノ各城ニ於テ人參採取信票一千一百六十張ヲ頒付セリ、咸豐三年ニ於テ皇帝ノ旨ヲ奉ジ人參採取官營ノ事業ヲ停止シタリ、其時戶部ヨリ奏シテ部議ヲ上リ准ヲ得人參事務ニ付テハ左ノ如ク處理スルコトニ決定ス。

採取ノ官營ハ廢止スルモ信票ハ従前ノ如ク一千一百六十一張ヲ發行シ、一張ヨリ銀九十兩ヲ徵收シ、此信票ヲ所持セル者ニハ隨意ニ人參ノ採取ヲ許シ、且其得タル人參ハ全部本人ノ所得トシテ自由ニ處分セシム。

其徵收スベキ銀十萬四千四百九十兩ハ盛京將軍ヨリ北京戶部ニ送付シ、之レヲ兵士ノ糧食費ニ充當ス。

(2) 軍務ノ竣ヲ告ゲシ後ニ於テ、再ビ人參ノ官營採取ヲ實行スル時ニハ、隨時奏請之ヲ行フ。
 (3) 人參信票取扱ニ當ル官員ニシテ其票豫定數一千一百六十一張ヲ年内ニ完全ニ處理ヲ了シ、且其徵銀ヲ全部收納シテ之ヲ北京戶部ニ送付シタル者ハ、前ニ採取官營ノ時嘉慶十六年ニ於テ定メタル規程ニ準ジ議叙ニ付ス。

翌年三月一日以前ニ於テ前號ノ處務ヲ完了セル者ハ、職務怠慢ノ罪ヲ議スルヲ免除ス。
 其三月一日以後ニ至ルモ處理未了ノモノハ、其既ニ徵收シタル銀ノ數ガ總額ノ何割ニ當ルカヲ計算シ、之ヲ十等ニ別チテ責任ノ輕重標準トシ、職務怠慢ノ罪ヲ問ヒ議處ス。

(4) 爾後官葎局ノ經費ハ銀八百六十二兩ト定メ、牛莊岫巖等ノ海港出船稅銀ノ中ヨリ流用シ、年末ニ其決算報告ヲ戶部ニ送付セシム。

第二 欽定戶部則例の記載

本書は總て總括抽象して記載されあり。以下に記す本文は大抵嘉慶年代の現狀を原として輯録されしものなり。

卷三十三 參課 八

開採地界

一開採參山在坐落附近。吉林。寧古塔之烏蘇里。綏芬。羅拉米瑪延山。英額嶺東山。黑龍江之蒙古魯山又附近。

盛京之額爾敏。哈爾敏等處。無關風水地方。每值開採。該將軍年前奏辦。或應歇山亦確覈具奏。凡烏蘇里。綏芬等處開採事宜。吉林寧古塔承辦。額爾敏。哈爾敏開採事宜。由盛京五部侍郎。奉天府丞內。每年欽派一員。會同將軍副都統辦理。

額領引票

盛京。吉林。寧古塔等處。各項信票均於上年。封印前差員赴部請頒。由該將軍等。按例定創夫票額。放給儘數行銷。並令水陸兼行。及時入山創採。放剩信票繳部銷燬。

盛京等處原額參票伍千張。於乾隆五十五年酌減二千張。嘉慶六年酌減伍百張外。計每年額發參票貳千伍百張。額爾敏哈爾敏俱在內。回山照

票貳千伍百張。引參護牌肆張。又吉林寧古塔等處原額參票四千張。乾隆五十五年前減二千張。嘉慶六年酌減二千張外。計每年

額發參票壹千張。內烏蘇里。綏芬伍百張。英額嶺東山參百張。羅拉米瑪延山壹百捌拾張。

蒙古魯山貳拾張。回山照票壹千張。原額護牌拾貳張。嘉慶六年酌減張外。計每年額發護牌捌張。如各該

處行放漸多。不敷散放。仍令該將軍等。據實報部添給。

○引ハ許可證、證明書ノ意味、旅行券ヲ引下請フ。
○封印ハ年末御用納ノコト。
○儘ハ盡ト同ジ。
○銷燬ハ燒キ棄ツ

○風水地方ハ地租ノ差恩ノコト。

刨夫票數

一吉林。寧古塔。伯都訥。阿勒楚喀。三姓等五處每年額頒壹千張。以捌百玖張爲放給刨夫額數。嘉慶四年奏減伍拾陸張。現以柒百五拾參張爲率。其餘部頒票貳百肆拾柒張。係備逾額行放之用。所餘截角送部。

盛京所屬之遼陽。錦州。寧邊。金州。復州。岫巖。義州。開原。興京。鳳凰城。牛莊。廣寧。鐵嶺。蓋州。承德縣等十五城。每年額頒參票二千五百張。以一千九百四十六張爲放給刨夫額數。嘉慶四年奏減壹百九拾肆張。現以壹千柒百伍拾貳張爲率。其餘部頒票柒百肆拾捌張。係備逾額行放之用。所餘截角繳部。

一烏蘇里。綏芬。英額嶺東山。羅拉米瑪延山。蒙古魯山。採參每夫四名給入山信票壹張。回山餘參照票壹張。共給進關引參護票肆張。

一額爾敏。哈爾敏採參刨夫。各夫一名給入山信票壹張。回山餘參照票一張。共給進關引參護票一張。

核收官參

吉林管轄之烏蘇里。綏芬。羅拉米瑪延山。英額嶺東山。每夫四名繳信票壹張。核收參貳兩。按六張核計共收參拾貳兩。內以十兩爲官參。以二兩爲公用。嘉慶十五年酌定。每信票壹張准帶炊爨人五六名。免其按名交參。此外再有多帶之人。卽作爲餘夫。於票尾注明姓名。各給印照壹張。每名核收參五錢。又每票壹張收銀肆兩。給與保票人。其票尾餘夫亦每名給保票人銀壹兩。

盛京管轄之額爾敏。哈爾敏採取官參。每夫一名回繳信票壹張。核收參五錢按十二張計

○保票人ハ刨夫ノ身許保證人。

共收參六兩。內以五兩爲官參以壹兩爲公用。每票一張準帶炊爨人四名。各給腰牌一面。每年更換稽查。每面工料銀壹分八厘。共需銀壹百伍拾柒兩陸錢捌分。每年參務冊內報銷。又每票拾貳張收銀六兩給與保票人。

盛京吉林等處。各參局覈收公用參舫。與額收官參一例。解交內務府。其盛京參局應需公用。按每參一兩支給銀五兩。吉林參局應需公用。按每參一兩支給銀十五兩於備儲銀內動支。仍由盛京戶部領回歸款。

缺參折迨

一創夫按票交參不能足額者。以每參一兩折價伍拾兩之數按欠着迨。創夫力不能完著落保人賠交。如參票遺失。官參全未交納者。亦以每參一兩折價五十兩按欠數。在保人名下勒迨。凡所迨欠項限一年完繳。限滿無完承迨。官照雜項錢糧例議處。如創夫保人事後實無家產奏明請豁。

一創夫因有缺參折交之例。較敢隱參交銀者。查出治罪。所隱之參入官。
一辨參官於出放創夫信票時。不覈明保人家產。任聽濫保致事後。追項無著者。承辨官予以處分。

護送商參

一商參不准自帶入關。凡烏蘇里。綏芬。羅拉米瑪延山。英額嶺東山。商參起程之時。按寧古塔至奉天路程。合每參壹舫令交關稅車脚銀肆兩。又按奉天至山海關到京路程。合每參壹舫令交關稅車脚銀二兩。額爾敏哈爾敏商參起程之時。按自盛京至山海關到京路程。合每參壹舫。令交關稅車脚銀肆兩。均官爲僱車護送。

○辨辨上命ヲ受ケ
事ヲ處理スルコ
ト。

○商參ハ官參外創
夫所得トナル人
參、及商品トシテ
處分スルコトヲ許
シタル人參。

○花名ハ雜民ノ名
ノコト。
○鈐印ハ地方官ノ
用ニルヲ許サレシ
印章。

○換ハ押シ進ム。
○站ハ驛遞ノ一
種。

○影射ハ脱稅ヲ謀
ルコト。
○填給ハ書入レテ
渡ス。

○短放ハ人蔘票處
理完了セザルコ
ト。

○查參、調查參奏
ノ意。參奏ハ官員
ノ輕キ罪ヲ他ノ事
項ノ中ニ奏スルコ
ト。
○予ハ與、即アタ
ウ。

○ノケ所脱字ア
ル如シ。

一護票內將官參商參各數並進關。人夫花名粘單鈐印。按站引護進關。該監督照票驗放。已稅之參不得再稅。有原處漏稅夾帶影射者仍究。

盛京吉林等處。各口催收參票之時。將創夫餘參鬚泡丁參葉等項秤定數目。連創夫姓名籍貫年貌。註於回山照票之內。按程判定月日。令赴官局呈驗。照額揀選上等好參填給護票解送至京。所餘之參仍俟內務府將官參選驗成色足額知照。該將軍副都統後方准作爲商參官加印封填。給護票護送進關售賣。

如解京參碎小成色不足。由內務府調取商參到京查驗辦理。

局員考成

盛京吉林等處散放參票。均作十分核計。嘉慶十五年奏定
定承辦官員。如有短放各按分數查參。照例分別議處。

一官員承放參票。如一年限內足額。並無短少。以及次年並三四年。俱能足額者。即行奏報。照例分別給予議叙。

盛京吉林寧古塔處。送到之參以六成爲度。如選至七成八九成以上者。承辦官照例分別議叙。若不及六成至五成四成以下者。承辦官照例分別議處。其承辦官議至降革留任者。並將該將軍副都統等議處。

吉林參務事宜

一吉林散放參票。承總攬頭不出舖戶民戶之外。或自出己身。或代官雇募。但勞其力勿損其財。俾攬頭人等咸知安心應役。令將軍副都統等。於放票時。廣示招徠。嚴查攬派重法創懲。

○平ハ秤ナラシ。
兌ハアツメル。

○關防ハ不正行爲
取締ノ意。

○熟手ハ生手ト對
駮。事務熟達ト、
未熟又經驗者トハ
未經驗者ヲ云フ。

○經ハ參奏即チ上
奏シ懲戒ヲ請求ス
ルコト。

吉林參票向係燒鍋幫辦。應量其資本之盈絀。定給票之多寡。如該局員等從中取利散票多寡不均。或創夫交參時。局員等任意加重平兌。責成該將軍等實力稽查。如前項情弊嚴叅究辦。

一吉林參局掌關防。協領一員。幫辦協領一員。佐領二員。公同經手錢糧事務。按年輪派一員解參赴京。每屆三年除。四員內解過參劾者即行更換外。仍留未經解參者以一員資熟手至次年更換。

一吉林參局借項。必由銀庫給發。銀庫出必移戶公司備案。該將軍副都統等實令所屬參局銀庫戶司。三處協領互相稽查。如一處滋弊將互查。失察各員一併議處。

揀選官參。責成該將軍等於創夫交參時。督同局員詳加揀選。如解京後經內務府挑出缺落分賠。如無好參即令折價賠繳。照兩准交價之例。四等參每兩交銀四百兩。五等參每兩交銀三百兩。嘉慶十五年奏准。應賠銀數每參十兩減去銀五十兩。

一吉林寧古塔參局。每年徵收參餘銀兩。令該局於收竣之日。即將所收數目先行報部。並令山海關副都統等查明。該商進關時。報交過參餘銀數並餘參數目。係何成色詳細開造送部查核。倘所報成色銀數不符。即由戶部奏明查辦。

一吉林寧古塔二處應收參餘銀兩
乾隆五十九年酌議章程

每年計用項之多寡核實酌定。上等參收銀二十兩。中等參收銀十六兩。下等參收銀十二兩。如遇餘參豐旺。該將軍等奏明酌減。凡遇創夫力不能完。官欠並領出額票後。實有

事故不能出山。及官參交不足額。攬頭無力賠繳者。俱用參餘銀兩歸補。每買補參一兩准銀一百四十兩。泡一兩准銀五十兩。如有餘剩造報充公。

一吉林領票劄夫入山採參。於備用項下借銀參萬兩。及時擊給統於劄夫。出山兩月限內將所得餘參變價。如數扣清全行交庫。不得絲毫拖欠。仍於年底咨部。

一負欠劄夫賠屬不負欠劄夫。代爲併包携帶餘參。及黑參人方經盤獲。他票劄夫認爲同夥者。承辦各員訪察得實。即照私參例治罪。並將該管官從嚴議處。

一吉林巡緝私參所。設卡倫一百六處。責成該將軍派委誠實妥幹員辦。帶同兵務認真防察。如該兵辦等搜查不力。及各卡倫有互爲徇隱情事。一經查出即嚴參究辦。其搜獲私參每一兩以八錢入官。二錢充賞。每一錢折銀五錢。

一拏獲私參大起案犯。應即隨案具奏。其拏獲小起案犯。並未獲犯。山內亦無栽種秧參。及劄挖私參等弊。俱於查山事竣。將經過各處查緝情形。按年彙奏一次。

一鄂爾歡地方舊卡倫一座。應移於鄂爾歡之西南黃地。此外於舊卡倫寬遠處。添設卡倫二十座。即在吉林所屬官兵內添派。

一吉林。伯都訥。拉林。阿勒楚喀。三姓等處。各卡倫改用將軍印花。先時發交各卡倫。以備粘貼封參包。並註明各卡倫名目。張數另立號簿核對。於交參時查驗。並將三家子臺座粘貼印封。改歸俄和等卡倫辦理。其臺座止准押送。回山劄夫概不准粘貼印封。如劄夫敢有繞越卡倫。私往莊屯改包飛颺者。照私參例治罪。

一劄夫不往所指山林開採。私採禁山。或私賣信票。別路飛颺者查拏治罪。每年於附近參山處。派分尋踪章京分路巡察。其吉林。寧古塔。三姓。阿勒楚喀。伯都訥等處。兩卡

○插ハ期限ヲ延バ
スコト。欠ハ額ニ
足ラザルコト。
○盤獲ハ盤詰ニヨ
リ其奸人タルヲ確
メ捕獲スルヲ謂
フ。盤詰トハ關口
等ノ看守ノ官吏通
行者ニ對シ荷物ヲ
検査シ詰問スルヲ
云フ。
○同夥ハナカマ。

○印花ハ花押ヲ印
トセシモノ。
○臺座ハ驛ノ類キ
モノ。

○莊屯。莊ハ皇室
ノ料地及大農ノ居
ル處ヲモ指ス。屯
ハ屯田。

○飛颺ハ日本語カ
ドヒト同ジ意味。

○章京ハ滿洲官
名。

○木樵ハ木ノクヒ
安ハスヘル。

適中之地。安設木樵。卡倫兵丁輪流掛牌。如遇獲黑人私參。詢明由某處出入。即知係其卡地方。將其卡官兵治以失察之罪。各處應設卡倫不准私減。守卡各員於劄夫進山時。查驗腰牌按名點放。出山時除將參包。照例粘蓋印花。外仍按名造冊呈送。以出山進卡之夫與出卡進山之數。兩相核對。如有藏匿人數。指名搜獲。坐卡官兵拏獲黑人。及搜獲私參者。援照盛京章程。積至五次官員陞用。兵丁拔補。每獲參一兩八錢入官。二錢充賞。每賞一錢折給銀伍錢。如有追捕不及力。得贓故釋者。分別嚴議治罪。

一各莊屯如有非包過付。窩藏黑人者。除窩家照例治罪外。將該管之葛山達里長審明是否知情分別治罪。其有收買參秧及偷創參秧貨賣者。查拏訊實後。一體按律治罪。

一吉林等處栽養秧參。責成該將軍副都統於每年春夏之間。派分幹員帶同兵役。入山搜查。其有拏獲栽參之人。並搜得參枝呈驗者。該將軍酌覈奏明。分別獎賞。並於每年派出辦兵。報部查覈。

一吉林參局歸副都統總辦。每年於參苗墾緊之時。親往山場。與各城副都統會哨。實力搜查。如有秧種情弊。立即從嚴懲辦。時竣彙覈奏銷。

盛京參務事宜

一參局每年欽派五部侍郎一員。准於該管部分內揀派本處明白參務司官一員。入局隨同辦事。至辦事協領。一員定爲三年。佐領二員定二年一換。其有操守清廉辦事諳練者。奏明酌留啓報。戶部內務府查覈。

一燒鍋人等承領參票。所需攬頭。令局員同地方官。出具保結。准携帶。劄夫入山採創。

○保結ハ身元保監
人本人ト連署シテ
官ニ差出ス身元保
監書。

○熟參走漏、熟參トハ人參ノ生ヲ採取シタルトキ山中ニ於テ蒸製シタルモノヲ云フ。總テ官採ノ人參則夫ガ山ニ於テ之ヲ蒸製シ日光ニ乾燥ス。走漏ハ其熟成甚ダ不良ナルモノヲ云フ半熟ノ者ハ目方重シ。

參劾盡數封送到局。如有熟參走漏、被獲汎係何攬頭名下之參。即指名鎖拏。交盛京刑部治罪。攬頭交納官參足額。餘參令售與商人。交不足額著令賠補。如挾參逃逸。通行緝拏。照例盜官參例治罪。原保官職議處。其有經理不善者。責令局員會同地方官、另行招募。不必限定額數。期辦理無誤。

一官參到局。先令局員認着。倘有秋參提雜。係何係何人所交。即將該地方官並稽查官、參處。種參之人治罪。該將軍等公同挑選。官參足額。名按各界分包粘貼印花。派員解京。其餘仍准令商人認買。到京後如再挑出秋參。不計多寡。查係何界所種。仍將該地方官稽查官及局員等革職提問。該將軍等降等。調種參之人治罪。其挑出秋參按照劾兩於該攬頭名下追繳解京。如無好參責令承辦之員代賠。

照兩准交價之例。四等參每兩交銀四百兩。五等參每兩交銀三百兩。嘉慶十五年奏准。應賠銀數每參一兩減去銀五十兩。

一解京官參內如有秋參。將軍副都統府尹並協領佐領均議處著賠。侍郎係會辦之員一併議處酌減攤賠。其侍郎所派之司官及通判祇係失辦。認除應得處分外。免其分賠以示區別。一盛京每年應放參票。按照各城燒鍋座數令承領。每座五張毋庸津貼外。其放不足額之票。隨燒鍋座數同承領採辦。每座給票二張。每票給銀柒拾五兩。在於船規下動支給發。以資津貼。按年造冊報銷。

一盛京各口徵銀。船規銀兩每到口船一隻徵銀二十兩。內除交給承辦書役餘紙筆飯食銀三兩外餘俱一併歸公。作為幫貼參票之用。按年報銷。

(以上三項、大抵同一の文、盛京典制備考にあり下項の解釋を略す)

一裁種秧參地方。責成該將軍副都統府尹。派令各該地方文武官。不時嚴密稽查。具結呈報。如有失察偷種及知情縱容等情弊。即將該地方官。查參照例分別降革。稽查之員未經查出。或扶同徇隱。與地方官一體參處。栽參之人照例究辦。該將軍等自行查出免其處分。儻被別人告發。一併照例議處。

一卡倫官兵每拏獲私參。一起報明該將軍記名一次。積至五次官員以應陞之缺陞用。兵丁以應行之缺拔補。每參一兩以八錢入官。二錢充賞。每參一錢折給銀伍兩。如經地方官拏獲私參。訊明係何處偷越。即該處守卡倫官員參處。兵丁斥革。儻有賣放情弊。交盛京刑部審訊治罪。

一盛京變通參務章程 盛京每年額放參票一千七百五十二張。內除向有津貼票五百九十一張。全行裁減。毋庸津貼探辦外。其實定每年額一千一百六十一張。該將軍等責成採辦。參五百八十兩五錢。內以人參八成泡丁二成爲准。其人參八成揀選。貢參九十六兩官參三百六十八兩。以交二成渣泡一百十六兩一錢。嚴節劊夫採取肥壯充足上等山參。不得以秧參籽參充數。儻解到官參不及成數。照例將承辦人員議處。並爲不及成數之參。仍令原解官贖回。按照例價勒限追繳。

(以上二項大抵同一の文盛京典制備考にあり下項の譯を略す)

山海關緝捕章程

一山海關住宿官兵。緝獲私參。儻參枝較多。由該都統奏明。將人犯解交刑部。私參資送內務府。如無數無識無別情者。人犯就巡交臨榆縣審辦。參枝暫行存儲關庫。統俟年終彙解內務府。仍按每參一兩以捌錢入官。二錢充賞。所有應賞參枝即在關。就巡撥出

○臨榆縣、直隸省
永平府管下、即山
海關、其所屬。

○本色ハ本品即人蔘。

○前ハ往、前ニ進ム則チノ意。
○道ハ道臺ノ略道臺ハ分守道分巡道等ノ長官ニ對シテ用ニル稱名古稱ヲ雅味文字酌ニ用ヒシモノ。

○著落ハ確實ニ直チニ。
○押票ハ取締審問堂京ノ解前ニ出ヅ。

以本色賞給。毋庸折價。其緝獲私蔘在十兩以內者按數賞給。拾兩以上均照於十兩之數。賞蔘二兩。不得再有加增。以示限制。

巡查海口蔘山

一奉天巡查海口私蔘。每年由該將軍奏請。欽派盛京侍郎一員。隨帶協領一二員。前往。所獲參劬具奏解京。將該侍郎及協領等議敘。其山東海口。責令登萊青道。會同登州鎮。總兵巡緝。如拏獲私蔘報明山東巡撫。具奏解京。將該鎮道議叙。並將巡查奉天海口之侍郎協領等議處。

一各海口分派協領。梭織巡查拏獲私蔘。嚴行辦理。並飭地方文武各官。實力堵緝。將稽查情形隨時呈報考覈。如拏獲私蔘等項。究明係何處偷越。即將失察之該管官。嚴參示懲。

一綏芬烏蘇里蔘山場。住山過多創夫。准其分留數處。分其尋覓培養。以供官蔘之額。並令各攬頭學熟悉創夫分在。蘇子海。訥恩屯。呢滿口等處。尋採按額交上等好蔘。挑剩賣者方准賞給售賣。如有成色隙混情弊。即著落賠換。重責示懲。其每年留山創夫不得過每票人數之半。如有事故。該攬頭於放票前。註冊更換責成。押票章京隨時稽查。倘有透漏情弊從重究治。稍有疎縱。將該員等分別議處。並守卡辨兵查驗。勿任黑人夾帶私蔘以昭嚴密。

一創夫準帶食物

烏蘇里綏芬等處。水陸進山開採。烏蘇里。綏芬。羅拉米瑪延山。英額嶺東山。每夫四名信票一張。並將票尾餘夫每一名。律給予腰牌印照。陸路創夫每夫准馬騾一匹。水路

○市斗ハ市場交易用ノマス。一斗ハ日本ノ約五升七合。
○駝子不明。
○鎗ハ小銃ノコト。

○此等採取地ハ何レモトメ山トシテ人民ノ採取ヲ嚴禁ス。
○坐落ハ地名ニ非ズ坐落ノ上ニ脱字アルカ。

陸路各准帶市斗口米六斗。額爾敏、哈爾敏每夫各給信票一張、腰牌一面。陸路刨夫每夫准帶駝子一個。市斗口米六斗。水路二人合同小船一隻。令帶口米一擔八斗。凡刨夫例馬騾去日印烙注册。同日按册查對。原給信票印照腰牌同日當官銷燬。刨夫進山於例帶食米之外不得私帶米石。籽種耕種過冬。烏鎗網犬並攜帶。違者治罪。參務ニ關スル規程竝參務處理ニ關スル事項ニ付テノ欽定戶部則例ノ記載

第一 人參官營ノ採取地方

(1) 座落附近

(3) 寧古塔

(5) 綏芬

(7) 英額嶺東山

(9) 盛京ノ額爾敏、哈爾敏等ノ地方ハ、地相ノ禁忌ト關係無シ。毎年採取ヲ行フ。

第二 採取前ノ手續

(9) ノ處ハ前年ニ於テ該將軍ヨリ其由ヲ奏シテ處辨ス、或ハ年ニヨリ採取ヲ停止スルコトアリ、此時亦同ジ。

(2) 命ヲ承ケテ辦理ス。
(3) 盛京將軍管下地方ノ採取ハ盛京五部ノ侍郎及奉天府尹ノ中ヨリ、毎年皇帝ノ命ニヨリ一員ヲ派シ。盛京將軍、同副都統ト會同シ協定シテ劃策處辨ス。

第三 人參採取人ニ給スル信票ノ處理及其數額

(2) 吉林將軍、寧古塔副都統ノ所管ニ屬スル地方ノ採取ハ該將軍副都統、上

(1) 盛京、吉林、寧古塔等ノ信票ハ前年末御用仕舞ノ前ニ於テ、官員ヲ派シ北京戸部ニ赴キ其翌年ノ信票ヲ受取り、當年ノ正月内ニ到着スルヲ待テ、該將軍等ハ採取人ニ割充ツル票數ヲ定メ、之ヲ割付ケ、採取ノ時季ニ至ラバ、陸路、或ハ水陸兼行入山採取セシム、不用ニ歸シタル殘餘ノ信票ハ戸部ニ返送シ、戸部ニ於テ之ヲ燒却ス。

(2) 參票ノ總額左ノ如シ。

△盛京

信票即入山ノ證票原額五〇〇張、乾隆五十五年ニ於テ事情ヲ參酌シ、減ジテ三〇〇張トス、又嘉慶六年ニ於テ同上、減ジテ二五〇張トス、額爾敏、哈爾敏ノ分ハ此中ニ包含ス。

回山照票、即採取人ガ山ヨリ歸還セシ時與フル證票ハ原額二五〇張。

人參ヲ奉天ヨリ山海關迄護送スルトキニ給スル證明ノ牌、原額四張。

△吉林、寧古塔

原額信票四〇〇張、乾隆五十五年減ジテ三〇〇張トス、嘉慶六年又減ジテ一〇〇張トス、此内譯烏蘇里、綏芬五〇〇張、英額嶺、東山三〇〇張、羅拉米、瑪延山一八〇張、蒙古魯山二〇張。

回山照票一千張。

人參護送證明牌、原額一二張、嘉慶六年減ジテ四張トス、護送證明牌ハ全部計八張トス、若シ各地ノ人參數量多ク票不足ノ時ハ、該將軍ヨリ北京戸部ニ其事由ヲ報告セシメ加給ス。

(3) 削夫ニ信票割充方法ト其他ノ處理

△一〇〇張 内八〇九張必ズ處理スベキ票、一九一張ハ應募者多キ時ヲ見込、豫備ノ票、嘉

慶四年奏シテ五七張ヲ減ズ、殘票ハ一隅ヲ截斷シ北京戸部ニ返納ス。(戴斷返納以下同)
右吉林、寧古塔、伯都訥、阿勒楚喀、三姓等五處ノ分。

△二五〇〇張 内一九四六張ハ實處理ノ票、五五四張ハ前項同様豫備票、嘉慶四年奏シテ一九四張ヲ減ズ、現在一七五二張。

右盛京所屬ノ遼陽、錦州、寧邊、金州、復州、岫巖、義州、開原、興京、鳳凰城、牛莊、廣寧、鐵嶺、蓋州、承德等十五處ノ分。

○餘參劄夫ノ所得トナスベキ人參。

△烏蘇里、綏芬、英額嶺、東山、羅拉米瑪延山、蒙古魯山等ノ劄夫ニハ、每四名ニ入山ノトキ信票一張ヲ給シ、同山ノトキ回山照票一張ヲ給ス。參ト共ニ給シ、且人參ヲ山海關マデ運送セシメ、官參護送證明牌票ヲ給ス。

△額爾敏、哈爾敏ノ二處ハ劄夫一名ニ入山ノトキ信票一張ヲ給ス、其他ハ前項ニ同ジ。

第四 官參ノ收納

(1) 吉林管轄ノ烏蘇里、綏芬、羅拉米瑪延山、英額嶺、東山。

△劄夫四名毎ニ信票一張ヲ給ス、其一張毎ニ人參二兩ヲ義務額トシテ官ニ徵收ス、其六張ヲ一單位トシ計十二兩内官參十兩、公用參二兩トス。嘉慶十五年ニ定ム。

△信票二張ニ付炊爨人トシテ五六名ヲ帶行スルコトヲ許ス、此炊爨人ヨリハ人參ヲ徵收スルコトヲ免ズ。右人數以上ニ餘夫ヲ帶行スル者ニハ、信票欄外ニ其姓名ヲ記入シ、且別ニ各人ニ證明書一張ヅ、ヲ給シ、一名ヨリ人參五錢ヲ徵收ス。

△右ノ外信票一張ニ付銀四兩ヲ徵收シ、劄夫ノ身許保證人ニ給與ス、前項餘夫ヨリモ一人銀一兩ヲ徵收シ、同保證人ニ給與ス。

(2) 盛京管轄ノ額爾敏。哈爾敏

△信票ハ劄夫一人一票、其一票ヨリ人參五錢ヲ徵收ス、即十二張ヲ一單位トシテ計人參六兩ヲ徵收シ、内五兩ヲ官參トシ、一兩ヲ公用參トス。

△又別ニ信票十二張ヨリ銀六兩ヲ徵收シ、之ヲ劄夫ノ身許保證人ニ給與ス。

△信票一張ニ付炊爨人トシテ四名ヲ帶行スルコトヲ許シ、各名ニ腰牌ヲ給シテ之ヲ佩ビシム。

△右腰牌ノ製造費ハ一枚銀一分八厘、總計一百五十七兩六錢八分、參務會計決算報告内ニ記入ス。

第五 官參局ノ經費ニ充當補助スル公用參

△盛京、吉林ノ官參局ノ經費トシテ徵收スル公用參ハ、盛京ハ人參一兩ヲ銀五兩ニ、吉林ハ同十五兩ニ見積リ換算シ、銀ヲ給シ、該人參ハ官參ト共ニ北京内務府ニ送付セシム。

△前項ノ銀ハ盛京戸部ノ銀庫ヨリ流用支出ス、之ヲ領收シテ各官參局ノ款項ニ繰入ル。

第六 缺額人參ノ補充追徵ノ方法

△劄夫ニシテ人參規定ノ量ヲ納ムル能ハザルモノハ、其不足額ニ對シ、人參一兩ヲ銀五十兩ニ折算シテ追徵ス、若シ劄夫資力無ク之ヲ完納スル能ハザルトキハ、保證人ヨリ徵收ス。

△劄夫ニシテ信票ヲ遺失シ、全量ヲ納ムル能ハザルモノハ、前項ニ同ジク保證人ヨリ強制徵收ス。

△前二項ノ追徵期限ハ滿一箇年トス、此限内ニ徵收ヲ果サザル當該官員ハ、他ノ錢糧怠納處理不良ノ時ニ行フ處罰ノ例ニ照シ、議處ニ付ス。

創夫ト保證人ト家産皆無ニシテ追徴不能ノ者ハ奏明ニヨリ其義務ヲ特免ス。

△創夫ニシテ利益ノ爲メニ故ラニ採取量目ヲ許リ、人參ヲ隱匿シテ銀ヲ納ムル者ハ、其罪ヲ治シ人參ハ官沒ス。

△當該官員ニシテ信票交付ノ時、身元保證人ノ資力調査粗漏ニシテ、爲メニ後ニ至リ追徴不能トナリタルトキハ、所管ノ官ニ其處分ヲ委ス。

第七 商參ノ護送

△官參ノ外創夫ニ自由處分ヲ許シタル人參及其他ノ商參ト雖モ、自カラ之ヲ携帶シテ山海關内ニ入ルコトハ法ノ禁ズル所ナリ、凡ソ商參一觔ヲ合シテ包裝シ。總テ官ニ提出シ關稅ノ運送ニ托スベシ。

△前項ノ運送費ハ、左ノ區別ニヨリ納付スベシ。

烏蘇里、綏芬、羅拉米、瑪延山、英額嶺、東山ノ商參ハ、寧古塔ヨリ奉天ニ至ル間ハ、人參一觔ニ付銀四兩、奉天ヨリ山海關ヲ經テ北京ニ至ル間ハ、同銀二兩。

額爾敏、哈爾敏ヨリ、山海關ヲ經テ北京ニ至ル間ハ、同上銀四兩。

以上皆官ヨリ車ヲ備ヒ護送ス。

△人參ヲ運送スルニハ、護送證明ノ牌票ヲ給ス。其牌中ニ官參商參各其ノ數量ヲ記入シ、護送人夫ノ人名ヲ記シタル單子ヲ貼付シ、發送取扱官廳ノ印ヲ押捺シ、驛路ヲ追フテ山海關ニ進ム、該關ノ當該官員ハ票ニ照シテ検査スベシ。

發送ノ地ニ於テ既ニ徵稅シタルモノニハ、重複課稅スベカラズ、若シ徵稅ノ脱漏アリ、或ハ故ラニ脱稅ヲ計ラントスル者ハ、宛查スベシ。

第八 徵收人參ノ品質撰定等

○泡丁下等ノ人參。

(1) 盛京吉林等ノ各要地ニ於テ、創夫ガ山ヨリ歸リ來ル時、參票ヲ回收シ、同山照票ヲ交付シ、其際ニ創夫ノ所得トナルベキ餘參、參鬚泡丁、參葉等ハ、量目ヲ秤定シ、其數及本人ノ姓名年齡容貌等ヲ、同山照票ノ欄外ニ記入シ、各其里程ヲ測リ、到着期日ヲ指定シテ、其所管ノ官參局ニ赴カシム、官參局ニ於テハ、其中ヨリ上等ノ人參ヲ精選シテ、收納シ、人參護送證明牌票ニ記入シテ、北京ニ送付ス、創夫ノ所得トナルベキ餘參ハ、官參局ニ保管シ置キ、北京內務府ニ於テ送付ノ人參ヲ検査シ、品質ガ規定ニ適合セル旨ノ通知ヲ受ケタル後ニ於テ、該將軍副都統ハ之ヲ商參トシテ封印ヲ加ヘ、人參護送證明牌票ニ記入シ、山海關迄護送シ、同所以內地ニ於テ之ヲ賣ラシム。

北京內務府ニ於テ收納ノ官參ヲ検査シ、若シ其參ガ碎小、品質不良ノトキハ、商參ヲ取寄せ比較検査ヲ行フ。

(2) 盛京吉林等ノ處ニ於テ處理スル人參信票ハ、其總數ト處理完了トヲ十分比例トシ、其成績ノ考查標準トス、嘉慶十五年奏定。

當該官員其處理ノ成績不良ナル者ニ對シテハ、右十分比例ニヨリ分別シテ、議處ニ付ス。其成績優良ニシテ、一年定期內信票定數全部ヲ處理シタル者、及年內處理未濟少額ニシテ、次年ニ及ビ、並三四年俱ニ定額ヲ處理シタル者ハ、其成績ヲ區別シ、議敘ヲ與フ。

(3) 盛京吉林、寧古塔等ノ處ヨリ送付スル官參ハ、其品質標準ヲ、十分中人參六成、渣泡四成トス。若シ右ノ標準以上ニ、人參七成ヨリ九成以上ニ至ル優良品ナルトキハ、當該取扱官員ノ功績ヲ認め、分別シテ議敘ニ付ス。

○渣泡ハ下等ノ人參。

若シ人參六成ニ及バズ、或ハ五成四成等品質標準以下ノモノナルトキハ、免官官階降等等ニ處シ、仍ホ任ニ留ル者ハ並ニ該將軍副都統等ト共ニ議處ニ付ス。

第九 吉林ノ參務處理

(1) 吉林ノ參票ニハ攬頭ガ摠括シテ引受クルモノト、人民ガ官ノ招募ニ應ジ創夫トナルモノト、參票ヲ割充ラレタル者ニ代ツテ事ニ從フ者ノ區別アリ。以上何レモ其力役ニ勞スルモ、失費無カラシメ、攬頭其他ノ者ヲシテ威ナ安心シテ探參ニ從事セシムベシ、該將軍副都統等ハ參票頒付ノ時廣ク告知シテ應募セシメ、嚴重ニ人撰シテ參山ニ分派スベシ(原文ニ此所脫字アル如シ)法ヲ重クシテ創懲ス。

(2) 吉林ノ參票ハ、向キニ燒鍋ニ引受ヲ爲サシムルノ方法ヲ執リ、各燒鍋ノ資力ヲ計ツテ之ニ應ジテ引受票數ヲ定メタリ。

若シ官參局員等ニ於テ、情實ニヨリ其割充ノ多寡ヲ按排シ、或ハ創夫ガ山ヨリ歸リ入參ヲ提出スル時、實量ヨリ輕ク秤量スル等ノ情弊ニ付テハ、該將軍稽查シ嚴察究辦スベシ。

(3) 吉林官參局ハ併セテ人參ニ關スル取締ノ事ヲ掌ル、協領一員、協領一員、幫辦協領一員、佐領二員ヲ置キ、公同錢糧ノ事ヲモ經理セシム。

協領以外ノ四員中ヨリ、毎年輪番ニ人參送付ノ爲北京ニ赴カシム、以上二年ヲ以テ任期トシ交代セシム、若シ其時ニ於テ何レモ人參送付ノ經驗ナキ者ノミ殘留スルトキハ、一員ハ任期一年ヲ延長シ、其事務ヲ指導セシム。

(4) 吉林官參局ノ經費ハ、必ズ銀庫ヨリ支出ス、銀庫ノ出納ハ戶司ニ書面ヲ以テ請求シ、該將軍副都統等ハ所屬ノ官參局銀庫戶司ヲ監督シ、右三處ノ協領五ニ稽查シ、若シ一處ニ弊アル

モ相互連帶失察ノ責任ヲ問ヒ、各員ヲ併セテ議處ニ付ス。

- (5) 官參ノ揀選ニ付テハ該將軍ヲ督勵シテ、劊夫ヨリ人參ヲ提出スル時官參局員ヲ督同シ嚴審撰擇セシム。

若シ人參北京ニ到着ノ後內務府ニ於テ秩參ヲ摘出セラル、如キコトアラバ、該將軍等ニ對シテ其罪ヲ議ス。

若シ人參中ニ鉛條鉛塊ヲ挿入セル不正品ヲ發見シタルトキハ、吏部ニ交シ議處ス。

○此徵銀ハ賠償ト罰金ノ性質ヲ併セ有ス。

以上二項ノ不良、不正ノ人參並ニ短少ナル人參ニ付テハ、各其量目ニ該ル良好ノ人參ヲ賠償セシム、若シ好參無キトキハ、銀ニ換算シテ賠償セシム、其換算ノ率ハ、四等參ハ每兩銀四百兩、五等參ハ每兩銀三百兩ノ標準ニヨル。

嘉慶十五年奏シテ、右人參一兩ニ白銀五十兩ヲ減ズ

- (6) 吉林、寧古塔ノ官參局ニ於テ、毎年徵收スル所ノ參、餘銀兩ハ該局ヲシテ其徵收ヲ終了シタル日ニ於テ、其銀額ヲ先ヅ北京戶部ニ報告セシム。

山海關ノ副統督ヲシテ、參商ガ關内ニ向テ通關スル時。官參局ニ上納シタル參餘銀兩及其携帶セル餘參ノ品質標準ノ成色等ヲ詳細取調べ、戶部ニ報告セシム。

若シ官參局ノ報告ト山海關ノ報告ト符合セザルトキハ、戶部ヨリ其由ヲ奏明シ查辨ス。

- (7) 吉林、寧古塔等二處ニ於テ徵收スル參餘銀兩ニ關スル章程

乾隆五十九年酌議シテ定ム。

官參局ノ經費トシテ徵收スル銀ハ、毎年經費ノ多寡ニヨリ酌定ス、其標準ハ上等參一兩ニ對シ銀二十兩、中等參同銀十六兩、下等參同銀十二兩ト定ム。

○參餘銀兩ハ參票ヲ受ケ探參シタル劊夫ガ規定量ノ人參ヲ納付スルヲ得ス。其不足ノ分ヲ銀ニ換算シテ納ムルモノ。

○餘參、劊夫ガ採取セル中ヨリ官參ヲ引去リ其殘リヲ本人ノ所得ニ歸スベキ者。

若シ餘參多クシテ收入多キ年ハ、該將軍等奏明シテ右ノ標準ヨリ減額スルコトヲ得。

凡ソ創夫無資力ニシテ、不納ノ人參ヲ完納スル能ハザル者參票ヲ受ケ入山シテ後事故ニ依リ出山スルヲ得ザル者及攬頭無資力ニシテ上納不足ノ人參ニ對スル賠償銀ヲ納付スルコトヲ得ザル者、俱ニ參餘銀兩中ノ銀ヲ以テ人參ヲ買上ゲ、官參不足額ヲ補填ス、若シ剩餘ヲ生ジタルトキハ戶部ニ報告シテ公費ニ充ツルコトヲ得。

其ノ買上價格ハ人參一兩銀一百四十兩、渣泡一兩銀五十兩トス。

(8) 吉林ニ於テハ參票ヲ受ケ入山探參スル創夫ニ、前貸ノ爲三萬圓ヲ備ヘ、時ニ及ンデ統給ス。創夫出山ノ後二箇月以内ニ於テ、其所得ノ餘參ヲ賣拂ハシメ、全部ヲ辦濟セシメ、其銀ハ銀庫ニ交付ス、一絲一毫期限ノ延引ト銀額ノ缺欠ヲ許サズ、仍ホ年末ニ於テ其收支ヲ戶部ニ報告セシム。

(9) 人參又ハ銀ノ怠納アル創夫、其怠納無キ創夫ニ依頼シ(謝禮ヲ與)餘參ヲ其創夫ノ分ニ併セテ提出シタル者及黑龍江人ノ人參攜帶者ヲ逮捕シ、他票ノ創夫ガ某ル創夫ノ同類タルコトヲ證言シタル者ニ對シ取調ベ、當該官員ガ搜查探偵實ヲ得タル者、共ニ私參ノ例ニ照シテ治罪シ、並ニ該管ノ官ヲ譴處ニ付ス。

(10) 吉林ニ於テハ人參盜採取締ノ爲、卡倫一百六箇所ヲ設ケアリ、該將軍ヲ督勵シ誠實ニシテ才能アル官員ヲ派遣シ、兵務ヲ帶同シ防察シ實ヲ擧ゲシム。

若シ該兵辦等搜查ニ力メズ、及各卡倫密カニ通謀シテ、互ニ犯人アリシ事ヲ隱掩スル等ノ弊アラバ、一々查出シテ嚴參究辦ス。其搜捕ノ私參ハ量目每一兩中八錢ヲ官沒シ、二錢ヲ銀十錢ニ換算シテ賞給ス。

○私參ト謂フハ、密實買ノ人參ヲ探シ來リシ人參ヲ總稱ス、茲ニ私參ト謂フハ、山ヨリ若キ小サキ人參ヲ移植シ培養スル者、又山中ニ種ヲマキ日印ヲ付ケ養成スル者ヲ指ス、其本條文ニ大起案トアルハ大住樹ニ畑ヲ作り密ニ栽培シタルモノヲ指ス。

- (11) 私參ノ犯人ヲ檢舉シタル時、其事件大規模ノ者ナルトキハ、直チニ其一件書類ヲ添へ具奏スベシ、其事件比較的小ナルトキ、竝ニ未ダ其犯人ヲ捕獲スルヲ得ズ、且山中ニ於テ正秩參ヲ栽培セル事實無ク、山中ニ密カニ培養セル私參ヲ採取スル等ノ弊無キモノハ、山中大搜查完了ノ後、各處ノ搜查ノ實況ト共ニ、一年毎ニ纏メテ一回具奏スベシ。
- (12) 鄂爾歡ノ地方ニハ舊トカ倫一箇所ヲ置ク、之ヲ同地南方黃地ニ移スベシ、此外舊カ倫ニシテカケ離レテ遠方ノ所ハ別ニ二十箇所ノカ倫ヲ添加設置スベシ、其新設ノカ倫ニハ吉林所屬ノ官兵ノ定員内ヨリ配置スベシ。
- (13) 吉林、伯都訥、拉林、阿勒楚喀、三姓等ノ處ノ各カ倫ハ、改メテ吉林將軍ノ花押ヲ印トシタル印章ヲ用ユ。人參收受ノ時期前ニ於テ各カ倫ニ交付シ、人參ノ包裝ノ封印ニ使用セシム。各カ倫ニ於テハ探參人ノ姓名、其携帶スル票ノ番號等ヲ記シタル帳簿ヲ備置キ、人參收徵ノ時對照檢閲スベシ。
- 從前三家子ノ倫カニ於テ、人參ヲ包裝封印セシヲ婦俄利ノカ倫取扱ニ改メ、三家子ノカ倫ニ於テハ唯人參押送ニ止ム。
- 劄夫山ヨリ回還シタルトキ、何レノ倫カニ於テモ、管轄外ノ人參ヲ包裝封印スルヲ許サズ、若シ劄夫其管轄ノカ倫ヲ越エテ、私ニ他ノ莊屯ニ赴キ、包ヲ改メテ他ノカ倫ニ提出スル者、人參盜探者ノ例ニ照シテ其罪ヲ治ス。
- (14) 劄夫其指定セラレタル山林ニ赴カズ、私ニ採禁ノ山林ニ往キ、人參ヲ採取シタル者、及途中參票ヲ他人ニ賣付ケ、他地ニ立去ル者ハ、搜查逮捕シテ其罪ヲ治ス。
- 毎年參山ニハカ倫ノ兵丁ヲ分派シ、劄夫等方果シテ其採參區域ニ赴キシヤ否踪ヲ尋ネ。

且盜探者無キヤヲ章京ニ於テ分路查察スベシ。

吉林、寧古塔、三姓、阿勒楚喀、伯都訥等ノ處ノ卡倫ハ、接隣ノ卡倫トノ管轄區域中間ノ山林中ニ木柱ヲ立テ之レヲ線路トシ、巡察シタル兵丁ハ爰ニ木札ヲ掛ケ。巡察ノ證トシ、互ニ掛替連絡監查スベシ。

巡察中黑龍江人ノ盜參者ヲ捕獲シタルトキハ、尋問シ何レノ地方ヨリ出入シタルカヲ明カニシ、其卡倫ノ官兵ニ對シテハ失察ノ罪ヲ治ス。

規程ニ定メタル各處ノ卡倫ノ守兵ハ、其定員ヲ減ジテ配置スルコトヲ許サズ。

卡倫守兵ノ各員ハ劊夫入山ノ時、腰牌ヲ檢査シ、姓名ヲ取調べ點檢ノ上出發セシムベシ、其出山ノ時人參ノ包裝ヲ規程ニ據リ封印スル外、仍ホ一々入出共ニ劊夫ノ姓名ヲ書シタル簿冊ヲ作り將軍ニ送付スベシ。

右簿冊ニヨリ入出ノ人名ヲ對照シ、若シ逃亡潛伏ノ人名アラバ、指名シ通ジテ搜查捕獲スベシ。

卡倫ノ官兵、黑龍江人ノ盜探者並其人參ヲ捕獲押收シタル時ハ、盛京ノ章程ヲ準用シ、其五回ニ達シタルトキ當該官員ハ陞用シ、兵丁ハ拔擢進級セシム、其差押人參ハ官沒シ十分ノ二ヲ人參量目一錢ヲ銀五錢ニ折算シテ捕獲者ニ賞給ス。

其犯人ヲ追捕スルヲ得ザル者、及贖ヲ得テ故ラニ釋放セシ者ハ、分別シテ嚴重ニ議處シ罪ヲ治ス。

(15) 若シ各莊屯ニ於テ飛包過付、黑龍江人ヲ窩藏スル者アラバ、窩家ハ例ニ照シテ治罪スル外、當該地ヲ管轄スル葛山達里長ヲ審問シテ、情ヲ知レルヤ否ヤヲ明カニシ、分別治罪ス、其參

○飛包トハ人參が官ノ定メタル路筋ヲ經ズ、他ニ拔ケ出シタル者過付ハ名前ヲ他ノ名義トスルコト。
○此ノ參秧ハ密カニ種糧ノ用ニ供スルモノ也。

秋ヲ買收シ又ハ盜削ノ秋參ヲ貨賣スル者逮捕尋問實ヲ得テ後、一體ニ律ヲ按ジ治罪ス。
 (16) 吉林等ノ山林ニハ密カニ秋參ヲ栽培養成スルコト行ハル、該將軍及副都統ヲ督勵シ、毎年春夏ノ間ニ所幹ノ員ヲ分派シ、兵役ヲ帶同シテ入山搜查セシム、其栽參ノ人ヲ拏獲シ竝ニ其人參ヲ呈驗スル者ハ該將軍ヨリ酌定奏明セシメ分別獎賞ス、且毎年弁兵ノ派出ハ戸部ニ報告セシム。

(17) 吉林ノ官參局ハ副都統ノ所管ニ屬ス。毎年參苗養成ニ必要ノ時期ニ於テ副都統ハ自カラ山場ニ赴キ各城副都統ト會哨力ヲ盡シテ搜查シ、若シ秋種ノ情弊アラバ現場ニ於テ即決嚴重ナル處分ヲ行フコトヲ許ス、本件ハ事後彙報具奏スベシ。

第十 盛京ノ參務處理

(1) 官參局ノ協領一員ハ、其任期ヲ三年トス、佐領二員ハ二年ヲ任期トシ、毎年一人ヅツヲ交代セシム、清廉ニシテ志操堅固且事務ニ熟達シタルモノハ、奏明啓報シテ其任期ヲ延バスコトヲ請ヒ、戸部ニ於テ調査シテ之ヲ允スコトアルベシ。

(2) 燒鍋ノ人等ノ引受ケタル票ハ、之レヲ攪頭ニ取扱ハシムルトキ、官參局員ハ地方官ヲシテ劄夫ノ保證ヲ爲サシメ、攪頭ガ之ヲ引連レテ入山採取スルコトヲ許スベシ。

採取シタル人參ハ全額ヲ官參局ニ封送セシム。其人參到着シタル時、若シ其中ニ熟製粗漏ノ者アラバ、何某攪頭配下ノ何某劄夫ノ採取ニ係ルカラ取調べテ、本人ヲ捕獲シ盛京刑部ニ送り治罪スベシ。

攪頭ヨリ納付シタル人參ハ、規定ノ量ヲ納付シタル殘餘ハ、商人ニ賣ルコトヲ許ス。規定ノ量ニ足ラザルトキハ、銀ヲ以テ其不足額ヲ賠納セシム。

劄夫人參ヲ携帶シテ逃亡シタル者アルトキハ、各地ヲ通ジテ捜査ヲ行ヒ、逮捕ノ上官參ヲ盜ムノ例ニ照シ治罪ス。其保證ヲ爲シタル地方官ハ議處ニ付ス。

地方官ニシテ其處理ノ成績不良ナル者ハ官參局員ヲ督勵シ、會同シテ更ニ地方官ニ劄夫ノ募集ヲ行ハシメ、必ズシモ期日ヲ限定セズ、定額總數ノ人參ヲ得ルコトニ誤ナキヲ期スベシ。

(3) 官參官參局ニ到着セバ、先ヅ局員ヲシテ検査ヲ行ハシム。中ニ秩參ノ混入スルモノアラバ何地ニ於テ何人ノ採取シタルモノニ係ルカヲ調査シ、當該地方官並ニ稽查官ヲシテ參處セシメ、種參ノ人ノ罪ヲ治ス。

該將軍等公同シテ官參ヲ検査選擇シ、法定ノ數量ヲ調べ、採取地別ニ依リ封裝シ花押ノ印章ヲ押捺シ、官一員ヲ派シテ北京ニ送付スベシ。

其餘參ハ商人ヲシテ買取シムルコトヲ許ス。

官參北京到着後ニ於テ、秩參ヲ挑出スルコトアラバ、其多少ニ拘ラズ、何地ニ種ユル所ナルカヲ取調べ、當該地方官稽查官及官參局員等ハ刑部ノ獄ニ交付シ、懲戒免官トス、當該將軍ハ官階一等ヲ降下ス、參ヲ種ユルノ人ハ其罪ヲ治ス。

挑出シタル秩參ハ斤兩ニ照シ、其取扱ノ攬頭ヲシテ好參ト引換へ追徵北京ニ送付セシム、若シ好參無キ時ハ取扱ノ官員ヲシテ代ツテ賠償セシム。

右賠償ニ當リ人參無キ時ハ、總テ銀ヲ以テ賠償セシム、其換算ノ率ハ、四等參每兩銀四百兩、五等參每兩銀三百兩トス、嘉慶十五年奏シテ准シヲ得。右銀數人參一兩ヨリ銀五十兩ヲ減ズ。

第十一 人參裁種ノ取締

(1) 密カニ人參裁種ノ行ハルル地方ニ於テハ、當該將軍副都統、府尹等ヲ督勵シテ、當該地方ニ文武官ヲ派シ、不時ニ巡察ヲ行ハシメ、其結果ハ北京ノ戶部ニ報告セシム。

若シ巡察十分ナラズ、密カニ人參ヲ種ユル者、及情ヲ知テ其密裁ヲ默認スル等ノ弊アラバ、當該地方官ハ人參検査ノ例ニ照シ、其怠慢ノ輕重ヲ區別シ、降等又ハ懲戒免官ニ付ス。

稽查官右ノ犯行ヲ檢舉スルヲ得ズ、或ハ地方官ト通謀シテ情實ニ因リ右ノ犯行ヲ隱蔽スル如キ者ハ、地方官ト共ニ其懲戒ヲ參奏セシメ詮議ス。

(2) 密カニ裁參スル者ハ例ニ照シテ究辨、該將軍等右ノ犯行自己ノ查出ニヨルトキハ其處分ヲ免ズ、若シ別人ヨリ告發セラレタルトキハ、一ニ併セテ議處ニ付ス。

第十二 山海關私參檢舉ニ關スル件

(1) 山海關ニ駐劄セル官兵人參關係犯罪者ヲ搜查逮捕シ、其押收ノ人參多額ナルトキハ、該都統ヨリ事件ヲ奏明シ犯人ハ北京刑部ニ押送、其人參ハ內務局ニ送付スベシ。

其人參少額ニシテ、犯狀別情無キ者ハ犯人ハ臨榆縣ニ引渡シテ審辨セシメ、人參ハ關庫ニ當分保管儲藏シ、年末ニ於テ纏メテ北京內務府ニ送付スベシ。

(2) 右押收ノ人參ハ、十分ノ二ヲ逮捕者ノ賞ニ充テ、現品ヲ以テ右山海關保管品中ヨリ支給ス。本項ノ賞與ハ人參數量十兩以內ハ十分ノ八ヲ給シ、十兩以上ハ十分ノ八ニ二兩ヲ加エタル額ヲ給ス、其加増ハ一回限リトシ前後ヲ通ジテ行ハズ。

第十三 私參取締ノ爲海口搜索ノ件

(1) 奉天ノ海口ヲ巡邏巡察シテ、私參ノ取締ヲ執行スルコトニ付テハ、毎年盛京將軍ヨリ奏請

ニヨリ、盛京ノ侍郎一員ヲ欽派シ、其隨帶ノ協領一員若クハ二員ト共ニ出發セシム。
差押ヘ得タル人參ハ、具奏シテ北京ニ送付セシム。

本件檢舉ニ功績アル侍郎及協領等ハ議叙ス。

山東省ノ海口ニ於ケル本件取締ニ付テハ登州、萊州、濰州等鎮ノ長官ヲ督勵シ、登州鎮ニ會同セシメ、總兵巡緝取締ヲ行ハシム、若シ私參ヲ押收シタルトキハ、山東巡撫ニ報京シ、同巡撫ヨリ具奏シ北京ニ送付セシム、當該鎮ノ長ハ其功績ニヨリ議叙ス。

山東ニ於テ私參ノ檢舉セラレタルトキ、奉天ノ海口巡察取締ノ任ニ該リタル侍郎協領等ハ、取締不行、屆ノ責任ヲ問ヒ、議處ニ付ス。

(2) 各海口ニ協領ヲ分派シ、梭織ノ如ク頻繁ニ往來巡察ヲ行ヒ、私參拏獲ヲ嚴行セシム、並ニ地方文武官ヲ訓飾シ力ヲ實タシテ途中通行者ノ檢査ヲ行ハシメ、其情況ハ隨時報告セシメ、監督考査ス、若シ私參ヲ差押ヘタルトキハ、何レノ地ヨリ潛越シ來リタルモノナルカヲ取調べ、直チニ其當該地方ヲ管スル上官ハ、嚴ニ參奏セシメ、懲戒ノ意ヲ示ス。

第十四 創夫留山並携帶物品ノ件

(1) 綏芬、烏蘇里等產參ノ山場ニ於テ、創夫ガ猶山ニ留マリ冬ヲ過ス者數處ニ分留ヲ許シ、本人等ガ人參ノ年數若キ者ヲ搜索發見シ、培養スルニ任ジ、以テ官參ノ額ニ供セシム。

並ニ各攬頭ヲシテ、悉ク創夫ノ分在セル蘇子海、訥思屯、呢滿口等ノ處ヲ熟知セシメ、尋訪規定量ノ人參ヲ搜採、上等ノ人參ヲ納付セシメ、撰出剩餘ノ人參ハ賞ニ準シテ之ヲ賣ラシム。若シ其品質標準ニ適合セザル人參ヲ混入スル等ノ弊アラバ、直チニ賠償引換ヲ行ヒ、重責懲示ス。

其毎年山ニ留マルノ劄夫ハ。總票數ノ半ヲ過グルコトヲ許サズ若シ死去者アラバ該攬頭ハ信票交付ノ前ニ於テ名簿ニ記入シ他人ト更換スベシ。

本件檢察ノ任ニアル章京ヲ督勵シ隨時検査セシメ、若シ漏脱等ノ情弊アラバ、重キニ從テ究治ス、稍輕キ疏漏ハ事情ニヨリ當該官員ヲ議處ス。

卡倫ノ守兵ヲシテ検査ヲ行ハシメ、黑龍江人ヲシテ私參ヲ隱匿携帯スルコト勿ラシメ、以テ嚴密ナルヲ昭ニス。

(2) 劄夫ノ携帶人員物品等ノ制限

烏蘇里綏芬等ノ處ノ劄夫ハ陸路又ハ水路陸路ヲ兼行シテ採參地ニ向ハシム。

綏芬羅拉米瑪延山英額嶺東山等ハ、劄夫四人ニ信票一張ヲ給シ、信票一張ニ對シ餘夫一名ヲ携帶スルコトヲ許シ、餘夫ニハ印章ヲ押捺シタル腰牌ヲ給ス

陸路ノ劄夫ニハ馬騾一匹ヲ携行スルヲ許ス。

水路陸路各米六斗ヲ携帶スルコトヲ許ス。

額爾敏哈爾敏ノ劄夫ニハ、一人各信票一張腰牌一面ヲ給ス、陸路ノ劄夫ニ、每一人馱子一個米六斗ヲ携帶スルコトヲ許ス。

水路ノ劄夫ニハ、二人合同シテ、小船一隻米一擔八斗ヲ携帶スルコトヲ許ス。

凡テ劄夫ノ携行スル馬騾ニハ、出發ノ時烙印シ、簿冊ニ記入ス。

回山ノ時簿冊ト對照検査シ、原給ノ信票ニ印ヲ押捺ス。

腰牌ハ歸還ノ日ニ於テ、當該官回收燒却ス。

劄夫進山ノ時、上記食米ノ外穀物ヲ私帶シ、山ニ蒔付耕種シテ越冬スルヲ許サズ。

鳥銃網大等ヲ携帶スルヲ許サズ。
以上各項ニ違背スル者其罪ヲ治ス。

第三 大清律例の記載

本律例記載の中第一、第二に掲げたる者は除く。

一 創參官・商。私刻小票。影射私參。照私販人參例。分別治罪。

一 凡領票創參人夫。例給鳥鎗。應查明人數多寡。批給鳥鎗。填明票上。出口驗放。回山查核違例私帶者。照商民應用鳥鎗不報官私造例。杖一百。其將鳥鎗轉給售賣創參之人者。比照軍人將軍器私賣與人。發邊遠充軍律減一等。杖一百徒三年。該管官不行查出交部議處。

一 凡三姓渾春等處商人官兵。領票赴寧古塔船廠地方。購賣物件。令其報官給票。開明數目有違禁攜帶米石什物。賣與創參之人。易換人參者。該將軍查明。米不及五十石。什物值銀不及五十兩。俱照無引私鹽律。杖一百徒三年。若逾前數者。俱照越境與販蓋斤三千斤以上例。發附近充軍。旗人及官兵有犯。加民一等治罪。其巡綽官兵知情故縱。與本犯同。得贖者。計贖以枉法從重論。失察者官交部議處。兵丁照山海關揀查參珠不力例治罪。其明知偷創盜匪而容隱在家不即舉報者。照知人犯罪贓匿在家不告捕者。減罪人一等律治罪。

一 凡索倫達呼里越界。至松阿里烏拉地方打牲滋事者。令該將軍查拿分別治罪。其有私帶

○官商資金ヲ出シ
人夫二人參ヲ採取
セシムル者。

米糧等物賣給創參之人者。照無引私益律。計米數多寡後別定擬。吉林地方有越界私帶米糧情事。飭令吉林將軍。一體查拿照例定擬。

一漁利之徒。潛踪山林。收買參秧栽種。及貪利之人私行入山偷創參秧貨賣。一經拿獲均照偷創私賣收買私參例。一體治罪。

(1) 創參ノ官商私ニ小票ヲ刻シ私參ノ脫稅ヲ謀ル者ハ、人參ヲ私販スルノ例ニ照シ、輕重ニ依リ分別治罪ス。

(2) 凡ソ票ヲ受ケテ創參スル人夫ニハ、官ヨリ鳥銃ヲ貸與スルノ例也其人數ヲ調査シテ規定ノ數ヲ貸與シ、信票ノ欄外ニ記入シ、出口ニ於テ檢査ノ上入山セシメ、回山ノ時檢査回收ス。例ニ違ヒ私ニ鳥銃ヲ携帶スル者ハ、商民鳥銃ヲ應用シ官ニ報セズ私造ノ例ニ照シ杖一百ニ處ス。

鳥銃ヲ創參ノ人ニ賣渡ス者ハ、軍人ガ軍器ヲ人ニ私賣スル者邊遠ニ發遣シ充軍ノ律ニ一等ヲ減ジ杖一百徒三年ニ處ス。

右二項當該官查察不十分ノ者吏部ニ交シテ議處ス。

(3) 凡ソ三姓渾春等ノ地方ノ商人官兵、官ノ證明書ヲ受ケ、寧古塔吉林地方ニ赴キ物品ヲ購置スル者ハ物品ヲ證明書ニ記入ス、此等ノ人禁ニ違ヒテ米石其物ノ物品ヲ携帶シテ、創參ノ人ト人參ニ交易スル者ハ、該將軍ハ查明シ左ノ區別ニ依リ處斷ス。

一、其米五十石未滿物品ノ代銀五十兩未滿ナルトキハ、無引私益ノ律ニ照シ杖一百徒三年ニ處ス。

二、前項ノ數ヲ超エタル者ハ、越境シテ鹽三千斤以上ヲ興販シタル例ニ照シ附近ノ充軍ニ

發遣ス。

(本項充軍發遣は後に條例に於て雲貴兩廣烟瘴の地方に安置することに改正し其刑罰を重くせり)

三、旗人及官兵ニシテ右ノ罪ヲ犯ス者ハ民人ノ例ニ一等ヲ加ウ。

(4) 巡察ノ任ニ在ル官兵其ノ情ヲ知リテ前項ノ犯人ヲ故ラニ縱チタル者ハ本犯ト同ジク處斷ス。

前項ノ犯行共ニ其ノ贓物ヲ獲得シタル者ハ其贓物ノ多寡ヲ計リ、枉法律ニ依リ重ニ從テ其罪ヲ論ズ。

(5) 巡察ノ任ニアル者巡察不十分ニシテ前項ノ犯人ヲ出シタルトキ、官員ハ吏部ニ交シ議處シ。兵丁ハ山海關ノ兵丁、參珠私帶搜查ニカメザル例ニ照シ治罪ス。

(6) 人參盜探犯人タルコトヲ明カニ知リ乍ラ、隱シテ家ニ在ルヲ默認シ直チニ舉報セザル者ハ知人犯罪藏匿在家告捕セザル者罪一等ヲ減ズルノ律ニ照シ治罪ス。

(7) 凡索倫達呼里ヲ越界シ、松阿里烏拉地方ニ至リ野獸ヲ獵シ、同地方人ト紛訶ヲ起ス者ハ、該將軍ヲシテ拿捕分別治罪セシム。

其米糧等ヲ物帶シ創參ノ人ニ賣渡ス者ハ、無引私益ノ律ニ照シ、米ノ數ノ多寡ヲ計リ罪ヲ定ム。

(8) 漁利ノ徒山林ニ踪ヲ潛メ、參秧ヲ賣收シ栽種シタル者、及私ニ入山シテ參秧ヲ盜探シ貨賣シタル者ハ、偷創私參、收賣私參ノ例ニ照シ一體ニ治罪ス。

第七章 (朝鮮部) 高麗以前に於ける人蔘行政

第一節 三國時代の人蔘行政

高句麗は三國の中開國最古く支那中央文化に浸潤し、其人蔘の藥用を知りしことも亦最古く。既に陳魏に高句麗人蔘の名を知られ藥用に供せられしこと、本卷上篇第三節に説きたる如し。爾來其國の滅亡に至るまで、其本土に於て人蔘を徵收するの行政存在したるべきも西紀四百年代に於て領有せし朝鮮の咸鏡平安等の産蔘の地——當時山林鬱蒼人烟稀薄なる——に對しては、其徵收の手を延ばさざりしと考ふべき也。

百濟に至つては梁に數回の遣使あり、陶弘景の『名醫別錄』注人蔘の部に：
……俗百濟の者を重んず……云々とあり。相當に多量を賣されしを知るべし。『北史』に百濟の官制に藥部ありしことを記せり。王室用竝貢獻用の人蔘を其領土内の産地より徵收せしならんも史に記載を缺げり。

新羅に至つては開國最遅く。其人蔘の名の支那の醫藥書に出でしは。唐の肅宗の時の人李珣の『海藥本草』に……新羅國貢する所の者手腳人形の如き

○新羅ノ入唐使者
ガ商賈セシコトニ
付テハ唐末、陶穀
ノ「清異錄」ニ新
羅ノ使者來ル毎ニ
多ク松子ヲ鬻グ數
等アリ。云々ト
出ツ。唯ニ松子ノ
ミニハ非ラザリシ
ト推定スベシ。

○此一斤ハ宋畫ノ
一斤(十六兩)ナル
ベク日本ノ百五十
二匁ニ當ル。

あり……云々と出づるを初めとす。「三國史記」には唐の高祖武德年代に人參を貢獻し、爾來屢貢獻したるべきこと本卷上編第一章第四節に説きたる如し。又同書によれば孝昭王元年に醫學を置き、本草經、甲乙經、素問等々を教授せしこと出で。景德王の年代には樂典なる官司を保命司と改名せしこと出づ。國內に於ても當時其領土に豊富に産せし人參を藥用に供したりしを知るべく。一方唐へ頻々として派遣したる使節の一行が人參を賣らし、之を貿易したることも推定に誤りなかるべく。以上需用の人參を其領土の各產地より徵收したること疑無き所なり。

要之百濟・新羅の人參行政は、僅かに民に必需品を徵發する事務の一部分にして。内政としては之を論すべき程度に値せざりしものと考ふべし。

第二節 高麗朝の人參行政

高麗より其宗主國に人參を貢獻したることの文獻の記載は、惠宗二年後晋に對して爲したるに始まり。爾來契丹・宋・元・明に對して幾回行はれ、元ゲンに對しては國家よりせる以外に大臣よりも屢贈進せる記載あり。此事本卷第一編第一章に考説せる如し。其中宋に對しては一回に一千斤の多量を貢獻せしこと二回

あり。凡そ高麗朝に於て必要としたる人蔘は。

(1) 貢獻用

(2) 元の宰相等大臣に贈進用、並其等の人より求請による提供

(3) 王室用、並其施設に關する醫藥機關の使用

(4) 王室の營利的品目の一として

の三にして右の中(4)に付ては元來高麗の王室即政府は一面に於て營利主體——進化せざる國家の姿としての——たりしこと、第三卷人蔘經濟篇に述ぶるが如く、高麗王室の權勢の消長は此營利事業の盛衰如何にも亦繋れるものにして、此項目の人蔘亦大量を要したるものあるべく。以上三項の人蔘の徵收としては何れも之を其産地の住民は勿論、是を産せざる地にも賦課して強制徵收し。之が爲めに人民の苦みしこと以下に記す「高麗史」の記事により其一端を推測すべし。

△靖宗二年秋七月中樞院は奏すらく、制旨人蔘三百斤を進めしむ。近ごろ進むる所、一千斤あり、御用に供するに足る、國府の貢は皆民の膏血なり、妄に斂すべからず。乞ふ復た進めしむる勿れと。王悦ばず、門下省は駁奏す、古の帝王は

○此時代宋ノ商船
屢來レリ、下記徵
收ハ王室ノ營利用
タルベシ。

○麻税トハ品階ニヨリ布ヲ課スル也六品以上布一五匹ト云フが如シ。此時兩班ノ女ニシテ其稅ノ爲メニ髮ヲ斬ツテ賣リシ者アリ。

嗜慾を節し奢侈を去り、己を恭くし身を修め、虚心諫を納る、以て民庶を養ひ大平を致す所以也。今灾變屢作る、宜しく心を齊くし躬を責むべし、豈枉げて益無きに費し民の膏血を損す可けんや、乞ふ密院奏する所に従へ。之に従ふ。

△忠惠王四年三月政丞蔡河中等職税を蠲く事を請ふ。是より先嬖人審夫金命を承け江陵道に往き人參を索む、時に參貴くして多く得ず。王の己を罪せんを懼れ擅まゝに職税を徴し……云々。此職税なるものは人參買入費に充つる目的を以て徴收したるものなるべし

△忠烈王三年四月元に貢參を罷めんことを請ふ。

△同年碁手曹允通元の世祖の直命により、州郡を巡り爾後毎年人參を誅求す。

△忠烈王の妃齊國大長公主嘗て人參松子を江南に送り厚利を獲る。後宦官を分ち之を求む、不産の地と雖も徵納せざる無し民甚だ之を苦む。

以上によれば高麗の人參徵課は、李朝後期の如く甚しからずと雖も、數多き惡政中の一部を成すものにして、朝鮮に於ける人參惡政の弊瘼は茲に兆候を現はせりと謂ふべく。要するに支那との貿易上の巨利が其惡政醞釀の最大因子たることに着眼するを要す。

第八章 李朝の人蔘行政總説

李朝の政治は太祖革命以來、高麗の末期惡政の痼弊累積して遂に滅亡に至りし迹に鑑み。此等の秕政の害毒を一掃し、文治を以て良政を布かんことを企圖して。太祖自から其英偉なる政治家の素質と實驗より抱負せし經綸に、加ふるに文臣にして學者又は實際家たる股肱賢能の意見を採用して。機構を更め制度を替へ、着々施設を新にし其面目の一新觀るべきものあり。爾來歷代の中時に賢主良相輩出して、亦支那聖賢の理想とする政治學に範を採り、保國安民の天職に努めし跡あり。是を高麗朝に比較して總て政治は一段の進歩を遂げたることも亦否定すべからずと雖も。要之被治者たる民衆が被ふりし結果より觀れば、高麗朝と同じく——時に深淺輕重の消長ありとするも——終始惡政史の間斷無き頁を以て連續したり。人蔘行政も亦其惡政中に包含するものにして、高麗朝に比較して人蔘行政の重要さは數倍を加へ。宣祖の前後より以降最近代迄國家の大政となるに至り。隨つて其惡政の苛虐も亦最深刻なるものとはなれり。

高麗朝以來或は其前約一千有餘年に亙る惡政の連續は、世界の歴史に比類を見ざるものにして。是が原因を單に官場の腐敗又は王者の貪饕等、専ら治者の主觀的方面にのみに觀察點を置くべきに非ず。唯物史觀の上より朝鮮が持つ特異性、即ち生産の貧弱、社會の不發達と揆離して均衡を失へる——大國支那の形式を摸倣せる——政治形態竝兩班の生活に、其惡政の要因を胚胎せる必然の歸趨なりと斷定すべきものにして。また一面よ觀れば國家として始終經濟生活の順當なる發達を遂げ得ざりし、病的變態的症狀の現はれとも謂ふべく。猶穿つて考ふれば最古き政治形態たる掠奪の要素が、隔世遺傳として發作せりとも觀られざるにもあらず。而して人蔘の行政が李朝中期以降國家の大政となり、之に附隨して苛虐の惡政の行はれしことも。畢竟するに貨幣制度の常に確立せずして、其本位貨たるべき金銀の甚乏しかりし國家に於て、其代用品とせし鈍重なる米穀布帛は、國內に於てすら猶其効用を完ふし得ざるに比し。重貨たる人蔘は量軽く高貴なる貨物として、貨幣に代る効用職能を寔に宜く完ふして東西兩隣の二大國に需用せられ。互に銀に換買せられしに職由するものならずんばあらず。

第九章 李朝前期の人蔘行政

第一節 總説

便宜上是を三期に區分して説明せんとす。茲に前期と稱するは太祖より仁祖迄二百五十八年間を指す。此期の上半は之を外にしては、東日本へは足利政府其他の大少名との交通に於て人蔘を使用したるも、其量目多からず。西上國支那へは毎年一定量の貢獻及特別の獻進を爲し。是を内にしてはそれ等所要の人蔘及國內に於て必要とする人蔘を各產地より貢納せしむる等、國政としての人蔘は未だ重要なる部門とはならず。隨つて其惡政尠かりしと雖も、其後半に至つては支那に於ける人蔘の價格漸騰し。朝鮮人蔘の支那に輸出せらるゝ數量漸く加はり、且明より來鮮する使節の飽く無き多額の誅求及朝鮮より北京に赴く國使が貿易用として多額の携帶により。其納課に當る產地人民の苦痛は甚しく、茲に人蔘惡政の端を開けり。而して明清釐を構ふるや、從來四百餘州に供給せし滿洲人蔘の商路杜絶して人蔘の價一時に暴騰し、其需要を朝鮮に求むることゝなり。爲めに朝鮮の人蔘缺乏し國內の藥用にすら不足するに至り。

○西紀一八九二年
一六四七年。

國家の必要とする其調辨に苦しみ、國庫の空乏を告げしこと一再ならず。此時代よりして漸く人蔘が國貨として銀の代用を爲すの勢を慣成せり。また此時に於て後の紅蔘の前身たる把蔘の製造民間に創始せられ、其支那への輸出漸く盛とならんとするの形勢を呈せり。是等を以て此期に於ける特色なりとす。

第二節 人蔘の徵收並其他の調辨手段

第一項 一般的普通の貢課

凡そ新羅以來最近代迄國家並王室の必要とする物品は穀物布帛を租税として徵收する外其產地の民の貢賦に出でしむるの方針を執れり。高麗に於て其制紊亂し弊害極り無く、民の痛苦甚しかりしに鑑み。李朝の太祖は開國の初め卽位の年に於て、所謂任土の貢として產地に對し賦課する物品の種別と數量を定め。其負擔を適當ならしめ、之を後世に傳へ弊無からんことを期したり。此時に於ける人蔘の負擔地其數量等は明かならざれども、決して人民が苦痛を訴ふる程度にあらざりし也。

總て太祖は高麗の惡政に鑑み、其政治家たる英偉の資を以て國家百年の計として、創始制定せられし良制美法少なからずと雖も。朝鮮の國情は其藝倒維持

を許さず。特に抑制し能はざる兩班のみの經濟生活の向上、國家政務の膨脹、官吏の増加兩班階級の繁殖等は。租税の増徴、貢賦の添加夫役の頻發を促がすに至れり。人蔘の増課も亦其數より漏るゝを得ず。早くも太祖即位より二十四年の後太宗十五年四月に於て江原道都觀察使李安愚より上書せる中に。

……貢賦の制我太祖開國の初壬申年間に於て所用を參酌し其數を詳定す。

意ろ之を萬世に傳へて弊無からしめんとする也、時に因り損益す今に至る二十餘年國に匱乏無し。近ごろ各司皆加定の議あり、微にしては人蔘、唐楸子、大秦の如き。紙、地、席子、油、燭、清蜜に至つては厥の數猥多。或は來歲の貢を引納す、願くは攸司をして量宜し、更に議を定め。右の條宜しく更に相考するを得せしめよ……とあり。「太宗實錄」

漸々他の貢物と共に其増加を見るに至れり。世宗九年七月に……上曰く、予聞く人蔘の貢平安、黃海兩道尤苦と爲す。世子朝見の時の進獻人蔘餘り有らば、則ち今年の貢を減せんと欲す。戶曹判書安純對て曰く、見ミに一千餘斤あり、上は命じて黃海道を全減し平安道を半減す……。「世宗實錄」

とあり「世宗實錄地理志」の記載は此時代の人蔘產地と其貢進地を知るべ

○「宣惠廳事例」ニハ國初凡ソ百七貢アリ略ボ前朝ノ例ニ倣フ太宗ノ朝始メテ貢賦ヲ定ム世宗ノ朝又貢索ヲ定ム其額産ニ隨ヒ諸道ニ分定シ土民ヲシテ京師ニ直納セシム其後用途漸ク廣クト定當量無シ京外百餘歲ニ加ハリ月ニ増シ民堪ユル能ハズ云々トアリ。

○詳定トハ法規的ニ確定シ變更セシメザラシムルヲ云フ。詳定所ナル官廳アリタリ。

○下記セル各地
何レモ土貢ノ中ニ
人蔘アリ。

き好個の資料也即其土産に人蔘ある地方は左の如し。

△京畿

永平縣。

△忠清道

忠州牧 丹陽郡 清風郡 槐山郡 陰城縣 延豐縣 堤川縣 永春縣 清州牧 天安郡

沃川郡 文義郡 竹山縣 全義縣 燕岐縣 溫水縣 永同縣 報恩縣 鎭川縣 公州牧

禮山縣 大興縣。

△慶尙道

彦陽郡 安東都護府 寧海郡 順興都護府 榮川郡 青松郡 義城郡 盈德郡 禮安縣

基川郡 奉化縣 聞慶郡 山陰縣。

△全羅道

泰仁縣 高山縣 海珍郡 靈巖郡 康津縣 南原都護府 任實縣 雲峰縣 茂朱縣 順

天都護府 同福縣。

△黃海道

安岳郡 谷山郡。

△江原道

江陵都護府 襄陽都護府 旌善郡 寧越郡 橫城郡 洪川縣 金城縣 淮陽都護府 金

化縣 平康縣 伊川縣 三陟都護府 平海郡 蔚珍縣 春川都護府 狼川縣 楊口縣
麟蹄縣 高城郡 通川郡 歙谷縣。

△平安道

成川都護府 順川郡 价川郡 徳川郡 孟山郡 陽徳郡 隨川郡 朔州郡 寧邊大都護
府 昌城郡 碧潼郡 雲山郡 泰川郡 江界都護府 理山郡 熙川郡 閔延郡 慈城郡
茂昌郡 渭原郡。

△咸吉道

北青郡 永興都護府 高原郡 文川郡 預原郡 安邊都護府 吉州牧 端川郡 甲山郡
鏡城郡 慶源都護府 鍾城都護府 三水郡。

此の人蔘納課負擔百三箇邑の産地は、國初任土の貢として太祖の定制に係るものなるべく。當時鮮内各地に其産出多かりしを知るべし。而して爾後に於て行政區劃の變更等により多少の異動あり。また生齒の増加による山林の開墾火田の作成等に因り、産額減少し或は絶滅したる地方もあり。一部分は特例として貢納の減額又は蠲免等の行はれたる事ありとするも。大部分は祖宗の法を變更せざる大方針と、一には戸曹の臺帳にある課税物件は可成變更せざる政策の下に於て、本章の期間内は其徴收行はれたる如し。

○富寧ノ部ニハ山人蔘トアリ之レハ人蔘トハ別ノ植物ナリ故ニ省ク、山人蔘ニ付テハ第六卷其項ヲ参照スベシ。

其徴收總額は毎年の消費量其他の事情より推定して。國初に於ては約一千五百斤内外なりしならん然るに約八十年を經過したる世祖の代には既に倍額以上に増加したるを見る。

世宗時代に於ても人蔘貢納の負擔が漸く民の苦となりしことは、「世宗實錄」十四年四月の條に……戸曹は啓す、咸吉道各官往歲より歲末に濟用監に人蔘を納む。請ふ竝に蠲減せん之に従ふ……とあり、此人蔘は常貢外の賦課に對する納付なるべし。

世祖十二年五月王は戸曹に命じ。詳定所堂上官申叔舟金國光等と平安道貢物の中蠲減すべきものを議せしめ、本道の民の蘇息を限り權除せり。

△寧邊	人蔘五十斤の内	二十五斤	△昌城	人蔘四十二斤の内	二十一斤八兩
△江界	同 五十斤の内	二十五斤	△碧瀆	同 五十五斤の内	二十七斤八兩
△朔州	同 四十斤の内	二十斤	△渭原	同 二十三斤の内	十一斤八兩
△泰川	同 十五斤の内	十二斤八兩	△龜城	同 十斤の内	五斤
△理山	同 五十五斤の内	二十七斤八兩			

〔世祖實錄〕

成宗の代に至つては不産となりし地と雖も其貢納を負擔することゝなれり。二十年二月に平安道觀察使李克墩に下書す、曰く今奉使して還る者あり。龜城

○人民ノ負擔方ノ
恢復スル迄ノ特別
取扱ノ恩惠的減
免。

○今ノ咸鏡道。
○各官トアルハ各
其官治ノ府州郡等
ヨリ納付ノ意。

○草蔘ハ生マノ人
蔘、正蔘ハ乾シタ
ルモノ。

の民の言を以て來り啓して曰く、本府貢案に録する所の茯苓清蜜、松子草、蔘、正蔘、は皆本土産する所に非ず。毎年必ず遠處に買す、民甚だ之を苦しむ請ふ他邑に移さんと。若龜城の民獨り此弊を受くるとせば則ち移賦すると雖も可也。若し道の諸邑多くは龜城の民の如き者あらば則安くんぞ盡く諸れ諸邑の貢案を改むべけんや。一たび其端を開けば恐らく諸州の民相繼で蜂起せん。道の民弊は卿之を知らざるなけん、其輕重を度り斯に速かに以て聞せよ……とあり。

「成宗實錄」

太祖革命の後九十餘年既に其貢物の良法は破れんとし、或は加徴せられ或は不産の地に課せられ。先王の法たる任土の貢の精神漸く失はれて、高麗の惡政に還原せんとするを視る。

其後宣祖の代に至つては、更に其貢賦の増加を見たること後段記すが如し。

第二項 特別の貢賦

端宗より世祖の代に於て、前々よりの絶間無き女真人の襲來の對策盡きて、遂に鴨綠沿岸の閭延、厚昌、虞芮、慈城の四郡治を廢し。官衙を撤し住民を引揚げ、空曠の地とせり。之を廢四郡の地と稱し、江界府の管下に屬せしめたり。此四

○内局ハ内醫院也、人蔘ハ藥用ニ必要タルベキモ、他ニ一般的ノ貢蔘アリ、戸曹モ亦同權ノ人蔘多額ニ國庫ニ收納セリ、宗親府以下ニ至ツテハ其官廳ノ性質上ノ人蔘ニハ關係無シ。知ルベシ此貢納ガ甚シク情實ノモノニシテ二以下ハ其官廳ノ首腦者等ノ私的收得トナルモノタルヲ九錄求。

○此三府ノ人蔘ハ特ニ中間ニ於テ減額ノ議アリシモ王ハ之ヲ尤サザリシ、韓末ニ至ツテハ其代錢ヲ徵シ之レヨ各其人々ニ給與セリ。

郡の地は人蔘の本場とも稱すべく、豊富に産せられたる土地なり。此時代に於て左の如き、第一項の貢課とは別の貢蔘創められたり。

- | | | | |
|---------|------|---------|----|
| 一、内局人蔘 | 三斤 | 五、議政府人蔘 | 三斤 |
| 二、戸曹人蔘 | 二斤 | 六、巡營人蔘 | 六兩 |
| 三、宗親府人蔘 | 二斤四兩 | 七、兵營人蔘 | 一兩 |
| 四、中樞府人蔘 | 一斤 | | |

計十六斤 最初實物納付後 江界府の負擔

右情債倍蓰して八十斤の多きに至れり。仁祖元年江界邑人前僉使金應珍、前座首田有年、出身桂長春等は備邊局に其負擔の苦痛を陳疏したるにより。一旦革罷せしも後幾くならずして復設せられたり。以上「江界邑誌」

其後永く此制持續せられ、江界府民の苦痛となりしこと次章に記すが如し。本項に付て検討せんに、上欄に記したる如く私情より發生せる甚だ不合理のものにして。蓋し廢四郡の後に於て、同地方は人蔘の本場なれば。江界府使に於て之を採取して利益を得べく 或は私益、又は地方民の利益の爲めに 其許可を蒙るべき條件として、或は運動方法として。右の如く定め創めしものなるべし。

第三項 人蔘の卜定

凡そト定と稱するは定制年貢による貢物以外に。其貢物として定められあ
る物品の不足により又貢物品目に無き物品を臨時の必要により。産地に割充
て進上せしむるを謂ふ多くは無償なり。

○信・蔘 第六卷其
項ヲ見ルベシ。

人蔘の卜定は宣祖の時代に初まり、其後徳川政府へ信使派遣の時信・蔘のに至

り甚しく多額となれり。宣祖の時に於て創められし原因は、明朝への貢獻の人
蔘は人蔘中に於ても最良品たる羊角蔘と稱する、數十年を経て根の分岐せる最
價の高き物を撰定するの例也。然るに此頃既に人蔘の濫獲に因り戸曹に徴收
する品は根細くして此に適合する者少なく。其調辨に困難して。遂に主産地
方に此卜定を見るに至りしものなり。

第四項 人蔘の實物徴税

人蔘の取引に對し實物を税として徴收することも亦、宣祖の時代に於て創め
られたり。其主旨は此徴税の人蔘を以て明廷への貢獻品に充當するに在りし
も、一面には御用商人たる一部の蔘商を保護して特權を與ふるに出でたるもの
なり。其確たる年月は不明なり、「宣祖實錄」三十九年六月の條、戸曹の啓に：
…蔘商人等の處本曹より路引を成給し、一は以て收税して進獻の用と爲し、一

○羊角蔘 第六卷
其項ヲ見ルベシ。

○本書第一編明朝
へノ貢獻ノ章羊角
蔘ヲ把參ニ代ヘン
トスル條ヲ参照ス
ベシ。

○商用旅行許可
證。

は以て奸細私採の路を禁ず。行狀なくして往來採買の人一切禁斷、現露の物件は官に没し、重に従つて科罪す。當初啓下の事目嚴明ならざるに非ず、而して近來産蔘各道の各官等は朝廷立法の意を體せず、許多の參商人等路引無しと雖も盡く私採を許す。或は官より捧税ツクの中に一人の犯罪して捉はれし無し、此を以て今年路引を願出る者絶無なり。各官の私を行ひ法を蔑にし、進獻の重事をして手を束ねて策無く、奸騙興利の徒任意行略畏憚せざるの狀極めて駭愕と爲す……云々とあり。

右私採を禁ずとあるは、西北の重なる産地に對して行ひしものにして、全國一般には行ひしに非ず。また往來採買とあれど、商人自から人を雇ひ採取せしに非ず、産蔘各地に出張して私採の人蔘を特許買受人として買入しなり。此現物税の率は不明なれど、蓋し後代東萊の日本貿易人蔘に課せしと同じく、什一の實物税なりしならん。

此徵税も豫期の收入を得られざりしこと、右戸曹の啓にある如く。地方官の情實と且つは其蔘商が中央に夤縁ある爲なりしなり。光海君の代に至り蔘商の數を制限、官より指定し、簿冊に登録し是により税金を徵する方法を制定せり。

「受教輯錄」光海君九年承傳に。

一、蔘商成冊に落漏せる者。成冊後窺避する者。私自防納する者。物件は官に

没し全家徒邊肅宗十年犯人の身に限り邊遠定配と改む

とあり、此嚴法も亦十分なる効果を得ざりしにより、中期に至り一層法規を緻密にし。産地の取引額と人名とを地方觀察使より中央戸曹に報告せしめ、脱税を防ぐの方法を取るに至れり而して是も亦効果少なかりし也。

第五項 賀蔘卽人蔘買上方法の實行

茲に賀蔘と謂ふは、後代の用字賀蔘とは意味を異にし。貢納産地より人蔘の代りに布を納めしめ、戸曹に於て蔘商より官定價格に依つて人蔘を買上る方法を謂ふ。宣祖四十年に實行せしこと下記の如し。此時代産地人民は其貢納する人蔘を、既に大半蔘商より買入て之に充つるの風を爲し。其價格に付ては蔘商が暴利を貪り、人民負擔の苦痛となるに考へ、其弊を矯正せんとするに出でたるものなれど。蔘商が隱然顯貴に結び巨利を贏得せる根本の惡弊を一掃するには此法は力甚だ微弱なりき。何となれば蔘商の利を殺ぐ事は顯貴の利を殺ぐ事を結果すればなり。果然實行に於て躓蹉せること下記の如し、蓋行はれず

○後代ノ賀蔘ハ貢納地ニ代價物タル布・穀物・錢等價ノ半ニモ足ラザルモノヲ下付シ徵收スルヲ云フ。

○防納トハ賈物受
負御用商人ヲ指ス
此輩ノ手ヨリスル
物品ニ非ザレハ官
ノ検査通過セザル
也。
○平市署ハ物價ノ
平衡ヲ司ドリ商人
ノ不正ヲ取締ル官
廳。
○五部ハ漢城府下
東西南北中ノ五官
廳。
○戶曹ハ命ジテ平
市署ト五部ノ官員
ヲシテ人蔘商ヲ戶
曹ニ率ヒ來ラシメ
セシモ公定ノ價低
キ爲其命令行ハレ
ズ、官員其執行ラ
拒ミシニヨリ、其
責任ヲ問ヒ處分セ
ントセシ也。

して中止したるものならん。

「宣祖實錄」四十年五月戶曹の啓に……曰く、人蔘の一事、賈蔘の民此に因り流散し防納の輩利を獲る萬倍。今は朝廷商量變通し新に賈蔘の規を立つ、庶くは前日の弊を除くべし。而して防納の輩一朝にして其重利を失す、群怒衆怨至らざる所無く百計沮み毀らんとす、其情極めて痛甚と爲す。平市の官員率領の蔘商若干人、價布已に即受す。而して五部の官員は即ち托するに蔘商盡く逃れしを以てす、竟に率來の意無し。而して中部西部は則ち反つて慢忽の語を發す、尤も駭愕を極む。大抵京外の蔘商皆勢を牟利富貴の人に藉る、豈一朝盡く逃散するに至らんや。中部西部の官員を先づ推考し以て其餘を警しむる如何、傳して曰く允す。

史臣が曰く、賈蔘の令を設けて防納の弊を除く善なりと謂つべし。然して所謂蔘商防納の輩は皆憑藉する所あり、諸宮の所屬に非ざれば權貴の家に托す。縱ひ罪犯有るも走つて一小紙を取り便帖せば無事なり。君令して行ふ能はず、國法禁する能はず、五部の官員の能く制する所に非ざるものゆわれある也。故に曰く、朝廷の權は市井に歸す、市井の利は權門に歸す、利を以て權に易ゆ、權を以

て利に易ゆ。利權位を易へ主の勢孤なりと矣。

此公定價額買上の法も此時の失敗により而後行ひ得ざりし如し。

第六項 人蔘の貢に大同法の施行

仁祖の時代に於て人蔘にも亦大同法を施行せしことは、「仁祖實錄」二年十一月の條に左の記あり。

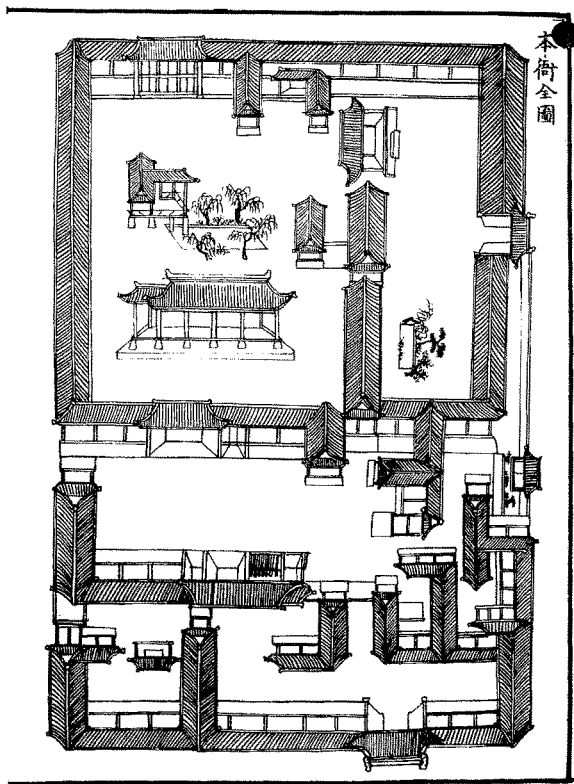
：：今聞くに進獻人蔘一斤の直甚多し、江原道の如きは數日の糧を持して入山すれば則一斤は採得べし。古へは任土作貢の法あり、太祖の定めたる法は則唐虞三代の法也、是を遵行せば何の弊か是あらん。祖宗の朝の法典美なりと雖其奉行に於て弊あるのみ。凡そ民役を土貢に依らずして只田結に課すれば民苦まざるを得ざらんや。今大同の法に變ずと雖、而も防納の人前の如く弊を作さば則民益す苦まん。以上畫講の際知事徐澈の言特進官崔鳴吉曰く、此言誠に是なり：：云々。此法爾後國用人蔘の一部に行はれしこと「萬機要覽」に出づ、詳しきは第三卷に説明すべし。

第三節 蔘商の擡頭

茲に特筆すべきは、此期末に於て資本家たる蔘商の勃興せし一事也。従前人

○大同法トハ總テ國初定メタル貢物ガ其後事體ノ變化ニヨリ負擔甚不公平トナリシノミナラズ、其ノ貢納ニ方テ雜費ヲ要シ且官吏ノ不正行ハルヘアリ。加之輸送ノ途中變敗アリ戸曹ニ於テ貯藏ノ手數アリ。以上ノ不便不利ヲ除去スベク、切理物納付ヲ額メ且負擔ヲ公平ニユリ直シ、是ヲ田地ノ結稅ニ附加稅トシテ徵收シ、中央ニ於テ必要ノ時其物品ヲ買上ゲル方法ヲ云フ。仁祖ノ時ハ此法全貢物ト全通地域ニハ行ハズ一部分ニ試驗的ニ行ヘリ。

圖版第四 度支志(京城帝國大學圖書館藏)中戸曹廳舎の圖
人蔘は戸曹の版籍司に於て主管せり。戸曹の所在は中部清
澄坊、今の光化門通法學專門學校の全敷地にして今猶昔の面
影の一部を存せり。度支志は正宗十一年の官撰なれば此圖
は壬辰役後改築したるものに係る。



本衙全圖

○人蔘ノ外ニハ六
英銀ノ如キ御用商
人ノ團體アリト雖
モ事關用ノ取引ニ
シテ且重ニ布ヲ以
テシ銀ノ取引甚少
ナカリシ。

蔘を取扱ふ商人無きに非ざりしも、東萊の日本貿易は官給の外は、人蔘は禁制品なれば、僅少なる密貿易の外に出でず。また明との人蔘貿易は、中江の市に於て僅に取引せられしと、朝鮮の使臣が公定の少量を北京に於て貿易せしに過ぎず。此時門正貨を有せざる經濟組織の發達せざる此國に於ては、國產の碎銀及外國貨幣日本たる銀貨を以てする取引は、殆んど言ふに足らざる額にして。其富力としての流動資本たる貨幣を蓄積するを得ず、然るに明末に至り明は清初めで眞次と事を構へ、當時人蔘を四百餘州に供給せし滿洲との商路杜絶して、人蔘の支那本土に於ける價躍騰し。其爲に朝鮮人蔘の密貿易と公私貿易とを問はず、支那に向つて輸出せられしこと巨額に上り。隨つて朝鮮に銀の入りしこと空前の額に上れり。是此蔘商たる資本家の擡頭せし一原因にして、朝鮮經濟界に於ける一時的變體現象なりと觀るを得べし。

而して此等蔘商は所謂目の寄る處に玉てふ俚諺の如く、上は王室諸宮より權門と夤緣結托し其利を共にせるものにして。當に貿易に於てのみならず、國內に於ける人蔘の商權を獨占壟斷し、當該官吏と相結び貢納は其手を経るに非ざれば、如何に良品と雖も點退を受くるに依り。産蔘地の人民は此等商人に廉買

せられたるものを、高價に買つて上納する如き奇觀を呈するに至れり。總て人蔘惡政の源は皆茲に發せり。前節に述べたる如く、史臣が參商の輩皆憑藉する所あり、利權位を易へ王權孤なりと嘆せるも故なきに非ず。此時に始まりし此惡弊は、爾後に傳はり李朝の末期紅蔘時代に至るまで其害毒を流傳せり。

第四節 潜商の禁併せて人蔘輸出の禁、把蔘製造の禁

人蔘は金銀等と共に國初より是を國外に出すことを禁じたり。國初の「經濟六典」に其概括的規定の明文ありしこと下に記すが如し。されど此禁令も行はれざりしことは、元來朝鮮に於ては古く新羅・高麗の時代より王家巨室等の勢力者が營利主體たる一面を有し。此傳統は近代に迄綿々として縷の如く繼承せられたれば也。「太宗實錄」十七年五月の條に：：京に赴くの使臣の行次、謀利の人往て中國に赴き暗に賣買を行ふことを禁せしこと出で。同十八年五月の條に：：日本楚殿倭使還る、巡禁司は啓す近來禁物を將ひて貿易する者頗多し。判議政南在、府院君柳亮鄭擢、前經歷許盤石等亦銀蔘等の物を將ひて人をして貿易せしむと。上は曰く此等巨室も亦令を犯すは甚だ邦家の光に非ず、宜しく問ふ勿れ、人をして知らしむる勿れ：：とあり。此の太宗王の言意味深長

なりと謂ふべし。

「世宗實錄」五年正月の條に……禮曹は啓す、慶尙道監司關啓。日本國回禮使の行次防禁無きに緣り式に依る物件外の雜物と禁物とを濬かに隱持し恣に買賣を行ひ士風を埋沒す。請ふ自今回禮使の行次官を差はし搜檢せん、命じて啓に依り施行せしむ只禁物のみを搜檢せしむ……とあり。「世宗實錄」二十五年五月の條に……議政府は擬して曰く、金玉振は本と自から微にして傳家の財産無し、通事を以て累ねて京師（キョウシ）に赴く濫りに買賣を行ひ以て暴富を致す。其入朝の人暗に買賣を行ふ赦容を経ると雖も、律に依り沒官の事載せて六典にあり……云々とあり。「光海君日記」八年八月の條にも、釜山潜商の件に付て……王は曰く祖宗の朝嚴に科條を立て潜商を禁斷す良に此を以て也……云々とあり。世祖の朝に於て國初よりの元續六典騰錄等を損益して制定せる「經國大典」中に……倭館の蔘貨潜商及西北邊開市竝北京へ使行の時又隣國に使する者の人蔘挾帶の禁制あり。睿宗元年三月に商人李吉生が倭人時難（シナガ）而羅（ラ）に人蔘五十斤を貿易せしこと發覺し。本人を斬に處し首を傳へ家産を籍沒し、其連類を流刑に處し且三浦の私貿易を禁せしこと「睿宗實錄」に出づ。蓋此時代日本の

○日本文明元年、
足利八代藤政。

○釜山・帶浦・鹽浦。

○光海君二年、日本慶長十五年。

○東萊ノ貿易。

人蔘需用の甚鮮かりしより考へて、其法禁は稍保たれたるものと考すべし。其後百四十年を経て後徳川二代秀忠の時に於て朝鮮との平和を克復し通交を始めたる時に、人蔘虎皮等の禁を解くや否に付て問題となれり。「春官志」に……萬曆庚戌正月開市の時、紗、羅、綾、段虎皮、袖參等の物禁する勿く賣るを許すとあれど其後二十八年後の「徵債騰錄」の記事には、東萊府使より人蔘貿易の禁を解かんことを上啓し、戸曹の同意を経て之を許すこととなり。王は允下したるも備邊司より防啓して遂に取止めしこと出づ。考ふるに或は「春官志」の記事の如く一旦許して後幾干もなく又禁じたるものか。或は又公貿易には許せしも私貿易には禁せしものか。

右の如く島主の歳遣船に人蔘を給する外は私貿易は嚴禁せしと雖も、事實は密貿易も相當に行はれたること疑無き所なり。

右の外宣祖三十九年六月には戸曹の啓により把蔘の製造を嚴禁し、嚴刑を以て之に充つる事としたり。此禁令は支那への密貿易の源を塞ぐこと、此密貿易の爲に明廷への進獻品に缺乏を來せしに因る。また仁祖二年十一月には戸曹の啓により、椴島の毛文龍の處に人蔘其他の禁物を賣買することを嚴禁し。

○此把蔘ハ支那向ノ蒸製シタル人蔘ナリ評シキハ第七卷其項ヲ參照スベシ。

平安黃海兩觀察使及義州鐵山の官管餉使に下諭し、舟路關津の要處を讞察せしめ、犯人は境上梟示することゝし。其檢飭を謹まざる當該官は拿鞠することゝせり。同三年二月には其禁を一層嚴にせり。「宣祖實錄」「仁祖實錄」

北京へ使行の時一行の人が人蔘私帶の禁斷も十分には行はれざりし。仁祖二十三年謝恩使の行中、譯官朴璇が人蔘を私帶せること先方に於て發見せられ、戸部より擬罪すべき旨の咨あり。王は之に對し、本人の供稱は此前より赴京の人員が人蔘を帶して賣買するの例あり、新たに禁令有るを知らず誤つて賣去る云々……恭しく裁處を俟つと回咨せしに。更に戸部より貢使が蔘貨を持することは明朝の時は或は有之しならんも、本朝となつては盛京以來より挾帶を許さず、豈禁前と云はんや。朴璇等は姑く輕きに從つて杖徒せよとの咨ありたり。「通文館志」「同文彙考」

以上嚴重なる禁令も殆んど行はれざりし。當に此期のみならず、國初より國末まで總て人蔘に關係ある禁令は大抵行はれずして了りたり。畢竟官場に於ける統制の缺如と紀律の弛廢に由るものなり。

第五節 人蔘の惡政と官吏の貪墨非行

李朝に於ける入蔘の悪政は既に世宗祖時代に兆候を見はし宣祖時代に至つて激甚となること本章各節目に説けるが如し。太祖が開國の初めに制定せし貢賦の良法も、未だ五十年を出でざる中既に破れて、其量目増額せられ。産地人民の負擔は重大なる苦痛となつて積層せらるゝに至れり。總じて其悪政なるものは、入蔘價格の昂低と輸出の増減により、常に消長せるは最も注目し値する點にして。此期に於ても明末入蔘の價格躍騰と共に、悪政更に濃厚となり。宣祖王をして一條の尤物生靈の巨害と爲ると嘆せしめ。史官をして山郡の民甚しきは肉を剗るありと嗟かしめ、また民を醫する草却て民を病ましむる草となり。積年民を病ましむる草却て國を空ふするの妖草たらしむと憤慨せしめ。大司憲朴承宗をして參貢は民の巨蠹となると極言せしむる程深刻なるものとなれり。

凡そ朝鮮の貢物は何の物品たるを問はず、産地の負擔は法定の數量にて足り得るものに非ず。例之ば江原道の鹿茸鹿の鬚角を乾したる藥材、海南の柑橘、慶尙の鮑、莞島の赤檉鞆のカキ、柁舟の用途、海州の墨、咸北の貂皮等々の如き珍らしき物、貴重なる物ほど數倍を徴せられ。人民の手より中央政府又は王室に迄到達する經路に該る

○學名 Matres
sibollinaノ皮、
今日ニ於テモ價貴
トシ、濫獲に因リ
今殆ンド絶滅セ
リ。

者の役得となるを通例とせり。人蔘も亦此例に漏るゝものに非ず。間々清白の官ありと雖、病膏盲に入れる吏僚の惡風は之を矯正するに力無かりしものなれば。此點に於て人民が負擔の苦痛は豫想外にして、猶其上に私的不當勸徴、御用商人が廉價の抑買あり。また一面には貢納に方つて地方中央共に受領の官吏が御用商人と結托して、其手による人蔘に非ざれば不合格とする等の惡弊あり、貢納の手續上の雜費あり。以上の結果は産地人民の窮乏零落を來し、其逃亡による人口の減少、部落の衰頽を見るに至れり。また其外に明の使節の人蔘誅求に因する惡政。越犯採蔘取締に關する惡政に付ては、第一編に於て詳述したれば、茲には是を省略せり。

地方官の惡事に對する本件の具體的記述に付ては、「光海君日記」八年九月の條に左の記事あり。

府・秘密の事を啓す、江界は京都より絶遠の地と雖も、而も列鎮彈壓の所と爲す。故に府使は武弁を以て差遣すれば、則ち必ず文臣を以て通判と爲す、其意在るあり。判官尹是勇は名は文臣と雖も、愚劣麤鄙加ふるに貪虐を以て、貂蔘を聚斂す、民命に堪へず。此の如きの人決して諸を關防に置き、其欲する所を恣にせしむ

べからず、命じて罷職せんことを請ふ……とあり當該産地の官吏にして、此類他にも猶ありしなるべし。其一般的抽象的記事に付ては、本章各節の中に散記せり、故に茲には之を贅せず。

〔附記〕

宣祖四十年四月に、備邊司が女真人の侵入に對し、防守の重きは鴨綠江邊六七邑に在り。近頃人蔘の痼弊により軍民逃散して殆んど盡きんするにより、蔘商を檢束すべし云々、啓上したるに對し。王は之を允せり。本項に史臣の贊あり、名文にしてよく人蔘の情弊を盡せり。此文人蔘史上重要な資料たるべし、茲に其全文を掲ぐ。

史臣が曰く、國の將に亡びんとする必ず尤物ありて之が祟を爲す焉。獨り女妖のみ然りと爲すに非ず、一草木の微と雖も苟くも以て民を病まし國を蠶する者尤物に非ざるは莫し。故に丹砂は漢を危くし、荔枝は唐を傾く石は宋を覆せり。其全盛の時に當つては求めて獲ざる無く、推だ意の欲する所、孰れか數物の微にして害を爲す此に至るを知らんや。然して其愛好の極は必ず誅求に至る、誅求已まざれば必ず民病むに至る。民病んで已まざれば必ず財竭るに至る。財竭きて已まざれば賦加はるに至る。賦加はつて已まざれば必ず離散に至る、散じて盜を爲す何の所か至らざる。此を以て之を觀れば一草の國を亡ぼす豈虚語ならんや。夫れ蔘の物たる醫方中一等の草に過ぎず、時に及んで採取・洩・勃と其用を同ふす之れ有るも天下の人をして無病たらしむる能はず、之れ無きも天下の人をして皆病ましむ

○北京行使臣が自
己ノ名ヲ以テ官威
ヲ着テ産參地ニ求
請スル也。
○唐官ハ明ノ使
節。
○赴京ハ朝鮮ヨリ
北京ニ社ク國使ノ
行。

○蒼朮白朮漢方
藥價廉也。
○建州女真人ノ蓋
頭。

る能はず、有無の國用に關せざるや明けし矣。今や參の故を以てして擧國違々として恒に
不足の嘆あり。民生戚々として蹙額の苦に堪へず。民を醫するの草反つて民を病ましむ
るの物となる。其故は何ぞや我國の參を以て獻と爲す土地の生ずる所に過ぎず、而して中
國の參を以て貴とする長生の草の如し、遠方の物を以て恒用の茶と爲す、公卿士庶皆然らざ
るは莫し。轉相販賣す其利百倍なり、利源一たび啓く參價愈騰る。我國姦細の徒私に其直
を市る、諸官權貴の家倣つて之を行ふ、參商を招納して互相利を分つ。譯官と邀結して坐
がら中原に販ぐ。中原の銀我國の參其利正に等し、參何ぞ貴からざる而して民何ぞ病まざ
らんや。上欲を爲さず然る後以て民の盜を爲すを禁ずべし。上利を争はず然る後以て民
の姦を爲すを止む。今一たび使臣の行あるや、求請列邑に遍ねし、一唐官の來るや、徵索閭里
を騷がす。而して赴京の時又禁門より譯官を招致し、量つて銀參を給し、唐物を販賣す之を
闕内貿易と謂ふ。使臣禁ずる能はず、御史敢て發く無し。此に藉りて姦を爲す何を憚つて
か爲さざらんや。宮中高警四方一尺、諸宮亦然り、權貴亦然り。人争ふて慕效し、上下利を征
して民を厲まして自から奉ず。但に人君の網利を權斷するのみならず、獨り商賈の是の如
きのみに非ず。而して本道をして多く參商を招くを嚴加斷正せしむ。如し其源を塞がず
して其流を防がんとするも尙得べけんや。今宜しく人參の弊を痛陳して上達すべく。豈
命じて進獻の物民の採る所に隨ひ、大小を擇ばず貿易の參禁門より絶し。次に諸宮次に權
貴を禁ぜざらんや。然る後一尺の禁令四方命を傳へしむれば、參商自から絶え、參價自から
平かに參を視ること蒼朮の朮の如けんのみ、移定せずと雖も可也。今聖上西鄙の憂に因り
之を撫摩す、此に教して拔本塞源を正すの機なり。該曹たる者反覆開陳、永く巨弊を杜ぐ能

はずして顧みて乃ち區々收買の不足移定の不可を論啓す。積年民を病ます物をして終に空國の妖草たらしむ嘆ずるに勝ゆべけんや。

第十章 李朝中期の人蔘行政

第一節 總說

本章に中期と稱するは孝宗元年より英祖五十二年迄百二十七年間を指す、此期間に於ける人蔘行政の特色として擧ぐべきは。

一、人蔘の國用増加したるに反比例して其産額遞減し、隨つて價格騰貴し。爲めに人蔘の惡政は前期末よりは一層甚しく、其負擔の大部分は此期の產地たる咸鏡・平安・江原・慶尙等各道中の某る地方にのみ集中され。其人民は苛斂の痛苦に喘ぎ疲弊衰亡を來し、就中江界は最慘狀を呈せり。

二、其負擔の苦痛を輕減する惠政も屢施行せられしも、効果甚微弱なりし。

三、官吏の非行と蔘商の不正行爲も亦前期末よりは増長して行はれたり。而して本期末に至つては、蔘商利を失ひ漸凋落の兆候を見るに至れり。

四、此期の初めには日本の人蔘需用激増して、東萊の貿易活潑となり。取引斤量

○日本慶長三年徳川家光ヨリ安永五年十代家治迄。清世祖順治七年ヨリ高宗乾隆四十一年迄。

多きは年三千餘斤に達し、随つて日本銀貨の輸入空前の多額に及び爲に朝鮮の北京貿易活潑となり事に従へる南西通譯の富饒を助成せり。されど末期には日本の人蔘栽培發達して其需用減少し商譯共に漸く衰兆を見はせり。五、人蔘に關する法規の發布頻々たるものありたり。是人蔘が政治上重要なる地位に介在せしを示すものたり。

以上を其主要なるものなりとすべし。之を要するに、朝鮮自然生人蔘の全盛期と觀るべく。開國以來銀貨の最多く流通したる時代なりと稱するを得べし。

第二節 人蔘の徵收

此期に於ては其徵收は前期に比し更に不合理のものとなれり、其徵收地域は。

- (1) 嶺南全羅 慶尙中の山村の一小部分(實物納)
- (2) 關北咸鏡の中海邊及平地の邑を除きたる以外の全部(全部布納)
- (3) 關東江原原中金剛山脈に涉れる各邑(實物納と)
- (4) 關西平安中山邑の大部分(實物納と)

右各箇の精確なる總地名は古典上には明白ならず。而して不産の地も賦課せられたり、其徵收の手段方法としては。

(1) 大同法に依り布穀錢を以て徴收するもの。之に屬するものは國初より納付せし貢蔘と稱せし傳統によるもの、一部分也。

(2) 買蔘と稱し買上の名義を以てし、實は實價の半以下の錢穀布帛を補助し強徴するもの。

(3) 人民に採蔘の勞役を課し、入山採取せしむるもの。此方法は江界府と外二三の地に限り行ひたり。

右の中實物納付の者も、十中の九は蔘商より人蔘を買入れて義務を果すに至り。代物納付の者と共に、人蔘價格の騰貴に因り、負擔は年々苛重を加ふるに至れり。

第三節 人蔘の缺乏

日清兩國に輸出する人蔘の量多額となりて遂に國內の需用に缺乏を來すに至れり。人蔘の缺乏は既に前期光海仁祖の朝に於ても亦是を見たれども、それは明清の釁に因り滿洲人蔘の商路塞がり爲に支那に輸出激増せしに因る一時的現象なり。此期の末に於ては利の多き所國を空くして輸出せられしに由るものなり。

○王室大官等モ亦
貿易ニ關係アル
也。

○南商ハ濟國南部
ノ商人人參田來南
滿ニ需用多ク今日
亦然リ。

○使節一行ニ假ハ
シテ行ク商人竝通
譯望人參ノ賣レザ
ル時ニ之ヲ抵當ト
シテ銀ヲ借り來ル
也或ハ委託販賣ト
シ前銀ヲ受取來ル
也。

○一罪ハ死刑。

○滿洲人參。

○京城ト外方即鮮
内。

肅宗

八年戸曹判書尹堦は啓して曰く、人參は我國産する所と雖も商賈の輩北
京東萊に轉輸す。故に閭閻の藥用亦且つ乏絶す、南北の中一處宜しく禁防を加
ふべし。左議政閔鼎重は曰く、東萊は則ち倭人我境に於て互市す、故に時に隨ひ
貴賤之が賣買を爲す。北京は則ち時ありて南商至らざれば則ち我國の參を持
する者狼狽利を失ひ私自留托して來る、之を禁ず甚だ便なり。王は曰く今年冬
至使より禁斷する可也、是後禁を犯す者は一罪を以てせん。〔通文館志〕「燃
藜室記述別集」

英宗二十三年八月禮部に移咨し、順治十年請ふて允を得て他の藥材を買せし
例に依り、人參買來を允されんことを請ふ。内醫院より藥用人參比來絶種し以
て供に繼ぐ無し悶慮に屬す。云々と啓せしに由る。此時も禮部之を許さざ
りし次で。同三十五年二月王は曰く、人參の絶貴近日より甚しきは莫し。云々
。今後特に胡參を北京にて買入來るを許し、京外藥用の資と爲さん。

右により其年八月冬至使の時北京禮部に啓文を發し、藥參固と本國罕に有之
而して去年秋隕霜太だ早く極葉盡く脱して地採無し。云々。順治十年許を
得て藥材無しを貿易し來りし例に依り許しを請ふ。遂に許されず、其年十一月

禮部の回啓は……該國所産偶ま缺乏あり、亦常に有之の事に非ず、即ち舊例に依る買用藥材に止む。竝に未だ人蔘請買本部轉奏を便とせず云々……。「通文館志」〔英宗實錄〕「同文彙考」

○此時ノ憲書宣李
洙ノ手本ニハ、乾
隆二十二年ニ滿羅
ヨリモ亦人蔘ヲ買
スルコトヲ請ヒシ
モ皇帝ノ特旨ニヨ
リ繪蓋セルコトヲ
記セリ。

禮部が之を皇帝に奏することを爲さざりしは。其時清國に於ても滿州人蔘漸減少せんとせし時代なれば、支那の需用に不足するを慮りての事なるべし。されど表面は表面、裏面は裏面として相當に融通の利く清國の事なれば。滿州人蔘も亦朝鮮の北京行使節一行の手にて買ひ來りしこと後段に記あり。

……英宗四十五年十一月……胡蔘の賣買を禁ず、時に人蔘の價踊り多く北京より胡蔘を買來する者あり其實人蔘に非ず。藥房都提調韓翼謩爲めに言ふ。王は……人自から服するは猶可なりとするも、誤つて父母の病に用ゆれば孝子の心當さに如何。遂に中外に諭して嚴禁し又使臣を飭めて買し來る勿らしむ。〔英宗實錄〕

とあり此朝鮮人蔘の日本支那への輸出は、其質の優れたるに因るものにして。見方によりては獨り人蔘のみが支那日本の商業圈に進出したりと謂ふべく。其聲價の爲めに喜ぶべき事にして、爲めに朝鮮の銀缺症を救ひたる補効亦大なる

○本項ニ付テハ第一編第四章第四節第三項ト参照スベシ。
○生マノ人蔘。

り。猶進んで其繁殖を計り國富に資すべきなれど。當時の爲政者は斯る點には毫も氣付かず、唯宋學に養はれたる唯心的舊式の政治思想以外に出でず。其補効を受けたる事は省察せず、唯日支兩國に買はるゝが爲價が騰貴するものと云ふ點にのみ考を尖らし之を國の不利益なりとして、其輸出禁止の一原因とは爲したり。

第四節 不正人蔘の發現と其禁令

不正人蔘は既に前期にも現はれたり、宣祖時代に當る明の謝肇淛の『五雜俎』中に……新羅蔘は數枚を合して一と成すの記事あり。「宣祖實錄」に進獻の草蔘を把蔘に代へんとの議ありし時、王は、把蔘は數個を合してタバとせる者なれば。若し皇帝が藥用の時中より鉛の現はるゝ如き事あらんか、爲めに大事を惹起すに至るべく。其不正技巧の検査困難なり、貢物容易に變更すべからずとして之を許さざりしと前卷第一章第十節に記せり。されど本期に於けるが如く甚しからず、此の不正人蔘の夥しき増加と横行は此期に於ける特徴の一也。盖人蔘の騰貴と其不足缺乏と、元來人心巧詐にして商取引に信用素質を缺如せることを其主因とすべし。而して其不正人蔘の造作法は大抵左の四種に出でず。

一、蜂蜜に漬けて斤量を増すこと。

二、鉛を中心に挿入し若くは修製上蔘尾を曲げし部分に挿入すること。

三、蔘を用ひて破片を集接して全形に造り。或は同上により大を小に不完全を完全なる外形に作り。又は一根を縦断して二個とし其縦断面片側に鬚根を膠着し一個を二個に通用せしむる等にして此等のものを附蔘と稱せり。

四、人蔘を中心として他の類似せる桔梗の如き植物の皮を被らせ、又は之と反對に中身を他の植物を以てし、人蔘の外皮を被らせしもの。朝鮮に於て之を造蔘と稱せり。

右不正品は専ら東萊に於ける日本との貿易品にのみ用ひられたり。本件に關する文獻の記載を以下年代順に列舉せん。

○此時ノ信使ハ延期シ孝宗六年ニ正使趙疇以下ヲ派遣セリ。

(1) 孝宗二年徳川家綱の將軍襲職を賀すべく信使を派遣せんとし、其國交禮物の一たる人蔘調辨の時：：人蔘に偽惡品多きにより：：戶曹禮曹の官眼同看審し、檢査し而して不正品を發見せば重究することに決定す。「春官志」

(2) 肅宗八年徳川五代綱吉の將軍襲職を賀すべく信使派遣の前。肅宗より：：異國に送る所の物十分精選せざるべからず。其中人蔘は倭人の重んずる所近來人心巧詐蔘品偽惡。蔘を以て衣と爲し充たすに雜物を以てし、或は納るゝに鉛鐵ナカを以てし斤兩を重くす。若し此等の偽詐を異國に摘せられならば國體を損傷す：：とし(1)の時に倣ひ檢査せしめ

○推ハ提刑ヲ用ユルコト。

○大明律ハ李朝ノ刑法トシテ李太王末年刑法大全發布時迄準用ス。

○肅宗三十一年。

○此時代朝鮮人參ハ對馬ノ一手ニテ賣捌人參厠屋ヘモ卸賣セシナリ。

○濠子。

○東萊府使。

○對馬守ヨリ將軍ニ獻上ノ人參第七卷其項ヲ見ルベシ。

たり。「春官志」

(3) 肅宗三十年承傳(王の旨を承つて傳旨し決定し、爾後の例とせるもの以下同)

一、參間に雜物を挿入し賣買したる者律に依り罪を論ず。右の如き不正人參は總て官沒す。犯人は受教に依り推二次邊遠定配。賣買したる者は大明律不應爲に依り杖八十。「受教輯錄」

本項英祖二十年に廢止のこと「増補文獻備考」に出づ。

(4) 寶永二年八月江戸町奉行坪内能登守様へ、人參問屋堺屋七郎兵衛被召出。小賣所の人參惡敷仕込物有之人參交り居候段被仰聞候に付。對馬守御留守居山川作左衛門は能登守様に仰付られたる次第により差出したる口上書に。：人參に仕込物有之段は彼國商人共利徳之爲生人參の時に仕込仕候故、此方の力に及ばざる儀に御座候。仕込有之段對馬守も氣之毒に存兼て朝鮮國は書翰を以申達隨分致吟味候得共。異國之事候得ば不任心近年出候人參は犬形不殘致仕込置候。其段嚴く改め候而者只今の十分の一も請取候人參無之候：云々：。獻上の人參杯は別而念を入候得共是とて仕込有之候故。

年寄の御老中様迄度々其御斷申上候事に御座候：云々。『對馬文書』

(5) 肅宗三十七年八月不正人參造作の罪を定む。

藥房提調兪集一の上言。嶺東嶺南の進上人參中には膠付して全形と成す者あり。西北の參は爛煮柔軟とし劈いて之に桔梗等の材を被らす者あり。私鑄の銀錢猶死罪に定む。沉んや人參は人命に關す死罪とすべし。王は廟堂をして稟處せしめ、其封進の官進排の人、造成の人及西北參雜ゆるに他物を以てするもの夫々論責嚴刑邊遠定配等に決す。「肅

宗實錄「新補受教輯錄」には三十五年承傳とあり。

(6) 英宗三年承傳

人蔘膠付肝^〇を用ひ造成する者論ずるに死罪を以てす。「新補受教輯錄」

(7) 英宗六年十二月備邊司の啓により不正人蔘造作犯人の取締を嚴にせしむ。

近來法令解弛し京中の奸細輩肆然契を設け間々他物を雜へ膠付造蔘し以て其利を專にす。今後此輩論ずるに死罪を以てし。西北探蔘の處地方官に通達し一體に嚴飭すべし。

王は之を允す。「英宗實錄」

(8) 英宗七年承傳

藥材中人蔘他の雜物を以て膠付造蔘潛竄現發の蔘商は造銀錢罪を以て一體定律。「新補受教輯錄」

(9) 英宗九年東萊對馬屋敷の門前に於て代官ハ、不正單蔘の全部を燒却して示威的行動をとれり。「萬機要覽」

(10) 寛保三年十一月二十一日町奉行より不良人蔘の件に付、江戸對馬屋敷の留守居を呼出し達したる時。對馬の答は、近來朝鮮座人蔘殊の外惡しく相成、皮ばかりの人蔘にて内を粘堅めいたし候類多く。病用に使候功も薄く如何敷義被仰渡。答、右は朝鮮人の仕業故檢査に十分注意する様國元へ可申越候：云々。「對馬文書」

(11) 延享元年三月にも町奉行より同上の件に付對馬屋敷の留守居に達せり。「同上」

(12) 英宗二十九年四月對馬に給する單蔘に不正品多きより。東萊の對馬代官は前年の總量を京城に返送し。造蔘の人嚴刑一次遠配、戸曹判書は罷職となる。「英宗實錄」

〇奸ノ誣カ。

〇英宗二十三年編纂續大典中ニ(5)(7)(8)ヲ條文トシテ載ス。

〇時ヲ待タズシテ斬。

〇英宗十九年。

〇英宗二十年。

(13) 英宗三十三年十月王は命じて造蔘犯人李光林を死刑。同金汝澤を島配。燕山別將姜弼文は造蔘犯人と締結の跡あり拿問嚴處せしむ。右東萊府使趙曦より提囚處分を請ひしによる。「英宗實錄」

(14) 英宗四十年二月德川十代家治の將軍襲職を賀すべく、正使趙曦以下を遣はせし時蜜漬の人蔘あり。一々擇出して別物にて補へり。趙曦の言に如此人蔘は五六年以來より現はるゝとあり。「梅槎日記」

右の如く法禁を嚴にして、犯人には死刑を擬し之を取締りしと雖も。法密に刑嚴にして愈益々其犯行を増加せり。畢竟其局に該る通譯等が商業主體たるあり、主體たらずとするも。其ナカマ若くは其貿易による不正の利益に均霑する者なれば。或は不正人蔘製造者と共謀せるあり、或は知つて默許せるありて甚しきに至つては東萊府通譯が此不正人蔘の製造者たりしこと後段第六節に記せる如し。不正行爲の法禁毫も効果なかりしも理無きに非ず。

また不正人蔘が對馬に交付する單蔘に最多く。それが爲對馬と朝鮮とに紛議を起せしことは、本卷第一編及第六卷單蔘の項にも記せり。相參照すべし。

第五節 蔘禁嚴明

人蔘は虎皮金銀等と共に、國初より輸出禁制品なること前章に述べたる如し。

此期に至て其禁令一層嚴密となれること前にも記せり、其理由とする所は。

一、人蔘の密貿易盛なる爲めに鮮内の藥用にも不足すること。自國に於て此人生に必要な藥品を生産し乍ら、是を他國に攝取せられて不足を生ずるが如きは不合理の甚しきものと考へたること。

二、此密貿易の盛なる爲めに越犯罪人を多くし、其結果は國交に煩累を來し。國家の體面を傷け、上國より責諭を蒙る如き國家の大事件を惹起すこと。

三、爲めに國用の人蔘に不足を生ずること、價格の騰貴すること、延ひて人蔘貢獻負擔者の苦痛となること。

等にして歴代の王以下大臣等の爲政者は此考へ方を以て始終したり。英宗の時藥房提調李天輔が王に對して、蔘商を悉く誅したる後に於て、始めて國々たるべしと上言せし如きは、此思想を代表せるものなり。而して其取締方法として最も力を注ぎしは、支那に赴く國使の一行の人蔘挾帶検査を灣府則義州に於て嚴行すること。東萊の倭館貿易を極めて嚴密に檢束すること。日本へ赴く國使一行の荷物を嚴重に檢査すること等也。されど此密貿易と密賣賣は東西二咽喉たる東萊義州に於ける嚴束も其効果薄く、人蔘は暗路を経て滔々として

流出したり。其例示として左に二三項の事實を擧げ、一斑全豹を推定するの料とすべし。

支那への例

孝宗四年七月、北京使行の譯官等が、數外多量の人蔘を携帶し、北京に於て貿易せし事に付て禮部よりの咨あり。司憲府の啓により譯官張燦、金貴仁等を囚へ鞠問せり、其供述に一行の人持ち去らざるは無しとあり。右張金二人を三年の徒に處せしも、王は數日にして此を特赦せり。また其外の犯人の檢舉は不問に付して一切之を處分せず。犯人貴仁は杖死せしにより、王は怒つて刑曹判書、同參議、同佐郎の三官を拿問せしめたり。前記禮部の咨文中に、國王の蔘三十包……云々とありたり。「孝宗實錄」

右の記事を讀まば思ひ半に過ぐるものあるを知るべし。右の如き内情は時に間歇ありとするも、此時の前後に於ても亦行はれたりしなり。

日本への例

肅宗十二年、同十八年に對馬の使が、徳川將軍の爲めに最良の人蔘五十餘斤を貿することを請ひしも、蔘禁嚴なりとして之を許さざりしこと上篇第二章第八

○一包へ人蔘十斤也。

節に述べたり。

『朝鮮通交大紀』に、元祿二年己巳、此比彼國參貨の貿易を閉たりしを以て、公義宗眞書を禮曹に致し、其出し買る事を求め。禮曹參議姜世龜より……人蔘我國に産すと雖も、本來稀貴なり、曾て前に之を採るを許すの時は、則ち猶餘儲あり。毎に買求に當り、准許せざる無し、蓋し善隣の義に出づ。比年以來、其種絶少、本國の藥餌も亦得難きを患ふ、玆に盛意に孤く想ふて、惟た恕諒せよ……云々と謝絶せしこと出で。同年十月には、朝鮮の商人韓國安等が國禁を犯し、對馬の商人と密貿易せしこと發覺し。國安等三人を死刑に處し、且東萊府使朴紳をして其事を對馬大守に諭し……兩國潜商の禁條既に制札を立つ約は、金石の如し、矧んや今人蔘比甚絶産、其禁尤も重し、潜商既に約條に依りて梟示す、貴州潜賣の人豈異同なからんや……云々と其處分を要求せること「同文彙考」に出づ。

されど「萬機要覽」に依れば、肅宗四十三年に於て對馬との公貿易の人蔘總額一年七百斤と定めたることを記せり。然るに『對馬文書』延寶七年より享保十年迄に於ける、朝鮮より輸入したる人蔘の總量を幕府に提出したるものを見れば、一箇年多きは二千五百斤、少きは一千餘斤内外なり。此書上は對馬の

○肅宗五年ヨリ英宗元年。

政略上實額よりは少くしたるもの也。然るに猶斯の如し、當時對馬の受くる單蓼は一箇年約五六十斤に過ぎず、右數千斤の人蓼は私貿易の默認と密貿易に因れるものたること蓋疑無き所也。蓼禁の嚴明の効力無かりしこと推して知るべき也。

信使の一行が人蓼密携發覺の例としては。肅宗十八年德川五代綱吉の將軍襲職を賀すべく、正使尹趾完以下を遣はせし時。其船對馬の佐須に到着したる時、李醫吳譯及其奴小童等人蓼を密携せること發覺し夫々處刑し。人蓼は海中に投棄せしこと洪譯士「東槎錄」竝金譯士「東槎日錄」に出づ。又肅宗四十四年德川八代吉宗の將軍襲職を賀すべく、正使洪致中以下を遣はせし時。譯官權興式の荷物を檢査し、人參十二斤、金二十四兩、銀一千一百五十兩(此金銀は日本にて人參を密賣せし代價なるべし)を發見し。同吳萬昌の荷物中より人參二斤を發見し。鑽枷を加へしも、正使以下協議の上、國家の對面に關するを以て釜山に到着したる後に於て處斷する事に決定。(此時は信使節目中に人參十兩以上携帶する者使臣に於て斬の一條あり)十二月二十八日對馬より朝鮮に向つて出發の前夜權興式は罪の免れからざるを知り、毒を服して自殺せること申維翰の

「海遊録」に出づ。

肅宗四十五年、信行譯官の子が參貨を潜帶して其父の行に付せんと欲し。夜に乘じ馳往(釜山へ向つて)の際中路に現はれ捉はるゝ者嚴刑極邊定配の法を定む。「新補受教輯録」

右は前年の信行に當り右の如き事實あり發覺せしものなるべし。

此期に於て蔘禁に關する法規細則の發布せられしもの頻々として數十に達せり。其中纏りたる參考となるべきものを以下に列記す。

△肅宗十二年禁蔘事目

一、北京行使臣江ヲ渡ル時、書狀官、義州府尹、平安都事、眼同搜檢、蔘貨ヲ挾持スル者、啓聞、囚禁、境上ニ梟示ス。

一、義州ヲ出發ノ後、發覺シタル者ハ、歸還ノ時一體ニ梟示ス。

右出發ノ時ノ搜檢官及行首譯官並ニ拿問ス。

商賈、領將ハ囚禁科罪ス。

首譯、領將如シ情ヲ知レルアラバ、則チ犯人ト同罪。

一、東萊倭館中公私ノ物貨ハ別差訓導、收稅算員、監市軍官、開市監官、眼同搜檢シ、蔘貨現ハレ捉ハルレバ、則啓聞ノ上、館門外ニ梟示ス。

後ニ至リ發覺スレバ、軍官、訓導、別差以下拿問ス、如シ情ヲ知レル者ナルトキハ犯人ト同罪。

東萊府使能ク摘發スル能ハズ、他ヨリ發覺スレバ拿問定罪ス。

一、南北行商私ニ蓼貨ヲ持スル者ヲ、進告スレバ良人以上ハ堂上ニ陞セ、堂上ハ嘉善ニ陞ス、公私賤ハ良ニ贖ス。

以上並ニ犯人ノ財産ヲ給ス。

一、西北ノ沿邊彼ノ境ニ越犯スル者探蓼ト佃獵ト他事トヲ論ズル勿ク、首倡者ト隨從者ト事ヲ彼ノ中ニ生ズルト否トヲ論ズル勿ク、一ニ併セテ境上ニ梟示ス。

一、越邊犯人ヲ邊倅、邊將能ク摘發スル能ハズ、現ニ兵使ニ捉ハルル者當該ノ邊將邊倅ハ極邊充軍。

情ヲ知レル者ハ犯人ト同罪。

兵使能ク摘發スル能ハズ、現ニ監營ニ捉ハルレバ、則兵使ト邊將ト邊倅ト重キニ從テ罪ヲ論ズ。

監司能ク摘發スル能ハズ、他ニ因リ現發スレバ、監司、兵使ト一體ニ罪ヲ論ズ。

一、如シ或ハ犯越シ彼中ニ事ヲ生ジ查問國ヲ辱ムレバ、則邊倅、邊將情ヲ知ラズト雖モ各別重處ス、兵使、監司ハ加等定罪。

一、情ヲ知テ犯越ノ人ヲ容接教誘指示スル者犯人ト同罪。

一、知テ告ゲザル者良賤ハ則邊地殘邑ノ奴ト爲ス、出身有職ノ人ハ邊堡充軍。

一、犯越ヲ進告ノ人、蓼貨進告ノ人ト同ジク賞ス。

一、義州中江、會寧、慶源開市ノ時蓼貨ヲ持スル者地方官差使員一體ニ禁斷、現ハレ捉ハルル者ノ賞罰南北商ト同ジ。摘發スル能ハザル地方官差員拿問定罪。「受教輯錄」

右節目は肅宗十一年十一月に於て司諫院より參商を禁斷する意見上疏あり。其理由は越江採蔘犯人の重大なるものあり、清國より勘罪使を遣はし來る等の一大事件ありしに由る。十二月に於て王は之を廟堂に議せしめ、大司憲、刑曹判書は禁斷說。戶曹判書の反對あり、遂に此事目の發布を見たるものなり。「肅宗實錄」

△肅宗十四年ニ定メタル江界禁蔘節目

一、人蔘ノ用タル人ノ死生ニ關スル所其緊用ト爲スコト他藥ノ比ニ非ズ。況ンヤ是我國ノ土產中第一ノ寶貨タリ、則チ年々採取ス都テ異國ニ輸ス實ニ謂レ無キニ涉ル、此レ他無シ我國ノ貨ヲ行ル本ト其制無シ、京外又摠括ノ處無シ、故ニ利權下ニ歸シ奸竇百出ス、自今蔘貨ノ出入ハ戶曹ニ於テ專管シ、江界貿易ノ事東萊被執ノ一款率ヒテ皆戶曹ニ由テ關ス。

二、蔘商下去ノ時必ズ戶曹ノ黃帖ヲ受出ス、而シテ關西監營及熙川雲山神光等ノ嶺底ノ要路必ズ戶曹ノ公文ヲ驗査シテ後始メテ入ルヲ許ス、蘆蔘地方邑鎮ノ官其公文ノ有無ヲ點閱シ始メテ賣買ヲ許ス、而シテ一角ノ蔘ト雖モ若シ公文無クシテ私ニ買スル者ハ則チ與受俱ニ潛商律ヲ以テ勘斷シ、斷ジテ饒貸セズ、公文有ツテ蔘ヲ買スル者其買スル所ノ蔘某斤幾兩及人馬ノ數ヲ彙シテ一々開錄成冊シ邊局ニ報呈スベシ。

三、黃帖一番受出ノ後、或ハ留メテ囊篋ニ置キ毎年仍ホ用ユル者、或ハ傳ヘテ他商ニ給シ私自利ヲ分ツ者其習ヒ惡ムベシ、五朔内必ズ戶曹ニ回收シ其處ヨリ回還ノ月日各其官詳細ニ公文欄外ニ記入シ踏印シ驗査ニ考シ、期限ヲ過グレバ則チ期限ヲ定メテ稅ヲ納メ以テ奸

弊ヲ防グベシ。

四、參商江界ニ入リシ後帖文ヲ江界府ニ提出シ、官ヨリ一々検査シ簿冊ヲ作り其姓名ヲ記入シ、府ノ管轄地及各鎮ノ管轄地ニ分派ス、人民ノ處帖文無ク簿冊ニ記載無キ人ト人參ヲ取引セシムベカラズ。

其取引シタル人參ハ、某里某防守下ノ某民ト某商ト人參幾錢幾兩幾斤ヲ詳細記入シ、甲商何斤乙商何斤ト總計ヲ記入シタル簿冊ヲ作り、現品ト帳簿ト照合シ戶曹ニ上送ス。

右簿冊記入外ニ潛賣買ノ民ハ本邑鎮ヨリ摘發シ重治ス、其參ハ一半ハ官沒シ一半ハ密告者ニ給與ス。

參商既ニ買賣ヲ訖レバ其參ヲ全部携帶シテ上京帖文ヲ戶曹ニ返納シ各買入人參ノ數ヲ記シタル書面ヲ戶曹ニ提出セシメ、江界府ヨリ上送セシ該簿冊ト照合ニ便ニス。

參商京城ニ於テ人參ヲ京城人ト交易スル者十五兩以下一斤以上ヲ論ズル勿ク、並ニ賣買セシメシモノハ双方ノ人名斤數等ヲ記シ、戶曹ニ提出セシメ後日ノ憑考ニ供フ。

參商參ヲ携帶セズシテ上京シタル者各別探查シ直チニ潛商律ヲ以テ論斷ス。

五、江界府探參ノ規定ハ中軍ト座主ヲ左右ノ監督ト爲シ、中軍ハ則チ將校ヲ監督シ座主ハ卿大夫以下ヲ監督シ、苗丹黃三把ノ時各人所持ノ數ヲ取調べ置カシメ、一面四項所定參商ノ簿冊ト黃帖ヲ點檢セシメ、人參潛賣密藏等ヲ偵查摘發セシメ、本件簿冊ヲ作り記入シ江界府ニ保存シ置キ、爾後憑驗ニ供フ、如此スレバ探參人ガ餘數ヲ潛賣シタル者自然ニ發覺スベク法ニ依リ處斷ス。

六、參貨ノ出入ヲ戶曹ニ於テ專管スルハ但ニ版曹ノ事例トシテ當然ナルノミナラズ、一ハ則

○人參ハ戶曹ノ版
籍司ニテ所管ス。

チ貨權ヲシテ上ニ在ラシメ一ハ則蔘路ヲシテ統一ナラシム、要ハ國內ニ廣濟ノ地ト爲ス、是ノ如ク變通スレバ蔘商ヲシテ京城ニ湊集セシムベシ、其後ニ於テ或ハ奸商馴贖アリ、蔘苞ヲ潛持シテ京中ニ由ラズ直チニ外路ニ就キ往來シ、或ハ京人ノ貿易蔘商ト共謀シテ東萊ノ倭館ニ密送スル者、京城ヨリ東萊府ニ至ル大小中路及沿邊ノ地方ニ於テ並ニ人ニ官ニ發告スルヲ許ス、其蔘貨ヲ奪ヒ一半ハ官沒シ一半ハ發告者ニ給與ス、一斤以上ハ告者ヲ捕賊ノ例ニ依リ論賞ス、告ゲラレタル者未ダ潛商セザル前ナル時ハ、置テ罪スル勿クシテ發告ノ路ヲ廣クス。

江界府ニ於テ潛賣買ヲ發告スル者ハ上記ト同一ニ施行。

倭人ト潛賣ノ後ニ於テ發覺スル者論ジテ以テ律ニ充テ、官沒シタル人蔘ハ其ノ一半ノ中ヨリ更ニ其一半ヲ東萊府ノ官用ニ充テ、其一半ヲ戶曹ニ送ラシム。

七、附蔘造蔘ノ類曾テ正式ニ行會セリ、而シテ民ハ法ヲ畏レズ稍々又前習ヲ踵グ、此レハ則其現發ニ隨ヒ一ニ造銀律ニ依リ處斷ノ事申明知悉。「增補文獻備考」

(14) 肅宗三十三年禁蔘節目

一、蔘貨ヲ挾持スル者前節目中禁斷ニ追加ス。

一、蔘商現ハレ捉ハル、者境上梟示、譯官等降等科罪ス。杖一百流
三千里

一、使臣江ヲ渡ル時奴子ノ名ヲ以テ商買ヲ挾去スル者罪ヲ論ズ。大明律不應爲
二ヨリ杖八十

一、使臣江ヲ渡ル迄ヲ限リ蔘商江界ニ入往スルヲ禁斷ス。

一、蔘商現ハレ捉ハルレバ差使員ニ科罪ス。大明律不應爲
二ヨリ

一、潜商接主人把守軍ノ例ニ依リ發告スル者一體ニ論賞。

一、禁物ノ潜商現露スレバ則當該府尹及書狀官ノ罪ヲ論ズ。大明律不應爲ニヨリ

一、蔘商帖文無クシテ捉ハル、者潜商ヲ以テ罪ヲ論ズ。

一、地部禮單蔘江界例納蔘中三十斤取り用ユルコトヲ定式トス「新補受教輯錄」

本項「通文館志」には、此前年松都の商賈金昌奎が人蔘を潜賣して山海關に於て捉はれし事に考へ。此年備邊局禁蔘節目を定め、犯す者は論ずるに死刑を以てす：：と記せり。

(15) 肅宗三十四年禁蔘節目

一、江界ニ商賈入往スル者其接主人率告ノ家其帖文ヲ驗シ始メテ賣買ヲ許ス、無キ者嚴刑他道ニ定配ス、所持ノ物公ニ屬ス、接主人官ニ即告セザル者刑推懲治ス。

一、蔘商等、都成册上送、而シテ本府ヨリ又成帖文ヲ爲シ又賣蔘ノ數其中ニ載録、各其所報ノ戸曹帖文ニ粘付シ以テ憑考ト爲ス、而シテ如シ欺隱現露スレバ則チ本府次知、郷所色吏重ニ

從テ罪ヲ論ズ。大明律制違ニヨリ杖一百

一、蔘主ヲ取調べ加數ナル者亦其人蔘ヲ官沒ス。

一、蔘商先ヅ入ツテ境ニ在ル者知數ノ後帖文ヲ下送シテ分給ス、而シテ年月ノ先後ヲ帖文ニ記入シ別ニ簿册ヲ作り以テ憑考ト爲ス。

一、江界狄踰嶺ヨリ以下昌城倭項嶺ノ間内外ノ各邑各嶺ハ嚴ニ調査ヲ加エ帖文ヲ取調べ、搜檢シ其人蔘若シ加數アラバ、其規定以上ノ物ハ無論全部官沒ス。

其搜檢者ニハ平安道所在戸曹ニ買スル綿布ヲ賞ニ充テ參酌シテ題給ス。

一、上送ノ人蔘ハ戸曹ニ干ス、私商ノ潜賣ニ轉歸スルヲ得ザラシム。

一、蔘商ヨリ收税シタル人蔘ハ其實數ニ隨テ江界府ヨリ發賣シ以テ民役ノ數ヲ補フ、則某人處發賣一款蔘商ノ買蔘知數成冊中亦記入シ上送ス。

一、平安監營ハ戶曹ノ帖文ヲ差受シテ只私自入送スレバ則チ違法ノ罪免レ難シ。

監兵營ノ各差人帖ヲ受ケテ入去賣スル所ノ蔘亦戶曹ノ成冊中ニ入ル、興販ノ際潛商潛賣スル者另ニ照管ヲ加ヘ始メテ賣買ヲ許ス、若シ或ハ出賣潛賣ヲ詳察スル能ハザル者ハ官員監色ヲ論セズ、各別ニ重キニ從テ罪論ス。大明律不應爲杖八十以上

〔同上〕

右節目の外禁蔘に關し發したる斷片的法令竝王の承傳による決定等、顯宗以來英宗年代迄に發せられたること二十有七回に及べり。其斷片の發令取扱例等を取捨參酌し英祖の年代「續大典」を編したる時。前數項の中多少取捨し、また統一して一體に法典文化し輯録せり。故に多少前とは意味を異にする者を生じたり、其法文左の如し。

續大典中人蔘ニ關スル法文。

一、戶典雜稅ノ部

○蔘商江界ニ下去スル時本曹黃帖ヲ給シ收稅。

○每張收稅錢三兩、松、都、請得黃帖收稅亦同ジ。

○帖文無クジテ入往スル者潛商律ヲ以テ論ズ、元卜駮公ニ屬ス。

○發許證タル黃帖三十枚ヲ戶曹ヨリ開城留守ノ處ニ廻付シ、蓋キ同處ニテモ出願ニヨリ下付ヲ取扱ヘリ。

○半給ナリシヲ全給ニ變更セリ。

○處分權ヲ江原道ニ委ス。

○關西監營及照川・雲山・神光等ノ鎮嶺底ノ要路帖文ヲ考驗シ後入ルヲ許ス、一角ノ蔘ト雖モ若シ帖文無クシテ公買スル者ハ與受俱ニ潛商ヲ以テ論ズ。

○私商ノ江界ノ入ト潛買賣スル者人ニ執告ヲ許ス、其蔘貨告者ニ全給ス。

○產蔘邑守令或ハ境内ニ潛商アリ、而シテ自カラ發覺セズ他ニ因リ現露セバ、則チ重ニ從テ勘斷知ラズシテ能ク禁ズル能ハザル者不察罪ヲ以テ論ズ。

○關東各邑ハ則進上蔘商ノ外他道ノ人買蔘スル者一切嚴禁、現ニ捉ハル、者本道ヨリ杖一百定配。

○蔘商倭館ニ被執ノ爲メ下去スル者、東萊府本曹ノ公文ニ準ジ什一收稅。

○公文無クシテ潛商スル者盡數公ニ屬ス、訓別情ヲ同フスル者亦法ニ準シ勘斷。

○倭館ノ商賈ハ本府ヨリ其根着アリ稍事理ヲ識ル者ヲ擇ビ本曹ニ望報差帖ヲ成給ス、三十名ヲ以テ定額トス、又其中優ナル者ヲ擇ビ定メテ行首六名ヲ爲リ各四名ヲ率ヒ以テ檢察シ下ヲ率ユ、罪犯現露セバ則行首ハ犯人ニ一等ヲ減シテ論ズ。

○蔘商成冊ニ落漏スル者成冊後規避スル者私自防納スル者並ニ己ノ身ヲ限り邊遠定配。

○蔘貨ノ公文無クシテ倭館ニ潛送スル者、京城ヨリ萊府ニ至ル、大中小路及沿邊地方並ニ人ノ發告ヲ許ス、其蔘貨一半公ニ屬ス一半告者ニ給ス、一斤以上ハ告者捕賊ノ例ニ依リ論賞ス、未ダ萊府ニ及バズ告ゲラレシ者勘罪安除。

○附蔘造蔘之類其現發ニ隨ヒ公ニ屬ス、一ニ造銀律ニ依リ處斷。

一、刑典 禁制之部

○赴燕^{ペキヤ}ノ人蔘貨ヲ挾持スル者境上斬。

○使臣江ヲ渡ル時書狀官、地方官、本道都事眼同一行ノト物ヲ搜檢ス。

○入去ノ後現發スル者回還ノ時律ヲ用ユ、搜檢官並ニ拿問、首譯領將ハ囚禁シ罪ヲ科ス、而シテ首譯領將情ヲ知レバ則犯人ト同律。

○我境ニ至テ禁物ヲ潛賣スル者死ヲ減ジ定配。

○倭館開市ノ時訓導、別差、收稅算員、開市監官、監市軍官、公私物貨ヲ眼同搜檢。

蔘貨ヲ潛商スル者首從皆館前ニ斬。

○倭館ニ入ラズシテ捉ハル、者賂ヲ受ケテ故ラニ縱ツ者、並ニ嚴刑ノ後北道極邊定配、捕告人蔘酌論賞。

○後ヨリ現發スレバ則其時ノ訓別以下拿問嚴處、東萊府使亦拿問、訓別以下情ヲ知レバ則犯人ト同罪。

○郷通事及商賈等倭人ト期シテ會シ、絶島ニ潛入シテ賣買スル者禁物潛賣ノ例ニ依リ論ズ、檢舉セザル官員罷職。

○西北邊開市蔘貨ヲ挾持スル者使行ノ時挾持スル者ト同律、捕捉ノ人論賞。

○西北沿邊犯越採參佃獵スル者首從皆境上斬。

○犯越首唱者家産ヲ蕩沒ス。

○犯越木ヲ斫ル者採蔘律ニ依リ論ズ。

第六節 人蔘の惡政と官吏の非行

此期に到つて人蔘の惡政は一層劇甚なるものとなり、江原・咸鏡・平安三道は特に甚しく其害を被ふることゝなれり。是畢竟人蔘の產地減少したるに反比例して國家の需用増加し、其誅求責納は右地方山邑の産蔘地に向つてのみ集中せしに因る。特に就中江界府は此時に於ける主產地たりし爲に、一層深刻なる慘害を受けたり。其主管の觀察使竝地地方官が其悲惨なる情況を稟申して屢變通救恤を請ひたりし文中にある、塗炭倒懸の苦、民生を聊せず、生を樂まずして死なんこと思ふ等の句は決して誇張には非ざりし也。今是れ等惡政の實質を檢討せんに。

第一は其資力より見て到底負擔に堪へざる賦課を民に強ひ。是が納付を果さざるに於ては地方官以下の主管者は、自己の職責に關するより、督責剝削族徵隣徴に及びたり即ち納付を怠る者は其本人は無論家族、親族、隣人等に至るまで續々として拘禁獄に繋がれ、日々殘酷なる苛責の苔杖に泣かざるべからず。故に其痛苦を免がれんとして百方手を盡し其調辨の爲めには道内の他の山邑より咸鏡道に及びて搜索之を購入し。牛を賣り田を賣り猶足らずして遂に妻子を賣り其結果は敗殘流亡するに至り。遂に江界の戸數は半減して滿目荒涼

を呈するに至りしなり。

第二に其人蔘購入調辨の爲めの奔走、採取入山の爲の期間に於ける。農事を廢する事の生活に及ぼす影響も亦甚大なるものありしなり。

第三に法定の負擔のみにても猶苛重なるに。事實に於ては其法定以上額の負擔とそれに附從する諸種の費用と勞力を要するものありしなり。

第四に惡政は雪に人蔘のみに非ず、李朝の民政の半は殆んど惡政に非ざるは無く。他の法定の納課と夫れに附隨する法定外の不法なる徵收及勞力を提供する各種の夫役も亦多く。それ等の負擔の爲めにも羸瘦蠱瘵せる溝壑の民なれば特別の人蔘負擔——產地以外には無き——が骨髓に徹したること恰も病後の人を驅りて劇働に服せしむる如きものありしなり。

猶其負擔の苛重と云ふ事に付ては、當時の經濟的事情を一言せざるべからず。英宗四十八年正月江界府使鄭彥忠の上疏に同府民が負擔する人蔘の代錢は九千の戸を以て九萬二千五百兩を納付せざるべからず、此れ國を通じて無き所也とあり。之れを一戸平均とせば十兩餘に當る錢十兩は當時の葉錢五百個に當る。今日より見れば實に僅少なる如きも、當時經濟生活甚低くして錢の貴きと、

江界は運輸不便なるより穀賤きと、農民の生活状態が甚低きものなりしより考ふれば、實に巨額の負擔にして結局田を賣り家を賣り、身を鬻ぎ奴となる子を鬻ぎ、哭聲路に充ちて隣里相弔し、荷擔道に盈ち。逃散相踵ぎ戸數半減衰亡凋落を來さざるを得ざるに至れり。

英宗の親製に成る「均貢愛民節用蓄力」なる、財政の理想抱負の一端たる八大文字は。戸曹判書以下其當局者へも亦訓飭と爲すべく、戸曹の一室に扁額として掲げられしも。事實は理想の僅の一部分が行はれしに過ぎずして、反つて「苛貢虐民濫用削力」の實況が展開せられしこそ憂てけれ。

猶其具體的文獻の記載に付ては下項に列舉せる所を見るべし。

次で人蔘に關する官吏の非行に付て述べんとす。

最初先づ一言すべきは官と吏の區別なり。現今の日本に於ける官吏なる觀念は昔より支那朝鮮には存在せず官と云へば九品以上一品迄品階ある者に限り、吏との間には格段たる階級の隔りありて吏は最賤きものとせられたり。而して朝鮮に於ては昔より吏は官よりは普遍的に惡事を爲せしが故、胥吏亡國の嘆は屢識者に依て發せられたるも。其官場と社會に於ける盤根鞏固にして如

何ともする事を得ざりし。

國初より中期迄は官場の紀律も相當に保たれしも。宣祖壬辰の亂後紀綱の弛廢と賣官の弊と黨争の毒は一層官場の腐敗を甚くしたり。猶朝鮮の一族相倚るの風即ち一人官に登れば遠近の族黨之に夤緣蟻附するの弊習と其俸給の甚鮮少なること等は官員を惡化せしめし原因なりとす。

猶茲に一言附記すべきは咸鏡平安濟州の如きは、此に臨む地方官軍官は此等の地を化外の域として見るの觀念あり。恰も幕政の當時松前藩が蝦夷(北海道)を取扱しと等しく、民を恤むの感情に於て、所謂内地と稱したる其他の地方とは大差あり。「星湖僊說」に咸鏡を敘する條……守臣多くは武臣を用ゆ、武臣亦多く廉隅を卹まず。全く朝貴に饋遺を尙び發迹の路徑と爲し、貪饕縱歛民生を聊せずとあり。又咸鏡の土人が出京して成均館大學を指して此處は晝賊の雛を養成する所なりと謂ひしとあり。嘗に咸鏡のみならず、武臣のみには非ざりしなり。

人蔘に關する官吏以下の惡行爲は吏以下最甚しく、官に至ては吏の如く悉くには非ざりしも私囊を肥したる守令も相當には有りし如く。人蔘に關する非

行發覺して罪せらし者は下項に記したる如く、文獻に出でたる者は其一部分なるべし。

其官吏以下の惡行爲が如何なる方法により行はれたるかを検討するに
一、人民を使役して自己の爲の採蔘。

二、自己の利益の爲の人蔘の不當徵收、則ち秤量の不正と法定の數以上の徵收。

三、御用商人と結托して人蔘の納付に際し、不正の行爲に關し利を分つこと、或は
賄賂を要求すること。

本項に付ては地方廳の藥官たる審藥尤甚しかりしこと。

四、採取者より人蔘の強奪。

五、人蔘採取收納等に關し法に認めあらざる雜費の不法徵收。

六、人蔘密賣者と同謀、若くは賄賂を受けて認容、其他人蔘關係犯罪者の釋放。

七、人蔘に關係して犯罪者に非ざる者を法の認めざる不法監禁。

大體以上の數項に出でず右は地方のことなり。中央に於ても亦此商人との結托による惡弊、人蔘收納を掌れる者の其收納に際して受收する賂賄、等々の不正行爲行はれたり。

以上述べたる官吏以下の悪行爲が人蔘收納の人民唯さへ其苛重の負擔に苦める人民には。二重三重の搾取に當りしかは、京貢の一事が一種の恩典行爲として行はれ。人民がまた之を希望せし一事によるも是を證するを得べし。

京貢と稱するは、京城に京貢人なる地方の貢物を一手に受負ひて納付する御用商人若くは其團體たる契組合あり。地方の貢物を此手に移すの謂にして之を人蔘にて例示せば、江原道原州の貢蔘三十斤ありと假定せば。原州の郡守は納付義務者たる人民より其代錢又は代布を徴收し人蔘を買入れて納付するも不合格として觀察使より——京城に直納するものは戸曹より——返却せらるゝの恐れあり。更に代品を調辨せざるべからざる弊あり。止むを得ず合格確實なる而も高價なる御用商人の蔘を買ひて納付する事となる。而して此貢蔘には添價と稱し官より代價の下附あり、代價と云ふも實價の半にも達せざるものなれば。其不足は後述の如く郡守が人民より徴收して買入の資に充て、其添價は布米錢等にして戸曹より地方へ送付する者もあれど。多くは地方に保管せる官物を以て爲替し其支出を許すの方法を取れり。今之を京貢とすれば其添價と稱する者を戸曹より直接京貢人に下付し、或は地方に保管して添價に支出

せし官物を上送せしめ。猶且其人民が人蔘代として負擔せし錢布を上送せしめ、併せて之を京貢人に給し。其三十斤の人蔘は京貢人が購入して納付する方法を指す。

別に深く考へざるも京貢は行政取扱上より見れば何等恩典に非ざるも事實は人民の負擔は甚しく輕減せられたり。然るを王及當局者が容易に之を許さざりし裏面には京貢とすれば其人蔘の品質が不良となるに由る。而も其良好ならざる物をも納入を容さざるべからざりし事情伏在せしに因る。故に王の藥用に供する人蔘、中樞府蔘、宗親府蔘、議政府蔘の如き顯貴の收得となる人蔘は、常に良蔘地より實物貢納の方法を執りし所以なりとす。

右の如き内情判明せば、京貢が一の恩典でありまた當該人民が之を熱望し當該地方官觀察使が、惠政の一として民の負擔輕減法の一として之を施行せんことを請啓せし理由も亦釋然たるべく。而して人蔘收納に隨伴して行はれし官吏以下奸惡の行爲が如何に良民を累したるかを證明して餘りあるべし。

以下に人蔘の惡政竝之が輕減策及官吏の非行中、文獻に出でたるもの、中、蔘考となるべきものを年代順に列記す。

(1) 顯宗十年十月平安觀察使閔維重馳啓の中に臣禁蔘節目を見るに徒らに事煩苛にして民をして業に安んずるを得ざらしむ。其發覺の後盡く之を法に置く能はず、民其業を失し飢寒に迫る所何事をか爲さざらん。國法嚴ならざれば奸惡懲す無し何の罪か犯さざらん：云々。越犯の豫防の爲四月より九月迄の人蔘時期に於て、邊將と各邑の地方官が各其管下の人民を毎月六度點檢し爲めに農事廢せられ田疇荒廢せる云々の：：記事あり。「顯宗實錄」

(2) 肅宗二年四月司憲府は江界府使朴振翰の非行を彈劾せり。同人は賄賂を權門に贈つて其任を得、赴任するや濫刑八人の命を殞すのみならず。二百斤の人蔘と數百領の貂皮を京城の商人の處に駄送し東萊に送り、銀と質換せし件に付て也。王は命じて拿問せしむ。「肅宗實錄」

(3) 肅宗十三年十一月人蔘産地たる江陵府珍富面を、本府の所屬に還さんことを備邊局より王に請ふ。其理由は壽進宮明禮宮が此地面を折受し爲めに人民が探蔘するを得ざる事となり。一方其兩宮の支配人の如き者が流民を募入して探蔘するにより、五臺山の史庫にも近く火災の虞もあり、折受の取消を行はん事を請ひしによる。

王は之を許さず唯史庫百里内を限り兩宮より收税(人蔘の徵收)する勿らしむ。此時に宮庄の弊一國に普ねく公税日に縮まり民其業を失す。「肅宗實錄」

(4) 肅宗十九年三月春川府使李支錫人蔘の代納錢一一〇兩の負擔重く才遣の氓推剝を免れず救民の策を講し愁眉の急を救ふべきを疏論啓奏す。「肅宗實錄」

(5) 肅宗二十六年十一月三水縣監愼之逸は、附近十一堡の邊將と結托密謀、禁を冒し人蔘を採

○追加 肅宗十三年十一月江界府使李孝源ハ犯禁採蔘ニヨリ邊將尤重。

取せること發覺し。觀察使より啓聞して罪することを請へり。「肅宗實錄」

(6) 肅宗三十四年八月暗行御使沈壽賢は江原道進上人蔘の弊甚しきを極言す。
同年十二月江原道觀察使宋廷奎は司諫院より劾啓せられ拿問せらる。其罪の中に人蔘封進の際點退を多くし横斂多く且秤量せず並に私橐に歸す等の件也。「肅宗實錄」

(7) 肅宗四十二年十一月司諫院より江界府使權克升の非行を彈劾し罷職の上再叙せざる處分を請ふ王は從はず。

要領は刑杖濫に過ぎ割剥是事とす。觀察使が稅蔘を蠲減せしを實行せず、收納の時皆徵收し且秤量最だ重く。人民嗷々として朝夕を保ち難し：：云々。「肅宗實錄」

(8) 英宗二十三年七月領議政金在魯の上言に

江原道の田結は他道に比し最も少なし總て賦課の法近日紊亂せり。其中蔘弊を以て言へば人民負擔に堪へざるの患となれり。詳定給する所の價は其半價にも達せざるを以て各邑田稅に加徵せざるを得ず。官は手を拱し民は益弊を受く：：云々。「英宗實錄」

(9) 英宗三十年十二月王は蔘弊の件に關し橫城縣監鄭存謙に上京を命じ、之と問答せる中に、近來蔘價日に増し賦斂節無く民支ふる能はず、流亡殆んど盡けり：：云々とあり。「英宗實錄」

(10) 英宗三十年五月前江界府使趙東濟を珍島に流す。

同人在任中貂蔘を法定數上加徵し且宴費を民に斂せし件に付平安監察使李台重より狀聞罪を請ひ。王は此れを嚴懲せざれば何を以て邊民を慰せんと、命じて義禁府に囚禁審問。其供辭詐欺傲慢なるより王は怒つて鐘路上に烹るべしとせしを力濟する者あり

り遂に流刑に處せらる。

○衙客ハ府使ノ親族又ハ知己ガ掛掛來リ食客ノ如ク寄生郷ノ如ク其郷内ニ留マリ居ル者ヲ云フ。
○輕ク稱ツテ受取也即チ十兩ノ重サノ人蔘ヲ七八兩トスル也。

本件に付ては李觀察使より其罪狀に付上書せり。貂鼠徵收は初冬捕獲者を入山せしめ、下山の後一二領を徵收するの慣例也。東濟は全數を領置し其中より好品を税として受納、他は不當の廉價に勸買せり。部下の衙客も之の行爲の倣ふこと怪むに足らず。人蔘に至つは東濟の貪婪なしとするも國家の徵收は漸く多くして產出は漸く少なし、已に江界府民が痛骨の端となれり。此の時に於て彼は忍んで其負擔の戸數を増加し、秤量を重ねくし其倒懸に困める民をして、嚴棍は男子に遍く枷囚は婦女にも及び、妻を鬻ぎ子を賣つて他郡より買取し來るも猶未だ其數を充ずを得ず。従つて流亡逃散する者冬秋以來既に千以上に過ぐと云ふ。臣が江界府の管下に入るや耄倪は奔波し前を擁し後を遮り此事情を訴へて變通を請へり。強き者は怒り色に見はれ弱き者は涕言と共に下り追隨して言へり。其侵虐の慘水火より甚しきを知るべし矣：云々。「英宗實錄」

(11) 英宗四十年江界府使李鳳壽の詩に左の如きものあり。「江界邑志」人蔘の惡政に喘ける山氓に寄せたる同情言外に溢るゝものあり、其悲慘の狀目睹する如し。

竹田六章

竹田其邊檜栢蒼々 豺虎縱橫晝不見陽 石齒牙々其利如鋸

維把維期是丹是黃 三人執矢四人執槍 彼負囊者或顛或傷

竹田有江其下又魚 雖則有魚既不可漁 五月入把七月其餘

七月入把九月其初 摘果以食縛草以居 大圍中圍庶幾矜余

○把ハ把守即江岸ノ守備ニ人民ヲ軍役トシテ充ツ。

○丹節ハ蔘葉紅ニ黃節ハ蔘葉黃凋ノ時何レモ採取時期也。

○竹田嶺。

有山有草五葉三枝
五月維夏丹果離々
懸崖攀藤莫知我疲
念我公稅况恤我私

竹田陰々細流其瀉
每々我思板屋之下
嗟我婦子獨宿空舍
或耘或紵庶藉其暇

左昌右閭豐草其原
我眼何嘗不採一根
罷點其歸婦子迎門
彼多採者嬉々笑言

昔我往□青々林樾
今我來斯冰雪維風
白北之風吹我短褐
雖則苦粹父母願恤

(12) 英宗四十四年四月平安觀察使鄭家、江界の蔘弊に付き上疏す其略に曰く。

臣任に就き江界の蔘弊孔劇なるを聞きしが巡視して其地に入るや。男女老少は臣の來るを聞き、道路を填咽し、轅に攀ぢて號訴し皆願へり我を活せと。臣蔘弊の源を論じ其弊の救はざるべからざるを論ずべし：。

數十年來蔘價の貴きこと漸く甚しくして、納付する所は益廣し實に支へ難きの憂あり。去年秋採の時季に及び採り得たる所は尤少く十人入山して其八人は空手にして還るの狀也。其上納の時機に及べば納付すべき數量大半不足し人民は四方に奔走し或は道内の山邑に覓め、或は咸鏡道を括し艱難苦辛して納付額を充さんとするも。猶數十斤は不

○元ノ茂昌閣延兩郡ノ地。

○白頭山下清川江以南。

足し擧つて皆違々として措く所を知らず。臣は本年春期に於て備邊局に報告し。且戶曹にも移文して爲めに限を寛にするを得たりされど此正に姑息の計也。

臣聞く昔に比し採蔘の減縮する者已に多年なり。聞く所に依れば前年の秋入山せし者の言に、年久しく體の大なる人蔘は絶無にして採る所は皆體小に中には雖の如き者あり。此を以て之を觀れば實に絶滅の慮あり、然らば則ち將に奈何とするか。惟ふに此江界一府は其關防の重大なること灣府と異なること無し。今若し民蔘弊の爲に堪へ支ふる能はずして四散すれば則ち十鎗の把守亦將に廢り四郡の疎虞それ亦極まるべし。邊事を念へば誠に寒心すべき也。

○大同法施行後モ
猶實物徵收ヲ行ヘ
リ。
○己卯英祖三十五
日本寶曆九年ニ當
ル、日本へ最も多
ク輸入セラレシ時
代也。

今納付する者の中戸蔘は即大同の役也、故に民は避け厭はず。而して例賃體蔘、尾蔘及別賃の蔘の如きは、戶曹より給する所の價は近來僅かに三分の一となる。而して蔘價の高騰すること年と共に加はる、己卯より以後蔘價益貴く今年に至つて極まれり矣。故に己卯間三四兩の價今十餘兩の多に至る、別賃の時の如きは各種人蔘一戸當り三十兩代納のに近し、故に一境噉々として皆荷擔して立つ。臣の江界府の管下を通過する時皆前に泣訴して曰ふ。惟ふに我殿下は深く九重に居る豈に其弊の此に至れるを知らんや、道臣守令たる者胡んぞ此情況を上聞して我等をして聖上の民を視ること傷むが如きの恩を蒙らしめざるやと。若し此の弊を許し營門變通せざれば則ち吾輩は將に此れより死なんとす矣と、言涙と下る慘狀見るに忍びず。

臣急かに安集せしめ寛言之を慰諭して曰く、吾既に此狀を目撃せり、豈朝廷に狀聞せざらんや、姑く流散する勿れと。各自保留の意を懇々開諭せり、民人輩は皆暫くも死する無

く以て我殿下德音の降るを待てり、其情誠に感まれり矣。

臣本府に到着し其事情を詳しく探査すれば、則昨今人戸の減少する者本府と列鎮とを合し六百餘戸に及べり。人戸既に縮まれば、毎戸納むる所の蔘亦隨て減縮す、將に四五斤の額に至らんとす。若し従前の上納額を充さんとすれば、則ち殘窮の戸を次々陸等せざるべからず。如斯すれば、上納すべき量は必ず倍し、唯だ此遺才の民は逃散する外に策無し矣。之を思ひ此に及べば、寧んぞ哀痛せざらんや。

今臣自營より始め、兵使及本府と協議し、前日の若干納むる所亦適當に減額を爲し、一方各鎮私貿の弊も亦一切禁斷せんとす。此れ固より零星にして、勺水を以て薪火を救はんとするが如き也：云々。

此外に東萊府の通譯(日本語輩)の奸弊の防がさるべからざるものあり。當初、例賀蔘卜定の時には、人蔘の品質に付ては別に議論無く、戸曹より下付する價に従ひ納付せり。蓋し交隣の爲の需用と云ふと雖も、實は倭譯輩が體蔘尾蔘を以て粘付し造作し、先方に送る者也。故に戸曹に於て收納する特別に不合格品として點退したる事無し。遡つて前例を考するに、戸曹が江界府より受取る時に一斤に對し目べり一二錢を見込み收納せしに過ぎず。近年に至り點退と目べり加徴の弊甚だし、昨年例を以て見るに、退蔘十斤目べりは一斤九錢とせり、本年は退蔘五斤目べりの見込増徴一斤一兩に過ぎたり。前に戸曹に於て直接受納せし時は、此弊無し、東萊通譯が本件を管掌するに至りし後に、點退愈甚く、其點退の數量は更に江界府の襄民より分徴せざるべからず。故に江界府の人民は皆戸曹の計士を派遣し、江界に於て收納することゝせば、庶くは少しく其弊を緩ふすべしと爲

せり。

若し此弊終に除く事を得ざれば、朝家に於て軫恤接濟の舉あるも、中間に於て多般に操縱耗蠹するの弊害は必ず無窮たるべし。

伏て願くは聖上臣の此章を備邊局に下し令して變通を稟せしめ。且倭譯中作奸の弊ある者を有司をして嚴懲せしめ、邊土の生靈をして離散の患より免がるゝを得せしめよ。而して關防の重地空虛の嘆無からしむれば萬幸に勝へず。

王の批に曰く。

民の爲めに陳章す其誠嘉みすべし。昔周の武王は呂尙父の言を聞く夜を經るに忍びず四民を恤めり。嗚呼江民九重の深邃を以て嘆と爲す予此を聞いて涕を垂る。翌日商確講定すべし、嗚呼八斤の蔘千石の米滄海の一粟量と謂ふべし、豈多少を云はん只心に在り。「英宗實錄」

(13) 英宗四十七年五月領議政金致仁の上言に：、鴨綠江邊把守軍より人蔘五分尾蔘二分を定式として徵收せり。而して總て江界府の住民には戶蔘例賃蔘を賣納せしめ居れり。

右の把守軍の蔘は重複の課税にして則ち住民としては、右戶蔘例賃蔘を負擔し猶且防守の役を負擔したる上別に人蔘を採取して上納せざるべからず。彼等は其苦みに堪へず隨つて充つれば隨つて逃れ其防守の數を充すを得ず：、云々。「英宗實錄」

(14) 英宗四十八年正月是より前江界府使鄭彥忠の江界の蔘弊に付ての上疏あり。王は大臣備堂に入侍せしめ之を議す。

其疏の略に曰く。

慶四郡の地七百里産蓼の地と爲す而して關西關北兩道の境に介す古は三甲に屬し後江界府に屬す。本府歳貢の蓼十六斤大に民弊となる天啓三年仁祖元年邑民の陳訴に困り備邊局より覆啓して革罷す。未だ幾くならずして三十五斤の稅あり又未だ幾くならずして六十斤の例貢蓼あり又未だ幾くならずして種々別貢の蓼あり。逐年入採し蓼種絶えて稀に比年加定の蓼役日に重る。絶稀の蓼を以て日に重きの蓼役に供す江州の民是に於て大に困む矣。

一年を丹黃兩節に分つ丹把は則ち六月入山七月下山す黃把は則七月入山九月下山す。境内を掃つて農を棄て生命を捨て虎穴を探り幾たびか危きもの數ばなり。而して其下山に及ぶや徒手空還する者十中八九に居る。空還する者は或は田を賣り或は盧を賣り或は身を鬻ぎ子を鬻ぐ。是に於てか哭聲路に載つて隣里相弔す携負路に盈ちて逃散相繼ぐ矣。以て蓼戸日に縮するに至る十年前二萬餘戸今九千餘戸と爲る而して納むる所

一、稅蓼二十六斤八兩

一、東萊府に送る所の例貢體蓼三十五斤尾蓼二十五斤

一、本府に納むる藥蓼五斤

通計九十一斤半也

△體蓼一斤の時價一千六百兩

△尾蓼一斤の時價四百八十兩

計十一萬八千四百兩

此中より會減せし本錢二萬五千八百九十六兩を減せば則九萬二千五百四兩となる噫九

○此人參實物納付
ト代錢納付トノ二
アリ。

○兩ハ錢兩也。

(15) 千の戸を以て九萬二千五百四兩の役に應ず此れ國を通じて無き所也云々。「英宗實錄」
 英宗四十八年七月掌令李師曾の上疏中に三水府の蔘弊を論ぜり、即曰く。

三水府使は蔘を大同布に換へて納めしむるの弊也。蓋し本府田稅上納の規は府に近き處は小米^アを、遠き處は大同布を以てし。毎年公用の數を交して歲末に本府より觀察使の營に報告し、公用往來の時馬を雇ひ送納するの例也。故に府使は私馬を備へ(其費用は人民より徴收す)人民が運送の夫役に替ゆ。而して大同布は府の經費として使用する數量は人蔘を以て代納せしむ而して布一疋の代りに蔘一錢を納めしむ。人蔘一錢の時價五升布三疋に下らず但に勅徴のみに非ず三倍の利あり。前後の府使此を爲さざる無く已に惡例となり。或は二三同の布を蔘に代へ或は四五同の布を蔘に代ゆ云々。「同上」

第七節 効能微弱なる惡政の緩和策

人蔘貢納竝其代納品貢納の苛重なる負擔に付ては、王以下の爲政者は當該道臣地方官の上啓、暗行御史の復命、大小官員の上疏等により十分知悉せしことなれば。是に對して一時期年を定めたる免除、減額、永久の減額、他地方への負擔の轉嫁、買上價格の増額(實は補助費)補助費の新設等の方法施行せられしこと顯宗十年より英祖五十二年迄百八年間に二十三回に及べりと雖も。其方法たるや姑息にして而も其恩惠の涙は雀の涙の如く小にして實質的には効果甚微弱なるものなりき。畢竟するに此惡政を捨つるを得ざるあるもの、根底に存在せしに

因らずんばあらず。

英宗王の如きは歷代中の英主にして其五十二年の在位中。所謂蕩平の法により黨派の惡弊を打破せんとし、廣く老少四色に拘らず人を採用し。勸農を振興し貢課を平均し有ゆる恤政に意を用ゆる等施設せしもの少なからずと雖も。其英宗が理想とせし漢籍により養はれたる支那三皇五帝以來の帝王學の示す所は。到底完全に朝鮮には行ひ能はざる政治の機構と社會の特質の根強きもの、横はるありしなり。是を人蔘に付て見るに、英宗は力めて道臣地方官暗行御史等より其惡政の情を聽取し。また京城の貢人を召して貢蔘の惡弊を聽き、また蔘弊の上啓を見し時に。周の武王が呂尙父の言を聽き一夜を經るに忍びず民を恤みし例を引き、宋の仁宗が夜燒羊を食はざりし故事に想ひ。涕を垂るゝ等、帝王の良心により其惡弊除去に力めたりと雖も。又一方に其弊を知り悉したる五十一年の四月には、二三年内に日本へ通信使を派遣すべく。年内には國交用人蔘二百五十斤を備へざるべらず、人蔘を鳩聚するには文官より權威武斷の力ある武臣を差遣するを要すとして。一旦任命したる江界府使を更に武科出身に變更したる如きは。此惡政を捨て得ざりし必要の一面を見るべし。

第十一章 李朝後期の人蔘政治

第一節 總説

本章に後期と稱するは、正宗即位の年より李王の隆熙四年日韓併合に至る迄の一百四十四年間を指す。此期の特徴として擧ぐべき要點左の如し。

一、本期の前半に於ては人蔘の悪政と官吏以下の非行は、共に前期末と異ならず。當該地の人民は積年の累弊に一層枯槁せり。中頃には日本信使の行を罷め末期には對馬へ給する禮單蔘の廢罷により幾分は人民の負擔を減せり。其他の蔘貢も自然に時勢の變化の爲に輕減せられ、亦山村の衰亡を來すが如きこと無きに至れり。

二、本期の中頃に於ては日本の人蔘栽培盛大となり、復其需用の大量を朝鮮に買ふを要せず。一方長崎貿易の殷盛により釜山の中繼貿易衰へ。是により衣食せし通譯商人の輩利を失して凋落し。且銀の輸入杜絶の爲國內一般に銀融の必迫前期末より更に甚しくなれり。

三、此期の初に於て起りし朝鮮の人蔘栽培は、紅蔘の支那へ賣行の爲刺戟せられ、

遽に繁盛して。紅蔘の大量生産可能となり、其厚利は銀の輸入を巨額にし。爲めに公私種々の問題を發生し、蔘政は實に國の大政となるに至れり。

第二節 人蔘及其代納品徵收の地域

以下本節より第五節迄の記載は紅蔘を除外したる自然生の人蔘に關する記載なりと知るべし。

人蔘若くは其代納物を徵收せる地域は。本期の初めに至つては大様前期の末と差異無し。茲に前章の説明に洩れたる點に付て補説すべし。

前期の末より本期の中頃迄に文獻に現はれし人蔘徵收地名に付ては。

江原道 江陵 三陟 旌善 蔚珍 靜陵(百濟三度 訛して止む) 橫城 杆城。

咸鏡道 洪原 明川 鏡城 三水 甲山 鏡城 安州 咸興 吉州 利城 定平 文

平安道 江界 孟山 陽德 寧邊 熙川 渭原 楚山 碧潼 昌城 朔州 龜城 雲

山 寧邊 柔院 東嶺 牛峴 委曲。

慶尙道 延日 梁山。

右の三十九邑を算すれども、正宗十四年八月に梁山郡守南鶴聞が全鮮の貢蔘を京貢とすべしと疏論したる中に。七十邑の守令云々とあるに徴せば、七十餘

邑より徵納せしを知る。其文獻に現はれざる邑は貢納量小額なるか、又は富邑にして其負擔に苦痛無く問題とはならざりしに因るものと推定すべし。而して當時既に前記七十餘邑中の大部分は全く産出せざる地もあり、産するも稀少なる地あるに拘らず、唯單に昔し産したるの故を以て徵納を強ひたるは。今日の政治觀念より考ふれば甚奇怪なる如きも、當時の王以下の爲政者は是を以て或は憫むべしとは考ふるも、不道德の政治とは思惟せざる程に惡政に痲痺し居たりしなり。李朝の官用語には白徵なる熟字あり。其白徵と稱するは要するに課税の目的物を有せず、或は納税主體に非ざるに其税額を強徵するの謂にして。例之船を既に賣りて所有せざるに拘らず依然船税を強徵し、田地を所有せざるに不拘空に田結税を強徵するの謂なり。以上の例は普遍的に行はれたるに非ざるも、正史野史に其事實が多く記されあるを見れば、決して珍らしき事例には非ざりし也。畢竟するに右の如き不法徵收の行はれたる原因は二あり。一は一旦中央度支の府たる戸曹の徵税臺帳に記されたる各個の各邑に於ける總税納額又は一旦詳定されたる貢物額は、其數量の中央へ納付の確保を期すべく容易に動かさざる大方針を執れると。二は奸官汚吏が私腹を肥す爲めには

を敢てしたるに由るものにして。人蔘及其代納物も亦其例に洩れずして白徴行はれたり。また諸徴收に隣徴族徴と稱して、本人が負擔の義務を果し得ざる時には隣人親族より強徴する方法も行はれしが人蔘に付ても亦此非理の方法行はれたり。

第三節 人蔘及其代納物の徴收

本期の初に於ては一體前期末と異ならずと雖。中頃以降よりは減額、廢罷變通せられたるもの甚多く、産地人民の負擔輕減せられたり。是れ有より無を生せず、人蔘發生の大減産による自然の趨勢と、一は獲利の目標紅蔘に向つて轉向せられしによるもの也。されど日清戰爭の當時日本が内政に干渉して大革正を行ひし時迄は、猶人蔘惡政の餘燼を保ちたり。

其要項左の如し。

- 一、國家及王室に於て時に人蔘を貿易品とすることは自然に止みたり。
- 二、此期に於て京貢となれるもの多く、京貢とならざるも代錢納となれるもの多し。

三、純祖十一年信蔘の卜定廢止と、哲宗の初年に禮單蔘の自然消滅により。産地

江界への卜定買取も罷められたり

但前項の中例買蔘は、事由消滅せしに拘らず、猶蔘錢として徴收せられたり。

○慶應二年。

四、李太王三年に於て嶺南の貢蔘のみは革罷す。

五、李太王三十一年外方より進供の規一切革罷し。其各地方より應供の物價は

度支衙門をして妥籌收入し、宮内府に移送し買辨進排せしむることゝなる。

此時人蔘に關するの貢納は一切廢止したり。

第四節 貢納負擔地に於ける人蔘の調辨

鬱蒼たる面積數十里に亙る森林を管内に有する江界府の如きは別として。

他は大抵人蔘の實物調達は不能若くは困難となれり。其理由は其邑の管下に於ける人蔘の絶種に因るものにして、絶種せざる迄も僅小の量を産出する地に於ても、守令の入手困難となれるは。人蔘の採取は一種の技能を要し、前々より既に専門の技術的職業化せるものなれば。此等の職業者は當該官吏の爲無償若くは廉價に勒徴せらるゝは堪ゆる所に非ざれば。採取の人蔘は容易には官に提出せずして之を秘密に買入るゝ商人の手と授受せらるゝ、一種の商路を経由するに因る。茲に於て當面の責任者たる守令竝觀察使は陳疏して京貢を請

○明治二十七年。

○賈官ハ宜祖王辰ノ後國用不足シテ屢之ヲ行ヒ、後ニハ望名帳ト稱シテ聯合書ヲ數十百地方ニ送付シ觀察使ニ於テ之ニ姓名ヲ記入シテ賈官セシコトモ行ハレタリ、但此官ハ名義ノミ也。

ひ、此請を許したるもの此期に於て多かりし。京貢に依らざるものも大抵京城に於て御用商人の手より買入れて貢納するに至れり。而して如何に督責するとも無より有を生せず、此期に於て御用商人が栽培人蔘を山蔘の中に混入して納付する偽詐手段も行はれ。又貢納地に於ても其年内に納付不能となり、忘納連年に迫ふ者をも生ずるに至れり。甚笑止なるは御用商人より買入れて嘗て納付したる、其同一の人蔘が次期の買入の時再び巡り來つて入手する如き奇觀ありし事なり。此等皆人蔘の缺乏に基くものとすべし。

各貢納地に於ける人蔘買入費調達の方法としては官より下付せらるゝ代價あるものは其不足の分の調達も。前期と同じく責任者たる守令が田結・戸丁等に賦課して徴收せり。此期に於ては猶種々の方案攷究せられ、基本財産の如きものを造成して其利息より支辨する方法等も窺められたり。其中最苦しまぎれに案出せられしは、江原道に於ける賣郷・賣校の方法なりとす。賣郷とは郷班と稱する兩班に準すべき一種の階級あり、校生とは儒生に次ぐべき一種の身分あり。右二つの地位を賣ることにして、即ち辭令書を發して之を賣るを云ふ。以上皆弊害を伴ひ人民の利益とはならざりき。

○本島へ無人島ト
シ人ノ住居ヲ禁ジ
タリ、故ニ時々之
ヲ搜討セリ。

また正統十九年よりは鬱陵島に採蔘軍を送り併せて其搜討を行ふことゝなりしも、産額少なく品質不良にして且其風濤の險を恐れて其採取人夫の選に當る者百方役を避けんとし之に乗じ賄賂を取る弊行はれ、また其船が風待の時附近の村落に物資を誅求することも行はれ遂に之を廢止せり。

第五節 人蔘の惡政竝是に隨伴せる官吏の

虐民行爲

人蔘の惡政に付ては前期と同じく、當該地方官たる郡守府使及其監督上級官廳たる觀察使より。人民困瘵の悲惨なる實情を縷述して之が救濟策を上啓せるものありと雖も、其惡政の害毒は前期に比して少しも變り無く却て一層甚しくなれり。是人蔘の減少と價格騰貴に因り貢納地人民の負擔一層加重となれるに由るもの也。此期の初めより人蔘の人工栽培發達し、また紅蔘の製造も行はれしと雖も、此等は少しも人民の負擔輕減に効果を寄與せざりし。其理由は朝鮮に在ては裘製又は蒸製したる人蔘は、其天然を害し藥効無しとして昔より今日迄之を服用せず。又栽培人蔘は天然産に比し効用甚しく劣るものと爲し。天然人蔘が減少すれば減少する程之を珍重して、其貢納には昔ながらの法によ

り全部之を充て要求せしに由る。唯僅かに純祖十年對馬に給すべき單蔘の不良品を取替ゆるべく、換品蔘と稱して栽培人蔘の白蔘を給し爾來是を給せしことあると、貢納山蔘の中に官の目を欺きて其白蔘を混入せしことが幾分栽培人蔘の効果と謂ふを得べきなり。

人蔘の毒害を受けたる地方は、前期と同じく江原、慶尙、咸鏡、平安四道の産地は又昔地に於て。就中江界は引續きて最甚しき惨害を受け、爲めに人戸更に減少して昔の二萬戸は漸々凋落して僅かに四千五百戸となるに至れり。時の觀察使沈頤之は蔘荒なる熟字を以て之を形容せり。荒とは凶作の歳の民戸敗殘の狀を指すものにして。則ち人蔘惡政の爲め滿目荒涼を呈するに至りしを指すものなり。また「正宗實錄」十四年五月の條にある、右沈觀察使の蔘弊上疏中には、爾後江界府使を任命するに當りては、人蔘と貂皮を寶貨なりと考へざる人物を詮衡し差遣せられたし……とあり。歴任の府使に衰瘠の民を驅りて私曲の犠牲とせる者の多かりしを察すべし。

以上の惡政と苛虐も此期の後期に至り、自然の趨勢により輕減せしこと曩に述べたる如し。

正宗年代に於てそれ等の惡政を委曲詳説せる、江界府使の上啓文を左に掲げて。當時の情況を髣髴するの資料とすべし。

正宗十一年七月江界府使李頤祥の上疏に。

臣叨りに邊府に守となり己に六朔を闕す、蔘政民事哀痛に非ざるは無し。古へより江州は地廣く土沃へ財聚り民殖え生活最も饒かに一道に於ての繁華の地、稱するに雄府を以てし屹然として國家の長城となる。而して一たび府を設くるの初より己に戸蔘の税あり、此れ江民惟正の供に係る、遐土買々の俗を以て猶能く安んじて入山し奉公を樂しむ。かの年例買蔘の壬申に始まりしより、江州の民其生を聊せず矣。蓋し其毎年入山採取して蔘種絶稀し納税の蔘尙備はらざるを患ふ、況んや此六十斤の體蔘尾蔘其何を以て毎歲採り得んや。歲に丹黃の兩節を分つ、丹把は則六月に入送七月下山す。黃把は則ち七月入送九月下山す。農作を抛ち性命を捨て虎穴を探し而して徒手空しく還る者十に八九に居る。其空還する者は田を賣り居を貰し、妻を雇とし子を鬻ぎ。近くは之を本道の中山に求め遠くは北道の諸鎮に買す。猶未だ數を充さざれば則ち往々京に買して僅かに上納す。此の如きの際訊棍庭に盈ち囚繫獄に滿つ。今年此の

○瀋州ノ侵襲ニ對スル防禦要地。

○英宗二十八年。

○江岸沿ヒニ非ザル中央ノ山岳等邊照川等々ノ如キ地。

○今ノ威鏡邊。

○納付シ能ハザル者ヲ杖棍シ又拘留スルヲ云フ。

如し明年此の如し。則ち其墳墓の地を捨て其産業を破り、老を携へ幼を提げ喚いて四散す哭聲路間に載す。或は家貲の稍裕かなる族黨の甚盛なる者牽連掣碍挨過數年。則ち里蔘族錢及んで一身に偏く終に丐乞に至り而して後已む。壬申より今年に於ける三十六年而して其間連戸二萬餘數年以來蔘荒滋甚二千戸又復流亡す。今年家坐の成冊僅かに四千五百十八戸と爲る。而して其單身跛臂癯老と分戸流乞新來の屬を除き實戸纔に三千に過ぐ。此三千戸驟に信蔘卜定あるの報を聞くや、魄を褫はれ心を喪ひ一時に荷擔して立つ。臣狄踰嶺を越て其境に入るの初に於て、目に短簷板屋の人烟寂寞、鶉衣鵠面道途叫曉するを見たり。諭すに聖明上に在り微として燭さざるは無し。江民の疾痛は已に軫念せらる、爰に守土の臣に命じて懷保せしむ。是より先更に廟堂に令して方略畢く具はる、惟當さに恭しく處分を俟つ奈何と、勸めて還入せしむ。王靈の暨ぶ所婦女亦知る、何の幸か意を耕農に着け姑く羈縻せるを。而して今若し二百四十斤の別買參を以て猝然祇殘の三千餘戸に責徵すれば、則ち魚駭鳥竄東走北去すること智者を待たずして之を知るべし。臣は妄りに募採の計を前後の道臣に往復し、六萬の錢月を踰へずして辨せり。渭楚熙寧の民を論する勿く、惟だ其

○徳川ヨリ對馬ヲ
シテ僞倭派遣ヲ朝
鮮ニ講求セシムル
ヲ云フ也。

○英祖二十三年。
同二十二年。

○經筵ノ除稟奏シ
權定シタルモノ。

善採者を是求め丹把に入送す其數四千。黄把に入送する者は又將に此數以上を以てせんとす。此乃ち府民入山の外に別買蔘を廣く採取せんとする也。入山後の事は便ち風を捕ふるに同じ。況んや聞く山中三朔積潦し蔘苗消鑠し卞採因る無しと。倘し人々をして狼狽せしめ空しく歸り來らば則ち徒らに許多の萬錢を費し計窮り力竭く、但だ手を束ぬべし。信使の請或は明年に在らんも則ち臣は此時に於ては萬誅戮を被るも蔘事に補ひ羞を隣國に貽す無けん。臣聞く窮すれば則ち變じ變ずれば則ち通すと、目今蔘政の渴急殆んど竿頭百尺の若し變通の策更に何の時をか待たん。臣謹で稽ふるに信蔘を江民に賣買す丁卯より癸まる。而して丙寅七月入侍の時大臣は信使の行に賣去る蔘一百斤は必ず江蔘を用ゆべしと云ひし故に江界に卜定し、禮單一百斤は北道に卜定するごとと筵稟定奪す。其後更關に因り別買蔘を加數すと雖も、而も臣の府より買納するもの通計一百四十斤なり。尾蔘に至つては初臣の府に卜定無し、丁卯年間民戸の數々萬是例買蔘の未だ卜定無き前也。而して卜定の數は只此百斤也、癸未の信使の行の時の如きは、則辛巳三月に入侍の備邊局提調の意見として、江界と三水甲山は同じく邊地にして接壤地也、而して江界には卜定し三甲に卜定

○乙未ハ英祖五十一年、丙申ハ同五十二年、丁酉同五十三年。

○英祖二十三年。

せざれば已に不公平也。且三甲の外に又各邑産蔘の處あり。已に専ら西を賣めて北を賣めず一視同仁の道に違ふあり、已に其前例もあればとて力を分つ事筵稟定奪し。臣の府に三年の期限を以て一百六十斤を買納することを許されたり。又乙未に於て信蔘を豫じめ買すべきの命あり、丙申・丁酉二年に分ち毎年八十斤別買することゝなれり。本項は實行せざりしも其關係書類はあり。戸曹は臣の府の事情を諒解せず、根據なくして式外に加買の例を定式とせり。若し一百六十斤乃至一百四十斤を以て賣納すれば、則ち年例買蔘六十斤は即丁卯には無き所也。民戸凋落丁卯十分の九を減ずるを視れば決して行ひ得ざるの事也。且尾蔘は即體蔘の尾頭也、體蔘五斤より僅に尾蔘一斤の資を得る、故に尾蔘調達の艱は體蔘にも倍す。今此四十斤の尾蔘を得るには約二百斤の體蔘を必要とす、體蔘の買し難きこと此の如し。則ち所謂尾蔘は眞に皮存せざるに毛を得んとするが如し。臣謂へらく必ず丙寅の定式により信使の賣去る體蔘一百斤は臣の府に卜定し、尾蔘四十斤の内従約分定。然る後庶くは奉公周旋の道有るに幾からん、此臣の所謂今の變通也……云々。(中略)。只蔘價年々刁蹇に緣り體蔘一錢の價十兩を蹠へ、尾蔘一錢の價六兩に至る、則其勢を顧れば窮し且逃

げざるを得ざる也。……云々。

王の批に曰く。此れより前江民支へ難き苦瘼を聞くと雖料らざりき急迫此に到らんとは。此の爾の疏辭を將ひて燭を秉りて屢回せば、其叱離顛連の状見るが如く。予は食甘からず寝るも安からず廟堂の臣亦豈予の意を體せざらんや。諸條は將に廟堂をして爛商せしめ、仍ほ指一稟處苟くも救ふべきの方當さに回啓あらん別に指教あるべし。爾先づ益々懷保の責を思ひ安集の効あるを期せよ。曾て爾の東萊府に於ける廉直を知る、此江邑の民をして蘇活せしめよ。今又一に之を爾に委す、意見あらば續いて陳疏するを憚る勿れ。「正宗實錄」

正宗十五年十一月江界府使權禰上疏し蔘弊を陳す。痛憤の意文外に顯はる、侃諤少しも憚らず、蓋し憐むべき峽氓の爲めに職務を賭し懲罰を蒙るを覺悟しての上疏なるべし。

臣入境の後馬を擁し道に訴へ請願陳狀書を抱へて庭に造る。皆曰く此邑の戸數萬戸今數千戸となる、專ら買蔘の弊に出づ。

今年又買納の條體蔘五斤尾蔘二十斤を減す、天の如き惠澤骨髓に入る。而して目下措を罔ふの勢と來頭必至の憂、前と異なる無く必ず保ち難きに終らん。

○正宗八年。
○同十一年。

而して已に入山の節丁を點檢し薄冊に録す、出山の時搜括し秤量す。故に當年の採取は一根を漏らさず、而して未だ採らざる者と多く採りたる者とを推移し通計すれば、所謂利採の年は京司各營に納むる税蓼十五斤外或は斤量の餘りありて、以て例買蓼に補ふを得。失採の年は或は税蓼に不足す。例買蓼は則ち本價(官より下付する補助)を受け之れに錢を徵收して加へ、以て買取し上納す勢必至とならざるを得ず。

蓋し甲辰は別買參を、丁未は信蓼を全額完納するを得ざりしも、而も戸を三等に分ち歛徵せし錢幾萬兩なるを知らず。闔境蕩然として、竭き殆んど餘地無し。其後の三年間は例買蓼の三十斤は年年全額を完納するを得ず、此を督責するを得ざるは、其錢を歛收する餘地無く奈何ともするを得ざるが故也。例買蓼三年間或は半納し或は過半納し其怠納は毎年の例となれり。今體參五斤尾蓼二十斤を特に減せらるゝも右の如き情況なるを以て、何等日下の惠となるを覺えざる也。臣此に因り此を思へば、我國の蓼貨は専ら江民に責むる本と良法には非ず。弊生じて後漸次減額し、或は補助を増し救濟せしことも已に多し矣。然して且つ愈救ふて愈瘡む者は未だ根本的の革正を爲さざれば也。前より行

はれし蘇救の策たる曰く減數之を減じ又減ず此姑息の政也。又曰補助の増額と、朝家其價を補助し恤ますと雖も、時價に従つて買上ぐれば何等の問題無し。若し江界の民をして今迄の如くに買納せしむれば、蔘價は日に増し月に加はり。江民は終に錢を出して官の下付の不足に充當せざるべからず。其錢は參價の騰貴と共に際限なく此れ繼ぎ難きの道也。

此矯正の策を立つるもの曰く、江界の負擔を道内の他の邑鎮と咸鏡道産蔘の列邑に分定すること、一に嶺東の邑の買納の如くすべしと、然らば江界の民に至ては弊を祛るべし、朝家毎に此方法に付て更に弊を受くる區域を多くするの理由を以て難色あり、臣は敢て更に請はず。

臣伏て念ふに事は經法に遵ひ然る後謀始めて治る、未だ其正を得ずして末治るは有らざる也。凡そ外方より中央への進獻は土産に係り、國の經法に應すべき也。蔘は東萊府の所用國が交隣上の重要なる需用品也。經法を捨て専ら江民のみを責む未だ不善の謀たるを免れず。如今矯弊に當り經法を捨て、何あらんや。一言にして蔽へば曰く貢に作るのみ、其法正當の價を以て優利を給す然る後乃爲すべき也。

(中略)……若し別買信蔘甲申丁未の如くならば。此此時人民多多此邑邑必ず空空ならん。と其言誣誣ひず。朝家買蔘月に縮まり歳に縮まるの地に付し今に及んで變通を思はず。江民の逃亡は姑く置くも爾後所用の數を得ざるを如何にするか。營門何を以て責納するか、戸曹何を以て區劃するか、廟堂何を以て議處するか、是臣の大に憂ふる所のもの。右陳ふる所の作貢及實費下付の法は或は概ね聖心に有るを信ず、則ち大臣其他に詢議を煩はさず直下處分せよ……。「正宗實錄」

人蔘に職務上關係ある官員中には克く職責を盡し之が救済に努力したる者ありと雖も。中には惡鬼賊盜に等しき虐民の行爲を敢てせし者ありしこと亦前期と異ならず。正宗四年十月には、慶尙道觀察使洪樂彬が人蔘其他不正勸懲のこと御史の按察により發覺し。本人審藥其他關係者一同刑推遠配せられ。

統祖二十七年三月には前楚山府使徐萬修が、人蔘強徵の爲めに良民を酷刑に處せしこと發覺し、拿問せられし事等は僅かに一部分なり。「正宗實錄」「純祖實錄」

其惡行爲の左程甚しからず、また惡運強く發覺せざりし者も多數にありしを推定すべく。特に審藥と稱する地方廳に定員として配置せられし醫官は、貢納人蔘撰別審定の權ありしを以て、蔘商と結托して惡事を行へること例外無か

りし如し。尤も此期に於ては彼等の手を經ず京貢と爲りし地方多く、前期に比し其非行を逞ふする餘地減縮するに至れり。

吏以下の惡事に至つては前期と少しも異なる無く。平安咸鏡兩道に於ては吏屬が採取者より人蔘を奪取すること續いて行はれたり。純祖時代のことを記せる「牧民心書」中の記事に：：江界の法凡そ蔘を採る者は官帖を授けて入山せしむ。秋を經て冬を過ぐ、風餐露宿し虎豹と與に居り熊豕と與に遊ぶ、尤死に一生備さに艱苦を嘗む。其出づるに及んでや其の囊橐を搜し其懷袖を探り、一角の蔘曾て少しも饒ユカにせず。咸な輕價を以て勒奪して官に入る、託するに貢獻を以てし悉く私裝に歸す。奸吏猾校ウカは下より操縦し賄賂行はる、所漏竇交穿す、國法行はれず官邪徒に長ず何の益か究まらんや：：云々とある如し、其他人參買入費の賦課に付ても人蔘現品の地方廳への納付に付ても、各貢納負擔地に於て吏屬の惡事の行はれたること本篇各章に記せるが如し。

其惡政の緩和矯正策に付ては前期と同じく、當該觀察使並守令の疏陳により、蠲減補助費の増加、他の官穀の補充等に付て施行したること數十回に及べり。特に正宗は即位の後地方行政に弊害多きに鑑み、之が矯正策の一として、暗行

○豕ハ山猪。

○校ハ將校今日ノ
巡查ノ如キモノ。

御史の適任者を撰み、偵察調査すべき惡政の綱目を示したる標準概則を作成して之により摘發を試みたるにより。人蔘の弊害も爲めに中央の視聽に達することを得て、王以下當路の大臣は之が救濟策に力めたること鮮なからず。爲めに幾分は人民の痛苦を減せしと雖も、其方策たるや元來一時の姑息手段たるに過ぎず。前述せし江界府使權禰の上疏中に陳べある如く、隨つて減せば蔘價騰貴の爲め負擔隨つて増加し。また既に行詰り怠納となれる所には其蠲減は何等の恩典とならず、遂に根本的大革新を遂げ得ずして了りたり。正宗王の如きは蔘弊に付ては、夙夜憧々として玉食甘からず、江界の民瘼の状は目前に在るが如し。嗟我赤子窮谷に入り、毒獸を抨ぎ終年採蔘一掬に充たず、而して許多の年例と別買の參或は廉價に勒買し、或は數を加へて勒徵す、之を思へば惻然たるを覺えずと曰ひ。既に無き物を誅求するは龜背に毛を抜くが如して云ひ、此儘にて進まば江界の一邑終に空虛とならんと軫念せる云々文獻の記載と。其實際の施設とは距離遠きに過ぐるものあり、其他の貢納地に對する方法も亦斯民の救濟には効果甚だ薄かりき。

【附錄】

人蔘惡政史料

此期に於ても前期と同じく文獻に出たる人蔘史上の資料頗多し。其中より
 參考となるべき主要なるもの、みを撰び、其要領を年紀により以下に開録す。

(1) 正宗即位の年十一月平安道觀察使徐命膺の狀啓により江界蔘弊の幾分を調く。

此時の王の教に、生○民○の○困○瘁○近○日○の○如○きは○莫○は○惠○澤○未○だ○究○ま○ら○ず○實○効○未○だ○聞○え○ず、夙宵憧々玉食甘からずと謂つべし。今箕伯の狀啓を見るに、江界の民が疾苦の狀目前に在るが如し。嗟我赤子窮谷に入り毒獸を捍ぎ、終年の採蔘は一掬に盈たず、而して許多の年例と別質の蔘、或は廉價に抑買し、或は數を加へて勒徵す。去年是の如し、今年又是の如し、是れ二萬餘戸の民今は六千餘戸となる。之を思へば惻然たるを覺えず：云々とあり。「正宗實錄」

○録附。
 ○大關嶺分水ノ西
 ○英宗三十二年。

○火田ニハ人蔘ハ
 生セズ、火田部落
 ノ一戸宛ニ人蔘ヲ

徵シ其火耕ノ獸許
 セシ也。人蔘滅少
 シ火田務ヲ課シ之

ニヨリ人蔘ヲ買入
 貢納セシ也。火蔘
 田トハ人蔘ヲ採納

セシ火田部落ヲ指
 ス。

○白徵ハ帳簿ニハ
 アリ、事實耕サズ

ル面積ニ對シ課稅
 セシモノヲ云フ。

(2) 正宗元年七月江原道蔘弊救済を議す、遂に決定するに至らず。
 江陵府使柳義養入侍民瘼を奏聞す：。其中に、嶺西の火蔘田は産蔘の地たり蔘種漸く稀なり、故に丙子の年を以て戸蔘の規を罷め火田の税を削め人蔘を質して封進す。其後連に數に値ひ民散稅縮缺民實に支保し難し：。(中略)

火蔘田中白徵する者三十餘結を權減せん：。江陵の貢蔘五十五兩は土地の採取稀にして他道に質す、近來蔘價高騰し蔘商の輩年々加索し。邑民の弊紀極ある無し。其中よ

○其虚録ノ戸ノ歳務ヲモ實住ノ戸ニ於テ負擔セシメシ也。

り三十兩を京貢と爲さん：：云々。

本件領議政の意見として、白徽は關東諸邑の通患なり。勢輕しく議し難し、觀察使に狀聞せしめ稟處せん：：とあり。「正宗實錄」

- (3) 正宗四年二月領議政金尙諝は江界の蓼弊孔劇民支へ難きにより其救済に付て意見を啓す。平安前觀察使李徽の狀啓による

人蓼納付義務を負擔せる元戸七千六百餘戸の中、事實居住無き戸を其元帳に記録せること管に千戸に止まらず。一に實に従ひ其元帳を訂正し、之に據り納付を督責せしむべし：：云々。

江界府備付の秤は總量より二十二斤の剩蓼を生ず。之を十斤秤の正しき者に改め人民の負擔を減ずべし：：云々。

王は曰く、江民の事誠に悶ゆ矣、近來山澤の利は前に比し漸く減じ、一年納むる所の蓼は一年の所用に當つる能はず。故に便ち龜背に毛を抜くと同じ、其勢支へ堪ゆるを得ず四散するに至る。毎に江界の一境噉々として保ち難きの狀を念へば、玉食も寧んずるなし。

今該道官の減蓼の請は目下姑息の計に出ると雖、守土の臣若し別般の大更張大釐正せずんば、江界の一邑必ず將に空虛となりて後已まん豈矜惻せざらんや。「正宗實錄」

- (4) 正宗四年十月慶尙觀察使洪樂彬等を刑推違配す。

本件嶺南按覆御史林濟遠の摘發による。其非行は(1) 奴婢の貢布を錢に易へ一萬兩の利を取る(2) 三箇月間に濫刑一百五十人皆贖錢を徴し放免私囊を肥す(3) 社還穀の利米を加徴する二千二百石(4) 人蓼封進の際、食客の名義を以て納付する者には標しを付け置密か

○觀察使及郡守等地方官ノ所ニハ其親戚友人等衙客ト稱シ寄食シ往々惡事ヲ働ケルコト牧民心甚ニ出ツ。

(5) 正宗七年七月前江界府使李應赫を慶興府に流配す。在任中尾蔘を塗糊して剩を取りしに由る。「同上」

(6) 正宗七年十月王は廟堂に命じて暗行御史に適任の人物を選抜抄啓せしめ。且御史の携帶する各道偵察項目を修補せしむ。其中人蔘に關するもの左の如し。

一、關西御史事目

江界の蔘政は上は交隣の需用に關し下は民生の苦樂に係る。營門別買の路、私商潛買の實、一に新定式に依り禁斷せるや否。

秤量の平高、戶斂の均偏、添價實に従ひ分排等の事皆法を按じ廉察の事。

一、關北御史事目

三水甲山の兩地名は南道と雖も處は鴨江の上に在り。山高水冷春秋早、五穀熟せず其生に資する所耳。牟麥等の穀に過ぎざる耳。海を去る甚だ遠く、漁鹽イソギ通せず故に民皆逃散の心あり。朝家已を得ず田頭の蔘を採り以て生業と爲すを許す。而して民或は採蔘して淡藏し買ふを待つて售らんとすれば。守令邊將嚴楫を用ひて査問し、或は價無く奪取し或は僅に粟を給して勒買する者比々有之。此等の類廉探痛禁の事。

一、關東御史事目。

本道買蔘の弊此れ固より朝家の軫念する者添價の不足又京貢とせり。則ち東民の息肩に庶幾し、而して封進の各邑或は補蔘と稱し殖利す、或は多く陞郷して錢を斂す。蓋し其弊の端たる専ら蔘商輩の操縦の致すに由る。釐正矯揉の策商確し論啓すべし。

(7) 正宗七年十一月原春道暗行御史趙弘鎮復命蔘弊に付て書啓を進む：。

王は曰く蔘貢の痼弊未だ本道より甚しきは有らず昔し此貢を設けたるは所謂任士の法に倣へりと雖も。今は蔘價日に踊貴し微斂日に煩はし賣郷賣校蔘戶蔘軍等正しからざる名目多し。蠱に貢額の半を京貢に移したるは其希望を容れて幾分負擔を輕からしめんとするに出づ。而して民瘼漸く滋く流弊益深く總て一道の邑を通觀すれば、生活の凋瘵愁怨の積鬱皆此に原因せざるは無し。凡そ人蔘の用たる關係する所重く、之を蠲減せんと欲すと雖も勢實行し得べからざる所あり。現今の計は稍や奸蠶を防ぎ民力を紓びしむるに如くは莫し。而して蔘商の弊は余も嘗て之を聞けり、供納の權徒らに驅會に歸す。意を極めて占託し動もすれば必ず價を増すも守宰敢て之を咎めず。今年は幾文の銅を添へ明年又幾文の銅を添ふ、元定の價に比すれば倍以上となれり。畢竟弊を爲して小民困みを受く、余毎に蔘貢の來り納まるを見吾民倒懸の狀宛として予の目中にあり。爾其れ深く弊を生ずるの原因を攻究して、更に根本的に弊を祛るの策を立て箇條を列擧して以て陳ぜよ。

(8) 正宗七年十一月備邊司關東御史の復命に對し意見を付して覆啓す。

一、田政に付ては嶺東の田土は皆是戊子の歲に量田を行ひしにより隱結無く。蔘價漸く騰貴してより後各邑計の措辦する方法無く遂に畝を逐ふて錢を斂せり。

江陵は則火蔘田九十九結あり一結より納むる錢三十餘兩歳の豐凶に論無く加減することを得ず。此錢を以て人蔘を買入納付せり、山間の殘氓此を以て支へ難し。前御史沈豐之論啓して其納錢の基本となれる蔘數を減じ且つ蔘一兩に對する價を定めたり。

○英宗四十四年ニ
土地調査ヲ實行シ
焉帳ヲ修正セシメ
因リ従前ノ如ク土
地蓋帳ニ漏レタル
土地ヨリ稅ヲ徵シ
テ其ヲ中央ニ納メ
ザル所謂陰結全ク
無クナリ。従前此
隱レタル收入ヲ以
テ人蔘貢物ノ買入
費ニ充テシコトノ
方法ヲ失シ土地ニ
賦課シテ此費ニ充
ツルノ惑。

蔘數の減額は民其惠を蒙ると雖も、詳定の價の納付に不足を患ふるに至れり。眞に弊を去つて弊を生ずる者なり、古法に復し歲の豊凶により加減する方少しく民力を紓ぶべし：：。

一、蔘政に付ては本道貢蔘の總數を計れば嶺東其半に居る。營下の蔘商は伏仰操縱して人蔘の價を増すの弊は月に増し歲に加はる。現下矯正救弊の策は京貢の例に倣ひ蔘商をして人蔘は總て道内の總量を營門より受取り、京城の各司に納めしめ。其價は列邑より受取らしむること、せば、蔘商が奸を施すの餘地無し。而して人蔘の價は一兩錢一百四五十兩と定むれば、從前の公定價格よりは少しく高しと雖も。列邑の人民に於ては納付に際して費せし種々の費用と手數を省くが故に多減小加となり。蔘商も亦價の増加により利する所あり公私兩便と云ふべし：：との鑿啓に付ては。

關東の蔘弊は其來るや已に久し即今矯救の道は別に好策無し。右の意見を採用すべく先づ本道の觀察使に達して其利害の便否の意見を狀聞せしめて後稟處すべし。

：(中略)：王の言 關東民人の人蔘の爲に弊を受くるは、但に土探稀にして價貴きに因るのみに非ず。其源頭を究むれば則ち蔘商の操縱に由る。蓋し觀察使より京に封進の時に或は不合格品の點退あらば、蔘商輩は輒ち其邑に走つて之に告て曰く。今番點退する者幾許あり、若し添價幾干するに非ざれば納付を許され難し等と多般に恐動すれば。守令は已むを得ず徵收の名目を巧作して人民より横斂して補給し、加ふるあるも減ずる無く轉た支へ難きの弊を成せり。京城大同の例に依り營貢と爲さば便に従ひ質納すること、し、價は該邑より蔘商に交付し、人蔘は蔘商の責任とすれば極力辨納すべく、

○監營即觀察使ノ所在。

○旣行御史ヲ編衣ノ官ト云フ。

○人蔘ヲ納ム代リノ錢納。

○鬼録トハ唯帳面ニ記載シ實際貸付ヲ爲サズシテ、利息ヲ徵收スルモノ及死亡者ヨリモ徵收スル者。

○慶尙道ノ官米ヲ北鮮ニ輸送シテ布等ニ賣フ其事ヲ管掌セル商人其官米一船分ヲ不正取得セシヲ指ス。

○主人トハ其所ニ駐在シテ公用ヲ辨スル飛脚ノ頭ノ如キ者ヲ云フ。

○六鎮守令管下ノ意。
○方伯ハ觀察使、主宰ハ郡守府使等ノ地方官、此商人京城ノ高貴權門ニ喬蘇アル也。

該邑は自づから永く加斂を除かるべし。其弊を救ふの道惟此の一方のみ。：：云々革正を要するの時。新加英斷を施すに非ざれば依然民弊を貽すべく上項一に啓に依り施を許す。「正宗實錄」

(9) 正宗十年四月江陵蔚珍三陟の蔘稅錢を減額す。

王は曰く嶺東の火蔘稅は既に民總に係る。宜惠廳提調徐有隣曰く、右の三邑の民流亡せしにより其火蔘稅を減額すべし云々千二百餘兩を減ず。「正宗實錄」「度支志」

(10) 正宗十一年五月杆城の蔘弊を輕減す。

內醫院都提調徐有隣は王命により杆城の蔘弊を調査して啓す。同邑の人蔘買入基本錢六千兩と利息三千兩は鬼録を成し殆んど白徴に同じ、民支ふる莫きこと想ふべし。今蘇復は元額を減ずるの外無し：：云々。減額し且一部を京貢とす。「正宗實錄」

(11) 正宗十四年五月平安道觀察使沈願之の狀啓、江界一府處は荒僻に在り近來長吏一の善狀無し。又昨年の荒災に値ふ民勞遑々たり。而して前府使安廷玪任に替んで壽を蔘貂に

流す：：云々。請ふ貂蔘を賣とせざる者を得て後江民蘇るべし云々。「正宗實錄」

(12) 正宗十四年五月咸鏡道暗行御史徐榮輔復命中に：：。

咸興の尹厚三は嶺南の賀米を主掌す一船私載の風説あり、咸民切齒し其肉を食はんと欲す。鏡城の京主人韓姓なる者、營主人崔姓なる者一は鏡城に在り一は咸興に在り。遙かに相和應して牟利を左右す、六鎮守令の細布貂蔘等の禁物輸し來る皆此兩人の所爲。道内の財貨翕張手に在り、權方伯を傾け守宰を指使す：：云々。

列邑の艱辛窘迫皆營主人が都賈の輩と同謀して權利を致すに由ると云ふ。朝家の惠澤

此輩の揉切により闕けて行はれず誠に甚だ痛む：云々。

聞く羅蔘絶賣の弊亦嶺營の官屬都賈の輩推利操縦の故に由り五六倍の厚價を以て進上す。封する所皆是家蔘以て連次退却を致すの事極めて寒心。方に査實嚴懲に擬すべし

：云々。「正宗實錄」

(13) 正宗十四年六月平安道觀察使沈頤之江界の弊瘼を以て啓す。

曰く本府蔘政の奸竇弊窩其端一ならず。而して挽近以來江民徵歛の政に積困す前日の人蔘採取を業とする者其利少く害多きを以て入山の數前に比して大に減ず蔘政の極艱専ら此れに由る。其下山の際に方り搜括の舉遍ねく未笄の女に及ぶ、而して全數掠奪す、則ち遭利無き知るべき也。收納の時秤錘の俯仰は一に吏校に付す、而して一兩の縮多きは四五錢に至る民之を怨む知る可き也：。一境を通じて收歛の弊比々之れ有り、江民安くんぞ流散せざらんや：。昔數萬の戸今四千餘戸と爲る：云々。「正宗實錄」

(14) 正宗十四年八月梁山郡守南鶴開貢蔘の京貢とすべきを上疏す。

曰く：嶺南は古へ蔘の郷と稱す、而して以來山蔘漸く貴く家種風を爲す。今本郡に着任し春等の貢蔘三次不合格品として黜退せられしを聞く。藥院に於て其由を詰問すれば、該吏蔘商に欺かれて山家兩蔘合造の者を買取し以て屢黜退を受くるなりと。其結局は京商に質して封納すると云ふ、是は但に本郡のみならず一道貢蔘の邑皆京より得來り其本郷に於て覓め取る者絶無なりと云ふ。而して僅に昔日饒き所今猝かに貴し、生齒日に蕃し民食弘く艱み、深林巨谷畚を斫り炭を燒き仙草生せずして然る歟。利を種田に售ひ勞を憚つて險を涉り探る者漸稀にして然る歟。抑も或は官府土豪の勒索を恐れて

○縮ハ目ベリノ見
込置トシテ加徴ス
ルセノ。

○人蔘栽培ノ細。

圖版第五 正宗實錄(李玉職圖書庫藏)中人蔘記

事の一

正宗實錄は統祖五年官撰に係る。此圖版面は三八九頁(15)の記事の原文なり。

爭死之義反是則爭死無論反欲推死何誅於膺復何責於膺海此所以朝家
 自咎而自訟不敢放忽看過今因論答反覆紬繹不覺燭屢跋大抵治不隆俗
 不義職由於朝廷之教化不明聖人豈不欲不教而刑乎不徒是也朝家每見
 似此文案未始不掩卷不樂者久之只以原獄情實言之則死者之有病無病
 姑無論共犯則共犯不明則果不明如許干科多傳生典今道伯膺復嚴
 刑次次準三次放送仍屬本邑奴案膺海亦捉來嚴刑三次○已未輪對○召
 見前義州府尹李順祥 上問江界事情順祥曰麥丁火田貂鼠三大弊誠能
 快革則昔之蕃庶殷富庶乎可復矣今以四千戶之殘民責納十餘年前二萬
 餘戶所納之麥民安得不相率而去也民戶鮮少沃土皆荒火田之起絕無僅
 有而只緣比捻白地徵稅民安得不稱冤稅麥乃惟正之供民莫不輸其誠悃
 而創質體尾麥實難專責於一隅殘民若於中山產麥各邑鎮及北關六鎮限
 折半分辨責應永為定式則江民之流亡者自當不日還集矣火田之稅勿拘
 比捻隨起隨捧則民無呼冤矣貂麥徵稅自是禁法並令道臣申飭好矣命廟
 堂稟處左議政蔡濟恭覆奏曰雖原田一遇凶歉則從以給灾無使白微則况
 火田之此墾被陳逐歲無常江界比捻之規未知緣何而出而窮民之呼冤稟

庚戌

卷之三十三

七

本郷に賣らずして直ちに京肆に走つて然る歟。一兩の重さ蔘四百緡錢其價極まれりと謂ふべし矣。此れは是民間に賣出する者情價雜用毎に百餘金に至る若或は點退あらば費す所常に倍徙のみならず則ち例に依り加徴す。所謂藥保藥漢等に於て海隅黎民心頭之肉を剝出し。洛下の富賈箱中の貯を倍にして售る此れ臣の常に憤悶する所也。頃ろ聞く嶺南の蔘弊あるを以て京貢と爲すの議ありと而して尙未だ果さずと。臣未だ何の掣碍の端あるかを知らず而して試みに本邑を以て之を言へば大小民人皆京貢設行然る後御藥始めて弊無くして封進嶺民亦少しく支保を得べし。伏して乞ふ臣の言を以て固く諮り博く訪ひ別に一貢に作れば七十州の守宰一に元定の蔘價の分兩に依り戸曹に輸上し之れが價を受けしめ進排すれば。則ち進供の藥蔘必ず將に倍すべく列邑の積弊頓に革まるに庶かるべし。「正宗實錄」

(15) 正宗十四年八月王は前義州府尹李願祥を召見して江界の事情を問ふ其答の要領。

一、蔘丁、火田、貂鼠の三大弊は誠に能く根本より改革すれば昔の如く江界府は殷盛となるべし。

一、今四千戸の殘民にて元と二萬戸の納むる所の人蔘を負擔せしめ賣納す、民安んぞ相率ひて去らざらんや。

一、民戸減少して沃田荒れ火田の起耕絶え僅に有り。然るに臺帳の元の統計により元の額を事實耕さざる者より徴收す。民安んぞ冤を稱せざらんや火田は實際起耕する者より徴收することに革むべし。

一、人蔘に付ては其中稅蔘は惟正の貢、民其誠悃を輸せざる莫し。例習體蔘尾蔘は一闕の

殘民に負擔を賣むるは難し。本道江界以外各邑鎭及威鏡道の六鎭に折半負擔せしむることを永く定式とせば。江民流亡せし者不日還集すべし。

一、貂蔘の不法徵收は法禁也道臣を申筋して勵行するを可とす。

○江界ノ過重ノ負擔ヲ平安道ノ一部及威鏡道各地ニ分擔セシムルハ公平ノ所置ナリ。兩道ノ弊トナルト云フハ、其實額以上ニ官吏が誅求スルヲ恐ルルガ爲也。

○火田ノ起耕ヲ許ス代リニ人蔘ヲ徵收シ、其後錢ニテ田減少シテ後モ其火蔘稅ノ錢ノ元額次ヲ加重ニ徵收スル也。

○肅宗三十六年、同三十八年。

(16)

正宗十四年十二月江陵縣監李集斗上疏して邑弊民癯の矯革すべきを陳ず。其弊に海弊軍弊稅弊蔘弊あり：：其要領。

稅弊、嶺西火蔘稅の偏重最も峽民支へ難きの端となる：：云々。

蔘弊の如きに至つては本邑は古へ産蔘の郷と稱す。秋等臘等等元と封進せし人蔘五十五兩なり、其他各様の供蔘亦十六兩零あり、此等皆元は入山採取して貢納せしもの也。今の額は古に比し百分の九を減ぜりと雖も、民戸の減少は半數となれり、勢ひ負擔すべき莫し。往歲庚寅壬辰兩年に於て六千一百兩の錢を上司に請ひ得て之を基金とし之を民間に貸付け、其利息を買入蔘價に補助したりしも猶不足し、補蔘軍官なる名目を翹む。其人員七百五十六名、一人より錢一兩五錢を徵し、貢蔘の買入に人蔘一兩錢四十七兩零を補給す。官より下付する人蔘一兩の代八十兩と、以上の補助を合し一兩一百二十七兩を支出して貢蔘買入に充てたり。是より以後此蔘軍の爲めに他の軍役に良丁を括得ること困難となれり、今日の軍弊の甚しきは茲に由る。先づ蔘弊を去れば其外の三弊は次第に矯正救濟するを得べし：：云々。

○心付ケ即賄略的ノ費用。

○田結ニ課スルコトト夫役代納トシテ錢ヲ徴スルコト。

○社選發ヲ強ヒテ貸付利米ヲ取ル也。

○滿洲ノ地ニ侵入スルコトノ防止ヲ指ス。

(17) 正宗二十二年六月延日縣監鄭晚錫嶺南の六弊役弊賦弊糶弊海弊山弊蓼弊に付て上疏す。

其蓼弊は則ち近來山採漸く稀に家植甚多し。古へ羅蓼と稱する所或は之有りと雖も、蓼商輩審藥に潜付し其賣る所に非ざれば便ち點退あり。故に各邑の貢蓼は皆蓼商より買つて納む而して一錢の價定むるに錢四十兩を以てす。並びに其色價稱縮歇價及審藥醫生等情債雜費を計れば人蓼一錢に付七十兩に過ぐ。而して是皆民の負擔となる。或は結夫に歛し或は組合を作り布を納む。此乃ち羅蓼と名くると雖も實は京城に於て買入たるものにして往々曾て進貢したる人蓼輪回して復た納品となる。則ち豈に此民力を竭くし以て蓼商輩網利の資と爲さんや。若し此弊を救はんと欲せば京貢とするに如くは莫し。則ち邑營間無限蓼漏以て減除すべく結稅稍輕く軍丁頗裕かならん：云々。

「正宗實錄」

(18) 正宗二十二年六月江界より別賀蓼を進む、備邊司をして箇條を示し江界の實情を問はしむ。備邊司此命により實情を問ひ王に啓す。

一、民戶の總數は現下四千戸也、前後に於て朝家より負擔の人蓼を減額すること多からずとせずと雖も。而も四千戸を以て三十斤の體蓼五萬包還分の役に應ず、實に支へ堪ゆるの道無し。

二、各種人蓼負擔の中の貢蓼は人蓼の產出減少し別して勤採を督勵すれども。昨年定額不足の數十一斤、今不足の數九斤此等は皆買入れて納付せり。

三、江邊防守の軍は専ら防守を責め、從前の如く其傍ら採蓼することを許さず。故に彼等聊かも頼る所無く、蓼政には或は益あんらも渠輩の疲弊と苦痛は前に比し益甚し。

○慈城ハ慶西郡ノ
一此頃ニ至リ民ノ
入居ヲ許シタル處
ナリ。

四、慈城の民は當分身役戸役無く但だ土地の利を稟く別に弊端無し。但だ舊耕地を捨て新耕地に就き漸次深く入る。同所は採蔘地としての指定地なれば其蔘場たることに害を貽す。

王は曰く田野闢を加へず民加聚せず、則其間府使たる者何事を爲せるか。況んや體蔘三十斤と府還穀五萬包を強配し之を四千戸に賣む何を以て之に堪へんや。：云々。「正

宗實錄」

(19) 純祖三年二月信蔘卜定に付て江界府使柳師模の備邊局への報告。

要領今同一百三十七斤の信蔘を江界府に卜定せらる人蔘の價は一錢に對し錢十兩を普通とす。官よりの下付は一錢に付五兩二錢に過ぎずして四兩八錢の不足あり。之を本府民の本年負擔する人蔘の總額に錢十兩を乗ずれば錢二十二萬一千六十兩となる。此中下付の錢を差引き十萬五千六百七十六兩八錢は負擔せざるべからず。本府の民人は蔘致の積苦に十室九空。是決して行つて得ざるの政也。之を責徵すれば。闕境必ず空虚を致さん。人蔘每錢に錢十兩を下給せられたし：云々。「純祖實錄」

(20) 純祖七年四月是より前江陵府使李儒慶蔘弊を疏陳す。

其要領、同府の人蔘は現額五十五兩一錢にして右官より補助する價の不足は、蔘火田の稅錢、補蔘軍官の外に軍加蔘三兩零、府に於て徵收するものと番錢を殖利して之より支出す其爲めに民戸に徵する錢萬餘兩目下の勢民渙散の境にあり。人民を督勵入山採取せしむるの一市民支へ難きの端となる：云々。「純祖實錄」

(21) 純祖十三年江界の採蔘夫役を革罷す。

○三月。

○將校ノ中、將校ハ巡査ノ如キ者。

府使金啓河は把守採蔘の巨賈たるを細察し、善採と否とを論ずる毋く徒らに民力を費す已。人蔘既に貨たれば、善採者は勸筋を待たずして自から募採に當るべし、何ぞ必ずしも勅送せんやと。仍て命じて革罷す、民今に至りて保存せるは以て此に頼る也。

是より前丹黃中把たるものあり、丹節には壯丁入山、黃節は一に家坐に従ふ、一家擧つて孤兒寡婦と雖も猶此役を免れず。入山して勞役に服する代りの錢を出して雇送す、入山人夫總一千四百餘名。一境の民其採蔘の爲に盡く山中に入り、朔を過して還る。民の困瘁此期に至りて極りたりき。「江界邑志」

(22) 純祖二十七年三月平安觀察使李義甲は楚山前府使徐萬修を囚へて狀聞處置を稟す。人蔘に關する非行ありしに因る。

徐萬修は在任の時貪饕虐酷、中悍毒殘忍の類を差出し、山蔘を賣納せしめ棍打杖築法外の濫刑至らざる所無し。家を傾け産を破り蔘を質つて以て納む。之を質ふに路無き者或は代錢を以てし、或は銀貂を以てし、一境の内兵燹を経たるが如し。吏民中酷刑を受け病となり死する者三名、山蔘の捧納九斤一兩代錢六千八百六十兩銀三百九十兩金十六兩を徵收す。公肆不法此に至つて極まれり、罪狀攸司をして稟處せしむべし。「純祖實錄」

(23) 純祖二十九年備邊司の言により貢蔘を錢納とす。備邊局達言す、江界の蔘政久しく該邑民切骨の瘼となる。今宗親府、議政府、中樞府の質蔘を以て之を言へば、京外の奸弊愈往き愈甚し、橫徵の冤殘戸に歸す。其現品の受授を止め下屬が黜退の弊を祛るべく、今より錢に換算して該府より戸曹に納めしめ、戸曹より各司に分送せん、之に従ふ。「增補文獻備考」江界邑志」

第六節 紅 蔘

第一項 紅蔘の緣起

紅蔘の起原に付ては「増補文獻備考」「中京誌」補修記事及「韶漢堂集」に同一の記述あり何れも文獻備考増補の時の編纂者の職に在りし花滄金澤榮氏の筆に成りしものにして。左記の如く考證を缺きたる杜撰のものなれど。此記事爾來紅蔘記述に引用されたる者頗多し。茲に其誤を正し置くべし。

……全羅道同福縣の女子山に蔘子を探り得て之を田はたに種ゆ崔姓なる者あり傳へて之を蕃殖す、此家蔘の名の始也。崔は東蔘の天下の貴ぶ所たるを以て潜かに清人に售る。清人の鴉片烟に病む者蔘を用ひて藥と爲す、故に我蔘を得て甚だ之を珍とす。然して之を服して毒に遇ふ崔は其故を知り後則ち蒸して之を售る、大に利を獲富一道に甲し、此又紅蔘の始也。崔は既に富を致す自から利の久しく專にすべからざるを以て譯人に授く、譯人試みに燕市に售る果して亦利を獲る。乃ち其狀を政府に告げ造蔘納税を請ひ司譯院の用を補ふ、且つ禁を立つるを請ふ政府之を許す……云々、此説を論議せん。

(1) 右女子山に蔘子を探り種ゆとあるは某女山神に子を祈り其啓示により、蔘種

を得て之を蒔きしを種蔘の始とす云々と云ふ京城開城・豊基等に流布せる傳説を指したるものなれど。此事同福附近には其傳承無し。

(2) 家蔘の初は慶尙又は全羅の山村に於て秘密に創められしものにして、今日に於ては其最初の地不明なり。

(3) 崔の一族は今同福の人蔘畑ある母后山の下に居住すれど。甚貧にして百有餘年前に富豪たりし傳承も證跡も全く無し。

(4) 此時代御用商人又は官邊に縁ある商人通譯等以外北京への人蔘密貿易は絶對に不可能也。況んや全羅の山村に居て之に因り一道に高き程の富を致すことは、到底有り得べからざる事也。

(5) 人蔘の煮製は清の太祖時代既に滿州に於て行はる。朝鮮に在ては宣祖の時代明の東援軍中の人に習ひ創めらる。是支那人の好に因る貿易品として製造せしものにて、之を把蔘と朝鮮にて稱名せり、是紅蔘の前身也。滿州に於ては康熙の前後より煮製を蒸製に改めしこと本篇第六章中に述べたる如し。朝鮮に於ては正宗の初年既に紅蔘あり、支那に倣つて行ひしものなるべく、崔の發明なりとするは妄説なり。

(6) 鴉片の中毒により陰萎となりし支那人が紅蔘を服することは今に於ても行はるゝも。白蔘を服して毒に遇ひしこと未だ嘗て聞かず、文獻其他醫書にも斯る記載無し。また鴉片の支那に入らざる遙かに前より明代に遡り、既に已に朝鮮人蔘は引續きて商品として支那に賣られたり。

(7) 譯人が人蔘を司り其貿易支那日本により利を獲しこと由來甚古し。譯人が崔よ

り其貿易利權を授かりしと云ふが如きは甚しき妄説にして事理に合せず。紅蔘起原説の無稽なること右の如し、結局紅蔘は支那への密貿易者が其嗜好に應すべく、支那の製法に倣ひて創めしとするを正しき見解なりとすべし。其年代は「正宗實錄」二十一年六月の條に、是より前王は水原に築城せしも人集らず其繁榮策として商人を招集し人蔘と帽の專賣を許すべく計畫せし時の文に。紅蔘なる文字の出たるを文獻に見はれし最初のものとする、此稱と其創製は恐らく英祖の末年の頃よりなるべし。

詳しきは第七卷紅蔘の項に詳説す參照すべし。

第二項 紅蔘と人蔘栽培の發達及其賣行の

激増と銀の輸入増加

○此時代滿洲製毛ノ帽子ヲ着ルノ風行ハシ、其製出多ク輸入セラレタリ。

朝鮮に於ける人蔘の人工栽培は元と紅蔘の原料とすべく起りしには非ず。英宗の末年、南鮮の山村に於て其羅蔘と稱せられし、最價貴き自然生の人蔘殆んど絶滅に瀕したる時。之に代へ賣つて利を獲べく、峽民により秘密に小規模に企てられしに起因せる如し。其極めて秘密にせしは誅求を恐れたるに由るもの也。而して其用途は國內の薬用と、對馬へ給與する單蔘への充當、貢獻用の人蔘中へ混淆する等に過ぎざりしが。豫想に反し官邊より誅索の目的とはならざりし。其理由は栽培人蔘は其藥効山蔘に比し甚しく劣れりとし、山蔘の價格昂騰すればする程之を貴重し。王室以下上流に於ては依然山蔘を用ひたればなり。然るに此栽培人蔘を原料として紅蔘を製造し、それが支那に向つて需用せらるゝに至るや。其刺戟によつて栽培を激増し、正宗の末年より純祖の初年の頃に於て、開城の資本家たる人蔘商人が紅蔘原料買入の爲全羅道同福附近の産地に往來する中に其種蔘法を傳へたるより。地質の適すると、資本投下の利便より一層其産額を増加し紅蔘の大量生産を可能ならしめ。後に開城の孫景仁なる者栽培法、器具の改良を行ひてより更に一段と進歩發達せり。此時代支那に於ては滿州人蔘の産額漸減じ、一方本草學の發達、醫藥文化の普及等により

國內の需用に甚しく不足を生じ。且つ又多年の使用上朝鮮人蔘の優良なることをも判別認識せしにより、需用の大部分を朝鮮に仰ぐの勢を成せり。正宗の初年包蔘の法を定めし時百五十斤のもの爾來時々増額せられ、哲宗の代には四萬斤となり、李太王の時には六萬餘斤となるに至れり。此の包蔘は初め通譯等使節の一行が、曆節二回の北京行の時携帶する貿易の量として定めしもの、後には製造權の法定量となれり。

右の外密貿易盛に行はれしにより、多きは二十萬斤以上に達したる年もあり。朝鮮に銀の輸入せらるゝこと空前の量となれり。是より前東萊の對馬貿易不振の爲め銀の輸入杜絶し、爲めに通譯商人の疲弊は無論延ひて國內の銀融必迫を來せり。其等の内情を文獻の記載により證せん、「正宗實錄」十六年十月の條に……以前は清人は直接倭人と貿易せず。故に倭人の唐貨は必ず東萊に於て中繼するが故に、國中に日本銀貨の流通する者多く、國中の銀礦も亦産額豊かなりしも。其後倭人は長碕島に於て清人と交易し、復た東萊に向はず、銀貨缺乏して遂に國産の礦銀を用ゆ。此礦銀も亦漸く産額を減じ國中の銀大に絀り。北京行の商賈は八包に銀以外の貨物を其法定量に換算して代充すと雖も常に

○朝鮮ノ産銀甚ダ豊富ナラズ。
○嶺ノ隈リ、由來朝鮮政府ニテ八九州本地ヲ壹統對馬ノ如ク各島地ナリト思惟セリ。

○此銀、端川ヨリ
採取セシモノニシ
テ細分少ナク色黒
ク支那ニ於テハ最
低夕直付付ケシタ
リ。

○八包ノ解第七卷
包參ノ項ニアリ。

其數に充たず。譯官も亦利を失ひ年々益困み此世襲の職多く他業に就く者多し。王は其弊を採はんとして未だ得ず……云々とあり。

本期の初より銀の缺乏を來せり、「正宗實錄」七年八月大司憲洪良浩上疏の中にも……我國に通用する貨幣は銀のみにして此を第一の長物とせり。而して前には東萊の倭館貿易により倭銀國內に入り、之を持つて北京に至り貨物を買ひ來り東萊に於て倭銀と買ゆるを以て、銀は環の轉ずるが如く運轉通用せり。近來東萊の貿易不振の爲日本より銀の入る路絶えてより、必要とする銀は國內に於て採礦したる礦銀を使用せしと雖も。此銀も一度鴨綠江を渡つて北京に向へば再び還り來らず、故に國中の銀は日に減少する一方也。試みに先年北京に赴きし臣の一行を以て言へば、一行の官員通譯の賣すべき八包の銀は其數を充すを得ず、大半空虚なりし。毎年使行の盤纏にも必要あり、八包の定額も缺くべからざるものなれば。銀の輸出を制限し、一方使行の人々が比較的 unnecessary 品物を買し來るを制限すべし……云々とあるより觀れば、此時代使行の八包には銀のみを使用し而も甚缺乏せるを見るべし。

同十六年十月の條にも……國法燕ペキに赴く譯官は皆包銀を帶ぶ堂上官三千兩。

堂下官二千兩。而して貧にして自から辨するを得ざる者は商賈の銀を以て其包を填め十に一を取る。以て盤纏交易の資と爲す、蓋し商賈の私帯を許さざる也……。

とあり營に什一を取りしのみならず。八包の銀携帶即ち貿易の權利を銀何兩と云ふ如く賣渡すことも亦行はれ、商賈を一行中の人として連行せり。國使の任命大抵決定するや、貿易の利を目的に商賈は逸早く其邸に趨せて權利賣買の内談を初め、價の上下に付て折衝を重ねしと云ふ。

紅蔘の貿易盛となるや、爾來密貿易と云はず公貿易と謂はず、其額驚くべき勢を以て増加し。開闢以來未だ嘗て朝鮮には見ざりし巨額の商取引行はるゝに至れり。而も其貿易たるや、先方に於て何等の條件なく、物品と買ゆるも銀と買ゆるも朝鮮側の隨意なるのみならず。公貿易には支那に於て税課免除の特典あり。密貿易は無論課税を拂はず其製造は原料と共に僅かに一斤錢百兩内外に過ぎず、此を數倍に賣るものなれば、總て有利なること無比のもの也。爾來朝鮮の銀融必迫を救ひ、其枯渴せる經濟界を甦せしこと幾干なりしや知るべからざるものありしなり。

第三項 紅蔘と政治

第一目 總說

當初包蔘を設定したる正宗の初年に於ける爲政者の考慮は。其貿易を許す代りに税錢を徵收して公用に資し、一面貿易の利に依りて通譯の疲弊を救濟し、併せて國使の行に要する經費に充當し、旁密貿易を控制する外に出でず。其密貿易の項を除きては、他は皆目的を果し過ぐる程に効果を奏したり。而して此時代に於ては、利權爭奪の目標となる程には利益も多からず。唯通譯其他使行關係官吏及商人の私囊を肥すに過ぎざりき。

次で其取引の漸々増加するや、其密貿易の増大は支那の需用の商況に因るものなるを知らず。貿易の路を僅か一年三四回の北京行國使の時に限れると、且其公定數量の制限甚少に失するに原くことを曉らず。唯單に密貿易は國禁を犯す亂法の行爲なりとし、古く自然生人蔘國禁時代と同一の傳統的頭腦を以て之に對策せんとして、法禁を嚴にして其制遏に力を注ぎたり。而も毫も其効果無きより、姑息なる公定量目の増加―實際の貿易額と懸隔せる―を試み、一面其取引に課する税錢の徵收により、公費の增收を策したる等褊狹なる政治的識見

○通譯ハ國家外交ノ機關トシテモ亦王室貿易ノ手先トシテモ必要ナル者也、其地位ハ中人ノ世襲ニヨル此時代漸凋落シテ其世襲ノ職ヲ抛ツ者アルニ至リ其救濟策ハ一ノ題案トナレリ。

を以て事を處理せり。此時に於ては事に關係ある官吏、商人及雜輩は其不正の收得に專念し、且漸く此利權爭奪の端を啓けり。

終りに至つては其密貿易は漸く公然の行爲となり、其取引量も増加すると共に、製造量亦増加し、隨つて其利益も増大せしにより、宮室權門は此利益の分け前に醉ふ者多く、利權の爭奪盛に行はれ、遂に此利權を宮中に掌握して、權勢維持の資と出入雜輩の餌とすべく、其手に收めて經營するに歸着せり。

此紅蔘貿易の盛況は、朝鮮に於ける空前の現象なり。貧弱なる朝鮮に資すべき最良の時機來れるものなり。其栽培製造を獎勵し、輸出を統制し、民と共に利を分つべく國策を樹立すべきに惜ひ哉。王以下當路の大臣には斯る經世的抱負無く、夢にだも此點に思を致したる者ある無く。唯目前の私利獲得に没頭せるは王政腐爛の末路に於ける當然の現象なりと謂ふべし矣。

第二目 包蔘の設定と其増減

包蔘の解は第七卷其項に於て詳説せる如く北京行國使が銀の代りに人蔘八包を携帶し、其費用に充て且其貿易により利を得たるものにして、中頃人蔘缺乏し八包は銀のみとなりしも、其銀も亦之を充すことを得ず、譯官は素より國使

等窮乏に苦みしこと前に述べたる如し。 正統二十一年六月に至り王は大臣に諮問し、同意を得て此八包に紅蔘を充つることとせり。 此時備邊司に於て節目を作り、其携帶數量に付ては左の如く定めたり。

(1) 節使の行 九十斤。

(2) 歴行 三十斤。

(3) 別用件の使 三十斤を過ぐるを得ず。

(4) 北京各部に國王の咨文を齎らすの使十斤を過ぐるを得ず。

(1)(2)の年額百二十斤は必要ある時は増加するを得。

使節の一行たる譯官外司神將等の携帶數量は右(1)(2)の數量中に包含す。其割充方法は銀携帶時代より慣習法の如くに内定せる包窠と稱する株の如き權利あり。其定まれる銀數に應じ、人蔘一斤を天銀百兩に折算し。銀三千兩の包窠を有するものは三斤、二千兩の包窠を有する者は二斤と定む。

(注に曰く三千兩の包窠を有する者は人蔘一斤を銀百兩に折算せば三十斤となるべきに、右の如く三斤となるに付ては大に理由あり。此時代使節一行皆貧にして其包銀を充すことを得ず、商人が銀を出し其十分の一を名前料として徴收し、商人は使節中の一人として北京に赴き貿易せしに由る。)

(5) 義州より隨行する軍官二人の携帶斤量は前項以外とし各其包窠に従ふ。密賣取締に付ては司譯院をして講究科條を立てしめ備邊局に報じ施行せしむ。(此年四月に銀と蔘とを共に八包に用ゆることに定む。)

〔正統實錄〕

○天銀ト八十成
(純分一〇〇)ノ銀
ヲ云フ。丁銀トハ
七成(純分七〇)ノ
銀ヲ云フ。而シテ
此時代ノ分析法處
ニシテ實際ノ其純
分確カナラズ。

本件包蔘に付ては總て譯官が取扱ひ一斤に對し若干の納税を爲せり。昔の包蔘は使行の費用を給せざる代りに人蔘の携帶を許し、官より人蔘を給し之を北京に賣買することを許して其賣上額を費用に充當したるものにして。縱令中には密かに私自携帶利を謀りたる者ありとするも、兎も角表面は國の貿易を使節の一行が行ひ其得たる銀を國費に充當したるものと觀るべく。表面丈にても理義に合したりと謂ふべきも。此度の包蔘は税を徴收し、個人の資格を以てする商業たることを初めより認定したるものなり。前後同一の點は其得たる利益を公費に充當したる點に在れど、是は寧ろ利益を得る代りの義務負擔と見るべく。初の成り立ちが既に公然營利を認めたる以上、其後に至り制限以上を携帶密貿易して營利するに至れるは、當然なりと謂ふべし。

包蔘は上記の如く、當初は古來よりの慣例により單に北京行の費用に充當すべく、之に相當する量を以て定めたるものなれど。後に至つては此包蔘なる熟字は何時の間にか紅蔘の製造と貿易を總括する意味となり且一種の權利化するに至り。其額漸々増加して其權利は通譯のみならず京城義州等の資本家なる商人にも分與するに至れり。而して其總額は「増補文獻備考」によれば純

宗十一年には二百斤に、同末年迄には一千斤乃至八千斤に憲宗十三年には二萬斤となり、又四萬斤となり、哲宗即位の年には二萬斤に減額し、李太王三年には二萬二百斤となり、同二十一年には一萬五千斤、光武年間には六萬七千斤となれり。此數量は文獻上の額即法定の額にして、事實密造密賣盛に行はれたれば、實際製造量の増減として考據すべからざること無論なりとす。

第三目 利益の爭奪と蒸包所の移轉

古く山人蔘の取引時代より開城は資本家たる蔘商多く存在せり。紅蔘の製造盛なるに至り、資本を投じ此を栽培し亦製造する者多かりしも、其官定專賣權と云ふべき包蔘の利權には與る事を得ざりし。純祖二十一年十一月に開城留守吳翰源より開城府の疲弊救濟策として上疏し、目下支保の策は何等が營利事業を與ふるを第一の急務とす。營下の居民多くは人蔘を栽培して業と爲す、毎年北京に入る紅蔘専ら此地に出づ。今若し包蔘二百斤を以て本府に割給し、一に司譯院收税の規に依らば、公私兩便にして庶くは蘇裕の望あらん、云々、上啓せしも遂に許されざりし。蓋し感情によるものなるべし。されど其製造には關係せしにより、譯人との利益衝突を來すに至れり。而して其製造權の

○開城ノ人ハ李朝ニ對シテ猶反抗心ノ殘存セルモノアリ。李朝政府モ亦同地人士ヲ疏外シタリ。

存在とも云ふべき蒸包所の位置如何は、密造の利便に關係あるが故に此の位置の爭奪漸く行はるゝに至れり。初蒸包所は譯人が主管せし關係より京城漢江畔に設置し、同福附近より水蔘を買入製造せり。純祖十年に至り開城附近の人蔘栽培業漸盛大となるに及び開城留守請ふて蒸包所を開城に移轉せり。同二十四年に至り蒸包所を復た京城に移轉し、後畿干もなく復た開城に移轉し、爾後常規となれり。哲宗元年九月に至り、復た之を京城に移轉せんと議あり、譯人の策動に因るもの也。而して其議行はれずして止む。此時譯人は紅蔘の利益に飽滿し、顯貴に賄ひ勢を挾んで百端操縦至らざる無し。是より前紅蔘製造額を多くしたる爲、支那に對しての供給夥多となり、爲めに價格の低落したるに考へ請ふて其法定額を二萬斤に制限し、生産過剩となれる水蔘を叩き落して廉價に抑買せんとせり。開城人は大に怒り怨んで、是を留守李是遠に訴へ、是遠は之が爲に劃策して蔘圃の二萬斤を紅蔘原料に賣り、他は悉く白蔘に製造せしむ。而して其紅蔘原料の價を高く保たしむ。譯人は大に謀ぎ、留守は民に權利を教ゆるものなりとし、其報復策として蒸包所を京城に移さんことを請へり。司譯院提調趙寅永は之が爲に啓す、是遠亦上疏して寅永は専ら譯商を庇護して民情

を恤まざるものとして彈劾的に疏論せり。寅永も亦之が爲に上疏して辯明に力む。是に至つて兩々確執、小供の喧嘩に親が飛出したる事態となれり。此時垂簾に臨める純元王后は仲裁役となり、所謂双方の顔を立つることゝし。哲宗二年八月に包蔘に二萬斤を増加すると共に、稅錢十六萬兩を減じたり。即ち開城蔘戸と通譯と兩つながら利せしむに在りしなり。是より開城人と譯人との間に疾視反目互に利益を争ふことゝなれり。

第四目 紅蔘の密造竝密貿易と其禁制

紅蔘の密貿易は、既に早くも正宗の初年より行はれたり。「正宗實錄」十七年十二月の條に……近來邊禁蕩然として潜商狼藉たり、此後使行義州に到着の時同府尹と協議せしめ節目を定めしむべし云々と司譯院より奏したるにより、右に依り備邊司が進めたる節目中に。

一、潜商の物品中金珠、貂蔘は帶去するに、至つて易く摘發するに至難なり。故に義州の商人等百般手段を講じて潜帶すること行はれ。或は海參ハシヤコの袋中或は海帶包中に隠藏するの弊あり……云々とあり。

同書二十一年三月の條に……王が有司堂上鄭民始を召して諮詢したる時に

其答として。……蔘は則ち家種の故を以て潜越漸く多し……とあり。此時代は栽培廣く行はれず其製造額も少かりしを以て、其潜造潜賣の數額も云ふに足らざる少量なりしも。爾後産額の増加と共に此犯行甚しく増加し。之が制遏に付ては死刑を以て臨み、懸賞密告を奨勵し、地方官以下を嚴飭する等の常套手段は年々繰返されしも、少しも効果無く却つて愈増大せり。純祖十年に制定せし節目は這般の消息を知るべき好資料なり、左に大要を掲載すべし。

○生産過剩、密輸
出ニヨリ使行ノ質
易ガ利ヲ失フノ
意。

純祖十一年七月備邊司は啓して曰く。包蔘設置の當初の法意は、但に通譯をして聊賴せしむるのみに非ず、北京への使行の往來の經費は専ら此に靠る。而して潜越の弊年増歲加將に破敗の境に至らんす。司譯院は事情を參酌して從來の蔘契人を廢止し一切擧げて灣商をして擔當せしむることとし、元の節目を修正加除して今上啓せり。而して潜造の弊は已に節目を作成すと雖も地方官をして別して嚴禁を加へしむべく、近來人心益巧みに好偽層生す。今年曆節の行より始め若し渡江の時發覺して捉はるゝあらば、其潜造の來歴を詳査し。當該地の守令は取締不充分の廉を以て罪を論ずることとし、産蔘の諸道に嚴明申飭如何。王は傳して曰允す。

「以上純祖實錄」新定包蔘節目」

此時左記の節目を作成し灣商の出願により六人を指定し、五年を限りとして擔當せしむることゝなれり。蓋し灣商裏面の策動に由ること無論なるべし。

包參申定節目

備邊局啓王ノ九
下ヲ得テ實行ス

○正宗二十一年。
○純祖二年。

○密貿易多キ爲メ
使節一行ノ包參判
無カリシヲ云フ。
○蕪州ノ商人。

包參ノ丁巳ニ設行セシヨリ今ニ至ル十四年。當初制定セル規定詳密ナラザルニ非ズ、而モ奸竇層生シ弊端百出セリ。壬戌ニ至ツテ節目ヲ追加セシ初メ、効力アルニ似タリシモ毫シモ効無ク滋弊甚シキニ至レリ。昨年曆節ノ行ニ於テ狼貝餘ス無シ、苟クモ其由ヲ究ムレバ奸商ノ冒禁ニ出ヅ。京内ニシテハ捕盜廳ノ取締、外ニシテハ鎮營ノ禁斷モ終ニ何等ノ効無ク反ツテ騷擾ヲ致セリ。之ニ處スルノ策ハ、包參ハ總テ灣商ニ一任シ、參產地ヨリ原料ノ買入既製品ノ北京ヘノ貿易之ヲシテ擔當セシムルニ如クハ莫ク。彼等ハ利益ノ獲得ノ爲メ己レノ物ト爲シ、其利益ヲ害スル密造密賣ノ如キハ極力注意シテ捕捉スベク、奸弊漸ク息ミ永久支保ノ策タルベシ。今ヨリ始トシ從來ノ包參契ハ廢止シ、灣商中資力有ル者其出願ニヨリ六人ヲ撰定シ心ヲ盡シテ舉行セシム。更ニ節目ヲ定メ其箇條ヲ左ニ列記ス。

一、包參ノ斤數ハ既ニ定額アリ。濫造シテ北京ニ於ケル價格ノ低下ヲ來スベカラズ。今回定メタル灣商六人ニハ證トシテ各帖文一張ヲ給シ、之ヲ携ヘテ人蔘栽培地方ニ赴キ原料ヲ買入セシメ。法定額以上ハ一根ノ蔘ト雖モ製造スルヲ得ザラシムベシ。

一、人蔘栽培地ニ於ケル人蔘買入ハ灣商ヲシテ當ラシムルコト前項ノ如シ。此外ニ奸細ノ徒ト栽培者ト密カニ相買賣スルヲ嚴禁スル勿クバ忌ム無キノ勢必ズ到ル所トナルベク。邊備局ヨリ當該地營邑ヲシテ、各別偵察一々嚴禁シ。若シ違犯者ヲ發見シテ逮捕セバ法ニ依リ處分シ。其贖物ハ半ハ官沒シ半ハ捕ヘタル者ニ賞給スベシ。

○冬至ニ朝鮮ヨリ
曆ヲ受ケニ北京ニ
赴ケ風使。

灣商六人ニモ亦取締ノ爲偵察ヲ許シ、眞犯人ト證據物件タル贖品ヲ得バ。直チニ當該營邑ニ告知セシメ、犯人ハ律ニ依リ嚴重處分シ。贖品ハ半ハ官沒シ半ハ告者ニ給與シ懸賞捕獲ノ手段ト爲スベシ。

一、密貿易者ノ取締ニ付テハ鴨綠江ヲ越エシメザルコトハ一ニ義州府ノ取締ニ在リ。曆節ノ行北京ニ赴ク時ニ、義州府ニ於テハ別段ニ取締ヲ嚴ニシ。中軍及捕校ヲ飭メ、箇々ニ搜索シテ捕獲ヲ競ハシムベシ。若シ或ハ查察不充分ノ爲メ北京ニ入リシ後ニ於テ發覺スル如キ事アラバ、中軍並捕校ハ職務怠慢ノ責免レ難シ。直チニ共謀者ノ律ニ充テ處斷スベシ。

一、北京ノ商人密カニ貨物ヲ携ヘ來リ柵門ニ於テ我國ノ柵門商人ト密賣買スルコト。從前ヨリ行ハル是レ實ニ密貿易ノ捷徑ニシテ禁ジ難キノ痼弊也。自今義州府ニ於テ柵外ノ中軍及該邑ノ通詞ヲシテ、我國ノ商人ト北京ノ商人ノ來柵セシ者ト相接近シ賣買スルコト無キ樣嚴重ニ取締ラシムベシ。若シ犯者アラバ施スニ重律ヲ以テスベシ。之ヲ取締リ得ザリシ中軍及通詞モ亦嚴重ニ處分スベシ。

一、包蔘ノ斤數ハ設定ノ初メ百五十斤トシ、後百二十斤ト定メシハ隨時ノ便宜ニ出ヅ。今包蔘擧ゲテ灣商ニ付セリ、今年ヨリ十斤ヲ増シ入送ヲ許セリ、稅錢ハ徵スル勿レ。

備邊局追加節目

○前項ノ包蔘申定
節目。

本節目外ニ更ニ調査考究シ科條ヲ嚴立シ永久遵行セシム。

一、北京使節一行中ニ犯科者アラバ律ニ依リ懲治ノ事、前後ノ節目中ニ申嚴セザル無シ。今

○從前鹽官ノ斯ル
犯罪發覺シ處刑セ
ラレン者鹽門ニ關
係アル者ハ待赦セ
ラル、ノ例アリ。

○柵門ハ鳳凰城ノ
西五里許ニアリ、
柵門後市ト稱シ使
行歸還ノトキ實易
行ハル此市ニテハ
犯禁ノ物品モ往々
貿易行ハル。
○商人ガ馬ノ口取
ノ名義ニテ同行ス
ル者。

回定式ノ後ハ面目ヲ改メ復前ノ如クナルベカラズ。而シテ犯科者アラバ。其廉恥心ヲ喪ヒ無狀ナルコト、衣冠ノ列ニ齒ヒセシムベキニ非ズ。律ニ依リ處斷スルノ外譯官ハ永ク司譯院ノ籍ヲ削リ、赦典ヲ經ルト雖モ復屬ヲ許サズ。他司及裨將伴尙ハ則チ當該ノ司ニ通牒シ、且ツ其名ヲ司譯院ニ掲ゲ置キ將來北京行ヲ禁止スベシ。

一、使行ノ時柵門、商人及北方ノ商人ハ、義州府及使行ヨリ命ジテ互ニ保證人ヲ立テシムベシ。若シ或ハ犯禁ノ事アラハ、本人竝其保證人共ニ罪ニ問フノ例ナレド。近來此法蕩然トシテ行ハレズ。自今此舊例ヲ申明シ實行スベシ。若シ犯者アラバ斷ジテ容貸スベカラズ、馬頭輩モ亦北京ニ於テ奸ヲ作スノ弊アリ。必ズ義州府ノ人ヲシテ保證ニ立タシメ而ル後伴ヒ行クベシ。

一、商賈馬頭輩中犯禁者アリ律ニ當テ處分スト雖モ。一タビ赦典ヲ經レバ依然元ノ如ク北京ニ入り前ノ如ク惡事ヲ爲シ。使行包蔘貿易ノ利益ヲ失ハシムルノ弊アリ。自今赦典ヲ經ルト雖モ、再ビ足一步鴨綠江外ニ出デシムル勿ク懲戒ノ實ヲ示スベシ。

一、使節ト共ニ北京ニ赴ク灣商六人ハ既ニ灣商偵察ノ權ヲ與ヘアリ。且事ハ自己ノ利害ニ關ス心ヲ盡シテ舉行スベキニ、或ハ密カニ奸弊ナキヲ保シ難シ。彼等柵内ニ入レバ必ズ灣商ニ氣付クベキ也。之ヲ知ツテ陳告セズ他ヨリ發覺シタル時ハ、知ツテ故ヲニ縱シタルノ罪ハ免レ難シ。其密實買者ノ人蔘一斤ニ對シ二百兩ノ率ヲ以テ罰錢ヲ徵シ司譯院ニ納付セシム。

一、灣商六人中缺員ヲ生ジタル時ハ、都中ヨリ三人ヲ撰ビ各保證人ヲ立テ司譯院ニ呈出セシム。

司譯院追加節目

今回包蔘革正ノ時既ニ節目アレド、猶多少委細ニスベキ條件左ニ列擧ス。

一、潛商ノ捕獲都中ヨリ出ヅレバ贓物ハ全部都中ニ交付シ其半ハ先ニ摘發セシ者ニ賞給セシム。

一、潛商ノ人蔘ハ都中ヲシテ鑑査セシメ、其用ユベキ者ハ原料ノ價ヲ賞給ス。其品劣リテ用ユニ堪ヘザル者ハ剝切シテ給ス。

一、都中ノ人潛商ノ機微ヲ知り、私情ニヨリ又ハ惡意ニヨリ陳告セザルコト發覺セバ、施スニ共謀ノ律ヲ以テス。

一、柵門ニ入りシ後馬頭ノ輩、或ハ彼地商人ノ物ト稱シ、手ニ紅蔘ヲ持チテ居間、買賣スルコト行ハル。近來ノ奸弊ハ多ク此輩ニ出ヅ自今以後一切潛商ヲ以テ處斷スベシ。

一、包蔘ハ灣商ニ專付セリ、五年ヲ以テ期限トシ限内進退ヲ許サズ。期滿ノ時弊無キニ於テハ更ニ年期ヲ延長スベシ。

以上三節目、司譯院舊押物府備付文書「新定包蔘節目」

以上の規程細を究め微を穿てりと雖も、熟ら心を潜めて其各條の文字を咀嚼玩味すれば、到底犯禁の防ぎ得ざることを告白せるものあるを觀取し得べし。

果然此節目も何等の效果なく密貿易は反つて前より増加せることを、翌年の六月備邊局より王に啓せること其實録に出づ。爾後人蔘栽培の發達と共に其密造と密貿易は甚しく盛なるに至れること、以下に掲けたる文獻の記事に明かな

○居間ハ仲介者ノ土語。

○司譯院内ニ北京ヘノ物品送付ヲ掌ル係アリ、之ヲ押物稱ト稱ス、其中ニ新舊ニアリ、舊ハ昔ナガラノ物品ヲ販扱フモノ云云フ。

圖版第六 新定包參節目、舊押物廳、今村軀藏

押物廳は司譯院内の一分課とも謂ふべきものにして北京に
赴く朝鮮國使の荷物を鳳城迄運送することを司どれり。新
舊の別は舊は昔ながらの物品、新は新に加はれる物品を指す。
此三節目は第四〇九頁―四一二頁に譯出せり。

舊押物廳
舊押物廳

新定包蔘節目

新定包蔘節目

備邊司 啓下包蔘申定節目

云：包蔘設施出於 朝家惻愍之誠意而隨時通變從便區處亦出於承
久支保之計也利害難防奸弊層生而又况松都種蔘之繁盛以來潛高尤甚現
發而抵罪者隱隱而犯科者前後相續之莫過誅之不勝法令之蕩然騷擾
之為弊勢所必至而從以興訕致怨必壞成法而乃已者固非此輩之所為究厥
情狀誠極痛惡而此係 朝家惠澤一阮命根則不可因此而來手任他多般商
確思所以方便收拾之道大抵潛商之少無顧忌蓋以包蔘存亡原非關係於
渠輩故也目今事勢必使灣商之富實者從碩擔當作為己物唯恐其毀傷
而外此作奸之徒知有對頭之勁敵莫敢生意然後庶幾畏縮於于犯明目於
綱探可期有拔本塞源之效此其道惟有退斥蔘契人並與買蔘而專付於灣

○純祖實錄二十一年十一月開城留守吳翰源ノ上疏ニ元包二百斤外海商造茶運越年々千斤ヲ下ラズトアリ。

り。

純祖二十三年七月備邊局啓 包蔘を設施してより三十年に近し、而して此れは但に司譯院の衰頽を興さんとする爲のみに非ず、北京への使行の往來の經費は専ら此れに靠る。而して近來は狼狽多端にして、將に破滅の慮あり、苟くも其弊を究むれば、潜商漸く盛にして、包蔘利を失するの致す所に職由す。其革正の策は減税して負擔を輕むるに在れど、當初税額を定めたる時、用を量つて排定せるが故に、今遽に減じ難く、勢ひ法定の斤量を増加せざるを得ず。輕歇新税然る後、包税に偏重の患無く、密輸出止熄の道あるべし。今年より始め、包蔘八百斤を増額し、元額二百斤と共に曆節兩行北京に入送することとし。其中二百斤は元の如く使節の一行が携帶することとし、八百斤は之を京灣商に付し。其税錢は別に定めて、司譯院の主管通譯が收納すること、すべし。云々。「純祖實錄」

同年同月……包蔘の額を増加して八百斤と爲す。時に包蔘の交買盛にして、義州開城等の奸民の密造する者年を逐ふて漸く盛にして、包蔘利を失す。譯人は常に訴へて曰く、密造と密貿易多くして、其害を受け、利を失し、税額も支辨するを得ず。包蔘の斤數を増加して、税を輕くすれば、潜造者無かるべく、此れ本を清

むるの道也と。司譯院提調之を然りとし之が爲に奏して斤數を増す而して稍其税を軽くす。是れより譯人常に密造云々に藉口して増額を請ひ其利を多くす。朝廷亦其税の收入増加の爲め輒く之を許す其實譯人も亦禁を犯し密造密貿易して他人の名にて利を取る也。「増補文獻備考」

憲宗七年正月……新州府尹李圭枋の所報中紅蔘原包外の收税錢七萬一千五百二十兩あり。此處分方に付き上啓せり、備邊司は本件に付て啓して曰く。

蔘包の弊誠に末に到る、設始してより已に五十年、數を加へて八千斤に至る。密貿易の多きこと殆んど涯限無し、右報告の包外收税の如きは元來國法に據れば、密輸出として沒收すべき性質のものに屬す。然るに之を正法に充て、取扱ふには妥當ならざる程に流來の積弊となれり。報する所の税錢の處分は之を許すべし、王は之を允す……とあり。「憲宗實錄」

同年閏三月の條にも……王は大臣を熙政堂に引見す、領議政趙寅永啓して言ふ。近來紅蔘密貿易の弊日に加はり月に増す、法禁する能はず。前新州府尹より報せし包外の紅蔘に收税の件は、流來すること既に久しく革正せざるべからざる事に屬す。而して國禁嚴なるべく邊情飭むべし。第だ包蔘初め百斤なり

○司譯院ハ元來國
家ノ機關ナレド其
貿易ニハ譯官等ノ
利收トナルモノア
レバ之ニ稅ヲ課セ
シ也。

○朝鮮ニ於テハ國
家ノ稅ニ非ザルモ
ノヲモ之ヲ稅ト稱
スル用語例ナリ。
例之ハ震族ガ私曲
之ニ水利組合ヨリ
徵スルモノヲ水稅
ト稱シ、富家ガ漁
場ヨリ其利權トシ
テ徵スルモノヲ漁
稅ト稱スルガ如ク
此鹽稅モ亦同一
ノモノナリ。鹽稅
ノ意ハ目ヲフサギ
テ見又振ヲナスノ
意。

○領議政。

しを加へて八千斤に至るものは、皆時勢の然らしめざるを得ざるに出たるに由る。今年より司譯院をして其稅錢十萬兩迄を限りとして包蔘を加定せしむべし……云々。「同上」

右の如き國禁を犯したる公然の密輸出默認の代償として義州に於て徵收する錢を闔眼稅と稱したることに付ては、「憲宗實錄」十二年十二月の條に……義州府尹尹致秀が此の一件を革正せんとして意見を疏陳せる請啓に對し。王の批に曰く、所謂の闔眼稅の名は未だ何の年より剋まるかを知らず。國綱を壞蔑する胡すれぞ此の極に至る、密貿易竝其搜驗には自から法律あり。廟堂をして十分審査せしめ科條を立て稟處せしむべし……とあり。

「嘉梧藁略」に李裕元が李太王十一年に、蔘蔘を禁ずるの一事は國を有つの大政也として之を奏せる條あり。其奏文の要領は、同人が數年前に義州府尹の任を拜し哲宗に辭陞の日、王より本件に付て示教あり。三年の間心力を盡して圖報を期せしも、其潜入の弊は遂に遏め得る勿し。開城よりは水蔘を義州人に密賣し、義州人は山間等靜僻の處に於て密かに蒸造す。府尹が之を痛禁すと雖も、下僚の輩は皆竊かに通同せるを以て。燕を以て燕を伐つに異ならず、利寶の所

○渡船三ヶ處。
○長淵、豐川ハ海路ナリ。會寧、慶源ハ支那トノ五市場。

在は百弊を滋興す。また使臣一行が渡江の時、搜檢力めざるに非ざるも、使行房諸般隱微の處をトして暗藏し、惟だ川一つを越せば、我事成れりと爲す。其外に密貿易の路は、義州府より對岸への三水路、江邊の七邑、黃海道の長淵、豐川、咸興道の會寧、慶源。處として其密輸出の路に非ざるは莫し……云々とあり。

そも包蔘設定の當初より保護政治の前に至るまで、一百三十有餘年間、紅蔘の密造と潜買を禁遏することを得ざりしは、其以前自然生人蔘の取引時代に於て、支那日本への密輸出を防ぎ得ざりしと軌を一にせり。畢竟源泉既に濁り下流清きを得ざるに由るものならずんばあらず。

第五目 日本居留民の紅蔘製造竝

其密輸出及人蔘盜難

明治十六年の春條約により仁川開港せられ、同地に日本人の商店を構ゆるもの年々増加せり。其後此等仁川の商人中に紅蔘を長崎に密輸出する者を生じ、利甚厚きより倣つて行ふ者を増加し。後には京城居留民に及ぼし、遂に京城が其本場たるに至れり。尤も是より前釜山方面に於ても多少は此仕事が行はれしも、何分朝鮮官憲の監視の目を掠めて、開城より陸路釜山迄紅蔘を輸送するこ

とは甚困難なる仕事なれば。朝鮮人が僅少の量を携帯し行き居留日本人と取引せし極めて少量に過ぎざりしが。仁川の開港は此密輸出の路を最も便にしたるものと謂ふべし。而して仁川より日本商人の手に由り長崎の間屋支那向取扱品に向つて密輸出せらるゝ紅蔘は、開城に於ける朝鮮の密造品、官製品の抜荷、及其不合格品等にして。朝鮮人の仲价人ありて京城、日本居留民たる買人との間に、密かに謀し合せたる場處にて受渡するものにして。多くは開城の山手に於て行はれたり。萬一朝鮮の官吏に發見せらるゝことあるも。賣主たる朝鮮人は國法に觸れて罪に問はるゝも、日本人に對しては如何ともするを得ざりし。何となれば日韓條約に於て紅蔘賣買禁止の明文無ければ也、其品物が密輸出の途に置かれたる確證ある時に於て初めて罪を構成し、朝鮮官吏が之に對し法を行ふ事を得る也、斯くして得たる紅蔘は仁川に來航する。月何回かの日本汽船により密輸を行ひ巨利を得しが。此厚利のウマミに味を覺えたる居留民は一步を進めて遂に紅蔘の製造を企圖するに至れり。其年代は明治二十七年頃よりにして、最初は其原料たる水蔘を倭に包み朝鮮人が京城に持來り密かに取引し。或は又開城に買出しに赴きて秘かに買収するものにして、水蔘も亦紅蔘と

○間へ植付地積ノ
單位。

同じく條約上禁止の明文無く此方は何等妨無きものなれど。彼は罪となるものなれば、其取引は官の目を掠めて行はれたり。右の原料を以て小規模に蒸造せしが、斯くては多量の原料を得るを得ざるより遂に好個の方法を案出せり。其の妙法は豫じめ蔘圃主と密約し水蔘何十間カの代價を交付し置き、買主たる日本居留民は夜間仁川より沖仲仕を雇ひ其他脾肉を喫せる壯士等を連行し。日本刀を横へ拳銃を懐き、四五十人の一隊は船にて遡上し蔘圃に赴き、密に待合せたる賣主側の一人と取引を了し。急遽水蔘を抜き去り船に積んで引揚ぐるもの也。其翌日に於て蔘圃主は盜難に罹りたる旨を官に報告する也。此時代大抵蔘圃主は三分の一若くは四分の一は此の盜難に罹るを例とせり。是畢竟官の水蔘買入價格が不當に廉にして、日本人に盜まるゝ方即賣る方が利益多かりしに因る。此等資金の日本人の手より開城に落ちし額多き年は五六十萬圓に達し、一方官の不當勒買より蔘圃主を救ふと共に開城の銀融を圓滑にせし貢獻ありしと雖も。此人蔘の擬僞盜掘の風は後に至り實際の強盜的盜掘を爲す者を生じ、居留日本人の無頼漢と朝鮮人の無頼漢と結托して行はれ。特に配置したる兵士も之を防ぐを得ず。一方赤腐病の蔓延と共に働きて、蔘業を衰退せし

むるに至れり。

紅蔘の製造に付ても亦日韓條約上禁止の明文無きより、京城居留地に於ては白露節以後の季節となれば公然と行はれ。居留民下流の妻、娘等は傭はれ來つて俚謠を唄つて其仕事に従事する有様は、恰も宇治の茶摘み時の如き光景を呈したりと云ふ。其製造と荷造の技術に至つては、漸次熟達し。唯朝鮮官製品に比し色合の薄き丈が劣る外、却て之を凌駕し、長崎問屋の氣受も甚だ宜しかりしと云ふ。

製造は右の如く大膽に行はるゝも、倍て輸出となつては小心翼翼々苦心慘憺ならざるべからず。日本汽船の仁川出帆の日となるや、數十人の見送人某一人の船客一人に對しを擬作し。一斤二斤三斤と各懷中に忍ばせ或はポケットの多き特別の服を作りて着裝し。船中に入り船員に交付する等の方法は最初少量密輸の時行はれし方法にして。之れにては多量を出すを得ず後には帆船漁船を使用し、月尾島沖南陽、屯浦等にて多量の積込を行ふ等、必要は巧智を案出して種々の手段を以て行はれたり。其額多きは年一千斤に及び利益は三割乃至五割に及び其製造者は十數に達せりと云ふ。

右の如く盛に行はれし居留民の紅蔘製造と密輸出も、四五年間に過ぎずして廢滅せり。其原因は朝鮮政府が總て紅蔘密輸出の取締を一層嚴重にせしこと、政府考ふる所あり水蔘買上價格を高め、日本人への密賣との間の差少くなりしこと、蔘圃主と日本人との取引擬似盜採の美風(?)失はれ前金を交付すること危険となりし等に由るもの也。

猶詳細は第六卷人蔘雜記篇に一項を設けて詳説す。

第六目 紅蔘の宮内府經營次で官營

(1) 第一回の宮中經營並其廢罷

「増補文獻備考」に……李太王二十一年包蔘萬餘斤を以て内庫に付し名けて別付と曰ふ。監採官、禁潛官を遣はし以て之を造る一萬斤を以て譯人に與ふ……とあり。「韶漢堂集」梁金譯撰紅蔘志には、右と同一の文あり「譯人に與ふ」の下に「而して譯人をして別付蔘を賣らしめ以て公に納む」とあり。

此時に紅蔘即包蔘の法定額の中より一萬五千斤の其製造權全部を宮中に收めたるもの也。「一萬斤を以て譯人に與ふ」とあるは従前よりの歴史上譯人の利權を奪ふ事を得ざりしものにして。宮中には五千斤、譯人は一萬斤共に利を領

つの方針に出でたるもの也。

此の處斷は決して公けの政策より出でたるものに非ず。紅蔘の利に垂涎措く能はず食指動き従前の如く其方面より略はさるゝ餘利及自から討索する分け前にては満足するを得ざるに至りし當然の歸結なりと謂ふべし。而して監探官禁潜官を遣はし之を造るとあれど其製造には自から該りしには非ず、要は宮中の資源となるべく紅蔘五千斤の實物を擱得するにありしにより、其道の業者に受負しめ之を監督するのみなりし。此別付蔘の創められし以來、局に該る關係官吏の私曲を營むこと甚しく。小吏が公に憑りて蔘戸を害するのみならず、奸黠の輩は宮中の御用品或は獻上品と稱し、二千斤乃至五千斤の水蔘を威權を用ひて輕價に勸徴して弊害極り無かりき。

李太王三十一年の秋に至り、度支部大臣魚允中の奏により、包蔘の内庫額用を廢したり。此年は日清戰爭により朝鮮は獨立國となり、日本の指導扶掖に依り、庶政革新に向ひし時にして。此包蔘の宮中經營廢止も其一端の現はれなりし。而して包蔘は當然度支部の所管として國の政務に移り、京人蔘戸をして紅蔘一萬五千斤を雜造せしめ、税一斤五十兩を徵するのみとなれり。此時支那行國使

も廢せられ、司譯院も亦廢せられしにより、人蔘に關する數百年來の惡弊は一掃せられたり。而して北京へ赴く使行廢せられし結果は、北京貿易の路絶えしにより、紅蔘は海路天津に輸出せらるゝことゝなれり。但し此前よりも密輸出は海路にも亦行はれたり。

紅蔘の官營廢止の後此事務は擧て度支部衙門に於て管理し。

開國五百三年九月に、度支衙門に於て包蔘規則を制定發布せり。此規則制定の趣旨は従前の惡弊を打破して蔘務を常軌に整頓せんとしたるものにして、當時の情勢を見るべき屈竟の資料たり。左に其要點を意譯して摘録す。

開國五百三年七月二十八日付紅蔘ノ所管ハ永ク度支衙門ニ屬セシニヨリ同九月本規則ヲ定ム。

一、本衙門ヨリ包蔘公司ヲ開城ニ設置シ官員ヲ派出シ。水蔘ノ掘採紅蔘製造ノ事務ヲ管掌セシメ印章ヲ給ス。

一、紅蔘ノ所管ハ既ニ度支衙門ニ移轉シ國家財政ノ一部トナレリ故ニ法定ノ税額ハ之ヲ納付スベシト雖モ其以外舊來徵收セル惡税タル別付私税等ハ痛革シ自今一切嚴禁ス。

一、水蔘掘採ノ時亦公司ノ許可證アルニ非ザレバ之ヲ許サズ、濫リニ掘採シ又ハ強制買收等ノ惡弊ハ特ニ嚴禁ス。

一、一包ヲ百斤トス本年ハ四百五十包ヲ紅蔘製造ノ限度トス、或ハ一人ニテ數包又ハ數人ニ

○明治三十年。

○官廳ニ印章ヲ使
用スルコトハ従前
ハ重大事ニシテ特
ニ之ヲ給スルト云
フ命令必要ナリシ
也。
○私税トハ國法ノ
認メタルニ非ザル
非法ノ課税收歛ヲ
云フ。

○従前九ヶ所アリ
シ也。

テ一包ヲ持ツコト便宜タルベシ、皆本衙門ノ許可證ヲ受ケテ其事業ヲ營ムベシ。

一、舊司譯院ノ人ト開城京城ノ諸人タルニ論勿ク、自カラ人蔘ヲ栽培シ或ハ水蔘ヲ買入レ紅蔘ニ製造シ包ノ中ニ入ラントスル者ハ、本衙門又ハ公司ニ申告シ許可證ヲ受ケテ後施行スベシ。

一、紅蔘ニ製造シタル後ニ於テ他人ニ賣ラントスル者ハ、本衙門ニ出願シ税銀毎斤ノ賣價十分ノ四ヲ納メ、許可證ヲ受ケテ後輸出スベシ。

一、蒸包所ヲ併合シテ一箇所トス、凡テ密造ト制限量以上ノ製造ハ一切嚴禁ス、其違反者アリタル時ハ其紅蔘ハ官ニ沒收シ一半ヲ密告者ニ賞給シ其犯人ノ罪科處斷等従前ノ例ニヨル。

一、税銀ハ本衙門ニ於テ徵收シ印紙ヲ給シ其證トス。

一、各道各邑ノ蔘圃ハ公司ノ調査ニヨリ簿冊ヲ作成シ栽培人ハ許可證ヲ受クベシ、水蔘掘採ノ時ニ於テモ本衙門ニ申告シ許可證ヲ受ケタル後ニ於テ施行スベシ。

一、水蔘賣買ノ時圃主ノ名下ニ其次數ヲ録シ公司ニ申告スベシ、每次銀錢一兩ヲ徵收シ公司及地方廳ノ費用ニ充ツ、壹兩以上ノ濫徵ヲ許サズ。

一、紅尾蔘每百斤ニ對シ十五斤ヲ徵收ス、水尾蔘ヲ密造シ又ハ密賣スルコト一切嚴禁ス。

一、従前紅蔘ヲ密造シタル者ト雖モ公司ニ申告シ税ヲ收ムル者ハ今年ニ限り之ヲ許ス。

一、包ノ持分ノ權利者ニシテ紅蔘ヲ製造セズ空包トナルコトハ嚴禁ス、若シ空包者アラバ實包ノ例ニヨリ徵稅ス。

一、開城各處ノ官廳官員等ニ例納セシ左ノ紅蔘ハ廢止ス。

前海防營納

前司譯院納

鎮禦營納 春川

統禦營納

義州府納

松營各樣納

監探所納

一、紅蔘ニ製造セズ白蔘ニ製造スル者ニ付テモ、公司ヨリ印紙ヲ給シ秤量ノ稅トシ價百ニ對

シ二十四ヲ抽キ從前ノ稅ヲ減ズ。

一、許可證一枚ニ付銀貨二元ヲ徵ス。

此年政府は有志を勧誘して開城に種蔘會社を設立せしめ、之に一定の權力を與へ密造其他犯則の取締に任せしめんとしたり。然るに權力の濫用甚しく其弊に堪へざりしにより。更に公稅社なるものを起し社長は民選とせり。該社は官より穴票を得て自から紅蔘の製造を一手に行はしむるの趣旨なりしも。右社の外に穴票を請得する者多數を生じ遂に實行不能となれり。而して公稅社は二三年の後蔘政社と改めしが、特許の範圍を廣めたる爲め弊害收拾すべからざるに陥れり。

開國五百四年に至り法律第十四號を以て紅蔘稅一斤に對し銀十圓と改正を行へり。

紅蔘が國家の所管となりし以來多少の弊害ありしとするも。人蔘栽培者及紅蔘製造業者は、從前の惡政より免かれ、唯製造品に納稅するのみして、全く自由に其業を營むことゝなれり。然して此狀態は永續せずして、次項の如く復逆轉するに至れり。

(2) 第二回の紅蔘宮中經營

日清戰爭後に於ける韓國の庶政改革は保國の經綸より出でしには非ず。日本の威力に餘義なく盲從したるものにして、決して衷心より好みて爲せしには非ず。日本が内政干涉より手を引きし後光武二年の秋宮内府内藏司李容翊が紅蔘の一部を皇室の收入と爲すべき啓下即皇旨を奉じ。傲然として開城に下るや地方人民の激昂は豫想外に出で。遂に李容翊は暴民の爲襲はるゝ所となり、僅かに身を以て逃れて京に還れり。此紛擾の時人民は擧つて唱ふらく、吾人は蔘業に因らざるも祖先の祭祀を絶たざるを得べしと。各自所有せる人蔘種子を悉く南大門外に集め、或は街路に撒布し、或は燒却して殆んど蕩盡せり。

○明治三十二年。

光武三年の秋包蔘は盡く内庫に移屬し宮内府の所管となり。度支部は唯税金のみを徴收すことゝなれり。

同年八月二十二日布達第五〇號を以て宮内府内藏司を内藏院と改正。内藏司職掌中「蔘政斗所屬各礦斗」の八字を添入、利益多き紅蔘と礦山の權を宮中に收め。紅蔘は内藏院卿之を管理し蔘政課長(李健赫)等を開城に遣し採造を監す。

此年の秋李容翊は皇城鎮衛隊若干を率ゐて開城に入り其援護の下に遂に製造を了へたり。爾後包蔘定額無く多きは六萬七千餘斤に至る。

(3) 紅蔘の委托販賣と拂下

同光武四年十一月二十七日韓國蔘政檢察大員大三輪長兵衛と、三井物産合名會社代表吳大五郎との間に、三箇年の期限を以て紅蔘委托販賣の契約成立せり。公使の斡旋と一は韓國宮内府側に於ても、信用ある而も支那に勢力ある三井に委托するを結局利益なりと考慮したるに由るものなるべし。

同六年は三井と韓廷は協議の上紅蔘の大部分を銃器買入の代償として倫敦商會に拂下げ、三井は同商會より口錢を受く。

○大三輪(元大阪ノ商人衆議院議員トナル、後韓國ニ遣幣ノ業ヲ起スヤ、顧問トシテ來リ後蔘政ニ干關興ス。

○明治三十五年。

此年より五箇年の期間を以て三井物産會社に委託販賣を契約す。前年の成績良好にして優に年一百万圓内外の代價を確實に宮中に供納せしに由る。

此契約は内藏院卿李容翊と三井物産合名會社代表人小田柿捨次郎との名を以て、京城に於て四月十五日を以て調印し。在韓日本帝國特使全權公使林權助の奥書證明を爲したるもの也。

前の三箇年の契約と云ひ又此年の五箇年契約と云ひ、何れも委託販賣契約なれば。毎年製造の官蔘は決して最初に賣買價格を定めて三井に於て引取るべき性質の物に非ざるも。韓國側取扱者は事を故意に澁滞せしめて貨物を引渡さず。止むを得ず先づ双方間に賣買價格を協定して之を引取ると云ふ、一手買受人の如き變態を呈したり。契約の一項中に。

若し三井の賣拂直段より他に高價の買人ある時は。三井は其間に立ち周旋し物品の受授代金取立等を擔當し。口錢として販賣價格一千分の三十五を申受く。

の一項あり、本項は韓國側に猜疑の念無からしむる爲めに萬一の場合を豫想して記入したる條項なるも。此條項を楯として韓國側は他に高價の買受人ある

如く装ひて不當の高價を主張し終始事を遅延澁滞せしめ。日本公使館より中
 介干渉忠告等を試みしこと數回に及べり。明治三十八年二月に於ては公使(林
 權助)より「不當要求を頑固に主張すれば本使は據無く一段を進むる措置に出
 づべし」云々と公文を以て宮内大臣李允用に嚴談するに至れり、其時の公文は
 左の如し。

右李王職所藏文書による諺文交りとせるは日本公文の譯文なるべし。

敬啓者、貴府内藏院所管紅蔘賣捌事件に關し、前年과 같치當館에서 翰旋
 之勞를 任키야 内藏院及三井間に圓滿妥協을 期키야 前日에 内藏院監督과 萩
 原書記官之間에 數回會議가 有호마 金監督은 由來蔘務에 經驗이 薄고 且價
 格計算上에 誤害가 多키야 顯然히 不當價格을 頑固要求키야 協商上에 頗惑困
 難키니 今回別紙와 같치 本使意見을 供呈키니 查閱後大要을 執 奏키야 一定
 命令을 同監督의 裁御下키시게 周旋키시고 詳燭키니 本紅蔘은 一手販賣에 本
 契約이 當館에서 承認호故로 該契約에 正當履行을 監視호은 本使職責之一인
 더러 本件決行을 遷延호은 契約者互相, 不利에 歸키니 閣下는 金監督에 對키야
 十分訓飭키야 親密妥協에 精神으로 써 協議를 進키도록 指圖호을 望키며 同監

督^ガ이^リ妄^リ히^니本契約趣旨에^니違反^고하^고且不當要求를^부頑固主張^{스레}하면^바本使는^하無據一段을^부進^몰행^몰措置에^부出^트할^코事로^부認^하야^하閣下에^게預爲詳燭^스하^도록照會^하야^하貴意를^부望^하음^무敬具

明治三十八年二月二十八日

林 權 助

李 宮 相 閣 下

別 紙

甲辰官蔘은^하內藏院三井間協議에^니依^하야^하從前每年產額보^코당^하二倍以上卽六萬七千斤을^부製出^스홀^에至^리홀^은全^히不得已事情에^니出^타홀^이라^하蓋前年李容翊은^하圃主之困難을^부視以度外^고產出額을^부三萬斤内外에^니至^하야^하上海市場蔘價를^부保^크자^하호^야스^나此로^니因^하야^하圃主等은^하脫荷를^부企^하호^야結局이^하內藏院三井間不利에^니歸^하호^야故로^니三井은^하內藏院當局者와^하協議^하야^하甲辰年度成熟^스總生蔘을^부蒸造^하야^하一方圃主의^하困難을^부減^하고^고他面에^니는^하內藏院三井兩方利益을^부全^히喜^스事

右甲辰年度產出紅蔘六萬七千斤價格에^니關^하야^하內藏院監督金永振氏는^하全斤數를^부三萬斤과^하三萬七千斤에^니二分^하야^하今年度에^니三萬斤을^부先賣^하기^로定

하야其價一百二十五萬元을申出하고餘額三萬七千斤을光武九年度蒸造額과合하여光武十年에更히價額을評定하라하나內藏院之右主張은左에誤解가有함이러

第一 紅蔘은一種藥品인故로每年需用程度가有하여米穀其他生活上直接必要의物件과갓치產出額을多大케하여同利益을增加함이아니오此에反하여產出額을多大케하면價額을減少하게하고結果가有하여內藏院監督은六萬七千斤價格을打算하기를平年價額으로되하니其根本이誤謬함이러

第二 假令六萬七千斤全部分이例年價格과갓치賣却을得을줄로思하나李容翊은壬寅年度에四萬七千斤을一百萬元에龍動商會에引渡하고癸卯年度에三萬四千斤을一百萬元에三井에引渡故로兩年度平均은三萬斤에對하여七十四萬元에上치 못하였는內藏院이今年度에三萬斤에對하여一百二十五萬元을要求함은妥協精神이無히妄斷要求라稱할事第三 內藏院과三井間에契約에據함每年產出額은一時에總額을引渡치안이치 못할거신디二年以上에跨하여分割되어放賣을不許故로內藏院이

甲辰年^ニ에 紅蔘^ヲ을 二分^シ하야 本明^ニ 兩年^ニ에 跨^ッ하야 賣捌^하는 契約^{本旨}에 背馳^스는 措置^{ナリ}라 各年^ニ 蒸造^스는 紅蔘^ヲ을 二年^{以上}에 分割^하야 放賣^스를 契約 本旨^ニ에 違^反할 豈^나안 이라 內藏院^ニ에 서는 餘部^ニ 保管^과 又貯藏^에 關^하야 巨大^스 費用^ヲ을 要^하고 且來^스 年度^ニ 價額^高低^를 不^可預知^故로 結局^이 內藏院^損失^을 不^免하야 以前^{モッ} 述^理由^에 據^하야 甲辰^紅蔘^을 六萬^七千^斤 全部^를 賣渡^스를 至^當타 하고 其^價格^에 關^하야는 賣者^買者^間에 多少^懸隔^이 無^하기 不^能하야 打^調策^{으로} 左^에 甲^乙 二^案을 提^議하^음

甲 甲辰^及 乙巳^兩 年度^紅蔘^을 一^括 價^格으로 定^하야 其^代價^는 三^井으로 本^年 及^來 年^兩 年^에 跨^하야 支^拂하^며 可^하고 右^兩 年^度 紅^蔘 一^括 價^格을 定^하는 標 準^은 從^前 每^年 收^益 (假^令 百^萬 元)으로 喜^에 在^하스

乙 巳^紅蔘^은 未^定 其^額이나 必^竟 五^千 斤^內 外^少 額^이 되^는 故^로 右^產 額^을 甲^辰 年^度 分^에 加^算하^야 今日^預定^價 額^은 困^難이 無^키 喜^事

內^藏院^을 云^하면 今^年 度^에 假^令 百^萬 元^을 得^하고 又^來 年^度 更^히 百^萬 元^을 得^하 必^要가 無^하며 可^喜事

乙 甲辰製造紅蔘全部六萬七千斤^ヲ三井^ノ之^ニ委託放賣^トシテ^テ內藏院^ヨ로^로 早日^リ監督一名^ヲ簡派^シ야^{三井派員과共}히上海^ニ에^至호^리야^{放賣를}監督^호미^可호^고賣上代金^은內藏院收入^{으로}로^고同時^에三井^에對^호야^{普通委託放}賣手數料^(五分)을^{給與}호^미可^호言^스

以上甲乙二案^에就^키야^{內藏院은}自擇^{其便宜}호^미야^{三井과}協議^를後速^히本件^을圓滿結了^호望^호

蓋製造^을畢^호紅蔘^을永^히現時^로放棄^호면^{腐敗脫糞及保管費用에}關^호야^{結局이}彼此不利^호에^歸호^미라^스

宮內大臣より回答

敬覆者內藏院所管紅蔘賣捌一事係是該院監督之專管處理者而貴照會中
甲乙兩件俱由閱悉然尙有年來賣却價直調查後妥定之事姑埃下回切望肅此
照覆敬具 三月二日

三井と委託販賣契約以後に於ても舊弊情實の纏綿するあり。従前不正の利

を占めし者の其利を失ひし不平もあり、且契約面にある如く密貿易の取締は韓國に於て十分責を負ひて取締を爲すべき義務あるにも不拘。此取締も十分に行はれず總て蔘務井然として革正し得られざりし也。

(4) 光武年間宮内府所管時代に於ける蔘政要領

元來蔘政を擧げて宮内府の所管となしたるは、單に宮中に利權を收めて收入を多くせんとする目的より出たるものなれど。紅蔘の製造、販賣に付ては相當に意を用ゐ、品質の撰定、斤量の制限、輸出の統制等成績見るべきものあり爲めによく支那に於ける聲價を維持し得來りしも耕作人の保護、耕作の改良、病害蟲の驅除豫防其他總て耕作上の事に付ては施設したるもの皆無にして。唯紅蔘原料たる水蔘を得る目的以外には出でざりき。

其期間に於ける蔘政の要點以下の如し。

一、耕作、採掘、賠償金

△區域坪數、種子等及苗圃並本圃の設定に付ては。何等の制限無く別に届出を要せずして各人の自由に任せり。

△三年根以下は耕作人に於て隨意處分することを得。

△賠償金

人蔘の耕作は五年六年の長年月を要し、資金の固定普通農業の比にあらず。耕作者より資金の融通を出願したる結果、光武三年より當年收穫すべき蔘圃所有耕作者に對し、其年宮内府に納付すべき水蔘見込量に對する賠償金額を推定し、其五割乃至八九割を前渡することとなり實行せるも、光武九年に至り十一月の決算期を翌年三月に延期し、同年には前渡を實行せず。其年水蔘納付と同時に支拂べき賠償金も決定額五圓の中四圓二十錢を支拂ひ、不足額三萬四千四百九十五圓は二年を經過するも猶支拂を了せず官の負債となれり。

二、蔘圃の検査

△毎年一回四五月の間に於て警務署より巡檢若干名づゝを開城、長湍、豐德、金川、兎山、平山、瑞興、鳳山の各郡に派し、定期検査を執行す。

蔘政課長より當該郡守に其巡檢の姓名を通知し、便宜を與へられたき旨の公文を發し。

巡檢は郡廳に就き打合せ郡守より各面長に宛てたる諭告を受取り、郡廳の使令を隨へ各面に臨み面長より案内者を出し、之を同伴して實地検査を行ふ。

△検査の方法は有名無實形式的に巡檢が蔘圃の番人より閑取り記帳するに過ぎず。大抵蔘圃番人の居室には蔘圃の所在地、種植年、齡、間數等を記せる紙片を貼附せるを以て。巡檢は之を移記し、時に正直なる巡檢は不正耕作者たるの疑を懐くときは、實際の間數を調査することもありしと云ふ。

△検査の結果は左の如き書面を提出し、右により臺帳を作成す。

開城煙霞洞里蔘圃摘奸成册

蔘政課にて記入す

密種 二百五十間

年月日憑票給

右同人 五根 三百間

朴植命 三根 四百間

年月日

煙霞洞里尊位 関元 鍵圃

印

巡檢 李秉命圃

△巡檢の旅費は日當三十錢を蔘政課より支給す。宿泊は多くは面長の宅を以てし、後に於て蔘圃主より面長へ謝儀を送る慣例也。

△右定期検査の外、四年根以上の移植等の届出ありたる時は、巡檢を派し検査を行ふ。

三、憑券の下付

△憑券は蔘圃の所有權を證明するものにして、其賣買讓渡典當權設定等の必要物なるのみならず。採掘願出の時必ず添付すべきものなれば、大抵出願して交付を受けたるも、其必要を感じざる者は五年根採掘前途には之が交付を出願せざる者も亦多かりし。

△光武七年に於て蔘圃の賣買を禁ずるの經理院訓令を發せり。此後も事實賣買は行はれ、表面の所有者と實際の所有者と異なるものあるに至れり。

表面

憑券原簿第二一三號

開城池波里 孫儀文

豐德炭谷里所有蔘圃

何五株
陸百間也

憑券第參百捌拾伍號

開城池波里 居之蔘圃主孫儀文文報明を據きて憑文成給言

光武十一年七月二十一日

蔘政課

蔘政課印

技手 李容鶴圃

豐德炭里谷 所在蔘圃五採陸百

間也

此所ヨリ切り離シ
右片蔘政課ニ保存
左片出願者ニ交付
ス。

規則

立種後幾許間立種은 本課에 報告하야 憑文을 受去하야 다기 翌年 解種後 受去하야
憑文을 粘連 報明하야 解種하야 間數로 다시 憑文을 受去하야 事

五六根을 春探로 移植할 時로 其所由를 本課에 報明이고 憑文을 換去하야 事

設包後 許探 請願에 憑文을 粘聯하야 本課에 呈하면 本課에서 較准後 憑文을 交受
이고 諸願에 章을 捺하야 事 年例 摘好 時나 設包 許探 時에 本課 憑文이 無하면 潛種例
로 京府에 報明 懲治하야 事

憑文 受去나 換去 時마다 該費額을 四根至서 정은 銅貨 貳拾錢式 五根以上 銅貨 四
拾錢式 本課에 納하야 事

秋採排種後 間數를 本課에 報明하야 憑文을 受去하야 事

憑文을 失하야 境遇에 處하야 所由를 本課에 報明이 非 確據의 保證이 有하야 後存根을
詳考繕給하야 事

四、採根と其立會検査

△官の準備

監採官の開城派遣 監採官とは宮内府經理院より紅蔘製造中製造所に於て、水蔘收納並紅蔘製造を監督する首席官を謂ふ。

執蔘の撰定 執蔘とは人蔘耕作撰別に精通せる開城人を製造期間中臨時に採用し。監採官に屬せしめ蔘圃採根の立會其他の事務を補助せしむるものにして、總員大抵二十名内外也。

監採官の告示 毎年紅蔘製造の時期に至らば、監採官より「某月某日ヨ起火撰定矣ヨ各圃人ヨ趁期採入請願言事」と告示するを例とす。

△蔘圃主の準備

蔘圃に於ける屋根の取除き、包装俵の調製採根及撰別に要する人夫の準備入包撰別に充つべき二三十坪の小屋の建設等を爲す。

△採根出願と其立會検査

蔘圃主は採掘請願書を泥券を添へ監採官に提出し。監採官は「依訴許採言事」と願書に記入官印を押捺し蔘政課に回付し。蔘政課に於ては蔘圃臺帳に「年月日許採入包」と記入し該請願書を警務署に送付す。

警務署に於ては採掘に立會せしむべき巡檢の姓名を請願書に記入して該巡檢に交付す。圃主と巡檢と執蔘とは同道して現場に出張し作業を始めしめ監督す。

作業の順序は人夫に於て採掘せし者を作業場に宛てたる小屋内に堆積し、之を撰蔘人夫

に於て片敷により分別排列す。

執蔘は其分類を監視し時により其片敷の變更を命ず。而して蔘圃主と相對し各自秤量して其分類斤量を呼上ぐる時巡檢は之を手帳に記入す。右六十斤に達したる時一包とせしむ。此品質の檢査撰別は一に執蔘に於て責任を負ふものにして、水蔘收納の際俵袋に附着せる木札の記載と相違する如き事あらば執蔘は罪に問はるゝを以て嚴重に監視分別す。

右水蔘包は遠近により牛馬チゲを使用し、圃主巡檢執蔘の外村人若干名護衛して開城に送付す。途中宿泊を要する遠方のもは危険を慮り夜間輸送せず、夕方戸多き村落に入り宿泊す。

△巡檢及執蔘の旅費に付ては

執蔘は政府より旅費を給せず。水蔘一斤二〇〇匁に對し撰蔘の謝禮として銅貨一錢八厘を給するを以て、普通一箇所の立會出張に付て其所得二十圓乃至三四十圓に上ることあり。

巡檢に付ては十里以外は一箇所十二圓、十里以内は六圓を給する外に慣例として蔘圃主食費酒代等の實費を負擔す。

五、後蔘の措置

△毎年蒸造期に於て紅蔘に不適當として買上を願出ざる水蔘は。本人より其埋藏場所を記して請願し、巡檢立會埋藏し。翌年移植の時も亦請願書を提出し巡檢立會す。前後共巡檢より報告書を提出す。

六、水蔘の收納

△本件の旅費は蔘圃主より酒食費負擔の外十里以内三圓、十里以外六圓を支給す。

△蔘圃より掘取りたる水蔘は片數次數斤數を記入したる木札を付し。菰俵にて包裝し、運送し來り開城製造所内秤量場前門内の中央に掘付けある秤量場のある地上にして之を検査場と稱すに排列す。現場に立會せし執蔘と巡檢より水蔘到着の報告書探出を監探官に提出し、監探官出場し検査秤量に着手す、左の人員を従事立會せしむ。

主事一人

執蔘一人：：：前に其蔘圃に出張採掘に立會せしもの

巡檢一人：：：右に同じ

蔘圃主一人

外に人夫五人 運搬し來りし者

△監探官に於て排列しある現品若干の中、一包或は二包を指定し解包して秤量し。且次數品質等が現品に附着せる木札の記載竝に執蔘巡檢の作成せし探出記と適合するや否やを検査し。適合せば納付全部の包數は合格品と認め收納す。

若し右適合せず或は紅蔘製造に適合せざる病蔘の混ざるあらば。木札及探出記を訂正し納付の包數全部の検査を行ふ。而して執蔘は警務署に於て訊問嚴罰に處す。

七、紅蔘の製造

△製造期に於ける従事人員左の如し。

監探官一人 京城より派遣

主事二人書記一人 同

臨時監探官補助 開城人採用

事務員 同

檢察官一人 京城より派遣

監督一人 同

現品授受監督一人 以下開城人採用

執蔘二十人乃至三十人

看房二十人乃至三十人

收庫監督一人

釜場監督一人

火庫監督一人

外に人夫若干名

製造順序左の如し

一、洗滌 監探官より看房に夫々水蔘の包を交付し、之を洗滌場に運び每包解装し。每包の片數を書留め看房より監探官に呈し、之を水蔘出入帳に移記す。

洗滌了れば筐に入れ看房は自己の長房記號の紙札を入れ釜場に運ぶ。

二、蒸熟 適度の時釜場より記號看房に通知し看房は之を受取火庫に運ぶ。

三、乾燥 火庫は炭火を用ひ蒸蔘を乾燥する所にして乾燥適度とならば長房に移送す。其

看房とは主として乾燥に従事する監督者にして、各乾燥室長房と稱す三十六間（あり）に、看房一人、人夫若干名を配す長房には天地玄黃等千字文の記號を付す。

後に於て三日乃至四五日間に天日に乾燥す、雨天の時は長房突内に於て乾燥す。

四、收庫 乾燥了れば之を行李に納れ本數を記せる紙片を貼付し、看房より監探官に示し監探官之に封印して入庫す。

五、修製と秤量 監探官以下主事看房立會の上前項の製品を倉庫より取出し、行李の封を解き小刀を以て細尾を捲取り、且形態を調理整備す。此修製了れば之を風呂敷に移し、各行李毎に其斤量を秤りて行李上に貼付せる紙片に斤數を記入し。再び行李に入れ監探官封印して入庫す。

六、品等の撰別決定と包裝 前項の行李を三度び取出し監探官以下立會し、溫突(長房内の一部)内に均一に土を盛ること約三寸許。其上に簾を布き、行李を解封して取出したる紅蔘を積上げ、溫突を焚き土より昇騰する蒸氣にて紅蔘稍柔軟となり、作業を爲すも折傷せざる程度とし置き。堆積紅蔘中の最大片より撰り取り、稍中片なるものを取併せ二十八片を撰集めたる時秤量し。一斤より重き時は大片を捨て、中片を交へ、一斤より輕き時は右と反對にし、二十八片にて一斤に適合する迄取捨し。之を木製の小箱に容れ蓋を施して密蔽し、十二箇の箱を一行李に格納す。

二十片を撰り得れば次に三十片の物を前の如く秤撰し、小箱五斤に入れ十二箇を一行李とすること前に同じ。以下五十片無數に至るまで皆同じ。

右小箱には「極上別土直二十片五斤」と云ふ如く表に記し封印を施す、是れにて商品としての仕上り也。

右最後に倉入を爲す。

八、蔘圃の監視

△軍隊駐兵 軍隊の派出は盜探多きに由り始まりしものにして、蔘根五年に達したる時圃主より請願により之を派遣す。其期間は、大抵毎年解雪期たる舊曆二月より凍氷期たる舊曆九月に至る間を以てす。其人員は蔘圃が集團せると散在せるとに依り異なれど、中間に對し二人乃至三人の割合とす。給與は一日一人二十錢を食費として官給し、蔘圃主よりは最初酒食を給せしも不便と煩雜に堪へず。後には一日一人五十錢を支給し、其他月二三回酒食を提供せり。

勤務方法は蔘圃附近の民家に寄宿し、夜間交代に一人又は二人にて蔘圃の内外を警邏巡回して盜探を豫防せり。

△雇入番人 には常雇(1)と臨時雇(2)の二あり。(1)は蔘圃主が蔘圃内に建設せる家屋に居住し常に看守し、又蔘圃の手入雜役に従事し時期に至り夜間警戒に従事す。(2)は舊二月より同九月迄臨時に雇入る多くは蔘圃所在地の壯丁にして、一處に對し十五人乃至二十餘人を雇入。毎夜間天明に至るまで蔘圃墻の内外をカンドウ提燈を携へ巡邏警戒す。暗黒の夜は篝火を焚き蔘圃一面を照して警戒す。

九、特設警務機關と犯罪の檢舉

△警務署 開城蔘政課には警務署を特設附屬したり。職員は總巡(警長)一人、權任(警部)二人、巡檢(巡查)三十人、別巡檢(刑事巡查)若干人を配置せり。其系統は京城の警察本部に屬するものなれど、權任以下の任免黜陟は蔘政課長專行し。其職務も普通警察事務に干からず專

ら蔘政に限られたる變態のものにして、一種の請願巡查の如きものなりし也。

△人蔘に關する犯罪の檢舉と其處置

輕微なる犯行は蔘政課長の權限に於て笞刑を執行して結了す。右の外の犯行に付ては犯人を取調べ拘禁し置き經理院に報告して其命を待つて罰金或は體刑の處分を行ひ。又或は重大なる犯行に付ては京城經理院に押送す。

密賣買成立し未だ現品を受授せざる人蔘は官沒す、既に授受せし者は贖錢を徵收す。

△別巡檢に於て犯罪行爲を偵知したる時は、巡檢間に於て共謀し、蔘主及日本人側に對し是を暗示して贈賄を迫り便利融通したる例多く。また其犯行の素質ある日本人支那人等は開城の中心より少しく離れたる巡檢の住所を利用して、其附近を密造密藏に充てたる場合多く一層融通便利の途も行はれたりと云ふ。

△人蔘に關する犯罪密告者、檢舉者に付ては、巡檢たると人民たるとを問はず。其沒收人蔘代價の半に該る賞金を與へて之が發見を獎勵せり。

第七目 紅蔘宮營の廢止と其後の蔘政

明治三十九年日韓協約による保護政治は日本の對鮮政策の基礎を根本的に確立すると共に朝鮮が更生に第一歩を踏出せるものなり。従前日清戰爭以來日本の忠告扶掖により或は朝鮮先覺二三の士により、舊政革新の企畫せられしもの一再に非ずと雖も。數百年以來廢頽に廢頽を重ね、紊亂に次ぐに紊亂を以

てせし全朝鮮の腐朽衰運は。其自力を以てしては到底挽回廓清の不可能なることを屢事實が雄辯に立證せる結果に因るものにして。這回も亦王以下兩班の大多數は之を好みたるものに非ず。日本の強き壓力の爲めに餘義なくせられて已むを得ず其更生に踏出したる一步なりき。

翌四十年には統監府の開設伊藤統監の着任。宮中竝に各省に相當する各部に次官以下の日本官吏を配置し、地方にも亦警察、稅務等々の日本官吏を配置し陳容井然として成れり。此時の日本人官吏は、其名は次官と云ひ又或は何々と稱するも、實は其實權を握りたる首腦者にして。一方韓官の惡政と非行を監視防遏する役目をも有したるものなりき。而して先第一に腐敗の泉源にして伏魔殿の觀ありし宮中に向つて大斧鉞は試みられ。宮中府中の區別を儼然たらしめ雜輩の出入を禁じ政令一に政府の一途より出でしめ。其他の庶政も着々として大革新に向つて英斷の歩武は疾風の如くに進められたり。蔘政に付ても亦帝室有及國有財産調査局に於て調査の結果。

隆熙元年勅令第三十五號により、蔘稅及專賣官蔘の收入は全部國庫の收入と定められ。猶其前隆熙元年勅令第三十號を以て宮内府經理院を廢止し隆熙二

年一月には宮内府經理院より度支部司稅局に該事務を擧げて引繼を了せり。

一、土地・建物器具

(1) 蔘政課事務室 △敷地七百四十六坪二八(2を合む) △建物温突建一棟間數十二間 △雜器具、褥外五件

(2) 蔘政課警務署 △建物温突建三棟間數二十間 △雜器具、鼎外十件

(3) 包所(紅蔘製造所) △敷地一千五百七十二坪九五 △建物六棟間數百九間、内一棟土藏倉庫五棟温突 △雜器具、大竹外八件

二、書類 計四十二冊

△自光武四年至同十年 造蔘冊 七冊 紅蔘製造に關する會計簿冊

△右 同 次稅冊 七冊 水蔘斤稅に關する右同

△自光武四年至同六年 兩包水蔘成冊三冊 水蔘收納に關する簿冊

△自光武六年至同八年 兩包封裏成冊四冊 包蔘仕上に關する簿冊

△自光武八年至同十年 水蔘捧上冊 五冊 製造仕上に關する簿冊

△右 同 賢尾冊 四冊 尾蔘仕上に關する簿冊

△右 同 研蔘入籠冊 三冊 紅蔘仕上に關する簿冊

△光武七年 病害蔘出記 一冊 白蔘原料病蔘質上に關する簿冊

△自光武八年至同十一年 蔘圃摘奸成冊四冊 蔘圃檢査臺帳

△隆熙元年 曝晒費簿 一冊 紅蔘風當手入に關する簿冊

△右同蔘政課及警務署經費簿 二冊 名目の如き簿冊

△右同出口費簿

一册 紅蔘輸出の際運搬費の簿册

三、紅蔘一萬一千八百四十五斤 外に附屬尾蔘二千三百六十九斤

此の紅蔘は現品を引繼たるに非ず。隆熙元年度は宮内府に於ては紅蔘製造を直營とせず、宮内府監督の下に各蔘圃主をして行はしめ包装の上、官より封印を爲したるものにして買上の處分未済の儘に引繼たるものなり。

此人蔘の賠償金交付に付ては隆熙二年四月一斤平均二十二圓と決定し、同月十一日の官報に於て發表したるに、當業者は是を不當なりとし、數回農工商部、度支部等に陳情請願を重ねしも結局採用されざるや。遂に讓歩して一斤二十四圓に決定せんことを請願し、之れを容れ計二十八萬四千二百八十圓の下附により結末を告げたり。

度支部に於ては此引繼を受くると共に事業の改革整頓に着手し、開城に司稅

局蔘政課を置き順次左の法令を發布せり。

隆熙二年七月二十日	法律第十四號	紅蔘專賣法
同 日	法律第十五號	人蔘稅法
同 日	度支部令第十八號	紅蔘專賣法施行細則
同 十月 一日	法律第二十五號	水蔘賠償金先渡に關する件
同 三年一月二十一日	勅令第三號	蔘政局官制發布、開城に蔘政局を置き、局長、事務官、技師を配置す
同 年七月二十日	度支部令第二十二號	人蔘特別耕作區域指定
同 九月 一日	度支部告示第十四號	水蔘賠償價格

○本季一斤ニ對シ
尾蔘二斤ハ無償ニ
テ添付スル從來ヨ
リノ例也。

專賣法實施後の紅蔘拂下に付ては時恰も三井物産會社との契約満期となる時にして。隆熙元年八月官報及新聞紙に公示して買受者を募り、身元信用等を調査し左記四人に指名入札し。一斤四十七圓三十六錢にて清商同順泰に落札せり是實に拂下の嚆矢とす。

三井物産會社

獨商世昌洋行

清商 裕豐禎

同 同順泰

隆熙三年度は三井物産上海蔘商清商の組合大吉昌號を指名競争入札とし大吉昌號に落札せり。

隆熙三年は前二回拂下の成績良好收入豫想外に増加せるも。年々之を行ふは永遠の策として不可なるを認め五年を期とし。大吉昌號と三井物産とを指名入札し三井に落札せり。

保護政治以後に至つて蔘政始めて廓清を見舊來よりの批政一掃せられて跡を留めず。事業は計画的基礎的合理的に整頓せられ。當業者の保護耕作法の改良指導病、害蟲の制遏豫防製造器具器械の改良等總て面目を一新したり。

併合以後の事は別に專賣局に於て編纂中の專賣史に譲り茲には是を省略す。

○延喜式ハ藤原時平が醍醐天皇ノ命ヲ奉ジ其弟忠平ト共ニ、朝廷年中ノ儀式百官臨時ノ作法其ノ他宮中ノ定例等々ヲ撰進シタルモノ也。而シテ此記事ハ撰進ノ當時以前ヨリ仕來リノ宮中ノ例ヲ記セラルモノナリ。

（材ハ料ト同ジ。

第十二章 日本の人蔘行政

第一節 古代法制竝典例中の人蔘

『延喜式』中には以下に記すが如き人蔘の記事と人蔘の規定あり。是日本に於ける人蔘と政治との關係を發生せしと認むべき最古のものに屬す。

(1) 瑞祥としての人蔘記事

治部省の部祥瑞中(大瑞上瑞)の下瑞として「人蔘生是處皆生」の記載あり。

此記載は當時人蔘と認識したる、實は今の所謂人蔘 *Panax ginseng* に非ざる別箇の植物の山野發生實は意見を認めて一の祥瑞として慶喜したるものなるべく。「是處皆生」の割注は意味甚不明なれど、日本各地に發生せりとの意味にして、第(2)項に記せる土地を指したるものと解すべきが如し。

(2) 諸國より貢進せし人蔘

諸國より進むる年杓雜藥中に出である人蔘斤量と其國名左の如し。

伊勢國	人蔘	三斤八兩	甲斐國	人蔘	四斤
陸奥國	人蔘	卅五斤	若狹國	人蔘	三斤

越前國

人蔘 十四斤

丹波國

人蔘 三斤

美作國

人蔘 三斤

伊豫國

人蔘 九斤

大宰府

人蔘 廿斤

(狩谷掖齋の延喜藥錄には伊豫と大宰府の人蔘無し、以上の外に攝津の三斤あり、猶伊勢、陸奥、美作、丹波の人蔘斤量上記に比し多少の差異あり)

右依前件附貢調使送察檢收訖即與返抄其大宰便附別貢使。

(譯) 右藥材の品は前記之通貢調使に附し典藥寮に送るべし。同寮に於ては檢査の上收納す。受取了らば領收書を下付す、其大宰府のものは別貢使の便に附すべし。

此諸國産の人蔘の眞人蔘に非ざることとは無論なりと雖も。惟だ大宰府より進めたる人蔘に付ては、同府は支那朝鮮と交通の衝に當りし地なれば眞否何れかを判定するには、猶一層の攷究を要すべきものあるべし。

(3) 典藥寮の規定中の人蔘

元日と膺^{マツ}月の御藥

右同中宮の御藥

東宮に進むる白散

以上處方中の人蔘使用斤量の定めあり。

諸司年料雜藥中

○此別貢使ハ船載ノ物ノミノ貢使トモ考ヘラル。

齋宮寮、左右近衛府、左右衛門府、左右兵衛府に人參斤量の定めあり。

本項の人參には内藏寮より出納するものと、典藥寮より出納するものとに區別しある事に依て考ふるに。其品質に二種ありし如く、前者は唐又は新羅より舶載の物なるが如きも確乎たる考據無し。

式中の人參關係記事は前記の如く甚簡單なり。要之國家竝皇室に必要とする物品の産地より貢納の一部分として。人參も亦其中に規定せられ其規定の如く取扱はれたるものなり。

此前聖武天皇の崩御後、光明皇太后より東大寺に寄進したる人參出入の取扱に付ての定めあれど。是を政治の一端とは見るを得ざるを以て本篇には載せず。第一巻中に收めたり。

此後徳川時代迄は人參と政治の關係を發生せし史實無し。

第二節 徳川政府の人參行政

第一項 總説

室町時代より引續き徳川の初期迄に、朝鮮より人參の輸入されたる斤量は相當の額に上り。各其目的に使用せられたりと雖も、其使用は孰れも上流社會の

必要品たるに止まり。未だ一般的必要品となる程には、醫藥文化が民衆に迄は浸潤せざりき。

神澤杜口の『洪蝶菴翁草』に……朝鮮人蔘の事……百有餘年以前は壹兩に付銀十二三匁の直段也。夫れだに殊の外高直成る由にて、適ま人蔘を用ふる病人を見ては、扱々笑止なる哉と皆人申あへるよし古老の嘯也。予が若き頃享保の始頃には、よほど價貴とく成りぬれども今より見れば若干の違ひ也。對州屋敷へ所望に遣はせば、一兩に付銀十五六匁づゝにて、今の人蔘とは違ひ。生れながらのよき大人蔘あり、鬚人蔘などは少し身を持ちたる者は用ゐず……云々。大道寺友山の『落穂集追加』にも……問曰、朝鮮人蔘の義は以前も只今の通りに才覺も調ひがたく直段杯も高直に有之たる事にや。答曰、我等杯若年の節は人蔘の入用さへ有之候へば、いか程も調へ申候こと自由に有之、直段杯も人蔘壹兩目に付白銀十二三匁づゝ致したる事也。其の節は人蔘を用ひ候を好候醫者の藥をば人々氣遣ひ候て給べ不申候如く有之。病家に於て人蔘の入りたる藥を用ひ候と有之儀を承り候ては、扱々笑止成る事かなとして悔む如く有之を以て我等杯も慥に覺え罷在る事也。

松下郡高の『神武權衡錄』にも……長崎に於て商賣せる唐人は、人參或は朝鮮人參の價一兩に銀三匁位といへり。是れ何ゆゑなれば其の時代迄只今の如く藥に人參を吞む人なき故也……云々。

雨森芳洲の『たむれぐさ』に……それがし若き時武藏に在りしに、其の頃までは人參を用ゆる醫師甚だ稀なり。若も人參を用ゆる醫師あれば下手なりといへり。世に人參の功ある事を知らずとて、杉某と云へる醫師常に憂として語りき……云々。

右何れも五代將軍綱吉の初世、天和以前の事を記せるものにして。大衆が醫藥上人參を餘りに必要とせざりし當時の情勢を見得べし。

『本朝世事綺談』には……人參の効は古より世に知ると雖も、寛文延寶の頃數原通玄と云ふ良醫朝鮮人參の機能を考へ覺え。大病の治し難きを救ひ衆人の命を助くること限り知られず。其の妙術世に鳴りて後典藥頭に至り、之れより大功あることを彌々知る……云々とあり。必ずしも數原通玄一人の爲めに人參の功能世に知られ、之が使用を増加したるには非ず。三代家光の代に至つて徳川政府の基礎漸く堅く、爾來打續ける大平の爲に家康以來の學問獎勵の爲め

に總て社會の文化は著しく發達したり。其中に於ける醫藥思想も亦一段と進歩して漸く大衆に浸潤せんとせり。特に五代綱吉の世に至りて各種學術の獎勵は醫藥本草の發達を促がし。其結果は此時代の前後より自然に濟世救民の一たる醫藥行政の必要を發生して漸次施設せられたるもの尠なからず。寛文六年藥種買占の禁、天和二年の毒藥ニセ藥の取締勵行御定書百ヶ條中にもありを初として其後積極消極兩方面より種々の施設と取締の行はれしもの多し。其趣旨とする所は一言にして盡せば、正確なる藥材を可成廉價に可成國産品を一般に供給せしむるに在りて、此の方針より設營せられしものの綱領を觀れば。

藥材の研究、山野の跋涉採藥、藥種の栽培、藥園の開始、輸入藥の審査、不正藥品の禁止、藥材の獨占的營業の禁止、國産藥品の使用獎勵、等等にして就中人參は總ての醫藥中の最必要品となれるが故に。特に意を用ゐて研究施設せられたるもの少なからず。其行政は以下數項に縷述する如く、實際に即したる最要領を得たる行届きたるものなりき。

第二項 對馬の輸入人參に對する徳川政府の

保護と節制

第一目 總說

豊臣秀吉の後を承けたる徳川政府は其二代秀忠の世に追ひ朝鮮との國交を平和に克復したり。此時に於て舊來の傳統により對馬をして爾後代々其外交の折衝に當らしむると共に朝鮮との貿易を一手に行ふの特權を附與したり。對馬は元來領地狹く土地礪确にして穀物の産額僅少なる小藩なるに拘らず朝鮮との外交に費用を要し小身の割合に多くの家臣を養はざるべからず。それ等の費用は皆貿易の利に依つて支辨經理せられたり。徳川政府は國策上より此の貿易に對し保護を與ふると共に一方節制を加へたり。而して其品目中の人參に就て見るに初期四代家綱の頃迄には第一項に述べたる如く未だ人參は日本の必要品とはならず。故に行政の範圍に入らずして何等の干涉を加へざりしも寛文延寶の頃に至りては醫藥上の必需品となり日本に需用する人參は専ら此對馬の手による輸入朝鮮人參の供給に倚ることゝなれり。茲に始めて醫藥行政上人參は重要なる目標となるに至り爾來一面資金の貸付等の保護を與ふると共に、一面嚴重緻密なる監督を加ふるに至れり。

第二目 對馬の人參事務處理

徳川政府が對馬の人蔘に對し如何なる對策を施したるかを知らんと欲せば、先づ對馬自身が其專賣的の人蔘を如何に處理したるかを述べざるべからず、以下に其大要を記すべし。

(1) 對馬の輸入したる人蔘の數量

其人蔘は單蔘と稱し朝鮮政府より下賜の形式を以てする實は一種の貿易對馬の獻上品に對する回賜ものと、被執蔘と稱する東萊に於てする貿易によるものとの二種にして、前者は一年百斤餘多き時は二百斤餘に満たず大部分は後者に屬す。而して被執蔘は取引の十分の一を人蔘の實物税として徴收せらるゝものなれど、朝鮮の文獻を見れば其取引量甚少く左記の數量と少しも符合せず。知るべし實際は其局に當れる東萊府使の部下たる通譯輩と、東萊對馬屋敷の係役人と共謀して公然の密貿易によりたるものなるを。對馬文書に載せられある其數量は下記の如し。

『朝鮮通航一覽』には：：延寶天和の頃より朝鮮國人蔘少乏、その價貴くかつ品劣。元祿の初殆ど求質を絶つにいたる。よつて宗氏より使書をもてしばしば往復に及ぶ。その頃よりして蔘貨の事連年公邊より沙汰し給ふ：：。

○肅宗十五年、日
本元祿二年。

元祿二年己巳、此頃彼國參貨の貿易を閉ぢたりしを以て。公(按ずるに對馬守宗義貞をさす)書を禮曹に致し、其出し質る事を求められたり。時禮曹參議姜世龜我州に復せし書あり、左に記す。

朝鮮國禮曹參議姜世龜奉復日本國對馬州太守平公閣下。様便帶書具悉。冲裕慰沃良深。委示參貨一節、非不知辭意之懇至。而事有所以難強副者。人參雖於我國本來稀貴、會前許採之時。則猶有餘儲可以推移。每當求質無不淮許者。蓋出於善隣之義也。比年以來其種絶少。且或有奸民生事之患。不得已嚴加禁防。本國藥餌亦患難得。何從求覓以副盛師。惟此人參或許或不許、隨其有無。非欲靳情、事勢如此。玆弧盛意、想惟恕諒、敝產雖薄、略申回敬不宣。

己巳八月 日

とあり、本件對馬太守と禮曹參議、對馬代官と釜山僉使、及東萊府使との往復交渉の文書は「同文彙考」にも記されあり。されど左記『對馬文書』の此年前後の輸入相當の多量なりしを見れば。此時の輸出禁止も効無かりし如し。

對馬の手により朝鮮より輸入したる人參總量

(延寶元年以前の量不明)

延寶二年	(顯宗十五年)	一七〇〇斤	延寶七年	一八三五斤
三 年	(肅宗三年)	一八〇〇斤	元和元年	一九四三斤
四 年		二〇九〇斤	二年	一三四七斤
五 年		一七〇九斤	三年	一九〇〇斤
六 年		一七〇二斤	貞享元年	一五〇〇斤
				一二三一斤

十六年	十五年	十四年	十三年	十二年	十一年	十年	九年	八年	七年	六年	五年	四年	三年	二年	元祿元年	四	三	二	貞享二年
八七九斤	二〇〇〇斤	一八〇〇斤	一二八四斤	一九八〇斤	五〇〇斤	二五一一斤	一九一五斤	一九二八斤	一九〇〇斤	一七一〇斤	一七〇〇斤	一六五〇斤	一三九〇斤	一五六六斤	一四五二斤	一四七一斤	一三〇〇斤	一二五〇斤	
七年	六年	五年	四年	三年	二年	享保元年	五年	四年	三年	二年	正徳元年	七年	六年	五年	四年	三年	二年	寶永元年	
九九〇斤	一〇一八斤	一一五〇斤	一七四〇斤	一七八〇斤	一六八六斤	一七六九斤	一五五一斤	一三二一斤	一〇〇〇斤	一二九五斤	一二八九斤	一二八七斤	七八三斤	八一六斤	五五〇斤	一〇〇〇斤	一二九八斤	一六二六斤	

(此年以降買元銀を減額す)

享保八年

九六〇斤

(以下十五年間不明蓋資金の缺乏に
より一時中絶せしものならん)

九年

一〇五二斤

寛保二年

十年

(英祖元年)

一〇四〇斤

延享三年

五五八斤

十一年

九五〇斤

延享三年

一四五斤

(以上總輸入高、以下江戸賣の量)

十二年

七三三斤

寛延元年

七六斤

十三年

七一六斤

二年

五〇斤

十四年

七四七斤

三年

三二斤

十五年

六六七斤

(以降不明)

十六年

六三一斤

右の數量は江戸對馬屋敷の家老が幕府當局者の要求により提出したる數次の文書に記されたるものにして。右は對馬が幕府への懸引もあれば、事實は猶右の數量より幾割かは多かりしと推定すべし。

延寶以前の事不明なるも、前記『通交大全』の文より推せば、其前四五十年間相當の量を輸入したるものなるべし。其前は餘りに多量ならざりしなるべし。蓋し人參の使用は此時代頃より頓に増加したればなり。寛延四年以降は不明なれど、朝鮮の人參産額減少と共に漸減したるなるべし。「正宗實錄」十一年九

○對馬ノ朝鮮貿易ニハ其銀額ノ制限アリ事實ハ其法定額以上ノ取引セルコトモアリ、又人參斤量ヲ少ナクシテ售出セルハ貿易ノ利ノ少ナキコトヲ示スベク必要アリシ也。

○日本天明元年。

月の條には東萊の人蔘取引減少し一年の取引三十斤にも満たざることを記せり、其後文政天保の頃迄は少量乍ら輸入されたり。幕府直營の御種人蔘は延享三年頃より賣出し、寶曆十三年に神田紺屋町に人蔘産を設け多量に賣出せり。朝鮮人蔘は此影響を受けしこと多大なりしなり。

(2) 人蔘賣拂及其他の處理

イ 賣拂地と其割合 年により相違あり

△對馬(國賣)長崎、田代、博多(諸國賣)約二分五厘 延享の頃より長崎の外は廢す

△京都 約二割より二割五分

△大阪 約二三割

△江戸 約五割より八割

元祿九年五月京都三條通室町東入久留助右衛門、大坂備後町三吉屋小兵衛を京坂の賣場とせしも人蔘拂底の爲め同年十二月看板を引かしむ。

□ 江戸に於ける賣拂の方法

△屋敷賣

江戸向柳原の對馬屋敷に於て賣下ぐるものにして徳川初期は總て此屋敷賣

圖版第七 對馬文書中人參瀨冊(朝鮮史編修會藏)

の一

對馬文書の解圖版第二にあり。茲に掲げたるものは四五九頁に記せる。勘定奉行土屋相模守の御尋により江戸對馬屋敷家老より差出したる本文の一部たり。

右
三ノ愛久ノ名書武田自ノ指積令ノ

中ノ人ノ符書ノ重版ノ書積令ノ

貞享三年ノ名書二年ノ

手八拾五冊

元禄元年ノ名書

一人参千六百六拾貳冊 六百六拾ノ

代後七百六拾九百六拾五

同日三年

一人参千六百六拾六冊 六百六拾ノ

代後八百六拾九百六拾五

同日三年

一人参千六百六拾九冊 六百六拾ノ

代後七百六拾九百六拾五

同日三年

一人参千六百六拾九冊 六百六拾ノ

代後八百六拾九百六拾五

同日三年

一人参千七百七拾九冊 六百六拾ノ

代後九百六拾九百六拾五

同日三年

一人参千七百七拾九冊 六百六拾ノ

○第七參座賣人參ノ項參照。

○人參座ノ休業日
八月六回五、十、
十五、二十、二十
五ノ日也。

○購ヲ失ス。

のみなりし。そは所望者が上流社會のみなりしに由る。座を設けし後も御三家、各大名、奉行、大奥等は皆屋敷賣とせり所謂御所望と稱するもの也。

△人參座賣と座の所在

延寶二年宗對馬守より對馬の商人松岡伊左衛門に人參座を申付、横山町一丁目に開店せしを江戸に於ける人參座の最初のものトす。此座を設けし事に付て對馬の幕府に對する申立は藥種問屋のみに拂下ぐる時は其値段を左右する弊あるにより其牽制の爲なりと稱したれど。實際は小民の買人が屋敷に蝟集殺到するは大名の威嚴に關すると、一には問屋に拂下ぐるよりは座賣とする方利益多きに因りしものなるべし、其座の變遷は左の如し。

延寶二年月不明より元祿三年八月迄

横山町一丁目松岡伊左衛門

元祿三年八月より同六年月不明迄

下谷池の端中村屋伊兵衛

同 月

下谷龍關町に移轉す

買人込合火用心悪しし：と上野の代官より達せしに因る。

同 月 右伊兵衛買人に邪儉且士に慮外ありとの貼紙あり、町奉行より伊兵衛を町内預けとす。

同四年より寶永六年迄

駿河町界屋七郎兵衛

寶永六年より享保三年迄

兩國米澤町鈴木屋伊兵衛

正徳二年(月不明)

淺草黒船町に移轉

延享二年十二月 類焼

堀田出羽守屋敷跡に移轉

延享四年三月五日

淺草黒船町に移復

黒船町は朝鮮信使の來朝の時其宿所淺草本誓寺より登城の道筋に當り人蔘買人の群集するを信使に見せしむるの便利あり。如斯すれば朝鮮に於ける人蔘貿易に利益ありとし對馬及本人より出願酒井雅樂頭より開届けられしに因る。

其後の變遷不明、人蔘拂底、資金缺乏により一時座賣を中止せり。

寛延四年再び座賣を初む

下谷新橋通伊勢屋九郎右衛門

其後及座賣廢止の年不明。

『燕石十種塵塚談』には：：朝鮮人蔘座、寶曆明和の頃下谷新橋通にひらき門構にて門の正中に朝鮮人蔘座と云ふ額をかけ住居せしが。今如何なりしや斷絶もせしと思はる：：云々とあり。

△問屋賣

江戸の藥種問屋に賣らしむるものにして、延寶二年室町伊勢屋孫八を指定し元祿三年迄取扱はしむ。其後のこと不明、寛延の頃は問屋賣無し。

△獻上

將軍家の藥料として獻上するものにして、年例と臨時用命との二あり。其品

質は上々人參と稱せし一等品の中より更に精選せり。年例は『武鑑』によれば、毎年二月に干鯛、樽(酒)と共に献上したり。

△對馬宗家の自家用料

宗家竝臣下の藥用、賄賂竝公私贈遺用及人參膏エキス、膏品とせず、製造用等にして、此項の人參に付ては幕府より屢質問を受けたり蓋幕府に申告する人參の收支の中曖昧なるものは此中に繰入れし疑ありしに由る。

△禁裏御用人參

本項何時より初りしやを知らず、對馬文書寛延四年に一箇月五兩一箇年六十兩の定めにて。京都對馬屋敷役人より京都所司代の配下禁裏御附と稱する者より差上げ。代價の御下渡あるものにして其品質は座賣人參を以てしたることを幕府の質問に答へし事を記せり。其上納が滞り勝にして或は其半額の二兩半に制限したることもあり。又品の拂底に托言して江戸より送らざりしこともあり。縱令時世なりとするも、將軍への献上品と比較して、今日より是を觀れば感慨無量ならざるを得ず。

ハ 江戸に於ける人參の供給先

屋敷賣、座賣の總量の約半數は市民浪人等に供給し。其半數以上は御三家大名以下左の如き役向の人々に供給せり。

○四十兩＝一斤。

老中	隔日に半兩一兩一箇月十二兩半	町奉行	一箇月十一兩半一箇月二十三兩 二人
若年寄	一箇月十兩 五人	勘定奉行	三四十日に半兩一箇月二兩 四人
高家衆	五六十日目に半兩一箇月七兩半 二十八人	作事奉行	五六十日目に半兩
御側衆	一箇月一兩半、一箇月十六兩半 十一人	普請奉行	六七十日に半兩
御留居衆	二十日置半兩一箇月三兩 四人	遠國奉行	
大御番衆	三四十日目半兩一箇月五兩 十二人	甲州御城番衆	
御書院番頭	四五十日目半兩 一箇月六兩	禁裏法皇附衆	
御小姓組番頭	右 同	駿河町奉行	
大目附	二十日置半兩一箇月三兩 四人	勢州右同	
		下田右同	
		日光奉行	
		京都町奉行	
		大阪右同	
		南都右同	
		合計三十九人	
		一箇月八兩半	

長崎奉行

堺町奉行

小普請支配

西丸留守居

新御番衆、御旗奉行、御鑑奉行、百人組頭、一箇

月四兩半計二十一人。御持弓筒之頭、御火

消役、中輿御小姓、御先手、惣弓御鐵砲頭、御目

付衆、御使番衆、御書院、番組頭、御小姓組頭、御

寄合衆、中輿御番衆、御賄頭、御鐵砲玉藥奉行。

一箇月四百七十四兩一箇年五千六兩人數

三千四百四十八人。

御數寄屋頭衆より御作事調役迄一箇年二

千八百五十六兩人數千九百三人。

碁將棋所より町中名主共一箇年千七百四

兩人數千三百二十五人。

御三家 一箇月一人二十二兩半

直松様(?) 一箇月十兩

五十萬石以上 六人一箇月七十五兩

三十萬石以上 七人右同 五兩

二十萬石以上 五人一箇月二兩

十五萬石以上 ? 七八日置半兩

十萬石以上 十六人一箇月一兩

五六萬石以上 ? 二十二三日置半兩

一萬石以上 ? 三十日半兩

上野御門跡 一箇月二兩半

上野場中 一箇月一兩

増上寺 六日置半兩

(以下量目略す)

天台宗 淨土宗 淨土眞宗 眞言宗 禪

守 法華宗 法華別當同神主 山伏派

一位様 (家宣夫人近衛基熙女)

月光院 (家宣妾勝田輝子)

竹姬君 (綱吉養女)

養仙院 (?)

瑞春院 (綱吉妾堀田御傳の方)

蓮淨院 (家宣妾園氏)

法心院 (家宣妾太田右近の方)

壽光院 (綱吉妾清閑寺氏)

清心院 (綱吉妾豐岡氏)

西丸女中

大奥御女中

(以上惣人數九千七十八人 一箇年四十六

二丸女中

斤二十六兩)

右享保年中若年寄水野和泉守に差出したる文書による。

右各家各人の斤兩は人蔘の朝鮮よりの渡高により時に増減し其増減の度々届出承認を受けたり。

第三目 幕府より對馬に對して施行せる

人蔘の行政

本項幕府當局者の趣旨とする所は、良好なる人蔘を價格を廉にして廣く庶民下層に迄も供給せしむるにあり。故に對馬が成るべく有利に賣らんとして需用に對する供給を加減按排して賣扣へを爲すことの防止を主とし。價格を定め賣下量を律し、其他人參賣下に關しては總て報告を徹し事情を詰問し。検査を行ひ其處務に付ては一々經伺せしめ、許可を與へ又或は指示命令する等。凡そ人參に關しては細大漏さず干涉を加へたり。右の主管は大事は老中次で大目附會計に關するものは勘定奉行、貿易としては長崎奉行、其醫藥行政に關する

○長崎奉行が對馬ニ對シ監督ヲ初メタル時代ハ不明ナリ、マタ下記ノ如キ權限ハ必ズシモ守ラレシニアラズ時ニヨリ都合ニヨリ便宜處置セラレタリ。

○老中大久保忠朝
樋口ハ對馬江戸屋
敷ノ役人。

○差聞トハ供給不
足ノ事。
○粗ハ略。
○格別。

○買上。

ものは兩町奉行にして。時に臨み事に觸れ好意的忠告或は内命を下し、又は權力を以て命令處置したり。其主要なる事項に付以下對馬文書の記載により年代順に要領を列記すべし。

總て對馬が幕府の當局者に對する對策は實に巧妙を極めたるものあるを觀る。蓋し多年朝鮮との外交に於て鍛鍊せられたる手腕によるものならんか。

(1)延寶七年十月二十日 大久保左京亮より樋口左衛門迄人參賣扣の件に付注意

此頃人參拂底せしは、對馬屋敷に於て藏にかこひ置爲なりとの風聞あり。此事を手紙にて注意す。

右により翌二十一日樋口より辯解の口上書を大久保に差出し、同十一月對馬守よりも大久保に左の書面を差出す。

一、去年今年人參差聞候に付、拙子土藏に圍置候故不自由に候由風説御座候趣被仰聞承届候。如仰聞其沙汰有之由粗承及候、人參之儀者各別の藥種ニ候故心之及限り不差聞様ニと存。朝鮮國にも致備促候得共、ケ様に少く出申候ハ私仕様惡舖候て不自由に御座候様ニ何茂被思召候段近比迷惑存候。願者毎歲朝鮮國より調渡し申候人參不殘 公儀被召上、所々に配分被仰付候は、諸

方は行渡申義も可有御座ト存候。兎角病人之爲大切之儀ニ候條不差閭様ニ仕度存奉願候、此旨可然様ニ御老中へ被仰入可被下候以上。

十一月十八日

宗 對 馬 守

大久保左京亮様

此書付と共に樋口左衛門より口上書をも差出す、其要點は。

一、朝鮮より來る人蔘、半分は京大阪江戸にて木藥屋キダスリに拂ひ、半分は對馬屋敷より申付ある町人に拂はす。

一、今度渡りし人蔘千五百斤の内六百斤は大坂問屋に、六百斤は江戸問屋に、三百斤は京にて賣拂はせ。直段は京坂は一斤五百九十目、江戸は六百目、一斤以内は六百八十目。

一、日本橋の側伊勢屋孫八口宿にて藥種屋方への人蔘前項の直段にて相拂申候。
一、小賣人蔘三百斤之儀は直段六百八十目にて對州の町人松岡伊左衛門と申者に横山町一丁目にて相拂はす。

一、藥種屋へ全部賣拂へば藥種屋が直段を左右し高直に賣る縣念あり。

一、人蔘は圍置けば蟲付損失を來す故決して圍ひ置かず。

○木藥屋キダスリ、成藥屋ノニアリ前者ハ藥材其儘ヲ賣リ後者ハ調合藥劑トシテキザミテ賣ル藥者サレド右區別ヲ如ク實際ニハ判然タラス。

一、對馬守願之通全部公儀に買上らるれば都合よし。

翌年二月三日に至り對馬守より左の口上書を再び大久保左京亮迄差出す。

口上書要點

一、朝鮮より人參渡ること去年は不足し、病人難義之由にて右對馬の仕方惡敷様に考へらるゝは迷惑の事。

一、人參に付て對馬が高利を取様に汰沙せらるゝは甚迷惑の事。

一、去年人參不足なりしは朝鮮國にても不足し高直なりし事。利益は一斤六十目なること、人參は必要藥に付損徳に拘らず朝鮮に催促し調へ居ること。

一、人參は作る者にては無之、深山に生ずる者なれば年により不足あること。人參は朝鮮にても自國用として必要品なること、猶近年は支那の方にも買はれる由の事。今年は去年より一層不足すべきこと。

一、右の趣序に御老中方にも仰せ達せらるべく御願の事。

二月十一日大久保より右内々にて書付今朝御老中へも達せられたる趣申來る。

輒曰く、朝鮮に於ける來年の人參出高の見込付かざる爲め、對馬は賣つなぎの

爲にも賣扣へを爲し。國許と内々應呼して江戸へ送付の量を調節して最有利に賣らんとして手加減を用ひたれど。幕府の監督は徹底せず、後に至り後段にある如く一々検査し封印して對馬に交付する方法を取るに至れり。

○鑑札ヲ渡シ置キ
其者ニノミ賣渡ス
方法ヲ云フ。

(2) 元祿三幕府より對馬に對し人參小賣を證文賣とすべく命令せし顛末
文祿三年四月十二日

○棚ハ店。

一、去年以來人參拂底に付伊勢屋孫八方ニ而且アレタより御拂致成候付、孫八棚ハ毎朝々々人參買夥敷宵夜中より相詰。賣出候節我勝ニ可買取と仕候付、殊外込合候故、自然者口論仕出し申怪我仕者も可有之候。尤宵夜中より大勢町中に相詰罷在候故火の用心も無心元ソレニツキ由孫八申聞候。就夫飯高七左衛門より右兩町奉行へ具申達候處入御念之儀ニ御座候たとへ口論など御座候共可致やうも無御座と申さる。

○飯高ハ對馬ノ人
參係役人。

一、同年八月九日津輕越中守家中の浪人七平と申者、知人より人參半兩を八匁五分にて調へ。外口へ賣候得者錢五百文もふけある由聞きて、浪人の渡世に可仕と朝五時より龍閑町人參問屋に參上。人參調申候に付帳に付け申度由申候も、最早帳も締切たる由を聞き。脇差を抜自害可仕と存候處早速取押へら

る。

以上の如き人參小賣所の混雜并に病家に非ずして人參を買ひ利を得る者を生ぜし事等は、遂に幕府をして鑑札賣を對馬に命令せしむるに至れり。

一、同年九月二十九日阿部豊後守様御用人より、今晚八時過豊後守宅に御出候様申來る。平田直右衛門參上候處御用人を以て左の如く仰出さる。

朝鮮人參小賣所の大勢差集利潤の爲に買取病家を行互り不申候段其聞有之候に付。向後は其所より判鑑を遣置、證文を以て相調候様ニと所々御書付を以て相觸候故。右之書付遣之候間向後は證文を以て相拂可申候。

尤五七日之間右之段相觸候内は小賣所差留置候様。にとの事にて御書付一通御渡被成候に付、直右衛門申上候は。

御書付并御意之趣奉承知候、委細對馬守へ可申聞旨申上退出。直様御屋敷へ罷上り右之段御案内申上候、書付左に。

覺

朝鮮人參調候儀病家ニ而無之者利徳之ため買取候様に相聞候。

一、奉公人は其家の用人。

○老中阿部正能。

○平田八對馬ノ家考。

○中。

○渡人。

一、寺社方は本寺又は觸頭。

一、御料は代官私領は地頭の用人。

一、**●●** 牢人町人者其所の名主五人組。

右判鑑先達而宗對馬守家來へ遣置證文を以て向後も調可申候以上。

右證文書式

覺

一人參何程

右私等病氣に付醫師何某藥用申

候故相調度候已上

支年月日

買主 何 某

人參小賣所御中

裏

表書之通相違無之候以上

用人

印

右我等病氣に付**●●**或は持藥に**●●**致服

用候故相調度候以上

○持藥トハ平常續
ケ服スルヲ云フ。

右實行後に於て謀判及右鑑札の盜用者を出せり。猶寛延年代の文書には左の如く從來より仕來れることを記せり。

△御目見以下の面々人參受取の判鑑左の通り支配頭組頭の判鑑を以て受取る。

朝鮮人參

小普請

何之誰組

判鑑○

何之誰印

△田安一橋御家老番頭用人等は本人の印鑑にて座人參相渡す。

△平坊主衆與力同心等組頭の判鑑にて受取る。

△黒鍛組表方組奥組御小人御先手皆其頭の判鑑にて渡す。

△町方名主五人組は不殘面々の印にて渡す。

△紀州よりの請取は左の三名の判鑑にて渡す。

大井武右衛門 藪田伊兵衛 角南宇左衛門

『燕石十種塵塚談』下谷新橋通對馬の朝鮮人參座の事を記せる條に、……寶曆の初の頃か浪人の類御旗本の人參印鑑を目方の多少により金錢を出してもらひ受け。人參座に行き人參を請取り、直に買請人有之金錢をもうけし事あり……云々とあり。

『公儀御觸留』には寶曆元年辛未九月十九日付を以て、右判鑑改正方に付左の

如く達したることを記せり。

朝鮮人參近年宜からざる人參有之由相聞候に付、宗對馬守(義)方にて遂吟味向後不宜人參者不賣渡筈に候。依之諸向請取方之事も入念判鑑之儀此度相改對馬守留守居へ差遣可引替候。以來御役替又は家督被仰付候節者早速判鑑を引換候様可致候。

御目見以上之面々は只今迄通家來判鑑差遣置可請取候。

御目見以下者只今銘々判鑑にて請取來候も有之候得共。向後者支配頭組頭等之判鑑を以請取候様可致候。

右之通相心得一役限組支配有之面々は一組一支配限り判鑑取揃對馬守留守居へ差遣。先達而之判鑑と引換候様可致候。

(參考)此判鑑受取制は後に唐人參座に對してもまた御種人參の座に對しても行ひたり。三者通じて判鑑借用或は貸付して利を獲る者あるを防ぎ得ざりし如し。

(3) 元祿三年 庚午十月 朝鮮人參を高き値段に賣ることを禁ず。

本項は必ずしも對馬系の朝鮮人參のみには限らざれど。此時代の輸入朝鮮

○ 感教類典ニハ下
ト同一ノ御觸書出
ヅ、其對馬ノ家來
ノ名ヲ鈴木半兵
衛、泉本兵衛ト掲
ゲアリ。

人參は百中九十九迄は對馬系に屬するものなれば。是を目標として達せられしものとすべし。

一、朝鮮人參コト、ホカ殊外高直に商賣仕候由相聞キコヘ候間。向後直段高直に商賣仕間敷、若高直に商賣仕者有之候はば急度曲事可被仰付候間此旨堅可相守者也。

右之通町中不殘急度可被相觸候以上。『御觸書』

(4) 寶永二年六月三日 鬻人參賣下に付對馬より伺に對し幕府の許可

本件老中へ申出たる口上書左の如し。

口 上 覺

一、從以前鬻人參と申物朝鮮より少宛オコシツ出申候、是は人參に付有之鬻に而御座候由申候。見掛は惡敷御座候得共、藥性は殊外能御座候而價は心安く候故朝鮮國中モソ、ソラに專用申候付。例年纔ヒならずは調出不申候。前々より上方ウカ、ウカに而者爲拂候得共、御當地ユに而は爲賣申候事無御座候。市中に而は唐朝鮮之鬻人參商賣仕候由承申候。只今病家人參差支迷惑仕由承餘り難義に存候而。頃日鬻人參少々取寄手前に而獨參湯にいたし試仕候得者、成程氣味も強藥性宜敷御座候間。有合候分御當地於小賣所爲賣申候は、價も少々心安候に付輕き者之給

○儀。
○上方へ大坂・京都。

用に仕候外。諸人之病氣をも救可申歟と奉存候故奉伺候以上。

六月三日

宗對馬守内 平田直右衛門

○老中土屋政直。

右に付土屋相摸守用人より、現品内見に付持參し其價書付差出べき旨申來り
現品と共に左の書付差出す。

髭人參一斤 價六百四十目

但一兩に付十六匁宛

右差障無之勝手次第被賣可申旨指令す。

(5) 寶永二町奉行より人參問屋へ不正人參の注意を與ふ
年八月

寶永二乙酉八月江戸御町奉行坪内能登守様へ人參問屋堺屋七郎兵衛被召出。
小賣所の人參生惡敷仕込物有之人參交居候段被仰聞候に付。御留守居山川作
左衛門能登守様に被差出候次第。

本件は先日御城に於て御老中御列座にて土屋相摸守殿人參仕込等有之、其上
唐人參和人參交居不宜段汰沙仕候に付。吟味仕候様にと町奉行へ被仰付しに
よる。

○坪内源五郎定
録。

○生ハ性。

○仕込物ハ鉛等ノ
挿入物。

○唐人參ハ支那商
人ノ手ニテ輸入セ
シ滿洲人參。
○和人參ハ竹筍人
參。

本件に付對馬の留守居より奉行所に差出したる書面。

口 上

昨日は人參問屋七郎兵衛被_レ召寄、此程人參御調被_レ遊候處。半兩包之内仕込有之人參多く交居候由に而能登守様御意之趣各様を以て七郎兵衛に委細被_レ仰聞候段。早速私共へ申聞承知仕候。

人參に仕込物有之段は彼國商人共利徳之爲生人參之時仕込仕候故、此方之力ニ不及儀に御座候。仕込有之段對馬守も氣之毒に存兼而朝鮮國に書翰を以申遣。隨分吟味候得共異國の事に候得は不_レ任_レ心候。近年出來候人參は大形不_レ殘致仕込置候、其段嚴く改請取候而者只今之十分一も請取候人參無御座候。只今之通りニ而さへ世間病用差支申候處此上又々出高減候而は必死の病家可_レ致難義と存候故無_レ是非只今之通り之人參請取申事ニ御座候。獻上之人參杯は別而念を入候得共是とて仕込有之候故、年寄の御老中様迄度々其御斷申上候事に御座候。右之譯に付此方にて仕込物之吟味決而難成候右之通御序に宜仰上可_レ被_レ下御頼存候以上。

宗對馬守内 山川作左衛門

○豫而。
○大方。

猶併せて人蔘の包は問屋にてする事なれば。和人蔘唐人蔘等を交ゆるは商人が利慾の爲の仕事も可有之……云々、と此事は對馬に關係無きことを辯せり。
(6) 寶曆二年 幕府對馬に對し人蔘平等賣の内命を下す、對馬は協賣の制限方を願出許さる。

此時代朝鮮人蔘甚しく缺乏したるより對馬に於ては其値上方を申請せるに付て。幕府よりは平等賣即一定の値段を定め年々其價を以て賣下を爲さしむるの方法を取るべく内命せり。本件宗對馬守より土屋相摸守へ。

一、人蔘は朝鮮の山に自生するものにして年々豊凶の差あり。其出方により東萊に於ける買入値段も異なるものなれば、平等賣は出來難し。

二、對馬の手によらず外の口より入來る朝鮮人蔘、唐人蔘の協賣對馬以外の手によるの値段、對馬の人蔘より高價に取引せらるゝ實狀なれば。爾後對馬の手による朝鮮人蔘小賣所の値段よりは高く取引せざる様申付られ度事。

右の如く申請し、右により平等賣は行はざることゝなり。且土屋相摸守より奉行へ左の如く仰せ付らる。

覺

○對馬以外ノ朝鮮人蔘ハ、密貿易ト、一ハ唐商ノ手ニヨリ入來ル朝鮮人蔘トアリ。

○御觸書留中ノモノ下ノ文ト同一ナリ但十一月十一日トアリ。

○老中松平重良勲
定奉行萩原秀四郎
重秀元老中西丸附
土屋政直宗仙院ハ
奥醫者攝。

近年高直成人參商賣有之由相聞候。宗對馬守方より出候朝鮮人參小賣所之直段々高直に向後一切商賣不可仕、尤唐人參も同前に候間急度可被^{キツト}申付候以上。

寶永四年丁亥十一月二十一日

右江戸・京・大坂・長崎の奉行へ申渡す。

本件落着により對馬より夫々口上又は書面にて使者を遣はし、御禮と共に物品を遣る其中人參を贈りしもの左の如し。

人參十兩 松平美濃守様

同 土屋相模守様

同 萩原近江守様

人參五兩 宗仙院

人參二兩 松平美濃守家老平岡宇右衛門

同 同 數田五郎右衛門

(7) 寶永五年二月二十八日 人參拂底にて毎日半斤賣とせしを人參到着に付一斤賣とするこ
とを對馬より老中へ届出承認を得る。

口上覺

○此時朝鮮ヨリ六十斤到着ス。

此程人蔘少々到來仕候付一斤賣に仕度之旨奉伺候處。勝手次第其通爲賣出可申旨御差圖被仰付奉畏候。尤世上之爲に御座候間跡賣續候様可仕之旨是又奉得其意候。段々出立申時分ニ御座候間追々可致到來哉と奉存候。則途中對馬守方にも御差圖の趣可申越候右御請爲可申上貴様迄如此御座候以上。

三月五日

杉村采女

奥田與惣衛門様

本件三月六日より實行し對馬留守居より町奉行其他關係の向々へ通知す。

此後屢本件同様一日一斤賣とし、或は半斤賣とし、或は一斤半賣等。人蔘の出方により多きは三斤少きは半斤とする等伺出の上實行せり。

(8) 正徳二年十月十五日 將軍家宣薨去には人蔘座休止すべきや否を伺ふ

公方様昨曉薨御被遊候處、昨日中は町中閉店を被仰付無御座。今朝より江戸中端々に迄閉店被仰付。依之人蔘座拂方之儀先規日蝶等考候へ共不相知候付。人蔘座に數年勤候手代之者勘定所へ召寄遂吟味候處。常憲院様薨御之節も人蔘之儀は一日も無斷絶賣渡し候様と覺候由申聞候付。公儀御不幸之儀に依土屋相撲守様へ御身分之爲伺御機嫌村山三左衛門參上仕候節、小笠原準之助様へ

○此時代朝鮮ノ栽培人參未ダ起ラズ山人參ハ品質下劣トナレリト雖モ滿洲人參ハ優良品ヲ産セシニヨリ、支那ヨリ朝鮮ニ密輸入サレタル滿洲人參ナランカト考ヘラル。

申談候。 ……云々其結果は。

人參之儀ハ生命カカに抱り候藥種之儀に付、一日も被差留候而は病家之支と可相成。商買之儀は遠慮致、店は閉むるも隱便に賣渡べしと仰付らる。

(9) 正徳三年十一月 對馬より類違人參輸入許可願に對し幕府之を不許可とす

此時類違人參と稱する一種異なりし人參百斤餘輸入したり。其値段は普通の人參一兩に付銀三十六匁たるに對し、一兩銀七十八匁餘にして倍額に當る。

十一月二十二日土屋相模守へ對馬家老平田直右衛門を召寄せたる際此人參を提出したるに。相模守は上人參とは格列の違に而預り置との言葉ありしも、同月二十五日に至り平田を召寄せ。類違人參持渡候儀を被致無用只今迄之通の人參計渡候様に可被致と達したり。幕府の趣旨は直段の高きによるを以てなるべし、而して此類違人參とは如何なる人參なりしかは不明也。

(10) 享保九年三月 輕き者買入難義に付人參直段引下方内命並人參座係不直成に付取替を命ず。

御勘定奉行筭播磨守より對馬家老大浦忠左衛門を召寄られ右命令す。

(11) 元文・延享年間 不良人參に關する注意の件

○町奉行水野左近

元文四年己未十月二十五日左近將監の命により細井佐次右衛門對馬屋敷に來り、家老大浦兵左衛門に面會し左の如く命を傳ふ。

坐賣人參艷惡しく其上且悉く鉛仕込者あり。世上病用に成難く難儀仕段相聞へ候。上々撰下人參は仕込物無之様對馬屋敷に罷越留守番の家老へ吃度申置べし。

右答へ、悉く鉛仕込の者には無之、十分吟味し居るも中には間々右の如き不正品あり向後十分注意すべし。

元文五年申正月二十六日御勘定組頭菊池文五郎對馬御留守居へ手紙來り、今四時御城中の口に罷出候様ニと達せられ。春日龜久左衛門罷出る、勘定衆列席座人參袋を被持出。人參半兩の内鉛六分仕込在るを示し注意すべき旨申渡さる。

答 彼國商人共利益の爲に仕り候儀に有之、逐一吟味を遂ぐべく國元へ申越べく候。

同年正月二十七日町奉行所に留守居人參方役人召呼被仰聞。

近年朝鮮座人參殊外惡相成、皮計の人參にて内を粘堅めいたし候類多く。病

用に遣候功も薄く如何敷儀被_レ仰渡。

答 右は朝鮮人の仕業故検査に十分注意する様國元へ可_レ申越候。

延享元甲子年三月二十日町奉行石河土佐守より人參粗惡の件に付御留守居竝人參方を呼出注意す。

輛曰く此時代朝鮮より對馬に交付する人參甚しく不良となれり。其事に付ては本卷上編第三章第五節及第七卷單參の項を參照すべし。

(12) 寛延年代に至り幕府の對馬に對する人參の監督甚しく嚴重となる

此時に於て資金の缺乏より對馬の人參輸入一時滯頓せしを。勘定奉行の取計により其資金を得て、寛延四年六月に至り中絶せし人參座賣をも再び開始する事となれり。此後長崎奉行竝勘定奉行の監督前に比して一層嚴重となり。係役人の人撰、人參入の袋の紙質等微細の末迄も干渉を加ふる事となれり。其中の一大主要點は、人參は朝鮮より江戸に到着せば之を提出せしめ、全部検査の上封印を施して對馬に交附し。對馬が賣拂又は自用の時は是を提出して開封を請ひ、中より必要なる分量を小出して受取り、殘餘のものに更に封印を加ふると云ふ取扱方なり。何故に斯る煩瑣なる監督の手段を執りしかを考ふるに、蓋

左記の理由に基くものなるべし。

一、從前幕府より對馬に對し人蔘資金を融通せしこと一再ならず。其返濟の成績は常に不良なりしこと。

二、對馬が困窮の餘り人蔘を商人に質入する弊あり之を防ぐこと。

三、從前對馬の人蔘處理の申告には懸引ありて其實を得ざりしこと。

四、對馬が人蔘を勝手に有利なる方面に賣りて、一般需用者に多く行渡らざる弊を防ぐこと。

等にあらしものゝ如し、其最初の命令は左の如し。

長崎奉行松浦河内守より對馬に命令

一、人蔘江戸表に直々相廻候節は、伊丹兵庫頭自分兩人之内宅へ持參見分封印被請候事。

一、賣出候人蔘一二箇月分宛請取候儀、并遣用人蔘之儀兵庫頭自分兩人之内へ持參被請取候事。

一、人蔘賣渡之儀屋敷にて當分取捌候事。

一、人蔘入候袋并封印形被相改候事。

○長崎ヲ經テ文シテノ意、伊丹兵庫頭ハ勘定奉行。
○長崎奉行ノ江戸ノ邸ニ於テモ事務ヲ取扱シ也。
○遣用トハ對馬守ノ自家用料ノ人參、家中藥用鹽遣用、等ナリ。從前此自家用料トシテ申告セシ量中ニハ廢アルモノアリシナリ。

○品質検査、此品
質検査へ長崎ニ於
テモ亦行へリ。

○致方。

一、上々人參撰下人參賣出直段之事、右之分は伺置候間、江戸表へ着被_レ致候はゞ兵庫頭へ被_レ相伺_レ差圖可_レ被_レ請候。

右寛延四年長崎に於て議定し、奉行より申渡したるものにして。同年五月勘定奉行伊丹兵庫頭より對馬の家老古川大炊を呼出し種々人參に關係し事細かく質問したる中に。

此節長崎表に而議定濟たる筋共一つ書にて可_レ申聞_レ事。

とあるに對し書出したるものにして、猶古川より……河内守様より右之通書付を以被_レ仰付候。委細昨日申上候通之次第に御座候間、人參之儀品合見分被_レ遊候はゞ、御封印なしに御渡被_レ下候様千萬奉願候。賣出候人參は例之通毎月斤高書付差出候事故、少も相違之筋無御座候。遣用人參之儀も是又其致形悉く書載仕差出候様仕度候。人參掛之役々人參入用之度毎に人參箱持參相請取候而は甚手數と相成、其上品により日々にも罷成可_レ申哉。左候而は對馬守別而難義に奉存候品も御座候間。何とぞ御封印なしに被_レ仰付置御算用而已相立候様奉願候。と口上にて申出猶五月十六日には

到來之人參御檢分相濟候上御封印にて御渡被_レ下候趣。私長崎出船前河内守

○商人へ人蔘ヲ質
入シテ銀ヲ借リ、
又ハ無抵當ニテ銀
ヲ借リシ先々。

様々御附紙に而被_レ仰付候。如何様共御差圖次第に可_レ奉畏候併_{シテ}左様被_レ仰付候而
は小賣遣捨用等之人蔘入用に御座候度毎_ト。役々差出天秤等迄も持參仕候様相
成、掛立仕分等迄には手間取候事故。乍_レ恐御面倒にも可_レ相成哉と奉_レ存候。其上
人蔘は一鉢に御取揚被_レ下候様に相響候而は、借_レ銀先當時斷申達大なる差支に相
成。日々手強催促を請_ク候様相成騒動に罷成候事故。何とぞ可_レ相成御事に候は
ゞ人蔘之品合御檢分相濟候はゞ、御封印なしに御渡被_レ下候様に猶又奉願候、勿
論人蔘取引之儀は悉達御聞候様に御座候間、毛頭間違之儀可_レ仕様も無御座候。
對馬守身代取續候儀に付段々厚御差圖被_レ遊候御事故乍_レ憚右之次第も此節奉願
候。

○大岡ハ御側用人
大岡出雲守。

右之書付大岡様にも入_レ御覽

封印に付ては對馬の甚だ苦痛とする所なれば、右の如く願出しと雖も幕府は
之に許可を與へざりし。且つ對馬に對する疑は一層深くなつて遂に在庫品全
部を檢査して其斤量を確め置く事となり。六月十七日には

朝鮮より度々に人來候人蔘右順番に見分可_レ致候間其旨相心得箱之上に番附
いたし持參可_レ被_レ致事。

是迄到來之人參不殘可有_レ一覽に付、明十八日自分宅へ持參可有_レ之候。其節人參目利候役人三四人召連可有_レ被_レ相越候。見分之上斤量改并撰方等も可有_レ申付候條其旨可有_レ被_レ心得候。

と達して其検査を實行し、一々秤定して品質別に其斤量を記録したり。

對馬は如何にもして此封印より免除を受けんとするか苦肉の一策を考へし如く。閏六月に古川大炊より勘定奉行に、

人參只今之通入込置候而はかび等段々生じ藥性_{シヨウウスケ}拔。其上品により蟲入_{シキナリ}杯も出來可有_レ申候間仕來之手入仕度御座候。御封印有之故此段奉伺候と口上を以て申出たり。

閏六月五日大岡様に持參の書付

人參取扱凡_{スベテ}之仕法

一、人參は取_ル置_ク之致方によりかび生じ、或は品により蟲杯も生じ、其上に而は藥性甚拔申ものに而御座候故年中手入等仕來り候。就中春より夏中迄は別而間々檢分等仕、樟腦等折々詰替申儀に御座候。此節之通久々竹ごり木綿風呂敷に而包入置候分に而は何程に心を用候而も損分強可有_レ之と奉_ル存候。竹ごり

に入置候は國元より御當地へ差越候節之致方に而御座候。以前より人蔘御當地屋敷に而は人蔘藏に入れ、其内壺或は桐之櫃等を差置。樟腦を厚く敷詰め置、其内人蔘之様子により、右藏の内切石之上に油紙を敷、其上に六七日晝夜干候儀も有之。又品により藏より取出しほいろに掛濕氣を去り、其上藏之内に而右之所に干し候儀も有之。又かび付候品は別而日數干し、風に當がひて色合變候節かびを去申儀に御座候。勿論時々氣候に隨ひ右之通仕候事故月々格之相立候と申に而は無御座候。

此書面は暗に封印の非なることを諷したるものにして、其免除を受けんとする意志を言外に匂はせたるもの也。然るに此對馬の苦肉策も却て簞蛇とならんとせり。

閏六月六日に勘定奉行より

一、人蔘手入之儀先達而被_レ相伺候、明後八日より勝手次第手入可_レ被_レ致候。尤手入いたし候節に、前日之朝五時迄之内自分方へ可_レ被_レ相届候。此方より御小人目付四人差出右手入場所に差置候。且又自分家來の者一兩人是は封印之儀に而差出置候間其旨可_レ相心得候。

○封印ヲ解キ手入
ノ後更ニ封印スル
コト。

一、御小人目付并家來之者差出候節、茶多葉粉之外給物何によらず一切無用に可被致事。

一、右同斷辨當遣ひ候節、端近き場所、いか様聊に而も小計用意致被置候様致度事。
一、右同斷差出候節、何方へ向け罷通候哉、案内之者入口へ出居候様被申付置候様致度事。

と達したり、右の如く小人目附等を對馬屋敷に入る、は體面にも關し。且人參藏等の内部を見らる、事は對馬にとりては甚妙ならざる節もあり、是に於て同七日に家老古川大炊より。

人參手入仕候節、御小人目付衆御差越被成、御家來衆可被差出との御事被仰渡候。此節對馬守國元へ罷在候付、右之趣申越承知仕候上、御請可申上候様可仕候。と答へ同六月十日に

人參手入之儀相伺候得ば、對馬守屋敷へ御小人目付衆御差越被成、候家來衆可被差出之旨被仰付候付。對馬守承知仕候上、御請可申上之段申上候處、左候而は差掛候人參手入之儀候得は、其内には猶又かび立強可相成之處、其儀にも食着無之右之通申出候段、御察當之御旨奉恐入迷惑仕候。依之右被仰渡之通奉畏候。

○願書。

○サンアタリハ忌
齋二期レシノ意。

乍去右申上候次第御座候間對馬守方より御請申越候迄之内、屋敷内に而御見分引請候儀私共計ヘカラヒミテハ而は難仕候。併差掛り候人參手入之儀御座候間、何卒別紙以書付奉願候通被仰付下候は、難有仕合奉存候以上。

と願出聞六月十三日對馬屋敷近所下谷新橋通富松町伊勢屋九郎右衛門出店に而檢査を受け手入する事に落着せり。

前記長崎奉行命令の中

一、全部人參を屋敷賣とすべしとの件

に付ては、従前通り屋敷賣、坐賣の二様とする事。其坐賣は伊勢屋九郎右衛門に申付くる事等對馬より嘆願して聞届らる。

二、人參入袋を改むべき件

に付ては更に重ねて下記の如く勘定奉行より命令あり。其理由は袋の重量を減せんとするに在り、本件對馬より……袋の候美濃紙一重袋に可仕旨兼而仰付置候得共。左候而は相障候儀も御座候間何卒上袋唐紙に被仰付、美濃紙を下夕袋に被仰付候様奉願候と九月二十二日に願出聞届らる。

八月七日勘定奉行伊丹兵庫頭より命令

○愈。

一、上々人參、上々次人參直上げ之儀、彌、上々人參一兩に付九十目之積可被相極候。
一、人參入候袋封印形之儀可被改候、尤袋詰致し候以前印形改候袋可逐一覽候。
一、人參賣渡之儀座賣之分は別紙書付之通可被相心得候、但立合役人可差出候間、其旨可被心得候。

一、諸方賣人參之儀は其時々一二箇月分宛だけ可相渡候間、自分河内守兩人之内宅へ持參可在之候。

一、人參入來候度々見分封印之儀是迄之通可被心得候、尤一二箇月相渡候はば残り分へ自分河内守兩人之内封印之積り之事

一、人參掛分け袋詰之節家老立合大目付勘定役兩印形之積、長崎に而河内守申渡候通可被致候、家老故障在之節は前日可被申聞候。

一、對馬守殿遣捨人參之儀は其だけ可被申聞候、其節に可相渡候。

一、人參賣拂代銀屋敷賣座賣共に一箇月切公儀爲替へ被相渡、大坂銅會所へ可被相渡候、尤其節に可被届候。

一、十二口屋敷に而別賣渡候儀は難相成候、屋敷賣座賣共に是迄賣出來候通に被相心得賣渡候様可被致候。

○自家用。

○限。

一、上々次人蔘座に而可被賣渡候賣切候は、其節可被相伺候。

右之通に候此外之儀は長崎に而河内守被相伺附紙を以申渡候通可被心得候。

(13) 寶曆二年 病家に非ずして人蔘を買ふ者の取締を命ず

本件は武士が判鑑を以て人蔘を買入る、權利あるを利用し、其權利を町人に賣りて人蔘を買はしむる者を生ぜしより之を防がんとして發令せられしものなり。此時代御種人蔘漸賣出したるばかりにして一般に普及せず。のみならず其官製に對する信用も薄かりし故如上の行爲も行はれたるなり。

人蔘座へ使之義付申達置候口上覺

今度朝鮮人蔘品も宜相成候處、町人使にて人蔘請取候様成趣も有之由。右に付紛敷筋も有之間。町人使にては人蔘相渡間敷若疑敷相見候者は留置町奉行へ渡可申候。尤捕違候にても不苦段宗對馬守留守居へ申渡置候様にと、御老中被仰聞候に付、右之通對馬守留守居へ申渡候間爲御心得申達候。御組御支配向へ寄々達置可被成候以上。

申 二 月

伊丹 兵庫頭

松浦 河内守

右之趣大名方には無之儀可有御座候得共、無漏御通達仕置候様被仰聞候。『舊政府御達留』『公儀御觸留』

以上は對馬人參文書を主とし、其他の文獻に現はれたる中、第三卷人參經濟史に於て記述する經濟關係のものを除き、主として政治上に關係せるもの、大樣なり。

此以後の事對馬文書其他の文獻には不明なり。蓋漸々御種人參の爲壓倒せられ、爾後朝鮮人參の輸入も頓減せしにより、幕府より對馬に對し監督を行ふ必要も解消し、自然何等干渉を加へざりしに由るものならん。而して對馬の人參輸入を廢したる年代は不明なりと雖も、日鮮兩國の人參文獻の記載より推定せば嘉永年代ならん。

第三項 支那より輸入する人參に對する

幕府の行政措置

對馬の一手に輸入する朝鮮人參の斤量にては一般大衆の需用に應ずる能はず。茲に於て長崎在留支那商人の手に由り支那人參即ち滿洲産人參も亦輸入せらるゝに至れり。是を普通に唐人參と稱し、學者は漢參又は遼東人參など、

○當時支那ニ於テハ滿洲以外ニ人參ヲ産セズ。

稱呼せり。此支那人蔘は人蔘缺乏の爲め却つて對馬の座賣人蔘よりは往々高價に取引せらるゝに至れり、この事前項對馬文書の中に出づ。幕府は此情勢に鑑み享保二十年三月唐人蔘座を定め、本石町藥種問屋長崎屋源右衛門をして之に當らしめ。其價格を公定して高く賣ることを防ぎ、且前に定めたる對馬屋敷の指定せる人蔘座同様印鑑を以て賣買せしめ。實際病家に非ざる者が人蔘を買取り營利することを防ぎたり。由來幕府の何々座と稱する專賣權を有するものゝ中には、冥加金を上納せしめて之を許したるものあれど、此唐人蔘座は協賣を差止めたるものに非ず、唯單に價格調節より出でたるものなれば。冥加金を徴したるに非ず、長崎屋源右衛門の運動により許したるものなるべく。爾後三十餘年の後に於て唐人蔘拂底の理由により、此座賣を休止したるは。餘りに利益無く本人より申出によりたるものなるべし。

其後九十年の後に至り江戸長崎會所と改名せり、

本件公文は左の如し。

(1) 享保二十年乙卯三月 日

覽

○御當地ハ江戸
コト。

○小半兩ハ一兩ノ
四分ノ一。

一、今度唐人參座被_レ仰付御當地にては本石町三町目長崎屋源右衛門右之座致し候間。望之ものは右源右衛門方にて相調候様_ニ可_レ致候。京都大坂にては追而座相極候筈に候事。
一、人參直段之儀上人參壹兩に付代銀五十八匁、下人參壹兩に付代銀貳拾八匁宛に賣出候事。
一、右賣出方之儀町人者其所之名主五人組印鑑を人參座へ遣し置。買受候分量之儀壹人前壹度掛目小半兩宛右印を以て賣渡候。若又大病人等にて無_レ據事候者餘計をも相渡候事。
一、唐人參右座之外脇々にて致商賣候儀も朝鮮人參同前に勝手次第に候事。
右之通町中不_レ殘可_レ觸知者也。

本石町三町目長崎屋源右衛門唐人參座相立候求候様子は委細細井困幡守へ可_レ承合候。
右之通可_レ被_レ相觸候。『御觸書』

(2) 明和元年甲申五月二十七日

大目付へ

座賣唐人參之儀唐國にても拂底之由申立。長崎にて買上候元直段次第に高直に相成前々に競_ラ候而者上中人參とも長崎にて價多相掛候。依_レ之右價だけ上人參半兩に付代銀七匁五分、中人參半兩に付代銀八匁増之積、小人參者は迄之通賣渡候筈に候。

右之趣寄々可_レ被_レ相達候。『公儀御觸留』

(3) 明和七年庚寅六月二十九日

大目付へ

江戸座賣唐人參之儀、長崎表圍_{カヒナ}高當時拂底に付唐船積渡有_レ之迄は。暫座賣相休候間向々

へ寄々可被達候。『舊政府御達留』

此以後も唐人蔘即滿洲人蔘は少額乍らも長崎より輸入せられ此座に於て取扱しも。別に取締の必要も無く幕府は干渉を加へざりし如し。此座は遂に左記の如く他の藥品其他支那輸入品と共に取扱ふ事となり。左の如く會所と改名せらる。

(4) 萬延元年閏三月二十二日。

町奉行衆

塚越大藏少輔

唐人蔘座之儀以來江戸長崎會所と相唱長崎屋源右衛門へ右會所附御用達申付候積。此程御掛合および候處御差支無之旨御挨拶有之候付右之趣紀伊守殿へ相伺候處伺之通被仰渡候ニ付其段源右衛門へ爲申渡候此段及御達候。

申閏三月

第四項 アメリカ人蔘に對する幕府の措置

アメリカ人蔘が佛蘭西商船の手により廣東に輸入されたるは西紀一千七百二三十年の頃なり。それが長崎に輸入されたるは延享四年にして、此時代人蔘の需用大に不足せし時なりしかば。此を使用する庸醫多く、廣東人蔘の名を以て南清商船により爾來輸入せらるゝ數量多額に上れり。此藥材に付ては人蔘なり或は人蔘に非ず全く別箇のものなり等醫師本草家間に議論ありしこと、第七卷廣東人蔘アメリカ人蔘の項に詳説せる如し。

此廣東人參の中には、アメリカ人參ならざる支那の植物をも亦交へて舶載せしにより。當時の本草家は是を三七根なりとし人參に非ずとするの意見多かりしかば。幕府は遂に寶曆十三年八月十三日を以て左の如く之が輸入を禁止するに至れり。

廣東人參商賣停止之事

松平攝津守殿御渡

廣東人參商賣之儀向後堅^{カタク}停止候間此旨急度^{キツト}可^レ相守^レ候。

右之通可^レ被^レ相觸^レ候。『德川禁令考』

寶曆十四年五月二十三日朝鮮人參の儀に付き奥醫師へ國産品を使用すべき趣旨を達したる中にも……既に先達て廣東人參暫通用候處醫師共^{ヨロシキヤホ}宜旨^{ヨロシキ}を申用候。右之品は異國の似せ藥種に候段及露現御國禁被^レ仰付候……とあり。

幕府當局者は本草家の意見に従ひ、之れを支那産の三七其他の贗藥と認めたるものなるべし。其後も禁を冒して輸入したる者ありしは、松平定信の『退閑耕記』に……廣東人參といへるは人參にては無之三七根なりといふ事聞えけ

○御種人參ヲ賣ル爲メニノ意。

○『長崎談』ニモ此禁止ノ年ヲ寶曆十三年トセリ寶曆七年ハ誤也。

○明和元年甲申ノ年。

○水野忠友老中。

れば。廣東人參うりかふ事を禁せられたり……公の利あるを計らせ給ひて廣東を禁せられけりと疑ひ思ふにぞ、ひそかに求めて止まざるけり……とあり。

蜀山人『一語一言』には……去る寶曆七年向後廣東人參持渡まじき旨被仰渡の處。其の後も密々に隠し持渡候に付燒捨拂捨に成、依之未年一切賣買停止被仰付。今年九月三日唐人屋敷門前に於て廣東人參四百五十斤餘燒捨仰付らる……と出づ。

然るに其後天明八年戊申正月二十二日に至り之を解禁し左の如く達せり。

水野出羽守殿御渡候御書付寫 三奉行に

廣東人參之義先年賣買停止被仰出候處。此度御糺之上病症により其功能も可有之に付、下々迄容易に相求候爲。向後前々通賣買勝手次第可致旨被仰出之。

右之通可被相觸候『公儀御觸留』

右は其後の研究により賈藥に非ずアメリカに産する人參の一種なること、其功能人參に亞ぐ事等醫師本草家により判明し。且つは人參不足の時に於て補助藥材として下民に必要なを考へしに因るものなるべし。

其後に於て此藥材に對し何等處置せられしこと文獻に見えず。蓋し御種人

○木項ニ付テハ第七卷竹節人參、和人參、直根人參吉野人參ノ項ヲ參照スベシ。

參の増殖普及により、其輸入も賣行も使用も自然に止みたるに由るものならん。

第五項 竹節人參竝偽似人參に對する

幕府の措置

竹節人參は寛永年代歸化清人醫師何欽吉が日向の山中より發見して使用せしに始まり。爾來人參の供給缺乏不足したる際各地の山中に於て發見し、之を人參代用品として使用されたり。此植物は人參とは同屬にして其形態も殆んど同じく唯根に横梁根のも。其味は直根の者は大抵人參に同じく、横梁根の者は味甚苦けれど其鬚根の味は殆んど人參と同一なるより。各地に於て製造使用され人參の缺乏を補ひたり。而して一方真人參に偽り之を賣買する事も行はれしにより幕府當局者は此點より取締を行ひ、別箇のものとして嚴格に區別せしめて賣らしむると共に。人參の缺乏を補ふべく有用なる事をも考へて、此の賣買を一定の人に認可する方法をも執れり。

其措置と其公文以下の如し。

(1) 竹節人參と朝鮮人參及支那人參とは混淆して賣ることを禁じ別箇の藥肆に於て賣らしむ。

元祿三年七月 日

木藥屋ニ而ハ和人參計商賣致シ唐人參朝鮮人參交候儀仕間敷事。

一、和人參商賣之儀麴町三丁目庄左衛門店、長谷川安清に御免被遊候間此段相心得可罷在候。
木藥屋方ニ而商賣仕候節和人參計商賣可仕候。唐人參朝鮮人參交候而商賣堅仕間敷、若相背和人參に唐人參朝鮮人參交商賣仕候はば、御穿鑿之上急度可被仰付候間此旨堅相守可申候。『御觸書』

(2) 竹節人參は指定したる者以外の賣買を禁ず

元祿十四年辛巳十二月二十五日には

和人參商賣之儀、長谷川安清、香具屋信濃ニ差免候。惣而和人參外にても紛敷致商賣候様
に相聞候條、自今以後右兩人之外和人參一切商賣仕間敷候。若相背もの有之ば可爲曲事候
以上。『御觸書』

(3) 竹節人參の製法進歩し之を廣く賣ることを許す

享保十八年癸丑十月

覺

一、和小人參只今迄製法不致、生藥にて相用候に付効能無之候處。此度齋田甚三郎坂野平助、
河村彦左衛門、植村新八、右之者共製法いたし藥種問屋改會所にて相改候上。藥種問屋並
右製法人印判相加へ商賣いたし候事。

一、製法和小人參、唐人參と功能同様にて紛敷儀に無之候間、望之者共ハ相調可申候。右製法
之儀若似せ候而商賣致し候者於有之者、急度可申付候。『御觸書』

○小人參トアルハ
竹節人參横梁根ノ
モノノ鬚根。和人
參トアルハ同上直
根ノ者ノ本根及鬚
根。製法トアルハ
浸湯シ他ノ物質ヲ
用ヒ工作シタル
考。

享保十九年五月

一、町醫者吉田玄庵和人參製法致し藥種問屋に賣弘め候。望の者は相調へ可申候様に町中へ可觸知者也。『大成令』

享保二十年乙卯三月 日

一、町醫岩永玄浩、杉山養元と申者、和人參製法致し數年相ためし候處。効能唐人參と同様に付、獨參湯に致し大病人にも相用候處、快氣を得候由。依之製法之和人參、大傳馬町貳町目、虎屋平右衛門方にて賣弘め候間、望の者は相調可申候。大人參壹兩に付拾八匁、大折拾匁、折人參九匁、鼈人參七匁五分宛賣渡候。此旨町中可觸知候以上。『御觸書』

延享三年丙寅十月二十四日

大目付へ

小石川諏訪町伊勢屋清左衛門、桃町九町目大坂屋多四郎と申者、共方にて和國人參商賣致し。十一月七日より賣出し候間、望の者は右之者共方にて相調可申候。『舊政府御達留』、『公儀御觸留』

寶曆四戌年二月

和人參賣弘代料之事

大和國吉野郡下市村岡谷彦右衛門製法、和人參賣弘。竹川町松屋半兵衛、南傳馬町壹丁目

伊勢屋孫八と申者方ニ而本朝人蔘と名付。来る十五日より致商賣候間望之者は右之者共方へ罷越相調可申候。

一、大人蔘	掛目壹兩ニ付	代銀	五拾目
一、小形人蔘	同	代銀	三拾八匁
一、刻人蔘	同	代銀	二拾五匁
一、粉人蔘	同	代銀	二拾匁
一、枝折人蔘	同	代蔘	二拾五匁
一、肉折人蔘	同	代銀	二拾二匁
一、鬚人蔘	同	代銀	拾五匁
一、節人蔘	同	代銀	五匁

右之通可被相觸候 『御書付留』

以上何れも本人等の運動による情實あるを否定するを得ずとするも。幕府當局者は取締上眞人蔘との混交を防ぐの趣旨より出でたることをも亦認めざるべからず。されど此竹節人蔘を以て朝鮮人蔘、御種人蔘に偽造し。或は其中に混入する等の奸手段は到底根絶する事を得ず。御種人蔘の廣く日本全國に普及したる天保年代に於ても大和吉野地方に於ては。之れを御種人蔘と同一の栽培法により栽培し、同地方一廉の産業として之を製造して。大坂表に積出したる事より考ふれば、大抵皆人蔘偽造品の材料に使用せられたるものなるを推定すべし。

【附記】

○下記第四卷人蔘栽培篇ニ詳記ス。

○平戸人參ハ防葵ナルコト第七卷御至人參ノ項ニ出ツ。
○熊野小人參トハ竹節人參ノ熊野産ノ誤撰ヲ云フ、第七卷其項參照。

『和漢三才圖會』には平戸人參と熊野小人參に對する賣買禁止の記事あり、則ち左の如し。
同書卷九十二藥品の項に

凡そ藥品の中華より來る者大君命じて藥を識るの人を長崎に遣はし、悉く之を辨正し以て交易を許す。日本に出る藥品贗偽の者嚴に禁止せらる。

(とある中の一部に)

目を重めし輕粉　平戸人參　熊野小人參

右件の藥は性功佳ならず、之が賣買を禁ずる所以なり。

明曆四年の法令其詳審なること之の如し。然して恐くは詐つて送る者嘗めて之を綿審し、求め擇ぶ者は毎に等閑にする也。蓋し藥肆言へるあり、價の賤しきを欲せざれば眞なる者を得べしと。

柄考ふるに右明曆の年號誤れるが如し、何となれば此時代は未だ擬似人參の廣く世に行はれざる時なれば也。

第六項　不正人參に關する幕府の取締

幕府が執りたる人參政策の中。正しき良品を可成一般に普及せしむることは其主眼とする所なれば。本項に付ては特に意を用ひて施行せられたること、本節各項に記したる如し。而して醫藥行政上より廣く一般の不正藥品の取締に付ては。

(1) 寛文十一年辛亥十月二十六日に奉行より左の如く達せり
一 諸國においてにせ薬種一切停止たるべし。若にせ薬種商賣仕輩^{ヤウ}在^{ヤウ}之ば訴人に出べし。
急度御ほうび可被^レ下^ル之事。

右の條々可相守此旨若違背之族^{トモ}於^レ在^ル之者糺科^ガ之輕重或死罪或可爲流罪。惣而誓約をなし結徒黨輩あらば御穿鑿之上可被^レ行^ハ嚴科者也仍下知如件。『憲教類典』

(2) 天和壬戌二年五月にも奉行より左の如く達して密告を獎勵せり

定

一 毒藥竝にせ薬種賣買之儀堅禁之。若於商賣仕者可被^レ行^ハ罪科。たとひ同類たりとも訴人に出る輩は急度御褒美可被^レ下^ル之事。

右の條々可相守此旨若違背の族有之に於ては、可被^レ處^ル嚴科者也仍下知^ガ如件。『武家嚴制錄』
(3) 貞享二年乙丑七月十一日には特に人蔘のみに付て達したり

覺

一 頃日惡敷人參相渡之由相聞候之間。向後致吟味紛敷人參堅商賣仕間敷候。若似せ人參賣渡候、者有之候はば早々可申出。隱置脇より相知れ候はば急度曲事可申付者也。『御腹書』

(4) 正徳元年辛卯五月には一般ニセ薬品に付左の如く達したり

一 毒藥竝に似せ薬種賣買の事禁制す。若違犯のものあらば其罪重かるべし。たとひ同類といふとも申出るにおいては其罪をゆるされ急度御ほうび下さるべき事。

右條々可相守之若於相背者可被^レ行^ハ罪科者也。『新撰憲法秘録』『棠陰秘鑑』

其不正人參の廉により處刑せられたる記録左の如し。

△享保十三年申年八月二十八日入牢 小野道順

右道順儀似せ人參拵候依科引廻之上於品川獄門。

△享保十五戌年十二月十四日入牢 品川新宿丸屋七兵衛旅人元四郎

右元四郎儀桔梗キキョウ煎茶ニ而染人參之由偽。作兵衛と申もの申合語り候而金子を取候ニ付。

引廻之上於品川御仕置場死罪。

△寛政四子年 大坂町奉行松平石見守伺

贖人參を拵拾取候趣ニ申偽代銀イカヅかたり取候一件

攝州東成郡北平野町四丁目大塚屋宗吉借家

和泉屋 喜 八

無 宿 宗 兵 衛

右之もの共儀贖賈東人參を拵拾取候趣ニ申偽。所々途中ニ而往來人を謀賈アゲズ拂代銀錢かたり取候段不届至極に候得共。全正眞とは不相見品ニ而自然と贖物と申儀相分。人命に拘り候儀にも有之間數哉に付。兩人共入墨之上喜八は所を構大坂三郷宗兵衛は大坂三郷拂：：との伺に對し：：右評議の上似藥賈候者之御定ニ而兩人共引廻之上死罪：：と決定せり。以上『徳川禁令考』

其記録に漏れたる犯罪處刑者は猶多かりしなるべし。

第七項 徳川幕府の人參官營

第一目 總說

德川政府の人蔘行政は總て最初より濟生救民の趣旨より出發し、最後迄此本領を以て始終して渝らざりき。凡そ德川十五代二百六十餘年間に於ける庶政中人參官營は善政の第一位に置かるべきものにして、德川當局者が御種人參に關する布達を發布する時に……萬民御救の爲と言へるに違はず、下民に迄其恩惠を及ぼす事に深く意を用ひられたり。是を支那朝鮮の人參惡政に比較すれば、雲泥霄壤の差ありと謂ふべく。其善政は永く竹帛に光彩を垂れ放てるものたり。今日に於ては人參は左したる醫藥上の必要品に非ざれども、當時に在つては此藥材は實に國家の最大必要品にして、其價の貴き爲に最愛の女子を娼家に賣りて病に之を購ひ、或は人參代の爲めに病癒へし後首を縊る等の悲惨事も稀ならず。如何に幕府の當局者が對馬系長崎系の人參に對し統制督勵すると雖も、僅かに需用の一小部分を充すに過ぎず。享保二年本草家蔣翁阿部友之進の言上書に……近來人參殊の外高直に相成、下々大病の節人參の入りたる藥方仕兼數萬人一統難義仕候に付、人參の儀別して大切に被思召候様奉承候……とある如き情勢に鑑み、享保年中に於て幕府當局者は國產品たらしめ其

供給を豊富ならしめ所謂萬民を救はんとして。其栽培を試み數回失敗の末二十有餘年の後に至り漸其成效を見。之を製造して一般に供給することを得るに至れり。是實に日本國民の科學的天分の豊富なるを表證せしものにして。此大成効の榮譽は事に従ひし本草學者と實際家の努力精進に歸せざるべからず。此事業成效の結果は日本數萬の病者と其近親に慰安を與へて。如何ばかり其渴望を醫したるかは測り知るべからざるものありしなり。

『松園漫筆』に……大切の病人元氣を補ふの功は惟だ朝鮮人參の外なし。卑賤貧窮のものは價の貴きに力及ばずして見ながら死に至るを待つのみ。こゝに仁君萬民撫育の憐み深く、窮民の力足らずして治すべき病、死に至るを察し玉ひ。御手づから御園に御試あつて之を作らせられ、次第に繁茂し今世上に御種人參とて自由に用ゆるもの之れなり。……今卑賤貧窮のものまで其の價の下料なるを以て心やすく疾を救ひ、忠臣は主君の命を助け孝子は親の壽を益す。殊に仁君の恩澤萬民に潤ひ流れ、窮民を御憐みの御慈悲をおろそかに思ふべからざるなり。……とあるは決して過頌の辭には非ざりしなり。

『甲子夜話』にも……林丈の言ふには、享保の御深仁永く後世に傳ふること舉

げて數ふべからず。牛酪も亦その中の一つなり、併し第一は朝鮮種人蔘なるべし……。

小磯元徳惟馨の『官制葳辦』中にも……抑も官制葳之四方に周流するや聖代仁政以て黎庶に被し。鰥寡困乏の民に逮及する所亦大なる哉……とあり。竿齋石坂宗哲の詩中にも……宏哉徳廟神算遠、靈苗移下日光側、王氣鍾秀土得宜。三極五葉益蕃殖……とあり。

田村藍水の『人蔘耕作記』に……野州日光山今市の邊に植させ給ひぬ、是に於て歳々繁茂増長して花實爛熳たり、其根員數千萬根に及べり。故に萬民危篤の症を免れ、死命を全ふする事、此時より満足ぬ。誠に衆藥の嚆矢國の大功、巍々蕩々として是より大なるはなし……。

屋代弘賢の『古今要覽』に……享保の比掛卷もかしこき御惠にて。此種を召よせ給ひしより、今に至りて諸國繁衍せしは實に莫大なる仁惠、仰ぐべくたうとむべし……。

平賀源内の『物類品隲』に……朝鮮參上品の如きは其價極めて貴ければ無力者望を絶つ。加之若し故ありて朝鮮此の物を本邦に渡さざる時は有力の人

と雖も又手を束ねて斃るゝを待つ。此の種朝鮮に徴してより孤貧窮民と雖も、頼て沉痾より起つことを得て四海好生の徳に沐す亦贅なからざるなり……。以上識者の言は興情を代辯せるものと謂ふべく。其官製品拂下開始當時は勿論後世に至るまで、惠浴を感せしことの如何に偉大なりしかを想察すべし。

第二目 人參栽培の行政

(1) 御種人參の日光に於ける栽培の行政

最初幕府が享保年間に於て朝鮮竝支那より人參の生根竝種子を取寄せ試植したる經緯に付ては。第四卷人參栽植篇に於て、其修製に付ては第五卷人參醫藥篇に於て詳説すべく、茲には其記述を省略す。而して日光山下今市附近に試植したる時代に於ては悉く官營として施設し、學者をして之を主管せしめたり。此時代の作付地積は甚狭少なりしものゝ如し、其後成効の後作付反別を増加したる時の事情明瞭を缺ぐと雖も。某る一定の區域と其耕作人には、一定の報償を與へ、其他には隨意耕作を許したる如し。

延享三年八月町奉行へ達したる書付に

朝鮮人參の種ニ而被仰付作立候人參藥種屋共へ直段入札爲致。右人參高札

の者へ相渡、向後和製人蔘と名付直段之儀は、藥種屋共勝手次第ニ賣出候様に可被致候。代物は人蔘出方多少に應じ不殘人蔘作り候者へ取らせ候様に致候はば。往復共に人蔘出し方も宜可有之候間、其趣可被心得候……とあるより見れば此時は。

一、幕府當局者は、作付段別も増加したるに因り其報償を與ふ代りに。生根賣拂の方法に付周旋して間接に耕作者を保護したること。

一、其製造は幕府に於ても研究し、亦民間に於ても研究の結果略ほ成効せるにより。是れが全部の製造には手を着けず、藥種屋共に任せたること。

右の如く解すべく即ち官營製造は初期は行はざりしと考ふべきが如し。同年十月に至り……朝鮮人蔘の種にて作り立候。大人蔘折人蔘、本石町二町目岡肥後竝大傳馬町藥種屋共方にて商賣致し候。望之者は右之者共方にて相調可申候と……觸出たるは、右生根を藥種屋共が製造したる物と推定すべし。

其後十三年の後神田紺屋町岡田次助に人蔘座を許したる時は、既に耕作も製造も全部舉げて官營としたることは。明和元年十二月の町觸の中に……段々増長いたし候に付、御製法被仰付諸人爲御救神田紺屋町に人蔘座相建……云々

○幕府ハ最初民間ニ製造セシメシヲ後輩ゲテ官營トシタルハ醫藥行政上如此スル事ヲ必要ト感ジタルニ由ルモノナルベシ。

とあるにより、又其他の人參全文獻の記載振より推考して確實なりとすべし。右の如く製造を官營とせし後は、作付地も年々増加し今市板荷イタダを主として其附近に廣く栽培するに至れり。此時代には其地の農民をして事に當らしめ、時々吏員を派して之を監督し。耕作人には總て租税を免じ、又一種の株券を發行して其證とし且權利としたり。其生産の水參收去の方法に付ては文獻上に詳かならず。また筆者が昭和七年其史料探訪の爲實地に赴き搜索したれども、遺憾ながら要領を得る能はざりし。察するに買上の方法に依らずして一定の報償を與へたるものならん。

日光と宇都宮の中間に大澤村あり、此處は歴代將軍が日光に參拜の時の道筋にして休憩所の設けあり。各將軍時には此地より鴛を人參畑に枉げて視察御覽と稱すし其の業を奨勵せられしと云ふ。

△幕府保護下にありし下野國一帶の栽培地も、寛政二年十二月に至り製造の廢止と共に幕府の手を離し、左の如く達したり。

大目付へ

朝鮮人參之儀拂底の品にて高値成ゆゑ輕き者共大病候而も容易用候事難成に付。享保年中より朝鮮種を以て人參作種之儀御世話有之候處。次第に増長いたし、當時は諸國に於て作覺ツクリオモ世上指支も無之趣に候間。公儀より作種被仰付候儀以來被差止、製法所にて座

賣相止候。是迄は人蔘作候儀無謂候而は不相成候處、以來は作候儀は勿論買賣とも可爲コトナク勝手次第候。

右之通可被相觸候 『舊政府御達留』『公儀御觸留』

△然るに享和三年三月に至り野州一國を御用作とする旨命令せしが。天保十四年に至り水野忠邦の大改革の際に至り同年十二月再び之を罷め。左の如く達して全國買賣も栽培も自由に開放せり。

攝津守殿御渡

：(前文前項の全文と同一に付略之)

右之通寛政二戌年十二月相觸候處、享和亥年三月當分之内野州一國之儀は不殘御用作に申付候旨相達候處。以來又々人蔘拂底にて高價に相成下賤のもの共及難儀旨相聞候きこに付。猶又向後は寛政之度相觸候通相心得。作り候儀並買賣勝手次第に候間可成大人蔘作増候様可被申付候。

右之趣下野陸奥、出羽信濃、越後御料者御代官、私領者領主地頭より可相達旨可被相觸候。

『天保新政錄』

△而して又もや弘化元年八月に至り、野州一國を御用作として左の如く達したり。

大目付へ

朝鮮種人蔘作立之儀並買賣共向後可爲勝手次第旨去々寅年相觸候處。此度右人蔘御用に付當分之内野州一國之儀は不殘御用作に申付候間其旨相心得可申候。尤人蔘懸役人カキより可相達儀も可有之候間可得其意候。

右之趣野州村々御料者代官私領者領主地頭寺社領共不洩様可被相觸留候。『舊政府御達留』
『公儀御觸留』

△右の如く屢變更して御用作を廢するを得ざりしは。其人參に關係せる役人等が種種の
役得を失ふために之が廢止を好まず。裏面より策動せしに因るものにして。御用作は
嘉永年間には更に新株を起す 維新前途繼續せられ其製品は藥種間屋に拂下げ或は支那に輸出せられたり。

(2) 人參栽植の獎勵

當初享保年代に於て幕府當局者が人參の栽培を試みし時は、所謂萬民御救の爲め國產品たらしめんとする外に他意あらず。其耕作、製造、販賣等を擧げて官營とするの意思は毫も無かりしなり。唯力めて之を廣布せんとして、諸侯其他に種子の頒與を爲したること第四卷人參栽植篇に記せる如し。故に未だ人參座を開設せざる前、即人參座開設より二十五年前元文の年より、之を一般に栽培せしめんとして種子の頒布を計劃せり。其一般に告示したる公文左の如し。

△元文三年戊午五月 日

於日光朝鮮人參實數多出來候に付被下候方も候、願候事難成面々も有之、何れにも多く相成候儀專一候。無差別遣候而は懇望に無之候而も可相願に付。此度本石町十軒店に罷在候御用相達候町人岡肥後方にて可賣渡候。不依誰望之面々は可相調候。『舊政府御達留』

『公儀御觸留』

△元文四年未年四月

朝鮮人參植方望之者可調事

一、朝鮮人參の實植いたし度望之者候ハ、右實六月中旬より七月中頃迄本石町十軒店岡肥後賣出候間可調旨去年相觸候。當年も右之時節肥後方に而賣候筈ニ候末に至候而ハ實かたまり生じ方惡敷候間。望之者は早々相調候様可致候。

四月

其人參座を開設し官營としたることも決して營利を目的としたるものに非ざるが故に。官營中と雖も猶一般に栽培を獎勵したり即ち。

△寛政二戊年八月十三日

越中守 殿御渡 三奉行へ

唐蠻藥種類前々より於御藥園植付被仰付候儀ハ。全く追而手廣に植殖し下々御救可相成ために候。右藥種類土地により少々之功能優劣は有之候得共格別に相劣り可申儀にも無之處。拂底成物をのみ貴び候習はしにて、人々渡藥之名に泥み。眞偽紛しく功能不正之品を不辨、又は年を経候而氣味薄き類をも相用候ハ。藥性の糺し方暗きにより心得たがひ候事に候。既外國通商之以前ハ夫に隨ひ候而療治も出來候事に候。依之猶又唐蠻藥種追々所々へ植殖し被仰付候間、土地に應じ候類も次第ニ出來可申儀ニ付。別紙之通相觸候間心得違致間敷候。且又唐蠻藥種之内久々不渡來分ハ格別に値段を引上候之間。一統難儀にも及び和産之由ニ候得ハ功能之善否にもよらず、多くは取用ひ不申様に致成し候間。をのづから難引合植殖し候ものも少く候。依之追々植殖し之唐蠻藥種專試候而相用ひ候様

可致候様可致候。尤藥種問屋の者共へも其向々ニ而右之趣申關候様可致候。

右之通御料ハ御代官私領ハ領主地頭より不洩様可被相觸候。

八月

右之趣可被相觸候。

三奉行所へ

以來年々唐蠻より藥種御取寄有之追々植殖被仰付。江戸京駿府長崎御藥園之外にも諸國御代官陣屋内へも追而は藥種植殖方被仰付候。依之藥種植殖し度存候者は御藥園迄願出候はゞ藥種苗被下。竝植方製方も書付候て可相渡候。尤朝鮮種人參之苗等も願次第可被下候事。

一、當四箇所御藥園に有之藥種も多分之儀に付藥種の名は其藥園へ出候て相尋可申候。藥種有之候而も未繁茂不致分又は追々願人有之被下ニ相成苗不足等之節追て繁茂の節に至可被下事。

一、向寄御代官所においては當時植付いたし候儀に付追而相觸候迄は先四箇所御藥園へのみ可願出候。

一、領主にても領分之内百姓持畑等へも爲植殖申度存候ものへは可被下候。尤爲願植置度之願にては被下間敷候事。『舊政府御達留』

右の如く人參栽培は廣く獎勵せしと雖も弘化年間に至り。官製以外の和製人參増加し混交して賣買せられて官製人參の賣行にも影響せしより。弘化三

年十二月に至り左の如く達して人參種の賣買及隠し作りを禁ずるに至れり。

△朝鮮種人參作立之義當分之内、野州一國之儀は不殘御用作に申付候旨去々辰年相觸候處。野州産之人參他國製法之品と相混じ、自然紛數儀も可有之哉に付。御府内其他在々藥種屋共相互に吟味いたし、他國産の品買請候節は國所承り置。吹上役所にて御拂之品と不紛様に可致候。且人參種之儀野州に於いて猥りに賣買いたし候より、隠作り又は參根相對賣いたし候もの有之哉に相聞不埒之事ニ候。右國中御用作ニ相成上者、向後野州國中之もの、人參種一切賣買いたす間敷候。若此上隠作り參根種賣等者勿論不正之品取扱候者有之に於いては、吟味之上急度可申付候、其旨可相心得候。

右之趣御府内竝關八州陸奥、出羽、信濃、越後國御料者御代官其所之奉行。私領者領主地頭、寺社領共不洩様可被相觸候。『弘化嘉永御觸御書付留』

第三目 官營人參の販賣

幕府の朝鮮人參試植の當初、之れを製造販賣等の官營事業と爲す意志無かりしこと前項に述べたる如し。延享三年寅年八月に左の如く達せられたり。

和製人參賣出之儀に付御書付

町 奉 行 へ

朝鮮人參の種に而被仰付、作立候人參、藥種屋共へ値段入札爲致。右人參高札之者へ相渡向後和製人參と名付。値段之儀ハ藥種屋共勝手次第に賣出し候様に可被致候。

一、代物は人參出方多少に應じ不殘人參作り候者へ取らせ候様に致候はゞ。往復共に人參

○岡へ御用達ノ商人、大傳馬町藥種問屋ハ十九人ノ組合アリ。

出方も宜可有之候間其越可被心得候。『御書付留』

此達は水參を競争入札とし、落札の藥種問屋に於て製造せしめしものなる如し。而して其後三箇月を経た延享三年丙寅十月廿八日(令條秘錄には二十五日とあり)に左の如く達せり。

大目付へ

朝鮮人參の種にて作り立候大人參、折人參。本石町二町目岡肥後並大傳馬町藥種屋共にて商賣致し候間望之者は右之者共方にて相調可申候。

右之通可被相觸候。『舊政府御達留』『公儀御觸留』

此達中にある人參は

一、八月の時の達の競争入札を落札したるものなるか。

二、八月の達とは別に人參商賣を初めしものなるか。

三、八月の達の水參競争入札方法は實行したるや或は之を都合により止めたるか。

は明かならざれとも官營製造人參の引受に非ざること、岡肥後と大傳馬町藥種屋以外の人參販賣を差止めたるものに非ず。前後の達の趣旨は單に人參の販賣所を廣く人民に知らしむるの趣旨以外に出でざることとは明かなり。其

後十七年を経たる寶曆十三年癸未十一月二十七日に至り左の如く達したり。

三 奉行へ

神田紺屋町三丁目岡田次助、朝鮮種人蔘座相立候。求候様子は委細一色安藝守へ可承合候。

右之趣向々へ可被相觸候。『公儀御觸留』

此時は既に人蔘の製造を官營とし、其人蔘の拂下の爲めに專賣所たる座を定め賣らしめしものにして。此人蔘座に於ては卸賣も小賣も取扱ひ、小賣のものは對馬の人蔘座に於て行ひし如く武家は印鑑を遣はし置。在町の分は名主家主の印形を以て買受せしめたり。市内の賣藥店に於ても座より買受て一般に賣渡せりと雖も。座の方幾分か價安くして品質も確實なりし爲め、座に於て買受くるものありしならん。而して此座賣たる官製品以外、人蔘の私製品は禁止したるに非ず。故に私製品も亦民間に賣買せられたり。元來此專賣的制度は醫藥普及の趣旨より出で收利的意味無く。製造を官營としたるは良品の一般への供給は官營に依るに非ざれば不能なるを曉りたるより出しものなればなり。

明和以降に至つて其官製品も増加したる爲め、漸次日本全國へ普及せしむる

○勘定奉行一色安藝守政沈

○在トハ村落ヲ云ヒ町トハ町名アル市街地ヲ謂フ。

の方針を執れり。

明和元年甲申閏十二月二十四日

朝鮮種人參之儀は世上人參拂底故末々之輕者共は病用之節もたやすく難相用病氣不_レ本復もの多有之候に付。日本にて可致出來候は萬民御救之事故先々御代朝鮮國へ人參種被遊御所望。野州今市邊にて御作らせ其効能御ためし有之候處。全朝鮮人參に不相替候に付、何卒澤山に作出末々之ものまでも行届候様に種々被遊御世話。其後陸奥國にても作初段々増長いたし候に付御製法被仰付。諸人爲御救神田紺屋町に人參座相建望之者は相渡。竝別紙名前之もの共下賣被仰付。關八州陸奥信濃東海道筋京大坂迄賣弘候。右御製法人參之儀所々にてためし候處至而効能宜敷段粗相聞候。先達而廣東人參暫通用有之候處右品は人參之効能は無之段決定いたし商賣停止被仰付候。此度御製法人參之儀は國々在々病用爲御救、右下賣之者へ賣弘申付候。且又在方にては紛敷人參も商賣いたし候段相聞候間、紛敷儀無之ため人參座より封印いたし。下賣之ものどもへ相渡封印候儘爲賣弘候間其旨觸知らするもの也。

右之通國々在々へ不洩様可被相觸候。

江戸人參座 神田紺屋町三丁目 岡田治助

關八州並東海道之内 本町四丁目 袴屋庄八

武藏相模上總下總常 陸上野下野陸奥信濃 袴屋久七

並東海道之内伊賀伊 同 三丁目 酢屋彌兵衛

勢志摩尾張三河遠江 駿河甲斐伊豆 下賣 伊勢屋儀兵衛

南傳馬町一丁目 伊勢屋孫八

伊勢 町 伊勢屋佐右衛門

酒井屋忠兵衛

酢屋吉兵衛

本町三丁目
藥種問屋

中村屋平兵衛
近江屋

近江屋茂兵衛
伊勢屋彌兵衛

日野屋次兵衛

伊勢屋武左衛門

酢屋又左衛門

酢屋三右衛門

小西利左衛門

酢屋惣兵衛

小西長左衛門

酢屋久左衛門

日野屋十右衛門

酢屋長右衛門

大坂屋庄右衛門

岸部屋善右衛門

日野屋半兵衛

伊勢屋與兵衛

日野屋七左衛門

奈良屋市兵衛

伊勢屋吉兵衛

鯛屋藤兵衛

北村久右衛門

鯛屋市兵衛

袴屋

大坂三郷へ下賣但大坂最寄之國々望有之求度旨申來候得者賣渡遣候管

大坂長堀清兵衛町
大坂尼崎町一丁目

岡谷勘兵衛

右之者共朝鮮種人參江戸賣座並在々下賣申付候。但人參代料左之通

上人參半兩目に付

代金 一兩

並人參半兩目に付

代金 二分

肉折人參半兩目に付

代錢 一貫文

細鬚人參半兩目に付

代錢 六百文

但並折細鬘は小半兩包五分包共相渡 『御觸書』『舊政府御達留』

明和四年丁亥七月 日(舊政府御達留には八月三日とあり)

朝鮮種人參之内上並兩品へ此度一根毎に極印いたし。只今迄之通定値段を以相渡勿論。肉折細鬘割人參右五品共に、武士方町方在方望之者へ相渡候。且若定値段不存者も有之候はゞ人參座に可承合候。

下賣之者

江戸本町三丁目	奈良屋市兵衛	日野屋次兵衛	酢屋又右衛門	喜多村久左衛門
鰯屋市兵衛	伊勢屋彌兵衛	酢屋三左衛門	日野屋十左衛門	小西長左衛門
日野屋半兵衛	酢屋長左衛門	伊勢屋武左衛門	日野屋七左衛門	鰯屋藤兵衛
近江屋茂兵衛	岸部屋善左衛門	小西利左衛門	酢屋久左衛門	大阪屋庄左衛門
伊勢屋吉兵衛	伊勢屋與兵衛			
南傳馬町一丁目	伊勢屋孫八			
伊勢町	酒井屋忠兵衛	伊勢屋佐右衛門		
橋井	大阪屋平六			
京清水門前三丁目	島屋忠兵衛			
二條通室町西へ入町	香具屋四郎三郎			
飛驒國高山町	打保屋平右衛門			

右下賣共へ只今迄は包封印之儘にて相渡定値段を以賣捌候様申渡置候處。此度より上

並二品之人蔘は極印いたし、肉折人蔘は無極印にて何れも包封印相止。一斤入半斤入箱に詰相渡相對値段を以賣捌候様申渡候。細鬘は是迄下賣へは不相渡候得共、右細鬘人蔘割人蔘は包封印にて是迄之振合之通。右五品共下賣之者より江戸中並諸國藥種屋其外手寄次第。當八月朔日より相渡管候間、此旨醫師之類藥種屋共は勿論其外末々之者に至る迄も、其所の役人より不洩様可爲申聞候。尤此觸書之寫町場宿場は自身番所、在方は村役人宅に張置、無怠慢御救之所行届候様可申聞候。

右之趣奉行支配之所は其奉行より、御料は御代官、私領は領主地頭より寺社領共不洩様可被相觸候。

七月

右之通可被相觸候。『御觸書』『舊政府御達留』

明和四年閏九月には更に下賣十七店を左の如く増加し、江戸市中並諸國藥店其外手寄次第に賣捌かしめたり。

大傳馬町二丁目 堺屋九左衛門 美濃屋太兵衛 大坂屋勘兵衛

本石町四丁目 日野屋孫太郎

同 三丁目 大坂屋孫八

神田須田屋二丁目 大坂屋太兵衛

池端中町 堺屋次兵衛

元飯田町 大坂屋孫兵衛

市ヶ谷田町 大坂屋清左衛門

糺町十一丁目 堺屋長兵衛

二葉町 大坂屋七郎右衛門

芝居町 大坂屋六兵衛

新兩替町三丁目 大坂屋八右衛門

小船町三丁目 大坂屋仁兵衛 大坂屋四郎兵衛

米澤町一丁目 松木屋彦四郎 田中屋市右衛門

右江戸市中へ賣捌所を分布して市民の買入に便にすると共に諸國への供給を廣からしめんとしたるものなり。

明和七年以降に於ては前記下賣の藥種屋が居ながら諸國よりの買人を待つ方法に一步を進めて賣弘人を地方に派する方法を執れり。『公儀御觸留』

△明和七年庚寅八月十日

江戸音羽町俗醫 谷次兵兵衛 今泉惣右衛門

上野下野陸奥出羽信濃の國々城下並宿坊在々町々其外迄も朝鮮人參相對値段を以て賣弘しむ。

△同年十二月晦日

右兩人に更に伊豆駿河甲斐遠江三河佐渡に迄賣弘しめ。且傳馬町組藥種屋並南傳馬町伊勢町住居の下賣共よりは人參賣渡間數旨。追て是迄之通爲賣渡候節は可及沙汰之段

申渡す。

△明和八年辛卯十二月

上州新田本町 藥種屋文次郎

右相摸安房上總下總常陸國城下竝宿場在々町々へ相對値段を以て賣弘しむ。

△明和八年辛卯十二月

江戸淺草材木町 藤

七

吉 兵 衛

伊賀伊勢志摩丹波丹後但馬美濃近江若狹武藏の十箇國へ相對値段を以て賣弘め方申渡し。右國々中都合能所へ相對を以て人蔘賣弘元會所相極め。御免人蔘弘所と看板を掛けしめ。

且人蔘代金は上納月延とし、其手許に集りたる賣溜金は他に融通貸付を許したり。

△明和八年辛卯十二月晦日

日本橋坂本町一丁目 岸重右衛門

坂本町三丁目 辻傳次郎

南八町堀一丁目 藤白屋卯三郎

大坂島町一丁目 扇屋三郎右衛門

坂本町三丁目 竹屋清右衛門

山城大和河内和泉攝津因幡伯耆出雲石見隱岐播磨美作備前備中備後安藝周防長門紀伊淡路阿波讃岐伊豫土佐筑前筑後豊前豊後肥前肥後日向大隅薩摩の三十三箇國へ人蔘相對値段を以て賣弘しめ。

且右國々に於て人蔘賣弘希望の者は、京大阪人蔘賣弘會所へ申込相對値段を以て買請賣捌くことを許す。

且人參賣集代金月延上納迄融通を許すこと前項に同じ。

△安永元年壬辰十二月

前々項藤七吉兵衛の仲間へ更に左の四人の加入を許す。

大坂島町一丁目 扇屋三郎右衛門

江戸日本橋 坂本町一丁目 岸重右衛門

江戸南八町堀二丁目 藤白屋卯三郎

江戸坂本町二丁目 竹屋清右衛門

△安永七年戊戌閏七月

下谷池端仲町 堺屋次兵衛

下谷池端仲町 堺屋理助

日本橋坂本町 辻傳次郎

中之郷竹町 伊勢屋吉兵衛

京都三本木町 角屋六兵衛

山城大和河内和泉橿津伊賀伊勢志摩近江美濃若狭丹波丹後但馬因幡伯耆出雲石見隱岐播磨美作備前備中備後安藝周防長門紀伊淡路阿波讃岐伊豫土佐筑前筑後豊前豊後肥前肥後日向大隅薩摩の四十三箇國へ相對値段を以て賣弘しめ。右國々にて人參賣弘希望の者は大坂朝鮮種人參賣弘會所へ申込。相對値段を以て買請賣捌くことを許す。

且人參代金日延支拂融通の件前項と同じ。

以上何れも江戸市中へ觸れしむると共に、御料は代官奉行支配の所は其奉行私領は領主地頭より寺社領共に城下并在町とも洩れざる様相觸れしめたり。

右賣捌人等が幕府より其指定を受くべく、裏面に於て運動したる情實關係ありとするも。全國へ之を普及せしめんとせし當局者の苦心は之を認めざるべ

からず。

座賣の廢止

天明七年丁未十一月二十三日に至り紺屋町の人參座賣を廢止し、元飯田町中坂上人參製法所にて賣渡すこととなり。印鑑印形等にて受取の法を廢止し勝手に買取らしめたり。且代價を引下げ即左の如く觸書を發せり。

朝鮮種人參之儀享保年中被遊御世話諸國にて出來段々致増長候に付、末々輕きもので病用之節容易に相用候ため。寶曆十三年末被仰付神田紺屋町三丁目へ人參座相建望之者へ相渡候處。此度右人參座相止以來元飯田町中坂上人參製法所において相渡候筈に候。只今まで武家は兼而印鑑遣置、在町之分は名主家主之印形を以請取來候得共。諸人求めやすきため其儀相止、人參望のものは製法所へ代料持參候得ば相渡候。且人參之儀次第に致増長當時作出候に付、代料之儀も別紙の通申渡候。右人參望之もの者勝手次第製法所に請取可申候。

(代價は別表に出す)『舊政府御達留』

文化元年甲子三月に至り人參製法所にて拂下ぐることを止めて本町の藥種問屋に拂下ぐることとなり左の如く告示せり。

町 觸

朝鮮人參之儀世上御救のため御製法被仰付候處、右種人參之儀當時一統病用に相用候趣

之處町方賣買値段段御拂値段と違ひ高料にも相聞。末々之者は人參相用度存候ても直段其他手重に相心得買調候儀も難成類も有之哉に相聞候。依之此度御製法人參之分本町三丁目間屋十三軒へ御拂ニ相成右間屋共より御府内藥種屋共へ御拂元直段を以て下直に賣渡候筈に候間。勝手次第右間屋にて買受前藥種屋共にて包分其外之用として壹割之口錢を差加望の者へは縱令少分に候共賣渡可申候。依之小賣之分は間屋並江戶中藥種屋共も上中下共。壹斤に付何程壹兩に付何程錢百文に付何程と銘々張札いたし置候間。望之は者勝手次第買請候様可致候。且他において製法いたし候分は右人參へ相交候而者御救之趣意も不相立事ニ候條。間屋者不及申惣藥種屋共も相互に心を付吟味いたし右體之儀無之様可致候。若紛敷取計いたし候者相聞候はゞ吟味之上數數答可申付候。

右之趣藥種問屋藥種屋共者不及申惣町中末々迄も不洩様可觸知者也。『天保集成絲綸錄』天保六年乙未十二月に至り、石坂宗哲へ製造を命じ其製品は本町大傳馬町の藥種問屋より拂下ぐるこゝなり、左の町觸を發せり。

野州産人參之内石坂宗哲へ官製被仰付候。御用殘之分世上御救之爲め此度本町大傳馬町兩組藥種問屋共へ御拂相成。右間屋共より御府内藥種屋共へ御拂元直段を以賣渡候筈に申付候間。勝手次第右間屋にて買受小前藥種屋共にて包分其外入用として壹割之口錢を差加へ。望之者縱令少分に候共賣渡可申候。依之間屋並江戶中藥種屋共も壹兩目に付何程と銘々張札爲致候間。望之者は勝手次第買受候様可致候。御救之趣意相辨、正直に賣買可致萬一他産人參右御拂人參へ相交候賦其外紛敷取計いたし候者相聞候はゞ。遂吟味

○幕府官製以外ノ
日本産人參

嚴敷答可^よ申付候。

右之趣藥種問屋共者不及申、惣町中未々迄も不洩様可觸知者也。『天保集成絲綸錄』

天保十三年に至り、前年十二月問屋組合停止の爲從來問屋に拂下げしを止め、吹上御所に於て總て拂下ぐるこゝなり、下項にある如く告示せり。

是れより前竹・本主水正・竹田・伊豆守より他國産人蔘の儀に付申上候とて、老中へ左の如き意見書を提出せり其要領は。

今回朝鮮人蔘栽培を自由に開放せしにより、向後日光官營人蔘賣捌に付吹上奉行より藥種屋共に諮問したるに、彼等の申立は。

問屋組合は前年御差止に相成候に付、今日に於ては爲めに、藥種の取引等未だ海陸運送等の取締相付かず。自分共の手にては斤數多量に引受賣捌く事は豫定して申上難きも。御製造の人蔘は元來良藥普及の御趣旨より出たることは平素有難く考へ居り。又従前取扱馴れたる事なれば、同業者申合せて精々賣捌可申候と答申せり。

此後に於て他國産人蔘は天保二年頃より他國に多分に作出し賣買せるにより、官營人蔘の捌け方に影響することゝなれり。前に奥州雲州其他の作元に何

等か制限を加ふる様意見を申上しも採用に不相成。爾後追々作出し官營の御趣旨も薄く相成しにより、己年に於て文化年間の通他國人參を混淆して賣買せざる様町奉行より申渡されたしと意見を申上。同年に於て右町觸はありしも賣買差止と云ふ程にも無く。故に爾後各地の人參増殖し自然官營人參の賣行減少せり。之が對策としては寛政二年以前の通り諸國人參の栽培を賣買と共に禁止するか、或は又其諸侯の領内限り藥用に使用し、他へ賣買は禁止し、且其藥用も従前栽培せし地方のみを限りて許し、其他賣買は勿論作立の儀禁止すべしと、天保五年に意見を提出せしも採用に不相成。官製品は年々賣行減少し手持多くなり變色する物をも生せり。天保十二年には賣行も多く、支那輸出の分も彼地に於て氣受も宜しく追々賣行増加すべきも。此後他國産人參を諸國へ販賣することを許せば、自然官製品の賣行に支障を生ずべく。何卒天保五年申上候意見の通實行せられんことを願ふ。云々天保十三年四月

右意見書に付て老中より兩町奉行に下附して意見を問ひ。同七月町奉行遠山左衛門尉景元、鳥居甲斐守忠耀より左の如く意見書を差出す、其要領は。

昨年の冬獨占的弊害あるにより、江戸市中の各商業者が問屋組合等の名稱に

て團結することを一切禁止したるに付ては、官營人蔘を従前通り問屋に引受させ其手により賣捌かしむる方法には成り難きも、左りとて主水正等の意見の如く、奉行所より人數を極めて賣捌人を指定する方法には同意するを得ず。

斯くせば手狭に相成終には、賣を爲すこと、成り、諸品手廣く賣買せしむる大趣旨にも背くべく、種々考慮して左の如く定むを適當なりとせり。

一、官製人蔘は定日を立て拂下ぐること(吹上役所にて)。

二、代金は即時拂とす、斯くせば身元調の手数を要せず。

三、府内藥種商は勿論素人にてても自由に願出拂下を受けしむること。

四、小賣値段の正確を期する爲其代價を店先に貼出さしむること、せば、其日稼の者に至るまで手軽く手廣く賣買出來、御救の爲の御製法仰付られし御仁惠の御趣意も行届くべし。

右御尋に付取調候處書面之通御座候 依之別紙町觸案相添御下げの書面一通返上此段申上ぐ。以上『市中取締書留』

左の告示は右兩町奉行の意見を採用し、其立案を用ひたるものなるべし。

天保十三年壬寅九月廿五日

○店前。

○タナガリ即借家
人。
○篤ト。

朝鮮人蔘之儀世上御救之ため御製法被_レ仰付、當時一統病用にも相用候趣ニ候處。町方賣
買値段御拂直段と違、高料にも相聞末々之もの共相用度存候ても、値段其外手重に相心得買
調候儀難成類も有之哉に相聞候間。御製法人蔘之分藥種問屋に限り御拂ニ相成、右問屋よ
り藥種屋共へ御拂元値段を以下直に賣渡候筈ニ候間。勝手次第可_レ買請旨先年相觸置候處。
舊冬問屋組合等停止被_レ仰出、諸品手廣に賣買可_レ致との御趣意に付。以來人蔘之儀毎月八日
十七日晦日小之月は廿九日、吹上役所において御拂被_レ成候間、望之ものは勝手次第可_レ願出。
尤奉行所へ届に不_レ及候間、町役人共差添直に同所へ可_レ罷出。且賣買之儀引請候もの壹割の
賣徳を以差引上中下共掛日壹斤ニ付値段何程、壹兩ニ付何程、百文ニ何程と相認め見世先へ
張出置。其日稼のものニ至迄手輕ニ買取方相成候様可_レ致。若不正之賣買致候もの於相聞
者吟味之上嚴重之咎可_レ申付候。

右之通町中不_レ洩様可_レ觸知もの也

寅 九 月

右之通從町御奉行所被_レ仰渡候間。町中藥種屋共者勿論、家持借家店借裏々之もの共へ壹
人別に得と申聞。一統行届候様町中不_レ殘入念可_レ相觸候。

九月廿五日

町年寄 役 所

『天保新制録』

然るに其九年の後嘉永四年に至り問屋組合を復興したる爲。幕府官營人蔘
は又もや本町、大傳馬町藥種屋組合に拂下げ賣捌かしむることとなり、左の如く

告示せり。

嘉永四年辛亥十二月二十九日

朝鮮種人蔘之儀世上御救之爲め御製法被仰付、藥種問屋に限御拂之所。去る丑年間屋組合停止之砌、翌寅年九月以來人蔘之儀毎月八日十七日晦日小の月は廿九日、吹上役所において御拂相成候間。藥種屋は勿論素人にて望之ものは、町役人共差添直に同所へ可罷出旨相觸候處。此度問屋組合再興に付、定日渡直願差止前々之通本町組藥種問屋大傳馬町組藥種屋へ御拂相成。兩組問屋共より御府内藥種屋共へ御拂元値段を以賣渡候間。右問屋にて買受口錢之儀も寅年以前之通相心得。望之者へは縱令少分に候共無差支可賣渡候上中下共小賣値段書問屋并江戸中藥種屋共銘々見世へ張出候條。望之者は勝手次第買受可申候、若不正之賣買於相聞候者吟味之上嚴敷咎可申付候。

右之通藥種問屋共は不申及惣町中不洩樣可觸知もの也。

寅十二月

右之通從町奉行所被仰渡候間。町中藥種商賣之者は勿論、其外家持借屋店借裏々まで不洩樣入念可相觸候。『弘化嘉永御觸御書付留』

上に記したる問屋組合の停止並其解停の事情に付ては左に要領を摘して説明を加へ置くべし。

江戸の間屋の組合は其起原相當に古し。元祿七年に菱垣廻船積仲間を設け、大阪江戸間運送海損の場合。荷主組合の行事立會勘定を爲し、一切船問屋をして關係せしめざること

す。之を十組問屋の濫觴とす、藥種店組も此十組の一なり。其後組合は増加し文化年間には六十八組に至る。

文化五年には此仲間聯合に成れる十組の問屋は、毎年一萬二百兩の寔加金を納むることとし。其三年分を借下げ仲間に貸付、其利子を以て大川橋新大橋永代橋の三橋を架設し、永久に其修繕を負担し三橋會所と稱せり。

此外にも次第に種々の業者が組合を増加し、同業者を統制すると共に仲間外の者には同業を営まざらしめたり。此營業權たる株は高價に賣買せらるゝに至り、また弊害をも發生し。天保年間に至り物價の昂騰庶民の困難は、此問屋仲間が營業を專占する爲なりとの世上一般の非難あり。老中水野越前守忠邦は天保十二年十二月斷然此組合仲間に解散を命じたり。

水野の失脚後阿部伊勢守正弘老中となるに及び、前町奉行筒井紀伊守政憲は、前年問屋組合廢止後商業の統制を失ひ物價低落せざるのみならず、金融必迫商業不振を來せりとし。其興復の意見書を呈したるにより、之を江戸町奉行遠山左衛門景元に諮問したる後嘉永四年に至りて問屋を再興したり。天保以後維新前迄は此天保の制度を持続したり。

官營人蔘竝其の賣買等の經緯變遷等に付ては上來記述せる所甚だ複雑にして一讀理解し難きものあり。仍て一目之を判り易からしむる爲、人參拂下箇所、値段賣り方等の變遷に付て表に作り左に摘録すべし。其中に不明の部分あるは文献の缺如によるものにして推定によるの外なし。

幕府官營人蔘拂下に關する要項表

年 月	賣下の場所	賣拂の方法並代價品別等	備 考
寶曆十三年 六月	神田紺屋町に人蔘座を立て岡田治助をして引受しむ。	此人蔘座より藥種業者に卸賣を爲し、また自用買受人たる小賣す、江戸府内の自用買受人は武士は印鑑を出し對選人平民は名主家主の印形にて買受く、自用買受人は此外の藥種店よりも買受く。	官製外の日本製人蔘も亦藥店に於て賣捌く以下同じ。町醫者にして本草家たる田村藥水元雄は此時より製法御用被仰付。
明和 元年十二月	右 同	江戸の藥種問屋三十二人大坂同二人を下賣人と指定し、且人蔘代價を左の如く定む。 上人蔘 半兩 代金 壹兩 並人蔘 同 同 貳分 肉折人蔘 同 同 壹貫文 郷整人蔘 同 同 六匁文 並折郷整は小半兩包五分包をも作り賣下ぐ。	江戸の下賣人は關八州及東海屋八國陸奥、大坂の下賣人は大坂附近に賣下區域を定む。
明和 四年 八月	右 同	江戸の下賣人を變更し且京都に二店飛彈に一店を加ふ。 上並二品に刻印を施す且從前封印せしを罷め一斤八半斤入箱入とし品目に割人蔘を加ふ細整を諸國の下賣に加ふ。	刻印を人蔘に施すに至りしは他の人蔘の混入を防ぐに 出べ。
明和 四年 四月	右 同	江戸市中へ下賣人を分布増加す。	
明和 七年 三月	右 同	人蔘の品目中に並次人蔘を増加す且代價を左の如く引下ぐ。 並人蔘 一兩 金 二分 同 半兩 同 一分 同 小半兩 同 七匁五分	
明和 七年 八月	右 同	以上下賣人の外に江戸の町醫二人に東北五箇國の賣弘を許し相對價段を以て賣廣を爲さしむ。相對賣としたるは以下同じ、相對賣とは自由契約の意也。	此賣廣は特に行商人を派遣して賣廣を爲すもの也。
明和 七年 十二月	右 同	右二人賣弘地域に東海五國及佐渡を加ふ。南備馬町伊勢町下賣の地方賣弘を差止む。	
明和 八年 十二月	右 同	土州新田藥種業者一人に附近五國の賣弘を許す。	

明和八年十二月	右 同	淺草村木町二人の者に東海山陰北陸十箇國の賣込を許す。諸國の中諸所に人參會所を定め、會所には御免人參賣所と看板を掲げしむ。會所には人參代日延納付を許し其間の融通貸付を許す。	後に會所は小民銀行の如くなり。
明和八年十一月	右 同	江戸四人六坂一人の藥種商に畿内山陰山陽南海西海三十三箇國への賣込を許す。以上國々の人參賣所希望者は京大坂の人參會所に申込ましめ之を許す。	右 同
安永元年十二月	右 同	前々欄記載の仲間(別に五人の加入を許す。	
安永七年七月	右 同	江戸四人京都一人の藥種商に畿内東海山陰山陽南海西海四十三箇國への賣込を許す。人參代金を融通貸付のこと前に同じ。	田村元雄安永五年に歿す此前より二代田村元雄事に關係せる如し。
天明七年十二月	人參製法所 <small>(幕府官營製造所、此時は元敵田町中坂の上在り)</small>	人參座を廢す且價を引下ぐ。 上入人參 一兩 代銀 七匁五分 並入人參 同 同 四匁 刻入人參 同 同 四匁 肉折人參 同 同 二匁 細挽人參 同 同 二匁 以上一兩、半兩、小半兩の三とす刻みは五分包をも作り賣る。	此時種印を改正す官製に紛らしき種印の品ありしによる。此時人參を所持せるものは製法所に提出して増し種印を受けしむ。製法所にては小賣も取扱ふ。
寛政二年十二月		人參増殖を止め作付も賣買も人民の自由になす。	此時人參製法所を止めしか不明或は少量を製造せしか不明此頃まで、三代田村元雄製法に關係す、此時代不束ありて種を罷められし如し。
享和三年三月	人參製法所	當分野州一國は幕府の御用作とす。	
文化元年三月	右 同	人參製法所にて拂下を罷め江戸木町三丁目藥種問屋十三軒に拂下げ石問屋より各藥店に賣渡す。口錢は一割と定む。	
天保六年十二月	右 同	石坂宗哲に人參製造を命ず。江戸本町大徳馬町藥種問屋に拂下け問屋より各藥店に賣渡す。口錢代價の定店前貼出等前に同じ。	石坂宗哲は權圖と號し甲斐の藩醫關を開き諸生を教ゆ後幕府の侍醫となる秋田津輕藩の人參を製法し又文政年中命により日光人參を製法して進む。
天保十三年九月	吹上役所	前年十二月江戸の總ての間屋組合を禁ず藥種問屋も又停止したるにより卸賣小賣吹上役所にて取扱ふ。	吹上役所は吹上御花昌奉行の所管
天保十四年十二月		人參賣處を罷め作付も賣買も自由開放せしこと寛政二年の時と同じ。	
嘉永四年十二月		問屋復興に付藥種問屋にて取扱ふこと前々欄の記載に同じ。	
明治二年		下野上郡賀那板荷村人參製法所を廢止す。	

以上文献の記載に依り考ふれば、幕府當局者が醫藥行政の見地より當時の最必要藥たりし人蔘を、日本國內隅々に迄廉價に普及せしむべく、而も大衆小民を主たる目標としたるは明か也。今日の語を以てせば社會政策的にも綿密周到に意を用ひて施設せしことを觀取し得べし。其代價に付て見るに、對馬屋敷並其指定の人蔘座に於て賣下たる最も價の貴とかりし正徳の時代は人蔘一兩銀三十六匁内外にして之すら入手し難く、右の座以外にては其倍額以上に取引せられしこともあり。山口幸充の『嘉良喜隨筆』には朝鮮上人蔘一兩三百匁より五百匁、鬚折にても一兩百二十匁に賣買せられしことを記せり。古川柳に「人蔘を錢で買ふのはいちらしい」の句あり、其意は人蔘は皆金貨銀貨にて取引せらるゝものなるに。小民が貧しき裡より苦心算段して零細の錢を寄集めて漸く購入するの狀に同情したるものなり。御種人蔘の廣布するに至り其價は甚低廉となり一兩銀七匁五分にて買ひ得られ、其下等品は錢にて取引せらるゝに至り。復昔日の如く「孝行さ藥の鍋に身を投げる」「木藥屋女^セ街^{ヅメ}の傍で五兩取り」等の悲劇も、人蔘代で首を緘る憂も絶無となりし事に想倒せば、人蔘官營が實に一大惠政たりしことを更に再び特書大筆せざるべからず矣。

第四目 幕府の參政雜項

(1) 人參押賣の取締

人參の賣弘人を指定して日本各國に賣弘めしめし時代に於ては、其手先の者賣捌高を大ならしめんが爲官營人參を笠に着て威權がましく振舞ひ。或は地方の藥種屋、醫師豪家等に就き注文を聞き、其買入の額多からざるか又は買入ざる時は、有德院、榎御仁德の程を辨へざる段不埒なりなど、放言せり。西鶴の『永代藏』にわろき者を擧げある中に、人參のおきつけ、筒もたせ、犬鈎：云々とあり。茲にオキツケとあるは人參を押付けて不要と斷るにも拘らず強いて納め置き。後より代價を徴收に來る者なり斯る手段も行はれ世人に甚しく嫌忌せられしを見るべし。

幕府に於ても其弊を知り、明和八年十一月十九日に左の如く告示せり。

大目付へ

朝鮮人參賣弘人晉羽町六丁目平次郎店俗醫谷次郎兵衛今泉惣右衛門下請人手先のもの
在々相廻り候節。不法之儀有之由相聞候に付吟味之上夫々御仕置申付候。以來在々賣弘
候節諸事常體、商人之通にいたし望候もの共へ計賣渡決て押賣致間敷旨申渡候間。其趣相
心得不法之儀有之は勿論押賣等いたし候もの有之候はゞ其所へ留置可申出候。

右の趣向々へ寄々可被相達候。『御觸書』『舊政府御達留』

天明元年大坂人參會所の頭取三郎右衛門は押賣に關係して罷免せられ、之に代りたる辻
傳次郎及會所支配人二三人も押賣の廉により處刑を受けたり。と竹越氏『日本經濟史』
に出づ據典不明。

○徳川吉宗。

○惡漢。

○筒モタセトハ、
夫辯共謀シテ有夫
蓋ヲ爲シ危機一髮
ノ際本夫躍リ込ミ
脅迫シテ金ヲ取ル
手段ヲ云フ。犬鈎
トハ犬ノ好ム食物
ニテ之ヲヒキ付ケ
捕ヘテ殺ス者ヲ云
フ。

○普通。

(2) 人參の惠政中の惠政。

△元文元年辰十一月に至り幕府は貧民に人參の莖葉を無代惠與せり其達左の如し。

申渡之覺(町年寄より名主へ申渡す)

朝鮮人參の莖葉

右者病用に付人參服用願度候而も調候儀難儀之者。右人參之くき葉服用致度願はゞ、被下之候間。病人之好身之者に家主成共名主成共壹人差添下野守椽御番所へ罷出可相願候。尤貳度目よりハ壹人罷出頂戴致候椽に可致候會而六ヶ敷事ニ而ハ無之候條此旨町々へ可被申聞候以上。『大成令』

此時代に於ては日光の御種人參漸繁殖せんとせしも、未だ其産額豊富ならず。官營人參も充分に下層に迄普及せざりにより。貧民の人參に渴望せしものを慰醫せんとして此令ありしと想はる。

△安永二年傳染病流行の際府内に官製人參を無代配付す。

此事に關する蜀山人『半日閑話』の記載左の如し。

疫病流行 すべて去年より引續て疫病甚しく春より夏に至て死するもの夥し、品川新宿の内計にて八百人。

疫病流行に付人參被下六月三四日頃。此度疫病流行に付江戸町々へ不殘人參五兩づゝ公儀より被下置之。

『武江年表』には：：安永二年三月末より疫病行れ人多く死す。江戸中にて三月より五月まで凡そ九萬人疫死といふ、大方中人以下なり。御救として朝鮮人參を賜はる：：と出

○ヨシミハ知人懇
意ノ者。
○町奉行稻生下野
守正長？。

づ。

△小石川御藥園養生所にも人參を使用せしむ

小石川御藥園養生所は今日の慈惠醫院に相當するものなり『環齋記聞』によれば小川笙船なる江戸の町醫者が貧民の病に苦む者を救濟すべく享保七年官に建白し。官之を容れ小石川に院を建てて之を藥園の附屬として、小川笙船に地を賜ふて之に居らしめ其事業を管せしめし者也。

『公事餘錄』に左の記載あり、小川笙船の立案に成れるものなり。

小石川御藥園養生所の壁書

一、御藥園御養生所へ參り候病人之儀、何れも下々之儀に候得共危き療治無之様隨分念入療治可_レ被_レ成候事。

一、病氣之様子にも寄候得共、人參多く用_ニ無之様ニ可_レ被_レ成候。萬一多く遣ひ不_レ申候而難_レ成

病氣に候はゞ、養生所役人小川笙船等相談の上用ひ候様可_レ被_レ成候。

一、長病人或は穢敷病症に退屈無之様に可_レ被_レ成候。

月 日

○老中水野忠元。

○本項ハ係リ醫者
ガ患者ノ使用ニ托
シ人參ニ私曲アル
ヲ防ギシモノナラ
ン。

此の箇條書の實行せられしことは『對馬文書』に、享保九年九月二十五日御用番水野和泉守へ對馬の家老原宅右衛門を召寄せ。小石川養生所入用に付毎月人參五兩づ、町奉行の印鑑を以て相渡様に、人參座に可_レ申渡仰付らる。……とあるにより明かなり。此等貧民の患者に迄當時最貴かりし朝鮮人參を藥用

せしめしは、慈惠の趣旨の徹底せるものと謂ふべし。

第三節 諸侯の人參經營

享保年代以降幕府の人參栽植獎勵により、諸侯もまた人參栽植を藩營として行ひし者甚多し。其動機は幕府が原と濟世救民の趣旨より出で、其行政は終始此本旨を以て一貫せるとは少しく事情を異にし。主として其營利により藩の財政に資せんとする趣旨に出でたるもの多く。恰も競ふて諸侯が江屋大阪の屋敷内に神社を設け、其賽錢の利を得んとせしに類するものありし也。而して人參の栽培は難事業なれば、中絶したるもの多かりしが、就中會津と出雲のみは是に成効して其事業盛大となるに至れり。此等の藩に於ては其藩營事業の遂行の爲め所謂人參の行政と稱すべきもの行はれたれども、規模甚小なるが故にそれ等は第四卷人參栽植篇に於て併せて記述すべく。また此等藩營人參の支那輸出に付て幕府より加へたる制限等にて付ては第三卷人參經濟篇に於て併せて記述すべく。本卷に於ては之を省略せり。

第四節 明治維新後の人參行政

明治維新の改革は善きも惡きも、總て徳川時代の舊套を脱却破棄して、歐風の

新文明を樹立せんと試みし一劃期にして。醫學の上よりしても在來の漢法は頓に衰退し從て人參重用亦昔日の如くならず。其栽培も一頓挫を受けたり、明治二年日光山下に於ける幕府經營の板荷村イタダガの人參製法所を廢止して以來。人參と政治とは全く絶縁せしが、爾後明治政府の基礎確立して盛に殖業興業の助長行政に力を注ぐに至るや。人參は支那向の輸出品として保護獎勵を加へらるゝに至り。或は農商務省管下の試験場に於て其栽培病害蟲の研究等科學的に行はれ。一方また外務商通商局に於ては在支那領事の人參需用嗜好等の報告により、之を當業者に告知して其の輸出販賣に資する等。斯業擁護の方針を以て進み地方廳に於ても其昔ながらの引續き栽培せる地、竝中絶したる地方は之が栽培を獎勵し。或は組合を設けて事業の統制を計り、粗製濫造を戒め製品の改良を謀り。或は科學的に其栽培の研究を進め又は資金の供給に利便を與ふる等之を重要なる一廉の産業として獎勵を加へられて猶今日に及べり。それ等に付ては第三卷及第四卷に於て併せて記す所あるべく茲には之を省略す。

凡そ此藥草ほど豫想外に政治に交渉を有したるもの他に非ざるべし。

第 號

昭和 年 月 日寄贈

寄贈先

昭和十年九月十日印刷
昭和十年九月十五日發行

非賣品

著作者

朝鮮總督府
專賣局屬託

今 村 鞆

發行者

朝鮮總督府專賣局

京城府蓬萊町三丁目六二・三

印刷所

朝鮮印刷株式會社

